

平成 1 8 年 第 2 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 1 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 5 日間)	4
1. 日程第 3. 行政報告 (島市長)	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について	1 3
○提案理由説明 (島市長)	1 3
○総務文教常任委員会付託	1 4
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明 (島市長)	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正につ いて	
議案第 4 号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について	
議案第 5 号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療 費の助成に関する条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明 (島市長)	1 4
○原案可決	1 5
1. 日程第 7. 議案第 6 号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について	1 5
○提案理由説明 (島市長)	1 5
○原案可決	1 5
1. 日程第 8. 議案第 7 号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 5
○提案理由説明 (島市長)	1 5
○原案可決	1 6
1. 日程第 9. 議案第 8 号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例の一部改正について	1 6

○提案理由説明（島市長）	16
○質疑（熊谷吉正議員）	16
○原案可決	17
1. 日程第10. 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について	17
○提案理由説明（島市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第11. 議案第10号 専決処分した事件の承認について	18
○提案理由説明（島市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第12. 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画について	18
○提案理由説明（島市長）	18
○補足説明（石王総務部長）	19
○質疑（齊藤 晃議員）	20
○質疑（熊谷吉正議員）	23
○質疑（小野寺一知議員）	24
○原案可決	25
1. 日程第13. 議案第12号 市道路線の廃止について	
議案第13号 市道路線の認定について	25
○提案理由説明（島市長）	25
○原案可決	26
1. 日程第14. 議案第14号 指定管理者の指定について	26
○提案理由説明（島市長）	26
○質疑（武田利昭議員）	26
○原案可決	27
1. 日程第15. 議案第15号 専決処分した事件の承認について	27
○提案理由説明（島市長）	27
○承認	27
1. 休憩宣告	27
1. 再開宣告	27
1. 日程第16. 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算	28
○提案理由説明（島市長）	28
○補足説明（石王総務部長）	29
○質疑（宮田 久議員）	30
○質疑（佐藤 靖議員）	35
○質疑（熊谷吉正議員）	40
○質疑（齊藤 晃議員）	45
○質疑（黒井 徹議員）	47
○質疑（渡辺正尚議員）	50

1. 休憩宣告	5 2
1. 再開宣告	5 2
○修正動議の提出理由説明（林 寿和議員）	5 2
○質疑（黒井 徹議員）	5 2
○質疑（小野寺一知議員）	5 3
○質疑（佐藤 靖議員）	5 5
○質疑（熊谷吉正議員）	5 5
○質疑（東 千春議員）	5 6
○質疑（斉藤 晃議員）	5 8
1. 休憩宣告	5 9
1. 再開宣告	5 9
○原案可決	5 9
○発言（熊谷吉正議員）	5 9
1. 日程第 1 7. 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	5 9
○提案理由説明（島市長）	5 9
○原案可決	6 0
1. 日程第 1 8. 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	6 0
○提案理由説明（島市長）	6 0
○原案可決	6 0
1. 日程第 1 9. 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	6 0
○提案理由説明（島市長）	6 0
○原案可決	6 1
1. 日程第 2 0. 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	6 1
○提案理由説明（島市長）	6 1
○原案可決	6 1
1. 日程第 2 1. 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	6 2
○提案理由説明（島市長）	6 2
○原案可決	6 2
1. 日程第 2 2. 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度名寄市病院事業会計補正予算	6 2
○提案理由説明（島市長）	6 2
○原案可決	6 2
1. 日程第 2 3. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	6 3
○提案理由説明（島市長）	6 3
○報告済	6 3
1. 日程第 2 4. 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について	6 3
○提案理由説明（島市長）	6 3
○報告済	6 3
1. 休会の決定	6 3

1. 散会宣告	6 4
---------------	-----

第 2 号（ 9 月 1 3 日）

1. 議事日程	6 5
1. 本日の会議に付した事件	6 5
1. 出席議員	6 5
1. 欠席議員	6 5
1. 事務局出席職員	6 5
1. 説明員	6 5
1. 開議宣告	6 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 7
1. 日程第 2. 一般質問	6 7
○質問（猿谷繁明議員）	6 7
○質問（岩木正文議員）	7 4
1. 休憩宣告	8 4
1. 再開宣告	8 4
○質問（高橋伸典議員）	8 4
1. 休憩宣告	8 6
1. 再開宣告	8 6
○質問（東 千春議員）	9 3
○質問（村端利克議員）	1 0 3
1. 休憩宣告	1 1 1
1. 再開宣告	1 1 2
○質問（木戸口 真議員）	1 1 2
1. 会議時間延長宣告	1 2 2
○質問（谷内 司議員）	1 2 2
1. 散会宣告	1 3 4

第 3 号（9 月 1 4 日）

1. 議事日程	1 3 7
1. 本日の会議に付した事件	1 3 7
1. 出席議員	1 3 7
1. 欠席議員	1 3 7
1. 事務局出席職員	1 3 7
1. 説明員	1 3 7
1. 開議宣告	1 3 9
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 9
1. 日程第 2. 一般質問	1 3 9
○質問（駒津喜一議員）	1 3 9
○質問（宗片浩子議員）	1 4 6
○質問（栗栖賢一議員）	1 5 4
1. 休憩宣告	1 6 3
1. 再開宣告	1 6 3
○質問（植松正一議員）	1 6 3
○質問（宮田 久議員）	1 7 3
○議事進行発言（野々村 勝議員）	1 7 8
1. 休憩宣告	1 7 8
1. 再開宣告	1 7 8
○質問（渡辺正尚議員）	1 8 0
○質問（黒井 徹議員）	1 9 0
1. 会議時間延長宣告	1 9 6
1. 散会宣告	2 0 2

第4号（9月15日）

1. 議事日程	203
1. 本日の会議に付した事件	203
1. 出席議員	203
1. 欠席議員	204
1. 事務局出席職員	204
1. 説明員	204
1. 開議宣告	205
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	205
1. 日程第2. 一般質問	205
○質問（中野秀敏議員）	205
○質問（佐藤 靖議員）	214
1. 休憩宣告	225
1. 再開宣告	226
○質問（斉藤 晃議員）	226
○質問（山口祐司議員）	236
○質問（熊谷吉正議員）	243
1. 休憩宣告	255
1. 再開宣告	255
○質問（竹中憲之議員）	255
1. 会議時間延長宣告	264
○質問（佐藤 勝議員）	264
1. 休憩宣告	276
1. 再開宣告	276
1. 日程第3. 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定 について	276
○総務文教常任委員長報告（熊谷吉正委員長）	276
○質疑（小野寺一知議員）	277
○修正可決	277
1. 休憩宣告	277
1. 再開宣告	277
1. 日程第4. 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書 意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書 意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書 意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書 意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意	

見書

意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書	277
○原案可決	278
1. 日程第5. 報告第3号 例月現金出納検査報告について	278
○報告済	278
1. 日程第6. 委員の派遣について	278
○派遣決定	278
1. 日程第7. 委員の派遣報告	278
○経済常任委員長報告（川村正彦委員長）	278
○建設常任委員長報告（野々村 勝委員長）	280
○報告済	281
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	281
○継続審査（調査）決定	281
1. 閉会宣告	281
1. 質問文書表	283
1. 議決結果表	290

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成18年9月1日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第14 | 議案第14号 指定管理者の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第15 | 議案第15号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第16 | 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算 |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について | 日程第17 | 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第19 | 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第21号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算 |
| 日程第9 | 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算 |
| 日程第10 | 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について | 日程第23 | 報告第1号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第11 | 議案第10号 専決処分した事件の承認について | 日程第24 | 報告第2号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第12 | 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画について | | |
| 日程第13 | 議案第12号 市道路線の廃止について
議案第13号 市道路線の認定について | | |

1. 本日の会議に付した事件

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助 |

成に関する条例の一部改正について
 議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
 日程第7 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
 日程第8 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 日程第9 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について
 日程第10 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について
 日程第11 議案第10号 専決処分した事件の承認について
 日程第12 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画について
 日程第13 議案第12号 市道路線の廃止について
 議案第13号 市道路線の認定について
 日程第14 議案第14号 指定管理者の指定について
 日程第15 議案第15号 専決処分した事件の承認について
 日程第16 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
 日程第17 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
 日程第18 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
 日程第19 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算
 日程第20 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
 日程第21 議案第21号 平成18年度名寄市公

設地方卸売市場特別会計補正予算
 日程第22 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算
 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について
 日程第24 報告第2号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員（35名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	野々村	勝	議員
	26番	中野	秀敏	議員
	28番	村端	利克	議員
	29番	川村	正彦	議員

30番	福	光	哲	夫	議員
31番	齊	藤		晃	議員
32番	武	田	利	昭	議員
34番	三	宅	幹	夫	議員
35番	小	野	寺	一	議員
36番	大	久	保	光	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	伊	藤	矩	康
書	記	間	所		勝
書	記	久	保		敏
書	記	佐	藤	葉	子
書	記	開	発	恵	美

1. 説明員

市	長	島		多	慶	志	君
助	役	今		尚		文	君
助	役	小	室	勝		治	君
総務部	長	石	王	和		行	君
生活福祉部	長	山	内			豊	君
経済部	長	手	間	本		剛	君
建設水道部	長	松	尾			薫	君
福祉事務所	長	中	西			薫	君
上下水道室	長	関	下	富	士	夫	君
教育	長	藤	原			忠	君
教育部	長	今				裕	君
市立総合病院	長	佐	藤	健		一	君
市立大	学	中	尾	裕		二	君
市立大	学	森	山	良		悦	君
監査委員							

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成18年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 植松正一 議員

24番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間と決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。

本日、平成18年第2回定例会の開会に当たり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

去る7月25日に執り行いました新「名寄市」誕生記念式典には、議員各位をはじめ多くの市民の皆さんに御出席をいただき、盛会のうちに終了できましたことに心よりお礼を申し上げます。市民の融和と発展に向けて決意を新たにしているところです。

また、記念式典に先立つ新「名寄市の花・鳥・木」の選定につきましては、市民の皆さんからの御意見をいただき、さらには各界の代表者による

選定委員会で議論していただくなかから、市の花には「オオバナノエンレイソウ」、市の鳥については「アカゲラ」、市の木には「シラカバ」との答申を受けてそれぞれ制定し、式典のなかで披露させていただきました。

次に、総合計画について申し上げます。

「新名寄市総合計画」の策定につきましては、総合計画を考える「地域懇談会」を8月21日から13会場・14回の予定で開催しています。また、各団体・職域懇談会についても随時実施するとともに、市民アンケートを行い、市民の幅広い意見や提言をいただきたいと考えています。

総合計画策定審議会については、公募を含め100名の委員を選考させていただきました。9月6日には1回目の審議会において、委員の委嘱と総合計画に対する諮問をさせていただくとともに、磯田憲一元北海道副知事の講演会を開催するなど、具体的な策定作業を進め、市民との協働による計画づくりに努めてまいります。

次に、行財政改革について申し上げます。

「新・行財政改革推進計画」の策定につきましては、8月に課長・係長職26名による推進計画策定委員会を庁内に設置いたしました。今後は策定委員会において、計画の基本方針や推進事項を定め、具体的な改善策について調整を図ってまいります。

また、総務省より示された「行革の新たな指針」による集中改革プランについても同推進計画に含め、本年12月を目途に「新・行財政改革推進計画」を策定してまいります。

次に、町内会長・行政区長との懇談会について申し上げます。

7月20日に名寄市町内会連合会・風連町行政区長会共催による行政との懇談会が開催されました。市側から今年度の主な事業について説明するとともに、地域から出された意見・要望などについて意見交換を行い、共通認識を持っていただいたところです。今後も合同の会議などを開催し、

地域連携の強化を図ってまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市リンゼイ（現カワーサレイクス）市との交流については、学生の相互派遣を中心に交流を進めており、今年度は2名の高校生を7月中旬から派遣し、今月10日に帰国の予定となっています。

また、友好都市ドーリンスク市との交流では、サハリン州青少年交流・受入事業の一環として、ドーリンスク市の青少年3名を受け入れました。また、友好委員会の長谷川会長を訪問団長として、総勢18名が今月の4日から訪問し、交流を深めることになっています。

次に、国内交流について申し上げます。

鶴岡市藤島との交流では、烈風獅子「しゃん」一行23名が来名し、「てっしフェスティバル」で獅子ばやしを披露し、市民との交流を深めました。また、8月5日には「北鼓友なよろ」の10名の子どもたちが、同じく17日には「名寄・藤島友友の会」設立10周年を記念し、友の会の太田会長、今助役をはじめ7名が、それぞれ鶴岡市藤島を訪問し友好を深めてまいりました。

東京都杉並区との交流では、阿波踊りの一行47名が6月に行われた「白樺まつり」に訪れ、阿波踊りの軽快なリズムでまつりを盛り上げていただきました。本年度の「都会っ子体験交流事業」では、杉並区の児童25名と風連地区の児童22名が参加し、風連会場が7月28日から杉並会場が8月5日から、それぞれ4日間の日程で行われました。この交流を通してお互いの子どもたちは、夏休みの思い出づくりや友情を深め、楽しいひと時を過ごしていました。また、8月26日から27日の2日間、東京高円寺の「阿波おどり」に田中市議会議員、小室助役をはじめ市民32名が参加し、おどりを通して杉並区民との親交を深めてまいりました。

次に、市民健康づくりチャレンジデー2006について申し上げます。

人口規模のほぼ同じ自治体同士が、住民の運動参加率を競うこのイベントは、新たに風連地区の取り組みも加えて、去る5月31日に島根県の雲南市と対戦いたしました。

当日は、あいにくの小雨交じりとなり、屋外スポーツには支障が出る状況となりましたが、参加率は名寄市が50.0%、雲南市が55.5%となり、惜敗という結果でした。

御協力いただいた各団体、市民の皆さんに改めてお礼を申し上げます。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度は、診療科19科に医師44名、研修医11名の合計55名と42名の医療技術スタッフ及び267名の看護スタッフにより地域住民の健康増進を図ってまいります。

また、昨年度から懸案となっています精神科の固定医につきましては、引き続き北海道や関係機関と連携を取りながら医師確保に向けて努力しているところです。

平成18年4月から6月における一般科の第1四半期の運営状況につきましては、取扱い患者数が入院で6.3%、外来で4.0%、また医業収益につきましては入院で3.1%、外来で6.2%、いずれも当初の予定患者数、金額を上回っております。

本年6月に、医療財政の改善のための医療費抑制と医療提供体制の改革を骨子とする第5次医療制度改革関連法が国会で成立いたしました。病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況に変わりはありません。今後も一層、診療体制の充実と収益の確保及び費用の抑制を図り、地域住民の信頼にこたえる病院運営に努めてまいります。

次に、保育行政について申し上げます。

合併に伴い保育所数は、名寄地区で市立の4カ所、風連地区では私立の1カ所、合わせて5認可保育所となり、325人の定員に対して現在326人のお子さんをお預かりしています。

子育て家庭に対する育児支援のための相談、情報の提供、親子の交流の場として、子育て支援セ

ンターを名寄地区で2カ所、風連地区で1カ所設置しています。このうち子育て支援センター「ちゅうりっぷ」につきましては、昨年まで使用していました旧大谷幼稚園園舎が取り壊しとなり、中央保育所に場所を移して開設となりました。しかし施設が手狭であることなどから、教育委員会の協力を得て、補完施設として「ほっと21」の体育室・育児室を併用していますが、7月の利用実績は445組1,049人で、昨年同月と比較して56.6%に止まる大幅な減少となりました。

今後も次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、多様化する保育ニーズへの対応に努めてまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者自立支援法の施行により、介護給付サービスの利用者は、市町村が設置する審査会において、障害程度区分の認定が必要となりました。審査委員は、障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者と規定されていることから、近隣町村から共同設置を要請されていました。

その後、審査会の概要や規約等について協議を進めた結果、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村による共同設置とし、7月7日付けで北海道へ届出書を提出いたしました。

審査委員は、名寄市3名、下川町1名、美深町1名の5名とし、既に辞令交付と審査委員研修を終了し、8月24日及び31日に審査会を実施し、本年10月1日からの本格実施に備えています。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

18年度の国民健康保険税の税率につきましては、合併特例法第10条の規定により、旧市町それぞれの税率を適用し賦課をしています。

当初賦課状況については、医療分での賦課税率に両市町の差異はありませんが、賦課総額に対する均等割・平等割のいわゆる応益割の占める割合が55.12%となっています。現在の軽減率を確保するため、本年度中に応益割合が55%以内となるよう保険税の税率改正案を提案いたします。

なお今年度は、7割・5割の軽減で3,062世帯、2割軽減は344世帯が該当となり、賦課世帯数6,253世帯のうち54.5%が軽減の対象になっています。

また介護納付金分では、旧市町それぞれの税率で賦課をしていますが、7割・5割の軽減は865世帯、2割軽減は160世帯が該当となり、賦課世帯数2,366世帯のうち43.3%が軽減の対象になっています。

今後も被保険者の健康確保のため、給付と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度として一層の自助努力をしてまいります。

次に、介護保険について申し上げます。

7月24日に名寄市保健医療福祉推進協議会を開催し、名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画及び第3期風連町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の統合に向けて協議いたしました。

今後、協議会の下に高齢者部会を設置し、この部会を中心に検討してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりを目指し、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら「交通事故死ゼロ」を目標に運動を進めてまいりましたが、残念なことに5月から7月の3カ月間に3件の交通死亡事故が発生し、3名の尊い命が失われました。

このような悲惨な交通事故を絶滅するため、高齢者交通安全宣言大会及び交通事故抑止緊急大会などを実施し、決意を新たに関係機関との連携を図り、交通安全運動・啓発活動をさらに進めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

名寄地区では、紙製容器包装廃棄物を資源ごみとして、無料収集に取り組み5カ月が経過しました。徐々にではありますが収集量も多くなっています。

風連地区では、プラスチック製容器包装廃棄物

が有料から無料収集になりました。各家庭で比較的多く出される資源ごみですので、負担の軽減が図られたものと思います。

今後も循環型社会の構築のため、資源ごみの有効活用と分別の徹底に努めてまいります。

また埋立ごみにつきましては、合併協議のなかで一般家庭からの持ち込みごみは風連処分場、事業系の持ち込みごみは内淵処分場と、すみ分けての利用としましたが、想像以上に風連処分場が混雑し、市道に車が連なるなど交通事故の危険性もあったことから、利用者の選択ではありますが、一般家庭からの持ち込みごみについては、両処分場への持ち込みを認め、混雑の緩和を図ってまいりました。

ごみの減量化では、6月22日に市民文化センターで30名の参加をいただき、段ボールコンポスタの普及に向けた講習会を開催し、その後も市内デパートの協力を得て、イベント広場での講習会などにも取り組んでまいりました。

今後も生ごみの減量に向け、普及活動を行ってまいります。

次に、公営住宅の建設について申し上げます。

西町団地建替事業は、7月に木造平屋建て3棟6戸を発注し、11月に完成予定で建設を進めています。

北斗・新北斗団地建替事業は、基本設計を7月に着手し、来年2月に完成の予定です。また徳田団地の解体工事は、6棟24戸を11月に発注する予定です。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度、第1四半期における給水量の状況は、計画の一日最大給水量1万1,740立方メートルに対し9,224立方メートルで、施設能力の約79%の稼働率となっております。

第2期拡張事業では、名寄日進地区の配水管布設工事などを発注しています。また、建設改良の全体事業としては、計量法に伴う量水器の取替工事を名寄、風連の両地区でそれぞれ発注していま

す。

残りの配水管網事業などにつきましても、早期発注に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

雨天時の浸水対策及び水質汚濁防止対策として、合流改善事業の滞水池土木工事を発注し、さらに下水処理場の排水ポンプ場電気設備機器更新工事を発注いたしました。

また、個別排水処理施設整備事業につきましては、名寄地区で予定していました智恵文小学校の教員住宅を含め11基、風連地区では6基の全体17基を発注し、そのうち6戸の供用を開始しております。

次に、道路事業について申し上げます。

建設事業につきましては、上半期で80%の発注を目標に進めております。

工事関係では、19線道路舗装工事が完了し、東4号南線、徳田2号線、西5条仲通などの改良舗装工事も順調に進んでおります。

9月以降には、南北2条線の歩道改修や東風連線の智烈布橋架換、名寄演習場周辺障害防止対策事業による排水路工事などを発注してまいります。

次に、防塵対策事業について申し上げます。

例年、防塵対策として行っている未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事につきましては、5月中旬から8月上旬にかけて153路線、総延長で約29キロメートルを施行いたしました。

また、アスファルト乳剤に替わるものとして、アスファルト再生合材の敷設について名寄地区市街地の2路線、総延長で約400メートルを試験的に施行いたしましたが、今後はその路線の耐久性や補修コストなどのデータ収集を行ってまいります。

次に、道立サンピラーパークについて申し上げます。

北海道事業は、サンピラー交流館の各種設備工事をはじめ、やすらぎの庭、スポーツ広場の造成

が発注されています。

市事業のコテージ建設も順調に進んでおり、最終の造成工事を9月に発注予定です。

また、公園の一部開園を11月11日に控え、実行委員会の組織づくりは近隣市町村の協力を得て終了しており、式典などの企画内容につきましては、北海道と現在協議中ですが、当日は多くの市民に御来園いただきたいと考えています。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

高速自動車道路の整備につきましては、土別剣淵ICから土別市多寄間において、去る8月6日に中心杭打式が行われ、新直轄方式による事業着手となりました。

今後も、残された区間の早期着工に向け、道北の市町村、関係機関、各期成会などと協力してねばり強い運動を推進してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村の振興に係る事業の円滑な推進や活性化と持続的発展に向けた施策の検討を目的に、7月下旬に「名寄市農業・農村振興審議会」及び「名寄市農業振興対策協議会」を立ち上げました。

さらには、新たな農業・農村振興計画の策定に向けた計画方向、推進方策の原案策定のため、「名寄市農業・農村振興計画検討委員会」をあわせて立ち上げたところです。委員各位の提言などをいただきながら農業・農村行政の振興に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

春先は低温が続き雪解けや農作業に遅れが生じ、播種・移植作業に影響が出たため初期生育が悪く心配されましたが、6月中旬以降には気温も平年より高く推移し、一時的な大雨もありましたが適度な降水量となり、総じて高温・多照の気候により各作物とも生育は平年並みに回復し、収穫の時期を迎えようとしております。

水稻につきましては、出穂揃いが1日遅い8月3日となりましたが、高温・多照により登熟が順調に進み、現在の生育では平年比3日進んでいま

す。不稔割合はサンプル調査の平均では4.9%で、平年が10%程度のため、不稔粒が極めて少ない状況で、平年並み以上の収穫が見込まれます。積算気温から換算すると成熟期については平年より3日程度早いと予想しております。

畑作物につきましても、6月以降の高温・多照により、豆類・馬鈴しょ・てん菜は平年並みに回復しています。

収穫の終わった秋まき小麦につきましては、雪解けの遅れ、春先の低温によりやや細麦傾向にありますが、収穫は天候に恵まれ7月26日から始まり8月1日に終了しています。現在は規格内に調製されていますが、収量につきましては10アール当たり240キログラム程度と計画を下回る見通しです。

アスパラガスにつきましては、5月下旬の霜と6月上旬の低温により品質に影響があったものの、その後は好天と適度な降水量により生育が順調に進み出荷量も増加しました。選別期間は5月17日から7月7日と長く、品質的にもL・Mクラスが多く、10アール当たりの収量は目標とする300キログラムを超え、農家の努力と増収に向けた取り組みの成果が出ています。収穫終了後は、来年度に向けて生産者に対し倒伏防止、斑点病防除の徹底に努めているところです。

また農業振興センターでは、アスパラガスの新規植栽、更新に向けて大苗146,700本、セル苗84,500本の計231,200本を106戸の農家に供給しました。

次に、第28回を迎えた新名寄市誕生記念「なよろ産業まつり」について申し上げます。

名寄の産業を広く市民に紹介し、地場製品の良さと地産地消の普及、農業・農村の理解を深めることを目的に、なよろ健康の森を会場に8月27日に残暑厳しいなか盛大に開催されました。

今年は合併して「もち米作付け面積日本一」記念イベントとして、巨大石うすによる餅つきを実施し、餅まきも開会式・閉会式に5俵をまいたほ

か、お汁粉を無料配布し、御来場の皆さんに喜んでいただきました。

当日は、毎年好評をいただいております地場産の新鮮な野菜や畜産物の販売のほか、名寄産はくちょうもちを原料とした「赤福」の販売、藤島町の特産品の販売、さらには風連産うるち米や名寄産ゆきわらべの無料配布によるPR、御料太鼓・北鼓童などによる演舞、旧風連町出身歌手の歌謡ライブで祭りは盛り上りをみせました。

また、農協青年部のトラクター馬車、牧草ロール転がしなどの企画も人気を呼び、市民はもとより近隣の皆さんにも楽しい一日を過ごしていただきました。

御協力をいただきました関係者の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

次に、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策について申し上げます。

品目横断的経営安定対策は、土地利用型農業の米、麦、大豆、てん菜、澱原用馬鈴しょの5品目を対象に、複数作物の組み合わせにより営農が行われている水田作及び畑作について、担い手の経営全体に着目して、諸外国との生産条件を是正するための対策となる直接払いを導入するもので、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合は、その影響を緩和するための対策を行うものです。

9月1日からの申請を控え、8月8日から10日まで北海道農政事務所、JA、名寄市の共催で説明会を開催したところです。

対策の支援を受けられるのは「担い手」であり、認定農業者と一定の条件を備えた集落営農組織が対象となり、経営規模については当初2000年の農林業センサスの数値とされていましたが、6月段階で2005年センサスの数値を用いることに変更され、特例基準により認定農業者6.8ヘクタール（当初6.4ヘクタール）、集落営農組織13.6ヘクタール（当初12.8ヘクタール）と決定されました。8月末現在の対象農業者は、5品目

作付け実績農家609戸のうち437戸、72%が対象となり、面積でも4,493ヘクタールのうち3,938ヘクタール、88%が対象の見込みとなっています。

現状では、集落営農組織での該当は難しいと判断しており、認定農業者で該当となるよう指導するとともに、経営規模要件の6.8ヘクタールに満たない農家については、JA・農業委員会などと相談しながら本人の意向を確認し、交付金の対象になるよう協議しているところです。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

継続中の道営事業につきましては、「道営畑地帯総合整備事業」智恵文地区で暗渠排水、心土破碎、石礫除去、排水路などの整備を行い、経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区、名寄の2地区及び「道営経営体育成基盤整備事業」の東豊地区では整地工、暗渠排水、排水路などの整備を実施しており、また瑞生地区につきましては委託設計、共和地区では平成19年度の地区採択に向け調査計画を行ってまいります。

財団法人北海道農業開発公社が事業主体の「畜産担い手育成総合整備事業」では、智恵文地区、名寄地区、風連地区で草地整備改良、造成改良、尿処理施設の整備を行い、畜産経営の合理化と生産性の向上に努めてまいります。

また「ふるさと農道緊急整備事業」では、風連御料12線北線の舗装工事431メートルを実施しています。

次に、林業の振興について申し上げます。

林産業を取り巻く環境は厳しく、特に木材価格の低迷、造林費用の高騰などにより、森林所有者の造林意欲は減退傾向にあります。

こうした中で、一般民有林の造林計画は植林75ヘクタール、下刈り260ヘクタール、除間伐210ヘクタール、作業路400メートルなどを実施する計画であり、森林所有者の理解を得なが

ら負担軽減と優良森林資源の確保に努めてまいります。

次に、名寄市森林組合に対する出資金の減資について申し上げます。

名寄市森林組合では、木材需要の不振や価格の低迷、また加工施設に対する設備投資などで、平成9年度末には1億4,774万6千円の欠損額となりました。これらを解消するために資産の処分、役員補てん金などを柱とした「再建7カ年計画」を策定し、業務改善に努めてきましたが、公共事業の不振などによる林産事業の伸び悩みから再建がならず、平成15年から「新・再建3カ年計画」を樹立し、累計欠損金の早期解消と金融債務の圧縮及び経営基盤と体制の確立を目指してきました。しかしながら前期繰越欠損金、退職給与引当金、固定資産除去費などで約3,500万円の欠損金を繰り越すことになりました。

負債を解消するために平成17年度事業利益、役員補てん金、旧名寄市合併支援補助金などで約2,200万円を確保しましたが、差し引き額で約1,300万円の財源不足となり、出資金での3分の1相当の減資が必要となりました。

このような経過から、旧名寄市では1口1千円の1万6,988口、1,698万8千円の出資をしていましたが、3分の1相当の減資により、名寄市森林組合に対する出資金は1口667円、1,133万996円となりました。

次に、商工関係について申し上げます。

商店街の賑わい支援策の一つとして、市内循環バスの活用策について関係機関・団体と協議してまいりました。このたび、市内バス会社の協力を得て、「てっし名寄まつり」のイベントに合わせて乗車の実験事業を行いました。一日当りの平均乗車人員は245人となっており、通常乗車との比較、商店街における賑わいなどについて、商工会議所と検討を行ってまいります。

また、商店街連合会主催による「北のカーニバル」につきましては11団体の参加があり、出演

者と沿道の市民が一体となったカーニバルが、多くの観客を楽しませ賑わいをもたらしました。今後も地域と一体となった催事・行事に支援をしてまいります。

また、石油高騰による影響について、年間経費に占める燃料割合を商工会議所とともに調査をいたしました。関係5業種63事業所での調査で、業種間でばらつきがあるものの、総体に占める割合は16.02%、前年比で4.3ポイントの増となっております。秋に向けてさらに高騰するとの情報もありますので、中小企業相談所とも連携して資金対応などを含めて周知してまいります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

すでに、調査設計事業のなかで関連事業、配置などについて協議が進められていますが、建設水道部と経済部による庁内検討組織において、道内15カ所の施設について視察研修が行われています。今後もこれらの情報を生かし、さらに検討を加えてまいります。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

風連地区の再開発は、風連地区市街地を名寄市の南玄関口としてふさわしい街並みとなるよう整備するもので、専任職員を配置し、4月に事業推進計画業務の委託発注を行い、知事に対する事業の施行認可の申請に必要な準備会の設立に向け、規約の検討、事業の計画内容及び権利調整の詳細などの検討を行っています。

さらに本事業は、地区内地権者全員の同意を得て行う事業であることから、意向を保留されている地権者の合意形成に努めているところです。

6月に担当職員を2名体制とし、事業実施に伴う諸問題の対応など、期成会と連携を密にし平成19年度事業着手、22年度完成に向けて取り組んでいます。

次に、観光について申し上げます。

「第27回ふうれん白樺まつり」は、西町公園特設会場で開かれ多くの観客で賑わいました。ま

た前夜祭の「阿波踊り in ふうれん」においても、友好交流都市東京都杉並区の高円寺阿波踊り一行40名の参加をいただき、地元「風舞連」との共演など、会場・沿道から多くの拍手を受け、賑わい創出がなされたところです。

「てっし名寄まつり」は7月30日から8日間、天塩川河川敷と市内中心部において繰り広げられました。メイン行事の花火大会・ライブコンサート、地元の踊り、藤島町からの郷土芸能、合併記念もちつき実演など、多くの市民や観光客が光と音の競演を楽しみました。

8月1日には「第27回なよろのおどり」が開催され、34団体、1,762人の参加があり、各団体制作のあんどんも加わって盛り上がり彩りを添えました。今後のあり方については、アンケート調査をもとに実行委員会で協議をしております。

「第28回風連ふるさとまつり」は、8月12日から13日にかけてJR風連駅前通りを主会場に開催されました。24基の勇壮なあんどんが町内を練り歩き、光の絵巻で観衆を魅了しました。また、前夜祭での郷土芸能披露と人情ふれあい盆踊りでは、多くの人々が一体となり、大きな輪が広がったところです。

また、夏の観光として定着している智恵文ひまわり畑については、例年より早い時期に鑑賞できるよう作付けし、今年も12ヘクタール、70万本が開花し、多くの人で賑わいをみせました。ジャガイモ掘り、パノラマ展望、ひまわり無料刈り取りコーナーなどで観光客や家族連れに楽しんでいただきました。

JR名寄駅前の歓迎広告塔とプンゲンストウヒへのイルミネーション点灯式が、7月29日に観光まちづくり協会によって行われました。駅前と中心街の景観アップ、賑わいづくりを支援しようと取り付けられたもので、サンピラー現象をイメージし、透明感ある青色の美しい幻想的な光景が楽しまれています。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方における労働雇用環境は、全国的な動向とは異なり厳しい状況は変わっていません。このような状況のなか、季節労働者に対する制度の改正が明らかにされたところです。現在、厚生労働省労働政策審議会雇用保険部会で審議されておりますが、大変厳しい局面を迎えており、そのまま実施されると季節労働者の生活に与える影響は必至であり、この地域全体の消費経済に大きな打撃となります。これらのことから、上川北部市町村雇用問題対策協議会において、季節労働者に対する制度の充実、特例一時金制度の現状維持について、8月24日に北海道知事、北海道議会、北海道労働局に対して要請活動を行いました。さらには、名寄市雇用問題対策協議会としても8月28日に市民集会を開催しました。季節労働者、雇用主、地域経済も大きく影響を受けることから、商店街からも実情を訴えていただき、地域一丸となった取り組みとなっているところです。

今後全道、全国市長会を通じての訴え、北海道と連携しての情報収集に努め、時宜を得た対応をまいります。

次に、労働相談員について申し上げます。

このように緊迫した情勢のなかには、労働相談員の設置は大きな意義を持ってまいります。今年度、相談員として中村辰雄氏、薄葉元司氏、千葉榮太郎氏、佐藤勝見氏、佐藤誠一氏、奥山玉示氏の6名に委嘱をいたしました。今年度においては、毎月第2水曜日を相談日とすることで協議が調っておりますので、市民に周知し対応してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

夏季休業期間中に、豊西小学校の放送設備更新工事、智恵文小学校の体育館屋根塗装工事などを実施しました。また8月下旬には、市内全小中学校において、「学校環境衛生の基準」に基づき、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物検査を実施し、9月中に検査結果が出る予定です。今後も

学校の施設整備及び環境整備を進め、安全で安心できる快適な学習の場づくりに努めてまいります。

特別支援教育については、昨年度に旧名寄市で実施した「特別支援教育体制推進事業」の成果を踏まえ、風連地区を含めた全小中学校で校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置し、推進体制を整備してまいります。7月12日には第1回コーディネーター連絡会議と管理職などを含めた研修会を開催し、共通理解を深めてまいりました。今後は各学校における実態調査を行い、専門家チームや特別支援連携協議会の設置など、関係機関と連携して障害のある幼児・児童・生徒への総合的な支援体制の整備に努めてまいります。

また児童生徒数の減少に対応し、老朽化した学校施設の整備を計画的に進めるため、その基本となる小中学校の学級・学年編成など、適正な規模・配置のあり方を検討する「名寄市小中学校適正配置等検討委員会」を設置し、昨日8月31日に第1回委員会を開催いたしました。検討委員会から基本的な考え方・指針を提言いただき、これを受けて年度内に教育委員会としての方針をまとめたいと考えています。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

名寄と風連学校給食センターの統合につきましては、7月初旬に名寄市学校給食センター運営委員会と名寄・風連合同学校給食理事会を開催し、その経過を説明し一定の理解を得たところであります。

その折に出された課題解決に向けて、合同学校給食理事会で「給食」「献立」の2部会を設置し、給食費の単価や徴収方法、地場製品の取り扱いや給食献立について協議を進めています。12月には学校給食センター運営委員会に報告し、名寄・風連学校給食会総会で決定していただく方向で作業に入っています。その経過につきましては、「学校給食だより」などでお知らせします。また決定後には、市広報を通じて市民周知を図ってまいります。

なお、名寄学校給食センター整備工事計画のうち屋上防水工事につきましては、夏季休業期間中の7月24日から8月22日の間で工事が終了しました。今後も、より安全で栄養バランスに配慮したおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

7月26日から27日にかけて名寄市花壇コンクールを行いました。本年度から名寄地区、風連地区合同の審査とし、新たに第1回のコンクールとして募集を行ったところ、名寄地区から87点、風連地区から14点の応募があり、審査員の慎重な審議により賞が決定いたしました。

野外体験学習事業であります「へっちゃんLAND2006」は、8月8日から3泊4日の日程で、名寄健康の森キャンプ場を中心に行われました。本年は、小学4年生から中学1年生まで37名の参加があり、テント設営や飯ごう炊飯を行うとともに、九度山登山やカヌー、炭焼きなどを体験し、思い出に残る野外体験ができたことと思います。

この事業には13名の名寄大学生、短大生がサブリーダーとして参加し、また11名の市内小中学校教職員の御協力がありました。事業の推進にあたり、多くのボランティアスタッフの皆さんの御協力に心から感謝を申し上げます。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

働く女性の家連絡協議会の全国会議が、7月13日から14日にかけて、全国から29館46名が出席して、市内ホテルを会場に開催されました。

この会議は、「働く婦人の家」相互の連絡・協調を図るため毎年開催されており、今回で40回目を迎えましたが、総会では各自治体の財政状況の悪化などから、本年度末をもって解散が決議されました。

協議会が解散となっても、「働く婦人の家」などが地域に果たす役割の重要性は変わらないことから、名寄市における女性児童センター「ほっと21」の運営につきましては、全国各地とインターネットなどによる情報交流を積極的に行いなが

ら、今後とも運営の充実に努めてまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では、夏休みの子ども行事の取り組みとして、名寄本よみ聞かせ会と共催の「夏のお楽しみ会」及び「小学生一日司書体験」を開催し、好評をいただきました。

また、子どもの読書活動などにつきましては、去る7月6日「名寄市小中学校図書館・市立名寄図書館担当者会議」を開催しました。こうした情報交換を通して連携を深め、それぞれの役割を果たす中で子どもの読書活動を一層推進してまいります。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台について申し上げます。

プラネタリウム館では、7月5日から5日間、幼児・児童を対象に「七夕無料投影会」を実施し、幼稚園児など400名余りの利用がありました。

市立木原天文台では、「夏休み天文教室」を開催し、多くの参加をいただきました。また、ポラリスⅡ号による移動観望会は、各小学校からの要請で実施し、多くの感動を与えました。

7月25日から4日間、日本惑星学会・北大低温科学研究所の主催する「惑星科学フロンティアセミナー」が開催され、全国から大学院生が70名参加し、木原天文台でも講演・観望会が実施されました。また、このセミナーの開催を記念して市民向けの講演会が行われるなど、多くの市民から好評を得たところです。

次に、北国博物館について申し上げます。

第16回となる特別展示会は「しらかば」をテーマとして、7月22日から8月27日まで開催しました。新たに「名寄市の木」となりましたしらかば類の紹介と、世界の先住民から現在に至る利用法や白樺細工を170点の資料で取り上げ、約1,500名の方々の観覧をいただきました。

また初の試みとして、夏休み期間中に宿泊登山ツアーと縄文クッキングを開催したところです。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

長い歴史のある第34回名寄・下川間往復駅伝競走は、去る6月18日に開催され、昨年より多い75チーム、約700名の参加者が健脚を競いました。

サンピラー国体記念第4回サマージャンプは、7月30日に名寄ピヤシリシャンツェで開催され、全日本スキー連盟A級公認大会として、全日本強化選手を含む152名のエントリーがあり、内外から多くの観客が訪れ熱い声援を送っていました。

夏季合宿につきましては、本年も7月下旬から8月中旬まで、健康の森陸上競技場や多目的広場において行われ、道内の高校・大学のサッカーやアメリカンフットボール、新潟県を含めたクロスカントリースキーなど多彩なチームの利用がありました。

長年市民に親しまれてきました西プールにつきましては、8月25日に今年度の利用を終了し、その役割を終えたところです。

また、埼玉県の市営プールで起きた女兒死亡事件に伴い、「給排水口のふたの固定」や「吸い込み防止金具」について調査したところ、全プールにおいて給排水口のふたについては固定されていることが確認されましたが、一部プールでは吸い込み防止金具が設置されていないことが判明し、安全を確認するとともに、その後の監視をより強化いたしました。シーズン終了後には改修する予定になっております。

以上、主な行政事項につきまして、その概要を申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、冬に親しみ、冬を楽しく暮らすことについて名寄地区と風連地区の委員で構成する名寄市利雪・親雪推進検討委員会に諮問し、その答申を踏まえ、旧名寄市の条例の理念を継承しながら、雪を利用し、雪に親しみながら、だれもが快適に暮らせるまちづくりを市民一丸となって推進しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、監獄が刑事施設に改められたため、所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第3号及び議案第5号は、平成18年法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律及び障害者自立支援法附則第26条の改正により、北海道医療給付事業補助要綱が本年10月1日から改正されるため、条例中の字句の統一を図ろうとするものであります。また、議案第4号は、平成18年法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律により、北海道医療給付事業であります北海道老人医療給付対策事業の取扱要綱が改正

されたため、本年10月1日から施行する被保険者の疾病及び負傷に関する療養費の給付等の一部負担割合の変更等をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第3号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。議案第3号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律により、本年10月1日から施行となる現金給付の見直しのうち、名寄市国民健康保険条例に関連する出産育児一時金を30万円から35万円に改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、合併に伴う条例整備の過程で、関連条例の変更前の条名を引用したことがわかりましたので、その箇所を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第9 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昭和61年に行った地方自治法の一部改正におきまして議会の議決に付すべき事件として財産を信託することが加えられたことを踏まえて、上位法との整合性を図るべく名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番(熊谷吉正議員) 先ほど議案7号を決定をされましたけれども、7号、8号、9号とそれぞれ合併時における手落ち、議案8号については昭和61年に改正されたものが実際にはその時点での改正がされないまま今日にきているということで、合併時の関係についてはいろいろ議会で

も膨大な例規集などについてのチェックが十分でなかったということもあるでしょうけれども、この議案8号についていつの時点で法との整合性に欠けるということであったのか、事実関係についてお知らせをまず1点いただきたいことと、二つ目には第3条中の今までは不動産、または動産の買入れ、または売り払いということをそれを改正をするわけなのですが、売り払いについては今まで不動産と動産も含めて一緒でしたけれども、不動産の信託についての売り払いということで変わっていますが、現行の条例の中で過去にこの条例どおり対応していて、適用された該当案件があったのかどうかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 一部条例改正に伴います今回提案をさせていただいた事実関係について申し上げたいと思いますが、ただいま提案理由の中でも申し上げましたとおりに61年の自治法の改正の中で財産を信託することが追加をされたということでございまして、この件につきましては旧名寄市、旧風連町においても法の改正は事実知っていたということで認識をしておりますけれども、具体的にこのような形の信託に伴う財産を処分するということがごくまれということで、条例は改正していなかったのが両市町でございまして、今回新市に伴いまして、双方の条例を一つにしたわけでございますけれども、その中で現在ぎょうせいの方に委託をして例規集の部分を整理をさせていただいておりまして、そのことを受けまして、法が改正に伴っている部分についてこの機会にしっかりと一部改正をしておく方がよりよろしいという判断に立ちまして、それらについて今回一部改正をさせていただく部分でございます。

なお、過去旧名寄市におきましてもこれについての信託にかかわる部分での財産を処分する事例は一度もございませんでした。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） いつの時点でこれはわかったのか、61年の時点で旧名寄も旧風連も改正をされたという認識はあったけれども、具体的な事例が発生をしないだろうという想定のもとに手をつけてこなかったことになるのですが、当然合併の時点では両市町の一体化の問題で整理をされて、見過ごしてきたということなのですから、実際にこれを改正をしなければならないという誤りを発見したのはいつで、今議会提案ということになったのか改めて聞いておきたいのですが、再確認もう一つは不動産、または動産ということで今まで対象になっていますが、売り払いについては今度不動産だけの信託買い入れということで、これについては過去にはいずれもないということでの答弁ですが、再確認の意味でお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回この改正に伴う事実関係の日時でありますけれども、具体的に8月17日ということで起案を上げまして、今回改正を伴うということでございます。その以前に例規集の今委託をしておりますぎょうせいの方からの指摘といいましょうか、確認事項に基づいて、8月17日に一部改正について議案として提出をしようということでございます。先ほども答弁させていただきましたが、これらについての過去については例がございませんけれども、これからはある、ないはわかりませんが、多分名寄市においてはいいのではないかと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 私も専門では全くありませんからわからないのですが、発生するとすればどのようなケースが考えられるのかお聞きしたいのと、例規集全体を合併時点ではコンサルに委託していますから、合併前後でこの関係についてはわかっていたということではないのか

なというふうに思いまして、その間6月議会もあったでしょうし、8月17日になった経過について改めて確認をして、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 7月以降本格的にぎょうせいの方で最終的なチェックに入っておりますけれども、その中で知り得たということでありまして、それを受けて今回ということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

具体的な信託に伴うこの処分につきましては、私も詳細詳しくは承知していない部分でありますけれども、一つには過去に知床で1平方メートル運動だとか、そういうふうな形で個人が公有地を取得をして信託をすると、そんな形の例になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、合併に伴う条例整備の過程で、旧名寄市の規則に準拠して条例を作成するに当たって一部そごを来していることがわかりましたので、その箇所を訂正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

名寄市中小企業振興条例は、合併の際に新条例として施行されておりますが、新条例策定作業の際に同条例の附則第2項に風連町商工業振興条例

を加えることを見落としていたため、合併前に申請のあった事業について旧風連町における融資制度利子補給及び従業員退職金共済掛金補助を適用しようとするものであります。

適用する補助事業につきましては、合併協議会の中の合意事項であるとともに、新市におきましても既に事業が継続されております。また、本年度当初におきまして予算措置もされていることから、本件は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分によって対応し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとはありますが、今後このようなことがないように十分精査を行い、事務処理を行ってまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市

過疎地域自立促進市町村計画について、提案の理由を申し上げます。

本市は、本年3月27日の合併に伴い、同日付で過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域をその区域とする市町村として公示されました。本件は、市議会議員協議会及び北海道との事前協議を経て、名寄市過疎地域自立促進市町村計画がまとまりましたので、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、同計画の概要につきましては、総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

まず、過疎地域の要件について申し上げます。合併前までは旧風連町におきましては昭和45年に、旧名寄市におきましては平成14年に過疎地域として公示されたところでございますが、両市町による合併により改めて過疎地域としての要件を満たして、平成18年3月27日付で過疎地域をその区域とする市町村として公示されたところでございます。

過疎地域の要件につきましては、人口要件と財政力要件がございます。人口要件につきましては、25年間の人口減少率が19%以上とされており、平成12年実施の国勢調査の人口は両市町合わせて3万3,328人で、25年前の昭和50年と比較して22%の減少率となりました。財政力要件につきましては、財政力指数で0.42以下とされており、平成12年の財政力指数は0.257で、人口要件、財政力要件いずれも過疎地域の要件を満たしているため、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づき公示されたものでございます。

次に、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の期間は、旧市町の過疎計画後期計画からの継続性が

あるため、合併前と同様平成17年度から21年度までの5年間、また計画の構成につきましてはお配りをさせていただいております計画書のとおり、1点目の基本的な事項、2点目の産業の振興など10部で構成されております。

1点目の基本的な事項、1ページでは、過疎の状況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況など現状と課題を明らかにし、過疎からの脱却、地域の自立促進を図る基本方針について述べております。

2の産業振興、11ページでは、農業、林業、商業、工業、観光開発などについて現況と問題点及びその対策について述べております。計画に登載する事業では、農業関係で道営経営体育成基盤整備事業、道営畑地帯総合整備事業など27本、林業関係で市有林造林事業など3本、商工業関係で複合交流施設整備事業、中心市街地活性化事業など7本、観光、レクリエーション関係でピヤシリスキー場整備事業、道の駅整備事業など7本、合計で44事業、5年間の概算事業費の合計で約91億9,000万円を見込んでおります。

3点目の交通、通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、21ページでは、道路交通情報化、地域間交流の促進について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、道路関係で19線道路整備事業、昭和通整備事業など24本、橋梁関係で東風連線智烈布橋橋梁整備など3本、農道関係で農道整備特別対策事業大沢線など6本、林業関係ですずいし線ふるさと林道緊急整備1本、情報化関係で戸籍電算化機器等整備事業など3本、道路整備機械関係で除雪ドーザなど11本、地域間交流関係で姉妹都市、友好都市交流事業など3本、合計で51事業、5年間の概算事業費の合計で約38億5,000万円を見込んでいます。

4点目の生活環境の整備、28ページでは、上水道、簡易水道、下水道、廃棄物処理、消防、救急、公営住宅などについて現況と問題点及びその

対策について述べています。計画に登載する事業では、水道関係で上水道第2期拡張事業など7本、下水道関係で公共下水道事業など4本、廃棄物処理関係で塵芥収集車両等整備事業など5本、消防、救急関係で消防団総合整備事業など14本、公営住宅関係で公営住宅等整備事業など3本、墓地、霊園関係で緑丘霊園管理棟建設事業など2本、合計で35事業、5年間の概算事業費の合計で約80億5,000万円を見込んでいます。

5点目の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、36ページでは、保健、高齢者福祉、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、介護保険について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、高齢者福祉関係でケアハウス整備事業など2本、児童福祉関係で市立保育所改修事業など5本、その他高齢者、障害者等に対するソフト事業関係で11本、合計で18事業、5年間の概算事業費の合計で約10億1,000万円を見込んでいます。

6点目の医療の確保、42ページでは、市立病院を中心とする地域医療について現況と問題点及びその対策について述べております。計画に登載する事業では、市立総合病院施設整備事業など3本、5年間の概算事業費の合計で約14億円を見込んでいます。

7点目の教育の振興、44ページでは、学校教育、大学、社会教育などについて現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、学校教育関係で風連中学校、中央小学校校舎、屋体改築など5本、集会、体育施設関係で市民文化センター大ホール建設事業など4本、その他で市立名寄短期大学4大化校舎整備事業など3本、合計で12事業、5年間の概算事業費の合計で約65億1,000万円を見込んでいます。

8番目の地域文化の振興等、50ページでは、芸術文化の振興、文化財の保護保全活動の推進について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、市民文化祭事

業、町民広場整備推進事業の2本、5年間の概算事業費の合計で約450万円を見込んでおります。

9点目の集落の整備、52ページからでは、集落整備について現況と問題点及びその対策について述べております。

10点目のその他地域の自立促進に関し必要な事項、53ページでは、交流人口の拡大、名寄市立大学の充実と振興、定住の促進について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、定住促進対策事業など3本、5年間の概算事業費の合計で約2,700万円を見込んでおります。

以上、合計で168事業、5年間の概算事業費で約300億7,000万円を見込んでおります。

なお、本計画に登載するこれらの事業については、過疎から脱却し、地域の自立を図るため必要な事業をハード、ソフトの両面から登載しており、実施に当たりましては今後策定されます総合計画の実施計画の中でさらに整合性、必要性などについて議論し、事業の厳選を図っていく予定でございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま過疎地域自立促進計画の概要を説明され、それに基づいて議決をと、こういうことでございます。今部長からお話がありましたように、この過疎自立計画は単独でというのではなくて、この後の総合計画との整合性を図っていくということでございますから、ここで余り議論をしてはとは思いますが、若干この機会ですので、お尋ねをしておきたいと思っております。

一つは、ただいまの説明のようにこの5年間で300億円の事業と、こういうことでありまして、ただ17年度の大学などがありますから、それら

を差し引くわけでありませけれども、こういう大きな事業費、過疎から脱却し、自立を図っていくわけでありませから、そういう点ではこれら国の財政的な支援はこのうちどの程度というふうに見ているのか。すなわち、300億円のうちどの程度の財源内訳というふうに、過疎債などの充当、国の支援があるのか、この点をひとつお知らせいただきたいと思ひます。

2点ほどお尋ねをしておきたい項目に、一つは文化にかかわりまして市民の大きな期待もありました文化センターの大ホール、これの建設がこの計画の中に入っておりまして、最後の年度、19年度に実施設計でしょうか、そして21年度で終わらすということに30億7,000万円、こういう予算を組んでいるわけでありませけれども、住民の要望と同時にまたこれにかかわる管理運営など含めると、どのような規模で、どのような運営形態があるのかなどなどの課題があるだけに、こういうふうな可能性についてはどういふふうに進めていこうとされているのかお尋ねしたいわけでありませ。

それから、まちづくりにかかわりまして大学との関連でありませ。教育の振興から始まりまして、大学の問題が非常に位置づけられておりませ。本市の将来のまちづくりに不可欠な存在など、さらには大学を中心としたまちづくり、こういう項目がそれぞれ何項目か打ち出されておりまして、これは大学設置から始まりまして、市民の創意工夫とともにまちづくりにかかわっていこうと、こういう願ひでありませから、そういう思ひがこの計画の中にも打ち出されていると、こういうふうに思ひわけでありませ。ただ、それを具体的にどういふふうに進めていくのかというふうな問題については、残念ながら大きな項目で大学を中心としたまちづくりを推進しますと、こういう項目が何項目かはあるのですけれども、そういうのがないわけでありませけれども、それらについてもどういふふうに進進を図って、この過疎から脱却を

していく一翼に位置づけているのか、そういう内容についてこの際お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 過疎債、地域指定に伴いましての国の支援の部分でというお尋ねでございまして、この期間中に過疎から脱却する、または自立をするということにそれぞれ各項目を挙げておりまして、国の方の支援は過疎債、議員御案内のとおりでございませけれども、充当率95の交付税算入率が75%と大変有利な起債でございませ。それで、これまで風連も名寄も過疎債の地域指定を受けておりまして、1年間に過疎債の適用額というのは一定程度道との協議をされておきまして、名寄市におきましては年間約5億円、それと風連町におきましては2億円と、合わせましておおむね7億円の有利な財政支援が得られるということに認識をしておきまして、今回におきましてもおおむね6億8,000万円程度の過疎債というふうなことで予定がされておきませ。

なお、さきの議員協議会の中でも説明をさせていただいておきませ計書の参考資料に、それぞれ備考欄に、すべてが過疎債の適用ということではありませんので、過疎債適用可能事業ということに米印をつけさせていただいておきませ分でございませして、これら適用については道との協議の中で、増減はあると思ひませけれども、おおむね7億円を予定しているところでございませ。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 2点目と3点目でありませけれども、文化センター大ホールの関係で規模と運営計画は今後どうなっていくのだろうかということでありませ。旧名寄市におきませ現在の総合計画を策定するに当たりまして、19年度に一定の計画をつくりましよう、ということでありませたけれども、現在まで例えば文化大ホールは何席をつくりましよう、このことが先行して、1席当たり幾らの単価でという計算でございませ

れではなくて、今答弁があったような形でのソフト事業を中心とした形での知恵を、創意を、そして協働した取り組みと、こういうふうなことがどんどん進んでいくと思うわけであります。そういう点では、さきの6月の第1回定例議会でも私はこの大学との関係のまちづくりの問題なども問題提起したところであります。今回そういうふうなのを受けながら、第2回定例会ではどういうふうな一歩が踏み出されたかなと、そういう点では私も市長の行政報告を期待もしておったところであります。ただ、残念ながら触れておられませんが、それ以上に取り組んでいるのだと、こういうことかなと思ったりはするものの、やはり今回たまたま稚内での不幸な事件に対しまして当大学の教授のコメントなどが載ると申しますか、こういうふうなことで地域ではこういうような先生もいて、こういうような問題にもかかわっていくことができるのかと、こういうふうな新たな視点での市民の関心もあるやに聞いているわけであります。そういう点ではこれら過疎脱却の大きな一つの課題として提起していただくに、この過疎計画の中にはなかなか盛り込み方としては難しいのだなというのは理解もしつつも、そういうふうな大きな課題に具体的な問題などもぜひ盛り込まれることが大事ではないのかと、こういうふうなことを問題提起しておきたいわけであります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 斉藤議員の方からお話のありました部分につきましては、私もまさしく同感でございます。その中でも御案内のように過疎債の適用要件と一定の年度の枠があるわけでございますけれども、今日的に大変厳しい財政状況の中でこれら有利な過疎債と地域要望にこたえる最大限の努力を私どももしていきたいと、このように思っておりますし、支庁を通じ道との協議の中でもしっかりとそれらを受けて、これから対応していきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 総合計画の関係もございいますから、個々の課題、事業等については触れませんが、1点だけ、今回合併によって17年度から21年度、風連、名寄それぞれ整理をしながら、足して、今回議決をして上げるわけなんですけれども、300億円という事業費ですが、全国の自治体が3,000を超える自治体から今は1,800まで少なくなった段階におけることなどを踏まえて、あるいはこれからもまださらに国の立場としてみれば合併を推進をするというスタンスですけれども、若干今触れておりました過疎債を取り巻く国の動きとして、今回21年までに上げる、あと19、20、21と3年ございませぬけれども、過疎債を取り巻く情報というか、国の動きについて、今は単年度で7億円ぐらいという旧風連、名寄を含めての実績で来ておりますけれども、それらについては既に担保される状況にあるのかどうか、あるいは単年度ごとにまたさらに全国的な状況によって切り込まれていくような可能性も含めて、情報が私ども非常に乏しいわけでありまして、執行者としてその辺についてどのように見きわめておられるのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 実は、きのうでしょうか、総務省が地方債の計画、19年度の概算要求に関連しまして地方債計画を発表いたしました。その中で過疎債の欄は、全体がそうなのでありますけれども、抑えぎみの計画になっております。これは、御存じのとおり自治体の財政の健全化を図るという点で実質公債比率というものが今年度から新しく取り入れられるということも含めまして、さらに起債は許可制と協議制とに両方に分かれていくという関係になります。そういうことも踏まえますと、過疎債の伸びというのはそんなに多くはならない、むしろ抑制ぎみになるのではないかと、というふうな思っているところでありまして、そ

のような見通しの中で何とか今総務部長から話がありました7億円のめどをきちっと確保できるような努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 全体的には非常に抑制傾向で厳しいという印象は私もマスコミ報道でも接していますけれども、ぜひ旧名寄、風連含めて、住民の選択で英断をもって合併をしたという経過もございまして、十分道やら国との対応についてはその辺を意識をされて、従前実績の確保に向けてさらに努力を求めて、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） この過疎計画が17年から21年までの5年間だという、そういう計画からこういう言葉じりになっているのかなという気もするのですが、先ほどから斉藤議員もお話ありましたようにこの名寄市の将来の活性化といいますか、まちづくりは大学を中心としたまちづくりを進めていくという、そういう言葉が使われているわけがございまして、それらを考えたときに市立名寄短期大学という言葉がまだ使われている状況にありまして、私はその市立名寄短期大学をなぜここでまた使わなければならないのかという。17年からの計画ですから、そういうことになるのかなというようにも思うわけですが、18年度、今これから過疎計画を作成して、つくっていくことを考えたときに、大学教育のところでは1番目として市立名寄短期大学の4年制化を進めますというような言葉が入っている。あるいはまた、その計画の中で市立名寄短期大学4大化校舎整備事業というようなのが具体的な項目の中に入っているということは、ちょっと矛盾するのではないかというように考えますので、そこら辺の見解について、単純な間違いであればいいのですが、そこら辺を聞いておきたいというように思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、計画の期間は両市町の継続性ということで17年度からの5カ年ということになっておりまして、これも措置法の中では10年の時限立法でありまして、後期の5年ということでもありますから、17年から5年ということでのそれらの整合性をとったということでありまして、市立大学の部分での記載の中では事業内容と年度区分の中で17年度事業ということでの位置づけなものですから、そのような形で整理をさせていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） 言っていることはわかるのですが、既に大学もこの4月には4大化になって、名寄大学としてスタートしているわけですし、確かに17年から21年までの5カ年計画とはいいいながらも、今、議会にかけて決定していくというこの過疎計画ですから、それはやはり短大という言葉ではなくして名寄大学という言葉に置きかえていっても、置きかえていった方が理解しやすいのではないかと思います。私にはそう思うのですが、そこら辺決してこだわることではございませんけれども、継続的な事業がそれが続いている関係があつてこうなっているのかなというようにも思いますけれども、改めてもう一回。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 議員の御指摘の趣旨は十分理解しておりますけれども、名寄市立大学の名称は18年4月1日から正式に使わせていただいているということで、本計画が今お諮りいただいている部分については遡及をした説明をさせていただいているということで、この当時、17年度は市立名寄短期大学というのが正式名称ということでぜひ御理解をいただきたいと思

います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、小野寺議員指摘のように確かに名称では違和感を覚えるというふうに思います。53ページのところでは名寄市立大学の充実ということで改めて問題提起をしまして、今中尾局長、石王部長から話があったとおり、本来なら17年度にこれはやらなければならない見直しなのでございます。しかし、道庁との事前すり合わせで、合併があるから、17年度に名寄市、風連町ともに見直ししてもやはりまた18年度にやらなければならないということになりますので、17年度の分は現行のお互いの計画をもってやりましょうと。そして、18年に入ってから17年度にさかのぼったような形で、ちょっとこの辺が難しいところなのでありますけれども、今ありました遡及性を適用させていただいてやっているということでもありますから、あえて53ページには名寄大学の方の振興という点で書かせていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（田中之繁議員） 日程第13 議案第12号 市道路線の廃止について、議案第13号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 市道路線の廃止について及び議案第13号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第12号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、名寄地区の整理番号6030番、路線名、19線及び風連地区の整理番号1002番、路線名、東3号線について道路改良工事を補助事業で施行するに当たり、工事区間が同一路線名でなければならず、路線の区域及び延長を変更するため一たん廃止しようとするものであります。

また、西町団地公営住宅内の路線である風連地区の整理番号3246番、路線名、西町2丁目仲線につきましては、平成15年度から実施している同住宅の建てかえ事業におきまして狭隘な同路線を整理し、新たに路線を設ける計画があることから、同路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第13号 市道の認定について申し上げます。議案第12号により廃止する名寄地区の整理番号6030番、路線名、19線は、区域の変更により335.5メートルの延長となり、風連地区の整理番号1002番、路線名東3号線は区域の変更により335.5メートルの短縮となることから、認定し直しをするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第12号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第14 議案第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第14号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

平成15年9月の地方自治法の改正により創設されました指定管理者制度に基づき、名寄市日進地区に開設されます道立公園サンピラーパーク内の本市の施設であるサンピラーパーク森の休暇村の管理を法人その他の団体に代行させるため、その候補者の選定を名寄市公の施設に係る指定管理者選定委員会にて進めてまいりました。本施設は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、本件は選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

武田利昭議員。

○32番(武田利昭議員) どうも指定管理制度をどうのような公募の仕方をしたか、あるいはまた単に他の業者と入札したのか、集めたのか、その公募の仕方というか、これもちょっと私わからないわけ。そうしたことと、管理者との協定書というのは恐らくあるだろうと思うのだけれども、そこら辺についてひとつ概要で簡単でいいのですが、ちょっとそこら辺についての御説明願いたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 私の方からは、公募のあり方についてお答えをさせていただきますけれども、それぞれ指定管理をする施設がございますけれども、公募する施設、公募しない、すべきでないというか、適さない施設と、このようにありますけれども、今回は公募をしていく施設ということで広く市民に公募をした結果、2社が公募に応じてきたという結果でございます。

○議長(田中之繁議員) 松尾建設水道部長。

○建設水道部長(松尾 薫君) 協定書の関係でございますけれども、市の方がお示しをさせていただくその仕様の内容に基づいて、これから協定書を結ぶということでございます。

○議長(田中之繁議員) 武田議員。

○32番(武田利昭議員) 指定管理者制度を設けたそもそもの行政の基本的な考え方は、やはり民間に委託した方が経費も安く済むだろう、このことが一つのねらいたと、私はそういうぐあいに考える。それと、もう一つは、やっぱり行政でやるよりは市民で管理運営した方がサービスも行き届くし、したがって来る人たちも喜ぶと。使うなら料金も安く設定できる、そういうような考え方がこの指定管理者制度の中に基本的に盛られているか、盛られていないか、ここら辺についてちょっとお伺いしたいのですが。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） すべて地方自治法の改正に伴って、今回管理委託から指定管理者というふうな法の改正に基づいて実施をしております、それらについては旧名寄市の議会の方にも報告をさせていただく中で民間開放といいたまいますか、これまでは公共的団体等に限定されていたものを広く民間なり、NPOなりに広げていく、サービスの低下を招かない形での民間の力をかりていくと、その法に基づいた制度として今回指定管理者制度の実施をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第15 議案第15号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年度名寄市国民健康保険特別会計の直診勘定にかかわる専決処分でありまして、

歳入歳出それぞれに172万3,000円を追加し、予算総額を1億1,504万円にしようとするものであります。

今回の補正は、平成17年度同会計の直診勘定におきまして旧風連町で打ち切り決算であったこと、さらに収入の伸びがあったことから、一般会計との繰入金及び繰入金による調整ができず172万3,156円の黒字決算となりましたので、平成17年度決算剰余金を処理するため繰越金の科目を新設し、歳出の医業費で同額補正して調整いたしました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は承認することに決定いたしました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたり臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに2億7,021万6,000円を追加して、予算総額を186億7,543万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費では、総合計画策定・推進事業費621万2,000円の追加は、計画策定に伴う印刷製本費及び将来人口推計委託料等に要する経費を計上するものであります。

3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金2,649万8,000円の追加は、普通交付税の国保会計財政安定化支援事業分が確定したことに伴い、繰り出しルールに基づき調整を図るものであります。さらに、精神障害者福祉一般行政経費600万円の追加は、本年10月から障害者の方々が通い、活動できる場所を各市町村に最低1カ所設置することになり、地域活動支援センター事業委託料の半年分の経費を計上するものであります。

4款衛生費では、感染症対策事業費266万円の追加は、本年6月の予防接種法の改正に伴い、小学校就学前の5歳以上7歳未満の幼児が麻疹、風疹混合ワクチンの2回接種の対象になったことによるものであります。

6款農林業費では、農業振興一般行政経費105万5,000円の追加は、農業・農村振興計画の策定に要する経費を計上するものであります。

8款土木費では、北7丁目道路改良交付金事業1,000万円の追加は、並木のすべてを伐採することから、事業期間を1年短縮して早期に並木の復元を図るべく取り組むものであります。さらに、

住宅費の栄町55団地地下埋設ガス管取りかえ工事392万7,000円の追加は、同団地5棟のうち4棟に鋼管を使用しているため、2棟分の取りかえを行うものであり、残り2棟につきましても翌年度早々に実施したいと考えております。

10款教育費では、学校施設耐震化優先度調査事業480万円の追加は、昭和56年の建築基準法の改正に伴う新耐震基準に基づき、小中学校10校の調査を行うものであります。また、大学費の国民健康保険支払準備金基金積立金1億円の追加は、前年度に大学備品整備に2億円の年度を超えた繰りかえ運用を行いました。国保特別会計の安定的な運営を図るため、予定を繰り上げて積み戻しを行うものであります。さらに、児童会館整備事業費及び給食センター整備事業費は、実施設計に基づく施設及び備品購入等に要する経費をそれぞれ5,900万円、6,268万3,000円計上するものであり、財源には2事業で合併特例債を1億350万円見込みました。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、一般財源で普通交付税の確定に伴い、地方譲与税999万4,000円及び利子割交付金390万円減額し、地方特例交付金を931万4,000円、臨時財政対策債を1億6,550万円、減税補填債を510万円それぞれ追加し、不足する財源は前年度繰越金699万9,000円及び地方交付税8,112万3,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

また、農家負担の軽減を図る持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、いわゆるニューパワーアップ事業が平成22年度まで継続されることになり、関連する分担金、負担金、道補助金、市債及び諸収入で3,340万円の減額調整を行い、前年度繰越明許事業を含めた本年度事業に対する市負担額はおおむね7,550万円になるものと見込んでおります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、路線価

評価業務委託料・H17ほか1件を変更しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、農道整備特別対策事業（大沢線）ほか6件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして追加説明をさせていただきます。

議案第16号の9ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算から財務会計システムを導入して補正予算書を作成いたしましたので、各節の欄には補正額を表示しております。旧名寄市の場合には補正後の額を表示しておりましたが、今回の補正予算書から変更となりましたので、御理解いただきたいと思います。

それでは、歳出から説明させていただきます。17ページをお開きください。2款総務費、一般管理費で合併に伴う市章等変更事業300万円の追加は、合併期日が3月27日であったこと、屋外施設であったこと等により市章、公共施設の名称等の変更が実施できなかった分につきまして今回の補正で対応するものであります。主なものは、風連庁舎市章で125万円、風連庁舎前の役所名の書きかえ25万円、風連地区におきます市章等看板の書きかえ50カ所以上でございます。

また、人事管理費では175万円の追加は、旧風連町元教育委員長にかかわる遺族補償年金を計上するものであります。町村の場合は、北海道市町村総合事務組合に加入していたため、町からの直接支払いはありませんでしたが、市は未加入のため予算計上が必要になりました。

23ページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費、保健活動推進費の保健師活動事業費の備品購入費から負担金補助及び交付金への組みかえは、保健指導車分が北海道保健センター連絡協議会を通じて納車されることに伴うものであります。

25ページ、5款労働費、労政一般行政経費の60万7,000円の追加は、上川北部人材開発センターで開催されておりますOAビジネス科若年者支援コースの研修生5名が市役所で8月から2カ月間職場実習に励んでおり、研修終了後1カ月間、市の臨時職員として雇用する経費を計上するものであります。なお、諸収入におきまして人材開発センター若年者職業訓練受託料として40万円が交付されております。

27ページをお開きください。6款農林業費、農業振興センター費188万6,000円の追加は、試験圃暗渠等工事、オートクレーブ、土壌改良剤等の購入費を計上するものであります。

また、農地整備費の道営農道整備特別対策事業（大沢線）250万円の追加は、同事業が最終年次に当たり、事業規模が500万円増加したことにより、その2分の1を計上するものであります。

29ページをお開きください。林業振興費の風連町森林組合出資金120万円の追加は、同組合から平成17年度配当金が120万50円ありましたので、1,200口の増資を行うものであります。

7款商工費の全国合併市町村夢フェスタ2006実行委員会負担金100万円の追加は、10月13日から15日までの3日間、新しいまちの新戦力をテーマに東京都で開催される同フェスタに参加する経費を計上するものであります。

さらに、観光費の観光振興一般行政経費149万5,000円の追加は、名寄駅前広告塔の通信システムが携帯電話から有線に切りかえが必要となり、システム委託料及びケーブル埋設工事に要する経費を計上するものであります。

31ページをお開きください。8款土木費、公園費の公園等管理運営委託料486万3,000円の追加は、サンピラーパーク森の休暇村にかかわる10月から6カ月間の指定管理料を計上するものであります。

10款教育費、事務局費の教員住宅整備事業費1,441万9,000円の追加は、公共下水道管渠整備の都合で未実施の徳田教員住宅13戸の水化工事に取り組むものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。9ページをお開きください。11款地方交付税につきましては、普通交付税が7月25日、70億5,212万3,000円で決定いたしましたので、全額増額し、特別交付税は合併支援分がそのまま総額の伸びにつながらないこと、全国的に大雨災害が多発していること等マイナス要因が多いことから、5,000万円を減額して計上いたしました。普通交付税は、前年度交付実績と比べますと1億6,995万円増の2.5%の伸びになりました。伸びの要因は、合併支援分が5,100万円、名寄短大の4大化に伴う算入単価の増、児童手当等の補助金削減にかかわる社会福祉費の増、行政改革インセンティブ算定によるものと考えております。

なお、普通交付税の確定に伴いまして、関連する2款地方譲与税から10款地方特例交付金までをそれぞれ増減させました。なお、地方特例交付金の児童手当特例交付金は、対象年齢拡大に対する財源として新設されました。

15ページをお開きください。減税補填債を510万円、臨時財政対策債を1億6,550万円増額して計上いたしました。平成18年度から5年間継続が決定しましたニューパワーアップ事業につきましては、歳出予算は変更がありませんでしたが、関連する歳入が3,340万円の減額補正となりました。内訳につきましては、13款の分担金及び負担金、地域水田農業支援緊急整備事業分担金でマイナスの1,000万円、16款道支出金、経営体育成促進事業補助金、マイナスの4,997

万4,000円、21款諸収入、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業交付金でプラスの5,497万4,000円、22款の市債で経営体育成基盤整備事業債でマイナスの2,840万円、差し引き合計で3,340万円の減額となったところでございます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田久議員） 基本的には教育長さんの方から御答弁をいただきたいと思うのですけれども、まず第1点目に学校給食法という、これはもう教育長さんですからほとんど暗記されていると思うのですけれども、ここではやっぱり学校給食で児童だとか生徒の心身の健全な発育に期するためにいわゆる学校給食を、そして学校設置法施行令ということで法律が軒並みあって、これはもう十分承知をしていますから、そこでひとつ考え方を私の方でお話ししますので、もし間違っていたりしたら一つは御指導いただきたいと思うのですけれども、この学校給食法という法律自体はどういうことかということ、健全な子供を育成するためにそういう法律のもとではわかりやすく言うと給食センターを建てますよ、そうすると市で半分持って、国も幾らか補助金を出してという格好でやっているわけです。そして、なおかつその中身を見ますと実際は建物の分、そしてまたこれから運営を實際していくということになったら、給食費の中にはあくまでも労賃だとか修繕費だとか、そういうものは一切とらないのだと。今回質問させてもらうのは、今回の議案で給食センターを整備するというので、まずこの法律のことからお互いに認識を深めたいというのが一つの考えです。流れからいくと、すべて子供からお金をもらう、お父さん、お母さん、保護者ですけれども、それからもらうというのは、学校給食法だとかそうい

う規則や何かでうたっておりますように実質的なもの、主食の分だとか副食の分だとか、一部は少しの経費をもらいますよということが基本だと。あくまでも余分なものはもらわないと。たまたま違う町村や何かもいろいろ私もこのことで勉強させてもらいましたけれども、基本的には主食、ここでいう牛乳代、副食、一部ちょっとした管理費はお母さんからもらいますと。そうすると、市としては200円から300円の給食費を保護者にもらうわけですから、その分燃料代だとか電気代だとかいろいろなものがありますけれども、それは交付税の算入の基礎になるわけです。国もぜひそうやってやって、健康な子供をつくるためにやるためには国も援護して、実質もらうところというのは実費経費、大根、ニンジン、お米等々のものだけだという私は理解をしています。

その中で、たまたま私どもの会派もこのことについて勉強しまして、ことしの8月11日に給食センターの勉強会をして、教育委員会の方からもいろいろ御指導賜りました。その中で、たまたま平成18年度の名寄市学校給食定期総会議案ということで、これは議決をされたわけです。そのものを見せていただいたのですけれども、一番私が驚いたのはこの中で会則があるわけです。当然事務局長さんだとかそういう方は、給食センターの所長さんというのは市の職員が教育委員会に出向され、そしてそこでまた命令を受けてその事務に当たっていると、そういうことですから、決してこの名寄市学校給食会だけの話でなくて、そこに職員が参画をしている、当然このことについては教育長さんも十分に知っていることだろうと。それで、私は非常に常日ごろから規則だとか条例というのは市民が一堂に会して平等であるため、そのため規則を守りなさいと言っているところにこの規則の第14条、会計の経理はどうしているのかということでこの規約を見ますと、本会計の経理に関する取り扱いについては名寄市財務規則を準用すると、こういうぐあいに書いているわ

けですけれども、私もいろいろ勉強してみたのですが、名寄市財務規則というのではないように私は思われています。非常に幽霊の規則を使っているというのが過去何年来こういうもので印刷されていて、そして一般の方にも知らせていない。会計規則を準用する。単なる私は間違いだと思います。それにしてもこういうものがきちんと整っていないで、会則で事務局員を送っているということについて私は非常に不信感を抱きます。

それで、この決算書の中を見ました。見ますと、言わせてみれば原材料に本当にかかったというのは1億644万8,075円という決算です。ところが、実際食材費という俗に言う親御さんから負担していただかなければならぬのが1億377万392円ということで、実際的には267万7,683円というのが平たい言葉で言ったらもうかっている。お母さんからたくさんもらって、そして経費を落としたらもうかったという一つの論理になるかもしれません。では、さっきの学校給食法からいったら、その方法については非常に問題ではないのかと。多少の増減はあったとしても、そしてこれをずっと決算を最終的にやっていきますと、今現在では引当金というのですか、俗に言うバランスで余ったものが2,682万1,450円、平たく言えばお母さんからこれだけ余分にもらっていたということになるわけです。これが間違っていれば別なのですけれども、もう一方18年度の予算書を見てみますと、18年度の会計予算もこれは皆さんお持ちですから、多分教育委員会持っていると思いますから、こっちからべらべら言いますけれども、少なくとも四百数十万円のこの4年間で未収金を持っている。私もこんな未収金あってはとお尋ねしますと、この名寄市学校給食センターのマニュアルというのですか、それが出ています。そのところ多分お持ちですから、皆さんにわかるために私は読み上げますけれども、未納者の対応について、給食費の調定額に対して未収額が確定するのは4月末で締め、6月初旬に給

食センターより各小中学校の未納リストを依頼し、そのリストをもとに学校と打ち合わせをして、原則在学学生に対しては学校で未納督促を行う、卒業生については給食センター云々と、こういうことです。これは、一般の企業の人がこれ見たら、大笑いするのです。毎日何十個も出した。そして、月になったらこれだけのトータル出した。それは、だれに食べさせたかというのは全部調定するときにわかっているわけです。ですから、これの論理でいきますと、そのことは4月の新年度から始まって、ずっとって次の4月に未納者のリストを調べ出すと。そして、2カ月後にやると。もちろん卒業生もいるでしょうし、そういう形になってきますから、なかなかお金がもらえていない。

特にこの会計の予算見て非常に驚いたのは、未収金が四百何十万円あるのです。本年度の計画は、これの約25%の収入しか見込んでいない。私もこういうことが説明されるので、いろいろ勉強させてもらいましたが、もしそういうぐあいに本当に生活が困って、この400万円の人は本当に苦労しているのだと、だめなのだ、払うことができない、突然交通事故もあった、いろんな親のことで払えないというのであれば、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金というのは教育庁、教育庁というのはずっと向こうの教育庁ですけど、そこにいわゆる就学援助補助金等があって、そういう困った子については国が2分の1、市町村が2分の1ということであれば、これは16年度の予算ですけど、65億円ぐらい国は持っている。こういうこともされたのかされないのか。本当にこの未収金や何かは、そしてこの最終的に家1軒以上建つような2,682万1,456円という、こういう大きな金額がきちんと管理されているのか。言わせてみれば、この規則が名寄市の会計規則に準用するというですから、多分これを準用したとしたら、収入役さんでない今助役さんの方がそういうものを管理するわけです。教育長さんしているのか、これはわからないので

すけれども、この辺のものがきちんとなっているのか。

もう一つ私は質問の最後につけ加えたいのは、これはこのような少なくとも2,600万円と、未収金も入ってこない、そのままだと、こういう環境を職員に教育長さんは向けているわけです。そして、その人がもし苦しんで、事故でもあるときにやったら、かわいそうな人が亡くなったぐらいの話に終わるようになっては困る。こういう環境をつくっておくと、非常に大きな問題を後に残してくる。もうこのごろテレビでは各市だとか県だとかでいろんな事故があります。言わせてみれば、そういう事故を未然に防がなければならないような、こういう実態のときにどうあるべきか。そして、このことが事実であったとしたら、あなた自身自分にどういう責務を負うのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） これは、補正予算についての質疑でありますので、そこら辺きちんと、答弁もきちんとやっていただきたいと思います。これは、補正予算の質疑でありますので。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今宮田議員から御質問ございました。補正予算への質疑ということでございますので、どの程度までお答えすればいいか私もちょっとよくわからない部分ございますが、もし長ければ議長の方から御指摘いただければと思います。

今御指摘のとおり、給食費の考え方についてはお話のとおりであります。学校給食法の第6条の規定に基づいて給食費は徴収されていると。その中には光熱費とか今お話のあった原材料費などはこれは保護者が負担すると、こういうふうに定められておまして、管理運営に係るものは負担しなくていいことになっております。名寄市の給食会の場合は、御案内のとおり1食当たり2円程度の維持管理費を徴収していた実績がございます。

これは、例えば給食会の研修に充てる費用とか、こういうものに充ててきた経緯があるわけであり、そのことをひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、今御指摘のありました次年度の事業引当金と、こういうふうには旧名寄市給食会では呼んでおります。次年度の4月、5月の運転資金として、これらのお金が用意されている。4月、5月の原材料を購入するためにはそれなりの金額が必要だということから、こういう金額が残されてきている。そしてまた、次年度にこれを引き継いでいくということと、もう一つはこういう多額になることは想定されていなかったわけでございまして、近年の非常に物価が低く抑えられてきた、こういう中であわせて学校給食センターの自助努力といたしましうか、こういう中で経費が非常に節減されてきたことから、少しずつふえてきたことも事実でございます。この取り扱いについては、旧名寄市の問題でございますので、名寄市給食会で十分議論をしていただいているところであります。

それから、未納金問題につきましても今御指摘のとおり四百数十万円の未納金がございます。これも学校は学校で随分努力をされ、それから給食センターの職員も力を合わせて努力をしながら、徴収に努めている中から累積すればこれだけの未納金が出たということでございまして、ケース・バイ・ケースということもございまして、本当に大変で納められない、こういうケースもあるわけでございまして、学校としては大分苦慮している部分もあるわけでありまして。ただ、減免措置については例はないということで、これについては今まで名寄給食会でも議論はされてきておりますが、減免措置はしないということで、例えば保護家庭などの場合は別枠で給食費というのはたしか出るというふうに私は伺っております。したがって、給食費が別枠で子供のために出るわけですから、それをきちっと給食費に回していただければ

支払いが可能だという、そういうスタンスからあります。いろいろ御議論あるかと思えますが、そういうスタンスから減免措置はとらないという方向でずっとまいりました。この未納金の取り扱いにつきましては、例えば石狩市は訴訟に踏み切っております。それから、根室市は民事裁判にかけるということで踏み切りをいたしました。このことも名寄市給食会ではまだ全くそのことは考えておりません。話題にはなりました。しかし、子供の教育的な見地から見ると、それが本当にいいかどうかという、そういう問題から訴訟に踏み切ることについてはまだ方向性は全く出ておりません。しかし、このことも将来的には検討していかねばならない問題かなと、こんなふうを考えております。次年度事業引当金については、再度また名寄給食会の方でよく議論をして、このお金の取り扱いについて考えていただきたいと。

それから、もう一つは、未納金も含めてなので、担当者の心理的な負担というのでしょうか、こういうことのお話だったかなと思うのでありますが、こういうのを抱えながら、御苦労されているのではないかと、そういうことではございませんでしたでしょうか。担当者などの負担も大きいのではないかというようなお話ではないかと思えますが、これにつきましてはきちっとした管理と、それから正規の手続をとっていく中でそういう特別な、あるいは特殊な負担はかからないようにこれまでも心がけてまいりましたし、これからも心がけてまいりたいと、こんなふうを考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうするのかという質問をさせてもらったのですけれども、結局今保護者、特に奥さんなんていうのは卵一つ何円安ければ100メートルも200メートルも先のスーパーまで行く時代に、少なくとも今まで少しずつ残ったといっても全体の1年間の収入を見込むと1億円ちょっとなのです。そこへ2,500万円の運

転資金が要るのかと。これは、よその町村にも私も聞きました。そうすると、三百何十円なら何十円で設定をしてずっとやっていると、これは風連もそうです。ずっとやっていると、1月ぐらいになったら特別燃料だとかと大きく上がるわけでない、食材ですから、そんなに変わらないから、そこで少し余るな、そしたら3月に何かちょっとグレードの高いものをやろうか……

○議長（田中之繁議員） 宮田議員、補正についての質疑ですので、それについてお願いします。

○1番（宮田 久議員） 答弁いただいているのは、今後のこういう補正を組んでやるときに、基本的な考え方がどうなのかということをお前は今聞いているわけです。あくまでもこれから大きな予算を執行するのですから、それに先ほど話しているように運転資金25%あるということは、このままこれが継続して、またどんどんふやしていく考えなのか。これは、どこかで整理をしなければならぬ。整理をするといったら、以前にたくさんもらったお子さんがいるわけです。そういうお子さんに返さなくていいのか悪いのか、そういうものがきちんと整理した格好で今回の事業に取り組むというのであればいいのですけれども、それがなされていない。

それと、もう一つ、今少し私もこれには参りましたのは、これは学校給食は名寄市の問題だというのですけれども、あくまでも私はこの18年度の予算を見ているから、そういうことになると当然名寄市の問題だから、それは関係ないよということにはならぬと思います。ですから、こういう言わせてみれば新しい施設ができる、しかしそのファンデーション、基礎になるこういう組織だとか、こういうことについてきちんと精査をするかしないかということをお最後に御質問します。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 統合に当たりましては、名寄市学校給食会でもこのことについて十分議論がなされております。ただ、合併がといてしましよ

うか、統合が最終的に風連、名寄両給食会で決定した後ということ、お話を今しませんでした。ただ、中では十分議論されておりました。例えば次年度の引当金などについてもおおむね半分程度はそれぞれ学校の配せん台とか牛乳保管冷蔵庫だとか、それから給食にかかわるそういう衣類などに充てるなどというようなことが話し合われているようであります。そして、残り半分程度については、やはり次年度の引当金としてどうしても必要な部分があるという、そういう名寄の給食会の考えであります。これは、いずれ風連の給食会とともに話し合っ、それをどうするかをまたお話し合いいただくと、こんなことになろうかなと思います。

統合に当たりましてやはり学校給食会として今お話し合いをして、しっかり定めていただくこととしては、一つはやはり給食費の調整でございます。このことをしっかりと話し合っ、いただきたい。それから、もう一つは、やはり子供にとって一番大切な献立のあり方であります。給食の中身そのものであります。もちろんアレルギー食なども含めて、こういうことについてもしっかりと話し合っ、いただきたい。現在給食部会と献立部会に分かれて、それぞれの理事の方がそのことについて鋭意協議を進めているところであります。そのほかに今お話し申し上げた問題などは、やはり学校給食会の中で解決を図るべき問題だと、こんなふう考えております。もちろん行政として、統合に当たっての課題は幾つかあるわけでございますが、これは行政としてまた改めてしっかりと議論してまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうも食い違ってしまうのですけれども、これが最後ですから、これは答弁はいいです。ですけれども、一般常識でお父さんやお母さんの考える新しい器ができたとしても、こういうような仕組みで今までやっているということについては、名寄市民の方からも私のと

ころへ何度かこの話で来ていました。本当に払っている人がとんとんであるべき2,600万円という金が残っていて、今教育長さんはその金を何か器具や機材を買うのだというような話をしていますけれども、それは以前余分に払った人に断らなければならない。例えばもう一回お話ししますけれども、よその町村では1月、2月に見込みをつけると、2月、3月で料金を下げているという例もあります。また、ほんの少しぐらいのことだったら、少しグレードのアップした料理を出すということもあるようです。

私は、最後に申し上げたいのは、ぜひこういう環境下で職員を使わないようにしてほしい。ぜひもうちょっときちんとした形で、条例だとか法律だとかにあって、まさか1年の売上げの25%を運転資金にしますよなんていう話では私は通らないと思いますので、ぜひ職員が働く環境のためにもきちんと精査をお願いしたい。特別答弁は要りません。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、何点か御質問をさせていただきたいと思います。

まず、7款1項1目、29ページの商工振興費に計上されております全国合併市町村夢フェスタ2006実行委員会負担金の関係でありますけれども、これは説明の中でもありましたように10月13日から15日、東京都で開催されるというのは理解します。それについて主催者ですとか、あるいは内容及び全道の合併市町村のうちの参加状況、これは今年度はまだ無理としても前年度の状況わかつていますので、それをまずお知らせをいただきたいのと、10款6項10目、35ページになると思いますけれども、風連社会教育施設費の児童会館整備事業費の5,900万円の関係でありますけれども、これも市長の提案理由の説明にありましたとおり、設計をやってみて、新たに出てきたというわけでありますけれども、この部分については風連の児童会館がよくなるという

部分については何も否定するものでもありませんし、逆に歓迎すべきものだと思いますけれども、ただやっぱり18年度当初にここでは120万円の設計費を加えて、3,281万円の予算を計上して実施しております。私の認識が違えばあれですけれども、補正予算というのはやはり緊急性とか、やってみて不足部分ですとか、そういうことが出てきて初めて補正が起きると思うのですけれども、本予算を超える5,900万円の計上ということでありますので、何が緊急課題でこの計上をしなければならなかったのかというのをお教えをいただきたいと思います。

同じく給食センター費の給食センター整備事業費6,200万円にかかわってでありますけれども、給食センターの合併については合併協議会でもその方向性は出ておりますし、当然そういう状況になると思いますけれども、教育委員会として地元合意ですとか説明責任というのはしっかり果たしているというふうにお考えなのか、その3点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 夢フェスタについてお尋ねをいただきました。御案内のとおり、この事業につきましては昨年から実施されておまして、ことしで2カ年目になるということでございまして、新しいまちの新戦力、全国合併市町村夢フェスタ、ことしは2006ということの名前でございまして、この主催につきましては、総務省あるいは全国地方新聞社連合会、共催といたしまして財団法人の地域創造ほかでございまして。もう一点お尋ねいただきましたが、ちなみに昨年度の参加市町村につきましては石狩市と釧路市ということでございまして。今年につきましては、今道の方に聞かせていただいているのですが、名寄市のほか遠軽町、それと北見枝幸町の3市町で今年は参加するというでございまして。

このことにつきましては、先ほど総務部長の方からもお話ありましたように、10月13日から

15日までの3日間でございます。日比谷公会堂を会場といたしまして、市町村のPR、あるいは市町村の郷土芸能、伝統芸能、それから触れ合い、お祭り等のイベントということで、三つの中で御希望のコーナーに御参加をいただくということでお誘いをいただいているところでございます。私どもの分といたしましては、お尋ねにはなかったのですが、モチ米作付日本一ということにもなりましたし、さらにはアスパラガスにつきましては作付面積が北海道一ということで、二つの日本一あるいは北海道一になったものですから、ぜひ私どもの名寄市の存在感を皆さん方に広く知っていただきたいというような熱い思いを持って参加させていただきたいということで100万円の予算を計上させていただいたところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） まず、児童会館の補正のなぜこういうふうになつたのかというような質問でございますけれども、当初予算では確かに佐藤議員のおっしゃるとおり3,000万円ちょっとの予算を計上しておりました。これは、児童会館の外壁改修、それからボイラーの更新、それに伴う設計委託料というような予算を計上しておりましたけれども、その後の調査で児童会館がかなり損傷が進んでいるということが判明いたしました。それとともに児童会館内にあります図書室なのですけれども、これを図書館法による図書館の分館という位置づけにするということに決まりまして、図書室を改造して機能の向上を図って、市民に利用しやすいような図書館にするということで改修をすることにしたのですけれども、建物としては一体でございます。児童会館については、単なる補修ということであるならば有利な起債を使えないのですけれども、図書館の機能向上、利便性の向上ということで、その工事に合わせて児童会館の部分も一体的に改修することによって合

併特例債を使えるのではないかと、有利な起債を使えるのではないかとということで、今回工事をするので今後10年間補修する必要がないのではないかとというようなことで今回補正予算を計上いたしまして、子供たちに快適な空間をつくっていききたいと、そういうような思いで補正で計上しております。

それから、給食センターに関しての地元合意、説明責任の問題でございますけれども、確かに以前から議員からそこら辺の部分では足りないのではないかと御指摘を受けております。私どもも6月議会終わりました、その後精力的に学校給食会さんにもお話しいたしまして、学校給食会理事会を中心に今精力的に協議を進めていただいております。その後の協議では、7月に入りまして学校運営委員会とか学校給食会の理事会を開催いたしております、その中で特に学校給食会の方では部会をつくりまして、課題を出し合って明確に協議しましょうということで、給食部会と献立部会というような部会を設定していただきました。給食部会については7月25日と8月22日、それから献立部会については8月17日にそれぞれ部会を開催していただきまして、課題等について非常に熱心に協議していただいております、聞くところによりますと大体給食の単価などについても合意を得ているというふう聞いております。極めて順調に諸課題については協議が進んでいるのではないかとこのように考えております。説明責任ということで、なるだけその学校給食理事会などで決まったことについては、これから給食会の便りなどで周知をしていきたいと思うのですけれども、最終的には総会で決まるということで、中間報告というような形でできるだけ保護者の方に今何を協議しているかというようなことをわかりやすく説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番(佐藤 靖議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思いませんけれども、まず夢フェスタ2006の関係でありますけれども、昨年からスタートして、ことしで2回目ということであります。昨年は名寄にも呼びかけがあったはずであります。それを断ったということもあると思います。それは、去年の夢フェスタ2005の要綱を見ますと、全国の合併市町村、予定を含むというところに呼びかけてやると、しかも夢と活力にあふれた合併市町村をアピールするというので、ある意味ではアピール行事の部分だと思えますけれども、その中でことしも今のところは3市町しか参加しないと。全国の合併市町村がそれぞれ奮って参加をして効果のあるイベントという認識がそれほど広がってはいないのではないかという認識を持っております。

それと、今名寄市は、午前中の審議の中でもありましたけれども、厳しい財政事情というところがあって、事務事業の見直しですとか、これから当然ながら補助金、交付金や何かの関係もだんだん見直していく。どうか市民皆さんで一生懸命に財政の健全化に向かっていこうというこの時期に、私はそれほど効果がないというのは失礼な言い方ですけども、今あえて100万円を出してこれに行く必要性がどうも見出せない。しかも、予算によると負担金でありますので、実行委員会に対する負担金でありますので、当然ながら実行委員会もできて、どういう構成になっているかと思えますけれども、その辺について再答弁をいただきたいと思えます。

もう一つ、風連児童会館のことでもありますけれども、当然ながら風連の今の児童会館の状況から見れば、当初からもう既に外壁だけではなくて中や何かもすべて直すような状況にあったのではないかと。それが外壁をやって、外壁とこれをやった設計の中で、あそこも悪い、ここも悪い、図書館もつくらなければいけない、5,900万円の計上というのは、私は当初の見込みが悪かったの

ではないかというふうに思いますけれども、その辺について教育委員会の見解をお聞かせをいただきたいのと、何回も申し上げますけれども、給食センターの今の状況の中では地元合意、説明責任も一定果たしているという認識をお持ちなのか、改めてお聞きしておきたいと思えます。

○議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 100万円の費用をかけて実効があるのかというようなお尋ねでございますが、御案内のとおりこのことにつきましては、私合併になってからのことでございますから、昨年の分の情報についてはちょっと持ち得ていないのですが、6月ぐらいだったと思えますけれども、実は道庁の方からお話をいただきまして、こういう催し物があるので、ぜひ合併されました市町村について奮って御参加をいただきたいということで参加要請をいただいたところでございます。このことにつきまして私どももそういった考え方も一方では持ったのですけれども、実は先ほどもちょっとお話しさせていただきましたとおり、モチ米作付日本一というのをアピールするのに絶好の機会かなというふうにとらまえていただきましたし、あるいはまた先ほど言いましたようにアスパラにつきましては作付北海道一というようなことでございまして、これにかかわる何で日比谷までよというような話になると思えますけれども、ぜひこれからのモチあるいはウルチの米に対する嗜好、あるいは北海道産のクリーン農業を含めてこういった東京の方々にもアピールしていきたいというふうに思っていますが、ただこれにとどまらないでこちらの方でとれる時期、10月の13、14、15ですから、限られますけれども、そういったこちらの方の地場産品あるいは特産品等も持ち込んで、名寄の存在意義を発揮したいというふうな考え方が強うございます。

あと、もう一つなのですけれども、今事務的に進めさせていただいているのですが、杉並区との友好都市にさせていただいておりますものですか

ら、杉並区の方の文化交流課なのですけれども、そちらとも御相談させていただいて、かつて風連の方からうすときねをプレゼントしたことがありました。そんなことで、そちらの方にそういったものが用意されておりますものですから、できればそのうすを持ち出して、それから杉並区からトラック等々もお借りできるというような内諾を得ておりますから、人海の協力も得られるというようなことも聞いておりますから、そんなことでは杉並区と一緒に共同の事業として取り組みたいということがもう一方であります。あわせて道の方ともお話しさせていただいて、あそこでもちをつこうと、食べていただくというようなことで考えていきたいと思いますが、この後の分の進めにつきましては、お話ありましたように農協あるいは商工会議所、そういったところと実行委員会をつくって御相談をさせていただきますが、ぜひ名寄のPRをしてきたいというふうな強い思いをしているところでございますので、何とか参加していきたいというふうなことで、そして成果を上げていきたいというふうな考え方で予算提案させてもらったものであります。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま給食センターの統合について説明責任が所在はどうかというような、そんな御質問がございました。御案内のとおり、まずこの統合については合併協議会の中で、平成16年10月の検討小委員会で合併後に両者が統合すると、それから運営組織、職員配置、配送方法、地産地消等については新市において調整すると、こういうことで平成16年11月に了解をいただいた。そして、11月の末から12月にかけて住民説明会でずっと行われてきたという事実はあるのでございますが、その後今お話のとおり中断されていたということでございます。それ以降これについての具体的な市民に対する説明行為はなされてこなかったということでござい

ます。事務サイドといいましょうか、そういう中では継続して統合のときに生じるであろういろんな課題についてはいろいろ議論はずっと進められてきたわけでございますが、市民に対してはその辺のところ为抓手と説明されてきていなかったということがございます。

一つ弁解でございますが、公の動きというのが5月16日以降だったという、教育委員会そのものも5月16日以降だったということもこの説明への行動開始がおくれた一つの要因かなと、こんなふうにも考えております。これは弁解の域を脱しないのかもしれませんが。

その後、早速5月25日、これは風連の給食会、それから5月26日には名寄の給食会の総会に私自身出席させていただきまして、この統合について、総会でございますので、学校関係者から保護者の皆様もお集まりになっている席でございますが、そういう中で統合についてのお話をさせていただいたところでございます。その後は、今部長から説明のあったとおり、7月に入って具体的に課題解決に向けての取り組みがスタートしたと。そして、給食会そのものの話し合いは今順調に進んでおりまして、あらかたの課題についてはもうほとんど見通しが立ってきた状態でございます。できるだけ早くこれらの課題についてまた総会を開催する中で決めていきたいことが一つと、それから途中経過についてもある程度それぞれの給食部会、献立部会の話がまとまれば、給食だよりなどで関係保護者の皆様にもお伝えしながら、また保護者の意見を聞く場面も当然そこであろうかと思っております。そういう便りを読んで、保護者から御意見がそれぞれの学校や給食会に寄せられることを期待しながら、そういう便りでもお知らせしたいと、こう考えております。

それと、今度は角度を変えまして、この説明責任についてももう少し踏み込みながら、例えば名寄給食センターに直接学校の保護者の方有志とか、あるいは皆さんで結構でございます。皆さんでも

いいわけでございますが、来ていただいて、実際に試食してみる、試みに食べてみる、試食してみるとか、あるいは給食センターを視察してみるとか、こういうことなども考えていかなければなりませんし、また場合によっては合同の理事会などを開催する折に公開すると。公開する中で、そういう不安とか何かお持ちの方はどうぞおいでいただいて、そこをごらんいただくと、そんなことも考えていかなければならないのかなと、こういうふうを考えて、できるだけ多くの機会を利用しながら、またこれからも説明責任を果たしていきたいと。

せんだって風連地区の地域懇談会一通り終わらせていただきました。その中では1地区だけ給食センターについての御質問がございましたが、それは例えば冷めてしまわないかとか、そういう質問でございまして、統合についての是非ではなかったわけでございますが、統合についての考え方もその折にあわせて説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 児童会館の当初工事費の計上が甘かったのではないかなというような御質問でございますけれども、当初予算に計上したのは、これは長期計画にのっとりた形で外壁などの補修をするということございまして、内部改修がそのときは計上しておりませんですけれども、これは決して内部はいいという判断で計上しなかったのではないと思います。ただ、計画的にことしの総合計画にはのっていないですけれども、今後のものでは多分計上されるのではないかなというふうには私は理解しております。ただ、今回図書館を機能向上させるということで、それに伴って建物が一体化しておりますので、今後近い将来再度同じ建物で補修をする必要がないように児童会館の使っている部分も一体的に補修をすることによって有利な起債を利用できるということで今回提

案した次第でございます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 夢フェスタの関係でありますけれども、当然ながら私もせっかく合併して、お米の作付の関係ですとかアスパラの関係はいろんな機会を通じてPRする、アピールするというのは重要とは思いますが、一方厳しい財政事情であります。旧名寄の場合は、渋谷市場という場を一つ持っておりました。そういうところで積極的にそういうアピールをして、組みかえではないですけれども、せっかく東京行くのなら、もう一つ渋谷市場もあるのですし、10月29日ですか、東京なよろ会の総会でまた東京にこれで行くと、そういう機会があるわけですから、そういうところで活用していくと。しかも、道庁の方から話がというか、参加の要請、これが強かったか弱かったかは別にしても、こういうことで参加して、わずかなところしか参加しない。聞いたら、ブースがあって、そこでイベントをしたり、物を売ったり、先ほど言っていたもちつきや何かを含めてやると。それがどのぐらいの場所で、あの日比谷の公園を全体を使うみたいでありますので、相当のブースができて、やってくると思うのですけれども、その中でやるよりももっと充実した渋谷市場みたいのを使って、定着しているわけありますので、そこでアスパラも売っているわけありますので、そういう機会をやるべきだと思いますし、これから実行委員会をつくってというのは、ちょっとやっぱり行政主導過ぎるのではないかなと。やっぱりつくっている生産者側、売っている側、すべてを含めてぜひ行きたいと、こういう機会にぜひアピールしたいという熱意が出てきて、こういう負担金が出てくるというのは私は理解できるのですけれども、行政側がこれからつくって、お金も上げますから、では行きませんかというのは、もう今の名寄市の財政事情からいえば、ちょっとそこは一步も二歩も踏みとどまって考えるべきだと思いますし、こういうことが出てくる

と、こういうところには行って、ではここはカットかという話も当然そのうち出てくるものでありますので、ぜひ慎重に対応していただきたいのと、特に実行委員会をつくって、もう行く方向性で固まっているのでしようからあれですけれども、ぜひ実りのある実行委員会、実りのある成果を持ち帰っていただくよう、この部分では強い行政主導をしていただきたいと思います。

それと、給食センターにかかわってでありますけれども、5月16日からという部分はありましたけれども、教育委員会は暫定できちっとあったわけでありますので、そういう意味ではしっかりとした指導性と説明責任を果たすべきでありますし、住民の声は地域懇談会で1地区から出ていたという話でありますけれども、一方では、語弊はありますけれども、あきれて物も言えないということもあるかもしれませんので、そこは説明責任と住民合意というのはこれはもう欠かせないことですので、ぜひお願いをいたしたいと思えます。

児童会館については、いずれにしてもいい施設になるわけありますので、ただ既に計画にのっていたからということではなくて、現地をしっかりと見て、今やるべきことは外壁なのか、ささくれ立った床のある内部なのか、その辺もしっかり整理して、総合的にどうすべきかという判断をこれはもう教育委員会の独自機関でありますので、そういう性格を持ってぜひ取り組んでいただきたいですし、今後子供たちにとっては喜ばしい施設になると思えますので、ぜひ有効活用を求めて終わりたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 33ページ、大学費、学校総務費の大学の建設に当たって国保の支払準備基金からお借りをして、返済をするということで1億円計上されていますけれども、改めて確認なのですが、当初の借りた金額と年度ごとの返済実績、これで何か繰り上げというようなことで一

部説明を聞いたような気がするものですから、その状況についてお知らせをいただきたいと思えます。

これは、今回の国保会計の補正の中で、ちょっと私も認識不足かもしれませんが、準備基金は別会計だったのか、国保の歳入の方では数字としての数字を指すのか、関連でありますので、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

それと、31ページの教員住宅の整備事業、教育費、教育総務費、補正でも徳田の方の教員住宅の水洗化、排水管の修繕工事ということで、6月ではたしか智恵文なども含めて、合併浄化槽なども含めて水洗化の工事が進んでいます、9月の段階で補正をといる、全部これ財源は一般財源なのですけれども、当然できるだけ早くやるようにということで全体的な要望も出ていますからいいのですけれども、この9月で出てきたということの経過と、ほぼこの種の関係は現行の教員住宅、これからずっと長く使っていく教員住宅の水洗化というのはこれでもう終わりなのかどうか、改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

戻りますけれども、ちょっと細かいことですが、29ページ、観光費の駅前広告塔の通信情報システム業務委託料50万円、これはちょっと私も今説明聞き漏らしましたけれども、この後、後年度も恒常的に計上されていく金額なのか、観光協会になるのでしょうか、その辺の確認をお願いをしたいということと、広告塔のケーブル埋設工事、無線から有線にということで、駅前の景観上地下埋設ということなんでしょうが、これは具体的ですけれども、何メーターを想定をしてケーブルを埋設をするのかお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、最後になります、今佐藤議員からも宮田議員からも触れられております学校給食センターの統合の問題について、教育長自身も説明責任が十分でなかったということで、これからのいろんな機会とらえて住民説明などに努めていきたいということなのですが、総務文教

常任委員会の中でも何回か統合については決まっていることなので、しかしいつやるかということについてはまさに地元地区住民との協議、教育委員会、あるいはさまざまな関係者との協議の中で煮詰まっていくものだというふうに思いまして、予算を提示をする段階では当然その辺の整理をしっかり図ってという指摘もあったのではないかと考えておまして、事前の私の調査では学校給食会関係の資料を今手元に、数回ほど協議をされて、かなり具体的なものを詰められているという経過はあるようですが、一番肝心な地区住民や地域の関係者に対する説明がすっぱり抜けていると。期間的にはもう春から三、四カ月ぐらいあったのです。まだそういうような指摘が出るということになると、姿勢が問われるというか、かねてから島市長も幹部の皆さんも合併以降心の合併だということをまくら言葉のように言われておまして、信頼関係をしっかり積み重ねながら、実績をつくりながら、積み重ねるのが本当に心の合併だという、信頼関係を高めていくということなのでしょうが、非常に今回の対応についてはずさんなような気がしてならないのです。そういう意味ではどうも姿勢そのものが今問われているような気がしてならないものですから、改めて私の立場からも説明責任についてのこの間の能動的な姿勢の欠如はやっぱり強く指摘せざるを得ないなと思っておりまして、非常にこの議案に対する私の判断も今迷うところなのですが、改めて具体的に本当に何をされてこられたのかお尋ねを申し上げておきたいというふうに思います。

そして、計画では今議会、教育委員会としては今議会で議決をして、給食の配送に支障のない冬休みに工事をしたいということで聞いておりますが、実際の工期はどのぐらい必要なのか改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 最初に、御質問にありました大学費の中での国民健康保険支払準備基

金積立金 1 億円の関係につきましてお答えをさせていただきますと思います。

この部分につきましては、前年度に大学の整備ということで 2 億円の年度を越えた繰りかえ運用ということで、基金条例に基づきまして 2 億円を対応して、議会の方にも御理解をいただいている部分でございますが、今年度におきましては当初予算では 2,000 万円の戻しということで予算計上させていただいたところでございますが、今回の普通交付税の確定に伴いまして、それらの財源、所要財源が出たということで 1 億円プラスということで、今年度については 1 億 2,000 万円戻せるということでございます。これは、10 年間にわたって借りた部分については利子をつけてお返しをするということで、17 年度予算のときにも説明をさせていただいているところでございます。それで、国保会計との支出がどうなのだという御質問でございますが、この 2 億円につきましては支払準備基金の方から直接引き出しをさせていただいておりますので、今回も直接支払準備基金の方に積み戻しをさせていただくと、そんな形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 駅前の広告塔についてお尋ねをいただきました。1 点目の広告塔の通信情報システムの業務委託については、これは恒常的に毎年かかるのかというようなお話ございましたけれども、これは今回の工事のみの委託料ということで、システム組みかえをする部分の業務委託で、臨時的委託料でございます。

それから、2 点目の広告塔のケーブル埋設の工事についてどのぐらいの長さなのかというようなお話ございましたけれども、現在広告塔ありますけれども、その広告塔の場所からずっと迂回して車の道路があるわけですが、それを横断させていただきまして、そして 42 メーターですから、大通の入り口といいましょうか、のところぐらい

までを予定しているところでございます。長さにつきましては、先ほど言いましたように42メートルでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今熊谷議員から再度説明責任について欠けている部分があるのではないかというお話がございました。私たち教育委員会としましては、暫定教育委員会もあったわけですが、正式に教育委員会が発足した5月16日以降、まず第一義的には学校給食会、いわゆる学校給食にかかわる利用するその子供たち保護者、こういうことを第一義的に考えてきたわけがあります。その中でしっかりと統合についての考え方、あるいはそれに伴うさまざまな課題などについてもお話をさせていただき、その中から一步一步理解が深まっていく、そんなことを考えていたわけでございまして、統合に向けての話を進めるとすぐに例えば住民集会を開いて、そして統合について説明会を開くとか、そういうところまでは実は考えが及んでおりませんでした。そういう中で、5月の給食会での説明、そして7月からの具体的な課題を洗い出しての話し合いというふうになってきたわけでございます。そういう中で、一定程度学校給食の営みといたしましうか、こういう営みが見通しが立った時点ではもちろん市民にも周知を図る、そんないろんな方策を考えていかなければならないということで、最終的には市の広報になろうかと思いますが、市の広報などでお話を申し上げるということになる手順だと考えておりましたが、それでは足りない部分があるということでございますので、さまざまな御意見をまたお寄せいただければと考えているところであります。

いずれにしても、学校給食の統合というのは、子供たちに視点を当てたときにやはり早ければ早いほどベストな方向に向かうという、こういう考えを私たち自身強く持っているわけでござい

まして、その一つは食育の推進でございます。現在名寄市給食センターには正職員、それから臨時職員含めて2人の栄養職員がおります。風連給食センターには1名の栄養職員がいて、そして学校給食センターのそれぞれ基本的な部分を賄っているわけでございますが、平成19年度からの食育の導入の際想定されることは、栄養職員が学校に張りつけになるということでございます。そういたしますと、栄養職員が1名の給食センターでは本当に従来どおりの学校給食の営みができるのか、兼務しながらその業務が遂行できるかという、そういう大きな不安点もございまして、やはりここは統合して、食育の推進に当たってまず子供たちの平等性を図っていかなければならないと、こんなことを第一に考えたところでございます。そういう中で、学校格差といたしましうか、学校による違いなどが生じないように考えていかなければならない。

もう一つは、給食の内容の充実をこの機会に図っていけないのではないかと、こういう考えであります。風連給食会では、例えばアレルギー給食などもその現物を除去する方法で今まで進めてまいりました。例えばエビでアレルギーを起こす子は、その食事の食材からエビをただその子だけ抜くというようなことというふう聞いております。名寄の場合は、アレルギーの子供に独自のメニューをつくって食事をさせているというようなことから、そういう点でもこれからいろいろ給食会の中で話し合う中でさらに改善したそういう給食内容ができるのではないかなと、こんなことも考えたりしているところでありますし、地産地消の促進についてもこういうのを機会にさらに一層進める、そんな方策でいくこともやはり想定されるということでもあります。

それとあわせまして、合併特例債などというやはり財政も無視していくことはできませんので、よく言われる3Mといたしましうか、マン、ソフトですね、それからマテリアルでハード、そして

もう一つはマネーであります。財政面も考えていかなければならないということから、ぜひ統合に向けて進んでいきたいということをございますので、お話の部分は十分受けとめながら、これからもやはり説明責任についていろいろな御意見を伺いながら、私たちが努力してまいりたい、こんなふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 教員住宅の水洗化の関係ですけれども、当初予算でも本予算の方でも要求したのですけれども、財源確保が困難ということで見送られた経過がございます。今回財源の手当てが可能ということで認められたというふうに理解しております。

それから、これからの水洗化なのですけれども、中名寄地区、それから智恵文地区、それから今回徳田地区ということで、ある程度計画的にはやってきているのですけれども、手元に詳しい資料がありませんので、ちょっとそこら辺はあと何戸残っているのかはわかっていないのですけれども、ただ教育委員会の会議でも風連地区の水洗化についても指摘を受けております。ですから、これから風連地区も含めて未水洗化のところについてはできるだけ計画的に年度計画で水洗化を実施していきたいと、そういうふうに考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 給食センターの工期でございますが、およそ30日ぐらいかかるというふうに考えておりますので、今回補正に出ささせていただいたのは冬休みの間に子供たちの給食に直接影響の出ない時期にぜひやりたいという、そういう思いからでございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 給食センターの話について、私も合併の委員でしたから思い起こせば、名寄は子供たちがどんどん減って行って、十分余

力があるからということで、現施設若干手を入れなければならぬけれども、受け入れ可能だという判断がありまして、風連の方も設備的にあるいは現状の中でどうも立ち行かないから統合ということではなかったと思うのです。それぞれ合理的にいろいろ判断をしたときに一つにした方がいいということ、いろいろ課題はあったけれども、統合することについて合併協議会では結論が出ておりました。ですから、そのことに関しては恐らく名寄、風連両地区それぞれ子どもも含めて全く異論なくて、特例債を利用して当然工事をやらなければならぬということで、ただいつやるかということは全く決まっていなくて、私も何回か部長にお尋ねしましたけれども、もうはなから合意がしっかり熟していない段階で4月からののだということをお願いしてしまっていて、あるいは勘違いして当初からおられたのではないかと思ひまして、ちゃんと時間をとって対応すれば別に私の感覚ですとお互いに理解が得られるのではないかという認識は持っていたものですから、詰めていくのにさほど時間がかからないのかなと、しっかり説明責任さえ果たせば。しかし、教育長前段認めたとおり、非常に十分でなかったという、これからという話が象徴されるように、極めてそういう認識、意識というか、欠如したというところは否めないなという感じがして、いろいろ教育長もあれやこれやということで、食育がどうしたとか、アレルギーがどうしたとかいろいろ言われていますけれども、それは実行する側の立場としての話ばかりで、ちょっと聞き苦しかったのかなという感じはします。あるいは、今の答弁、言葉じりをもって申しわけないですけれども、結論出たら市の広報でお話をしていきたいという一方通行の形で、出た結論を決まりましたというような感じを聞いていると、みずからしっかりそういう場をつくって提起をして臨むという姿勢が今の答弁でもちょっと感じられないなという感じがして、非常に残念なのです。大切なことですし、合併協議の中では基本合意を

した協議書はございますけれども、かなりの部分ではそれぞれ市民に対してプラス・マイナスの影響のある先送りにした課題があるわけで、事実上この問題がある面では大事な、本当に心の合併を言うのであれば丁寧にやっぱり扱わなければいけないのではないかという感じがしてまして、あと定例会ここしかないと言えませんが、あとまだ他の方法もあったような気がしまして、見切り発車的な印象は私としても受けとめざるを得ないのです、現状では、非常に残念だなという感じがしております。それぞれこれから努力されることについては当然してもらわなければならないのですけれども、なかなか誠意が感じられないなという感じがしています。総務文教常任委員会での経過を踏まえて私もあえて言っているわけです。重たくやっぱり受けとめてもらわなければならぬなという感じはするのです。これは、再答弁要りませんけれども、率直に指摘をせざるを得ません。

広告塔の関係についてはわかりましたけれども、あえて無線から有線にしなければならない具体的な何か故障だとか電波の関係だとか、いろいろあったのかと思いますけれども、やっぱり道路をまた掘り返してやるということになると、また一定の道路の影響部分だとか、舗装復旧なども含めて工事は余計高上がりになりますし、ちょっと判断を誤ったのではないかと考えているのです、当初。常識的には大体あの種の関係は、私も地下で当初から入っていたのかなという感じが、道の工事でしたけれども、印象を持っていたのですけれども、無線だったということはよくわからないのですけれども、改めてそれは一定の年数はたっていますけれども、だからしなければならないということについてもう少しわかるように説明をお願いをしたいと思います。

大学の関係での健康保険の返す関係、そうするとまだ10年という、10年という言葉はまだ言っていましたけれども、一年でも二年でも早くということでは最終的な結論の段階では聞いており

まして、繰り上げをしたという、当初2,000万円をさらに1億円追加するわけですから、当然10年ということではなくて、この見通しだと何年には終わりますというところが提示としてあって当然かなという感じがしております。ちょっと気になったのは、あの論議のときにも私言葉悪いですけれども、やみ起債の話、今夕張問題やいろいろ空知周辺の自治体でも大変な状況を連日伝えられていますけれども、あくまでもこれは他会計からの借り入れということで、ほかの自治体でも道の指摘なんかされて、国でしたか、違法性についての問題について、これと同種ではないですけれども、情報公開しているのだからいいだろうと、借りてあれするのだからというような新聞報道なんかありまして、やっぱりいまだにその辺についてひっかかるものがあって、改めて早期返済、たまたま交付税の確定に伴うという話が出ていますけれども、改めて国保会計に対する返済の計画をしっかり議会に提示をする必要があるのかなという感じがしてございまして、そのやみ起債の関係について合法的だという話はいまだに聞いたような気はしないものですから、改めて聞いておきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 基金の積み戻しの関係につきましては、17年度の予算の中でも議論いただいて、説明をさせていただいてございまして、償還に当たりましては18年度から10年間、利息をつけて計画的にお返しをしますということで財政計画を進めさせていただいたところであります。今回予定以上に積み戻しができますので、残りの部分につきましてもどのような計画でいきたいということをもたまたま議会の方にもお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、やみ起債の関係でということで、これまた17年度のときにもお話があった部分だと思いますけれども、私どもは基金条例に基づく繰りかえ運用という形の中できちっと整理ができてい

るというふうに認識しておりまして、やみ起債という認識は全く持っておりません。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 再度のお尋ねでございますけれども、御案内のとおりこの事業につきましては名寄の開拓100年の事業ということで、平成12年に事業を竣工したところでございます。まちづくり観光の方からデータを送って、住民サービスを提供しているのですけれども、実は今回PHSによる発信が終了するというようなことでの御連絡を受けたところでございます。そういったしますと、今後の方法としましては有線による回線で復旧をするというのと、新たなソフトウェアによる更新という二つの道が迫られまして、経費等のことを考えますと有線、電話による回線の復旧が望ましいのではないかと、ベターでないかというふうなことで御判断をさせていただきました。

それから、先ほどお尋ねありましたように道路を掘削して掘り直してということではなしに、注入方式で工事をやらせていただきたいというふうなことで考えてございますので、よろしく願いをいたしたいと思っています。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） やみ起債の関係の認識の違いは、私どもはもともと単年度の中におけるやりとりについては当然ある程度認識できましたけれども、複数年以降の部分についてはやはり疑念が残るなという私の認識なものですから、基本的な認識の違いがそこにあるわけで、引き続き機会をとらえてまた勉強させていただきますけれども、率直に言うておきたいというふうに思います。

広告塔の関係はわかりました。圧入方式ということで、これは単純に工事というか、ソフトなどを含めての、交換含めてのもう一式入っているということでもいいのか、単純に埋設工事ということだけになっていきますけれども、その他の附帯工事

も当然あると思うので、そういうことでよろしければ答弁は要りませんけれども、改めて聞いておきたいと思います。そういうことであればいいです。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） 私の方から先ほど前の条例審議で終わりましたサンピラーパークの指定管理料についてお尋ねをしたいと思います。

債務負担行為で18年から22年までの5年間ですか、これで3,280万6,000円、こういうふうになっております。それで、先ほど答弁がなかったのですが、御案内のようにカーポートということで冬期の宿泊も含めた運営を見込んでいるのだと、こういうふうなことでありまして、さらにまた過去の論議の中でも多くの利用が見込まれていくのだと、こういうような内容でありました。それで、先ほどの説明では公募によりまして2社が応募され、その1社に決めたと、こういうふうな内容でありましたが、実際にこれから市の仕様規定に基づいて協議を進めていくのだと、こういう部長答弁でありましたけれども、やはりこれだけのお金で契約をしていくわけでありますから、どの程度の利用、あるいは実際に管理運営に当たってはどのような形で利用者の利便にこたえていくような道になっているのか、これらについてももう少し詳しくお話しいただきたいと思います。さらにまた、もう一社の公募されたのは民間でどういうところの方だったのかもあわせてお知らせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 森の休暇村の指定管理には2社の応募をいただいたところでございます。選定委員会を開催をいたしまして、表記のとおりのお社を候補者として決定をさせていただいたということでございます。

審査の項目につきましては、12項目ほどあったわけでございますけれども、総体的に点数を評価いたしまして、優位になったということでござ

います。ただ、いろいろと議論になりましたのは、特に冬の利用ソフトの内容についての検討が少し不足をしているというようなプレゼンテーションのときの感想も含めての選定委員会の意見でございました。当該会社への御報告に当たりましては、その辺の意見も添えて、ぜひ利用ソフトの開発、特に冬期間の利用ソフトの開発に十分努力をしていただきたい、そのようなことも含めての報告をさせていただいたところでございます。

利用者の推定でございますけれども、私ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後日御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） この11月からカーリングの一つの利用も始まっていくと、こういうのと併設してこの施設の活用が図られていくというふうになると、うまくいけば冬期間の滞在なども含めた利用の可能性が大きくなっていくのかなという期待を持つと同時に、御案内のように冬で、積雪寒冷地であそこまで車で行く除排雪の問題ですとか管理の問題、特に生活をする冬期間の水の問題とかさまざまな課題があるわけでありまして。そういうふうな中で指定管理者を選定するに当たっては、御案内のようにそれぞれが利用目的に沿った努力をして、管理を受けた業者の人たちやっていくのだと、こういうふうなことも一つの課題としてあるわけです。しかし、第三者的に見て、大きな成果を上げていくには大変な苦勞が予想されるなというふうに率直なところ私するわけなのです。

例えばこれで見ますと、3,280万円ですから、年間で見ますと600万円ちょっとでしょうか。それで、あそこの管理をというふうになりますと、高いようで、しかし安いのかなと。しかし、安くもあり、いろいろな見解が分かれるところなのです。それだからこそ、市民も納得できるような形での利用推計はこういうふうに見ている、あるいは

はまた業者にはこういうようなところまで対応を求めているのだと、こういうような総体的なわかる形にして、一つには利用者が安心して利用できる、また我々としても市の直接管理運営ではなくて、業者の指定管理制度を生かすことによってこのようなメリットがあったのだということがわかる仕組みが大事ではないかと、こういうふうに考えますので、その点立場から再度わかっている範囲でまずお知らせをいただいて、どうしても今不十分な面については後で資料でお知らせさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、ちょっと今前段に発言はしませんでしたけれども、給食センターの問題について、私どもの方には、前段の論議がございましたが、それを裏づけるかのような一定の提案が今来ているものですから、私もそれを見ながらただいまの質疑の内容を伺っておったところでもあります。そこで、私も1点伺っておきたいのは、やはり合併に伴ってのさまざまな意見が出てきたときに、どのような形で合意をとっていくのが一番なのかということが大事ではなかろうかと、こういうふう思うわけでありまして。ですから、そういう面ではそういうような特にさきの6月議会では相当多くのこの問題に関しての意見が出ておったわけでありまして。私は、当然それらの問題についてのすり合わせ、あるいは住民合意の努力があったのではなかろうかと思っておったわけでありましてけれども、どうも先ほどから聞いてみると、それらの意見集約などなどがどうも十分でなかったのではないかという気がしているわけでありまして。そういう点では、先ほど教育長答弁の工期はおおむね1カ月程度、あるいは冬休み中に行うのだということは一つ私も確認させていただきたいのですけれども、それでよろしいかどうか御答弁いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 指定管理者の候補の選定についての内容でございますけれども、

先ほども少し触れさせていただきました12項目で選定委員会で評価をさせていただきました。当該事業所が他に比べて評価をされた点は4項目でございます。一つには、経費の縮減という部分がございます。施設管理に係る経費を他社と比較をいたしまして企業努力で縮減を図るという計画があるというふうに判断をさせていただきました。二つには、防犯、防災、緊急時の対応、3点目には管理保守点検業務の内容についてでございます。いずれも事業計画に沿った管理を安定的に行え得るというふうに判断をさせていただきました。特にISOの認証を取得しておりまして、公害防止や環境保全に会社、社員、一層努力されていると、そういう部分につきましても読み取り、判断をさせていただいたところでございます。四つ目といたしましては、財務状況についてでございます。当該事業所がもう一社と比較をさせていただきました財務状況がよくて、安定して施設管理に参加していただけると、そういうことを判断をさせていただきました。以上の4項目につきましては、すべてではございませんけれども、インターネット等で一部御報告をさせていただきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 給食センターの工期の問題でございますけれども、給食センターの建物内に直接影響を及ぼす工事が30日というふうに聞いております。ですから、冬休みは30日ございません。25日、約5日間ぐらいについては給食センターの方で代替食なども考慮するというような形で、どうしても30日は詰めても必要だというふうに聞いております。ですから、直接の工期以外でいきますと、まだそれ以上の工期はかかると思います。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） 給食センターの関係はわかりました。

サンプラーパークの関係については、そういうふうな内容などなどはわかりました。ただ、やはり設置目的です。それを本当に生かしていくという点では、私も何回かこの道立公園の問題については総体的に完成した暁にはどれぐらいの人が利用できるのだろうか、カーリング、あるいはカーポート、その他の事業でそれぞれ答弁いただいていたのでは稚内並みで年間12万人の利用を見込むと、こういうふうなことが繰り返し答弁されていたわけです。やはり市民の中には本当に多くの人利用できるのか、私たち行ってどういうふう利用できるのかなどなどの声があるだけに、私も推移を危惧しているところであります。そういうふうな中で今回このサンプラーパークを活用していく上では、本当に管理者と一体となった形でのどういうふうな形で利用をふやしていくのかという、そういう積極的な定義なども含めた協議をぜひ私は求めておきたいと思っております。そして、この施設が設置目的にかなうような対応を求めて、終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 今の斉藤議員からありましたように、この後一定程度の意見が出るという話を聞いていますので、私の方からも事前に給食センターについてお伺いをしておきたいなというふうに思います。

まず、今いろんな御意見がありました中で、いわゆる調整の段階で組織運営ですとか職員配置、配送問題、あるいは地場産品の利用ということは合併後協議をするということによって合併協定がされているというふうに私も認識はしております。いわゆる統合については、これは協議の中でも前向きに進めるということによってやってきたというふうに思っています。そういう中で、我々にも詳しい話が見えてこないのは、今の学校給食会でどのような議論がされていて、長期にかかわる問題点、風連と名寄の給食センターの中で近々解決するのは困難だという問題があるのかどうか、それをまず1点お

伺いをしたいというふうに思います。

さらには、今後の問題だろうと思うのですが、いわゆる配送のシステムを民間、風連は民間というふうに聞いていますけれども、そういった違いもあるので、そこら辺の調整は今後可能なのかどうか、そこら辺の経過もお知らせをいただきたいと思います。

それから、これは職員全体にかかわることだと思うのですが、いわゆる給食センターが統合された場合には風連の人員はどうなるのか、そこら辺の協議は担当でお話しているのか、そこら辺を伺いたいというふうに思います。合併協議の中では、風連の給食センターについては下がぬれるというウエット方式というのか何というのか、そんなような方式で、名寄はドライ方式というようなことで、ある一定程度の改善はしていかなければならぬというふうに、あるいは老朽化の問題もあるということで、早期に合併をした方がいいというような協議をしているというふうに私は思っています。それから、教育長も言っていましたように食育の観点ですとか、そういった中ではやはり早期に一つの給食を名寄市内の子供たちにはとっていただくというのは肝心でないかなというふうに思います。

3点ほどお伺いをいたしましたので、そこら辺をよろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 現在進められております学校給食会の理事会、先ほどもお話ししましたけれども、理事会の方で部会を二つ設立しております。給食部会と献立部会というような形で、この二つの部会で課題について協議して、解決していきましようということで協議している最中ですが、既に8月22日の日に、これは第2回目の給食部会なのですが、第1回目の給食部会では給食単価、運営費などについてこれから協議していきましよう、協議の仕方とか、そういうことについて取り組みはしたので

も、第2回目の給食部会のところでは給食単価については小学校は名寄方式の3段階方式、中学校については風連方式の一つのものでいきましよう、というようなことで給食部会の方では単価についてはほぼ合意、ほぼ合意というか、部会での合意はできております。そのほかにまだ運営費についてはどうするかというようなことはまだ細部までは決まっていないということで、近々また給食部会の方でも協議を継続するというふうに聞いております。

それから、献立部会の方では8月17日に1回目を開催いたしまして、献立内容について協議しております。食材については地場製品の取り扱いをどうするかとか、地元製造品の取り扱いをどうするか、これ名寄と風連でちょっと取り扱いが違いますので、そこら辺について協議しております。それから、学校での行事食をどうするか、それから適温給食、離れた地区についての適温給食をどうするかについて食器などの整備をどうするかとか、アレルギー給食とか、そういうことについて献立部会の方では協議しております。ただ、私の方で報告を受けている段階では、委員さんの話も聞いたのですが、非常に順調に協議は進んでおります。ですから、当初は大体ことしいっぱいぐらい、12月いっぱいぐらいにまとめましようというような形で作業日程を組んでおりましたけれども、順調に進んでおりますので、そんなにはかからないのではないのでしょうかというふうな内容の報告を受けております。

それから、配送システムの関係なのですが、配送システムについては現在名寄地区の学校については直営で配送しております。しかし、直営でもなかなか中名寄の方までは難しいというようなことで、中名寄の方も直営ではやっているのですが、回収の時間がないというようなことで、今の2台体制では風連地区までは直営でやるということはちょっと無理だという答えが出ております。ですから、この配送問題につきまして

は、今夏休みの期間に名寄給食センターから風連の各学校に実際に車を走らせてまして、時間などはかっておりまして、どういうふうにしたら一番合理的なのかというようなことで今研究をしているところです。ただ、これはまだ全然決まってはおりませんけれども、今の配送車2台では風連地区については直営は無理だなど、これは委託でいくよりしようがないのではないのでしょうかというようなことで検討しております。

それから、職員の問題でございますけれども、これについては正直言って教育委員会だけでは解決できません。ですから、今統合することによって名寄の学校給食センターの仕事の中身を洗い出しています。給食をふやすこと、それからアレルギー給食を充実させることで現在の人員体制でいけるのかと。それから、食育の問題も入ってきます。栄養士さんに過重な重荷を背負わすわけにはいきませんので、そこら辺もある程度考えまして、人員配置がどういうふうになるのかということは今名寄の給食センターでは洗い出し作業を行っております。ただ、洗い出し作業を行ったとしても、風連地区の給食調理員全員の名寄地区での働く場の確保ということは、これは無理だと思います。ですから、これは教育委員会だけでなく、名寄市全体で雇用の問題については取り組まなければならないというようなことで、これは市内でもそういうふうに合意ができております。ただ、実際の職員配置をどういうふうにするかという、そういう具体的なところまではまだいっていませんけれども、全体で取り組まなければこの問題は解決しないという合意はできております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） 今の給食会の関係では、際立った長期間にわたって解決できない問題はないというふうに私は判断して、ある程度のスパンでその協議は終結をして、それは父兄なりに周知ができるというようなことで、肝心なのはや

っぱり利用者だというふうに私思いますので、それらについては十分クリアはできていくのではないかなと。若干そういった作業がおこなわれているということについては、教育長も認めていますようにこれは若干遺憾には思いますけれども、これはきちっとしてやっていただかなければならないというふうに思います。

あと、職員の問題あるいは配送の問題についてはこれからの協議ということですが、原則はやはりあるというふうに思うのです。希望するしないということも大事なのですが、やはり風連側の今やっている人員、あるいは配送等については十分配慮をしながら、今後に向かって、統合に向かって協議をしていくということについてはいかがな考えを持っているかちょっとお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま冒頭にお話ございましたように、利用者の理解を深めるということについても今後鋭意努力してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと、こんなふうに考えております。

職員につきましては、今部長がお話ししましたが、やはり不安を与えないような十分な配慮が必要だということは私たちもしっかり踏まえながら、風連で実際に勤める人たちのそういうお話しもしっかり聞いて、そしてどういうこれからの措置がいいのか、そんなことを市挙げて考えていくと、そんなふうにしていきたいものと、こういうふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それから、統合につけての若干そういう問題はあるというふうに、これはやっぱり二つが一つになるということはお互いに苦しみも出てくるのではないかというふうに私は認識をします。ただ、合併によってそういうメリットも出していかなければならぬという、いわゆる同類の施設が統合できる可能性があれば、積

極的に統合していくというのはこれは合併のメリットだというふうに私思います。そういう中で、試算はある程度できているとは思いますが、統合することによって市の財政、あるいは給食費は食材費ということでそう変わりはないと思うのですが、財政的にどの程度メリットが出てくるのか。先ほどいろんなむだ遣いをしない、この財政では厳しいという話があったわけですが、やはり二つのものを一つにすると、これが利用者あるいは市民感情的に不合理でなければ、このメリットというのはやはり大きいというふうに私は感じます。どのような試算を今していらっしゃるのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、一つは給食センターの性格そのものがございます。先ほど黒井議員からお話あったように、風連の給食センターは今まで築33年が経過しておりまして、ずっとウエット方式でやってきております。これについて保健所からはいろいろ御指導をいただきながら、安全に気をつけながら運営してきたということがございます。土別市などもウエット方式できたわけでありまして、例のO-157が発生したときにドライ方式に切りかえてきたという、こんな経緯がございます。名寄給食センターはドライ方式ですので、そういう意味ではもう少し安全なのかなと。もちろん職員がこれは気をつけることが一番大事であります、安全なのかなという、こういうことがまず1点でございます。

それから、もう一点は、やはり名寄市給食センターは現在最大能力は4,000食の能力を持ってございます。そんなことがございまして、やはりこの給食センターの能力を、4,000食は無理かもしれませんが、最大限発揮させる、このことによる効率化が十分に考えられるということでありまして。合併しますと、大体2,800食ぐらいに現在はなるのかなと、こう思っておりますので、さらにそれによって給食運営の効率化を図ることが

できる。具体的に私は、申しわけございませんが、合併することによってどこの部署で幾らのお金が浮くのかという、そういう試算まで細かくは今ちょっとできかねますが、そういう大きな利点があると思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 一、二点伺いますけれども、先ほど教育部長が整備工事の中で学校を休ませなければいかぬのが30日間ぐらいあると言われましたよね、給食センター。それは、冬休みにやると言いましたけれども、ここにいるみんなこの辺で育っていますから、冬休みというのは25日間ですよ、大抵。その間に、冬休みというのはお正月がありますから5日間ぐらいは、ですから10日間ぐらいはどこかに依頼しなければいかぬということになると思うのですが、一番聞きたいのはこの給食センターの整備工事がトータルとして工期はどの程度かかるのかということです。予算が通った場合に、今出ていますけれども、いつごろ発注する予定なのかというのを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 申しわけございません。工期については、私も正確な工期は聞いていなかったものですから、ただ、今手に入りました増築計画案によりますと、標準工期は約90日間というふうに見ております。そして、その前に車庫部の先行とか、洗浄スペースの先行という工事をやることによって、給食には直接影響ないような工事をやりますよと、給食期間中。そして、冬休みになったときに給食センターを使用ストップにして本体工事を行うと、大体それが詰めて30日というふう聞いております。ですから、先ほど議員がおっしゃったように25日間の冬休みの期間でいきますと5日間給食ができないというような期間ができます。そういう期間をできるだけなくしてほしいということをお願いはしているのですが、今のところ30日間どうしてもか

かるのではないかなというふうに聞いております。ただ、その期間給食をストップということは考えておりません。給食センターの方でも今考えているのは簡単な代替食ができますよというふうなお話を受けております。ですから、最悪の場合は、給食センターが稼働できない期間については代替食を給食センターの方で用意するというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 当然この整備工事が、教育長に聞きますけれども、90日ぐらいかかるということですね。3カ月ですね、そうしたら。それであれば、9月補正で出した理由というのはどういうことなのかというのを聞きたいのが一つと、学校給食会の理事会というのは2回程度開催だと思いますけれども、4月から8月まで5カ月間ありましたよね。結果論で大変恐縮なのですけれども、なぜもう少し早くそういう話をさせなかったのかというのが何か理由があったのであればお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学校給食会の件についてお話し申し上げますが、例年学校給食会の総会というのは5月に開催されるのでございます。その中で、前年度の決算とか新年度の予算とか新役員というふうに決められていきます。したがって、ことしは5月25と26がそれぞれの地区における学校給食会の総会であったということから、そこに焦点を合わせるといいでしょうか、その機会に統合についてのお話をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） まだ答弁もらっていないものもあるのですが、実際にその5月25日ぐらいに総会があったとしても、教育委員会からの指導で、道州制のときもそうですけれども、道で話したのももそうなのですから、月に6回とか7回とか議論を進めて、みんなが納得

したという状況に入ってからこういう整備工事というのは出すべきだというふうに思っています。なぜ早急にできなかったのかということなのですが、その理由は教育長は任せっきりになっているみたいで、例年だったらそうだよというのではなくて、今回は特別なので、統合のこともあるのでということで当然ながら早くにやるような指導というか、そういうようなことをやらすべきだったのではないかなというふうに思います。本当に結果論で大変恐縮なのですが、そういうお考えがあったのかなかったのか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどちょっと弁解してみたお話を申し上げたのでございますが、やはり暫定教育委員会の中では例えばさまざまな教育の営みについても新しい取り組みについては私たち設定しない、そういう方向で、基本的に暫定教育委員会というのは緩やかな接続を目指す、遺漏のない接続を目指す新しい教育委員会、そういうスタンスできたのでございます。暫定教育委員会というのは、私の判断ではそういうものだというふうに受けとめておりましたので、その中で統合という大きな問題について4月早々から教育委員会の考え方として出すことにはやはりためらいがあったと、そういうことでありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

ただ、今お話しのとおり、では5月以降の給食会については、月に何回も開催してやるべきではなかったかという、こういうお話もございしますが、給食会でもやはり熟成するというのでしょうか、そういう時間もやはり必要だったというふうに御理解いただければと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認め、委員

会付託を省略いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

本案に対しては、林寿和議員外7人から修正の動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 議長の御指名をいただきましたので、修正動議の提出理由を述べさせていただきます。

先ほど補正予算での質疑も長時間あったわけですが、その提案されました議案第16号平成18年度名寄市一般会計補正予算（第1号）中歳出において10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター費の15節工事請負費5,163万8,000円及び18節備品購入費1,104万5,000円を追加する提案がありました。これは、合併に伴い、市は平成19年度から風連学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するため同センター車庫の一部を食器の消毒保管庫へ改修するための予算であります。学校給食センターの統合については、合併協議会の中でも議論されてきており、私たちも統合することにつきましては異論ありません。合併協定書では、運営組織、職員配置、配送方法、地場製品の活用等については新市において調整するとし、それに基づき現在は統合に向けて市や風連、名寄双方の学校給食会による協議が行われており、これまでの運営方法の違いや統合後の方針など、課題や問題点も多く残されています。まさに検討の最中であり、現時点では来春統合に向けた十分な協議が調っているとは言えません。このままでは施設の整備事業だけが先行される懸念があります。したがって、このような時点での補正提案は時期尚早であり、統合に向けた課題解決がなされ、かつ市民へのしっ

かりとした説明責任を果たした上で提案すべきものと考えます。

以上の理由から、今回の給食センター整備事業費6,268万3,000円を減額する修正案を提案するものであります。慎重審議のもと議員各位の深い御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 修正案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 若干提案について質疑を行いたいというふうに思います。

先ほど補正予算の中で意見を何人か述べていたわけですが、教育委員会等に聞きますと一定程度の議論をし、特別時間を要する項目については提案されなかった、明確にされなかったというふうに私は感じております。ただ、協議をする時間が遅かった、あるいはおけているということについては認めているわけですが、工事のあるいは来年度に向けての事業発注等をかながみれば、今定例会でこの補正について執行していくのが適当ではないかというふうに私は考えるわけですが、提案の中で時期尚早という言葉がありますけれども、今それぞれ給食会あるいは理事会等で議論されている中身で、さらに時間を要して議論をしていかなければならぬというものが具体的にあるのであればお示しをいただいて、参考にしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 今動議の提出理由を述べたとおり、今市としては来年4月から統合しようということで進められているわけですが、それに向けて先ほどの質疑、また私たちが理事者、教育長を初め教育部長等と話した折にも協議の最中であると、幾分そういう特に支障はないというお話もあったわけですが、やはりここはしっかりと協議がまとまった時点で、よし、新年

度からこういう形で、こういう方法でいこうという、そういうものがしっかりできた時点で補正が、提案が正しいのではないかと、そういう判断をもってこういう提案になったわけです。

それで、当初は12月中に答申されて、決定されるというお話でしたけれども、やはりそういう特に順調にしているようなお話で、長くかからないだろうという、そういうこともありました。であれば、なおさらその後臨時会、また12月の定例会等もありますから、それらに提案していただいても私たちはいいと考えておりますし、工期についても、これはやる気の問題でありまして、本当に4月から統合に向けて進めるのであれば、まだ冬休み中プラス土日の休みとか春休み含めてでも、素人考えではありますけれども、十分そういうことでもできるのではないかと、そのように判断しております。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） やっぱり合併協議の中で協議をして進めていますので、時期尚早というのはちょっと私は当たってはいないのでないかなというふうに思います。今合併をして、いろいろな問題で今後こういう問題が出てくる中で、一つ一つ完全に協議が調ってからということになると間に合わないものが当然出てくるというような感じがしますので、もう少し慎重にそこら辺は考えてほしいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 静かに。

○13番（黒井 徹議員） これからいろいろな大型事業が出てくる中では、当然協議はやっていかなければならぬですけれども、やはりタイムリミットがあるし、あるいは合併のメリットを早期に実現するという意味では、やりたくないというか、やる必要がないという話ではないというふうに私も理解をしていますので、これは早急にその議論は進めていただいて、やることを前提に補正を組んでおいても私は構わないというふうに考えます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 今補正の給食センター費にかかわって議論を、長時間にわたっているような意見が出されていたわけですし、私もそれをずっと聞かせていただきました。そういう中で、言われていることは順調に、あるいはまた若干おくれたとは言いながらも、その委員会の中で了解をいただきながら、今協議を順調に進めているという、そういう話を聞いたところでございますし、また工事日程を聞いた段階では約90日の工事日程で、給食センターの給食停止というのは30日ぐらいかかるという、そういう話も聞いたところでございます。それを考えたときに、私は今この補正はどうしても決定して可決していかなければ、真冬の厳しいときに、給食センターですから、やはりシビアな工事が私は必要になってくるというように思うのです。そういう工事を厳しい厳寒期にやるということは、やっぱり避けなければならないというように思うところでして、また一方では今黒井議員もお話ありました。先ほどの林議員の提案理由によりますと、協議が調わない段階ではこういう補正予算は出すべきではないという、そういう意見でございましたけれども、私は並行協議あるいは並行工事というものを進めていっても十分いけるだろうというように思いますし、これから合併した後、今多くの大きな課題を抱えている現在やはりそれらをできるだけ早く消化していくためには、そういう並行した市民合意、あるいは地先との合意だとか、あるいはそういう業者との合意だとか、いろいろな合意を並行してやっていく必要はこれから多々出てくるだろうというように思うのです。そういうことを考えたときに、今回これを修正案を出して、臨時会あるいは12月定例会に延ばしたとしても、決してプラスのことにはなっていないのではないかとこのように思うわけです。そういった意味から、この修正案に対して私は申し上げましたなぜ並行して協議していけ

ないのか、取り組んでいけないのか、あるいはまたこれからの事業についても懸案の事項はたくさんあります。合併協議でいろいろ合意した事業がたくさんあるわけですが、そういうものをやるに当たってお互いにそういう協議が調わなかったら手をつけていけないのか、そこら辺の見解についてどのようにお考えになっているかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 今小野寺議員が言われたように並行してやっていくという、そういう方法も当然ありますけれども、今回につきましてはきちっと協議をして、ただ理事者側が見通しが明らかなような話をしているのですが、実際そうなるかどうかは今後話の中でわかりませんし、この合併協議においても統合については、これは協定書でもある程度方向認めておりますけれども、これについては年数も何年に統合するとは明示されておりませんし、6月の教育長の教育行政執行方針についても統合の年次は述べられておりません。その中で、いつ4月になったか、たしか6月の定例会のときにうちの会派の議員が質問したときは、4月のある段階でもう19年度合併という答弁をされておりましたけれども、先ほどは教育長は暫定の間はそういう進んだ話はしないというような、何か食い違ったような答弁をされておまして、その点も執行者側に疑問を抱くところがあるわけなのですけれども、特にこういう合併協議で旧名寄市と旧風連町が施設の統合、こういう初めての問題に対してやはり風連町の住民についても関心も持っておりますし、これからこういう場合がたくさん出てくると思います。その中で、私たちは今まで先ほども宮田議員が述べたように名寄市の給食センターに出向いて、双方の給食会の運営方法とか、その他いろいろ話も聞かせていただきました。そういうところでまさに協議中の中で、やっぱり今ここで補正を認めてしまうと本当に先に施設ありき、施設の建設だけが先にひとり歩きと

いきますか、その後に協議を迫っていくようにしていく、そういう形はやはり市長も唱える心の合併というものに今後とあわせて十分な協議に支障が出る心配も私は感じておりますので、ここについてはまだしっかりと十分腹を割って協議をして、それからで補正を提案すべきだと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知識議員） 理解はするのですが、先ほどの合併給食委員会ですか、内容も聞いてみますと、あるいはまた先日新聞に出ていました報道を読んでみましても、決して内容がお互いに対立して、問題あるような形にはなっていないなというふうに私は理解をしているのです。先ほどもお話ありましたとおり順調に、当初12月末を見ていたけれども、12月中には、もっと早くにまとまるのではないかなというような話でもございましたし、そういう状況を見たときに、あるいはまた別の角度でなぜ合併したのだという。先ほど黒井議員からも出ておりましたけれども、合併したということは、するということはやはりお互いに一緒になって、将来的なまちづくりのために効率のよい行政をしていきたいと思いますということが前提になってきているというように思うのです。それがやはり話ありましたとおり来年の4月目指して給食センターの統合に向けて進むのだとすれば、管理費の部分であるとか、いろんな部分でメリットが出てくるわけですし、それを早期に求めるためにもやはり並行に事業を進めていくという、そういうことが必要ではないのかというように思うわけです。決してそれが話し合いがついてから、つかなかつたら補正は組めないというような理由にはならないなというように思うのです。今順調にそれが進んでいるということですし、さらにこれからも市民理解を得るために努力していくと言っているわけですから、たまたまいろんな過程の中で若干おくれた部分はあるけれども、それは取り返すというような話でしたので、それら

を考えたときには私は補正を修正するほどの理論的なものにはなっていないというように理解をするものですから、私は林議員が今説明した修正案に対して反対をしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、1点だけお伺いをおきたいと思います。

先ほど補正予算の中でこの問題についてはいろいろ議論をされてきたわけでありませうけれども、提案されている林議員は教育委員会としての説明責任及び住民合意というのはまだまだ果たされていないというふうにお考えでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） やはりこの件については、もっと教育委員会としてもしっかりと議論していただきかったと思っております。現に教育委員、新しい5月の臨時会で暫定から正規の教育委員さんに決まって、その後月1回ぐらいの教育委員会議があったわけなのですけれども、その中でも議事録等をお聞きしますと、給食センターの来年の統合について重要視をしていなかったといえますか、正式な議題等にはのっていないということ、後に報告程度のことであったように今教育部長からもお聞きしておりますし、そういう面からもやはりどうも19年4月に向けて進めなければいけないという、この方が急ぎ過ぎといえますか、そのような感も否めないわけではありません。それらも含めて、やはりもう少ししっかりと事前から、暫定であろうが、やはり教育委員会、教育委員の方々いたわけですから、その時点からやはりしっかりとした議論を進めて、また住民周知といえますか、そういうものについても図っていくべきでなかったかなと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 私自身も疑問をずっと聞いてきて、今の林議員の話もそうでありませうけれども、まだまだ説明責任は果たされていないし、

住民合意も得られていないというふうに判断をさせていただきたいと思ひますし、いずれにしても10月臨時議会でも工期の関係からいけば十分間に合う部分でありますので、10月の臨時議会までしっかり教育委員会としては説明責任及び住民合意を得るための努力をされて、一番この合併、心の合併がうまくいく、変にしこりを残さないで、きちっと何でもスタートできるという体制をとるために、他の補正予算については否定するものでもありませんけれども、学校給食センター整備事業費にかかわる部分は削除した修正案に賛成を表明して、終わりたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今修正動議提案理由をお聞きしまして、具体的なことをお尋ねしますが、これまでの運営方法の違いや統合後の方針など、課題や問題点も多く残されていますということで、この辺についてもう少し特徴的なことを二、三、こんなことが詰まっていないのに見切り発車的な提案でないかということになっておられるのかどうか、改めてお聞きをおきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） この点につきましては、先ほどの質疑の中でも出ていたかもしれませんが、やはりこれまで名寄の学校給食会と風連の学校給食会の運営方法の違い、宮田議員も言われていたとおりこれまで名寄市の学校給食会では管理費ですか、1食当たり2円22銭の費用を保護者からいただいていたと。その点については、風連は町の方から交付金という形で出していたわけなのですけれども、これが自治法ですか、余り詳しくはないのですけれども、宮田議員に言わせるとこれは間違っているのではないかと。本来食材のみにいただく給食費にそういう管理費、事務費のようなものをいただくのは違ふと。それと、これまでの毎年毎年の給食費の剰余金が積み積もって2,600万何がしになっていると。これは、

本来保護者から多く集めた分であって、これをどういうふうに処理をするのか、また未納金の問題等、これは運営方法ですね、今後これを新年度統合したときにどういうふうにしていくのか、こういうものを継続するのかしないのか、そういうものが運営方法になりますし、また食材の調達とか配送方法、職員についても先ほどの話では決まっているとはなっていません。決まっていない協議の段階ではやはりすべてが課題であり、問題点だと私たちは認識しておりますので、それらしっかり協議する時間はあると思いますし、その後に私はきちとした段階での補正ですべきだと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 市教委、今部長あるいは教育長の立場から、地区住民を代表するそれぞれの代表、議員あるいは地区の子供たちに関する保護者等との接点だとかということについての理解を求めるような対応については全くなかったのでしょうかどうか。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） その点につきましては、私も十分承知はしておりませんが、やはり保護者の代表であるPTAとか、それと学校の先生方が協議している給食運営委員会、やはりそこにある程度最終報告をして、そこで承認されるということは、保護者の代表であるPTAの人たち、役員の方が承認すれば、そこはその人たちの代表ですから、はっきり新年度はこういくという方針で、その時点で私は決まるとしますので、そこまでを理事者側は十分見届けていただきたいと、そのように感じております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 旧自治体の中では予算を決めて、十分情報公開や説明責任を果たされていない不十分な部分については時期的な判断もあつたりなんかして、予算は決めてもその間執行者の答弁などで十分担保されて、小野寺議員が言

うような並行的な作業ということもあつたのではないかと思うのです。しかし、やはり合併という大きな事業、大事業をそれぞれが決断をして一つになって、島市長も常々心の合併ということについて強調されて、全職員に伝達をしながら、行政マンとしてそこら辺を実践的に心の合併というのは本当に何なのかということについては十分説かれていたのではないかと思うのです。それがしっかり浸透していれば、十分時間は私はあつたような気がいたしまして、私も総務文教常任委員会の中でも再三提案してくるときにはしっかり地区住民の皆さんの合意を得た上でということは伝達をしていたつもりですけれども、非常に私自身も反省の至りなのですが、教育長の先ほどの答弁ですとやっぱり十分でなかったということを率直に認めてはいるのですが、非常にここで不信を増幅したような形になっておりまして、従前のような予算を決めて、あと残り時間しっかり説明責任を果たすという、そういう軽々しい問題ではないのかなということが非常に今のやりとりを聞いて実感できます。非常に重要な問題ではあるのですけれども、私ども会派としても慎重審議をしてきたのですけれども、この短時間、説明責任を果たしていないところをここ1日で払拭をするというのは非常に難しいという認識をしております、臨時会が本来ではないですけれども、時間的には一定の努力する期間があつたような気がいたしますけれども、そういう面では対応に極めてまずさ、不十分さがあつたような気がいたしまして、これ以外の他の提案については十分賛同できるのですけれども、修正動議現時点では私ども十分理解ができるなという率直な考えを持っておりますので、意見表明だけして終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 東千春議員。

○23番（東 千春議員） ちょっと字句を整理をさせていただきたいと思うのですけれども、林議員ただいまの答弁等々いただいている中で住民合意という言葉が出ておりました。また、PTA

の理解が得られればそれは一定の評価があるというふうな表現もされております。ここで述べられます説明責任はだれに果たしたらいいのかという、どのようにお考えなのかをお知らせいただきたい。それは、住民合意という文言が正しいのか、あるいは利用者合意、保護者であるとか子供たち、この人たちの合意が得られればいいとお考えなのか、さらに広く全市的な合意が必要なのか、そこら辺の考え方をひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

それと、それに係る部分なのですけれども、提案の理由をいただいた中で下から4行目のところに市民へのしっかりとした説明責任を果たした上でというふうに述べられておりますけれども、この市民という対象はどのようにお考えなのかについてもお尋ねをいたしたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） それは、当然全市民ということです。こういう大きな統合という問題ですから、これが決まる過程も含め、決まった段階でやっぱり当然全市的に周知していく、合意をいただく、これが前提だと思ひます。その中に、当然先ほども言いましたようにPTAとかそういうものも含まれてはいますし、今後双方の給食会理事会で協議されたことを最終的に報告、承認もらうのはそういう方々の代表である運営協議会ですか、そこです。だから、当然そこで了解をもらって、それからやはり全市民的に、先ほど教育長は広報とかそういう手段も言われておりましたけれども、そのころにはまた懇談会等も、2回目の懇談会も多分計画されていると思ひます。そういうときにでも十分報告できる機会はあると思ひます。要はそういうやろうとする意識の問題だと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 正直言ってどちらを指しているのか最終的にわからなかったのですけれども、先ほどPTA等々で理解を得られれば一定程度それは評価するというような発言がござい

ました。私もその程度と申しましょうか、これが本当に名寄市の将来を左右する大きな課題であるかどうかという、私はそれほどではない、失礼ですけれども、そうではないのではないのかなというふうに考えているわけです。というのは、一定程度合併協議の中で合意を得て、それをタイミング的な問題と今は説明責任がどのような形で進められるかというのが多分焦点になっているのです。そういった観点から、失礼かもしれないけれども、そんなに名寄市の将来を左右するような大きな課題ではないのではないのかなというふうに私は認識をしているのです。そこら辺で私と林議員の認識をできれば一致をさせたいなというふうに思ふものですから、そこで再度お伺いをしますけれども、だれに合意を得ればそれでよいと。あるいは、最終的にもう一回住民懇談会を通して、そこで意見をいただいてからではないと、やっぱりそれは市民合意とは呼べないよというふうにお考えなのか。それをくぐらないと、やはり今度の予算案も出してはいけないよというふうにお考えなのか、そこら辺についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 一番は、やはり先ほども教育長の答弁等でお話ししたように、当初12月に予定していた答申を受ける学校給食の運営委員会ですか、その報告で了承されれば、それで私たちは新年度からの合意はある程度できたなど、そのように認識いたしますし、それが当初より早まるかもしれないという答弁もありました。そこに私たちも十分期待しているわけです。私たちも統合については反対しているわけではありませんから。それと、これまでのを含めて、そこがやはり大きな判断の材料といいますか、答申を受ける場、そこが大きなことだと思ひますし、その過程、またその結果等は十分、先ほども言いましたけれども、全市民的に周知なりして、合意をいただく、そういう方法はとれると思ひます。

それと、東議員は大した大きなことではないと言われましたけれども、私たちにとっては非常に大きなことであります。すべて補正に出されている議案については、市民の大切な税金を使わせていただくわけですから、どれもこれも私は大きな問題だと思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） それでは、若干お尋ねいたしますが、一つは風連が非常に子供たちの安全な食の問題に取り組んでいる、そういう給食にということで、地場産品の活用も含めたそういう取り組みがあったということなどを伺っておいたわけでありまして。そういう点で、合併することによってそういうふうなのがどういふふうに整理されていくのか、問題はそれが十分協議が必要だなというふうにも見ておいたわけでありましてけれども、特に提案者の皆さん方に見れば、それら風連の地場産品の活用、あるいはまた子供たちの安全な食育のために努力をされてきていた雇用者の問題などなどがあるかと思っておりますけれども、それらについてはどういふふうに展開すればいいかなと、こういうふうにご考慮されるのか、その点についてちょっと伺いたいと思っております。食の問題での地場産品を活用する問題がいろいろあるわけでありましてけれども、それらについてはどういふふうに展開されるのが望ましいというふうにご考慮されるのか。それから、もう一つは、働いている人たちの問題です。そういうふうな方々もやはり今までの学校給食を担う上で努力されてきたわけですから、そういう人たちがどういふふうな形で展開されていくことが望ましいと、こういうふうにご考慮されるのか、その点2点ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 学校給食における地場産品の活用については、当然旧風連町も旧名寄市も特に穀物とか野菜類についてはかなりの割合で夏場、秋口まで利用されていると認識しておりま

すし、また冬場については貯蔵のきくジャガイモとかニンジン、そういうものも利用されていると思います。やはり地産地消の観点、またこれから進めようとしております食育の関係からも、極力地場産品の米を含め進めていくべきだと私は考えておりますし、他のものについても極力、当然やられておりますけれども、道内産もしくは国内産という安全で良質なものをしっかり子供たちにたくさん食べていただくような献立づくりを願っております。

また、これまで統合によって働いている人ですが、これは当然その人方とお話をして、継続して働きたい人とかいろいろなパターンがあるかと思っておりますけれども、それについては事務方の方できちんとそれぞれ個別にお話を聞いて、個人個人働いて、これまで努力して協力してくれた方々に十分な対応といえますか、すべてが新市の中で別な部署も含めて採用できるかどうか、それは私詳しくわかりませんので、それらも含めて十分事務方、職員の皆さんで協議していただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいまの提案者の答弁を伺いまして、子供たちへの安全な食育、そのための地場産品の活用、そしてまた働いている人たちの雇用の見直しなど、やはり十分な論議が必要だなというふうにご考慮されるわけでありまして。そういう点では、先ほどの論議を聞いておきますと、やはりそういう論議の上で慎重な審議、あるいは時間をかけた論議が不足をしているなという感はないわけでありまして、そういう点では一定の時間をかけた慎重な審議を求める修正動議、そしてまた伺いますと工事なども冬期間、あるいはまた来年の4月へ向けて一定の時期的な余裕もあるわけでありまして、そういう点をご考慮いただきまして、私も修正動議には賛成を表明するわけでありまして。

以上です。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時57分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

これより議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算の採決を行います。

まず、本案に対する林寿和議員外7人から提出されました修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（田中之繁議員） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今の多数の確認ははっきりできておりますかどうか。起立多数に無理あるのでないの。

○議長（田中之繁議員） いや、こっち多いよ。

○議長（田中之繁議員） 日程第17 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国が国保財政に国費を含めた負担調整を図るため新設した保険財政共同安定化事業と前年度繰越金を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに1億9,431万3,000円を追加し、予算総額を28億8,009万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、北海道国民健康保険団体連合会関係の負担金を3万4,000円減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、本年4月に医療費が改定されましたが、医療費の支出が増加している状況から、一般被保険者療養給付費ほかに7,862万1,000円を追加しようとするものであります。

3款老人保健拠出金では、拠出額決定により2,511万7,000円を減額しようとするものであります。

4款介護納付金では、納付額の決定により6,000円を追加しようとするものであります。

5款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金に1億4,083万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、高額医療費共同事業負担金を415万1,000円減額しようとするものであります。

4款道支出金では、高額医療費共同事業負担金を415万1,000円減額しようとするものであります。

5款共同事業交付金では、高額医療費共同事業医療費交付金及び保険財政共同安定化事業交付金に1億3,066万4,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、一般会計繰入金におきまして国保会計財政安定化支援事業として地方交付税の

措置分2,649万8,000円を追加、基金繰入金におきまして2,500万円を減額しようとするものであります。

8款繰越金では、前年度繰越金7,045万3,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第18 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成17年度医療諸費の確定に伴う歳入の調整を行おうとするものであり、歳入歳出総額に変更ありません。

2款国庫支出金では、3,718万9,000円を追加、3款道支出金では728万3,000円を追

加、4款繰入金では4,447万2,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第19 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出予算それぞれに1億421万7,000円を追加して予算総額を19億6,041万円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出総額は変更ありませんが、歳出間予算を組みかえ調整しようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。4款地域支援事業費では、介護予防事業の中で通称元気会への指導及び協力が可能な地域運動

指導者を養成するため、理学療法士派遣関係分1万7,000円を追加し、同額の需用費を減額しようとするものであります。

7款諸支出金では、前年度の介護給付費が確定いたしましたので、これに基づく負担金交付金等返還分1億421万7,000円を追加しようとするものです。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。本年4月の介護保険制度の改正により、介護施設の国及び道の負担割合が変更されたため、3款国庫支出金では5,623万9,000円を減額、4款道支出金では4,997万6,000円を追加、6款財産収入では1万円を追加、9款繰越金では1億1,047万円を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の歳出について申し上げます。1款総務費では、発電機設置工事費分17万7,000円を追加、2款事業費では施設備品分17万7,000円を減額し、歳出間で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、川西地区簡易水道の配水管損傷事故の復旧処理費用に伴う歳入歳出予算の調整をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに14万円を追加して、予算総額を4,812万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、復旧処理業務に伴う職員手当の追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。水道料金の減免措置等経費の弁償として、3款諸収入では50万2,000円を追加して、一般会計で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（田中之繁議員） 日程第21 議案第21号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市場急速冷蔵庫内の冷媒配管の修繕に要する費用を追加するものであり、歳入歳出それぞれに18万9,000円を追加して、予算総額を3,694万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきまして冷蔵庫の冷却器から立ち上がり配管までの吸入管及び液管の修繕料18万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では18万9,000円を追加して、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第22 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年1月23日に名寄市議会臨時会で議決をいただきました名寄東病院の指定管理者制度に関して平成18年度から平成26年度までの期間にかかわる指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（島 多慶志君） 訂正をさせていただきます。平成18年度から平成25年度までの期間にかかわる指定管理料でございます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（田中之繁議員） 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、かねて弥生町内会から要望のありました曙弥生線の側溝整備工事を平成14年4月24日に行った際に生じた残土を札幌市北区新琴似12条7丁目、牧野昭則氏が所有する名寄市字弥生26番2の土地に本市が投棄したことによるものであります。

この残土を投棄するに当たっては、この土地の管理をしていた牧野氏の親戚の方が後日牧野氏の承諾を得ておくということでありましたので、作業を実施したところであります。平成14年11月21日に牧野氏から残土投棄については承諾していない旨の抗議の電話があり、多額の賠償金を要求してきたところであります。その後、このことへの対応について弁護士に相談をしながら、2回の調停を行いました。双方の主張に大きな隔たりがあったことから、いずれも不調に終わりました。その後も牧野氏とは和解内容についての話し合いが断続的に続いておりましたが、牧野氏から本市の提案を受け入れて、和解したいとの申し入れが平成18年5月10日にありましたので、平成18年6月2日付で本市が和解金5万円を支払うこと、さらに残土を投棄した土地の原状回復を行うことで和解が成立したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第24 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

交通事故の内容は、本年4月6日午後4時30分ごろ、名寄市風連町字豊里23線東3号の交差点におきまして、名寄市風連町字瑞生3336番地2、日光哲氏が所有する名寄市風連町字瑞生3336番地2、日光美千代氏が運転する軽乗用車が一時停止標識のある交差点で停止せず、生活福祉部所管のデイサービス送迎バスの側面に衝突し、破損したものであります。過失割合は、本市が20%、相手方が80%であり、相手方車両の修理代として本市が3万9,100円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、同バスには乗客9名と介護員1名が乗っておりましたが、負傷者はありませんでした。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より12日までの11

日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、明日より12日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(田中之繁議員) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれを持ちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 植 松 正 一

署名議員 宗 片 浩 子

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年9月13日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田中 之繁 議員
副議長 19番 堀江 英一 議員
1番 宮田 久 議員
2番 佐藤 靖 議員
3番 竹中 憲之 議員
4番 岩木 正文 議員
5番 駒津 喜一 議員
6番 山口 祐司 議員
7番 日根野 正敏 議員
8番 林 寿和 議員
9番 木戸口 真 議員
10番 植松 正一 議員
11番 高橋 伸典 議員
12番 猿谷 繁明 議員
13番 黒井 徹 議員
14番 渡辺 宏治 議員
15番 田中 好望 議員
16番 野本 征清 議員
17番 佐藤 勝 議員
18番 谷内 司 議員
20番 熊谷 吉正 議員
21番 渡辺 正尚 議員
22番 栗栖 賢一 議員
23番 東 千春 議員

24番 宗片 浩子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中野 秀敏 議員
28番 村端 利克 議員
29番 川村 正彦 議員
30番 福光 哲夫 議員
31番 斉藤 晃 議員
32番 武田 利昭 議員
34番 三宅 幹夫 議員
35番 小野寺 一知 議員
36番 大久保 光義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 矩康
書記 間所 勝
書記 久保 敏子
書記 佐藤 葉子
書記 開発 恵美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助役 今 尚文 君
助役 小室 勝治 君
総務部長 石王 和行 君
生活福祉部長 山内 豊君
経済部長 手間本 剛君
建設水道部長 松尾 薫君
福祉事務所長 中西 薫君
上下水道室長 関下 富士夫 君
教育長 藤原 忠君
教育部長 今 裕君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

20番 熊谷吉正 議員

29番 川村正彦 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

食品加工流通団地について外2件を、猿谷繁明議員。

○12番（猿谷繁明議員） おはようございます。平成15年2月22日、第58回冬季国体スキー競技会なよろサンピラー国体が開催されました。秋篠宮殿下、同妃両殿下の御臨席を賜り、開会式でお言葉を賜ったわけであります。ついきのうのように思い起こされます。このように名寄に御縁があります秋篠宮殿下、同妃両殿下におかれましては、9月6日、親王様の御誕生まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。昨日悠仁様と命名をされました。お健やかに御成長されますことをお祈り申し上げる次第であります。

それでは、通告順に質問をさせていただきます。食品加工流通団地は、昭和48年に食品加工業の流通機能の高度化を目的に整備され、以来32年、公設卸売市場を初め文字どおり食品加工の流通団地として企業の進出に大きく貢献してきていることは十分に理解し、私もそこで工場を操業している一人として心強く思っております。さて、さきの予算委員会でも発言をさせていただきましたが、近年その様子に変化しつつあると考えているのは私一人ではないと思います。団地内においては、

建設関係、鉄工所、郵便輸送も進出していますし、また撤退で空き家となった工場が目につく状況となっております。進出企業と土地開発公社との契約によれば、指定用途の定めにおいて名寄市長とその協議は土地受け渡しから10年間となっており、その後の取り扱い基準が明確化されていない状況であります。そのような中まず1点目に、団地内の業種などの状況についてお聞かせいただき、それについてどのように理解をされているのか。現在マンションが建設されましたが、それらを踏まえて今後この流通団地をどのようにしていくお考えなのかお知らせいただきたいと思うわけであります。

2点目について、先ほども申し上げましたが、団地内において集合住宅が建ちましたが、食品加工流通団地においては契約条項のほかに特に規制がないと聞いておりますが、御意見をお聞かせいたします。団地内においては、公設卸売市場、学校給食センターほか食品加工業など早朝から大型車の通行、騒音、臭気などがあり、企業とマンションに住む住民の方々とのトラブルなどが想定されます。安心した企業活動ができるように望むわけでありますが、その対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

先ほどの質問に関連いたしますが、食品加工流通団地等においてはある程度の規制はしていくべきものと考えます。そうでなければ、例えば環境面においてもごみの収集など、いろんなところで行政施策も変わっていくことが想定されるからであります。そういう意味では、都市計画による用途地域については新名寄市の大きなまちづくりにかかわるものと考えます。このたびのまちづくり3法の改正等も準工業地帯に網をかけて、さらに上乘せができることと言われておりますが、市内においてはその箇所が駅周辺、麻生区の一部、大橋の食品加工流通団地の3カ所であり、網かけでも大型店対策は手の届かない状況と言えると思うのであります。現在の用途地域については相当の

年数がたっており、市内の状況も変わっていると感じています。今回の合併を機会に、多面的な考えのもと用途地域の見直しを行ってはどうかと思いますが、お考えをお聞きいたします。その中には、北海道の大型店立地ガイドラインによる準工業地域を特別用途地区に設定し、既存商店街を守っていく観点から、店舗の面積や高さなどについても名寄市独自の規制策を講じていくべきではないでしょうか。お考えをお聞かせいただきとう存じます。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをいたします。この4月から指定管理者制度のもとで21の施設の業務管理が公募により決定いたしました。しかし、ふたをあけてみるとその管理はかつて市が委託をしていた組織が指定管理者にかわっただけが大部分で、なよろ親林館が森林組合から新しくNPO法人なよろ観光まちづくり協会に、民間のある会社がサンピラーパーク森の休暇村の指定をされました。これまでわずか2カ所であります。指定管理者制度の本来の目的についてお尋ねをいたします。平成15年9月、地方自治法の一部法律改正の中に指定管理者制度が導入され、3年間の移行期間が終了いたしました。法律的にはそれぞれの自治体においてその運用指針、その決定、導入施設の特典、手続条例、公募の要綱の策定、説明会の開催、応募受け付け、審査会の設定、業者の決定、議会決議、協定書締結、引き継ぎなどを経て実施されております。そこで、指定管理者制度が創設された趣旨についてお伺いいたします。行財政改革が進む中で、むだを省き、効率的、さらにはコンパクトな運営が求められ、あわせて民間のノウハウを導入し、住民サービスの向上を図り、PFIの導入等、関連した新しい制度の指定管理者制度を確立しなければならないと思いますが、お考えをお聞かせいただきとう存じます。

次に、指定管理者制度の展望についてお尋ねをいたします。長年行政を経験され、その手腕を大いに発揮され、しかしいやが応でも定年という時

期が来るわけであります。団塊の世代、公務員の退職者が急増いたします。60歳での退職は、長寿社会においてはまだまだ若僧の例えがあります。そうした方々に新たな第2の人生をこれまでの豊かな経験と新たな感性をもって指定管理者制度にのっとった異業種参入に行政として支援をすべきと考えますが、理事者の御見解をお聞かせいただきとう存じます。福祉、農業関係、病院など、専門分野では公募はしないで、市が各施設の効率性を考えて選定をされていることはよしとしても、各施設とも従来委託していた機関、団体と余り変わらないのが実情であります。新規参入を目指す企業に門戸を広げるためにもきめ細やかな指導や情報提供が必要と思いますが、お考えをお聞かせいただきとう存じます。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま猿谷議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長から、3点目につきましては総務部長からの答弁になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、食品加工流通団地についてのお尋ねの中で、1点目、団地の現状はどのようにのお尋ねでございます。御案内のとおり食品加工流通団地は、昭和48年の開設以来市内に点在している食品加工業などの施設を集団化し、流通の総合機能の高度化と市街地における騒音、悪臭など公害問題の排除を目的として形成されたものでございます。業種等の状況につきましては、現在製造業七つ、それから卸売業二つ、公設市場一つ、学校給食センター一つ、建設事務所関係五つが立地しております。空き家は三つ、空き地につきましては1カ所、その他に名寄市土地開発公社の当初からの未処分地が三つというふうな状況になってございます。マンションの建設でありますけれども、

14戸の入居予定者で、建設理由につきましては従業員が入りたい、あるいは流通団地内で働く職員のためということも聞いているところでございますけれども、今後も検証してまいりたいというふうに考えております。

土地売買契約におきましては、取得後10年間の用途指定期間を設けておりますけれども、既に契約上は経過をいたしております。これらほかの用途使用につきましては、市といたしましてもこれまで一定の相談、協議が行われてきた経緯もありましたけれども、残念ながら今回につきましてはそのような状況がなかったところでございます。団地の構成につきましては、大きくは食品製造部門、もう一つは事務事業所部門で調整がなされてきて、立地していただいておりますので、今後におきましても流通団地機能を損なわないように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目でございますが、集合住宅に対する対応につきましてお答えを申し上げたいと存じます。食品加工流通団地としての法的規制についてでありますけれども、団地区は準工業地域となっております。同地区には御案内のとおり火災や公害発生など、危険や環境悪化のおそれの少ない主に軽工業の工場などの利便性を増進するための地域となっております。住宅系から商業系用途、さらには工業系の用途を持った建物を建築することが可能な地域となっております。しかし、住宅地として考える場合は、周辺的环境や工場の種類などに注意をする必要がある地域というふうに考えております。食品加工流通団地として法的規制はないまでも、当初の契約条項にありますように流通団地機能を第一に考えて対応すべきものというふうに理解をいたしてございます。これまで事業主との面談などを行ってきておりますけれども、入居者に対する周知、地域内関係者との協議など、地域の理解をいただいで進めるよう申し入れなどを行わさせていただいてきているところでございます。御意

見にありました騒音など生活環境に与える影響につきましては、建築事業主とも協議を持って対応しておりますけれども、さらに今後も状況確認を含めて協議を継続するとともに、地権者の移動など情報収集に努め、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目で2番目でございます。都市計画用途地域についてお答えを申し上げます。

初めに、市内用途地域の見直しについての御答弁をさせていただきます。旧名寄市の用途地域は、昭和39年に指定を受けてから何回かの変更を行い、平成7年に8種類から12種類に変更され、以来現在の土地利用形態で都市計画を行っております。平成10年以降、徳田地区の大型店舗進出による大きな変化や白地地域に住宅と店舗、工場が混在をした土地利用がされるようになったため、用途地域の変更につきまして平成15年度に庁内議論や北海道の指導を受けて検討をした経過がございます。結果的には市全体の人口動向、用途地域内での遊休地の状況等から変更の必要性がないものと判断をいたしまして、白地の建ぺい率等の数値制限を定める、そこにとどまっている状況でございます。平成19年度には新総合計画に合わせた都市計画マスタープランを策定する予定でございますので、その中で再度検討をしてみたいと、このように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次の(2)の項目でございます。準工業地域を特別用途地区にお答えを申し上げます。特別用途地区に関しましては、平成10年5月に都市計画法の改正により、これまで11種類に限定をされていたものが種類を廃止をいたしまして、市町村の判断で特別用途地区の種類や目的を柔軟に定められるようになったところでございます。特別用途地区は、用途地域に上塗りをする制度であるた

めに、既存の用途地域の特性にふさわしい土地利用を増進するため規制が認められているのでありまして、商業調整を目的として大規模小売店などを規制するためだけでは認められない、そのような内容で都市計画法の運用指針にもうたわれているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きな項目の3点目、指定管理者制度についてお答えをさせていただきます。

1点目の指定管理者本来の目的でございますけれども、指定管理者制度につきましては御案内のように2003年に地方自治法が改正されまして、従来の普通公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、または公共団体、もしくは公共的団体に限定されておりました管理委託制度にかわり、民間事業者も公の施設の管理市場に参入することを可能とした制度でございます。その本来の目的は、議員御指摘のとおり、民間のノウハウにより住民サービスの向上を目指し、コンパクトな行政運営を進める上で今後ますます重要な位置を占めていくものと認識をしております。

また、PFIにつきましては、現行の指定管理者制度をさらに一步進めた形で、あくまでも地方公共団体が発注者となりまして、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を民間の資金と経営能力や技術力を活用して行う公共事業で、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法令が制定され、平成12年にPFI事業の実施に関する基本方針が告示されております。公共施設等の建設から民間企業の資金力を必要とし、導入に当たっては従来方式と比較をした総事業費の削減係数を算出し、検討しなければならないなどのクリアしなければならない課題も多いわけでございます。平成17年3月現在では、地方公共団体が事業主体のPFI

I事業が全国で142事業と先行事例も少ない状況でございます、道内では留辺蘂町ほか2町の一般廃棄物処分場整備及び運営事業などの例を研究しながら検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、2点目の指定管理者制度の展望でございますけれども、いわゆる2007年問題として大量の退職者が出る時代を迎えております。退職された方が名寄市で安心して退職後の生活を送ることができるためには、働く場の確保が重要であるとの考えは御指摘のとおりでございます。この指定管理者制度の導入により、民間事業者の事業が拡大し、必然的に雇用の場もふえると考えておりますので、地方自治法並びに条例で認められる施設等の管理運営について順次この制度を導入していきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の参入しやすい情報の提供でございますが、御質問の中にもなよろ親林館、さらには今回議決をいただきましたサンピラーパーク森の休暇村が今回新規参入ということで民間に開放したところでございます。今後このようないわゆる異業種参入も含め、多くの民間業者に応募いただき、競い合っていただくことが指定管理者本来の目的でもある経費の節減やきめ細やかな住民サービス、また施設の有効活用につながってくるものと考えておりますので、応募要領や仕様書などをより具体的に作成するなど情報を公開し、多くの方が応募できるように努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） それぞれの項目につきましては、今担当部長から御答弁を賜りました。順に再質問をさせていただきます。

まず、食品流通団地についてでありますけれども、契約が10年過ぎました。その後企業に対する対応でありますけれども、私は何も今集合住宅をお建てになった企業を非難してはおりません。

なぜなら、今御説明ありましたように従業員の住宅を提供する、いわゆる社宅を建てるということでもありますから、そういう御答弁でありますので、それを見守っていく。そして、御答弁にありましたように今後も検証してまいりたいという部長の答弁でありますから、どのような状況になるかはこれからの問題とさせていただきたいと思います。

さて、土地開発公社と進出企業との売買契約書の指定用途期間が既に過ぎたわけでありまして、その後は何らの縛りがないというのが実際の現状であるわけであります。それで、10年という期限でありますけれども、10年というのをどう判断されて、基準をどこに置かれたのか。そして、それらの後、それぞれ進出した企業等々に対してアクションといいますか、説明責任はあるのでなかろうかと思うのでありますけれども、それらについて御見解をお尋ねします。

次に、まだ分筆されていないところが3筆ある、未処分のところがあるというわけですが、この未処分の未分譲用地についてもし企業が進出するとなれば、その団地が形成されてからもう32年が経過しているわけでありますから、土地売買契約がどのような内容になるのかお示しをいただきたいと思います。このことについては、現状の整合性がどういうふうに果たされていくのか危惧するからであります。そして、企業誘致策といいますか、どのような企業でもいいということにはならないと思います。御説明ありましたけれども、閉鎖された企業の土地処分等々もありますことから、市あるいは土地開発公社としてのまだ処分されていない土地や処分されようとしている用地に対する考え方について御説明をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 土地開発公社の理事長をやっておりますので、その立場からの御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、土地開発公社が食品流通団地の売買をい

たしましたときに、御存じのとおり都市計画法の用途地域の制定がありまして、市内で営業しておりました特に軽工場群がそこで建てかえなどの場合は建てかえできないということでもありますから、一定の行政としての誘導策をつくろうということで流通団地を造成をいたしました。さらにまた、誘導策といたしましては年限を区切りまして、固定資産税関係の減免措置なども含めて実施をしたというふうに記憶をしておりますけれども、これもまた移転を誘導するというものであります。それら一定の期間を要するというので、10年間ということを決めたわけであります。恐らく売り出してからすぐは移転できないだろうと、一定の準備が必要ですし、また市内の中で議員のように企業的に工場を持っていたまま移転するといっても時間かかった。やや10年の余裕があるとそれらは完了するのではないかということで、10年というふうに定めさせていただいたところであります。

また、未処分土地の関係でありますけれども、これは先ほど経済部長が答弁をいたしましたとおり、あくまでも食品流通団地内です。その流通団地の趣旨に基づく処分をしてまいりたいというふうに考えております。現状との整合性を損なわないようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） わかりやすい御答弁を賜りました。まさにあそこには終末処理場という汚水施設の処理場がありまして、流通団地としては沈殿槽を設けて、すぐ終末処理場に水が流れるということで大変、もし個々の企業がそれを投資しますと何億円とかかりますから、あそこに立地をしていただいて、それぞれ元気に今までも事業を営んでおりました。最近は何やら板でぐるっと閉鎖をされたり、そういうのが目立ったりしてきておりますし、建設資材の資材置き場にもなっ

たりしております、どうも環境が少しずつ変化しているのではないだろうか。あそこで製造されている人々もかつては大勢の方々が通勤バスまで利用されて、送迎をされていた時期もありましたけれども、業態もどんどん時代とともに変わっていきました。10年間という期限は、そういう意味でまちの中から流通団地という造成されたところに行くことによって、その期間固定資産税の免税等々の優遇もありましたし、そういう意味ではありがたいと思っております。でも、先ほど申し上げましたようにまだ処分されていない土地について契約を今度するときには、そんなの取っ払ってなるものかどうかというの、減免措置が多少なるのかどうかというものあわせてちょっと御答弁をお願いしたいと思います。まず、その1点で。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 移転に伴います優遇措置については時限を限られておりましたので、これ以降の処分についてはないというふうに思います。ただ、現在の進出した皆さん方との整合性を図るという点では10年間の特約はつけさせていただきたいというふうに思っておりますから、それまでは食品流通団地の基準に合った企業の進出、最近ではあそこは二つに分割されておまして、最初に開発した部分は食品流通、次に開発した部分はそれ以外のいわば軽工場といいますか、そういった部分も含めておりますので、試験機関あるいは事務所、こういったものも含めて考えていきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） よくわかりました。それでは、再検討も含めた上でお願いしたいことは、新総合計画を今策定する準備がされております。期間は、それぞれ10年間ということになります。前期と後期に分けて、集中的に前期こうする、後期こう送るということが決められると思いますけれども、市長の在任期間中は公約した項目はもう大体掲げて、総合計画にも盛り込まれてい

きますが、もし市長さんがかわるとこれまでの総合計画も変わってしまうものなのか。継続したまちづくりはどういうふうに、今の食品流通団地は10年間だよということを踏襲するとすると、これからの新総合計画立てるときの10年間というのもやっぱりそういう意味でなるのか、それとも期限が10年間、それ以降はもうフリーになるのかということと、それから市長さんがかわられると新総合計画についてはどう方向づけされるのか、その点についての確認だけさせていただきたい。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在新名寄市の総合計画の策定作業を進めておりますが、自治法が昭和44年だと思っております、改正になりまして、議会で自治体の総合的な行政の展開のために総合計画をつくる、こうしたことが法制化されたわけでございます。それ以前はどういうことだったかといいますと、やはりその自治体が首長が選挙公約等も含めていろいろな行政展開をします。しかし、一定の中長期の構想を持ったまちづくりをしないと、首長がかわるたびにまちづくりの方向が変わるということは問題があるということで、当時の国は自治法の改正をしたと、このように私も学んでおります。そうした意味では、これからも激変するそれぞれの地方自治体の環境でありますけれども、議会が決めます自治体における一定のまちづくりに対する基本的な部分は、例えば首長がかわったとしてもそれは住民の総意として決めたものと、こういうふうに考えております。

ただ、具体的な実施計画等については、首長がかわることによって年度が早まったり、あるいは規模が修正かけられたりと、こういうことは今までも自治体のそうした選挙等を通じて変更が加えられているという事例がございます。名寄市の今話題になりました食品加工流通の団地につきましては、行政がそのような誘導策をもって整備をしたところでありまして、残念ながら立地した企業が倒産等をして、その後処理ということでは大変な

苦勞をしながら、異業種の場合によっては参入と、こういう事例があるわけですが、あくまでも団地の立地のそうした考え方を基本にして、これからも大橋の流通団地が発展していくことを期待しております。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） ありがとうございます。新総合計画を立てるにおいても、今市長ももしおかわりになったとしても基本的にはその計画は変わらないということで承りました。

さて、次に指定管理者制度についてお尋ねを申し上げます。多くの企業に参加してほしいというのは、私たちの願いであります。そのためには今まで既成事実があるから、縄張りと言ったら語弊がありますが、それを排除して、白紙に戻して、そこからスタートする、そして多くの情報を発信してチャンスを与えるべきではないだろうかと思っております。そして、そこに参加した企業がやる気というんなアイデアを出して、使用料ですとかそれらも決められますから、その企業努力で大いに利用がふえて、利用者から喜んでいただいで収益が上がるように、努力した管理者が報われるという、そういう制度であるべきだと考えるのでありますけれども、いかがでしょうか。そして、そういうことが民間の発想ですとか柔軟性、そしてスピーディーに取り組むといえますか、対応の早さ、それが多くの利用者につながると思っています。

そして、お尋ねいたしますけれども、指定管理者に指名受けました、指定受けました企業は、一つの期間というのがおおむね5年ほどになっていると思っております。補正予算見てもそうなっておりますから、それでお尋ねするわけでありましてけれども、5年間で例えば3,200万円という補正予算が組まれましたけれども、これは1年間で割りますと640万円ぐらいになりますけれども、当初1年目に2,000万円使ってしまった、使うというか、必要だったと。残りをあとの4年で分けた、

そういう融通がきくものかどうかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

指定管理者制度導入に伴う部分については、議員がおっしゃるとおりでありまして、私も答弁をさせていただいたとおりでありまして、法の改正に伴いまして企業にビジネスチャンスを提供する、一つの規制緩和と、公務の市場開放の一環ですということでありまして、まさしくおっしゃっているとおりでございます。今回法改正に伴って、名寄市ではさきには21施設と今回森の休暇村というようなことで、それぞれ公募をいたしました。また、施設にあっては公募をしないで実施をする、これは専門性ですとか特殊性の中での部分で分けているところでございます。それぞれ指定管理の制度の中では、一定期間を契約を結ぶということではなくて協定を結ぶということになっておりまして、4年の協定の中で予算につきましては毎年度、毎年度の契約というか、協定をしていく、そのような形になってございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） わかりました。私5年間、4年、5年という期間で、その中の予算ですから、その中では自由に融通がきくのかなとちょっと錯覚をしておりましたけれども、単年度予算、そして契約に基づいてということで今説明受けましたので、その辺は理解をさせていただきます。

先ほども質問では60歳定年ということで、そういうグループといえますか、貴重な御経験をされた方々、これからの人生といえますか、今度は人のお役に立つ喜びを共有する人生としてその充実を求めるときに、市役所だけの退職者ではなくて、自衛官退官された方々、民間の定年退職者を含めてその才能ですとか技術ですとか経験を大い

に私は活用すべきでないだろうかと思います。これについて行政の支援は必要と私は考えますが、ぜひとも支援するお考えあるかないのか教えてくださいたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 地方公務員なり、国家公務員の退職者の部分での受け皿といいたいしょうか、法人化というふうなことでの御質問かなというふうに承りましたけれども、それらの考えもあるかと思いますが、民間も含めてNPOなり、法人化という部分かなというふうに思います。まだそれらの検討、研究はしておりませんが、公務員関係におきましては地方公務員法の改正がありまして、再任用制度という制度導入が図られておりまして、これは年金受給の満額受給との関係でそれぞれの年数がありますけれども、いずれにいたしましてもこれまでの知識と経験をどのように生かすかという部分では、指定管理者制度の法人化と公務における再任用の部分とがありますので、受け皿づくりとしての法人化という部分は議員おっしゃるとおり検討、研究をしていかなければならないのかなと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） 私は、今申し上げましたように多くの、大量のと言ったらおかしいのですけれども、たくさんの方々のそういう時代を今迎える転換期に来ていると思います。ぜひともそういう方々のお知恵をおかりして、若い人たちとの共存共栄といいますか、それを図ることがこの小さい行政組織が市民のための行政となる唯一の方策の一つだと思っておりますので、ぜひとも今申し上げましたことを御検討の中に入れていただいて、指定管理者制度になってよかったな、こういう活力ある組織ができた、まちの中の動きがこうなったということも感じられるような指定管理者制度に育てていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で猿谷繁明議員の質問を終わります。

冬のスポーツ交流人口の増加を外2件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、名寄をジャンプの日本の拠点にするためについてお尋ねいたします。文部科学省は、オリンピックで日本のメダル獲得数をふやすために、冬季競技など10競技の施設をナショナルトレーニングセンターの競技別強化拠点に指定して充実させる方針を固め、2007年度予算の概算要求に5億6,000万円を盛り込んだそうです。強化拠点の指定は、トップ選手の練習環境を整備するのが最大のねらいであります。9月1日付の北海道新聞道央版には、スキージャンプの拠点は名寄市ピヤシリシャンツェが有力と報道されました。現実となれば、交流人口の増加により経済的な面においてもはかり知れない恩恵がもたらされることでしょうか。ジャンプ台を持つ名寄市としては、積極的に取り組むべきと考えます。この情報をどこまで把握し、スキー連盟との協力をどのように行っているのかお知らせください。

2点目、本年11月にオープン予定のサンピラーパークのカーリング場の利用促進についてお尋ねいたします。過去の定例会でのカーリング場関連の質問で、利用者は1万4,000人を想定しているとの答弁がありました。このすばらしい施設を有効利用するためにも、どのような計画をもって達成されようとしているのかお知らせください。

3点目、スペシャルオリンピックスへの協力についてお尋ねいたします。名寄市においては、ハンディキャップスキー協会が中心となり、身体に障害のある人にスキー競技への参加により冬を楽しむことに貢献しております。このスペシャルオリンピックスは、知的障害を持った人々にスポーツを通じて生きがい、楽しみをともに分かち合おうと行われております。名寄においてもその輪

が広がってきています。名寄大学の生徒の多くのボランティアとしての参加もあり、2007年には全道大会が200人規模で実施されようとしております。知的障害の認定を受けた人も、それだけではなく認定を受けていない自閉症、アスペルガー症候群など特別支援教育の対象となっている人にも参加を求めている点が意義が大きいと考えております。さらに、2008年には全国大会に名乗りを上げる機運も盛り上がっております。障害者に優しいまち名寄を確立し、PRするためにも行政としてかかわっていくべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

次に、認定こども園についてお尋ねいたします。6月議会において質問をしていますが、10月1日からスタートすることを踏まえ、再度確認しておきたいと思います。この認定こども園の特徴は、親が働いているかいないかに関係なく入所、入園ができること、子育て支援の機能を持つことを義務づけていることが特徴です。名寄市としても保育所の運営経費は多大であり、将来官と民の一元化による認定こども園の開設ということも頭に置いておかなければならないと考えますが、この制度に対する見解をお知らせください。

2点目、北海道は、国の指針に対して施設整備の区別で子供に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること、子供の移動時の安全が確保されていること、この2点を削除しております。同一の敷地内、または隣接の敷地内にあることとしており、事実上地方においては実現が難しい状況にあります。同一敷地内でなくても可能となれば、認定こども園としてのメリットは大きく広がります。延長保育、子育て支援機能における合同になるに伴い経費の削減が図られます。より多くの親子に子育て支援の場を提供できます。認定こども園になることにより、幼稚園児、保育園児に隔たりなく幼児教育を受ける場を確立できます。また、預かり保育による保育に欠ける子供への対応も可能であります。幼稚園においては、給食を

取り入れることにより食育につながります。保育園の児童においては、集団での幼児教育を受ける場となり、幼稚園バスを利用することも可能となり、より多くの園外体験等が可能となる、こういったメリットも考えられます。道の基準に対してどのように考えているのかお尋ねいたします。

3点目、名寄市も次世代計画でさらに子育て支援センターを今後ふやしていく計画であります。先ほども申しましたが、この認定こども園を受けることにより、子育て支援センターをともにやらなくてはいけないという義務づけされておりますので、非常に有効な考え方だと思っております。幼稚園型として取り組む場合、名寄市として給食の搬入及び子育て支援センターに対しての協力は可能であるかどうかお知らせください。

4点目、保育所型への移行は、名寄市としては取り組みは非常に簡単で、可能であります。幼稚園の影響が多大であります。名寄市の考え方をお知らせください。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。学校給食法、その他の法律により、児童生徒へ還元される食材及び調理に要する燃料費用の一部以外は設置者の負担となっており、さらにはこれらについて可能な限り公費負担が望ましいこととなっております。この給食費をどのようにとらえているのかお尋ねいたします。

2点目、学校給食会のあり方及び次年度引当金についてですが、平成16年度の一般質問において私は同じような質問をしております。2年が経過し、学校給食会のあり方、どう取り組んできたのかお知らせください。給食センターが新しくなった平成4年、その当時は次年度引当金が500万円でした。現在2,680万円。私が質問した平成16年よりさらに200万円ふえています。私会計であるがゆえに行政としての甘えがあるのではないかと考えていますが、見解を求めます。

3点目、献立についてです。名寄地区においては、アレルギー食への対応や毎日の献立、子供に

喜ばれております。さらに、食育を踏まえた一言食材への説明があり、地産地消を取り入れた工夫に敬意を表したいと思っております。しかし、9月の献立表を見ますと、9月21日、しょうゆラーメン、カボチャパン、牛乳、フルーツヨーグルトとあります。ラーメンにパンの組み合わせはいかがなものでしょうか。食育には食の組み合わせも大事だと考えております。鉄骨お握り、ワカメお握り、これは子供に本当に人気で、残飯がないすばらしいメニューであったと記憶しております。栄養の面では、ラーメンとパン、理解はできますが、日本伝統のお握りも必要ではないかと考えております。お握りがここ1年メニューから削られているのはどういう理由なのかお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目1の冬のスポーツで交流人口の増加をと大きな項目3の学校給食についてお答えし、大きな項目2の認定こども園につきましては福祉事務所長の方からお答えいたします。

初めに、名寄を日本のジャンプの拠点にとの御質問についてでございます。オリンピックでの日本のメダル獲得数をふやすため、優秀なトップアスリートを養成するべく文部科学省が冬季競技など10競技の施設をナショナルトレーニングセンターの競技別強化拠点に指定して、充実させる方針を固めたことが9月1日付北海道新聞札幌版に載り、その中で、お話にもありましたけれども、スキージャンプの強化拠点指定に名寄ピヤシリシャンツェが有力視されているとの報道がございました。名寄ピヤシリシャンツェは、昭和46年の開設以来FISワールドカップ、全日本スキー選手権、冬季国民体育大会など多くの大会を開催してきており、特に公式開幕第1戦でありますピヤシリジャンプ大会の開催や全日本スキー連盟強化合宿地としては高い評価を受けております。強化拠点指定に関しましては、去る9月5日に名寄地

方スキー連盟から関係機関への協力要請に取り組んでいただきたい旨の要請も受けたところでございます。拠点の指定を受けるためには、施設の新たな整備が必要とのお話もありますが、現時点では不明な点が多いため情報収集に努めているところでございます。情報不足のため気がかりな点もありますが、当市といたしましても大変喜ばしいことであり、関係機関に対して強化拠点に指定されるよう名寄地方スキー連盟と協力しながら要請をしていきたいと、そのように考えております。

次に、カーリング場の利用促進についてでございます。市内日進で建設が進められている道立サンピラーパークは、10番目の道立公園として11月11日に一部供用開始が予定されており、国内最大級のカーリング場も同日オープン予定となっております。カーリング競技は、トリノ冬季オリンピックにおいて女子カーリングチームの活躍が今でも人々の記憶に新しいところですが、名寄市でもこの施設が誕生したことによりカーリング人口がふえるものと期待しているところでございます。

名寄カーリング協会では、オープンのこけら落としとして、第1回北海道知事杯カーリング大会を11月11日から12日にかけて開催いたします。続きまして、12月15日から17日にかけては、第4回全日本シニアカーリング選手権大会、以後2月中旬には第26回北海道カーリング選手権大会と大きな大会が続々予定されております。また、講習会やカーリングイベントも開催されることとなっており、オリンピック選手の敦賀選手や女子の林選手、また常呂中学校の選手などが名寄に来てくれることが内定しているとのお話でございます。市といたしましても名寄市体育協会や名寄カーリング協会にカーリング教室の開催を要請するなどしてありまして、体育協会とカーリング協会とが協力して、青少年からお年寄りまで競技の底辺拡大が図られることを期待しており、名寄市といたしましても可能な限り支援をし

ていきたい、そのように考えております。

次に、スペシャルオリンピックスへの協力についてでございます。スペシャルオリンピックスは、知的発達障害のある人たちの自立と社会参加を目指し、日常的なスポーツトレーニングプログラムとその成果の発表の場である競技会を提供する民間のボランティア活動であり、多くのボランティアや知的発達障害のある人たちのファミリーと一緒に活動を支えていると認識しております。名寄におきましては、昨年5月、スペシャルオリンピックスに関する勉強会を開催したことに始まり、同年7月には第3回北海道地区競技会に短大ボランティアサークルの学生26名が参加し、運営に協力、本年1月にはピヤシリスキー場においてスキー競技のコーチクリニックを開催、それらの活動から2月にスペシャルオリンピックス日本北海道総会で名寄準備会として認定されたところでございます。去る7月15日から16日には、紋別市におきまして第4回北海道地区夏季競技会が開催され、名寄から学生ボランティア45名、一般ボランティア7名、アスリート1名が参加したと聞いております。2007年2月末から3月初めにかけて、名寄ピヤシリスキー場において北海道競技会冬季スキー大会の開催が内定しており、体育協会やスキー連盟に協力を要請していると伺っておりますので、市といたしましても予定される大会の内容把握に努めまして、関係する団体とも調整を図りながら、必要な支援をしてまいりたい、そのように考えております。

次に、大きな項目3の学校給食についての(1)、給食費の定義についてお答えいたします。学校給食に要する経費については、学校給食法第6条に規定されておりますが、それによりますと学校給食の実施に要する経費のうち施設設備に要する経費及びこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費を学校給食費として規定し、保護者の負担としております。しか

しながら、これら法令の規定は経費の負担関係を明らかにしたものであって、設置者が保護者にかわりまして学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではございません。

次に、学校給食会のあり方と次年度引当金についてでございます。名寄及び風連の学校給食会は、学校給食会規約に基づいて運営されている私会計でございます。保護者が負担する学校給食費を収入として学校給食事業を行っております。都道府県単位でも学校給食会がありまして、財団法人北海道学校給食会では学校給食物資の買入れや売り渡しに関する業務、また学校給食の普及充実に関する業務を全道学校給食会を通じて行っております。名寄と風連の学校給食センターでも北海道学校給食会から主食のパンの原料である小麦粉を年間4.8トン購入しております。以前名寄学校給食センターではお米の供給も受けておりましたが、平成16年12月からは特別有機栽培米を風連の二つの生産組合から購入するようになっております。名寄学校給食会の繰越金であります。単年度ベースで約180万円の増加となっており、現在はお話にもありましたように2,682万1,000円となっております。毎年学校給食会総会におきまして、次年度事業引当金として承認いただき、4月、5月の食材費に充てており、積立金として別口座での管理はしておりません。繰越金の給食センター統合に向けての取り扱いにつきましては、現在名寄学校給食会理事会におきまして検討しており、具体案作成後名寄給食会総会に諮り、決定する予定となっております。

次に、食育を踏まえた献立についてでございます。食事は、人が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものであります。特に成長期にございます児童生徒にとって健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、子供たちが食に関する正しい知

識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校教育でも食育を推進することが強く求められるようになりました。

このような中、平成18年3月に食育推進基本計画が決定されました。学校給食においては、給食の一層の普及や食育を踏まえた献立内容の充実を促進するとともに、各教科などにおいても学校給食が生きた教材としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として食物アレルギーなどへの対応を推進することを求められています。また、生産者団体などと連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及定着を図ることも求められています。これら食育推進基本計画に基づき、なお一層食育を踏まえた給食に努めてまいりたいと考えております。御質問にございましたラーメンとパンとの組み合わせなどについては、献立委員会でも今検討しているところでございますので、できることならば改善していきたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(何事か呼ぶ者あり)

○教育部長(今 裕君) 失礼いたしました。お握りの件でございますけれども、お握りの件につきましても通常の給食ではお握りを今出せないような状況となっております。これは、御飯を委託で炊いていただいているのですけれども、そこから給食センターに持ってきまして、また安全衛生面で求められている食缶の方に移しかえるというような作業がございます。そういたしますと、給食をつくってから2時間で学校の方に届けるというような時間の制約がございます、今のところそれについては御飯を外部に委託生産している限りはちょっと無理でないかというような考えを持っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 本年10月から

施行されます認定こども園制度についてお答えをさせていただきます。

最初に、認定こども園制度についての考え方について御質問をいただきました。この制度は、少子化の進行、教育、保育ニーズの多様化などの要望に対応し、幼稚園や保育所などにおいて就学前の児童の幼児教育、保育を一体としてとらえ、子育て支援等の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設け、認定施設に対する特例措置を講ずるものでございます。また、制度上幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の四つの型に地域における子育て支援機能を備えることとしておりますが、幼保連携型を主なものとして設置促進を図るものとしております。私立の幼保連携型の特例措置といたしましては、一つには設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても運営費及び施設整備費が助成対象、二つには認定施設になる場合の保育所認可定員の緩和措置があること、三つには利用は施設と利用者の直接契約となること、四つ目として利用料金も基本的には施設で決定できることなどが講じられております。また、ほかの三つの類型の補助制度等につきましては、既存制度が適用となっております。国の認定の指針における施設設備基準では、既存施設からの転換の場合については幼稚園、保育所のいずれかの基準で可能となりましたが、ゼロ歳から2歳児の給食外部搬入は認められず調理室が必置となっておりますし、職員配置、資格基準でも現行での幼稚園、保育所の基準が適用となっております。

以上のようなことを考慮いたしますと、まだ改正の余地を含んでいる制度と思いますが、現時点においては幼稚園と保育所が抱える制度上の課題解消に一步踏み出したものと思いますので、将来の保育のあり方を考える上で精力的に検討すべきものと考えております。

二つ目に、道の認定基準について市の考え方をお尋ねがございました。認定こども園の認定基準

につきましては、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の設備及び運営基準を参酌し、都道府県の条例で認定基準を定めることになっており、北海道として幼稚園と保育所等における就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するという本制度の趣旨に基づき制定することとして、地域の幼児教育、保育の要望などを考慮し、一部について独自の規定を設定したとの説明がございました。この国の認定基準に対する独自規定の追加は、趣旨に関すること3件、職員の配置に関すること1件、職員資格に関すること4件、独自基準で削除されたものは施設設備に関すること2件となっており、その内容は幼保連携型、幼稚園型に関する建物等の同一敷地内、または隣接地の例外規定の条件で、一つには子供に対する教育及び保育の適切な提供に関すること、二つには子供の移動時の安全が確保されることの2点となっております。子供と保護者の負担を中心に考えた場合、バス等で子供の移動は幼稚園と保育所の緊密な連携体制の確保が必要となりますし、移動時の不測の事態の発生、また兄弟姉妹等が別施設入所となっている場合送り迎えの煩雑化、特に当市におきます冬期間の特徴から別施設の場合エンジンをかけた出迎え車両に先に迎えた子供だけが取り残されているというような状況が危惧されるなど、市としては一定の理解ができるものと考えております。

三つ目でございますが、幼稚園型の取り組みに対しての協力についてお尋ねがございました。認定こども園の幼稚園型につきましては、幼稚園の定員内で保育所機能を持つもの、認可外保育施設を開設するものがあり、いずれも子育て支援機能は必置となっております。これらへの協力につきましては、現在市立保育所で実施しております一時保育、延長保育、子育て支援センター事業等の補完が確保されるものであれば、総合的見地から新たな協力制度を検討してまいりたいと考えております。

4点目でございますけれども、保育所型の名寄市の考え方でございますが、保育所型につきましては保育所定員の外づけで幼稚園機能を持つものであり、名寄市内の幼稚園及び保育所の入園、入所の状況では、それぞれにさらに細かい形に分かれているものの大ききは幼保連携型がより実現性が高いと考えており、次に幼稚園型について検討すべきものと考えております。

以上、認定こども園制度についての答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、ジャンプの方からお尋ねしてまいりたいと思います。

2年前、一般質問で高校選抜のノルディック部門の名寄は聖地として名乗りを上げるべきだと質問したのですが、残念ながらその聖地は岐阜県高山市のすずらん高原に決定しております。こういったチャンスというのは、逃したらまた再度ということはないかなありませんので、ぜひ積極的に私は取り組んでいただきたいと思っております。このジャンプ競技というのは、今主流はラージヒルといって、大きな台のジャンプが主流です。名寄にはノーマルヒルといってその下のジャンプ台しかないわけです。その名寄が有力視されるライバルというのは、オリンピック開催地の札幌であり、長野県白馬と名寄が今争っているわけです。なぜ名寄が選ばれるのかといいますと、やはり日本で一番北にあり、早く飛べる。ジャンプの選手がいかにかシーズン前に飛べるかというのがそのシーズンを左右する。ですから、お金をかけて海外に行くわけです。海外は、もう芋を洗ったような選手の争いで、なかなか本数が飛べない。ですから、いち早く飛べる名寄が候補に上がったのかなと思っております。

ただ、この北海道新聞の道央版に載ったということは、札幌市民にこの記事を見せたかったというように私はとるわけです。名寄市民喜びなさい、有力になったって、この地方には情報が何もなし

わけですから。ということは、これなぜ札幌がだめなのかというと、札幌市の条例で飛ぶ練習期間というのが決められていて、スキーのJOCとかがこの日飛ばせてくれと言っても飛べないという現実があるわけです。そういう欠点がある。白馬の場合でしたら、医療機関がなかったり、室内スポーツセンターがなかなか遠かったり、交通の便が悪い。名寄においては、リフト代が無料である。各種練習設備がある。病院もある。宿泊費が平均6,500円と安い。そういったことがあって、名寄が選ばれているのだと思います。

よくスキーでこんないい施設があって、子供たち何で育たないのだと皆さんから単純に言われます。育つわけがないのです。子供たちを指導するという場合は、ナイター設備がないとだめなのです。昼間だけの少年団で子供は育つわけがないのです。ですから、下川は名寄に感謝しています。うちらは、大会できる台ではない練習用の台をつかった。サマー仕様にもしない。それはなぜかと思ったら、名寄にすばらしいジャンプ台があるからなのです。この至近距離で通ってくれば、だから名寄がオリンピック選手を生み出したまちであって感謝されなくてはいけないのに、土別だとオリンピックの野口選手が金メダルとった後本当にお世話になりましたと土別まで訪ねてくる。合宿している選手たちには交流会を開き、市民との交流の場があるから、ああいうふうに盛り上がる。だから、この拠点構想によって、名寄も50日間一流選手が泊まるということになれば、やはり市民との交流、サイン会を開いたり、今でも吉田杯、ピヤシリ杯があるわけですから、そういった名寄市もこのジャンプ台を生かしたPR、まちづくりをもっと積極的に行っていく必要があると考えております。この手のことは、国がどの程度補助金出すのかわかりませんが、やはり国丸抱えで、ただ場所だけくれといってもこれはなかなかくれません。地元も一部負担するなど、やはりいかに気持ちよく名寄市は本当に一生懸命受け入れを求め

ているのだなということを見出していかなくてはならないと思っております。今言いましたように名寄がジャンプ台で生きていくためには、ナイターをつけるぐらいの意欲、あとは今は高感度カメラによる分析や脚力測定などの分析装置というのでも求められております。そういったものは、では名寄が用意するよというようなぐらいの気持ちを持って取り組まなければ、そう簡単に拠点ということになることは楽観はできないと考えております。この件につきまして、まだコンバインドの強化拠点も決まっておられませんので、ジャンプ、名寄はピヤシリクロスカントリー場もありますので、一緒にコンバインドの拠点にもというぐらいの名乗りを上げていただきたいと思うのですが、こういったことは順番を待っていて何かをやるというのではだめで、やっぱりトップがやるための何をすれという上からのトップダウン式の方が早くいくと思いますが、市長、見解ございましたらよろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 教育部長から答弁をしていただきましたけれども、9月1日付の道内紙の札幌版ということで報道されておまして、私どももその情報はスキー連盟の皆さんからいち早くお伺いをしておりました。さらに、9月5日の日にはスキー連盟の会長、理事長も同道でおいでになりまして、名寄を強化の施設としての誘致と一緒に展開していこうと、こういうようなお話等もありまして、私どもも今まで長年いろいろな大会を開催をしてきていることも含めて、今岩木議員の御発言のように大きなチャンスだと、このようにとらえております。

ただ、現在のジャンプ台に何を付加する必要があるのかと。ナイター施設もあるかもしれませんが。あるいは、近年はピヤシリジャンプ大会もその年によりましては気温等が高くて雪の張りつけが悪いと、こういうことがあるわけでございます。そういう意味では人工降雪機のもっと性能のいいも

のの要請があるのかどうかと、こういう施設整備の部分も不透明なところがあるわけですが、場合によってはスキー場なんかでは氷を早くつくって、その氷を敷き詰めて営業しているところがあるわけですが、ジャンプ台もそのようなことが可能なのかどうかと、こういうことも含めて情報収集に今努めているところでございます。申し上げましたように関係機関と協調をしながら、ぜひこのチャンスを生かして、名寄がジャンプの合宿基地としての機能を十分に発揮することが市民の要望にもこたえることと、こんなふうにしております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、カーリングについてですが、やはり今部長の答弁ですと何か大会を開く、大会を開く。本年度、初年度はいいですけども、将来的にその大会では名寄がカーリングの聖地になるわけではございません。これは、不確定な要素が多いわけで、それですと利用人数を確保できると私は思っておりません。やはりソフト的に子供たちをいかに育てていくか、名寄のカーリング人口をいかにふやしていくかということを考えていかななくてはならないと思っております。本年度せつかくオープンしたわけですから、総合的な学習の中で各小中学校全員に一回カーリング場連れて行ってカーリング体験させるというようなこと、そういう発想が必要だと思うのです。それを体験してみても初めてそこから興味を持つ子も出てくると思っておりますので、ジャンプもそうですけれども、やっぱり施設を有効利用するためのそういったソフト的なことを考えていく必要があると思っております。

また、カーリング場というのは、名寄の場合はどうか分かりませんが、テレビで見ていると非常におもしろく見えるのですが、見に行ったら両側からしか見えないのです。横側は観客席ではないのです。名寄の場合はどうなっているのでしょうか。

そこら辺はちょっと私もまだ確認していませんが、一流施設は、国際大会を開くような施設はそういうふうになっているそうです。カーリング、すばらしい施設ができるわけですから、ソフト的な、子供たちがいかに親しめるかということもぜひやっていただきたいと思っております。これは望んでおきます。

あと、スペシャルオリンピックスにつきまして、こういった機運、知的障害者に本当少しでも多くこういった場に出てきてほしいというのは私の願いでございます。今後やっていただけると、取り組んでいただけるということですので、ぜひこれも理解の上、行政としても協力していただきたいと思っております。

続きまして、認定こども園についてです。これは、10月1日から始まって、これはもうもちろんすぐ実現するものではございません。しかし、これから名寄市は10年間の総合計画を立てるわけですから、その中にはぜひこの認定こども園ということも頭に置いておいていただきたいと思っております。ただ、言いましたように道議会の議論の中でも、今道議会中で、やっております。施設内の国の指針に対して道は削除した。その下の方に1項目入っているのは、原則としてという言葉が入っています。認定こども園は、名寄市が認めて初めて道に提出するものですから、この原則というものを名寄市はどこまで大きくとらえているのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在認定こども園につきましては、先ほど7月19日でしたでしょうか、名寄市幼児教育振興会並びに各それぞれの幼稚園の代表の方々と懇談する機会がございました、その中で一部触れた経緯はございますけれども、現実的に北海道が特例項目についての削除を行ったことについて話し合いをまだ持っておりません。各それぞれこれから先認定こども園について御希望を受けながら、それらの施設の意向に

沿いまして北海道と協議をしてみたいというふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 総合計画への対応は大丈夫ですね。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在総合計画におきます市役所内の内部の事務といたしまして、個票によります各事業の洗い出しを行っております。その中で認定こども園制度については、当然これから先取り組むべき事項といたしまして取り上げているところでございます。総合計画の委員の皆様方に提示をしながら、協議をしていただくというふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 最後に、学校給食についてでございます。給食費の定義というのは、議会初日に宮田議員が質問していただいて、私も十分理解し、基本的にはやはり食材費、材料費だよということですので、名寄市の場合はさらに2.2円維持管理費というか、そういったことに使っておりますが、今回の給食会の合併ということによりこのことも今後給食会の中ですべてやっていくと思っております。理事会を開き、総会において決定されるという部長の答弁がございました。

しかし、この給食会なのですけれども、私もPTAの役員のおきに2年間入っておりました。しかし、それ以外のPTA会員というのはやはり情報開示が全くないために給食会でどのようなことが行われ、引当金が今幾らありますか、これだけお金が余っているのですよ、未納が幾らあるのですよなんていうのは現場のお父さん、お母さんは全く知らないわけです。そういった中で、総会で判こを押す。また、私小学校2年生の子供がいますから、今後またさらにPTA給食会でちょっと頑張ってくれと言われても、今の給食会を私は担っていくというか、会長とか監査とかやる自信はございません。1億3,000万円のお金を預かっ

ているわけです。その中の監査をやって、判こ押しなさい。これは私責任とれません。だから、そういったことも理解して皆さんやっていただくために、きっちりと学校に説明責任というのがあると思います。今給食会の合併で風連と名寄とやっております。あれをしてみると、非常に今給食会の役員になっている人がかわいそうでたまりません。今まで何十年と歴史があつて引当金になったものを何で今の役員だけが責任どうだ、給食費はどうだ、こんなのどうなっているのだと、大変だと言われても、これは本当にそう簡単なことではないと思います。それをやるのは、やはり教育委員会がリーダーシップをとって、しっかりと方向づけをしてあげないと、一PTAで補われる問題ではないと思います。やはり今言いましたように私が監査をとてでもないけれども、受けられない。これはさっきも言いましたが、やはり私的会計であるがゆえに、ゆでガエルになっているのです、何十年間も。私的会計だから、そちらで監査を受けたら、これでオーケーだよということで。やはり北海道の給食費の会計を見ますと、30%はまだ一般会計、公的会計でやっているところもあるのです。私的会計がいいのか、公的会計がいいのか、そういったことも含めて給食会のあり方について再度見解をお尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま名寄給食会の、現在の名寄給食会のことについてのお話がありました。確かに名寄給食会は、理事の皆様が全学校から出ているわけではございませんので、名寄給食会の総会といたしましても実際にはある学校は理事として参加していないという、そういうこともございました。情報の伝達に問題があったのではないかという言葉もございますが、私たちはそれぞれ各学校に総会の様子などはお伝えしてきたというふうには考えているのでございますが、保護者によってはそういう情報がなかったとすれば、これからまたしっかりと各学校にそのことが伝わ

るように指導を強めてまいりたいと、こんなことを考えておりますし、また現在の名寄給食会のような理事のあり方についても今後統合を機会に検討してまいりたいと。それぞれ全部の学校からそういう総会には出席できるような、そんなシステムをまた構築してまいりたいと、こんなふうに考えております。

ただいま監査の問題とか、それから引当金についても、今さら給食会にはというお話は私もそのとおりだと、こんなふうに思っております。現在の名寄給食会の会計のあり方につきましては、給食会がスタートして、名寄市給食センターの運営規則が昭和41年にできたのでございますが、それ以来ずっと私会計という、こういう長い歴史がございまして、そのように進めてきたわけですが、ただいまのお話のように公の会計、公会計などについても今後そのメリットとかデメリットとか、あるいは課題などにどういうところがあるのか、その辺も洗い出しながら、研究課題にしていまいりたいと、こんなことを考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 過去の流れでいいますと、いわゆる昭和62年の62合意で新たな給食のあり方を検討して、それからやはり19年たつとほころびてきて、今の時代にマッチしなくなって、今の現状があるわけです。ですから、やはり時代をしっかりと見て、今後風連給食会との合併に向かい、これは教育委員会がやっぱりリーダーシップをとって方向性、新しい給食会、給食費のあり方をしっかりと変更していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、お握りですけれども、私のいろんな聞いた話ですと保健所が許可しないとか機械が壊れたとか、そういったことも聞いたこともございます。御飯の外部委託をしたのは、それが1年前だということなのですか。確認させてください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 御飯の炊飯、炊くのを外部委託したの1年前ではございません。以前からでございます。去年の保健所から衛生指導に入ったときに、外部委託した御飯をまた給食センターに持ってきて、専門の容器に入れて、お握りをつくらぬと衛生上は問題ですよというような指導を受けました。そうすることによって今度は時間がかかり過ぎるということで、お握りを中止したという経過がございます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） そうすると、委託をされていて、保健所に指摘されなければまだ今でもやっていたということですね。だから、これはやっぱり保健所との話し合いをちゃんとしっかりしたのか、時間を何とかするために努力したのか。やはりさっきも言いましたようにラーメンとパンが悪いとは言いませんけれども、子供たちに本当に人気のあったメニューであったということも踏まえると、何とかこのお握りを復活させるための努力をしていただきたいと私は思っています。

そして、冬のスキー授業、2回から1回に減りました。このときには豚汁とお握り出ているのです。その点が1点と、私一つ提案したいのは、冬に1回だけのスキー授業です。西小学校はお弁当です。西小学校以外の小学校は全部給食です。その給食を行うことによって、1年に1回のスキー授業のスキーの滑れる時間が1時間違うのです。これは親が悪いのかもしれませんが。アンケートをとりますと、西小でもほかの学校が給食なのに何で西小だけお弁当持っていかなくてはいけないのだという、本当悲しくなるのですけれども、それが現実なのです。逆に教育委員会から1年に冬の1回お弁当の日にしてよと、お母さんがつくった愛情あるお弁当を食べることは本当においしいのだよというような逆提案をしていくようなことも必要だと考えますが、その見解についてお尋ねいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方からお答えしますが、従来は給食センターではお握りを供給していましたが、今のようなお話でやはりお握りは自粛するという、こういうことでございました。特にお握りにしたから、今まで問題が起きたということではございません。ただ、そういう御指導をいただいたということから、やはりいろんな事故の未然防止ということを考えて、お握りを供給しなくなった。そのかわりといいましょうか、安全性を考えて焼きお握りというのを供給しているわけでありまして。ただいまお話がございましたのは、野外給食では豚汁と、それから焼きお握り、それから牛乳、ミカンと、こういうメニューで供給させていただいている。焼きお握りで御勘弁いただければということなわけでございますが、確かに先ほどの御質問にございましたラーメンとパンとか、こういう組み合わせが本当にいいかどうかは今献立部会でまた鋭意検討しておりますので、そんな御意見があったこともしっかり献立部会にも伝えてまいりたいなど、こう思っております。

それから、スキー授業のときの食事の選択は一応学校にお任せしてあるということで、教育委員会としてこうなさいというふうには今のところやりにくい部分がございますので、その辺もあわせて御理解いただければと。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） どうもお握りにこだわりますが、やっぱり食育の面からもぜひ可能性を探って、できないのだという頭ではなくて、やるためにはどうしたらいいのだという、そういうポジティブな発想で取り組んでいただきたいなと思います。今後給食会、さっきも言いましたが、いろいろと大変なこともあります。もう来年の3月までに結論を出さなくてははいけません。やはり教育委員会がリーダーシップをとり、頭を下げるところは下げ、今後の給食のために最大の努力をしていただくことを望んで、終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で岩木正文議員の

質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

障がい者に住みよいまちづくり外2件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問してまいりたいと思います。

障害者に優しいまちづくりについてお尋ねいたします。我が国の障害者施策は、第2次世界大戦後本格的に取り組まれ、方向づけられました。戦後の日本は、生活貧困者の保護とともに戦災孤児、戦傷病者の保護や生活支援が大きな課題でした。このような中、1947年に児童福祉法が、1949年に身体障害者福祉法が制定され、障害児、身体障害者の福祉施策が始まりました。1970年代後半から1980年代にかけて、我が国の障害者福祉施策は大きな転換期を迎えました。その契機は、障害者の完全参加と平等をテーマとした1981年、国際障害者年とその後の国連障害者の10年であり、障害のある人に可能な限り障害のない人と同じ生活を保障するノーマライゼーションの理念と障害者が全人類的な復権を目指すリハビリテーションの理念が普及する中、障害者施策は大きく転換をしていきました。1984年に身体障害者福祉法が改正され、1993年には身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律が、1994年には特定建築物の建築促進のハートビル法が、2000年には公共交通機関を利用した移動の円滑を促進する交通バリアフリー法が制定されました。2004年には障害者基本法が改正され、発達障害者支援法が成立、知的障害者の軽度の方々にも光が見え始めました。2005年10月には精神障害者を含めた障害者施策の一元化やサー

ビス体系の見直しを図る障害者自立支援法が成立、2006年4月から段階的に施行されることとなりました。障害者自立支援法が成立し、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費医療負担について共通の制度のもとで一元化に提供する仕組みを創設するため、広域で障害程度区分認定審査会が進められていると思われませんが、推進状況の理事者の御見解をお願いいたします。

障害者福祉計画の基本理念で、一つに障害者の自己決定と自己選択の尊重、二つに市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化、三つに地域生活移行や就労支援の課題に対するサービス基盤の整備とあり、基本指針に則してサービスの数値目標の考え方の理事者の御見解をお願いいたします。

障害福祉サービスに関し、市町村を基本として仕組みを統一するとともに障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ちおかれていた精神障害者などのサービス充実を図り、地域格差をなくし、サービス水準を均等化するとありますが、本市の障害種別ごとのグループホームの状況の理事者の御見解をお願いいたします。

就労移行支援事業の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに福祉施設における雇用の場を拡大し、数値目標を決めるとありますが、雇用の数値目標の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の二つ目、新バリアフリー法についてお尋ねいたします。新バリアフリー法は、高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が本年6月に施行されました。新バリアフリー法は、鉄道の駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする交通バリアフリー法とデパートや旅客施設等のバリアフリー化を目指すハートビル法を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的としております。これまで駅やビルなど、いわばバリアフリ

ー化の整備対象は点として存在してまいりましたが、今後は整備対象を面として広げていき、地域一帯を総合的にバリアフリー化を進めてまいりますのであります。そのため新法では進める整備対象に交通機関にタクシーや福祉タクシーを追加したほか、高齢者、障害者の利用が多い施設をつなぐ道路や公園、駐車場なども新たに加えました。新バリアフリー法のもと今後自治体が進めるバリアフリー化は道路、公園、公共施設など所有管理していますが、新バリアフリー法により旅客施設や車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物を新築、または改良するときは、移動等円滑基準への適合義務が生じると思います。また、既存の同様の施設には基準適合の努力義務があるそうですが、移動等円滑基準への適合への理事者の御見解をお願いいたします。

市町村は、新バリアフリー法の旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、官公庁施設、福祉施設、その他高齢者、障害者が生活上利用すると認める施設を含む地域の重点整備地区について移動等円滑にかかわる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想の作成、策定する際は、住民等の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに関係する施設管理者及び高齢者、障害者、その他の市町村が必要と認める者で構成する協議会における協議を得ることができ、あわせて住民参加等の高齢者、障害者を含めた基本構想の作成制度を設けることができるとありますが、基本構想作成の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目三つ目、ごみ焼却炉の解体についてお尋ねいたします。ダイオキシンは、ベトナム戦争で使用され、中毒死や流産、奇形児出産など多くの被害者を出した枯れ葉剤に含まれる猛毒で、塩化ビニールなど焼却するときに発生し、酸性雨にも問題が出ております。テレビ等では埼玉県のダイオキシン問題が話題となり、野菜等にダイオキシンが混入等のニュースも出ておりました。また、各市町村の焼却炉の取り扱いの問題も注目が

集まったのも記憶に新しいことであります。名寄市も炭化センターが稼働し始め、旧焼却炉施設は不用の遺物と化してしまっています。名寄市と旧風連町の廃棄物処理場の築年数と保存状況の理事者の御見解をお願いいたします。

また、ダイオキシン対策の対応についての理事者の御見解もお願いいたします。

名寄市は、第1次産業のまちであり、安心して安全の食糧供給基地であることは言うまでもありません。名寄市は、旧風連町の焼却施設のまわり35メートル離れたところに水田と畑があります。安心、安全と言われる農業地域に負の遺物と思われる煙突が立っているのは、この地域に交流する人には大変見ばえのよいものではありません。また、地域の住民の健康問題を考えると、この焼却炉は必要ないかというふうに私は思っております。そのような意味で、早急な改善と解体が必要と考えられますが、解体検討の理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 高橋議員から3点にわたり御質問をいただきました。大きな項目1点目の障害者に住みよいまちづくりにつきましては私から、大きな項目2点目の新バリアフリー法につきましては建設水道部長から、大きな項目3点目のごみ焼却施設の解体については生活福祉部長からの答弁とさせていただきます。

最初に、障害者に住みよいまちづくり、審査会の協議の状況についてお尋ねがございました。本年4月1日から障害の種別にかかわらず福祉サー

ビスを利用する仕組みを一元化するため、障害者自立支援法が施行となりました。この新しい法律に基づきまして、居宅介護や施設入所支援等の介護給付サービスを利用する場合には利用者は市町村が設置する審査会により障害程度区分の認定を受けることになりました。市町村審査会については、本年3月末では名寄市は単独設置の方向でございましたが、審査会委員につきましては障害者等の保健、または福祉に関する学識経験を有する者との規定があることから、近隣町村では委員の確保が困難であり、介護保険と同様に共同設置を要請されたところでございます。新年度に入りましてから担当課長会議を2度にわたり開催をいたしまして、各市町村の障害者の状況、単独設置と共同設置の比較、審査会の概要、経費の負担方法等について協議を進めました結果、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村の1市3町1村による共同設置とし、名寄市が代表となったものであります。審査会の名称は、名寄地区障害程度区分認定審査会とし、委員数は名寄市3名、下川町1名、美深町1名の計5名で、設置年月日は平成18年7月1日付で北海道知事へ提出をしたところでございます。新法の本格実施につきましては、本年10月1日であることから、サービスの利用に支障が出ないよう居宅介護利用者を優先的に認定するため、8月24日から審査を開始したところでございます。

次に、基本指針に関してサービスの数値目標についてお尋ねがございました。障害者自立支援法の施行に当たり、本法に基づきました障害福祉計画を各市町村は新たに定め、必要なサービス量の見込みやサービス確保の方策を盛り込むものとしております。このため国では障害福祉施策を一層推進する観点から、計画作成に当たり基本指針を示し、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対しての数値目標を出し、市町村はこの数値を参考として地域に必要なサービス量を見込むこととなります。国と道の基本指針3点と数値目標

の考え方についてお知らせをいたしますが、去る7月24日に名寄市保健医療福祉推進協議会を立ち上げ、この8月24日に障害部会を設置し、その中で、仮称ではありますが、名寄市障害福祉計画を協議し、明年2月を目途に答申することとしておりますので、名寄市の数値は現在算出できておりませんので、御了解をいただきたいと思えます。

1点目ではありますが、国は平成23年度末までに現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指しております。これに対し北海道の考え方は、施設入所は全国平均の2倍以上であるので、平成23年度末までに14%以上を削減するとしております。

2点目ではありますが、同じく国は平成23年度末までに精神科病院の入院患者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院を目指すとしております。これに対して北海道の考え方は、北海道が平成17年度に調査して把握している退院可能患者数の退院を目指すとしております。

3点目ではありますが、国は平成23年度末までに福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上を目指すとしております。これに対して北海道の考え方は、道内において福祉施設を退所して一般就労した数は、全国平均と比較し、全国的にも低い状況にあることから、6倍以上の移行を目指すとしているところでございます。

以上、国及び北海道の考え方を述べさせていただきましたが、あくまでも国が示した数値目標を参考として、市町村の実態に合わせ必要なサービス量を見込むこととなります。今後は、平成17年度の当市のサービス利用実績数を踏まえながら、北海道と協議をして名寄市の目標数値を設定してまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目でございますが、障害者種別ごとのグループホームの状況でございます。国は、今回の障害者自立支援法の施行に当たり、障害者の自立と地域社会への移行を大きな柱としていますが、具

体的には先ほど述べさせていただいたとおり、施設から地域社会への移行を基本方針の一つとしております。障害者の地域生活を支援するための一つの方策としては、グループホームとケアホームの施設を整備する必要がありますが、当市の状況について御説明をさせていただきます。知的障害者及び精神障害者が利用できるグループホームは、各福祉法に基づく施設でございますので、新法に移行した場合でもグループホームとケアホームに区別されますが、対象者は利用することが可能となっております。名寄丘の学園では、現在4人定員のグループホームを2棟経営しておりますが、本年10月から新法へ移行するため効率化を図る観点から、グループホームとケアホームが一体となった施設として運営を図る予定でございます。また、道北センター福祉会では現在グループホームを経営しておりません。なお、身体障害者を対象としたグループホームは、身体障害者福祉法での規定がなく、該当施設がございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

4点目となりますが、福祉施設から一般就労に移行への年度別数値目標についてお尋ねをいただきました。国は、今回の障害者自立支援法の施行に当たり、障害者の自立と地域社会への移行を大きな柱としておりますが、基本方針の二つ目として福祉施設から一般就労への移行推進を大きく掲げており、このことに対して国は数値目標を示していることは2番目の御質問に対する答弁のとおりでございます。本市としての平成23年度末の数値目標は、現在のところ上川支庁とも協議中のため算出できておりません。障害者の就労は、全国的に見ても極めて厳しく、低い状況にございますが、就労移行支援事業の実施や地域における関係機関、団体と連携を進めることにより一般就労を目指すこととしております。具体的には本年度中に策定する仮称の障害福祉計画の中で数値目標を設定してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目でございます。新バリアフリー法についての御質問、2項目にわたりましていただいております。あわせて御答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この法律は、交通機関のバリアフリー化を対象といたします交通バリアフリー法と集客施設を対象とするハートビル法をそれぞれ統合いたしまして、点から面へと広げ、一体的にバリアフリー化を進めることを目的としております。法律が去る6月でございます、成立したばかりでありまして、施行令が公布されておられません。詳細につきましては知らされていない状況でありますので、ただいま情報の収集に努めているところでございます。今後まちづくりの中で高齢者や障害者に配慮した総合的なバリアフリー化を進める等の法制定の背景、趣旨を十分踏まえまして、法施行に伴いましては北海道とも連携を図り、名寄市の施策のあり方、また市民の皆さんの意見を反映させていただく方法も含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、ごみ焼却炉の解体についてお答えをいたします。

初めに、名寄地区、風連地区の築年数と保存状況についてお答えをいたします。名寄地区は、昭和48年、防衛庁の補助を受け設置しております。現在33年が経過しております。稼働時の処理能力は、1日40トン、炉は4基であります。風連地区は、昭和54年、農林水産省の補助を受け設置しております。現在27年が経過しております。稼働時の処理能力は、1日8トン、炉は1基であります。現在の保存状況でありますけれども、平成14年11月末日で業務を終了いたしまして、北海道の指導に基づき煙突にはふたをし、

焼却炉部分には人が出入りできないよう施錠をして現在に至っております。焼却炉以外の事務室、車庫、倉庫、トイレ等については、両地区とも従来どおり現在も使用している状況にあります。保存状況の確認につきましては、毎年上川支庁の担当者が来ており、現場にて検査を受けているところでございます。

次に、ダイオキシンの問題についてお答えをいたします。風連地区では、施設閉鎖後において毎年ダイオキシンの測定を実施しております。また、名寄地区においても施設に隣接する炭化センターで年2回の測定を行っております。いずれも基準値内の結果となっております。

次に、解体への検討はということで御質問をいただきました。全道の解体状況でありますけれども、平成14年11月末で廃止された焼却炉は104施設ございます。そのうち平成17年12月1日現在解体された施設は11施設となっており、全体としては解体が進んでいない状況にございます。理由としては、解体費用の問題が大きい要因だと思います。国では解体を進める意味から交付金による助成制度を設けておりますが、助成を受けるに当たっては解体後の跡地を廃棄物関係の施設建設、または土地利用が条件となっております。また、北海道でも市町村単独で解体するには費用がかかり過ぎることから、広域的に複数施設を一括発注する等の経費の節減に向けた勉強会を行っております。解体に当たっては、焼却炉内、煙突内のダイオキシン濃度によって処理工法、処理費用が大きく違ってきますので、解体をする前にはダイオキシン濃度測定を実施し、処理工法に合わせた予算措置が必要と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 再質問と要望をこれから随時いきたいと思います。

まず、障害者に優しいまちづくりの部分で、今回自立支援法ができて、障害者、身体障害者、

知的障害者、そして精神障害者、今まで精神障害者の方はそういう援助が受けられなかったのがこの3障害が同じ枠でサービスを受けられるようになったというものなのですけれども、名寄のこの知的障害者、そして身体障害者、精神障害者の人数を教えてくださいというのと、先ほどグループホームの数値をお聞きしまして、身体は法律上設置義務がないということであれなのですけれども、知的が2件、精神はグループホームではないけれども、道北センターを使用しているということではあります。この自立支援法になって、まずこの3障害が均等にサービスを受けられるようになるという部分で、私はやっぱりグループホームというのはこれから本当に重要な部分に入ってくるというふうに考えています。知的障害の方も精神障害の方も、今名寄市立病院は精神科の先生がひょっとしたらいなくなるという可能性も出てきている状況にありますので、それを社会復帰させるまでのステップとしてやっぱりグループホームというのは重要な部分に入ると私は感じております。そういった部分で、知的は2件あるけれども、精神はないという部分、またこのグループホームを建てるのにも予算が大変必要ですし、知的、精神の親からも援助を受けなければならないという部分も出てきますし、市からもやっぱり出していかなければならないという部分もあるのではないかとこのように思います。そのような部分で、私はグループホーム自体を建てたいというふうには言いません。今名寄にある空き地を、または5丁目、6丁目の商店街の空き店舗があるはずですから、そういう部分の活用方法を考えてはいないのかなという部分の答えをいただきたいということと、先ほどの就労計画を言っていただきました。入所に関しては、国としては1割、そして北海道としては14%以上ということで、この退院をさせると。また、就労に関しては国は4倍、そして道としては6倍以上と。北海道というのは、やっぱり障害者の働く場というのがなかなかない

というのが現状なのです。そして、職場が見つかって、何日か行って、なかなか仕事が覚えられない、そして手が動かないということで、周りの目も気にしたり、また言われることによって精神的にもう行けないというような状況で、1週間でやめてしまうだとか、1日でやめてしまうという方々がすごく多いというふうに私今回回らせていただいております。そういった部分で、名寄市としてこの就労者を16%に持っていくということは、この身体障害者1,071名、または知的障害者が約91名、そして精神障害者は交付の手帳を持っている人は66名ですけれども、該当する方は502名おられると。この方々を6倍以上一般就労させる努力というのをどう行政として考えておられるのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 平成17年度におきます障害者の数でございますけれども、実質的に手帳の交付を受けている者につきましては、1,102名という数字でございます。

それで、空き店舗、空き地を含めたグループホームの設置の考え方はという御質問でございますけれども、現在先ほども申し上げましたように障害福祉計画を策定中でございます。その中で、行政がどのような支援をしながら、数値を明らかにして、目標数値があるものですから、それとの整合性をとりながら、こういう施設をどう設置していくのかというふうな協議をしていくことになろうかと思っております。ただ、現在グループホームにつきましては、現在の設置者が自分たちの中で整備するのは限界があるというふうなお話も伺っておりますので、そこら辺も含めながら、十分な検討をしてみたいと思います。その中で、空き地、空き店舗の活用について協議をしてみたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、就労の数値目標についてお尋ねがご

ざいまして、国と北海道の指針、北海道につきましては現在就労状況が悪いことから数値目標が課題となっております。現在私どもとしてもこの計画の中で数値目標に近づくように努力をしなければならぬところでございますけれども、議員のお話にもありましたとおり、現実としては非常に厳しいというふうに判断をしているところでございます。なお一層機会あるごとにこれらの障害を持つ方々の就労について関係機関とも協議を行いながら、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 今就労目標がこれからということで、期待はしますけれども、現状やっぱり一般就労というのは厳しいと思います。名寄市としても精神障害者、また知的障害者の方々を文化センターで掃除についていただいたり、またごみ処理場の整理についていただいたり、またNPOをとって、陽だまりさんのように外郭団体に就労施設をつくるという努力をどんどん、どんどんしていると思うのです。この6倍の就労目標というのは、きっと一般では私は絶対に不可能な数字だというふうに確信しております。そういった意味で、今名寄市が進めているごみ処理場でそういう方々を使うとか、先ほど猿谷議員が言われていた健康の森でそういう自衛隊さんを使う中に軽作業としてそういう障害者の方々の雇用の場もつくっていくという努力が私はやはり行政として必要かなというふうに思っています。また、陽だまりさんのような、またもとの5丁目の商店街にある精神障害者の団体の部分のところもやはり行政が主導となって助けていかないと改善はされていかないなというふうに思っておりますので、ぜひ努力をよろしく願います。

また、今回ずっと回らせていただいた中で、この自立支援法ができて、悪法だという方もおりますし、精神障害者の方々は今まで自分たちは障害

のサービスを受けられなかったのが3障害全部一緒になって改善されたというところもありますし、私はいいところもあれば悪いところもあるこの自立支援法だというふうに思っております。そして、この障害団体の方々は、まだこの自立支援法ができたばかりでわからない状況、また行政もわからない状況、北海道もわからない状況で今スタートをしている状況だと私は思っています。この回った中でやはり団体の方々が言っているのは、行政がもうちょっとこの自立支援法、またこの障害に対しての部分に明確に教えてほしいというのです。聞きに行ってもわからない、教えてくれないというのをすごく言われていました。私も今回自立支援法をすごく、まだまだ勉強足りないのでけれども、させていただいてちょっとわかったなど。でも、まだまだ奥深いものがありまして、この団体の方々は本当その奥深いところまで今わかっていないと自分たちがどうすればいいかというのがわからないような状況だというふうに私は思います。だから、行政も今勉強中だと思いますけれども、この団体の方々としっかりお話し合いをされて、どういう方向に進んだら名寄市の障害者の未来はあるのかというのを行政とともに話し合っていたきたいというふうに、それは要望で終わらせていただきます。

次に、バリアフリー法についてお話しさせていただきます。先ほど6月に施行されて、12月からということ、まだ道も国からも上川支庁もなかなかどういうものであるかというのがわからないという状況みたいですので、まず先ほどの自立支援法と同じように、私は施行されて、まだ来ないのでは、行政としては何もできないのは当然だと思います。そんな意味で、このバリアフリーというのは高齢者や障害者が生活する上でバリア、障壁をつくらない、それをフリーにしていくというのを今建築法と道路交通法で進められていると思います。それを面としてやっていくという部分でこの新法ができたのですけれども、行政として、

来てからはしっかりと先ほど住民団体とお話をされるということ言われておりました。それは安心なのですけれども、今までの障害者法には身体上の機能上の制限を受ける者ということで規定をされて、身体障害者だけを中心にこのバリアフリー法というのが進んでいたのです。でも、今回この身体が取られまして、身体障害者、精神障害者、知的障害者の方も含めた新バリアフリー法になって、そしてハートビル法もバリアフリー法も一緒にこの3障害の方々が安心して、道路も駐車場も公共施設もタクシーもそこにはまるようになってきたということなのです。そして、先ほど住民と言っていましたけれども、この協議会の中には高齢者や障害者も対象として入れてほしいと。そして、この協議会であったことはその場だけでとまってしまうのです、話し合いで。国の新バリアフリー法ではそれを市民に告知しなさいと。このバリアフリーは、こういうふうに変ったのだよというのを告知しなさいということ言われているのですけれども、その見解をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

また、風連の中心市街地がこれから進められると思いますけれども、そういった部分で駐車場もありますし、多い道路ですし、都市公園化もなると思いますので、また福祉施設も入ると思います。この新バリアフリー法が対象とされると思いますけれども、その御見解、2点をちょっとお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 新バリアフリー法についての御質問でございますけれども、議員お話しのとおり、施設におきましては初めからバリアをつくらないというのが1点大きな柱があるかと思えます。さらには、お話のとおり身体障害者に限らずすべての障害を持っておられる方を対象にすると、これは法律の主要な趣旨と主要な中身というふうに理解しております。ただいま新総合計画を策定中でございます。この中で各審議

委員の皆さんにこの法律の内容を十分に説明をさせていただき、理解をいただきまして、その後で基本構想を策定する協議会、今お話ありましたようなその構成員も含めまして設置についても協議をさせていただきたい、そんなふうに考えております。

また、風連の中心市街地の整備を進めるべく準備をしているところでございます。初めからの施設整備ということもございまして、この法の趣旨も十分踏まえながら、整備をさせていただきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） そういうことで、今回の新バリアフリー法は建設だけでなく福祉関係、または行政の中心の方々も含めて、道、また国からのある程度の目安が出てきましたら、建設だけでなくやっぱり福祉、そして行政も含めた形で推進をお願いして、以上でこのバリアフリー法は終わらせていただきます。

最後に、ごみ焼却施設の解体について二、三お聞きしたいというふうに思います。築年数は大体名寄が33年、風連27年ということでお聞きしました。今回風連の農家の方から私の近くにごみ廃棄施設があって不安ですという声をお聞きしまして、そうしたら質問させていただきますということで、風連だけだったのですけれども、名寄も一応、2棟やれば安くなるかなというような思いで今回質問させていただきます。

この解体の部分で、ちょっと風連の焼却施設と名寄の焼却施設見に行かせていただきました。管理的にはちゃんと鉄板のふたで、水が入らないように、ダイオキシンの流出がないようにということで鉄板でふさがれており、安心はしましたけれども、コンクリート自体がやっぱりひび割れが相当きております。名寄の場合は、ある程度何かで補修された部分も見受けられたのですけれども、

風連の方はひび割れがありまして、壊れるということはないと信じております。でも、コンクリートに関しては、名寄地区というのは、私もちょっとコンクリートの部分をかじっているものから言わせていただきますけれども、ひび割れが入っています。そして、名寄の場合マイナス2度という温度以下になる日数が冬の間約90日間あるというふうには私思うのです。そして、北海道開発局と土木現業所と国鉄が昭和53年にコンクリート打設による凍害の調査をしたと。194件のコンクリートの部分の調査をして、マイナス2度以下の気温から測定した場合、年間凍結融解回数というのは60回起こるのです。ということを調査した。私がやったわけではないですから、ちょっとわからないのですけれども、名寄の場合は、マイナス2度というのは90日ぐらい、90回ぐらいある。ましてや雪が降って、ひび割れの中に風向きによって入らない部分もありますけれども、風向きによってはそのひび割れに雪等、水が入って、日中は解けますけれども、夜と朝になったらしばれて凍るのです。コンクリートというのは、そのひび割れの中の解けるといって凍るといって作業が数回起こることによって破壊されていくのです。道路や何かに縁石がありますけれども、よく縁石がぼろぼろになっている箇所があると思います。あれは、完全に凍結融解。昔塩カルまいた影響もなきにしもあらずなのですけれども、凍結融解が主な原因です、コンクリートの。そういった部分で、絶対壊れないという部分は私は今名寄市の煙突を見ても、風連の煙突を見てもないというふうに、どこか煙突が壊れて解体したところがあるようにお聞きしましたので、名寄は地震だとか何かはほとんどありませんけれども、2年前には震度3という部分が起きました。絶対ないというのはないというふうに思っておりますので、もし震度5の地震が来て倒れて、焼却炉の方に倒れて灰が舞ってしまう、そして周りの畑だとか水田にその灰が散ることになると、食糧

だけでなく土壌改良から何から全部やらなければいけないという状況になってしまうわけなのです。そういった部分で、このダイオキシンというのは恐ろしいものだというのを感じます。総合計画の中にゴミ焼却の解体の計画を入れているのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

また、もしこの解体をする、先ほど補助が出ると言いました。そして、利用する施設、跡地利用ということでは言われましたけれども、跡地を利用するのであればどんな計画があるのかということをお聞きしたいというふうに、現状名寄市の旧風連の跡地を見させていただいたら、農業関連の施設みたいな感じで、トラクターと農業の部分が置かれていましたし、名寄市は道北センターの方々が作業する休憩施設になっておりますし、名寄はもし解体する場合リサイクルセンターをつくって、そこにその障害者の方々の休憩室を建てるだとか計画があると思いますので、その2点をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 2点にわたります御質問いただきました。コンクリートの耐久度といいますか、そういったものも議員御提案、御提案といいますか、今までの結果についてお聞かせいただきましたので、それらについてもかんがみながら、年1回上川支庁から来る担当者の視認調査になりますけれども、それらとあわせながら、誤りのない確認作業をやっていきたいというふうに思っております。

また、総計にこの焼却炉の解体について入っているかどうかということでございますけれども、これは平成14年11月末からのそういった課題でございますので、これらについてはやはり市民生活に影響を与えるという部分の中では総計の中には盛り込んでいく必要があるのだろうというふうに思います。ただ、今総計の策定中でありまして、専門部会の中で論議が進んでいくというふうに思っておりますので、そうした課題の一つの中で協議

をしていただきたいというふうに思っております。

また、解体後の跡地の利用ということでありませうけれども、これらについては廃棄物関係の施設建設、または土地利用が条件ということになっております。これらについても解体が決まるということで、それから計画を立てるということになりますけれども、解体を進める中でどのようなそういったような利用ができるのか、それらについても総計の中での部会の中で協議をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） ぜひ総合計画の中にはこの解体を入れていただきたいというふうに思います。焼却施設の部分ですけれども、私はいろんな部分を建設するよりも住民に不安なものを取り除くというのが優先順位かなというふうに思います。何を建てても最初いいかもしれません。でも、文化センターを建てるかどうかというよりも、やっぱり住民の不安をまずは取り除くというのが行政の責務というふうに私は考えますので、総合計画にはこれは必ず入るものではないかなというふうに私は思いますけれども、市長、どのようなものでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ダイオキシンの排出規制が強まることによって、従来使っていた焼却施設を使えないと。先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、全国的にこの施設の取り除く進み方というのは非常に少ないということでございます。敷地が限られていて、どうしても解体をして跡施設をそこにつくるところがこの北海道の例でいきますと11施設ということであろうと思います。私ども全国市長会でもこの解体について厚生労働省がしっかりとした財政支援をしないと進まない、こういうことを強く要請をして、3分の1補助というメニューが出たわけでござい

ます。しかし、それも部長から答弁をしましたように、後の利用計画がしっかりしたところでないとその補助の適用にならないと。ですから、残念ながら皆さんは臨時的な対応策でしのいでいると、こういうことが実態だろうと思います。しかし、御指摘ありましたようにダイオキシンが発生をする焼却施設であったわけですから、少なくとも炉なり、あるいは煙突の中にそういう残渣、灰等が残っていて、これがダイオキシンを含んでいるのかどうなのかと、そういう不安な向きであろうと思います。当面そういうような国の解体に対する支援というものを要望しながら、計画の中でしっかり位置づけをして、しかもこれは2億円とか3億円とかというレベルなのです、1カ所壊すのが。単独で取り組むとしますと、非常にコストがかかると。ですから、北海道として専門業者といえますか、そういう解体業者が計画的に取り崩しをしていくことによってコストが下がるような知恵が出ないのかどうか、そういうことも含めて要請行動をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） わかりました。本当にもう2億円、3億円かかるというのもわかります。また、広域での解体の方法を探っているということもお聞きしましたので、ぜひこれらのダイオキシン等の心配が住民から抜けることがあるような方策を早急にとっていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

道の駅建設について外1件を、東千春議員。

○23番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、道の駅建設についてお伺いをいたします。風連市街地の南玄関口に道の駅が計画され、既に舗装工事が進み、どのような内容の施設になるの

か旧風連町民のみならず旧名寄市民の関心事でもあり、早期実現が望まれるところであります。旧名寄市では、地産地消を進める取り組みとして、地元農産物を直売するグループの中に先進地を視察し、直売所と農家の連携方法や販売方法を研究し、将来道の駅のような施設を目指したいとする動きもありましたが、風連町との合併を機にそのような声は聞かれなくなりました。このことは、風連に予定されている道の駅に期待するものであり、これから建設される道の駅は名寄市の南玄関口の道の駅という認識は一致していると思います。そこで、改めてどのような施設を建設されようとお考えか、経緯も含めてお伺いをいたしたいと思います。

1点目、旧風連町においては、カーオアシス構想を初めとして以前から計画があったと聞いておりますが、現在に至る経緯、あるいは設置目的や施設のコンセプトについてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、具体的な事業計画はコンサルタントに委託をして計画を立てられていますが、調査内容と金額についてお知らせください。また、その設計及び建設の期限と進捗状況について、さらには運営における採算性についてどのようにお考えかお知らせをいただきたいと思います。

3点目、施設の内容について、コンサルタントの調査とともに民間での協議も進められておりますが、その協議の主な内容とそれらに伴う建築設計の内容についてお知らせをいただきたいと思います。

4点目、道の駅の隣地では地域の素材を生かしたメニューを提供するレストランを備えたもちを製造販売する民間業者がありますが、ここの連携についてどのようにお考えかお知らせをいただきたいと思います。

5点目、名寄の基幹産業は農業であり、道の駅では地元の農産物を販売することが想定されていると思いますが、どのような方法で販売されよう

と考えておられるのか。また、農家との連携方法について考え方をお知らせいただきたいと思いません。

続いて、大項目の2点目、大学施設の今後の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。名寄市立大学は、長年の議論を経て、ことし4月に開学することができ、入試等の状況からも一定の評価を得られたものと思っております。また、高大官連携による食育教育の取り組みなど、地域に根差した活動が展開され、名寄市立大学の運営は順調に推移していると考えてよいのではないかと思います。しかし、市長の日ごろからの発言にもあるように、卒業生を出したときの評価は将来を占うものであり、大切な4年間であると考えております。児童学科においては2年間、保健福祉学部においては4年間、充実した教育研究と部活動等を通して充実した学生生活を送ってもらい、立派な社会人として巣立つことを願いながら、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目、優秀な学生を育てるためには、教員、学生ともに正確で豊富な情報が必要であり、その多くを担うのは大学図書館であると思えます。名寄市立大学の図書館は、学生、教員と全く同じ要件で市民に貸し出しを行う開かれた図書館であります。旧短大図書館と恵陵館に分かれております。開学時の建設費軽減のため、施設の有効利用であることは十分理解をいたしますが、名寄市立大学は各科の連携で知識豊富な学生を育てることを目指しており、このことから図書館を1カ所に集約することが望ましいと思えますが、現状の課題についてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、図書館長以下職員は兼務となっており、業務につきましては嘱託、臨時職員によって行われております。他の大学の図書館とのやりとりや継続的な運営を考えると、体制の強化が必要ではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたいと思いません。

3点目、学生の教育上、また教員の学術研究に望ましい大学図書館としての機能やあり方について将来どのようなことが望まれるとお考えかお知らせをいただきたいと思います。

4点目、名寄市立図書館の老朽化が進み、1階のみの展示では狭隘さは否めません。このことから、市立図書館と大学図書館の合築の意見もありますが、今後のあり方について考え方をお知らせをいただきたいと思います。

5点目、4年制大学化に伴い、男女比の変化や4年間という期間から今後部活動などを活発に行われることが予想されますが、現在の状況や今後の対応について考え方をお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま東議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては市立大学事務局長からの答弁になりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、道の駅建設についての1点目、当初からの議論経過と目的や、さらにはコンセプトについてお知らせをいただきたいというお尋ねでございます。旧風連町では、以前からカーオアシス構想など地域の活性化を目指しておりましたが、平成15年から道の駅整備の実現に向けて北海道開発局に要望し、農産物の消費拡大など地域経済活性化に向け構想を進めてまいりました。平成17年度には北海道開発予算が認められまして、開発局による駐車場などの整備について見通しがつきましたので、早速町においては道の駅用地として1地権者の農地部分を取得させていただきました。開発と協議しながら、駐車場整備などを進めておりました。その後、南側の住宅敷地においても道の駅用地に組み込めないかとの課題が持ち上がりまして、地権者との協議が昨年10月に調い、用

地を取得するに至ったところでございます。また、2月、3月には風連及び名寄市の関係者で構成する道の駅検討会議でこれまでの経過などを説明し、今後の方向性などを協議いたしております。開発では、ドライバーの休憩地点としてそれぞれの道の駅間の距離がおおむね30キロメートルに1カ所の目安で道の駅、駐車場の整備をしております。風連地区で整備中の道の駅については、剣淵道の駅から22キロ、美深道の駅からは38キロに位置をしております。御承知のとおり道の駅では道路利用者の休憩機能、あるいは情報発信機能、さらには地域連帯機能が求められており、利用者ニーズに合致した整備に意を配し、計画策定に当たってまいりたいと考えております。

また、コンセプトについてのお尋ねでございますけれども、モチ米作付日本一であるもちにこだわり、計画づくりに組み入れたいというふうに考えているところでございます。

2点目の計画の進め方とその進捗状況についてでございますけれども、具体的な調査設計につきましては、専門的な見地から総合建設コンサルタントに委託しており、委託内容は事業運営企画の立案、それから建築基本計画、建築実施計画、外構工事の実施設計などで、委託金額につきましては税込みで1,890万円、委託期間につきましては5月24日から12月4日までとしております。また、先般委託会社から建設水道部、経済部で構成する道の駅庁舎内検討委員会に中間報告がございました。その中で、施設の位置についてA案からF案までの6案が提示され、さまざまな角度から多くの意見、要望が出され、幾つかの基本的な視点に絞られた感を持っております。皆さんに利用され、人に優しく愛される道の駅を目指すためには、トイレ、休憩物販施設が一体的であり、また建設位置も採算性に影響を与える極めて重要なことであることなどから、さらには建物の外観を含む時代に適合した施設づくりに意を配してまいりますが、同時に運営母体の協調性などソフト面

にも十分注視しなければならないとの認識をいたしております。さらには、関係者との協議が必要との認識も持っているところでございます。したがって、当初計画の19年3月完成予定のトイレ及び19年10月完成予定の休憩、物販施設につきましては、オープンがおくれる見通しになるものと思われまます。また、採算性につきましては、内部検討委員会、委託コンサル会社、生産者組織などで構成する検討会議など関係機関と十分協議を積み重ねまして、経営的にも安定するような施設づくりをと考えているところでございます。

次に、3点目でございますが、施設の計画内容についてでございます。まず、24時間トイレにつきましては、清潔で使いやすいことが最優先されると考えております。最近、大便器のシャワートイレ、つまりウォシュレットつきです、また特に女性トイレの数は多くとること、また女性用パウダールーム、いわゆる化粧室でございますが、これらの設置も考慮すること、さらには人に優しい多目的トイレ、いわゆる障害者用のトイレというようなことでございますが、それらの設置が必要であるというふうに認識をしているところでございます。情報コーナーの設置に当たりましては、開発局による道路情報端末の設置がありますけれども、市独自の端末コーナーを設置いたしまして、ひまわり畑、北国博物館、健康の森、農村景観の壁画、さらにはなよろ温泉サンピラー、望湖台自然公園などの地域情報を提供すること、さらには地元のFMコミュニティー局などを活用いたしまして、道の駅のイベントなどにおけるリアルタイムな音声情報を提供し、ドライバーはもとより地元の皆さんに大いに利用していただくことと、先ほど申し上げましたひまわり畑、サンピラーなどの観光資源を点から線に結びつけて、通過型観光から滞在型観光を目指したいというふうに考えているところでございます。

また、御意見として開発局による駐車場は現在大型車13台、普通車32台、身障者用車両2台、

バイク15台の駐車台数であり、駐車スペースの拡大、体験農場の設置、国道40号線の渋滞が予想されることなどから交通のアクセスの緩和など、御提言を踏まえ、十分留意してまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の隣接する民間企業との関係についてでございますが、隣接者との連携につきましては旧風連町の計画でも課題となっており、競合しない方を模索してまいりました。御承知のとおり隣接地においては、1階ではもち製造工場、もち製品の売店、2階ではレストランを営業いたしております。これら課題についての解決策を十分協議いたしまして、さらには地産地消の考え方に沿った食事メニューの開発、提供などを協議しているところでございます。また、今後の協議の中になりますけれども、工場部門においても見学コースを組み込んだものに設定できないかなどなどの隣接民間企業と十分連携をとりながら、協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、もちにこだわったにぎわいのあるゆったりとした気分で安心、安全な食を楽しんでいただきたいというふうに考えているところでございます。

5点目でございますが、農産物の販売計画と農家の連携についてでございますが、商品メニューはさまざまなものが考えられますけれども、とりわけ農産物につきましては安心、安全な新鮮な地場産品を基本として、また消費者に信頼される農産物の提供を目指したいというふうに考えております。販売の方法につきましては、さまざまなパターンが考えられますが、例えばグループ単位でブースを持っていただきまして、出荷、販売、売り上げ管理までグループで管理し、施設使用料を管理者に支払うといった方式、つまり長沼マオイの自己完結方式というふうに言われておりますが、こういった方式、さらには個々の農家の方々が自己の販売のかごに納品し、バーコードで添付管理する委託販売方式などがあろうかと思っております。ま

た、販売する商品の冷房設備などの課題も提起されているところでもございます。店内販売、屋外テント販売、イベント販売など考えられますので、直販、生産などによる検討会議で十分議論をしていくとともに、何度でも訪れていただけるような施設づくりを目指したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

以上、お答え申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 大学の充実と振興にかかわって御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、大学における図書館は教育研究上大変大きな役割を担っております。大学設置基準では、大学は学部の種類、規模等に応じ図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料を図書館を中心に系統的に備えるものとしてとされており。さらに、図書館は資料の収集、整理及び提供を行うほか情報の処理及び提供のシステムを整備して、学術情報の提供に努めるとともに、資料の提供に関し他の大学の図書館等との協力を努めるものとして定められております。

4大化構想の初期の段階では、大学図書館建設の案もありましたが、その後の検討で既存の施設を可能な限り活用することとし、既存図書館を95平方メートル増築して449平方メートルとするとともに、旧恵陵高校の図書室189平方メートルを改修して分館といたしました。閲覧席数は本館60席、恵陵館48席の108席を確保し、本館は看護学科と短大、恵陵館は栄養学科と社会福祉学科の専門図書を配置しております。開学から5カ月が経過いたしました。各館に配置をしました学生ラウンジを勉強の場として活用するなど、今のところ図書館が2カ所あることでの問題は特にあらわれておりません。ただし、地域の大学として広く市民に利活用いただくことや3学科連携教育を掲げる本学にとりましては、1カ所に集約された図書館の存在が望ましく、将来の課題

と考えております。

次に、図書館職員についてであります。現在事務局職員の兼務のほか非常勤職員5名を配置しており、このうち司書の有資格者は2名であります。当面は、図書館運営に支障のないよう他大学との情報交換や研修の機会等を確保し、図書館機能の充実に努めておりますが、将来的には専門職員の配置も必要になるものと考えております。

次に、図書館の望ましい将来像であります。図書、学術雑誌を初めとする蔵書の充実はもとより、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるとともに学術情報の提供に努め、教育研究水準の向上に資することにあると考えております。大学の開学に当たっては、開学後直ちに対応すべきこと、卒業するまでの4年間で対応すること、向こう10年間の長期的視野から対応することと三つに区分をして構築をしてまいりました。現在中長期的展望に立った図書館のあり方について検討を進めておまして、この中で改めて運営や職員配置のあり方についても再構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立図書館と大学図書館との合築についてもお尋ねをいただきました。市立図書館の建物としての現状を見ますと、合築の手法は市民、大学双方の利便性や財政問題からは有力な選択肢の一つと考えております。市民論議や教育委員会との協議が不可欠でありまして、現在進めております総合計画に織り込んで検討してまいりたいと考えております。

次に、部活動に対応した整備についてもお尋ねをいただきました。現時点では、これまでの短大の部活動に大学1年生が加わる形で行われておりますが、18年度の入学状況が向こう4年間推移いたしますと男子学生は120名程度となり、従来とは違った活動内容になることが予想されます。当面緊急性の高いものとして、グラウンドとテニスコートの整備がありますが、これらにつきましても総合計画の中でしっかりと位置づけをして、

計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたが、さらに理解を深めるために若干再質問をさせていただきたいというふうに思います。

順序は逆になりますけれども、先に大学の方からお尋ねを申し上げたいと思います。大学の図書館に対する議論は、中長期的な視野から今後も継続的に進めていかれるということで、ぜひともその方向をお願いをしたいと思います。そして、現状ではそのように大きな問題はないというふうな御答弁いただきましたけれども、やはり3学科連携ということを目指した大学でございましたので、図書館についても将来的にはそのような視野で進めていただきたいというふうに思いますし、名寄市立図書館との合築ということに対しましても教育委員会とも十分協議され、あるいは市民的な協議の中からそういった方向も一つの選択肢として今後総合計画の中にのせていただきたいと。どうするかは別として、それぞれ総合計画の中にのせていただきたい。その点につきましては、そのような答弁をいただきましたので、ぜひともそういった方向をお願いをしたいというふうに思っております。

まず、お伺いをいたしたいと思いますのは職員の体制なのですけれども、以前は正職員がおられまして、経費的な面から1人を他の方に異動されまして、そして臨時あるいは嘱託職員を雇用されたという経緯がありますけれども、こういったことにつきましても将来的には専門的な職員を配置されるというような答弁をいただきましたけれども、嘱託職員より臨時職員の方が多いのですね、たしか。ということは、本当に継続的な雇用でないということから、来年職員が計画的に何を進める、あるいは研修を例えばされたにしても、それ

がひよっとしたら生かされない場合もあるかもしれません。そういったことから、すぐ正職員を何人ということではないにしろ、継続的な雇用ができて、計画的な運営ができるような職員体制を少し考えていただければいいかなというふうに思いまして、それに対して再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 御指摘のとおり、現在臨時職員、嘱託職員も含めて非常勤5名で対応してまいりまして、2カ所に分かれておりますので、3人と2人の体制ということでしております。ただ、今のところ現在の状況でさほど問題は起きておりませんが、実は開館時間の関係もございまして、現在試験の前とか集中して勉強しなければならない日程については9時まで開館ということで対応してまいりまして、これが恒常的に一定の時間まで開館しなければならないとなりますと、また体制も変わってくるということで、これは向こう一、二年の間の協議の中でしっかりと体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つ、他の大学では図書館から図書情報センターという位置づけが大学における図書館の役割の主流になってきてまいりまして、これらに対応するためにも将来的にはやはり専門職員の配置がどうしても必要になってくると、こんなふうに考えてまいりまして、現在進めてまいりまして将来にかけての図書館の体制づくりの中でしっかりと論議をしてまいりたいと考えております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） そのようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、図書館の今使っている二つの部屋の広さについてそれぞれ御答弁をいただきましたけれども、旧短大の図書館におきましては増築をされて今の広さになりましたけれども、本というのはふえていく方向にあらうかと思っております。こういっ

たふえていく本があと何年ぐらい、今の図書館の本棚におさまるのはどのぐらいの年数使えるのか、そこら辺についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 現在図書あるいは学術誌合わせまして6万5,000ほど整備をしております、これは4年間の間で何冊整備するというので、当初から図書館のスペースの確保と、あるいは書架等の整備は済んでおりますので、4年後に一定程度の冊数は固まっていくと。ただ、年々新しい書籍であるとか図書であるとか学術誌というのが目まぐるしく変わりますので、全体の冊数は変わりませんが、常に計画的に更新をしていくという作業が出てくると思います。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それでは、大学については終わらせていただきまして、次は道の駅について再度お尋ねを申し上げたいというふうに思います。

それぞれ詳しく御答弁をいただきました中で、ショップですとかレストランについては隣に実際営業されているところがありまして、そういったところも参考になるのかもしれませんが、販売計画ですとかどの程度の売り上げを見込んでいるのか、あるいは農産物を販売するとなると、その手法については2種類ぐらいあるというふうにただいまお伺いをしたのですけれども、旧名寄市におきましては直売をされている箇所が数カ所あります。中名寄、大橋、それから最近駅前にもできたのかな、それからまちの中でも2カ所ぐらい臨時的に行えますし、共和の方でもまだ小規模でやっている。そういった旧名寄市の中では比較的直売をされている方が多い。そういった中で、この風連の道の駅にできる直売所のターゲットというのはどういったところに求めていこうとされ

ているのか。あるいは、そういったことが想定されているのであれば、ことしも農産物が既にたくさんとれているわけでありますので、試験的に販売してみるとか、そういう取り組みがあって、そういうデータをもとにして来年、再来年に向けて計画を練っていくということも私はあってよかったのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺について考え方お知らせをまずいただきたいというふうに思います。

次ですけれども、先日経済常任委員会にも資料が提出されまして、再度いろんな道の駅を視察されてきたということのようでありまして、トイレですとか情報センターについては、もう一定程度の考え方というのは持つておられるのではないかなと私は想像しております。何を見てこられたのかなというのは、新しくできる道の駅の方向性を探りに行ったのかなというふうに私は実は想像をしております、そういったところで総括的な評価としてよその道の駅はこうだったというふうな総括をされておりますけれども、この視察をされた結果、名寄の道の駅はどういうふうにしたらいいのだというふうな何か考え方が生まれてきたとしますと、何かそういったことがありましたら、もう一点お伺いをいたしたいなというふうに思っております。その2点、よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねいただきました。いわゆる経営の部分にかかわる部分のお尋ねだったと思いますけれども、実は今特にやっているのは、建設コンサルの方でお願いしておりますのはその部分も含めているのですが、それでいずれにいたしましても採算性等につきましては、先ほどお話ありましたように間もなく中間報告からその後の一定の報告が出てくると思いますが、内部検討委員会、それから委託コンサル会社に入っております。それから、生産組織等も入っておりますというふうなことで、トータル的なそういった関係者の方々にお呼びかけをしてお

集まりをいただいて、そういった検討会議を開催するというふうな予定を立ててございます。当然建設コンサルの方からもこういうふうなコンセプトで、こういうふうな売り上げで、こういうふうな経済効果等々も中間報告の中でもはしょって報告は受けておりますから、今後はそういった機会の中で正式に示されるものというふうに理解しておりますから、その中でお話をさらに深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、経済常任委員会の中で見せていただきました。これにつきましては、最初から私の受けとめ方がそういう受けとめだったかもしれないのですが、つまり名寄として合併後に、大きなプロジェクトなものですから、絶対失敗は許されない、ぜひとも成功させるというようなことございまして、ほかの道の駅に負けないような道の駅を目指そうというようなことで行ったというふうに理解しております。同時にあわせて使いやすい道の駅、それから情報発信をきちっとできる道の駅、そういったものの多機能的なものを複合的に持たせようということでございまして、ただ単にドライバーなりの方々の休憩所にとどまらなくて、多機能的なものをそこから情報発信として出せるような道の駅にしてはどうかというような受けとめ方をさせていただきました。

もう一方では、ただ単にドライバーとかそういった方々のみならず市民の方々が一緒に利用できるような、お年寄りの方々にも使っていただけるような、そういった施設も目指そうというようなことでの部分も視点の中にあつたように記憶しておりますから、そういったものも先般経済常任委員会の中での取りまとめの中で幾つかのお話があったようでございますが、そんな視点で行ってきたものというふうに理解をさせていただいているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 1点、再度お願いし

たいのですけれども、農産物を販売するとするとどういったところ辺をターゲットにされるのかとか、あるいは試験的な販売ということに対してもしお考えがありましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどちょっと言い忘れたのですけれども、先ほどのコンサルタンの中でも既にことしの、必ずしも従来と違ったような売り場面積を持ってやっているということではないのですが、今現在あそこの特産館を中心とした販売の部分につきましては一定のデータもいただいておりますし、それから売り上げ等につきましてもコンサルの方にお示しをさせていただいて、それらの分も持っていておりますから、それらの分析もしていただいているというふうに理解をしております。したがって、改めての調査ということにはなっておりませんが、そういう夏に向けてデータはコンサルの方に送っているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 固有名詞を申し上げますと、特産館の方でもそういうような情報があるので、そういったことも活用しながら進めていきたいというふうな話を伺ったところであります。1回目の答弁の中でもそういったところとよく協議をしながら、連携を深めて計画を練っていきたいというふうな答弁をいただいたところであります。

そこで、1点お伺いをしたいのがこれはやろうとしているのは行政がこういった事業をやろうとしているわけでありまして、そこに民間企業が現に営業をされていて、雇用をして、しっかりと営業されているという状況があります。本来基本的に行政と民間企業のあり方ということについて考え方をお知らせいただきたいのですけれども、私は基本的な考え方として行政というのは民間企業

がやっていることに対しては、雇用であるとか、利益が出たら税収として入ってくるわけですし、固定資産税だってある。そういったことから、できる支援というのは側面から支援をするというのが私は本来の行政としての役割であろうというふうに思っておりますけれども、そこら辺の認識について、今さらと言われるかもしれませんが、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 今御質問がありました件につきましては、もう既にその場所には既設の業者が成り立っていたということでございます。ただ、この部分としましては、開発局の方と協議した中でどこがいいだろうという相談もしました。しかし、適当な場所がなかったということも一つにはあるわけでございますし、また風連で以前から論じていた場所があそこの場所であったというのも一つあります。そういったことを総合的に勘案しながら、そしてまた開発局の方でも十分な市場調査なり、交通量調査をしていただいておりますので、あそこの場所であれば開発局としても駐車場の整備が可能であるという判断のもとにあの場所を設定したわけございまして、したがって駐車場をつくる段階からその業者とは十分お互いに話をしながら、影響度を含めて検討させていただいたところでございますし、また一つにはもちを中心としたこの地域をやはり一番PRできるのはあの場所ではないかという相乗効果も一つにはあるわけございまして、それと含めた今経済部長からお話あったいろいろなものをあそこの地域から提供し、また情報等も発信していきたいと。そして、全名寄市をカバーするような形で推移していきたいということでございます。当初は風連町だけの考え方であったわけですが、若干そういった面からしますと変わってきた部分がございますし、家1軒あったわけですが、あそこにせつかくできるのであれば、可能であれば買収した方がよろしいのではないかと、

これは合併前にお互いに話し合い、名寄市の方とも話ししながら、そういう推移の中であそこを買収したということで、若干駐車場の位置等についてもあの家がなかったらもうちょっと場所が変わったのかなという部分はありますが、基本的なスタンスとしては変わっていないということで考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 私は何を聞きたいのかといいますと、今答弁をいただいたのですが、若干もう少し突っ込んだ答弁をいただいてもよかったのかなというふうに思うのは、あそこだけではなくして基本的な行政のあり方と、行政と民間企業のかかわり合い方ということについて私はちょっとお伺いをしたかったのでありまして、このことがやはりこの道の駅が成功するか否か私がかかっているのではないのかなというふうに思っているのです。位置的に見ますと、特産館の位置というのがロケーション的にもベストポジションだというふうに私には見えるのです。あそこの裏に仮につくられたとしても、なかなか見た目的にもどうなのかという部分があるのかなというふうに思います。私は、そういった意味でもそことの連携、協議というのは本当に深くやっていかななくてはいけないし、決して競合するというようなことではなくして、お互いが高め合っていくというふうな施設の基本的な考え方が私は望ましいのではないのかなというふうに思っております。仮にあそこできれば廊下つなぎでもトイレ、情報センター、そして今の民間施設というのがつながっていたとしたら、お客さんは自動的にふえると思うのです。そして、お客さんも使いやすく、ふえて、そこでひょっとしたらさらなる雇用が生まれるかもしれない、利益が上がったら税収が入ってくるかもしれない、そういった相乗効果、かかわり合い、そういうことも視野に入れてもいいのではないのかなというふうに思っているのです。ですから、先ほど手間本部長から答弁いただいた

コンセプトの中身は、ほとんどそっくりそのままあそこが道の駅になってもいいぞというぐらいの中身の答弁ではなかったのかなというふうに思っているのです。コンセプトをもちにするかどうか、プラスアルファでいうと工場がちょっと見えるという部分もあったかもしれませんが、そういった意味からして、しつこいように申しわけありませんけれども、仮にあそこを道の駅の一部として使わせていただきながら、つなげて建設をするというような考え方というのはしたことがあるのかどうなのか、考え方ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 後段の方の部分の理解はちょっとしづらかったのですけれども、1点目に大事な部分として議論をしていたのは、この地域というのは半年といいましょうか、雪に埋もれますよねというようなお話と、それから除雪が必要となりますよねというようなお話でございました。これは、自然的な条件でございますから、その部分は何としてもクリアしなければならない。そのためには施設は一体的に使われるべきであろうというふうな議論が常にされておりました。全くそのとおりで、これは異論を唱える方はいらっしゃいませんでした。

ただ、今お話ありましたように施設の部分につきましては、もち特産館ということになるのでしょうけれども、その部分とどういうふうに結ぶのかというものはこれからの課題としてあったにしても、道の駅としての機能はトイレと駐車場があれば道の駅としては成立するわけですから、それにいわゆる付加価値を高めるといふ部分を含めて、物販から特産からもちをモチーフにしたレストランとかというものの複合機能を備えることとございまして、その部分につきましては今後とも皆さんに使っていただきやすい施設づくりを目指します。それから、地域の特性を最大限生かせるようなそういったものにしましょう、それから情報も

発信しましょう、それからもっときめ細かな情報も取り入れることが独自にできないだろうか、そんなような検討が終始されております。そんなことで御理解をいただきたいと思いますが、そういうものを目指すためにはどういう施設の配列が望ましいのか、駐車帯につきましてもそうですし、それから入り口、出口のいわゆるアクセスの部分につきましても入りやすい、出やすいというようなものにも十分意を配していかなければならない、そういった考え方を基本にしながら議論をしてきておりました、先ほどお話しさせていただきましたように大分絞り込んでこれましたから、これにつきましては今後間もなくそのコンサルを中心に提案されると思いますから、それに肉づけなり、掘り下げなりをして、よりグレードの上がるような程度の機能性の高まるような、そんなような施設づくりを目指したいということでございます。

また、必ずしも駐車場につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、十分とまでは言えるかどうかというのは私自身も疑問に思っておりますから、これはお客さんの入り込みに大きく左右することがあるかと思っておりますけれども、それらにつきましてもまた機会ありましたら御相談をする機会があるかもしれませんけれども、それらにつきましては今現在で最大限の公約数的な施設づくりを目指していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 大体理解をさせていただきましたが、あそこには、風連にはもちという非常に大きな目玉になるものが既にあるわけですし、ですからこれからの取り組み方によっては近隣の道の駅よりもすばらしいものができるかもしれないというふうに私も思っております。よその道の駅では、そういったネタ探しに苦労するということも多々あるかと思っておりますけれども、風連においてはそういったコンセプトが私はしっかりと確立されているし、そういったことを行政

からも、あるいは民間としてもしっかり高め合っていけば、本当にいいものができるのではないのかなというふうに考えておりますので、ぜひともそこら辺大胆な発想の中から距離感、ロケーション、そういったものを十分考慮していただいて、建物的には立派なものを、立派というか、適切なものを考えていただきたいというふうに思います。

また、駐車場につきましてはいろいろお考えあるようですが、人の流れというのはやはり建物の位置関係が決まってからになるのかなというふうにも思いますので、そこら辺はおいおい十分建物の形ができてから人の動きやすさということも考え合わせて検討をしていただきたいなというふうに思います。建物についてはこれで終わります。ぜひともそのような方向でよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、あそこの道の入り方についてなのですけれども、上り側から入ってくると右折になるわけです。そうすると、入ろうとすると車がとまる、そしたら後ろから、外側から追いついていきづらくなるというようなことも考えられるのですけれども、将来において道路の拡幅ですとか、そういった計画がおりなのか伺って、終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 早い段階だったと思っておりますけれども、そういった渋滞が懸念されますと、アクセスにつきましては。したがって、旭川の方に向かっていきますと信号機がありますよね。信号機から緩やかに曲がって道の駅の前を通過するというようなことになりますから、そちらの方向の部分につきましては極めて渋滞が心配されますというようなお話で、開発の方とも協議をさせていただいております。開発につきましては、こういうお話だったのですけれども、その場面につきましてはこの冬もデータをとられるのだらうと思っておりますけれども、特に冬の渋滞が懸念されますものですから、それにつきましては線路側、JR側の方に用地を確保しながら、1車線を確保

することも手法としては考えられますので、それらの交通量等を十分踏まえて対処していきたいというような御返答をいただいておりますものですから、またこの冬、雪の状況をさらに見ていただいて、それから交通量も見ていただいて、そして要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

風連高等学校の存続について外2件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、このたびは6月の定例議会において風連高等学校の存続について質問させていただきましたが、質問時間が短く、私としては納得のいかないうちが多々ありましたので、本日改めて質問をし、再度教育長のお考えをお伺いいたします。

私は、3万2,000人の人口の名寄市の中に4高校が全校が存続することは厳しい状況であることは承知の上で質問をさせていただいております。前回は申し上げましたが、名寄市の南玄関口の高等学校として風連高校を存続させるべきと考え、北部地区の第5学区全体の中で風連高校の存在価値を早く示すべきでないかと思っております。人口が3,000人、4,000人の小さな町に高校が生き残り、道北の拠点都市として名寄市の南玄関の高等学校が残すことができないのか疑問を感じる次第でございます。風連の町民の皆さんは、できないとなると何のための合併か疑問を残すことが多いと思われまふ。今後名寄市の中の4高校をどのように位置づけられるのか、教育長のお考えをお伺いいたします。また、前回質問した後の経過についてもあわせてお伺いし、北部地区の第5学区の高校がどのようになるのか詳しく御答弁をお願いいたします。また、北部地区の学校のあり方につき対応策なども含め道の教育局に対しどのような

運動をされてきたのか、新たな動きがあればお示しを願ひ、具体的に御答弁を改めて教育長にお伺いいたすものでございます。

次に、風連町の東地区運動広場の整備見直しについてお伺いをいたします。10年ほど前に東地区体育ゾーンとして陸上競技場、また土間つき体育館など夢を持っていた時期がございました。その後時代の変化に伴い、また財政の悪化などが絡み、施設の見直しが余儀なくされました。当時お年寄りたちの一番楽しみにしておりましたゲートボール場を建設し、施設の一部を変更しながら、現在に至っております。このゲートボールの会員数が少なく、体育館の中で楽しんでいる現状です。現在は使用していない施設で、草地となって醜い状態となっております。そこで、私は周りの排水関係などを整備し、隣の9ホールのパークゴルフ場に9ホールを増設し、18ホールに整備すべきと考えます。また、この場所は教育委員会の管理場所ですから、整備ができました後は学校の教育の一環として軽スポーツをし、子供とお年寄りの憩いの場、きずなのある場とすることにより場所であると考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

10年ほど前にグラウンドゴルフ場として使用しておりました18ホールのコースについてお伺いいたします。この場所については、御承知のとおりグラウンドゴルフの始まりで、利用者の方々がかなり我慢をして使用していることは事実です。スタート台とカップのところは我慢はできますが、コースの中の砂利を土の入れかえをし、芝の張りかえをしていただきたい。使用している方々が困っております。クラブが傷み、足が痛いなど苦情をお年寄りたちが言っております。車に乗れない方、自転車でお年寄りたちの憩いの場として、東地区に36ホールのパークゴルフ場ができることを望んでおります。まちの中の御婦人方や多くのお年寄りの方々が楽しみにしております。36ホールの整備が整いましたら、その後の管理

体制を天塩川河川敷地もあわせて整えるべきと考えます。現在までは何とか関係者の皆さん方が話し合い、協力し合って管理をしております。70歳を過ぎた老人たちで、もう限界が来ております。芝の管理は大変であり、専門家が必要と考えます。今後全市のパークゴルフ場全体の管理をどのようにされるか、お考えがあるのか市長並びに教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、風連市街地区と東地区を結ぶ道路新設についてお伺いいたします。私は、五、六年ほど前の風連町議会において一般質問を何度かさせていただきましたが、その後風連町町内会長会議、区長会議の協議をしたと聞いておりますが、いつの間にか話が消えてしまっております。その後の経過について現在はどのようになっているのかお伺いいたします。町民の声を反映させ、中心市街地再開発の中に企画すべきと考えますが、企画の中になくとはどうしてか、どういうことかお伺いいたします。

また、ことしの7月20日の日の区長会、町内会長会議の中で保線橋の改修問題について東地区の住民の代表の方から要請がされたと聞いておりますが、その経過についてお伺いいたします。

また、東地区に学校が2校あり、公営住宅があり、一般住宅、神社、プール、体育施設があります。そして、多くの町民が市街地区と東地区を行き来する、往来する方が多い。東地区の方で自転車に乗れない、自転車で楽にまちに行き来できるように何とかしていただきたいと望んでおります。そこで、私は車道が無理であれば人道だけでも整備をしてほしいと思います。現在は、上下線のホームは片側だけしか使用しておりません。この保線橋付近を利用してでも整備をし、関係者たちに優しい道路整備をしてほしいと望んでおります。このことを早急にJR名寄か士別営業所に交渉していただきたい。そして、東地区東西を結ぶ道路新設に向け努力していただきたい。これで中心市街地活性化の糸口として突破口が開けるのではな

いか、また市街地再開発事業に大きな進展になると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3点について質問させていただきます。市長並びに教育長の賢明なる御判断をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目1番の風連高等学校の存続についてと大項目2番の風連東地区の運動広場見直しについてお答えし、大きな項目3につきましては建設水道部長より答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

風連高等学校の存続についてでございますけれども、関連しておりますので、一括してお答えしたいと思います。風連高校の存続に関しましては、さきに開催されました6月定例会においても議員の皆さんから学科転換による存続やキャンパス校としての存続などの提案がなされ、事務局段階で研究してまいりました。また、地元の動きといたしましては、去る7月25日に風連高等学校教育振興協議会並びに同窓会、父母と教師の会の連名で、道教委に対しまして学校存続に関しての要望書が提出されております。このような状況の中、北海道教育委員会は8月、平成20年度以降の高校教育を推進するため新たな高校教育に関する指針を正式に決定いたしました。この新たな高校教育に関する指針によりますと、望ましい学校規模は1学年4学級から8学級で、3学級以下の小規模校については原則として再編整備の対象としております。第1学年3学級の高校につきましては、近隣の高校との再編を進め、2学級以下の高校は原則として通学区域における中学校卒業者の状況、学校規模、欠員の状況、地元からの進学率、通学区域内における同一学科の設置状況などを総合的に勘案し、順次再編整備を進めるとしております。ただし、地理的状況などから再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い場合は地域キャンパス校化を図り、第1学年1学級の高校から順次導

入するとしておりまして、第1学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合は再編整備を進めることとなっております。また、学級定員は40人といたしまして、今までございました特例2間口校の設置については行わないことを明確にしております。

キャンパス校化につきまして道教委に詳しくお話をお聞きしたところ、職業高校につきましては同一市内のキャンパス校化は可能でございますが、普通科高校の同一市内のキャンパス校化は基本的に考えていなく、地理的に困難な学校が対象とのことございました。上川北学区では、平成17年の中学校卒業生数722人が平成21年には566人と推計されておまして、現在12高校22間口が平成21年には16間口から17間口で間に合うこととなり、19年度の公立高等学校適正配置計画では士別市内高校の新設統合が既に決定してございます。名寄市内だけで見ますと、平成17年の中学校卒業生数290人が平成21年には234人と見込まれまして、6間口から7間口で間に合うこととなり、現在4高校で10間口でございますので、単純に計算しますと3から4間口多い勘定となります。子供の数の減少が続く中、活力ある教育活動を展開し、生徒の多様な選択を可能とするため基本的には高校の再編整備の動きが強まるものと思われまので、名寄市教育委員会といたしましては今後も子供たちが多様な選択ができ、生き生きとした教育活動のできる環境の整備を道教委に提言していきたい、そのように考えております。

次に、風連東地区運動広場についての御質問についてお答えいたします。大きく五つの項目に分かれての御質問でございますけれども、関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。御案内のとおり、現在風連東地区運動広場には芝の本格的な9ホールのコースとグラウンドゴルフ場跡地を利用した18ホールの簡易コース、合わせまして2コース、合計27ホールのパークゴルフ

フ場がございます。これらの面積を合わせまして約3.5ヘクタールでございます、そのほかにゲートボール場が約0.5ヘクタールございます。敷地といたしましては、ゲートボール場を含め約4ヘクタールでございますので、現在の27ホールを含め、あと9ホールの増設が可能だと考えております。

ゲートボール場でございますが、平成16年に風連ゲートボール協会が会員の高齢化と会員の減少で解散しましたときに、当時の風連町教育委員会に東地区のゲートボール場は自主管理ができなくなったため、今後利用しないとの申し入れがありましたので、その利用については風連体育協会を初め隣接するパークゴルフ場の一部自主管理をし、利用してございます風連パークゴルフ愛好会と相談をしてくれているところでございます。

また、グラウンドゴルフ場跡地の簡易パークゴルフ場18ホールの整備でございますが、以前陸上競技場用地として確保していたところでございますが、平成12年に風連体育協会から陸上競技場としての整備要望は断念したとの申し出とともにスポーツ施設用地として確保されたいとの要望がございまして、簡易パークゴルフ場として利用している現状でございます。このコースにつきましても風連パークゴルフ愛好会の自主管理で運営しているところでございますが、愛好会の会員の方につきましても御高齢の方が多く、コース管理をすることが難しい状況にあるとも聞いております。このため現在風連地区にある他のパークゴルフ場の利用状況などを考慮するとともに、関係団体並びに利用者の御意見を参考にしながら、パークゴルフ場のあり方並びに管理の仕方などについて検討してまいりたいと考えております。

子供とお年寄りの憩いの場としての整備についてでございますが、少子高齢化の現在御高齢の方と子供との交流は大変重要なことと考えております。お年寄りの入所している施設などでは、子供たちが訪問いたしますととても喜ばれるとも聞いて

ております。議員の質問の趣旨にはこの辺のところも含まれていると考えておりますが、東地区運動広場は現在これらの交流も可能な施設と考えております。お年寄りと子供の交流は、現在ありますあらゆる施設を利用して進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目で3番目でございます。風連市街と東地区の連絡道路につきまして4点にわたり御質問をいただいております。一括してお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

風連駅跨線橋は、昭和39年に建設をされまして、風連高校の生徒の皆さんを初め多くの市民に利用をいただいているところでございます。平成13年に御質問を受けて以降もJRの協議はいたしました。当時町長がお答えを申し上げましたとおり、跨線橋で安全を図っている状況でございまして、危険な平面交差踏切の造成を行うことは困難であるとの回答でございましたし、またJR歩道橋の改修は目的が違うこともございまして困難であると思われま。去る7月20日の町内会長、行政区長と行政との懇談会におきましても、自転車でもスムーズに通行できるようにとの要望がございましたけれども、階段部分を大幅に改修し、スロープを設置しなければならず、多額の費用が必要となるため、今の財政の状況では非常に難しい状況である、そのような内容の御回答をさせていただいているところでございます。新しいまちが誕生いたしまして、市街地再開発事業等で中心部が変わっていく、その過程の中でJRなどの協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 風連高校の存続について再度お伺いいたします。

普通高校の名寄高校、風連高校ともに同じ存続をせいということは私は当初から無理だということは考えております。前段で、6月の議会でも申し上げましたが、名寄農業高校の分校として始まった風連高校です。職業高校としての位置づけを考え、またキャンパス型で考えることを風連高校も仲間に入れて、道立農業高校の連携をする本校を風連に持ってこいと、こう言う町民の方もいらっしやいます。名寄農業の本校を風連に持っていき、試験、それからいろいろ勉強の場所は、体験する場所は規模もいろいろありますから名寄の今の高校でやってはどうかという、これは私の単純な考えで話ししておりますので、そういう方法もあるぞということをちょっと頭の中に入れて、再質問させていただきます。

やはり農業高校、それから課程では職業、それから林業、森林組合も来月は中川から風連まで一気に合併します。そして、風連に拠点が来ます。やはり林業科、音威子府が何でああいうふうによその町から子供たちが集まるのか。やはりアイデアが一番大切だと思うのです。風連高校に来ていただけるような、子供が少ないから、卒業生が少ないからというような単純な話で、アイデアをつくって、風連高校に来ていただくという環境づくりが一番大切だと思うのです。やはり名寄高校も四つある高校の中でも新しいアイデアで、新しいメニューを考えて、風連高校はこういうことで行きますよと。もう来年から次の入学する生徒の募集もかわってくるわけです。私はやっぱり早い時期に早く打ち出して、風連高校のあり方というものを出さなければ出おくらせてしまう。後から、道の方針が出てから慌てて風連はどうするのだといっても私は遅いと思うのです。その点で風連高校として新しいアイデア、新しい規模の考え方があるのかどうか、この点とあわせて教育局の方に教育長も何度か行かれていたということも聞いておりますが、その経過などについて御答弁を願います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほど部長から客観的な情勢についてはお話をしたところでございます。そういう中で、名寄市内4校に置く立場も今大変厳しい状況にあるということで、御案内のとおり旧名寄市としては名寄農業高校と名寄光凌高校もそのままでは、単独では存続できないということから、キャンパス型の高校を考えさせていただきました。名寄農業高校のキャンパスを利用して農業の専門性をしっかり守る、光凌高校のキャンパスを利用して光凌高校にある建築、機械、電気あるいは家庭科の専門性をしっかり守ろうと、こういうことで何年間も議論を重ねてきたわけでございますが、一つはその中に風連高校が加わらないのかなというお話でなかったかと、こう思うのであります。そのことにつきまして私も道教委に直接出向きまして、幹部にもお話をしてまいりました。しかし、道教委の基本的な考えとして、職業高校の中に普通科高校をキャンパスとして組み入れることは全く考えていないと、こういうお話だったのでございます。そういうことから、そのこと自体についてはそういうことを受けるしかなかったわけでありまして、今お話しのとおり、それではほかに何か考え方がないのか、音威子府高校のように間口が充足するような、そういうアイデアはないのかと、こういうお話でございます。なかなか難しい問題かなと思うのでありますが、いずれにしてもこのままですと、御案内のとおり士別の2校が1校になってしまいました。これはキャンパスではありません。1校になってしまいました。それから、釧路などは3校が1校になってしまいました。こういうことがどんどん進められている中でありますので、大変危機感を覚えております。私たちも何かそういう意味で風連高校を残すような、そういうアイデアがないのか鋭意考えながら、やはりとりあえず、とりあえずといいましょうか、当面風連高校がすぐには消えてしまわない、残っていくということをこれから

も道教委に発信していかなければならないと、こう考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） まず、残すために努力していただく、努力するにはやはり汗をかき、知恵を絞り、そして近隣町村にない風連高校としてのあり方をどうするかということが私は一番大切だと思うのです。同じ職業高校というあれで、下川の学校にも風連から行く生徒もいるわけです。音威子府の高校には内地からも来ているわけです。やはりあの学校に行くところいうことできるよと、こういう勉強ができるというアイデア、新しい教科、課程があれば遠くからでも来てくれる、そういう高校に何とか生み出してほしいなというのが我々の願いです。やはり私も先ほど言いましたように3,000人から4,000人の小さい町、風連では残り切れないと。しかし、名寄と一緒にしたために何とかここに風連高校が残ったよということになれば、町民もやはり合併してよかったなと。何のメリットもない、合併しても何のあれもないことであれば、町民の皆さんにも申しわけなく思います。教育委員会として、教育長として風連高校を、どこにでもやっばり南、北高校というのはあるわけですから、南高校として、風連高校という名前はなくしてもいいですから、南高校としての存在価値を高めて、職業高校か、あるいは新しいあれで何とか残していただきたい。道の方針が出てからでは私は先ほども言いましたように、もう土別では1校にする、あそこはなくなる、そういう方向性が出てしまってから風連高校は残したいと言っても私は遅いと思います。やはり一日も早く風連高校を残すのだという気力の中で、気迫の中で、新しいアイデアを考えていただきたいと思いますが、この点もう一度お答えをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先日9月5日の日に私風連高校の振興協議会の会長さんとか、あるいは

P T A会長さん、同窓会長さんなどが道教委に要請に行ったその御報告を受けまして、そしてそれらをしっかりと把握した上で道教委に行ってきたのでございます。その中で、風連高校の存続について幹部とひざ詰め談判をしまいいりました。その中で、私自身もアイデアは幾つかあったわけがありますが、その一つは先ほどお話ししたキャンパスの中に風連高校も入らないのかという、こういう期待がございました。それから、もう一つは、名寄高校がございまして、普通科として。その名寄高校と風連高校が実際にスクラムを組んでいけないのかと、こういうアイデアも出させていただきました。あそこは、中学校と高校が隣り合わせになっています。中高一貫教育などについても取り組む余地はないかと、こういうさまざまなお話をさせていただいたのでありますが、そういう中では返ってくる答えはキャンパス型については先ほどのお話のとおりであります。それから、名寄高校とのスクラムについては、これは当面の間ということであれば考え得る話であると、こんなちょっとしたお話はいただいたのですが、存続にストレートにつながるというお話ではございませんでした。例えば学校間連携をとりながら風連高校に、今1間口で3学年そろってしまいましたので、先生方の数が少なく、専門の先生もいないところがあります。そういうところを名寄高校と連携しながら、教育の質が落ちないように教育を進めていく、こういうことなど当面は考えられないこともない。あるいは、風連高校の生徒がある時期名寄高校の生徒と一緒にするようなことも考えられないわけでもないというようにお話いただきました。それから、中高一貫教育につきましては、もう道教委ではやめたというお話でございまして、一定程度各地域でそういう拠点校をつくらせていただいたと、これから新たに中高一貫教育をさらに校数をふやして進める予定はないと、こんなことでございまして、私もアイデア不足なのかもしれませんが、いろいろお話しした中ではなかなか厳

しい状況があるということを実感して帰ってきたのであります。それで、先ほどのように大変危機感を覚えているというのはそういう意味でございまして、特にそのとき指摘がありましたのには地元の進学率がどれくらいかということも突き詰められました。それで、ここでいう地元というのは今までの風連地区の風連高校に対する進学率なども突き詰められたところであります。その辺で数を考えますと、来年3月、風連中学校、それから日進中学校合わせて卒業生は38名しかないというようなこともあって、20人を切ったら新しい指針では終わりですよという、そんなきつい話もあったりして、実際のところ大変そのときは暗い思いで帰りの汽車に乗ったということを記憶しているのであります。しかし、だからといってあっさりあきらめるのではなくて、やっぱり何かそのほかにも道教委といろいろ話をこれからもしてまいりたいと、こんなことは考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） もう終わりとか、もう少ないとかという話は余り聞きたくないの、とにかくまだまだ名寄市の3万2,000人の中に風連高校があるのだということを念頭に置いて、やはり存続に向けて、風連だけのことを考えて私も言っているではありません。とにかく名寄市の中の南高校として、今後新しいアイデアの中で残していただきたいというのが私の願いです。もう3年ほど前に高校振興協議会が道の方に陳情に行っております。今回も行って、何度も行ってそういうことは、ここに協議会の会長もおりますけれども、私もその協議会の役にも多少はついておりましたので、中身についてはわからないで言っているわけではないのです。そういう意味で、やはり風連高校を残すのだという熱意のもとに今後立ち向かってやっていただきたいと思っております。

あわせて運動広場の整備見直しについてでございます。先ほど部長さんの話にありましたように、

ゲートボール場がもう閉鎖しております。また、ゲートボール会員もそれだけいなくなったと。今現在B&Gの中、またはしらかばハイツの裏庭の方でゲートボールを楽しんでいるのが実情です。やはりその方々もここにもう9ホールつくってほしいよねと、してほしいよと、そういうお年寄りたちが話をしている、また要望されております。それで、私はあそこはもう整地をされておりますから、あと表土を少し運び入れるのと排水の整備をすることでそれほど大きな金額になるとは思えません、そういったことでこの点についていつごろこういったことをしていただけるのかどうか、この辺について御答弁願います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 東地区のパークゴルフ場、9ホールの増設というなお話だったと思えますけれども、あそこのパークゴルフ場は市街地区から非常に近いということで、御存じのように徒歩、あるいは車を持っていない方が自転車で通ってきて、聞くところによりますと年間7,500人ぐらい利用しているというなお話も聞いております。教育委員会といたしましては、高齢者の健康増進に役立つ重要な施設というふうに位置づけておりますけれども、利用団体などと十分に協議を進めまして、現在進められております総合計画の中にも織り込んで検討していきたい、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ただ単に私たちも10年ほど前はパークゴルフなんていうのは遊びの一端だというふうに考えておりましたが、やはり今お年寄りたちが健康で過ごせるのはパークゴルフを楽しみながら毎日運動する、そして病院にかかるのも3回行くのが2回になり、1回になり、行かないで済むというようなことも聞いております。やはりそういった医療費の削減だけでも大きな貢献しているのではないかと。そういう意味からいっても、私はやっぱりあの場所、そしてまちの人

たち、お年寄りたち、車に乗る人は天塩川まで来るのですけれども、やはりこの場所で2時間でも3時間でも遊べることはいいよねという、そういうお年寄りたちの懐かしい気持ちを聞きますと、一日も早く整備をしていただきたいなど。そして、お年寄りたちの思いを何とか成功させていただきたいというのが私の願いなので、一日も早くやはりこういった計画の中に、総合計画の中でどうのこうのではなくて、一日も早くこういったことを取り入れて私はやっていただきたい、これを願うものです。

あわせて線路、東と西を結ぶ道路について再度お伺いいたします。この道路については、私も五、六年前に質問させていただいております。現に多寄町もあの町の中に、駅のところに5年前に完成して、できているのです。あのときには、多寄の線路東には家も何もないのです。砂利わらで、道路もろくについていなかった。しかし、線路踏切をつけたためにあの道路が、東3号までの道路が今舗装になってできております。人家は1軒か2軒しかありません、農家の家は。そういうような状況でも、地元の熱意と運動の仕方によってはあれができています。駅の列車がとまる踏切のところで、そういう施設が多寄に現在できています。私は、そのときから何度か風連にもできないかということをお話しておりましたが、当時は上り下りも結構汽車も通っておりましたが、今はもうあのホームも片側しか使っていません。それと、裏側にも天塩川の水路の横に少し補修すれば線路まで行ける道路がついております。あと、保線橋のそばは、農協の駐車場がありますから道路がつながっているのです。農協の横と、それから今藤商店の倉庫の斜め道路がつながれば、ちょうど道路がつながるわけです。私は、そういったことを現地を見ながらお願いをしたり、話もしているのですが、やはりもう階段を自転車押して上がったりするの、学生ならいいけれども、お年寄りはちょっと無理ですよと、そういうようなことを話

を聞いております。そういったことで、運動すれば私はできぬことではないというふうに感じておりますが、この点についてもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 村端議員にはこの課題につきまして何度か御質問いただいているということでございます。しかし、JRとの協議、あるいは財政の状況等もございまして、先ほど御答弁させていただきましたとおり、非常に困難な状況ということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

なお、跨線橋につきましては、ことしの春に、設置以降40年以上経過しているわけですが、強度の調査をいたしました。今まで恐らく横からも力を受けていないということもありまして、非常に堅固な状態ということもございます。冬につきましては、積雪等の一定の荷重はあるのでしようけれども、非常に丈夫な状況でございました。今後も上あるいは横からの衝撃的な荷重を受けない限りは、当分の間は使用はできるというふうに考えております。今後現跨線橋の保守管理と、それから特に夜間の安全管理も含めまして、それらについて努めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 跨線橋をなくして道路をせいという、新しい道路をつくれということはもう無理だということはわかっていながら、しかしその無理をどうしてやらなければならないのか、そこを考えていただきたいのです。やはり時代が変わってきます。昔と違って時代が変わってきています。もう駅に職員もいなくなり、そしてあそこを自由に行き来、切符も売っていないのです。そういう状況の中で、確かに線路を横断することは交通の関係で難しいとは思いますが、先ほど言いましたように現に多寄ではそういうことは実行しているわけです。駅のところに汽車がい

ると、やはり遮断機がおりて、車がとまっている。これは、どこのあれでも遮断機がおりればみんなとまること間違いないです。私は、運動の仕方によってできるということを確認しているからこういう話をしているので、難しいから、無理だからで片づけるのであれば、何もしない方が無理がなく一番いいのです。やはり厳しくても、無理でも交渉しながら、前向きに何とかしてみますよという私は誠意が大事だと思いますので、この点についてもう一度明快な答弁をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 風連地区の非常に重要な課題の一つということで押さえさせていただきますけれども、しかし現状は先ほどお答えさせていただいたとおりの状況ということで、当分の間はただいまの利用形態で進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 保線橋ではなく、道路をつくってくれということをしているのですよ、道路。ですから、今保線橋を改造せいか直せと、私も見てきました。今あるものを修理するといったら相当なお金かかります。そのお金をかけるよりも、あの横のてしおがわ土地改良区の用水路の横にもう道路がついているわけです。そうすると、線路を横断するだけですから、それほどびっくりしたことにならないと、そういった交渉をして道路をつくっていただきたいと。そして、運動広場の改修と同時に住宅、いろんな人がいるわけですから、そういった通路にして、優しい道路、町民にわかりやすい道路をつくっていただきたいというのが私の願いで、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 踏切の新たな設置につきましての将来への地域づくりへのいい意味での影響というのは、議員御指摘のとおりだと

思います。しかし、何度もお話しするしかないわけでございますけれども、JRとの協議、特にJRの工事につきましては事業費の投入、地元の負担の仕方が非常に特殊でございます、非常に一般の工事よりも費用負担が多くなるということ等もありまして、先ほど来からお答えをさせていただいておりますとおり、財政状況等もございましてという、そういう意味合いでございますが、等々の事情で当分の間は現在の施設の状況で推移をさせていただきたいと、そういう意味でございます。決して必要性がないということでのお答えをしているわけではございません。大きな課題の一つというふうにとらえさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 今当分の間我慢せよということであれば、お年寄りの方々にも我慢していただく話をできるのですけれども、検討します、努力しますよという言葉がいただけるのだったら、やはり一日も早く、多寄でさえできたということは誠意を持ってお願いし、またそれなりの人を頼んでと言ったら悪いですが、そういった人を要請しながら実現していることは間違いございません。多寄の方々に聞いても、それほど地元負担かかっていないよと、お金かけてやったのではないよと、そういう話を聞きますと、多寄にできて風連に何でできないのというのが住民感情です。そういった意味からいっても、私は私の元気なうちに何とかこれを実現させたいという気持ちでお願いしているわけですから、努めてJRに要請をして、一日も早く実現することをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市農業振興策について外1件を、木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い2点について質問をさせていただきます。

1点目に、名寄市農業振興策について、名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会の取り組みとあり方について。新名寄市がスタートして5カ月が経過いたしました。旧名寄市、旧風連町のそれぞれの歴史を持ち、違いもある中一つの市として発展を目指し、合併いたしました。1次産業である農業を取り巻く状況は厳しく、とりわけ合併による相乗効果モチ米生産日本一に期待が高まるところであります。これらのことから、名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会がともに7月に設置され、今後の名寄市農業振興の役割を果たす機関と考えるものであります。先般行われた新名寄市総合計画を考える地域懇談会の中でも、来年度から始まる新たな農業施策に対する不安の声が聞かれたとの報告が出されました。こうしたことから、新しい施策に対する行政としての取り組みと説明責任が大変重要となります。合併により充実したスタッフをそろえておられ、ぜひとも農業者にとって有利な対応ができるような対応をしていただきたいと思います。であります。

ここで名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会の取り組みとあり方についてお伺いいたします。名寄市農業・農村振興審議会は、振興計画、補助金の認定などの取り組みと今後について。さらに、名寄市農業振興対策協議会の農畜産物の生産振興に向けた取り組みと今後の考え方について。さらに、平成19年の新たな施策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、見直しが必要となった施策、産地づくり対策、調整が必要となる施策、米の需給システム

対策についての今後の取り組みと考えをお伺いいたします。

2点目に、名寄市防衛施設周辺農業用施設設置助成事業の経過と目的、今後の考え方について。日本の北の防衛基地として位置する名寄駐屯地、長年にわたり北の前線基地としての役割を果たし、日本はもとより名寄地区の防衛、災害等にも御支援をいただいていることに感謝している一人でもあります。さて、自衛隊駐屯地防衛施設があることにより、周辺的生活環境や地域開発に影響を受けている市町村があり、それらの市町村には交通施設、レクリエーション施設、社会福祉施設等の公共施設の整備に使用できる交付金があります。当名寄市においても長年にわたり市の施設、環境整備に交付され、ことしも屋内南プール改築にも交付されているものであります。平成15年からは周辺の農業施設等にも適用され、平成20年までの計画がなされております。4年が経過しているものであります。これまでの事業総額費では1億4,500万円で、3分の2以内の補助であり、大変有利な事業であります。厳しい農業情勢の中、名寄市内一円での農業生産向上対策として取り組むことができないものかと思うものであります。名寄市防衛施設周辺農業用施設設置助成事業の経過と目的、今後の考えをお伺いいたします。

大項目の2点目、安心、安全のまちづくりについて、住宅用火災警報器の設置について。消防法改正により、ことし6月1日から新築の住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。既存住宅は、平成23年までの猶予があるわけですが、すべての住宅に設置が義務づけられております。昨年も定例会の中で同僚議員が質問しているところですが、既に風連西町団地公営住宅3棟6戸の整備が進められ、住宅用火災警報器の設置がなされると聞くところであります。まだ設置がされていない数多くの公営住宅があるわけですが、市として既存の公営住宅の設置についての考えをお伺いいたします。また、住宅火災

による死者数は高齢者が多く被害に遭われておられ、早期の対応が望まれるものであります。総合計画での計画を持っているのかも伺いたします。また、高齢者、低所得者の住宅用火災警報器の設置に対する福祉対策はどう考えておられるかをお伺いいたします。

次に、名寄市災害弱者緊急通報装置の設置について。市内において在宅のひとり暮らしの老人等に緊急通報装置を設置し、消防署、出張所と電話回線で直接結ぶことによって急病、災害等の発生の緊急時における迅速かつ適正な救急体制をとることにより独居老人等の生活不安の解消及び人命の安全を確保するとともに、福祉の増進に資することを目的として設置されております。名寄地区では約200世帯の高齢者に災害弱者緊急システムが設置されております。端末装置のシステムの更新がなされ、熱感知で自動通報システムが導入されていると聞くところであります。去る8月21日の市議会議員協議会で示された過疎地域自立促進市町村計画では、風連地区の約80世帯の端末装置の更新事業では平成21年度1,500万円の実施計画がなされているわけですが、名寄地区の端末装置の更新が平成17年に済んでいる状況であります。風連地区においても既にセンター機の導入がされております。3年後の実施では、住民の公平なサービスからも早期の風連地区の災害弱者緊急システムの端末装置の導入を求めるものであります。

住宅用火災警報器の設置、名寄市災害弱者緊急通報システムの設置について以上を質問申し上げ、名寄市民の安心、安全のまちづくりの観点からも早期の実施をする考えがあるのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま木戸口議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2

点目の（1）のうちのぽつ2でございしますが、高齢者、低所得者等の福祉的な対応はから（2）につきましては福祉事務所長から、戻りますけれども、（1）のぽつ1、名寄市市営住宅の対応につきましては建設部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、名寄市農業振興策についての1点目でございますが、名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会の取り組みとあり方についてのお尋ねでございます。名寄市農業・農村振興審議会につきましては、名寄市農業・農村振興条例に基づき、本市農業農村の振興の円滑な推進を図るため設置することとしており、一つ目には農業振興計画の策定、二つ目には農業振興地域整備計画の策定、三つ目には新規就農者の認定、四つ目にはその他農業振興上必要なことについて市長の諮問に応じて審議していただくもので、農業関係機関の長のレベルを中心に12名に御委嘱をさせていただいたところでございます。名寄市農業振興対策協議会は、農業農村に携わる関係機関、団体、生産者などが連携して農業農村の活性化と持続的な発展に向けた施策の検討や事業の推進を図るため設置し、総勢で25名で発足させていただいたところでございます。本協議会は、全市的な農業戦略の協議、実行機関として位置づけており、協議会のもとに水田、畑作、畜産などの部会を設置させていただいておりまして、事業の円滑な推進を図るものでございます。これらの機関は、農業所得の低迷による農業従事者の減少、高齢化、農業後継者不足等により厳しい情勢下にある新名寄市の農業農村を持続的に発展できるよう現在策定中の新名寄市農業・農村振興計画の策定や各種農業施策の推進に御指導、御協力をいただくとともに、平成19年度から始まります経営所得安定対策大綱に基づきます米政策改革推進対策、あるいは品目横断的経営安定対策、さらには農地・水・環境保全向上対策等の新たな施策の導入に向けて、円滑に事業が推進できるよう協議、検討をし

てまいるものでございます。

一つ目の部分でございますけれども、品目横断的経営安定対策につきましては、9月1日から秋まき小麦を作付する農家から加入の申請手続きが始まりました。行政報告で述べましたとおり、対象が担い手であり、認定農業者で該当すべく指導しているところでございます。当市は、特例により面積要件は6.8ヘクタールとなったところでございます。面積基準が明確になりましたので、対象農家を認定農家にすべく指導しているところでございますけれども、経営規模要件が満たない農家につきましては農家の意向を確認し、一つ目には農地流動化による農地の集積、二つ目には農業受委託による面積の算入、三つ目には所得特例による認定により対象作物作付農家を交付金の対象となるようJA、農業委員会、農政事務所と協議し、できるだけ多くの農家が対象となるように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策につきましては、農地、農業用施設等の資源や環境の保全、向上を地域が共同で行う効果の高い活動を支援するものでございます。支援水準は、反当で水田で3,400円、畑で1,200円、草地につきましては200円で、市の全農地が対象となれば約2億円強が地域へ交付され、負担につきましては国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1となります。現在他市町村で行われているモデル事業地区の状況を検証しながら、国、道が問題点を整理して、来年3月末から4月上旬に事業実施要綱要領が示される予定でございます。当市におきましては、関係団体と協議を行っている段階で、近々国、道が行う説明会を踏まえまして、地域等において説明会を開催してまいりたいというふうに予定をさせていただいているところでございます。

次に、新たな産地づくり対策、あるいは米の需給システムについてのお尋ねでございますけれども、米政策改革につきましては平成22年度までに米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指す

してありまして、需給調整システムにつきましては平成19年度から国、行政による配分ではなくして国の情報提供による農業者、農業者団体が主体的に需給調整を実施するものでございます。二つ目には、地域水田農業推進協議会から提供される情報をもとに、JAなどの方針作成者みずからの生産目標数量を決定し、生産調整方針に参加する農業者に配分するものであります。さらに、三つ目では、地域水田農業推進協議会は実効ある形での参画のもとにJAなど方針作成者間の調整、配分ルールにより主体的な需給調整を支援いたしまして、地域全体の調整機関の役割を果たすこととしております。まだ詳細はおりてきておりませんが、新たな産地づくり関係につきましては産地づくり交付金、それから耕畜連携水田活用対策は同額程度で継続されるもの、それから麦、大豆品質向上対策、あるいは畑地化推進対策は廃止、稲作所得基盤確保対策は産地づくりの交付金に含まれての対応、あるいは担い手経営安定対策は品目横断的経営安定対策に移行されます。集荷円滑化対策は実効性を確保して継続、新たに過去の実績のない生産調整拡大を含め、概算要求ではほぼ現状程度というふうに押さえているところでございます。

新市における今後の取り組みと考え方でございますけれども、旧名寄市、旧風連町の水田農業ビジョンに基づく産地づくりの交付金の活用計画の差異、それから産地評価基準の差異、違いですね、それから生産者への配分方法の違いにつきましては、おのおの過去の経過もありますものですから、10月以降過去の達成状況の確認と検証をいたしまして、新対策の内容を検討しながら、生産者、農業団体と十分議論をし、19年度からの新対策に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目、防衛施設周辺整備事業の経過と目的、今後の考え方についてのお尋ねでございます。防衛施設周辺整備事業は、名寄駐屯地及び射撃場の

設置に伴い農業経営に支障を来している半径5キロメートル以内の地区を対象に、平成15年度に初めて農業用の機械、施設の採択を受け、事業実施に至ったものでございます。現在計画中の15年度から20年度までの全体事業費は2億54万円で、旧名寄農協エリアの10の生産組織が事業を計画しております。18年度までに1億4,523万8,000円の事業費で、水稻の共同育苗施設、それから田植え機、これも共同でございしますが、汎用コンバイン、トラクター等を導入し、3分の2の高率補助のため省力化、コスト低減による経営の安定化を図っているところでございます。

厳しい農業情勢の中、名寄一円で本事業の取り組みができないかとの御質問でございますけれども、本事業につきましては防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律の規定に基づき民生安定施設の助成事業で、防衛施設の設置、または運用によりその周辺地域の事業活動が阻害されると認める場合においては、その障害の緩和に資する事業の経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成をするというふうに規定されております。採択要件で阻害要因が明らかな場合との判断が採択の大きな要因となると考えております。なおまた、事業採択エリアの拡大は極めて困難であるとの認識に立っております。御理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2番目の（1）番目の住宅用火災警報器等の設置についてのうちの市営住宅等の対応についてお答えを申し上げます。

火災警報器は、法の施行によりまして公営住宅におきましても民間の住宅と同様に設置しなければなりません。公営住宅の本年度建設分からは、建設工事に含めて設置をしてみたいと思いません。なお、既設の公営住宅につきましては、名寄市全体で管理戸数1,000戸を超えるという状

況でございまして、この状況下では行政による設置は非常に困難であるというふうに考えているところでございます。この法律の考え方から、入居者の日常の防火対策の一部として、入居者におきましてぜひ設置いただきたいと考えているものでございます。

なお、行政では全市民に対しまして火災警報器の必要性、重要性につきまして一層のお知らせ、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。また、総合計画策定の中でも議論をしてみたいと考えているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 住宅用火災報知機の設置の高齢者、低所得者の福祉的な対応ということについて御質問をいただきました。火災報知機の設置者は、その家の所有者、使用者、占有者となっております。この報知機は、平家建て、2階建ての種別に応じて設置箇所が指定され、また器具の種類も電池式や配電式、煙感知器、熱感知器などと性能も機能も異なっております。価格も量販店での4,000円程度から家電販売店での1万円前後と幅が広くございます。さらに、部屋の使用目的に合わせた機種を選択と家の部屋数や広さ、また構造により設置する個数も異なっております。あくまでもその選択は設置者にゆだねられております。以上等の理由から、機器の設置について特別な支援措置を講ずることは困難との判断をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。早目の機器設置で安全、安心を確保するためのPRに努めてまいりたいと思っております。

また、行政の役割の一つに特に高齢者におきましては不適切な価格による訪問販売や訪問取り付け等の被害が想定されておりますので、消防署や消費者協会など関係団体と連携して、トラブルが起きないように未然の防止策を講じていきたいと考えております。

ほかに福祉的な対策として、独居、高齢者世帯、重い障害者等の世帯を対象に災害弱者緊急通報システムを300世帯ほど設置しております。この装置を整備することによりまして、この住宅火災報知機の設置義務は免除されることになっております。

次に、災害弱者通報システムの設置の風連地区の方針について御質問がございました。緊急通報システムの設置事業につきましては、上川北部消防事務組合が主体となって実施している事業ではございますけれども、私の方からかわって御説明を申し上げたいと思います。風連地区の設置状況を申し上げますと、平成17年度末で90器ほど保有しており、現在75世帯が利用されております。これらの機器は、このたびの名寄市過疎地域自立促進市町村計画では平成21年度に90器を一括更新する計画としておりますが、年度の早い時期から計画的に順次更新していくことになるものと消防事務組合からは聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいまるる御答弁をいただいたわけです。まず最初に、農業振興の関係についてお伺いしたいと思います。来年から制度が変わるということで、農家の皆さん方も大変不安に思っているところでございます。先ほども言ったように先般行われた新名寄市の総合計画を考える地域懇談会の中でも、やはり来年が大きな農家の施策の転換期を迎えるということで不安の声が多かったというお話を受けております。そんな関係からも、新名寄市になりまして新たに名寄市農業・農村振興審議会、そしてこれは風連にもあったのですけれども、農業振興対策協議会ですか、そういったものであったわけですが、まず最初に農村振興審議会、この役割、先ほども申したように先般アンケート調査等もあったわけですが、まず農業振興計画、農業振興地域整備計画、この両計画の策定、これ今後の名

寄の農業のビジョンになることですので、大変重要なことかと思えますけれども、しかしながら絵にかいたもちというわけでないですけれども、実効性のあるものが必要かと思えますけれども、私も先ほど言ったようにモチ米の生産日本一、北限のアスパラ生産と、こういった地域性を生かした計画づくりをしていただきたいと思うのですけれども、両計画の取り組みと策定期限を示していただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今私どもの方で審議会あるいは協議会についての御説明で、7月に設置させていただきましたということでございますが、御案内のとおり名寄市農業振興計画、これにつきましては18年度中に総合計画と整合性を持たせながら策定に当たるということになるわけですから、総合計画と同時に農業振興計画もつくるということでございます。その中で、審議会の方々につきましては先ほど申し上げましたように長の方々を中心に12名の方に御委嘱を申し上げ、市長の方から諮問に応じて審議をしていただくという機関になるわけでございます。協議会につきましては、そういった計画に基づいて具体的な執行といましようか、そういった部分の中での検討も当然でございますけれども、分野別にお話し合いをしていただいて、実りある実行をしていこうというふうなことでの役割を協議会にお願いをするということでございますので、今年度中に農業振興計画はつくるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 農業・農村振興審議会の中で、名寄の農業ビジョンをつくっていくということなのだと思いますけれども、先ほども私が言ったようにアンケートもするので、実効性のある計画をぜひともつくっていただきたいと思えます。

それと、農業の関係の実質的な協議、これは名寄市の農業振興対策協議会で25名で設立され、

協議会で水田、畜産、畑作等の部会を設け、農業戦略協議、実行機関として位置づけておられるわけですが、そうした中で先ほども質問の中にも申しましたように来年度から、平成19年度から始まる所得安定対策大綱に基づく品目横断的経営安定対策、これにつきましても何度か、2回ぐらいかと思うのですけれども、説明会もあったわけですが、8月9日でしたか、名寄市一円を対象にして風連の福祉センターの方で説明会が行われたと思います。そこでは農政事務所、そして共済組合と、関係ある機関の方から御説明いただいたわけですが、なかなか実際的には、いろいろな制度があったわけですが、生産面積に対する単価とかそういったものが示されて、今後自分の来年度の経営の中に入れていけばわかるという説明もあったわけですが、それで9月1日からは秋小麦に対して経営安定対策の加入申請がありまして、これは収入減少影響緩和交付金の支払いを受ける対象だということで、私もせんだって加入申請書ももらってきたわけですが、先ほども言ったようにいろいろな品目横断の中でもやはりならしとげたと、その中で分かれているわけですが、こういったものもなかなか理解するのも時間がかかると私は思っているわけですが、担当部長として十分農家の皆さん方が認識されたとお考えなのか。私としては、11月の末まで秋小麦の申請もありますし、もしできれば名寄の標準的な試算をもとにして説明会をもう一回やっていただければと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今説明会についてのお尋ねでございましたけれども、今議員からお話ありました部分の説明会もさせていただきましたし、あるいはまた農業生産者の代表の方々も風連庁舎の方の会議室にもお集まりいただいて、それから農政事務所の方も来ていただきましたし、関係機関によって御説明もさせていただきました。

今現在私どもの方で正確には把握していませんが、4回ほどは地域の中での説明会を、大小多少違いますけれども、その程度はやらさせていただいているというふうに理解をしています。つきましては、今私どもの方でお話している事務段階で、農協ともそうなのですが、個別の方々のケースを実際に当てはめて、そしてこうなりますよというようなことでお示しした方がかえって理解が早いのではないかなというふうなお話をちょうだいしておりますものですから、できましたらこういう方々の部分につきましては、情報のプライバシーの部分もありますけれども、ぜひJAも、それから行政の方にも来ていただいて、そしてそういうケースを御相談をしていただきたいということが1点ですし、それからあわせてまた秋の収穫一定程度終わりましたら、秋まき小麦はもう既に対応やっていますけれども、収穫終わりましたらまた時期を見計らって説明会も、多くは持てないかもしれませんが、やってみたいのと、やりたいなというふうな予定も立てております。

繰り返しになりますけれども、できましたら個別に御心配のある方はJAの方にも窓口を設けておりますし、行政の方も、それから農政事務所はちょっと行きづらいと思いますけれども、そんなことで門戸を広げておりますものですから、窓口置いてありますから、ぜひお越しをいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ぜひとも個別にも相談に乗る、JAが窓口となってという、代行もできるというお話も聞きましたけれども、それにとらわれず、場所は1カ所か2カ所でもいいかと思うのですけれども、そういった全体的でも講習会が必要かと私は思うので、ぜひとも開催をしていただけるようお願いを申し上げます。

それで、品目横断的安定対策、この中で今担い手になれない、特例による面積要件6.8ヘクター

ル以上から漏れた人の支援というのがなかなか今の品目横断的経営安定対策ですか、これについてはやっぱり担い手を重視していると、国の政策として。こんな中で、今地域の中でもそんなには、半分以下だとは思うのですけれども、3分の1程度かと思うのですけれども、そういった体制の方がおられると思うのですけれども、こういった方に、品目横断の中では稲作構造改革促進交付金ですか、これは米の下落に対して出るというお話も聞いていますけれども、そのほかの作物、作付の転作や何かに対するものがなかなかないかと思うのですけれども、それで産地づくり交付金これから協議されると思うのですけれども、産地づくりの交付金の中でも担い手から外れた方に対しての救済策というのは考えておられないのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私どもの方で産地づくりにつきましては、16、17、18ということで前期の産地づくり事業が、3カ年の事業が今年度で終了するというふうに理解をしておりますし、19年以降向こう3カ年で新たな産地づくり交付金事業がスタートするというふうな理解をしております。基本的には考え方は踏襲していくということになってございますけれども、国の動向につきましても今盛んに新たな部分につきましては情報を集めているところでございまして、また説明会も開催されるというふうな状況でもありますものですから、また機会ありましたらお話をさせてもらいますが、いずれにしても新たな産地に向けての交付金事業につきましては精力的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、またお話等がありましたらお聞かせをいただきたいというふうな受けとめ方をさせていただいているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ぜひとも産地づくり交付金の中で担い手から外れた方のそういった救済措置というか、大きなものはないかと思うので

すけれども、土地の賃貸とかそういったものにも風連でも3,000円ずつ交付して、土地の流動化にも努めていた部分もありますので、そういったものでも拾っていただければと考えております。

それでは次に、農地・水・環境保全向上対策についてということでお伺いしたのですけれども、先ほど市の試算では1年間に2億円、これが5年間の事業でありまして、取り組みとしては大変難しい部分もあるかと思うのですけれども、担当としては、先ほどもお話あったのですけれども、これまだまだ未知数なところあるのですけれども、取り組むということで進んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） この事業は、行政が推進してやるという部分ではございません。したがって、行政はそういった部分の情報なり、そういうものを提供していくような立場と、さらにはそういう地域なり、各農業団体なりがまとめてやった部分に対するチェックする機能という考え方になっております。したがって、だから行政は全然知らないのだということではございませんし、そういった地域がまとまり、まとまるのもどういうふうにまとまるのかという問題がこれからあるわけでございますから、地域農業者が連帯して、本来であれば全地区一緒にやるような形がとれば一番結構かなというふうに思うわけですが、その推進母体が役場の方が中心になってやるという事業ではございませんから、ぜひそれぞれの団体、機関等にも働きかけながら、また地域にも働きかけながら、組織をつくりながらやっていただきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） この事業、中山間地の直接支払いにもちょっと似ているのですけれども、行政がというお話もしましたけれども、やはり行政が情報提供や何かして一つの組織をつくっ

ていかなかったら、こういう事業は成り立たないと私は考えていますので、ぜひとも前向きに情報提供して、組織づくりをしていただきたいと考えるものであります。これは、この農地・水・環境保全向上対策は中山間地域と似ていますし、逆に先ほど言いました担い手から外れた方、そういった方の取り組みの中でもこういった共同作業だとか、面積が少なくてもそういったものに十分活用できるというお話も聞いておりましたので、こういったものにも、やはり地域の農業を守っている方々が担い手ばかりではなくてこういうところでも拾えるというお話も聞いておりますので、ぜひとも前向きな姿勢で、これ11月ごろ国や道の説明会か何かあると聞いていますので、ぜひとも進んで取り組んでいただいて、情報を我々にも提供していただいて、地域でも取り組めるような姿勢にさせていただきたいと考えております。

あと、次に新たな産地づくり対策ということで米の需給システム、先ほどもちょっと部長の方からも話あったのですけれども、19年度からは国や行政による配分がなくなると。先ほどみたいな情報提供だよと。そして、農業者や農業団体が中心になって、自分たちで需給を調整していくのだよというお話でした。これも具体的でわかりやすいのですけれども、しかし例えば風連でも農協があれば北集がありと、そういう一つの団体でないもので、どこかで調整機関、この農業振興対策協議会あたりかなとは思いますが、そういった団体から考え方、前は幹事会で1回案を出したという、やはりたたき台を出さなかったら、そういったものが論議できないので、これからJAあたりがたたき台を出していくべきだと考えておりますので、ぜひともそういった方向で振興協議会の中でも審議していただきたいと思っております。

それで、一番問題なのは、新市において今まで旧名寄、旧風連で産地の評価も違いますし、道のガイドラインとの差も、これが多少なり違うと思うのですけれども、それとあわせて先ほど言いま

した産地づくり交付金、これも金額風連は6億円ぐらいだと思ったのですけれども、名寄は半分ぐらいだから3億円ぐらいかなと思いますけれども、そういった産地づくり交付金の使い方も名寄は意外とソフト事業に、補修等や何かに使っていると思うのですけれども、風連は逆に担い手中心のハード事業的なものにかかなりウエート置いていたということもあるのですけれども、来年ですね、ことしというか、今の米、モチは特に12万トンぐらい余るのでないかというお話しされております。それで、来年はこの地域でもかなりの転作の強化がなされると思います。そうした中で、そういった産地の評価や何か若干違うのですけれども、一つの市になって、まずは道のガイドライン、そして産地づくり交付金の取り組みを私としては一本化して進めていただきたいと思うのですけれども、これについての行政の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 新しい米需給システムに伴います旧名寄市、旧風連町との部分のお尋ねだというふうに思っておりますが、御案内のとおり先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、それぞれの取り組み状況に差があるということでございます。そんなことからいたしますと、今後の部分につきましては生産者、農協、あるいは農業団体等々、あるいは農業振興対策協議会、そちらの方にもお知恵をおかりしたいと思っておりますけれども、新たな取り組み方についての検討を今後進めていきたいというふうに思っているところでございます。協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 今差異があつて、協議していきたいと。なかなか統一するのは難しいかと私も思います。3年間の実績等もあるというお話も聞いていますけれども、ただ一回二つに割

るとなかなか統一できない。例えばですけれども、JAの道北なよろが合併しましたけれども、今年目ですけれども、それなりに統一されてきたのかなと思うのです。それが今回のこういった産地づくりだとかガイドラインで別々にしようということになると、農協ばかりではなくて行政の立場の中でもなかなか事務的にも大変かなと思いますし、ぜひとも一つになる方策をとれるように努力、先ほど村端議員も言ったけれども、やれないと思ったら何もできないのですけれども、やっぱり努力していただきたい。それにやっぱり統一すべきだと私は考えていますし、どうしても話的にもしなかなか調整つかないというのであれば、時限をちゃんとうたって始まるべきだと思います。そういう場合はです。すぐ1本になれば私はそれにこしたことはないですけれども、やはりその中で例えば1年という形で決めるなり、時限を打って協議していただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願い申し上げます。

それで、全体的にこの農業関係は本当に新しい新市の中で未知数な部分もありますけれども、やはり風連、名寄地区の皆さん方は一つの大きなメリットを持ったことによって大きな期待もしていますので、ぜひとも進んだ取り組みをしていただきたいと考えます。

次に、問題の、先ほど全部あれだったのですけれども、安心、安全のまちづくりということで、ここにちょっと入りたいと思います。それで、先ほど松尾部長の方から公営住宅に関しては1,000戸以上あるよと。それで、新築の場合は設置、これはきっと建築基準法か何かの関係で設置しているかと思うのですけれども、西町は昨年、2年ぐらいもう経過しているのですけれども、これ設置によって住宅の家賃や何かの差異は、今度新しい3棟6戸の住宅できるとしますよね。そうしたら、昨年とその前に建った2棟と家賃の差はつくのですか。まず、お伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 理屈的には、理屈というのは表現語弊ありますけれども、算出上理論的にはつくことになるのですけれども、現実には家賃にその数字はあらわれてこないというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 私も前に打ち合わせのときにそんなお話を聞きました。ここがまず問題かと思うのです。だから、この住宅を建てるには法律を守らなければ、やはり火災警報器をつけなければならないというところだったと思うのです。まずは、法律を守って、公営住宅の今建てる時に設置しなかったら、建築基準法にのらないので、工事進められないというところだったと思うのですけれども、それで法律を遵守したということですよ。そう私は考えるのです。それで、もう一点は、既存の公営住宅に関してこれは個人の財産であるし、なかなか設置は難しいというお話でしたけれども、上川北部消防事務組合で条例でうたっているのです、去年改正して。これは、1市3町1村の組合の法律ですよ。先ほどの建築法の基準にのる法律、こちらは守っている。そして、こちらは所有者か占有者かの問題で、違うという問題もありますけれども、市の持ち物ですし、公営住宅は市の財産でもあります。そこら辺を、解釈の仕方によっては違いますが、でも行政が片や法律を遵守して、片や市民にお任せして、つけるのもつけないのもあなた方自由にしてくださいという、私そこはどうもいかなものかと思うのですけれども、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） この定めでございますけれども、消防法は平成16年6月に改正されまして、2年間の経過措置、経過期間を経まして、本年の6月より施行ということでございます。なお、昨年につきましては、お話のとおり上川北部消防事務組合における条例の改正もされて

いるということでございます。しかし、既存住宅を含めまして今建てかえ中の住宅もございませけれども、法律では所有者のほかにもそこに住んでおられる方にも設置の義務を付しております。また、あわせて安心、安全のまちづくりは市民と行政が一体になって進めていくのが非常に重要であるということも考えております。また、特に公営住宅につきましても、家族構成等によりましては入居者の使用方法によっては、設置義務は今付しているのは寝室ということでございますけれども、設置義務を付されております寝室も固定していなく、変わり得るということもあると思います。等々これらを全体的に考えさせていただきまして、既存住宅並びに現在の建てかえの住宅の昨年度までの分につきましては、法の施行に従いまして入居者の皆さんにぜひ設置をいただきたくお願いをしてみたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 今もうちょっとわかりづらいなと思うのですけれども、ただ既存の住宅の中では家族構成や家の設置場所が違うというお話でしたけれども、そうしたら新築の家だっただれが入るかわからないのです。それ設置しているのですから、それは理由にはならないと思うのです。それで、やはり行政として、行政が、それも名寄市が一緒になった組合の中で法律決めたものです。確かに2分の1かもしれません、占有者と所有者の。そのどっちかです。ただ、つけなかったら違反もないかもしれないけれども、行政側としては一つの住民サービスと市の財産を守る観点からいうと、設置しても何も私はおかしくないと思うのです。それで、担当者に聞きますと、1,000戸以上だということ、2,000万円はいかないだろうというお話もしていましたが、やはりもう少し住民のことも考えて、そのことによつて名寄市でもし災害があったとき公営住宅に

関してはなかなか死亡にはつながらないよというぐらいあったって私は全然悪くないと思いますし、早くて公営住宅の火災による被害が少なかったら名寄市の財産も守られるのですから、この点は簡単に住民がやるべきだという判断を、私は片や新築の方につけるといふこと自体でやっぱりどうも理解できないところが十分あるのですけれども、この問題はここですぐ、検討もされると言っていないのだから、違うよと言っているのですけれども、しかし私はここはちょっとおかしいと思うので、もし本当に委員会等でそういうお話が出れば論議していただければと思います。時間もないので、次に移りたいと思ひますけれども、ぜひ論議をしていただきたいと考えます。

それで、最後になりましたけれども、高齢者、低所得者に対する福祉対策ということで、公営住宅にもつけないのだから、そんな簡単に福祉になんてつけられるわけないのですけれども、ただPRやいろんなことはしていくということはもちろん必要だと思いますし、ぜひともいろんな機会あったら、ちなみにちょっとおくれましたけれども、私は1個つけています、昨年から。やはりうちも年寄りいますので、安心、安全を買うために。そんなことでつけていますので、ぜひとも行政の皆さん方も設置に前向きに取り組んで、名寄市が本当に一丸となつてこういう警報器をつけて、安心、安全を買っているのだというようなまちづくりであつてもいいと思ひますので、ぜひともそのようにしていただきたいと考えます。

あと、もう一点、災害弱者緊急通報装置の設置については、消防の方でもお話聞きますと、風連の場合は21年だったのですけれども、消防事務組合の中でも来年設置に向けて取り組んでいきたいというお話がされておりました。これもぜひとも行政側としても実現できるように後押ししていただければと考えます。

全体的に市長にお伺いしたいと思ひます。今こういう市民の安心、安全、そういうお話も出まし

たけれども、大変厳しい財政の中だとは思いますが、しかしながら法律をやっばり遵守して行政は執行しなければならないと私は考えるのですけれども、その今の段階で所有者、占有者のとらえ方の違いはあったのですけれども、私は行政として法律を守るべきだと考えていますけれども、市長の見解を伺って、最後にいたしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 近年の火災事案におきますケースの中では、煙に巻かれてとうとい命をなくすというような事案が多いと、こういうことで、このような火災警報器の法律的な義務づけが出たわけでございます。消防事務組合の中でも議論されておりますけれども、新築につきましては既にもうことしの6月から設置義務がこれは個人住宅も含めて適用されているわけでございますから、建築の確認申請の段階でついているかどうかと、こういうことでございます。ただ、従来の既存の家屋につきましては一定の年数の猶予があるということでございまして、私どもも公営住宅を持っていて、その入居者に対する支援と申しましようか、サービスをどこまでやるのかと、こういうことであります。今回の答弁調整に当たりましては、私どもも広く各担当部長も含めて意見交換をしておりますが、福祉の観点からということになりましても、必ずしも公営住宅に入り切れない方もいるわけでございます。民間のアパートですとか、そういうところに生活されている方もいるわけございまして、行政のサービスということになりますとなかなか線引きは難しいと、こういうふうに思っております。財政上許せばそうした幅を広げて、高齢者、低所得者に対する特に火災等で逃げおくれが想定をされる世帯に対する手当てはしていかなければならないと、こんなふうに思っておりますが、今行政が最低の取り組みをしているのは災害弱者の緊急通報システムの範囲でとまっていますと、こういうことであります。今後いろ

いろと御意見を伺いながら、また消防事務組合の場合には組合としての統一的な見解ということもありますので、しっかりと議論していきたいと。直ちに18年度、19年度に実行に移すというところまでは現在固めておりません。

○議長（田中之繁議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員） 教育委員会のあり方についてを、谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきますと思います。

今年3月27日に旧名寄市と旧風連町が合併した後すぐに給食センターの統合が提案され、9月1日の第2回定例会にて補正予算が認められました。補正予算を認められたということは、19年4月1日の統合が認められたと私は理解しているところでございます。教育委員会の給食センターの統合の進め方、協議のあり方について私理解できない点がありますので、今後のためにも教育委員会のあり方について市長、教育長にお伺いをいたしたいと思えます。

1点目に、6月定例会に教育行政執行方針が述べられましたが、その中に老朽化した風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するために、夏、冬休みに工事をしたいと述べられておりますが、なぜその中で19年4月1日の統合と入れなかったのか。また、執行方針はどこで協議され、どこで作成されているのかをお伺いしたいと思います。

2点目に、5月に5名の教育委員が選任されました。給食センターの統合という大きな問題を協議されたのかされないのかをお伺いいたします。

3点目に、風連町の給食会計と名寄市の給食会

計の違いがありますが、未収金、余剰金、大変大きな問題でありますので、これをどのようにするかお伺いいたしたいと思っております。

4点目に、市長にお伺いいたします。合併後5カ月が過ぎましたが、合併協定が守られているのか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方から大きな項目で教育委員会のあり方についての四つの項目についてお答えいたします。

初めに、（1）、教育行政執行方針の内容協議はについてのお答えでございます。合併協議会の合意事項を踏まえまして、学校給食センターを統合する方針は施設整備を伴うことから合併後直ちに関係部局との協議に入りまして、具体的統合時期を含め検討の結果、平成19年4月に統合する方針と施設整備には合併特例債を財源とすることなどを協議いたしました。6月開会の第1回定例会では、教育行政として新たに取組む三つの事業の一つといたしまして学校給食センターの統合方針を申し上げ、関連する予算につきましても御承認いただいたところでございます。また、これとは別に5月25日、26日の両日に開催されました風連学校給食会並びに名寄学校給食会の総会席上におきましても統合方針を説明し、7月7日に開催されました名寄市小中学校長教頭合同会議におきましても統合方針を説明してきたところでございます。

次に、（2）の教育委員会において給食センターの統合について協議されたかについての御質問ですが、給食センターの統合につきましては教育委員会の定例会議において教育長の行政報告のほか給食センター所長から業務報告としてお話し申し上げております。その後委託に出しておりました施設整備の実施設設計書が8月初旬にでき上がります。工事費等の金額がほぼ固まりましたので、8月の教育委員会に正式に議案として提出し、現

在までの経過を含め御説明し、各委員さんからは統合に向けての助言、提言をいただいたところでございます。また、去る5月22日に開催されました総務文教常任委員会におきましても学校給食センターの平成19年4月に向けての統合方針を説明してまいりました。

次に、給食費についてでございます。初めに、未収金と繰越金についてお答え申し上げます。学校給食費の未収金が会計上に記載されることになりました平成13年度以降平成17年度末までの累積未収金は474万5,000円でございます。平成18年度学校給食会総会におきまして、平成13年度分の未収金27万1,000円につきましては不納欠損金として会計処理されましたので、現在は447万4,000円が未収金となっております。過去3年間の給食費の納付状況ですけれども、平成15年度は98.8%、平成16年度は99%、平成17年度は98.8%の収納率となっております。未納者は過去5年間で延べ150人ですので、平均いたしますと1年に30人となるような感じとなります。昨年も集中的に給食センター職員が夜間戸別訪問などを行い、過年度給食費約85万円が納められましたので、給食センター統合後も精力的に納めていただくよう督励に努めてまいります。また、繰越金につきましては、毎年度学校給食会総会におきまして次年度事業引当金とすることで会計処理されておきまして、18年度は2,682万1,000円の事業引当金となっております。これにつきましては、毎年4月、5月の給食に要した食材費の支出に充当しております。積立金としての会計処理はしてございません。現在名寄学校給食会理事会におきまして、統合に向けて繰越金の取り扱いについて検討をしております。具体案が作成された後、名寄学校給食会総会に諮り、決定する予定となっております。

次に、合併に向けての課題の検討協議の状況についてであります。給食センターの運営組織や職

員配置、また配送方法など行政において行うものを除きまして、給食費の単価、食材購入方法、献立内容、アレルギー食の実施など、直接学校給食に係る課題につきましては去る7月19日、名寄風連合同学校給食会理事会を開催いたしまして、今後の作業日程及び作業手順などについて協議いたしました。合同理事会の協議に基づき、学校長、PTA会長、学校給食業務担当者の代表者で構成する給食部会と献立部会が設置されまして、課題について具体的検討がなされております。現在まで給食部会3回、献立部会2回の開催を経て、去る9月7日に第2回名寄風連合同学校給食会理事会が開催されました。両部会から進捗状況についての中間報告を受けた後、統合については全体で異議がないことを確認し、保護者や地域住民に対する説明などの具体的方策について協議した結果、10月初旬に各学校ごとにPTA、先生の代表者に対しまして課題の共通認識とその解決に向けた2部会での協議経過を報告し、その内容を各学校に持ち帰り保護者に説明すること、また給食センターでも給食だよりで協議経過を保護者に周知するとともに、保護者より出されました意見につきましては合同理事会を開催し、協議し、解決していくことを確認したところでございます。作業が順調に進んでいることから、11月には風連、名寄それぞれの学校給食会の臨時総会を開催し、協議について決定することが確認されました。

次に、福祉給食は……失礼いたしました。最後に、合併後5カ月が過ぎましたが、合併協定が守られているかについてお答えいたします。合併協定は、合併協議会において真摯に話し合わせ、お互いを信頼して結ばれた協定でございます。今後市政を推進する中でさまざまな問題も出てくるかとも思われますが、合併協議で確認されたことを基本として、信頼される確かなまちづくりを進めたいと、そのように考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 大体そんなことぐらいが答弁で来るのだろうという予測はされました。まず、最初にお伺いしたいのですけれども、教育長に、合併協定書というものは、あれは市長であろうが、教育長でも変えられないものであって、我々議会でもそれを変えることはできないものであります。あの協定書によって新名寄市の行政が進められなければならないと思っています。それで、お伺いいたしますけれども、先ほど言ったのですけれども、執行方針なのですけれども、執行方針の中になぜ19年4月と入れなかったのかと聞いているのです。それはなかったように思うのです。なぜかといいますと、執行方針前にいろんな話し合いの中で19年4月に統合したいと言っています。ですから、その問題をどこで協議したのですかと私は聞いたのです。そうなのですから、それは協議していないと、ここに議事録あるのですけれども、1回目の執行方針のときの教育委員会やったとき、これは6月2日です。ただただ教育長がこういうことやるから、これを見て確認してくれという形で、1時30分から始まって、説明して、1時50分で終わっている。その中で三つの項目を協議していて、たった20分でこの協議終わっているのです。その中に合併がどうだなんて話一つもしていないです。教育長はこれを説明して、これを見て、一度目を通してくださいということで終わっているのです。ですから、これはそういうことを協議しなければならないのではないかなと思うのです。

それから、教育長の執行方針の中に食育の関係、これは当然どこの学校給食センターでも食育は守らなければならないことです。それから、同じ市であって、風連、名寄で別々な給食を食べているのは子供たちに与える影響がなんて言っていますけれども、それが目的だったらおかしいのです。そんなもの献立部会があるので、風連と名寄で同じ献立つくれば同じもの出るのです。それ

がメリットでないのです。だから、学校給食センターを統合するときに、前にも言ったでしょう。一番は市町村合併はお金がないから、財政がきつから統合しようと言ったのなら、当然給食センターを統合するならばメリット、デメリットをはっきり示して、こうだから、統合したいのだと言え。そういうことで言っているのに、執行方針にも何もそれがうたわれていないのです。その辺はどうなのですか。お伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、議論経過についての御質問がございました。6月の定例会、それから9月1日の補正予算の折にも申し上げたのでございますが、平成19年4月合併という、そういう正式なお話を4月段階とか5月段階で私の方からはしておりません。ただ、合併協定書を受けまして、そして事務サイドでは大きな方向で合併に向かうと、こういう合併協定書がございまずので、事務サイドの話はずっと進めてきたというふうに承知しております。

それで、教育委員会が今話題になっておりましたが、一つは私の視点としては第1段階では統合に向けての理解と合意形成が必要だと。そして、第2段階では財政上の審議とか、それから課題を明確化していく、こういう中で教育委員会の中の会議の合意形成を図っていきたく、こういうことでございまして、5月16日に教育委員会が開催されております。これが新しい名寄市が発足して、市長選が終わった後の第1回目の教育委員会でございます。この中で、学校給食センター所長による統合の方向性について報告がございました。そしてさらに、6月2日には今お話がございましたように平成18年度の教育行政執行方針について御審議をいただいた。しかし、今のお話のとおりでございまして、私の執行方針の一字一句を全部読み上げて、一つ一つについて御審議をいただいたということではございません。全体を通しながら、こういう方針でまいりたいということで教

育委員さんに御審議いただいたところでございます。あわせて平成18年度の予算書についても説明をさせていただいたところであります。そして、7月18日の教育委員会では行政報告の中で私から経過説明をさせていただいたと。そういう中で第2段階に入りまして、8月31日にはたまたま部長が答弁したように給食センター統合に伴う予算的な見通しもしっかりと立ったことから正式な議題にのせて、予算審議という形でさせていただいたと。そして、あわせて統合に向けての課題も幾つかございましたので、このことについて委員さん方の御意見を伺ったと、こういう経過になっているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そういうことを聞いているのでなくて、聞いたことだけ教えてください、時間がないのですから。だから、なぜ教育執行方針に19年4月1日に統合すると書かなかったのかと私聞いたのです。ですけれども、なぜそういうことを言うかということ、一番先にそうしたら19年4月1日から統合すると教育長が言ったのではないのですか。だれが言ったのですか。そして、この合併協定書を守ってくれと言うのですけれども、その合併協定書何て書いてありますか。合併後に給食センターは協議をなさいと書いてあるのです。市町村合併後に給食センターの統合については協議をなさいと書いてあるのです。だから、それをどこで協議したのですか。教育委員会で協議して決めることではないのです、これは。検討委員会もこういう委員会というのではないのですから、これはどこかで協議しなければ、それは最後に市長に聞こうと思ったのですが、当然しなければならぬと思うのです。ですけれども、今回それがいきなり統合が出てきたから、町村合併終わったら出てきたから、それは何も決めることができなかったのだらうと思うのですが、教育委員会が給食センター統合しますということを決める問題でないのです。と私思います。ですから、

教育長が一番先にこれ言ったのでないのですか。私のところにあります資料ですと、もうはっきり申し上げますけれども、18年2月2日にもう名寄給食センターで19年4月から統合しますということで協議しています。その辺からずっときているのではないですか、これ。この資料あるのですけれども。どこにそういうことになるのですか。合併協定書というのは、2月28日にホテル藤花で交わされているでしょう。その前にこんな話をしているのおかしいではないですか。だから、合併協定書守るのかと言っているのです。守っていません。協定書がまだ調印式も終わってちゃんとしていないうちからこれ19年4月からどうのってもうやっているでしょう、協議。だから、なぜ教育執行方針に19年4月1日に統合しますという年次を入れなかったのか。ということは、つまり私どもにするとそれをごまかすためにやったのかなというぐらいにしかならないのです。だから、それを聞いているのです。だから、これ違いますか。教育長が一番先に19年4月に統合したいと言ったのでないのですか。聞かせてください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまのお話は、平成18年2月ということ……

（「2月2日です」と呼ぶ者あり）

○教育長（藤原 忠君） 2月2日はちょっと私は記憶にはございませんが、2月24日には旧名寄市の学校給食センターの運営委員会がございました。この運営委員会の中で、給食センター所長から事務レベルで進められている、風連給食センターと名寄給食センターの一覧表を、ずっと何枚もあるのですが、それを示して、そしてこういう違いがある、こういう課題もあるということで、これはいろんな課題と比較検討しながら、課題を提出して御審議いただいたと、こういう経緯あります。しかし、そのときに19年4月1日に統合するので、こういう課題について審議してほしい

という議題ではございませんでした。ただ、合併に向けて大きく進んでいるので、その事務レベルの話はさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 違うと思うのです。そのときの2月2日に話したこと申し上げます。名寄からの話で、19年4月1日に風連町給食センターと名寄市学校給食センター統合します。名寄市の財政係長とも協議済みです。名寄市給食センターに統合した場合、風連町の高齢者給食の実施はできないかといったら、それはできないと。名寄市助役に報告済みです。こんな話ししているでしょう。統合は名寄市でどうだとかと、こんな話ししているでしょう、ちゃんと。それで、その後選挙が終わった後市長に尋ねたときには、そのタイプのものは特例債をもってそれをやるのがいいでしょうと。でも、統合には問題が解決してから統合してくださいということも書いてあります。だから、こういうことはおかしいのではないかと聞いているのですから、だからどうのこうのと言うのですけれども、教育長が一番先に19年4月1日に統合しますと言ったか言わぬかとさっきから聞いているのですけれども、言ったのですか、言わないのですか。言いませんか。言わないということですか。そうしたら、市長から言ったのですか。その辺ははっきりしてください。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議と十分に関係する議論でありますから、御理解をいただきたいと思って、答弁をさせていただきたいと思えます。

給食センターの統合につきましては、合併協議会の中の小委員会の中でずっと議論をさせていただきました。最初議論の手順といたしましては、まずは両教育委員会の事務協議をしていただきます。事務協議の中で上がってきましたものは、両教育委員会の事務協議の中で小委員会に報告がありましたのは風連給食センターについては老朽化

があると。もう一つは、維持管理の関係もあると。さらに、名寄と合併をしても配送距離について、検討しましたけれども、それも工夫によってはクリアできるだろうと。したがって、統合をしようという事務協議での場です。それを合併協議会に持ち上げて、小委員会で確認をさせていただき、小委員会では風連、名寄の給食センターについては合併いいでしょうということに確認をいたしました。ただし、その後であります。それは、10月の末か11月の頭であります。その後風連の中学校の改築工事に関係をいたしまして、これは小中一貫の教育ができないかということと相まって給食センターの併置ができないかという議論が出てまいりまして、さらにそれを風連町内の審議会、委員会でしょうか、に諮問をするということになりましたから、合併協議会では一応そこで小委員会としては結論として合併しましょうということを確認いたしましたけれども、それ以降のことで、風連町における審議の……

(何事か呼ぶ者あり)

○助役(今 尚文君) いやいや、関係ありますから。審議の内容について、それは左右されては困るから、それは決めましたと。そういうことで理解いただきたい。その後、合併協議会の幹事会の幹事長として、既に合併協議が調ったもの、調印はまた延びましたから、調ったものについてぜひ事務協議の段階でなるべく早くいろんな場面において協議を進めてほしいと。給食センターばかりの問題でなくて、あらゆる場面をなるべく早く協議をしておいていただいて、合併をしたら直ちにその協議が実現するような進め方ができないかどうかやってくれと、こういう指示を合併協議会の幹事長としてさせていただきました。今教育長から話があった部面は、協定書前にいろいろな事務局でのやりとりがあったというのはその辺でございまして、それは私どもの幹事会の指示で、決まったものはなるべく早く合併できるように、あるいはなるべく早く統合できるように、事務統合

ができるようにやってくれと、こういうことに基づいての議論だということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(田中之繁議員) 谷内議員。

○18番(谷内 司議員) だれが言ったのですか。だから、19年4月1日統合というのはだれが言ったかと聞いているのです。だれがの中で、理事者でだれか言った人いると思うのです。そうでないところに出てこないのですから。だれが言ったか、市長が言ったのか、教育長が言ったのか、助役が言ったのか、だれかが言ったのでないのですか。私余り怒りたくないのだけれども、そうやってごまかされると私は怒らなければいけないのですから。

○議長(田中之繁議員) 今助役。

○助役(今 尚文君) したがって、続きになりますけれども、なるべく早く統合や何かの議論ができるような土俵をつくってくれと、こういうことを受けて、19年4月1日に合併できるものは合併と、こういうことを前提にして事務局での議論が始まったということでもあります。その後の経過につきましては、谷内議員のおっしゃるとおり財政協議もありますから、財政課なども協議をしながら、起債の見込みがいたら4月1日から統合できると、こういうふうになってきたところでございます。

○議長(田中之繁議員) 谷内議員。

○18番(谷内 司議員) ここで今さら言たって、なかなか私言ったなんて言わぬと思うのだ、正直言って。私言いましたなんて言わぬと思うのです。それはいいのです。これは決まったから、それは仕方ないことなのですけれども、ただ最後に言おうと思ったの今言いますけれども、市長にですけれども、この合併協議で今後協議すると書いてあるということは、教育委員会が決めることでもなければ、総務文教常任委員会でもない、職員が決める問題でないのです。合併検討委員会で、同じ人数で、五分五分の人数が出てきて、風連、

名寄で協議して決めたものですから、それを決めたことをこれからどういぐあいにして、これからいっぱい協議することあると思うのです、協議検討というのが。その問題をどのようにして、どこかでそういうようなことを決めるというような団体というか、会をつくらなければならないと思うのです。今回なんか我々議員やっていたからといったって、教育委員会の方から、全員協議会もあるのにそこでさえ一言もその問題の説明もしないのです、統合の問題はどうだとかと。それもしないで、いきなり上がってきて、統合したい、補正をさせてくださいといって、それはそれで決まったからいいのですけれども、それだってなくて、やはりどこかでそれを協議するものをつくっておかなければならぬと思うのです。前回の北都新聞に書いてありましたけれども、それはおかしいのではないかと、これからこういう不安があるから、こういうことになるのだよ、だからそこをどこかで協議するという団体ですか、そういうものをなぜつukらないのだ、これではうまくないでしょうということが北都新聞に書いてありましたけれども、私もそのとおりだと思います。だから、市長にお伺いしますけれども、このことについてはこれからいろんな形の中で、協定書にある協議検討いろいろありますけれども、また市長自身も各地域に行って、住民懇談会等に行って意見を聞いたときもそれを集約して、今後協議という形になると思うのですが、そういうものも含めた中で、どこかでそれを協議して検討してもらうものをつくらなければならないと思うのですが、そのような組織をつくってやる考えはあるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいままるお話ございましたが、平成19年4月1日統合ということをお話したのは私でございます。ただ、ちょっと経過を説明しますと……

（何事か呼ぶ者あり）

○教育長（藤原 忠君） ちょっとお待ちください。風連町と名寄市の教育委員会の打ち合わせというのは、何回か開催しております。その中の平成17年6月3日の打ち合わせの中で、給食センターの統合について話し合いがなされております。その中では、最終的には統合の期日等については新市長の判断であり、新しい教育委員会誕生後とすることで両教育委員会の合意ができております。その後新しい教育委員会が誕生した時点で、私の方から平成19年4月1日統合ということをお話し申し上げた。これは、いわゆる事務レベルではさまざまな打ち合わせを済ませてきている、準備をしてきて、課題も浮き彫りにしていると、こういうことでございます。それから、もう一点でございますが、5月22日に総務文教常任委員会が開催しております。この中で、学校給食センターの所長より平成19年4月統合に向けて18年度改修工事を進める、そういう考えをお示しさせていただいております。また、7月3日には、議会終わった後でございますが、両給食センターを総務文教常任委員会で御視察もいただいていると、こういう経過がございます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 事実関係だけでありますけれども、先ほど長々と話しましたけれども、合併協議と小委員会では統合するという確認、そして風連中学校の改築の動きがありましたから、表現は、最後の表現は統合について協議をするというふうな表現にせざるを得ませんでした。しかし、地域の説明会では、風連も名寄も地域の合併説明会ではすべて統合をするということできましようというお互いの確認のもとに説明をさせていただきました。谷内議員おっしゃるように文言上協議すると、こういうふうに書いてある場合は協議の場が必要ではないのかと、こういうふうにおっしゃるのは、これは当然だと思います。ただ、一度流れからして私ども合併協議会の幹事会としてもこれは統合するという確認をしたから、ぜひ事

務作業を進めてほしいと、統合を前提にして進めてほしいということが一気に流れてしまったということでございますので、何とかその辺の流れを御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 流れで決めるものではないのです、日にちなんでいうのは。こういう流れだから、野球の試合やって、これ流れだから、これでいいなんていうことになりませんから、流れで決めるのではないのです。やっぱりそこで決めた19年という日にちを出すのは、そうしたら20年でもよかったのではないか、早急でなかったらということになるのですから。そういうのは、決まったことで、それは言いませんけれども、要するにそういう検討する場所をつくるということでもいいですね。それでは、その問題については、教育長が私が言いましたということですから、それはいいです。

その次に、教育委員会のあり方なのですからけれども、教育委員の会議は月1回行われるということなのですが、大体そうだというのですが、5月に5名の方が選任されて、その中であと互選で教育長が藤原さんに決まったのだと思うのですが、その後からについて、8月31日に初めて給食センター統合について話をしたと。それまで一回も話がなかったというのです。ですから、私としては何としても理解できないということがこれで、教育委員会の委員の皆さんは風連、名寄の学校は統合した、あらゆるもの社会教育から含めた中で全体のことを見渡して、いろんなことを考えて、問題を考えて、運営方法なり、その他の問題、あらゆるもの教育委員会が抱える問題を協議する場だと私は思います。それなのにその中で一番大変なこんな大きな統合なんて言っている問題が出てきているのに、まして未収金がどうだ、余剰金があるという、それなのに教育委員会として一回もそれが協議されていないのです、今まで、8月31日前には。なぜなのですか。その辺聞かせてくだ

さい。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 旧名寄市学校給食会にかかわりましては、学校給食運営審議会というのがございまして、この中で学校給食会の運営にかかわるさまざまなことについて御議論いただき、そして方針などについてもお話しいただいている。ですから、その運営審議会の中では今お話にありました未納金の問題とか、それから次年度充当金の問題とか、こういうものについてもいろいろ御議論はいただいているところでございます。ただ、統合については、先ほどもお話し申し上げましたが、新しい教育委員会が発足した第1回目の5月16日にセンター所長からそれについてのお話があった。とらえ方もあるのかなと、こう思うのでありますが、こちらは課題は提供しまして、そして委員さん方、会議は傍聴の議員方もおられると思うのでありますが、委員の中からそれについていろんな疑問点とか意見を受けるとか、こういうのを出す形になっております。ただ、議題、審議事項としては、お話のとおり5月16日には統合については上げておりません。ただ、いろんな形でボールを投げながら、毎月教育委員会を開催し、そしてその中でやはり疑問な点は審議でなくてもいろいろ御意見をいただいているのが通例でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 確かに今言ったのだと思うのですが、やはり教育委員会というのは委員の皆さん方は学校給食を初め、先ほど言いましたように教育委員会の問題全般的に協議する場なのですから、ましてこういう問題はちゃんとテーブルに着いて、議事録が残るような段階の中できちっと協議をしなければならないものだと思うのです。でも、今私がこれを言っても、過ぎたことですからどうにもならないのですけれども、そのようなことがないようにこれから、いろいろな問題があると思うのです。学校にしても、社会教育

にしても、スポーツにしてもいろいろあると思うのですが、それはやはり教育委員の方々が住民から聞かれて、この問題はどうかっているのですかと聞いたら、そんなの知らぬという言葉が返ってくるようではおかしいのですから。当然そういう問題は教育委員の人が知っていなければならない。ですから、そういう協議というのは、教育長が当然そういうことをやるのだと思うのですけれども、運営委員会がどうのじゃなくて、やっぱり教育委員が知っていなければならぬのです、問題は。そのために5名の方を選任して、私も賛成したのですから。その人から知らないという言葉が返ってくるというのはやはりおかしいのですから、これからはそういうことのないようにしっかりと教育委員の中で協議してください。そういうことでよろしく願いたいと思います。

それから、次にですけれども、給食費の問題なのですけれども、前もって申し上げておきますけれども、これは余り給食費の問題については我々議会でも中に入ることはできないのだということで、話もなかなかできなかったとかいろいろ話聞いていますけれども、今回のこの質問をさせていただくまでの間に、私自身風連の人からいろんな意見を言われるのが多いのだろうと思ったのですが、今回名寄の人の意見を相当多くいただきました。西小学校の親、南小学校の親、智恵文、中名寄の人たち、たくさん私と接しましたし、私のうちにも来ていただきました。その中で、いろいろ話をさせていただきました。そして、言ったら何も知らないのですということと言われたのですけれども、私自身も余り言っていい言葉でなかったかもしれませんが、親の方たちにあなた方が行政に対する関心がないから、そういうことになるのだと私言ったのです、そういう言葉で。本当に悪かったのですけれども。そうしたら、その親たちはそうですねと。何も知らないのですかと言ったら、何も知らぬと。何で私のところ来たのですかと聞いたら、前回6月のときの質問と、ま

た今回の質問をこうやっていただいて、私のところに来たらそれを教えていただけるだろう、説明してもらえると来て来たのですということであつたから、私はいろいろなことを教えましたので、その親たちはこの未収金の問題、あるいは余剰金の問題について私は言えないのです、こういうこと余り風連ですから言えないのだと言ったら、あなたに全権限を与えますから、この場でやってくださいということで親から言われていますので、これだけは理解してください。よろしいですね。

それで、給食費の中に400万円の未収金がある。それで、きょう人数的にもらったのですけれども、なぜ何年のときには全額払っているのに、次の年はそこはまた未収金が出るのですか。ありますよね。名寄南小学校、名寄西小学校、ことしは払ったけれども、次の年は未収金つくったとか、それがどうしてこういうこと、1年生が入学したからだけではないと思うのです。その辺はどうしてこういう傾向になっているのかちょっとお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 正直申しましてそこまでの分析はしておりません。ただ、卒業して、たまたま滞納した人が卒業したときは来年からなくなるのかなという感じはするのですけれども、それだけでは説明がつかないのではないかと思います。申しわけございませんけれども、そこまでの個人個人ごとのまだ学校ごとの分析などはやっておりませんので、詳しいことはちょっとお答えできません。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そう言われてしまつたら、もう私どももわからないのですけれども、本当に去年は払ったけれども、次の年はまた30万円、40万円の未収金が出て、また次の年は払ったとか、でこぼこなのです。だから、この給食の会計の規定を読んだときに、本当にいいのかなと思ったのですけれども、中に書いてありました

よね。各学校にその趣旨を説明して、データを出して、各学校単位で未収金を集めるために努力せいということになっているのですけれども、そんなことでいいのか悪いのか知らないですけれども、そのときそのことも私言いましたら、その父兄の人が言ったのは、この問題の未収金については未収金のある学校の責任において処理してくださいという名寄市民からの、親たちからの意見でした。これをここにのっけてくるなど。のっけてくるということは、400万円あるということは、この400万円の金は余剰金で払ってあるのです。だから、二千六百八十何万円というのですけれども、その余剰金がちゃんとなっていれば3,000万円以上の金があるのです、これ。それが2,600万円しかないということは、400万円払ったということは、まじめに払ってくれた人のお金の積立金で払ったということでしょう。だから、その親の人たちは各学校において、それまでやっているのだったら各学校で未収金が出たら解決してくださいと。その親たちは、本当に未収金があるとか余剰金がある、知らなかったと。なぜ知らないのだと聞いたのです。そこで一番大切なことなのですよ、教育長。よそ見しているのではない。こういうところで総会の議案をつくっているでしょう。これを各生徒の親に渡しているかい。その親たちは一回ももらったことないと、こういうもの。だから、未収金があるとか余剰金がある、そんなこと知らないのだと。おかしいではないですか。親から金を集めて決算して、運営委員会だけで協議して終わったと。それで、各学校のPTAの役員もいるからいいのだと、各父兄には何も渡さないのだと。そこでいよいよその金を使ったと。400万円が出たのは、それを余剰金で払ったとかと、そんなことなぜ親たちに周知しないのですか。お金がかかるのだったら、毎日生徒に帰るときに持っていってもらえばいいでしょう、連絡簿でも何でも。それぐらいの配慮できなかったのかい。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） この未収金の問題につきましては、実は随分歴史があるのでございます。今のようなお話も本当にそのとおりだと思うのでありますし、そういうふうにしてきた時代もございました。言ってみれば平成12年度までは、先ほど答弁で13年度以降と、こういうふうにお話ししたのであります。12年までは学校の責任でこの未収金ゼロの体制をつくってきたのであります。しかし、実態は学校で本当にどうしようもなく、極端に言いますとある方のポケットマネーを出しながら給食費を払ったと、こういう実態が出てまいりました。それで、名寄給食会ではそのことが大きな問題になって、それはやはりおかしい。学校の努力が足りる足りないの問題ではなくて、そういうのはおかしいということから、13年度から未収金も会計上にのせようと、こういう名寄給食会の皆さんの総意でこうなったのであります。それが1点でございます。

それから、未収金の徴収については、学校によって格差があるとは私は思いたくございません。各学校それぞれが努力しております。その中で、ある年は少なく、ある年は多くということがやはり生まれてきたのかなと。これは、未納をする対象のこともあるのかなと、こう思ったりしているのであります。学校の努力は、毎年それぞれの学校が同じようにしていただいていると、こう考えているのですが、やはり今の世の中の情勢といいたまじょうか、例えばちょっとほかの例を挙げてみますと士別市でも過去3年間で164万円ぐらいの未収金があるとか、あるいは稚内市では360万円ぐらいの未収金があるとか、それぞれ富良野市なんかもそうではありますが、今の時代といいたまじょうか、こういうふうに、だからいいということをお私言っているのでもございません。それぞれの市町村がこの未収金で大変苦労されてきているということがうかがわれるわけで、余り学校ごとにはっきりとこの未収金を出すこと自体もいいか

どうかという問題も給食会の中で議論をされたというふうに私は記憶してございます。そういう中で、理事会の中で未収金についてみんなで考えていこうと。これは、教育委員会と学校、保護者、みんなで考えていこうと、そういう流れになってきたということでもあります。

それから、もう一点御指摘ございました知らない保護者もいると、こういうお話でございましたが、先ほど岩木議員からも御指摘ございましたように、給食会総会に代表として出てきていない学校も実際は今までは存在したと、こういうことでございますので、これについては今後しっかりと、全部の学校が代表者が出てくればそういうことは絶対起きないと、こんなふうに、私たちは各学校に管理職を通じてしっかりとお話はしてきているのでありますが、実際に聞いていないという保護者がいたということはそれが不徹底だったと。それを解決するためには総会のあり方をまた改めて検討していきたいなど、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その説明ではちょっと私も不十分だと思うのですけれども、給食費の未納金をどうするかということであの中に書いてありますよね。データを各学校に配ると。それで、その学校の払っていない人の親たちに個別にPTAなり、学校の先生なり、その他の人がそのための努力すると。卒業生については、給食センターの職員が対応するのだと書いてあります。そのようにやっているのではないですか。ですから、その親たちの言ったのは、それだったら各学校で未収金なり出たものについては処理してもらいなさいよということですから、そのようにしてやってください。そして、この会計書もわからないから、未収金も何もわからないというのですから、これは代表者が来ていたからとといったって、全部に知らせなければわからないのですから、決まったこの定期総会の議案なり、予算書があるならば、全生徒に持たせて帰してください、親に。こういう

ようになりましたからと、持たせたら一番間違いないでしょう。代表者が出たからとといったって、聞いていない人は聞いていないとなるのですから、全員の生徒に持たすということは、これは家に届くことですから。そういうような形をとっていただきたいと思います。未収金についてはそのようにしてやってください。

それから、余剰金なのですけれども、聞くところによると、先ほど400万円なら400万円あったものについてはやると。それから、1年間のやっている中でいろいろな食材費や何か買っても金が足らぬから支払いしているのだということなのですが、そこで私おかしいと思うのが余剰金というのが運営資金の中に繰り込んでいい金なのか。年度末に2,682万円あるのだったら、今現在も2,682万円なければならぬです。その余剰金を給食費の金が足らなくなったから、おろして使ったとかなんとかと、そんなのあなたおかしいのではないですか。私そんなの信用できません。本当にその金が給食費が金が足らなくて使ったのか。あなた方が流用したのではないかとと言われても仕方ないのですよ。違いますか。そんなあやふやな形で親から集めた金を使っているというのは、私納得できません。あくまでもきちんと残ったものは、1年間銀行に貯金したら出し入れするものでないでしょう。運営費でないのですよ。それを運営費が足りなかったから使ったとか、何回おろしたとか、そしてまた返したとかと、そんなことやって、それがはつきり間違いなくなっているのか。それから、親たちが、これから申し上げますけれども、それも言われましたし、名寄の親が言いましたのはその金は私たちのお金ですから、年次的に私はこの子は9年間学校入れました、この子はそこで何年入れましたと、年次的に余った金がわかるのですから、私のもらい分は返してくださいと、教育委員会に請求をしたらそのお金は返してもらえるのですねと私は言われています。でも、それはできますとは答えていません。わかりませ

んから。ですから、そのような形で、本当ならそれは単年度決算でその人たちに余ったお金を返さなければならないお金でないですか。それを2,000万円も3,000万円も積み立てしておいて、それで運営資金に使ったとか、今月金足らぬからこれで払ったとか、おかしいのでないですか。どうですか。簡単に教えてください、時間ないですか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 剰余金という言い方はしておりませんで、繰越金ということで、次年度事業引当金という言い方をしているのですけれども、食材費関係で余っているということで、それは次年度の4月、5月、給食費の集まりが悪いものですから、そここのときの給食費、食材費の充当にしているということで、これは必ず会計監査を行うときに通帳の預金残高の残高証明書をつけていただきますので、それは間違いなくその分のお金についてはあるということを確認しております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 間違いなく剰余金となっていますよ。これにはなっていないけれども、別の方になったら、決算書なんか見たら剰余金と書いてありますよ、規約の中に。だから、剰余金でもいいのです。ただただ親から給食費として集めたお金が余ったから、積み立てして3,000万円になったと。それで、未収金が出たから400万円払ったと。そして、5年たったから不納欠損したと。まじめに払っている人ばかりでないですか、あなた。そんなことやっていたらだめなのということなのです。お金の使い道というのは、やはり集めたお金は集めたお金、きちっとしなければならぬでしょう。ですから、先ほど言ったように間違いなく親から返還の請求したら返してもらえるのですか、もらえないのですか。私その親御さんに答弁しなければならぬのですけれども、どうですか。返してもらえますか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 最初に申し上げてますけれども、学校給食会は私会計ということで、決して教育委員会の責任逃れをするわけではないのですけれども、私どもの方で教育委員会の方でこれは返しますとか返せませんとか、そういう具体的なお話はちょっとできかねるということでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そうしたら、どこにそういう請求を出したら、本当に親たちが払ったお金ですから、どこに請求したらそれは返還してもらえるのですか。教育委員会ですか、給食センターの所長さんに出せばもらえるのですか。それは後で聞きますから、いいのですけれども。

そんなことで、いろんな問題があるのですけれども、やはりしっかりとやってもらわなければいけないのと、それから確認なのですけれども、もしこの問題が解決しなかった場合には19年4月1日の統合はしないのですか、するのですか。それと、これからの給食会計については風連方式でやるのか、名寄方式でやるのか、それをどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） この次年度引当金のほかにも給食費にかかわる課題はいろいろございまして、今それぞれ給食部会と献立部会、今は献立部会はちょっと話題になっておりませんが、給食部会で鋭意議論していただいているところがあります。したがって、今度統合したときに新しい給食会の規約についても今議論してございます。そういう中で、今のいろいろな御意見なども私の方からこれはアドバイスといいたまいますか、アドバイスする形でその中に遺漏のないように含めていかなければならぬと、こう思っているところがあります。そして、今その給食部会でもそれらについての話し合いがかなり進んでおりますので、先ほど部長の答弁のように10月には各学校

の保護者の代表者の方、あるいは学校の代表者の方、担当者の方、一堂に会した中でこの経緯説明をすることができる、こんなふうになっているところがございます。こういう中で、しっかりと課題を解決して、平成19年4月に新たな私会計ではありますが、名寄市の給食会が誕生することを期待しているところがございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） ですから、その解決できなかったときには統合は延ばすのかと。解決をした時点で19年にするのか確認のためにと言ったのですけれども、努力していますって、当然努力しなければならぬです、施設の補正予算認めたのですから。そんなこと聞いているのではないのです。この問題が解決できなかったときはしません、解決できたときに統合しますという言葉が何で来ないのかということ。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） そのとおりであります。ただ、この未納金とか、それから次年度引当金については、名寄給食会の問題でございますので、それで名寄給食会の方でまたしっかりと御議論いただいて、解決の方策を生み出していただきたい、こう思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そうしたら、そのようにして、もしできなかったときには延ばすと、できたらやるということで私は理解したいと思います。

一番最後に、島市長なのですけれども、5カ月間がたちましたよね、合併してから。それから今まで、その中でやはり先ほども申し上げましたように何といても合併協定の中で新市の運営をしていかなければならないだろうと私は思っています。これは基本だと思っています。ですから、5カ月たった中で、市長としてかじ取りをしてきたのですが、この5カ月間を過ぎて、その協定書を守られてやっているのか、それに対して感想も含

めて発言をいただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併協議会の協議につきましては、御案内のように旧風連町17名、旧名寄市17名の34名、あと上川支庁の地域政策部長にも入っていただいて、平成16年4月以降鋭意合意形成に向けて議論をいただいて、協定書が調印されたわけでございます。しかし、時間的な制約もあって、どうしても方向づけはしたけれども、細目の決定まで至らなかったと、こういう事案があるわけございまして、それらについては合併後の協議を行うと、こういう方向づけをされているわけございまして、このことにつきましては執行責任である私の責任においてしっかりと進めていくと、こういうことであります。もちろんこれらの協議をする課題については、関係機関の皆さん方としっかりと議論をした上で誤りのない推進をしていくと、こういうことであります。

6月の議会、さらには今回の議会も通じて学校給食に対する熱心な御議論をいただいているわけでありまして、私はねらいは子供のためにしっかりと学校給食を提供していくと、こういうことにあるわけでございます。若干そうした推進のありようについて、目的は同じであっても進め方等について旧風連学校給食センターと旧名寄の学校給食センターに差があったというふうに改めて認識をしておりますけれども、この議論を通じて平成19年4月からしっかりと学校給食センターが運営され、しかも児童、父兄にも喜ばれる給食が提供されると、このことを信じておりまして、これからもしっかりとした御意見を、あるいは御指導をいただきたいと、このようなことを申し上げて、答弁にさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はす

べて終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午後 5時40分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 川 村 正 彦

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年9月14日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育長 藤 原 忠 君
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長	中尾裕二	君
市立大局学	森山良悦	君
事務局長		
監査委員		

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

23番 東 千 春 議員

28番 村 端 利 克 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

商工業の振興について外1件を、駒津喜一議員。

○5番（駒津喜一議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、さきの通告どおりに質問をさせていただきます。

先月8月に出されました市内商工業者を対象に調査しました市内金融機関の景況調査では、一部の業種では改善は見られるということで、全業種では景況は依然低調であると報告されております。市内の経済状況は、燃料の高騰などマイナス要因により依然厳しい状況にあります。今後の市内商工業の景況により、市内商工業に携わる労働者の生活にもかなりの影響があると予想されます。合併により商工業の構成も拡大され、商工業に対する新たな施策も必要になるわけですが、ここで新しいまちづくりを踏まえた商工業者に対する振興策についてお聞きしたいと思います。

最初に、改正まちづくり3法についてですが、平成12年度に大店法を大きく見直した中心市街地活性化法、大店立地法、改正都市計画法、いわゆるまちづくり3法が施行されたわけですが、この3法による全国のまちづくりに関する進展状況は、郊外量販店の乱立及び計画の実施に格差を生じるなどの点から大きく見直しがされ、今回の改正になったわけです。市街調整区域では大規模開

発許可の基準を見直し、これまで許可が不要だった病院、学校などの公共公益施設に対しても開発の対象となりました。また、農地転用などの準都市計画区域についても指定の権限を市町村から都道府県に移行し、近隣市町村の意見が反映されるようになりました。さらに、地域の主体性を生かすことを目的に、国から地方自治体へ権限が移譲され、自分たちの意思でまちづくりを進めていく可能性が広がったわけです。一方、消費者にとってはともに必要な商店街と大型店との共存共栄が図られるとともに、高齢者にとっても若者にとっても魅力あるまちづくりを地域みずからの手で実現するためにも関係者が一体となって地域ぐるみでまちづくりに取り組むことが何よりも求められると思います。それには改正都市計画法、建築基準法の完全施行までの間、郊外における大規模集客施設の開発を抑制し、これからは道が近隣市町村の意見を反映した許可になりますので、郊外量販店を含む出店行為に対する名寄市の考え方、姿勢を明確にすることが必要だと思います。新市総合計画を策定し、今後新しいまちづくりを進める過程で、改正まちづくり関連3法の内容をどのように受けとめて活用していくのかお聞きしたいと思います。

次に、小項目の2番目の小規模商業施設の誘致について質問させていただきます。住宅地区、特に東地区、またはさらに北地区においては、従来からのいわゆる住民に身近な商店がなくなり、高齢者や子供たちにとって不便で生活しづらい環境になってきている状況については、今までに各議員の方々が質問、要望されていましたが、行政側からの具体的な誘致策がないまま現状に至っていると思います。さらに、加えて今年度4月の医療保険報酬制度の改正により、北地区の個人病院でも院内調剤処方ができなくなり、病院を利用している近くの住民は身近な薬局店が一店もないために、処方できる場所に向くため交通費も負担になります。中心市街地に人が集まる要因としては

プラス要因と受けとめられますが、反面病人や弱者にとっては生活しづらい環境になりつつあるのが現状です。これらの対策として、店舗新設に際して市内商工業者への支援策が必要だと思います。名寄市の商工業者に対する補助金制度として、過去に平成8年度から平成14年度まで店舗、事務所を新築、または増築する場合、2,000万円まで3分の1支援する補助金制度がありました。この制度は市内全域に該当するもので、当時は有効に活用され、住宅地区にもこの補助金制度を活用して小売店舗、事務所が建設されてきました。平成15年からは、この補助金が形を変えて、中心市街地から40ヘクタールの地区だけに限られて実施されております。補助金制度は、時代の状況に応じて対応しなければいけないと思います。今住宅地区に小規模商業施設がない現状に対応するためにも、さらに郊外、中心街問わず、新規起業家に対する支援や新分野進出に対する支援策としてもこの補助金制度を復活すれば、新たな風連地区を含む名寄市全体の職業バランスを考慮した施策はできると思いますが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、3点目のソフトランディングについて質問させていただきます。建設業にかかわる環境は、市内経済にも大きな影響力がありまして、また季節労働者を含む従業員の雇用にも大きく関係することから、名寄市の主要産業の一つとして対応する必要があると考えます。道が進めてきた建設業の経営体質強化、新分野進出等、これらを含めたソフトランディングは、平成16年度から本年度平成18年度の期間において集中して取り組んでいる施策です。この施策について市内での取り組み状況をお教えいただきたいと思っております。

平成18年6月に公表された道内194市町村を対象にした道の建設業等ソフトランディング対策についての意識調査がされたわけですが、このアンケートの結果によれば7割が内容を理解している、さらに8割が今後道の支援を必要とし

ていると回答しております。当名寄市ではこのアンケートにどのように回答されたか公表できる部分でお知らせいただき、これからの支援についてもお考えがあればお聞きしたいと思います。

次に、大項目の2番目として、福祉行政の一つである福祉電話にかかわることについて質問をさせていただきます。一般的に福祉電話は、独居老人、または低所得者に対して行政が無料で貸与する電話の制度として理解されておりますが、関連する通信の部分で、昨日の木戸口議員の質問と重複はいたしますが、弱者が生命の危険を察知したときに連絡する災害弱者緊急通報システムについても福祉電話通信の部分であわせてお聞きしたいと思います。この二つの電話通信システムは、全国の自治体において名称はそれぞれ違った形で存在しますが、同じ内容で実施されている福祉制度の一つであり、高齢者や障害者などの弱者への福祉事業としてこれからも内容の充実化を図るべき制度と考えますが、今回の合併によりどのような設置状況になっているのかお知らせいただきたいと思っております。

またさらに、さいたま市を初めとする主な自治体におきましては、希望者に定期的に連絡をとり、利用者の安否を確認している自治体もありますが、当名寄市においては一度設置したところに対して長期、短期にかかわらず定期的に連絡はとっているのかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま駒津議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては福祉事務所長からの答弁になりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、商工業の振興についての1点目、改正

まちづくり3法についてのお尋ねでございますが、御案内のように中心市街地の空洞化に歯どめをかけようとまちづくり3法、大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法、つまりこれがまちづくり3法でございますが、その改正が整い、市街地再生の新たな枠組みがスタートしています。商業統計調査によりますと、名寄市内の年間商品販売額の動向をちょっと申し上げてみたいと思うのですが、旧名寄市では32億600万円、率に置きかえまして5%の増、旧風連では8億1,200万円の減、率に置きかえまして14.5%マイナスでございます。トータルでは23億9,400万円、率に置きかえまして3.5%の増という数字となっております。大規模小売店舗に占める割合は公表されておりませんが、現状大型店の状況から判断させていただいても、一般小売店においては相当大的なダメージを受けているものと推察するところでございます。このようなことから、中心市街地をしっかりと堅持していくことの必要性を感じているところでございます。まちづくり3法の完全実施となっても市内小売店舗が安心できる状態では決してありません。より一層商店街、消費者を巻き込んだ形で真剣に議論、協議し、オール名寄でまちづくりを考えていくことが求められております。市といたしましても商工会議所、商工会、商店街連合会と連携をとりながら、大型店の動きなど情報をキャッチし、対応について協議してまいります。

また、広域的な対応についてであります。これまで一つのテーブルでの協議はしておりませんが、今後は上川北部における会議設定などにより情報交換を行い、対応策等について協議してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の住宅地域に小規模商業施設の誘致というお尋ねでございますが、東地区の商業施設につきましては兆しはあったものの、予定されていた方の事情で話が中断しております。残念ながら実施には至っておりません。関係団体に働きかけ

を行いながら、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。また、北地区においては、北斗団地の開設以来長年商いを続けてきておりました北斗ストアは、モータリゼーションと変化する消費動向の中にあつてやむなく閉鎖に追い込まれたところでした。今後の動向につきましては、建築課サイドにおいても協議を行ってきておりますが、なかなか難しい状況にあります。北斗団地の建てかえにつきましても計画されておりましたが、その際においても団地内店舗用地を確保しておりますので、その対応につきましても庁内協議を行ってまいります。

店舗、事務所に対する補助金につきましては、議員御質問のとおり平成14年度までは全市的に対応してきておりましたけれども、15年からは町中活性化をねらい、中心市街地に活力を誘導していきたいとの思いから実施してきているものでございます。その時期に対応した支援が求められており、前条例改正において中心市街地活性化基本計画の重点地区における支援として中心市街地活性化、まちなか居住、コンパクトなまちづくりの視点からも対応してきたところで、全体的に補助を拡大することは非常に難しく、めり張りをつけた施策を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

3点目でございますけれども、建設業のソフトランディングについてであります。建設業を取り巻く厳しい環境の中で企業戦略として経営の多角化、新分野進出は重要なものと考えております。市内における建設業界の動向として先月発表された名寄信用金庫の景気動向調査の建設業によると、市内の建築確認申請は前年同期、1月から6月でございますけれども、若干上回ったもののマンション建設は一段落の様相を呈しております。今期の業況ID値は前年同期と比較して横ばいで大きな変化はありませんが、売り上げ、収益ともにその数値は悪化しており、利幅確保は引き続き厳しい状況にあります。御案内のように

北海道では多角化や新分野進出を考えている企業をサポートするためにアドバイザーを派遣し、問題点や取り組むべき内容の情報提供やアドバイスなどを行ってきております。特に建設業のソフトランディング対策は、今後より一層地域における取り組みが重要になってきていると認識しております。市内におきましては、有限責任事業組合、LLPですが、これが設立され、平成18年度において名寄市の指名業者に指定され、事業展開がなされております。また、道内建設業においては、公共事業の削減傾向の中、新分野に進出し、多角化を図っている企業は2割にとどまっている調査報告がなされております。

意識調査につきましては、今年2月に実施され、市町村におけるソフトランディングの認知度、建設業の位置づけ、現状・課題等についての回答をさせていただいているところでございます。回答は、認知度はおおむね理解をしている、位置づけは主要な産業である、それから現状・課題は営業開発等の不足、有望な進出企業は農業関連、環境リサイクル、それから住宅リフォーム関連と報告を出したところでございます。FMラジオ、培養土製造、サービス業、それからリサイクル業などの支援を行ってきているところでございますけれども、新分野進出への課題につきましては資金調達、人材育成・確保、市場開拓と言われておりますので、今後も商工会議所、商工会、建設業協会、金融機関との連携をとりまして、支援策の周知を含め情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目二つ目、福祉事業について、合併による福祉電話についてお答えを申し上げます。

福祉的な電話連絡体制といたしましては、一つには電話加入権を持たない独居老人等の世帯に対して緊急時や生活相談等に対応するために福祉事

務所が貸与します福祉電話設置事業と上川北部消防事務組合が管内で心疾患等のひとり暮らしの高齢者等が急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な救急体制をとることが可能となる災害弱者緊急通報システム事業がございまして。

まず、福祉電話の設置状況でございますが、現在名寄市内で5器、風連町で1器、合計6件の利用状況となっておりますが、ここ2年ほど新たな設置希望はございません。次に、緊急通報システムの設置状況でございますが、平成17年度末では名寄地区では200器を保有し、155世帯に設置をしております。風連地区では90器を保有し、75世帯に設置され、安心、安全の確保の一翼を担っているのではないかと考えております。

設置されている方と見守りを含めた定期的な連絡についてという御質問でございますけれども、この設置目的が緊急時という非日常的なものであるため、この機器を利用しての定期的な連絡は行っておりません。しかし、特に独居の高齢者世帯などで安否確認の必要のある方につきましては、保健師や民生委員による訪問活動、必要によってはホームヘルパーの派遣やデイサービスでの送迎、また配食サービスなどで健康状態を確認しながら行い、安心な環境づくりに努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） それでは、再質問させていただきたいと思っておりますけれども、順番が逆になりますけれども、最初に大項目の2番目の福祉電話通信について再度質問をさせていただきたいと思っております。

福祉電話無料貸与の方は7件ということで、非常に数が少なくなっているというのは、これは市民がそれぞれの形で通話する手段を持っているということで、弱者にとってもそんなには困ってはいないという状況の数だとは思いますが、この制度がなくなれば困る方も出てくるわけで、少数と

はいえこの制度も続けていっていただきたいと思っております。

もう一方の緊急通信システムですけれども、こちらの方は200個あるうち155世帯が使われているということで、消防事務組合の部分にも関係することですけれども、大変いっぱいいっぱいの状態ではないかと推測できます。したがって、順番を待っている人も多々あるのではないかとこの間一市民の方からお話をお聞きしまして、市に相談してから半年かかって設置されないと、調査に来られないということで、関係者の方が民生委員の方に相談したところ、即設置されたというお話をお聞きしました。この事実関係は私自身双方に確認したわけではないので、これは本当なのかどうか問いただしはできないのですけれども、ただ申請からこういった状況調査に至ってどのような対応をされているかお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどの説明の中で福祉電話の設置状況でございますけれども、名寄地区で5件で、風連地区の1件、計6件ということで、済みませんけれども、御理解をいただきたいと思っております。

御質問のございました緊急通報システムの具体的な申請の流れでございますけれども、本人、または代理の方が高齢福祉の窓口の方に御連絡をいただきましたら、保健師が民生委員の方々と一緒に御本人の状況を調査させていただいております。その結果重度の心疾患等によりまして設置が必要と判断された場合については、消防と調整をいたしまして、機器を取りつけ、供用開始となると、このような手続になります。

今の御質問の件につきましては、具体的な状況が把握できておりませんが、お互いの設置に伴います聞き違い、行き違いといったような誤解があったのかもしれない。設置を希望される

方に誤解を与えることのないよう、窓口対応には十分注意を払い、適切に対応してまいりたいと思っております。さらに、申請から供用開始までの手続につきましては、迅速化に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） わかりました。市民にとっては、福祉行政に対しては非常に敏感になっている部分もありますので、今答弁いただいたとおり、今後とも誤解のされないような対応で、民生委員との連絡を密にさせていただいて、スムーズに運営できるようお願いをしておきます。

また、定期的な連絡がとれないために長期入院などによる長期の不在の設置状況が把握できていない現状にあると思っております。そういった部分も今後とも定期的に、長期、短期でも構いませんけれども、連絡がとれるような体制づくりというのを要望していききたいと思います。

また、今民間の団体がBフレッツの普及のために活動しておりますけれども、通信情報環境が整えばまた新たな機能を持った、システムを持った機材、機器というのが出てくるので、この手元にありますNTTの機種もBフレッツに対応した機能を備えた少人数でも定期的な連絡がとれるようなシステムづくりというのがされているみたいなので、そういったBフレッツなどにより、光ファイバーによる通信環境が整えばいろいろな福祉サービスも可能になってきますので、こういった情報も福祉課の方でもいろいろと入手していただいて、これからの福祉行政に役立てていただきたいと思っております。これは答弁は要りません。

続いて、商工業の振興についてですけれども、御答弁いただいたとおり、今市内小規模事業者は本当に厳しい経済環境下にあるわけでございます。改正まちづくり3法については、今後の中心街活性化と市街地再開発事業を含めたそういった二つの行政のまちづくりに大いに期待しているところ

もありますので、さらに大型店、集客施設の建設についても事前に御答弁ありましたように近隣町村と情報を密にさせていただいて、それぞれの意見が反映されるような形で対応していただきたいとお願いしたいと思います。

また、この中心市街地活性化と市街地再開発事業につきましては、後ほど同僚議員の黒井議員より鋭い質問があると思いますので、私の方からはこの程度で、お願いをする形で終わらせていただきたいと思います。

次の2番目の小規模商業施設に対する支援でございますけれども、合併前の風連町ではこうした補助制度というのは全くなかった環境だったのですけれども、合併に関して旧風連町民のみならず、旧風連町の事業主も合併してメリットがあるのかどうかというのを非常に気にしているところでございまして、ただいまの答弁ではちょっと無理だという御答弁をいただいたのですけれども、この補助金制度を復活させていただければ、中心街に限らず風連地区郊外の事業主のビジネスチャンスも広がるわけですので、この風連地区の商業の活性化を含めた部分でもう一度この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの答弁お聞きしましたら、中心市街地の活性化を主体にしたいという部分では、私はそれはこの補助制度は必要だということで、このまま推移して、もっと活用していただきたいというのは賛成なのですけれども、ただこの制度を撤廃して、前の補助金制度を復活させるということを言っているのではなくて、今までである中心街を中心にした補助制度を残して、それに新たに加えて前の補助金制度を復活してはどうかという問い合わせでしたので、その辺御理解いただいて、御答弁いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） お話をいただきました。ありがとうございます。旧風連町では、持ち家住宅に対する制度というのはかつてはあつ

たのですけれども、これは個人向けの住宅でございまして、特に商店街の部分にかかわる部分につきましてはこういった手厚い支援策というのは正直ありませんでした。大変名寄は厚い支援をされていたのだなということで再認識させていただいたところでございますが、御案内のとおり今度合併をさせていただきましたから、旧名寄、旧風連のそれぞれの商業者の往来が、行き来が活発にされているというふうにもお聞きしておりますし、見受けられるところでもあります。そんな意味では、この制度の部分につきましてはどういうことで存続できるのかも含めて、私どもの方の審議会がございまして、中小企業振興審議会の中で御意見等を賜りまして、どういうふうなことの支援が望ましいのか等々についてお話をいただきたいというふうに考えておりますので、その場面で検討させていただきたいと思っております。

それから、旧の部分そのまま復活させて、旧を新にしたと、したがって新の部分をなくして旧に戻せということではないということで、それは理解をしておりますので、今お話しさせていただいたのは町中の分は町中の分、それから新たにというふうに理解をさせていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） 中心街とは別に理解していただいたということであれば、ついでにこの制度を復活していただくことに理解をしていただきたいと思ったのですけれども、その辺は難しいということなのですけれども、その難しい理由というのは財政面でおっしゃっているのかちょっとわからないのですけれども、もし財政面でおっしゃっているのであれば、平成14年度のこの制度の実績と、そして今現状使われている変わりました新しい制度の補助制度の実績とをこの場ですぐわかるのでしたら、わかりますか。では、お教えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 今お尋ねいただきました。旧といいましょうか、14年度まで制度として存続されておりました企業立地促進条例によりますところの制度でございますが、ちょっと申し上げたいと思いますが、平成9年度から平成15年度までの分でございますが、全部で16件、額に置きかえまして1億986万4,000円、約1億1,000万円というふうに御理解をいただきたいと思っておりますが、それが14年度までの分でございます。新たな部分につきましては、中小企業振興条例によるものでございまして、これにつきましては15年度からスタートさせていただいておりますけれども、現在では2件、額に置きかえますと1,066万円というふうなことで推移させていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○**議長（田中之繁議員）** 駒津議員。

○**5番（駒津喜一議員）** ただいまお聞きしまして、前の補助金では7年間で1億何千万円ということで、1年に平均すれば1,000万円程度の支援金だと思います。それに比べて新しい中心市街地の立地する促進条例では2件ということで、非常に件数も少なく、金額もそれなりの金額だと思うわけです。この程度の前の補助金を復活させて、年間1,000万円の支援金というのは、財政的に非常に厳しい金額なのかなという感じがいたします。ましてや今、再三申し上げますけれども、旧風連町が合併になって新しい風連地区として商業者のこれからの活性化と、そして事業展開をやりやすくするためにもぜひこの程度の予算の範囲であれば復活させてもいいのではないかとこのところはあるのですけれども、その辺どうでしょうか。

○**議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 繰り返しの答弁になるとは思いますけれども、今御指摘いただきました部分につきましては、先ほどの御答弁に戻りますけれども、そういった審議会の中でお話の出たものを御報告させていただいて、その中で御議論

いただいて、方向づけをしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○**議長（田中之繁議員）** 駒津議員。

○**5番（駒津喜一議員）** 何回質問しても同じような答えが返ってくるような気がしますので、この件につきましてはぜひ前向きに検討していただくようなところまで持って行っていただけるように、今後とも御検討をいただくことでお願いをしていきたいと思っております。何回も言うように今商工業者は大変なのです。ましてやまちの顔と言われる商店街がともに地域としてまちの顔として存続するためにもぜひ活力が出る補助制度を有効に対応していただきたいというふうに考えておりますので、その辺強く求めて、この件については終わりたいと思っております。

次に、建設業のソフトランディングの事業でございまして、私の認識ではリサイクルとFMの関係の2件だと思っておりますけれども、いろいろと市内の業者では動きありまして、また希望としても農業の参画をしたいとか、そういった部分もあるようで、これからもこの部分は、今年度で終わるといふ施策ではありませんけれども、強化しているということなので、特に研修会、あるいはそういった説明会、そういったものも各関係団体と協力して、数多く開催をしていただいて、一般事業者の方に周知をしていただいて、その上でいろいろな支援をしていただくよう求めておきたいと思っております。

後ろで声が聞こえますので、私の質問は以上で終わらせていただきますが、最後に言ったこの補助金の復活を最後に再度お願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○**議長（田中之繁議員）** 今助役。

○**助役（今 尚文君）** 過去の経緯から含めまして少し承知しているものですから、私の方で答弁をさせていただきますけれども、お話ありましたとおり中小企業振興条例と中小企業の企業立地条

例を使いまして企業の支援をしてまいりました。当時はやはり中心市街地への何とか誘導策をといたことでの背景で、中心市街地の区切った面積の中での状況でやってきました。ただ、合併後は少し状況が違いまして、中心市街地に指定した面積だけでこの補助制度がいいか悪いかという判断、特に風連地区の場合には各集落にお店屋さんが頑張っていると、こういう状況もありますので、その中心市街地へ誘導した制度と、それから現状と見比べてみて、どういう対策が必要なのかということが必要になってくるというふうに思いまして、ただ財政上の理由だけでよしあしという判断ではなくて、当時の状況と今の状況どう違うかと、そのことを中小企業振興審議会の中に意見反映をさせていただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

道の駅について外1件を、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長の御指名により、通告順に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、道の駅について質問させていただきます。昨日東議員の質問により、道の駅建設につきまして詳しく御答弁をされておりましたが、私も質問をさせていただきます。全国的にその土地柄と特色を生かした新しい道の駅が次々と建設されております。北海道においてもこの北国ならではの新しい道の駅が誕生しております。名寄市にも南の出入り口として道の駅の建設に向けて協議が進められており、建設水道部と経済部による庁内検討組織において道内視察研修が行われ、情報を生かし、さらに検討を加えるとの9月1日定例会初日において市長が行政報告で述べられておられました。北海道の背骨と言われております国道40号線を有する名寄市として大きく期待されるところです。名寄市の南出入り口の国道40号線は、東へ国道239号下川方面、

西へ国道270号朱鞠内、羽幌方面、それから北上する稚内方面へと向かう交通の重要なかねめとなっております。そこで、名寄市の道の駅について質問してまいります。

道の駅に壁画の案内看板の設置を。名寄は、豊かな大地ときれいな空気とおいしい水は大きな財産となっております。また、モチ米耕作面積日本一として誇れるまちになりました。平成15年度に風連地区に壁画が松岡義和前名寄短期大学学長の指導のもとでピカイチふるさとを創る会が中心となり、農業用水榭にピカソの「ゲルニカ」、今道立近代美術館で催されておりますが、クレーの「英雄的な弓の運び」、ミロの「女、鳥、星」、モンドリアンの「トラファルガー」の名画4作が描かれました。また、平成16年度から農業施設に農村景観を生かしてミレーの「落穂拾い」、平成17年度はミレーの「晩鐘」、そして18年度はミレーの「羊飼いの少女」が描かれて、訪れて見る人たちの目に安らぎを与えております。名寄地区には名寄神社坂の南9丁目目に旧名寄市の歴史を描いた壁画と国道40号線の高規格道路の下壁にこれも松岡義和先生の御指導でモネの「睡蓮」とひまわり畑の様子が描かれております。この地にも市民個人が描いている絵がところどころで見受けられて、行く人たちの目を楽しませております。このように市内にはすぐれた壁画が数多くありますことから、壁画のまち、芸術、文化のまちとして新設される道の駅に壁画マップを設置してはと考えるますが、考え方をお伺いいたします。

次に、交通安全を促す看板の設置を。現代社会においては、自動車なしでは生活ができないと思われるくらいに生活の一部となっており、また私たちの北海道の日常生活は広い面積の交通手段として自動車の利用が欠かせないこととなっております。北海道の交通事故死は、昨年平成17年は全国ワーストワンを返上いたしました。このことは関係機関と道民が一丸となって取り組んだ結果と考えます。しかしながら、名寄警察署管内に

において残念なことに交通事故死は平成17年に7名、18年、今年に入り4名が交通事故によりとうい命が失われて、大変残念なことです。行政もあらゆる機関と連携を図り、交通安全、事故防止の啓蒙啓発活動をして、歯どめのかからない交通事故の減少の取り組みをされております。また、風連地区、名寄地区には事故防止の啓発の看板が設置されておりますが、自動車で行く中ではつい見逃すことが多いのではないのでしょうか。そこで、先ほど壁画の案内看板の設置について質問いたしましたが、名寄市は交通のかなめ、要衝でもありますことから、道の駅に交通安全を促す看板を設置をして、ハンドルを握る人たちにはもちろん立ち寄り人たちに交通安全運転の啓蒙啓発を行い、事故防止に努めてはいかがでしょうか。考え方を伺います。

次に、大項目、男女共同参画社会について伺います。私が議員になりましたから男女共同参画社会にかかわる質問を今までに幾度かさせていただきました。今年3月に旧風連町と旧名寄市が合併し、名寄市としてスタートいたしました。そこで、改めて名寄市における男女共同参画社会について伺います。

男女共同参画の推進について。国では1999年、男女共同参画社会基本法が公布、施行となりました。北海道では2001年、北海道男女平等参画推進条例が施行されました。旧風連町でもさまざまな方法で男女共同参画社会について取り組まれてこられたと存じますが、どのように取り組まれてこられたのかお知らせください。旧名寄市においては、女性団体の協力や講演会、フォーラム等の開催を通して推進してまいりました。また、市職員による男女共同参画検討委員会が発足し、下部組織にワーキンググループが構成され、市民800人を対象に男女共同参画に関するアンケートが実施されました。市民の意識や生活実態の基礎資料をもとに、名寄市男女共同参画推進計画の素案を作成されたことは承知しております。この

ことと同時に、市民各団体の推薦や市民公募による委員で構成組織の名寄市男女共同参画推進計画策定市民委員会で素案の検討を多く重ねて、男女が平等に個性と能力を発揮できる社会を目指した推進計画が作成されました。男女共同参画社会の実現のためとして計画の基本目標が示されており、この計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間としております。ただし、毎年進捗状況を再評価し、国、道の動向や社会情勢の変化に応じて見直し、検討しますとしております。そこで、平成17年3月に出されました旧名寄市男女共同参画推進計画を今後どのようにされようとしているのか考え方を伺います。

次に、名寄市における男女共同参画社会の推進、行動計画の取り組みについて伺います。国では、平成12年12月に男女共同参画基本計画第1次が閣議決定し、男女共同参画社会基本法が制定され、平成13年1月から施行されました。平成17年12月27日に男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画第2次が閣議決定されました。そこで、名寄市としてこれからの男女共同参画社会の実現に向けての推進、行動計画について考え方を伺います。

以上で私のこの場での質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま宗片議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、風連の道の駅について、1点目でございますが、風連の道の駅に壁画の案内の看板の設置ということでのお尋ねでございますが、旧風連町では平成15年からピカイチふるさとを創る会が主催し、松岡先生の御指導のもとに小中学生、短期大学生、市民、町民の皆さんの参加によってこれまでにピカソの「ゲルニカ」を初めとして七

つの作品のヨーロッパ絵画を農業用水路柵、農業用施設の壁面を利用して描いてきたところがございます。大きな壁画では高さ8メートル、幅10メートルの巨大な壁画もあります。近くでは見えにくいために遠くから見る鑑賞ポイントマップやそれらをまとめた農村景観マップ、パンフレットを活用し、皆さんにPRしてきているところがございます。また、市内には高規格道路などたくさんの壁画や絵画があることを承知いたしております。御質問の案内看板については、情報の発信機能として北国博物館、健康の森、ひまわり畑などの観光ガイドマップを想定しておりましたが、御質問にありますように壁画など芸術、文化も取り入れた名寄案内マップ看板を検討するとともに、パンフレットなどを用意してPRに努めていきたいと考えております。また、今後情報の発信につきましては、芸術、文化を視野に入れ、関係機関と十分協議し、進めてまいりたいというふうを考えております。

2点目でございますけれども、交通安全を促す看板の設置についてでございますけれども、交通事故は幸せな家庭から一瞬のうちにとうとい命が奪われ、無残で、しかも家庭崩壊へと追い込まれるという事故が毎日のように起きております。中でも起きてはならない飲酒による事故は後を絶たず、若い命や若い命が奪われるなど、悔いても悔やみ切れない残念、無念な事故が連続起きております。交通事故を起こさない、遭わないためには、歩行者、ドライバーの安全運転に対する意識の高揚が極めて重要と考えております。御質問の道の駅では、ドライバーの休憩機能はもとより道北圏域をエリアとして道路マップ上にそれぞれ所在する道の駅の位置、距離等を記入した広域道の駅マップ案内看板を想定いたしております。案内看板で現在地から目的地までの距離、峠、カーブ、事故の発生現場などの情報を確認することにより、心にゆとりを持った安全運転を促すことができると思いますし、またその中に交通安全に関する啓

発用語などを取り入れ、安全運転意識の啓蒙啓発に努めたいと思っております。関係機関と十分協議し、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは大きな項目の2点目であります男女共同参画社会についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の男女共同参画推進計画についてでございます。名寄市男女共同参画推進計画につきましては、平成11年制定の男女共同参画社会基本法の理念を尊重し、国や北海道のプランの趣旨を踏まえまして、市民団体の推薦や公募による委員15名で構成する名寄市男女共同参画推進計画策定市民委員会の精力的な取り組みで平成17年3月に策定されたところでございます。本計画は、5本の基本目標を掲げ、計画期間を平成17年度から平成26年度までの10年間としております。御質問にありました旧風連町におきましては、男女共同社会の実現に関する施策の取り組みは特になかったところがございますけれども、合併後におきましては旧名寄市の計画を基本として策定するとの確認をしているところでございます。

また、平成17年度におきましては、計画の進捗状況評価を行いました。今後は、名寄市における庁内検討委員会において推進計画の内容に時点修正を加え、計画期間の改正等を精査の上、市民委員会に諮ってまいりたいと考えておりますし、またその過程におきましては市民委員会の方でいただいております御提言も尊重するように努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の推進行動計画の取り組みであります。平成17年12月27日に閣議決定されました男女共同参画基本計画は、男女がともに輝く社会を基本的な考えとして策定されております。改定のポイントといたしまして、一つには政策、方針決定過程への女性の参画の拡大、二つ目とい

たしまして女性のチャレンジ支援、三つ目といたしまして男性にとっての男女共同参画社会など、10項目が挙げられております。具体的な内容では、女性指導者の占める割合の達成年次と達成率、防災等の新たな分野への取り組み、多様な勤労形態からの選択と社会保障など、従来にも増して明確に示されております。本市におきましては、名寄市男女参画推進計画策定から日が浅いことと取り組みが始まったばかりでありますので、当分は本計画に沿った推進活動に努めてまいりたいと考えております。

なお、来年度は専任職員を配置をして、推進計画の推進体制を確立し、各種取り組みに努めるとともに、将来は条例制定に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ただいまそれぞれお答えいただきました。幾つか再質問と要望をしてまいります。

まず初めに、道の駅についてですけれども、私たちが住む北海道、田園風景が広がる道北は、季節ごとに表情が変わり、四季折々の花を咲かせております。この名寄は、冬にはスノーダストと言われている純白の雪原を雪煙を舞い上げて走るピヤシリシャンツェのスノーモービルや今や観光の目玉とされているダイヤモンドダストが舞う自然現象のサンピラーなど名寄の観光資源があります。また、雪のない季節には望湖台の数ある花の観賞、健康の森、ピヤシリ温泉、広大なひまわり畑、そして各所に描かれている壁画の数々が訪れる人たちに喜ばれております。

お答えをいただきました観光ガイドマップやパンフレットのPRを用意されているとのことですが、市内の幾つもある壁画を回って鑑賞して芸術、文化のまちを楽しんで、通過型から滞在型の旅行をしていただくためには、道の駅施設等壁などの利用で壁画の案内を直接目に触れるPRとしては

いかがでしょうか。パンフレットだけでは、私もよく道の駅に行ったりするのですが、パンフレットを持っては歩くのですけれども、なかなかそこに行くまでには時間がかかるということも私も体験しております。直接目に訴えるというのでしょうか、目で触れて、そしてパンフレットを持ちながら目的地まで行くという、目に訴えることが一番大切ではないかと考えますが、考え方をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお答えをさせていただいた中のパンフレットということにつきましては御理解いただきたいと思っています。さらにお尋ねでございますが、道の駅の建物の多分センターハウスになるのだらうと思っておりますけれども、その道の駅のセンターハウスの壁面を利用して絵をかけないかというようなお尋ねでございますけれども、これにつきましては今までの分につきましては倉庫を中心として、比較的絵のかきやすい壁面が用意されておりましたから、それにマッチした形で作成してきたのですけれども、道の駅につきましてはどういった建物のつくりになるかということでございますが、窓などのオープンスペース等がありましたらちょっとふつり合いになるのかなというような懸念もしておりますから、そこら辺につきましては十分検討しながら、関係者と協議をさせていただきながら、取り進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。

交通安全を促す看板なのですが、広域道の駅マップの案内看板の設置とお答えいただきました。案内板で、現地から目的地までのさまざまな情報提供により、安全の啓蒙啓発により事故防止の抑止力になることを切望いたします。

道北圏エリアの広域道の駅マップ案内の看板、

情報ですね、点在する道の駅の現在の状況、例えばポイント、ポイントに天気情報、またそこそこのイベント情報など光ケーブルを利用したの情報発信をしてはどうかと考えますが、考え方をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今道の駅は、御案内のとおりトイレと、それから駐車場が確保されておれば道の駅としての要件は整うのですが、それに付随するあらゆる施設を、複合施設をつけて、その地域の独自性、それから情報の発信の源というふうに私ども押さえておりますから、そういった意味ではお話ありましたように身近な情報、天気だとかイベントだとかというような、そういった広域を含めた情報発信につきましては、今後も利用者の立場に立った部分の中で検討していきたいと思っております。

それから、今私どもの方で入手している中では、コカコーラさんと道開発局との中で自動販売機の一部に電光掲示板つきのそういう情報発信を既に試験的にやるというような情報をキャッチしておりますから、そういったものも今後情報提供の部分としては使えるのかなというふうなことで押さえておりますから、これにつきましてはまた道開発局とも十分御相談をさせていただきますが、数多くにはならないかもしれませんが、そういったことも一つの考え方の中に取り入れて、情報発信基地の機能を高めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 私は、本当に道の駅大好き人間でして、車で移動するときにはそこそこの道の駅になるべく寄るようにして、その道の駅の個性なり、内容を見て回っております。今お話ありましたように情報発信ですけれども、パネルで道の駅の情報を提供しているところもありますし、またボタン押しで、目的のところを押せば

そこから情報発信、そして見るということもあるのですけれども、なかなか画面で流れてくるのを待つ時間ですとか、それからボタン押し操作のできる人はいいのですけれども、お年寄りですとか操作がわからないでまごついている方よく見受けられますので、一目でぱっと目に入るような、そういうサービスをしていただけないかなというふうに考えております。本当に物品販売などどこでも同じようなことをしておりまして、ただトイレタイムだけに利用されることであれば大変残念なことです。道内では既に九十数カ所に及ぶ道の駅がもうできていると聞いております。この地域に足をとどめてもらうためには、名寄をPRするためにほかに類のない個性のある道の駅でなければならないと考えておりますが、考え方あればお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今宗片議員からお話ありましたように、全く同感でございます、この地域にふさわしいといいましょうか、マッチしたいいわゆる道の駅づくりを目指したいというふうなことできのう東議員の御質問にもお答えさせていただいております。今後一定程度成果品等が出てまいりますから、それを基礎にしながら、多くの方々に御参加をいただいて、御熱心な検討会議、あるいは庁舎内の検討委員会等の中で詰めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。

次に、男女共同参画社会についてお伺いいたします。私が議員となりました平成11年6月の第2回定例会において初めてこの男女共同参画について質問をさせていただきました。その後平成12年定例会、平成14年定例会、平成15年定例会で質問させていただきました。また、熊谷議員も平成14年定例会で男女共同参画について質問

されております。

そこで、男女共同参画推進計画についてお伺いいたします。旧風連町の施策の取り組みにつきましては、特段なかったということでした。旧名寄市では北海道男女平等参画推進条例を受けて、平成16年度から男女共同参画を進めるための行動計画を策定する作業に入りました。隣の士別市では既に平成13年にはアンケートをとり終え、男女共同参画行動計画の策定に取り組み、平成15年度から本格的な取り組みをしております。平成11年度の私の質問は、推進計画に当たり大変重要な課題と取り組みと計画が予想されましたので、専任の組織と専任職員の配置が必要と質問で考え方をお聞きしました。答弁は、大変広域な行政分野にわたっているので、庁内の各セクション十分な連携をとり合って、女性に関する施策の推進に積極的に取り組みたいとお答えでした。翌年の定例会でその後の経過と取り組みについて質問いたしましたが、全庁的な深めた論議にはまだ至っていないのが実態であるというお答えでした。熊谷議員の質問でも各般の領域にまたがる施策を整合性を持って総合的に推進するために計画が必要というふうに認識しているとの答弁でした。私は、今までに角度を変えて質問をしてきましたけれども、取り組み方が遅く思われ、男女共同参画社会は女性の問題ではなく、男性を含めた世代を超えた全体の取り組みであるという認識が薄いのではないかと考えられます。計画の推進進捗状況については、庁内検討委員会で推進計画内容に時点修正を加え、計画期間の改正等を審査の上、市民委員会に諮るとのお答えでした。国において社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%程度と数値目標を挙げており、地方公共団体の方における取り組みの支援、協力要請がされております。名寄市において現在医師、教員を除く市役所と保健推進を除く審議会等の女性の登用状況はどのようになっているのかお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

ただいま士別市との比較の御質問がございましたけれども、確かに士別市は平成13年から専任職員を配置をして、組織をしっかりとらして計画づくりをしているということは承知をしております。名寄市は、平成16年3月に市民委員会を設置をいたしまして、具体的に計画策定に入ったわけでありまして、その市民委員の皆さんの熱心な御努力によりまして、また関係する団体の皆さんの熱意、関係者の皆さんの御努力で17年3月に立派な計画が、推進計画、ここに持ってきておりますけれども、できたところでありまして、その間におきましては議員におかれましては5回、6回と議場におきまして御質問いただいて、推進に御尽力いただいたことにも敬意を表したいと、このように思っているところでございます。

御質問にありました女性登用の状況はということでございますけれども、男女共同参画推進計画の中にもありまして、各種委員の任期年齢を制限する、または新規に委員に女性の登用の機会を推進すること、特に女性の比率を50%を目標にすることが計画の中に明記をされているところでございます。また、名寄市の庁内的には各種審議会、委員会の要綱を定める中で、新任の選考の部分ですとか年齢的な任用に当たっての基準、一定の基準を65歳以下の者、または再任に当たっては70歳以下の者に努めるというふうな要綱を定めているところでありまして、また男女の比率についてはさきの訓令では30%ということでやっておりましたけれども、改正の要綱では男女均衡に努めると、このようにより一歩進んだ形で改正をしているということで理解をしております。

そこで、御質問にございました比率の関係でございますけれども、平成18年7月現在ということで御報告をさせていただきますが、市役所の一般行政職527名中、女性の職員数は165名、

率にいたしまして31.3%でございます。また、管理職の関係では91名の管理職中、女性の管理職は7名でございます。7.7%でございます。また、各種審議会、委員会等の7月現在では、24の審議会、委員会の222名の委員数のうち女性の委員は71名、32%ということになってございます。これら全道的な道内、これは34市ということで比較をしておりますけれども、17年4月時点での一般行政職の女性の管理職登用率につきましては苫小牧市が一番高率でございまして、それに次いで名寄市が第2位という、率での2位ということになってございます。審議会、委員会等につきましては、全道第6位という内容になってございます。また、今回新市における新市の総合計画の策定審議会の100名の委員さんの比率でございますが、女性が29%ということございまして、道内的には一定程度、計画の目標にはまだ達しておりませんが、全道の上位に位置をしていると、このように押さえているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。名寄市の登用目標50%になるべく近づきようをお願いしたいと思います。

ただ、残念なことに女性の管理職、91名のうちのたったの7名、7.7%というのは本当に残念なことといいたしましうか、女性の立場といたしましては能力的には何も男性と引けをとらないというふうに考えております。女性の管理職の登用ますますふえますようお願いしたいと思います。苫小牧に次いで第2位ということですが、苫小牧を追い越すような、そういうことをお願いしたいと思います。

私の手元に、御存じであるかもしれません。2004年度、これは短大です、短期大学、前田ゼミ生活科学演習報告書といたしまして取りまとめが私の手元にあります。これは、男女共同参画社会に向けた自治体の取り組み、名寄市と士別市の

事例ということで、ゼミでこれまとめております。その中で、私が1回目の質問から最後の質問、これは平成何年か、その一部は載っておりませんが、初めから全部質問に対して答えから、それからゼミでの精査というのですか、考え方が述べられております。この中でちょっと一部紹介したいと思います。私が意見の中でというか、質問の意見の中でこういうことを取り上げておりました。旧恵陵高校80周年を迎えた。これは、女子教育に対する大変な努力と、そこから生まれたものだと思う。それから40年、名寄短大、以前は名寄女子短期大学ですね、女性のそういう社会進出に向けての教育は、名寄はよその市町村にまねのできない誇りと思う。そのために、器をつくって出してしまったけれども、その後のケアがないのではとても名寄としては恥ずかしいのではないかと。率先して、それこそよその市町村に負けない、これだけ女子教育に対して熱心なまちだから、男女共同参画社会に向けての策定プランづくりはよそのまちより率先してやってほしいと思うというふうに述べております。それから、熊谷議員のことも書いてあります。それから、その都度私が初めに9項目ですとか7項目ですとかとたくさんの項目について全部この中に載っておりますので、大学の方にあると思いますので、一読されたらよろしいかと思います。

たくさんありますので、どのように紹介しているのかわかりませんが、とにかく男女共同参画社会に向けての市職員の取り組みが遅いのではないかとこのふうな手厳しいことが書かれています。職員の認識を問うというようなことも書いております。ここでこういうことをちょっと紹介してみます。士別市では、市役所の中にある企画振興室企画課に女性行政担当窓口を設置したのを始まりとして、庁内の女性職員で構成する男女共同参画社会実現のための庁内推進会議、女性会議を発足させていると。それから、名寄市では事務局を教育委員会生涯教育課に置き、市職員のそ

それぞれの部や配属場所の中から代表者を選び素案をつくるワーキンググループをつくり、それをそれぞれの部課長が組織する検討委員会ですね、市長に提出するというようなことが中心となっていると。ここに行政が決めた枠組みに入っていることから行政中心となったり、市民の意見が反映されにくくなっているのではないかというふうにあります。それから、この問題の改善策といたしましては、議会で聞かれてから2年以上が経過しているにもかかわらず、まだ男女共同参画の部署は市役所内に設置されず、教育委員会生涯学習課に任されたままである。これは、男女共同参画社会を市民ぐるみで実現しようとする気がないあらわれではないだろうかというふうな手厳しい文言が入っておりますけれども、先ほどのお答えの中でそういう専任職員を置くということなので、期待したいと思います。

それから、次の質問に入ります。名寄市における男女共同参画社会の推進行動計画の取り組みについてですが、名寄市男女共同参画推進計画策定は、旧風連町では旧名寄市との合併後旧名寄市の計画を基本として策定するとの確認がされているとのことですが、旧名寄市の名寄市男女共同参画推進計画策定委員会は、委員15名で構成されておりますが、改めてこれからの名寄市の委員会の構成をどのようにされるのかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 委員の構成についての御質問で、お答えをさせていただきますけれども、旧名寄市におきましては委員は15名の構成でございましたけれども、新市における風連町との合併に伴います委員構成につきましては、今何人ということで決めてはございません。それで、旧名寄市の市民委員会の委員の皆さんの御意見を聞く中で、どのぐらいの人数で地域的にどういふふうな配分で、それらの適任者を選考していただいて今後決めていきたいと、このように考えております。合併に伴います審議会、委員会等の比率

等の割合については、国勢人口の調査の比率で幾らとか、農業人口で幾らとか、全人口で幾らとか、いろいろな形でシミュレーションはしておりますけれども、この委員会の部分については委員の皆さんと一回御相談をさせていただいて、適任者の選任に当たって人数も決めていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 風連町、名寄市も一緒になりまして、新しい市として誕生いたしましたので、風連地区、名寄地区、それぞれ委員さんを選任していただきたいというふうに考えます。

ここに8月20日の道新の社説なのですが、道内人口減ということで、変化を見通し備えよということでもあります。この中で、働き手が少なくなる中で女性の社会進出がますます重要になると。少子高齢対策の充実はもちろん、女性が働きやすい社会づくりが切実な課題であるというふうに書いてあります。また、これは8月22日の道新です。出生率6年ぶりの増、これはいろいろな要素があると思うのですが、やはり社会基盤をしっかりとすると女性は産みやすく、また働くこともできる、そういう基盤づくりをぜひしていただきたいと思っております。

それから、私ちょっと勉強させていただいている男女共同参画社会基本法を考える会という会がありまして、伊藤玲子さんというのですが、この方は鎌倉市の議員7期をされた女性なのですが、今その議員を辞職というか、もう出ないということで、男女共同参画社会に向けて一生懸命運動されている方なのですが、この方がこのようにおっしゃっています。女性の天命、母親の尊厳、日本の悠久の歴史の中で日本の女性たちは娘として、妻として、母として、家族を支え、社会を支え、国を支え、命を伝えてきた。日本は、女性たちの豊かな力によって日々新たな時代を支えてきましたとあります。私女性の立場といたしましては、ちょっと幅ったい言い方をされているなというふ

うには思いますけれども、これからますます女性の環境が変わらないと時代は変わっていかないのではないか。この新しい名寄市にとりましても大きな問題だと思いますので、条例もかかわってくると思いますけれども、余り焦らずに、じっくりと時間をかけて希望の持てるまちづくりにしていただきたいというふうに考えます。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

まちづくり3法の改正による新しい課題についてを、栗栖賢一議員。

○2番（栗栖賢一議員） それでは、質問を始めます。先ほどの駒津議員の質問と一部重複することがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

このたびいわゆるまちづくり3法が大幅に改正されまして、8月下旬からスタートしたわけであります。それまでの3法は、機能がまことに不十分で、例えば大型店の出店が野放しになりまして、御存じのようにその結果全国の中心市街地が崩壊の危機に瀕しているわけであります。名寄市においても中心市街地は、市民の皆さんがシャッター通りというふうなことで御心配をいただいたり、また空き地も大変多く目立っているのが現状でございます。このままでは将来的に大変なことになるとというのが私そこに身を置く一人として実感を持つわけでございます。これは、この回復にはいろいろさまざまな今まで市も助成をしたり、そういうことをやってまいりました。例えば空き店舗対策であるとかいろいろございましたけれども、私はこれは根本的な解決には全然つながっていないというふうな認識であります。さすがに国も事の重大なことに危機感を感じまして、このたび何と内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を国が立ち上げたわけでございます。私は、これは国もようやく本腰が入ったなという印象を持ったわけであります。この改正3法の目的は、

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにあります。ここが非常に大事なことでございます。これには非常に範囲の広い部分が対象になりまして、区画整理、あるいは公共交通、道路、住宅、あるいは公共施設などなど、非常に範囲が広いというのが特徴であります。まさにこれは総合的かつ一体的な計画が必要だということになります。これを国がその計画を認定いたしますと、国が集中的に審議をしますよという内容になったわけであり

ます。過去名寄市は、この中心市街地といいますか、駅前も含めましてその計画を立てたことがあります。かなり以前ですが、北大の先生を入れたりして駅前再開発計画をやりました。それから、平成12年度にはコンサルタント、それから非常に多くの市民の参加をもとに中心市街地活性化計画を策定いたしました。しかし、両方ともその目標を実現することができなかったのは事実でありますし、これは私の見方になりますが、2度とも失敗したと言って過言ではないと思います。これは、制度的にはこの計画は国に上げて、先ほど言った総理大臣が本部長のそこが認定するということになりませんが、この計画を認定してもらうためにはそれなりのまた前段の手續といいますか、そういうものが必要であります。その第1弾は、この地域に中心市街地活性化協議会というのをつくるのが義務づけられております。そこで、いろいろ協議、議論をして、その計画をつくるということでございます。これもびっくりしたのですが、けさの北都新聞見ますと、美深町は今回の議会の中で協議会の立ち上げをやりますということが新聞に出ておりまして、非常に素早い対応に実は私は驚いたというか、感銘を受けたわけでございます。そして、今既に道内では滝川、稚内、それから帯広、北見など、非常に積極的にこの計画の認定を受けるためにもう既に走っております。この改正3法は、まさにまちづくりのこれを選択するかし

ないかによって大きく分かれていくというふうな私は法の改正だと、それに簡単に言えば乗りおくれるなということを申し上げたいわけでございます。

そこで、質問でございますが、この活性化協議会、これを早急に私は立ち上げる必要があると思っておりますが、それについての御見解をお伺いいたします。

次に、まちなか居住について質問いたします。このことは私は以前にも質問をしておりますが、その時点ではただいま進行中の住宅マスタープラン、これが終わり次第の作業になるという答弁がありました。その住宅マスタープランも間もなくといたしますか、近い年度内に終了に向かって今進んでおりますが、その後このまちなか居住が始まるのか始まらないのか、その動きが一向に見えておりません。したがって、この住宅マスタープランの終了後のまちなか居住についてのスケジュールといたしますか、そういうものをお示しいただきたいのと、このことについて庁内で議論の経過があればそれもあわせてお伺いしたいと思います。

次に、駅前立地する市有地、これの利活用について申し上げます。市が土地開発公社に取得させました駅前の土地でございますが、取得してからかなりの年月が経過しているわけです。これは、毎年土地公社の決算を見ますとそれなりの利息を払いながら、今それを所持しているわけでございますが、以前はこの利用についてはバスターミナルをつくるか、あるいは物産館的な要素を持ったそういう複合施設をつくるのだというふうな構想がありましたが、これもまたまちなか居住と同様でございますが、一向に動きといたしますか、情報といたしますか、これまたさっぱりないわけです。もう気配も感じないというのがこのところの状況だと思っておりますが、この利活用について、これまたどのようなスケジュール、これは多分前の総合計画の中に入っていると思っておりますが、入っているだけで動かないということがほかにもありますけ

れども、これは非常に大事なことなので、お伺いをいたします。

これは、いずれもこのたびの改正3法にかかわることでございます。市民もあの駅前一体どうなのというふうなことを絶えず私も聞かれますし、それから前につくった先ほども申し上げた中心市街地活性化の計画はどうなっているのと、これは商店街の中でも聞かれるわけですが、実は返事に立場上困りますが、そういうわけで私はこれからこのまちづくり3法の改正を契機に、やっぱりトータルでこのまちをどうしていくかということを考えるまさに時期が来たというふうに思いますので、とりあえずこの場での質問をこのぐらいにしますが、いずれもこの三つの案件はこの3法の中である意味では解決できていくこともあろうかと思っております。例えばまちなか居住について申し上げますと、このたびの改正3法では非常に手厚い、先ほども申し上げましたけれども、はっきりとまちなか居住の施策として打ち出しているものがあります。例えば改正3法の中では、中心市街地の共同住宅供給事業というものに対する新制度が新しく設けられたわけでございます。また、まちなか居住の再生ファンドの拡充というふうな制度も拡充されました。こういう国の強力な支援が今まさに始まったわけでございますから、そういうことも含めまして行政がどう考えていくかというようなことをまずお伺いして、この場での質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま栗栖議員から御質問がございました。私の方からお答えを申し上げたいと存じます。

初めに、まちづくり3法の改正による新しい課題についての1点目でございますが、中心市街地活性化計画の見直しとその推進についてということでのお尋ねでございます。空洞化が進む地方都市中心部に共同住宅や商業施設を集める改正中心市街地活性化法が8月22日施行されました。ま

ちづくり3法見直しの一環で、30日には郊外への大型集客施設の出店を規制する改正都市計画法も施行されました。大規模小売店舗立地法の調整機能とあわせて、まちの拡散を抑え、中心部に市街地再生の新たな枠組みがスタートすることと期待されているところでございます。商店街振興に偏りがちだった改正前の反省から、病院など公共施設の中心部への移転費や、あるいは共同住宅の建設も補助するなど、市街地全体のにぎわい回復をねらったものでございます。この改正中心市街地活性化法は、市町村が策定する活性化基本計画のうち国が成果が見込まれると認定したものに対して重点的に支援する仕組みになっているのが特徴的であります。道内では、議員申されましたように稚内、滝川、砂川、帯広、北見において基本計画の提出を予定されていると伺っておりますし、また岩見沢、小樽でも検討中というふうに聞いております。

本市といたしましては、議員御提案の基本計画策定の際の協議会の立ち上げにつきましては、商店街など民間主導の組織であり、そこでしっかりと議論をしていただいて、基本計画を練っていくことになることから、関係者と協議をしていこうという考えであります。さらに、これまでの計画とは異なり、夢を描くのではなく事業について毎年数値報告の義務が生じてまいります。実施できる事業の組み立てが必要でありますので、関係機関、団体と十分詰めていくことが求められるというふうに認識を持っているところでございます。

2点目でございますが、住宅マスタープランとまちなか居住についてでございますが、まちなか居住につきましてはまちづくり3法にかかわらずこれまでも重要だと考えており、新総合計画においても主要施策の一つとして位置づけを検討しております。来年度見直します住宅マスタープランにて新総合計画に基づいた具体的な施策の展開を図っていく考えですので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目でございますが、駅前市有地の利活用についてのお尋ねでございます。駅前の用地につきましては、旧国鉄大通跡地でありまして、土地開発公社の所有地であります。所有面積は1万2,107.64平方メートルで、現在は市民の駐車場、一部民間駐車場として御利用いただいているところでございます。大きな利用計画としては、議員御案内のとおり、旧名寄市の第4次総合計画後期計画ではバスターミナルを含めた複合交流施設として考えていたものであります。また、平成12年度に策定されました中心市街地活性化基本計画においても定住と交流の基本コンセプトのもと、交流の核となる拠点機能を兼ね備えた物産センター、ビジターセンターの設置事業として計画に入っていたものでございます。事業の中心は、分散しているバス発着場を集約し、交通の利便性を図るためバスターミナルを設置し、先ほど申し上げました総合計画あるいは中心市街地活性化基本計画に基づきまして、より多くの交流人口の拡大を図るため商業施設を含めた複合施設として検討されるべきと考えておりますが、今年度策定されます新名寄市総合計画の中でもしっかりと議論されるものというふうに受けとめております。

合併を機会に今回の総合計画策定で多くの御意見をお伺いしながら、市民と協働して新しいキャンパスにデザインを行ってまいりますので、御理解を賜りたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 栗栖議員。

○22番（栗栖賢一議員） 今回の御答弁でございますが、そんなこと言っていると大変おかしなことになりますが、何でも総合計画の中に取り込むというふうなことは、これ決して悪いことではありません。私は、この総合計画の今まさにスタートの入り口に立って、いろいろ市民の皆さんに対してヒアリングを行って、さまざまな意見あるいはニーズをちょうだいしているわけでございますが、私は行政もやっぱり一つの提案をすることが大事で

はないかと。要するに行政は、私に言わせればまちづくりのプロなのです。人も物も、物といえますか、金も一番持っているのが行政です。そういういろんな皆さんの意見を聞いて、取捨選択して、あるいは最大公約数的なところで決めていくということも大事ではないと言いませんけれども、行政みずからがこういうことをしたいのだという意欲、それをやっぱりぶつけていく必要も片方では絶対あるというふうに私は思います。受け身の行政からやっぱり自分たちで積極的に能動的にそういうまちづくりに対して考え方をぶつけていくということが私はこれから非常に大事だと。要するに考え方変えなければいけない時代がもう来ているなというふうに思うわけでありませう。

それでは、次の質問にまいります。先ほどの改正3法によるいわゆるまちづくり、これは簡単に言えばコンパクトなまちをつくりなさいよということなのでございます。従来は、外へ外へと公共の施設も拡散していきまして、そこまではるばると車で行かなければいけない、あるいはタクシーで行かなければいけないというところに、それは時代がそうでしたから、それはそれでいいのですが、これだけ人口が過疎になってきたのであれば、特に高密度といえますか、密度の濃い町中をつくっていかねばならぬというのが将来的な重要な課題だと思います。それで、先ほど申し上げましたように協議会をまず立ち上げるということが必要だと思います。それをするためには、この計画を認定に持っていくためにはやはり役所の中に専従が必要だと思うのです。私も今回質問するに当たっては、経済部あり、建設部あり、場合によっては総務部に関連してくる問題もあるのかなと。まさにまちづくりの3法は、そういう総合的ですから、いわゆるセクションを横断した形のものがたくさん出てくるわけです。ですから、私はそれを集約した専従のセクションをつくるべきではないかと。現に滝川では、名前も元気いいのですが、元気タウン推進室という名称でそれら

専従が何と7名もいます。全部がこの仕事ではありませんが、4名ほどの職員がこれにかかわっている。稚内は中心市街地整備推進課です。それを設置しています。ほかにもいろいろあります。ですから、私はこれは専従の職員をきちっと庁内に置いて、専門にかかわってもらおうという必要があると思いますが、まずそういうものをつくる意思があるかどうか、あるいは見直しについてお知らせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） まちづくり3法、特に中心市街地の活性化をどうするかという観点で、今までの経緯も含めて御質問をいただきました。平成12年につくりました中心街活性化計画について、栗栖議員の表現をかりますと失敗だったのではないかと、こういう表現をいただきましたけれども、この計画に基づきまして最短でやれる事業をやっていこうということで事業も実施をいたしておりますから、計画そのものが未達の部分もまだたくさんありますけれども、この計画に基づく事業実施もあつたということでありませう。

そこで、未達の部分、まだ実施ができないと、未実施の部分があるということもありまして、旧名寄市の中において中心市街地活性化計画の見直しをしていこうと。まだ見直す年度ではないのでありますけれども、しかし状況の変化が相当あるぞと、こういうことで見直しをしようという中小企業振興審議会の中でも意思決定をいただきました。合併の議論とぶつかりましたので、そのためというわけではありませんけれども、その見直し作業が少し延びていることも事実でございます。ただ、今ここで御質問のありましたとおり協議会、新しい3法によります協議会の必要性は認めながらも、この平成12年につくりました中心市街地活性化計画の見直し作業とどう整合性を保っていくのだろうか。特にTMOの組織がございますから、これは商工会議所が中心となってTMO組織をつくっていき、中心市街地活性化計画を実際に

実行に移していく組織でございますので、ここの組織の整合性も必要というふうに思っています、先ほど経済部長から関係者と十分に協議をしながら、協議会の立ち上げに結びつけていくと、こういうような話でございますので、ぜひそういう方向での確認をいただければ幸いですというふうに思っているところであります。

あわせて、それら協議会を進めるための体制をどうするのかと。他市の例でいろいろこの事例をいただきました。もちろんそれを進めるためにはセクションが必要でございますし、市だけでもでき得ませんので、これについてはこの見直し作業の中で改めて協議会をつくっていく場合のセクションをどうするのかと、どういう体制でやっていくのかという議論もまた同時並行していかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、ぽつんとこのまちづくり3法ができたということではありませんで、今までの経過から新まちづくり3法ができ得たということですから、旧のこの中心市街地活性化計画との連動性はどうしても出てきます。今行っております商店街の事業の連動性等も出てまいりますので、それらも含めて関係者と協議をして、協議会の立ち上げに向かっていくという答弁でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 栗栖議員。

○2番（栗栖賢一議員） 今の助役の答弁の意味はわかりますが、従来の平成12年に立てました中心市街地活性化計画の一部の事業は、それは確かにその範囲の中で行われてきたことは認めますが、しかし細かいこと言うといろいろまた申し上げたいことございますけれども、それは申し上げませんが、基本的にはいわゆる本当の目的というのは全然達していないというのはこれは事実であると思えます。例えば道路をどんと1本抜いて、街路を1本抜いて札幌の大通公園みたいにしてしまうみたいな構想なんていうのは、30年たって

も50年たっても果たしてできるのかできないかというような大計画です。ですから、私は、見直しはいいのです。これは、見直しという言葉はそれは継続的なことですから使っていいけれども、全く私は新しい発想でいかないと、先ほど部長から答弁ありましたように実行可能な、しかしハードルは高いと。ハードルは高いけれども、それをクリアしていくのだというふうなやっぱり考えのもとに、ぎりぎり実行可能な計画を新たにつくっていくぐらいの考えでこれはやっていただきたいなと思うわけであります。それで、今のセクションの問題は、ぜひそれはつくっていただきたいと、これは要望しておきます。

それから、先ほどちょっと触れましたけれども、言葉の表現がどうかわかりませんが、人、金、これは行政が一番持っています。しかも、これまちづくりのための役所なのです。ですから、先ほど総合計画のヒアリングの関連をちょっと申し上げましたけれども、どうも私過去この問題で質問いたしますとすぐ商工会議所が出てくるのです。それから、この中心市街地になるとTMOが出てくるのです。ですけれども、これ計画の主体者は行政ですから、計画をつくる主体者、あるいは申請者も行政なのです。自治体なのです。ですから、自治体、行政が本当に中心になって先ほど言ったように提案していかなければならないのです。相談して、御意見聞いて、さあどうするかというふうなことも大事ですけれども、それ以前に行政自体が一つの提案をつくるということです。今のこの3法を実現するためには、いわゆるトータルなランドデザインが絶対必要なのです。それアマチュアにやれといったって、なかなかそれはできません。コンサルタントも往々にして間違いを犯します。私は、地元の役所の集団がそういう根性を持ってそういうランドデザインなり、これはうちの今回の質問で猿谷議員も言いましたが、用途地域の問題も、要するにゾーニングの問題もやっぱりそういうふうに内部でしっかりと案を、あ

るいは思いを込めた案をこれからつくっていくのが行政の役割ではないかというふうに思います。したがって、ぜひそのセクションをつくってくださいということを申し上げます。

それから、これは富良野の事情をちょっと申し上げます、御存じかもしれませんが、富良野は、もう12月の中に全部完成してしまうのです。駅そばに公営住宅をつくってしまうのです、5階建て。まちなか居住です。それから、表現はいろいろありますが、コミュニティー施設3階建て、これも駅のところにつくります。そして、2階が何と温水プールということですから、富良野もなかなかやるなというふうな感じを受けました。これは、人口規模は今合併しましたから名寄の方が上になりましたが、富良野の方が従来の名寄地区と比べてもどっこいどっこいか、少し少ないぐらいです。ところが、財政がいいのですかね、これはこれから調べなければならぬと思いますが、きのうの新聞の公債比率です。これはちょっと名寄より富良野はいい状況でございますから、何でそういうことになるかなというふうな思いですが、やはりこれは私はリーダーシップがあったのかなと思います。

それから、もう一つ例申し上げますと、全国的には青森市です。これは、中心市街地活性化を見事にやったところですよ。市長が選挙のたびにそれを言って、市民の共感得て、駅前、あの中心にすごいことやっているのです。そして、何と、青森は名寄より人口がはるかに多いですけども、三つのショッピングセンター、徳田みたいのが三つあったのです。一つが撤退してしまったのです、そのショッピングセンターが。というのは、その中心部の通行量が倍になったのです、そういうことをやることによって。それはそれなりに金もかかりますから、一概に言えませんが、そういう例もあるわけですから、私はやる気ですか、そういうこと、あるいは役所の情熱、それが私はやっぱりまちを引っ張っていくことになるのでないかと

いうふうに思いますので、これは参考までにです。

そこで、申し上げたいのは、合併が終わり、大学が終わりました。終わりませんが、一応クリアしたわけでございます。市長は、それに非常に情熱を傾けて、意欲を見せて、そして実現できたわけでございます。私は、その情熱、意欲あるいは先見性、それに非常に敬意を表したいと思います、これからの名寄市のまちづくりの重点課題は一体何なのかと、あるいは最優先課題と言ってもいいですが。私は、今の中心市街地の活性化だというふうに認識しております。したがって、私は市長にぜひこの問題の旗振ってほしいと。旗振らないとだめなのです。御意見ばかり聞いて、先ほど言ったようにそれをまとめて復興すると、それも大事ですが、やっぱりみずからの思いを持って旗を振ると。これは、まさに市長のリーダーシップになるかと思えます。過去今の二つの問題もそういうことでクリアしてきたわけですから、これからもこの問題に向かって市長には旗振ってほしいと。これは、役所のトップリーダーですから、リーダーシップも発揮していただいて、そしてこの問題にかかっていただきたいというふうに申し上げますが、これは後で御見解をお伺いしておきます。

それから、先ほどからどうもこの3法のまちづくりの関連で、もちろん関連あります、商店街、商業者。私は、自分もそういう立場ですけども、そういうことはもう終わっているのです。商店街を救済、助けると、商業者を助けると、そういう感覚は私は余り考えない方がいいと思います。なぜなら、今商業というのはある床面積を持って商売しているわけですから、人口の消費支出の合計とこれは当然バランスがあるわけです。やみくもに売り場がふえても人がふえなければ、人は3杯も飯食うわけでないですから、おのずとオーバーフロアになるわけですから、ですからむしろ私は、今回の3法の中身も住宅とか公共施設とか、そういうことを非常に強こうたっているのです。名寄

市の場合公共の施設はまちの中心にほとんど皆無です。比較的近いのは図書館ぐらいです。先ほど申し上げましたようにまちなか居住と連動すれば、高齢者の方も歩いて用事が足せる、ワンストップでやれると、要するに将来そういう時代を、まちの中にそういう状況をつくっていかねければならぬというのが今回の3法を見て私自身も頭の中ちよっと変わった。今までは、何とか商店街助けてくれよと、そういうこともあったのですが、実はそうではないということでございます。

議長、休憩にしますか。

○議長（田中之繁議員） まだ大分あるのかい。

○2番（栗栖賢一議員） あるよ。24分残っているのかな。やってしまっていていいかい、皆さん。（「いい」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） そうしたら、引き続きやります。

○2番（栗栖賢一議員） そうしたら、やりませう。

それで、ちょっとくどいようですが、私はそういうふうには頭切りかえないと、この問題は解決しないと。要するに市民と一緒に中心市街地を活性化することがまちのためにいいことなのだと、商業者や商店の者に対するものではないのだというひとつ考え方を私は行政も持っていたきたいと思います。そのためには行政の役割が、くどいようですが、大きくなったということだと思います。

例えば、これもちょっと具体的になりますが、私個人もかかわっていますが、北洋銀行の跡地の問題についても経済部の御協力も得ながら、本当に頻繁に会議やっています。視察もしました。しかし、40人そこそこの組合で億の借金するような事業にどうしてもなるのです。あるいは、そういう住宅、高齢者用の住宅、マンション建てても、20年、25年という償還の年月がかかるわけです。これは、商店街の中でなかなかその合意が簡単に言えば難しいと、心配だと、借金。それから、

ましてや理事者が保証の判こ押さなければならぬと、借金の。では、これ全員が判こ押してくれるかといったら、これもまた具体的になると難しい問題が出てきております。ですから、私は、これは今後の問題ですが、それでもまだうちの商店街はあきらめずにあの活用について本当に会議をやっています。一般市民の方も入っていただき、役所も会議所も入っていただき、それからまた内部の三役会とかすったもんだやっていますけれども、なかなか胸突き八丁、それをクリアできない部分がどうしてもあります。これはこれでそういう状況だということでお話ししておきますが、あれは市に買っていただいて、商店街が何とか頑張ってやりますよということで市に買っていただいた土地でございますから、何とかしようという努力は今させてもらっていますが、しかし私は、ここからは個人的な話になりますが、やっぱり行政がどっと出てきて、この条例使えばこれだけの金出ますよ、この条例使えば500万円出ますよ、1,000万円出ますよと、そういう世界ももちろん大事ですが、本当に肝心なところはもう行政が自分でやるというぐらいのひとつ構えを持っていただけないものかと。具体例で悪いのですが、例えば公民館の分館的要素を持たせるとか、あるいは名寄には残念ながら若い人方が演奏活動する、あるいは若い人だけではなくてちょっと落語を呼んで、聞いていただくと、そういう仕掛けの設備はまちの中にはないのです。ミニ劇場といいますが、ミニシアター。そういう機能を、そういうのが今の国がいう都市機能の一部だと思うのですけれども、そういうやっぱり集積は行政がぐっと、私に言わせたら八、九割方行政がやらないとできない。要するに採算のとれない仕事は民間ではなかなか難しいのです。ですから、このまちづくり3法を生かすことについてもこれから行政の腰の入れ方、これが非常に大事だと。だから、民間と協議する、会議所と協議すると、協議はいいのです、何回やっても。しかし、くどいようですが、行政も提案

していくと、そしてやっていくということを私は申し上げたいと思います。もうそういう時代に入ったのだということでございます。

それから、まちのそういう意味のグランドデザイン、マップ、これが全くないと。それは、総合計画に今度出ると言えそうですと思いますが、いわゆる中心市街地におけるそういう具体的なことが出てこない、イメージも出てこない。これは、非常に私に言わせればよくないことだと思っておりますので、これらも含めて市長の見解、それからリーダーシップに期待して私は質問を終わりたいと思いますが、最後に実はある関係の本に書いてあったことを一言申し添えて終わりますが、極めて郊外のそういうホールとか器でコンサートがあったと。夜終わったと。ハイヤーで真っすぐ家へ帰ったと。書いた人何を言いたかったかといいますと、コンサートでも芝居を見ても、アフターが大事だということです。アフターコンサートと私その言葉初めて知ったのですが、要するにそういうものを聞いたり、見たりした後、お茶の1杯飲むとか、場合によっては居酒屋で飲むとか、そしてそれを語り合うとか、そういうものがまさに文化であるということです。それが都市の機能だというふうに、これは本に書いてありました。私はそういうことを実は夢見たいと思います。そして、以前渡辺議員がデマンド交通のお話をこの場で質問しました。まちがそういうふうに活性化してくる、そこへデマンド交通が走る。夜落語聞いて、その後お茶飲んで語り合うと、私はそういうまちをひとつ夢ではなく実現したら素晴らしいなというふうに思います。

これで終わりますが、最後に私の考えとか要望に対しての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 栗栖議員の中心街にかける意気込みも含めてお尋ね、御提言をいただきました。私は、中心街が果たす役割というのは、

モータリゼーションが急速に進んで大きく変わってしまったというふうに受けとめております。住民の移動が自動車であるとか、あるいはバスであるとか限られた交通で移動しているときには、中心市街地の果たす役割は隣接する商店との移動が少なくて買い物ができる、そのようなことをしっかりと求めていたわけでありまして、そういう意味では名寄市の商店街というのは名寄市民ばかりでなくて、この上川北部のみならず南宗谷も含めての商圈を誇っていたわけでありまして。しかし、ここ20年、30年の間に大きな車社会ということで、消費者の皆さん方が買い物をするのに距離感というものを余り感じなくなったと、こういうことであります。これが日本の商業施設が郊外に大きく移動したと。駐車場がなければ商業活動が、あるいは文化施設も含めて立地しないと、こういうことになって、中心街が置いていかれたことになってきたのではないかと、こういうことであります。

私どもは、そのような現状を直視しながら、この改造をどのように進めていくのかと、こういう意味では御指摘ありましたように例えば公営住宅の建てかえについては郊外からできるだけ中心部に建てかえを機会に寄せると、こういうことをやっておりますけれども、これも非常に時間がかかると、こういうことであります。今回風連の中心市街地の議論をさせていただいておりますが、問題はやはりそこに住まいしている人がやるという意味がなければ実現できないというのは実体験をさせていただいております。何名かの同意者が得られないということでは、その地区は話がまとまらないところは外さざるを得ないと、これが国の補助金等を受ける場合の事業の申請の仕組みであります。したがって、私どもが幾らスタッフを強化していろんなプランを投げかけても、そこで事業を展開している皆さん方の賛同を得られなければ、これはこのまちづくり3法で投げかけられているいろんな事業も実行できないと、こうい

うことであります。時代は非常に栗栖議員の御指摘のように市民の感覚も含めて変わっております。その中央に今まで商業以外の集積が場合によっては排除されていた傾向があったかもしれません。それが今中心街に生活のしやすい核をつくるために再集積をすると、こういうことでありますが、しかしその際に例えばそこに提供するについていかほどその街区の皆さん方の支援協力があるのかということもまた大きな事業取り組みに当たってネックになってくるわけでございます。今民間の事業者のまちなか居住というのは進んでおります、名寄の場合には。そういう状況も踏まえて、今中心街が果たす役割は何なのかと。また、中心街の皆さん方が消費者のどの部分をターゲットにして商売を展開されるのかと、こういうことは日ごろから御研さんをいただいているわけですから、私どももその時代背景に合った取り組みをしっかりとこの機会にさせていただきたいと、このように思っております。

J Rの官舎跡地、先行取得したものの転用計画といたしますか、利活用計画が進んでいないと、こういう指摘がありました。私どもも広域合併の協議が自治体間であったり、あるいはJAさんもそうした動きがあったりということで、ここ3年ぐらいは名寄市がこの中心都市として何を役割を果たしていくのかと、こういうことについてはなかなか指針を持ってない時間であったと、こんなふうに思っております。しかし、一定の合併の落ちつき等も含めて、名寄市が果たしていくこれからの役割というのもまた見えてきたのではないかと、こんなふうに思っております。それだけに、今作業を進めております総合計画の中で100名の審議委員の皆さんの英知をいただきながら、しっかりとした基盤づくりというものを持っていかねばならぬなど、こんなふうに思っております。

先日総合計画の審議会の委員の皆さん方のお集まりの中で、基調講演、元の北海道副知事の磯田さんからいただきましたけれども、いわゆる行政

が果たしていく役割というのは、結果としてはもう見えなくなる基盤づくりだと、こういう指摘をされました。私どもの取り組む行政がまちづくりに果たす役割というのは、場合によってはそういうことなのかもしれません。その上に立って、それぞれの事業者、農業者あるいは事業者が構築をしていくということがまちづくりの形でないかと、こんなふうに思っておりますので、今後も専門的な見地でのリーダーを努めている栗栖議員のまた御指導もいただければと、このように思うところでございます。

○議長（田中之繁議員） 栗栖議員。

○22番（栗栖賢一議員） 最後ですが、市長の御答弁ありがとうございます。

ただ、申し上げたいのは、やはり賛同を得るとか、いろいろ風連の例を出されまして、二、三件の同意者がいないから前に進まないようなお話ございました。それは当然そうだと思います、制度上そうなっていますから。しかし、名寄市の場合には、名寄地区といいますか、やはりそういう提案がなければ賛成、反対、その意思表示もできないわけでございます。くどいようですが、役所が提案するという方向にひとつ考えていただきたいと思います。それはなぜかといいますと、それは繰り返しませんが、ただ、今見える部分と見えない部分とお話ありました。確かに見えない部分はソフトの面もありましょうし、また地下に潜っている下水道とか上水道、これは見えません。いわゆるそういうインフラについては見えない部分も相当あるかと思いますが、やはりまちは見えてこないと逆に言えばよくなっていかないのではないかと思います。そういうビジュアルな効果というのがこれまた別にありますから、やはり市民に見える、そういうまちづくりを十分頭に入れた対応をしていただきたいということを最後にお願いして、終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で栗栖賢一議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市農業施策の取り組みについて外1件を、植松正一議員。

○10番（植松正一議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして順次質問させていただきます。

第1次産業である農業の発想を転換する戦後の農政の大転換を余儀なくされている状況の中、今までは食料・農業・農村基本法のもとで需給率、品質価格を適切に反映し、価格の安定政策が図られて、価格政策を中心に政策が図られてきたところでございます。また、農産物価格の変動に対応した品目別の価格補てんや生産条件格差を補正することにより、農業経営の安定を図るべき対策が導入されてきたが、しかしここにきて農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況の中、農家、生産者は厳しい状況の中で経営をしてきたが、食料・農業・農村基本計画の見直しにより、経営所得安定対策が導入されますが、施策の対象となる担い手対策を明確化した上で、その経営を図る対策を19年度から導入する。品目横断的経営安定対策は、将来的に名寄のみならず主業的農家の営農を危うくするおそれがあり、多面的機能、農家の所得確保に向けた対策を引き続き強化していかなければならないし、生産者と行政、農協との連携を強く望むところでございます。

そこで、質問をさせていただきます。大きな1として、新名寄市の農業施策の取り組みについて。一つ目に、品目横断的経営安定対策の支援内容について3点ほど質問いたします。1、品目横断的経営安定対策の担い手への支援内容及び集落営農の組織の状況についてお知らせを願いたいと思います。2番目に、本対策の導入に当たり、北海道

農政事務所とコンタクトをとりながら、名寄市としての対応、対策はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。3点目に、女性認定農業者も考えているのかお知らせを願いたいと思います。

二つ目に、農業振興に係る整備計画の変更、見直し等の進捗状況についてでございます。耕作放棄地についての発生状況を地域別に見ると、平地に比べて土地条件や労働条件が悪い、また大型機械の導入等により中山間地域において放棄率が高くなっている現状であります。また、産業廃棄物の不法投棄が発生している状況でもあります。以前にもこの問題で質問させていただきましたが、その時点での答弁では風連町との合併後プロジェクトチームを立ち上げ、新市全体の将来展望を視野に入れた見直しをする、また限界農地等の実態を把握し、対処するとのことでしたが、そこで、質問いたします。農振整備計画の変更、見直しについて合併後早期に見直しするとのことでしたが、用途の設定、土地利用の計画について現在の取り組み等進捗状況をお願いいたします。

三つ目に、地場産品の地産地消の推進計画の策定についてでございます。消費者のニーズに対応した農産物の供給を促進するために、消費者の農業や食に対する理解を深め、生産者と消費者の顔が見え、話が見え、話ができる関係づくりを進め、地産地消の計画の策定をし、消費者との交流、意見交換会等、相互理解を深め、今行われている何件かの直売所、加工等に力を入れているが、いまいち力が入っていないのではないかと思います。そこで、質問をさせていただきます。今後名寄市の農業・農村振興計画の中に地産地消の推進がありますが、新名寄市総合計画策定審議会の中、産業経済部会や農業・農村振興計画検討委員会を含めて基本計画を立ち上げるのか、また行政としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

大きな2番、道路計画の見直しについてでございます。旧名寄市の市道、農村道路を含む舗装未

改良道路等、計画は著しくおこなっているのは確かな事実でございます。特に郊外、農村地区のおこなわれが目立つ現状、生産と生活の調和のとれた住環境の整備と農村に住む人たちから苦情が多いのも確かでございます。資料によると、風連町・名寄市合併協議会での新名寄市建設計画策定案の中で、新市が重点的に取り組むべき施策について32項目のアンケート調査を実施したところでございます。その資料によりますと、医療体系の充実46.9%、これはトップでございます。その後除排雪の充実が46.5%、道路整備が6番で22%の結果が出ております。この結果からも早急に道路整備計画の見直しが必要ではないのではないかと申し上げます。重点施策で取り上げるよう要請しておきます。

そこで、3点質問させていただきます。1としまして、名寄地区の私道路対策について、私道の現況とその対応は。

2番、市の防じん対策について。防じん処理に対する市民からの苦情等あるか。また、アスファルト再生合材敷設工事の結果とアスファルト乳剤との費用の比較はどうであるのか。

3番目に、風連地区は舗装工事がほぼ完了とのことでございますけれども、名寄地区における今後の対応、対策について。また、舗装率、延長等の説明と今後の見通しについてお願いを申し上げます。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

初めに、新名寄市の農業施策の取り組みについての1点目、品目横断的経営安定対策の支援内容についてのお尋ねでございます。品目横断的経営

安定対策の支援の内容ですが、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための対策として、一つ目には過去の生産実績に基づく支払いは16年度から18年度までの3カ年間の麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショの4品目の生産、出荷実績に応じて19年度以降毎年一定額の支払いを受けることができ、ほかの作物に転換しても同じ金額を受けることができます。2点目には、毎年の生産量、品質に基づく支払いは当該年の麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショの4品目の品質別の生産量に応じて支払いを受けることができます。もう一つの対策でございますけれども、収入の減少による影響緩和のための対策は、当該年産の麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショに米を加えた5品目の販売収入の合計額が最近の平均収入額より下回った場合には差額の9割が補てんされる制度となっております。

次に、集落営農組織の状況でございますけれども、本対策の支援対象者は担い手であり、認定農家になれない場合集落営農組織を立ち上げて、担い手として支援の対象になりますが、規約の作成、経理の一元化、法人化計画、地域の農用地の3分の2以上を集積する計画などハードルが高く、道内においてもごく一部の取り組みにとどまっております。当市におきましては、説明会や中富良野町の先進地調査などを実施し、J Aなどとも可能性について議論してまいりましたが、集落営農組織を取り組む状況にはなく、認定農業者での担い手になるべく指導をしているところでございます。

これまでの対応ですけれども、3月までは旧名寄市、旧風連町の対応に若干違いはありますが、昨年12月の農業セミナーによる学習会、それからことしに入りまして1月には上川支庁担当者による全体説明会、2月には北海道農業会議の全体説明会、3月には市、J Aによる集落説明会、それから地域の代表者と関係機関による中富良野町への先進地調査、8月には市、J A、農政事務所

共催による地域説明会を開催しており、並行して認定農業者推進のため農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しによりまして所得目標が700万円から480万円に見直しをされ、加速度的に認定農業者が増加し、本対策の要件である担い手をふやしてまいりました。また、この間JAとともに農業者の相談を含め対応してきたところでございます。食料・農業・農村基本計画では、意欲と能力のある担い手の育成、確保に積極的に取り組み、農業経営に関する国の支援は認定農業者などの担い手に集中かつ重点的に実施されます。平成15年6月に認定農業者制度の運用改善のガイドラインが出され、男女共同参画社会の実現に向けて共同経営である女性農業者、農業後継者も経営者とともに認定農業者になる道が開かれています。

2点目でございますが、農業振興に係る整備計画の変更、見直しの進捗状況についてでございます。合併により農務課に振興計画係を配置し、名寄市農業農村施策の指針である名寄市農業・農村振興計画の策定及び農業振興地域の整備に関する計画的な施策の推進と農用地利用計画について農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更、見直し作業を進めているところでございます。この2本の計画につきましては、整合性を持って策定いたしますが、18年度は名寄市農業・農村振興計画の策定を優先的に進めており、農業振興地域整備計画の変更、見直しにつきましては、19年度にかかる見直しにございます。進捗状況ですけれども、これまでの旧市町の整備計画を新名寄市に一本化したところではありますけれども、具体的な農用地区域の見直しや整備計画についてはこれからであり、現在名寄市農業・農村振興計画の策定と共通の意向調査などを実施しており、基礎調査などの作業の段階でございます。

質問の耕作放棄地や不耕作地の今後の対策につきましては、実態を把握し、JAや農業委員会と

協議し、検討してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

3点目でございますけれども、地場産品の地産地消の推進計画の策定についてのお尋ねでございますが、地産地消は地域の消費者ニーズを的確にとらえた生産と生産された農産物を地域で消費しようとする取り組みで、このことを推進することにより議員の言われる顔が見え、話ができる関係の構築ができ、地域の農業と関連産業の活性化などの効果が期待されます。これまでも直売所の開設や農産加工の取り組みの支援、産業まつりや農産加工展示即売会、体験農業などのイベントを通じて推進してきたところでございます。地産地消を推進するに当たっての考え方として、生産者、消費者、関連事業者との連携を進めるとともに、安全、安心で良質な農畜産物の産地づくりや地元産農畜産物を使用した加工品づくりを推進します。また、都市と農村の交流や農業農村体験を通じた農業理解を図ることが重要と考えているところでございます。推進計画につきましては、現在策定中の名寄市農業・農村振興計画に具体的な実施計画、取り組みの指標、推進体制を盛り込んで作成してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 道路計画の見直しにつきまして3点の御質問をいただいております。初めに、名寄地区の私道路の対策についてお答えを申し上げます。

名寄地区の市道につきましては、508路線、総延長で約446キロメートルが認定されております。そのほかに建築基準法に基づきます私道路の市道認定済み路線は30路線、総延長で約2.3キロメートルでございます。市街地の私道路につきましては、一定程度の戸数が張りついている状況でありまして、さらに道路維持車両が通行可能な路線につきましては道路整備や除雪などを実施しているところでございます。しかし、御質問に

あります農村地区の未認定の私道路につきましては所有者が管理を行うものでありまして、市としての対応につきましては住民サービスの不均衡を招くおそれがあること、またこの私道路の市道認定につきましては建築基準法、さらに名寄市の規則に基づきそれぞれ行うものでございまして、この法律等では都市計画区域内であることの定めもございまして、農業地域の新たな認定につきましては困難なものと考えているところでございます。

次に、2点目の市道防じんの対策についての御質問でございまして。従来から実施をしておりますアスファルト乳剤による防じん処理につきましては、この事業が始まった当初は市民の皆さんからの苦情が多く寄せられておりましたが、今では施工方法の改善によりまして砂の散布量が減少したこと等から目立った苦情はほとんどなくなっている状況でございまして。しかし、長年のたび重なる補修工事によりまして路面が高くなっていることから、雨水が民家の敷地内に流れ込むと、そういった弊害が一部の地域で発生しておりまして、これにつきましては改善要望が出されているというものでございまして。また、数年前からアスファルト再生合材によりまして防じん処理を試験的に行っておりますが、ことしにつきましても名寄地区の市街地で2路線、延長で約400メートルでございまして、実施したところであります。この路線につきましては、今後耐久性や冬の凍上の状況等を調査してまいりたいと、そのように予定をいたしているところでございまして。

なお、10年間で工事費試算をしてまいりますと、平年度事業費に置きかえた場合の工事費比較では、アスファルト乳剤散布で1平方メートル当たり253円に対しましてアスファルト再生合材におきましては1平方メートル当たり132円となっております。コスト的にはアスファルト再生合材使用の方が割安になっていると、このような状況でございまして。

3点目の御質問でございまして。風連地区は舗装

工事がほとんど済まされていると、名寄地区における今後の対応、対策についてのお尋ねでございます。旧風連町につきましては、市街地のほとんどが舗装されておりますが、郊外を含めた全地域的には約53%の舗装率であります。一方、旧名寄市につきましては、市街地で総延長が12.9キロメートルの市道に対しまして81.7キロメートルで舗装されておまして、その率は63.3%でございまして。名寄市の全地域的には446.2キロメートルに対して187.8キロメートルの42.1%の舗装率になっております。今後の名寄地区の対応といたしましては、基本的には新総合計画策定の中で決定されることとなるわけでございますが、財源の課題もありませんが、比較的費用対効果の大きい市街地の舗装率につきましては、当面は約10%上げることを目標に計画づくりを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございまして。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今答弁をいただきましたけれども、品目横断的経営安定対策の関連で再質問をさせていただきたいと思っております。

品目横断的経営の安定対策の対象となっている規模の小さい面積の方、この対策をどのように考えているのか、まずその1点と、あとこの品目横断的対策だけではないとは思われますけれども、高齢化による離農をにらみ、名寄の米どころであります集落では数戸にわたり大きな農地が売りに出ているということで、私も5日の日にちょっと調べさせていただきました。農地流動化対策、いわゆる産地づくり交付金の水田だけの独特なあれだと思っておりますけれども、品目横断を含めてやはりこういう状況が起きるのは目に見えていたというのか、あちこち調べさせていただいたら、こういう状況がやっぱり案の定出てまいりました。その辺の状況を踏まえて、行政含めて知っているのかどうかお知らせをしていただきたいと思います。

それから、ただいま男女共同参加、先ほど宗片議員や何かも言っていましたけれども、この参加の実現に向けて共同経営である女性農業者も参加できるということで、認定農業者になれるということでございまして、名寄市の農業者の中に今はまだ少数とかと申し上げていましたけれども、現実問題何人ぐらいいるのかちょっとお知らせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 品目横断の部分の対象にならないというふうに理解してよろしいかと思うのですが、ならない方だと思うのですが、その部分につきましては対象農家を認定すべく指導しているということたびたび申し上げているところでございます。規模が要件に満たない農家につきましては、一つ目には農地の流動化による農地の集積、二つ目には基幹作業の受委託による面積の算入、さらには所得特例の活用などの手法で交付金の対象となるようにというふうなことで、三つの目標を掲げて、当然ですが、何とかそういった部分を救済したいというふうに考えているところでございます。もとより農家の意向調査をもとにいたしまして、さらに今後も引き続き関係機関、団体と協議をして対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、二つ目でございますが、農地の流動化についてのお尋ねだというふうに思っております。品目横断的経営安定対策の導入に合わせまして、担い手に施策を集中、重点化するということでございまして、構造改革を加速する方向性を明確にしているわけでございます。担い手対策の内容を固め、概算要求をいたしておりますけれども、スーパーL資金の無利子化、さらには農地の面的集積支援等が盛り込まれております。当市におきましては、スーパーL資金の利子補給や産地づくり対策で受け手、出し手に支援をしております、平成19年度からの新たな産地づくり対策につきましても見直した上で継続を引き続きしていき

いというふうな考え方を持っているところでございます。

3点目につきましては、女性の経営の部分につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、後ほどの御答弁にさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今答弁いただきましたけれども、品目横断的、これは19年度から始まるということでございまして、今答弁の中では農地流動化、基幹作業の云々ということで、今後これからJA含めて道との協議やるか、これからやっていくということなのではございますけれども、ちょっと遅いような気もいたしますけれども、これは早急どころか、19年度から始まるとすればやはりそんなゆっくりもしてられないのではないのかなと。

それから、先ほど品目横断を含めて、この対策ではないけれども、数戸の農家ということでございまして、私の出身の方なのでございますけれども、6戸です。6戸で62ヘクタール。6戸で62ヘクタールが今売りに出している。ですから、私は今始まったばかり、この施策の内容を説明した中で、担い手もいない方なのです。いないし、現在三十何町持っている方も私のあれではあと3年ぐらいまだ我慢したかったけれども、今回こういう対策になったら、今のうちに早く処分しなかったら、後で隣の人らが20町、30町となったらなかなか売れないのではないかと、そういうような絡みもありまして、これは相当な大きな数字です。これがほかの水田農家のみならず、畑作農家の方もちょっと土地の条件の悪いところや何か行って聞きますと、認定農業者を含めて担い手を対象の限度にしますよという話になってくると若い人、またUターン、Iターンも含めて土地を求めたにしても、やはり価格の問題だとかいろいろあると思います。そし

て、それが今生産、販売含めていろいろと価格保障でもあるのであればいいのですけれども、やはりこれから担い手含めて機械の導入含めて、それも楽な経営を強いられている方が何人いるか私は調査していませんけれども、その辺も含めるとこの改革、いわゆるこの所得改革含めて、やはり名寄市のみならずこれは大変な施策だなど。それで、名寄市全体含めて危うくなるのではないのかという懸念を今持っているわけです。その関係もございまして、恐らくこれから、まだ調査をした何人かですからいいのですけれども、先ほど冒頭質問させていただいたのは、どこまで道を含めての協議をされたかという、いわゆるそこをしっかりとしたJA含めて生産者、その辺の絡みがどんなになっているのか。そして、私も1回目のときあるところで説明を受けました。そうしますと、農家の方々は、内容はまだ当初でしたからそのときにはある程度の説明しかしていない。ただ、一番下の方で、直接支払いですから、小麦だったら何ぼ、そしてあとこれに不作でしたら共済ですか、そういうの含めましてトータルで何ぼにする、そういう数字しか、それが一番農家の方わかりやすいわけです。ところが、やはり中身にいくと、今こういうの含めていろいろな問題が出てきているのは確かです。その辺も踏まえて、ちょっと確認をされて、本当にそういう形でやるのかどうかお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今とりわけ6戸62ヘクタールというようなことでの話をいただきました。私どもの方もこの話につきましては承知をしているところでございます。御案内のとおり地域懇談会が若干残っているわけなのですが、農村部の方に参りますとそういった農地の流動化についての深刻な話が近年特に多く聞かれます。とりわけ今私の方で特に深刻というふうに受けとめているのは、この6戸62ヘクタールが出ているというようなお話でございまして。農業委員会の

方ともお話をさせていただいておりますし、農業委員会の方の会合の中でも御相談をさせてもらっております。いずれにいたしましても、こういった大規模な面積は別といたしましても、そういった農地の流動化、いわゆる売りですね、これにつきましてはなおふえるだろうといいたまいますか、そんなような要因が十分に考えられますので、これにつきましてはまた道の方とも御相談をすることになりましょうし、あわせて地元のJAあるいは農業委員会等と、また農家の方々とも、生産者の方々とも、風連でしたら改善組合なのですが、そういった方々にも御相談して、新たな仕組みづくりといいたまいますか、そういったものも考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、今のその出ております面積につきましては、ちょっと大き過ぎるものですから、本当にびっくりしているところですが、なお情報収集に努めてまいりますし、適切な方法で対処していきたいというふうに考えておりますので、また御示唆等をいただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 後で市長にもちょっとお聞きしたいのですけれども、今の農地流動化対策の関係なのですけれども、これは水田の方ということで先ほどちょっと私の方で申し上げましたけれども、その6戸62ヘクタールの部分は、今その地域の中で調整をしていると。何とかいい方向に持っていくということなのですけれども、その農地流動化対策の助成というのですか、買い手と売る方の、あれはいつごろまでに、予算があるのかどうか、予算はあると思うのですけれども、いつごろまでに申請含めて、ちょっと聞かれているものですから、その辺はどうなのでしょう。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） もうちょっと詳しく

く聞かせていただけたらと思うのですが。質問の要点はわかるのですが、どういうことを指しているのかちょっと特定できないものですから。

○10番（植松正一議員） 産地づくりの交付金の関係なのです、これは。ですから、買う方が2万円だと思っています、そして売るのが4,000円かな、その辺の助成率というのですか、そういう対処をするということで、それでこの金額はどっちみちそういう形になれば、やはり交付金ですから、いろいろな手続などもあると思いますけれども、その辺の予算枠あるのかどうなのか。また、これことしで切れるものですから、ですから来年度以降またその部分がついてくるのか。これは、やっぱり品目横断含めて経営安定対策になってくれば、そういうのが当然出てくると思いますので、その辺をお伺いしているのです。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼をいたしました。産地づくりのお尋ねでございまして、御案内のとおり2万円あるいは4,000円というようなことでの前期の産地づくりの対策につきましては手当てをさせていただいております。どなたかのお尋ねにもあったかと思うのですが、今度新たな産地づくりが19年度からスタートすることになりますものですから、そんなことも含めてそれらの取り扱いについても今後また検討させていただいて、できるだけ近いうちに方向性を示していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） それでは、市長さんにこの問題でお願いをしたいと思います。先ほど申し上げましたけれども、農水省では17年10月27日に食料・農業・農村基本計画の具体化に向けた経営所得安定対策の大綱が決定されたということですから、これはもうやらざるを得ない。その後急展開しつつも地域では麦の作付なども、きのう木戸口議員のときにもお話ししていました

けれども、麦の関係も含めて加入申請兼補正届け出というのですか、その関係も何か一部もう受け付けしているというような状態、それはそれなりにいいのですけれども、あと農業者の方々の先ほど申しましたように内容というのは、若い人も内容は本当に大変な状況も含めて、大変だ、大変だだけなのです。そしてあと、先ほども言ったように若い人も農地を求めて、あと借金でどうなるのだと、また基盤整備も始まったら、基盤の方もまたかかるのだと。そうしたら、破産もするだろうし、今度何十年後かにはまた農家もせっかく購入した土地も手放さなければならぬというような状況も踏まえて、今後のことを考えると不安でならないと。そういう中で、本対策の説明責任を考えるとどうなのかと、その辺も踏まえて今後道、JA、それから行政も携わった中でやっていくと思うのですけれども、その辺の、本当に大転換でございまして、市長の考え方があればお願いを申し上げたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 日本の農政の大きな転換期に今あるというふうに認識しております。今まで農産物の価格は、その農産物個々に一定の国が補償基準を決める中での生産者に対する所得補てんという形が働いていたかと思っております。しかし、今回の品目横断の経営安定対策というのは、一定の作目を食料自給率も含めてということであろうと思いますが、通しての面的な補償ということでありまして、これには一定の条件をつけているわけでございます。一つには規模的な問題と。さらには、生産所得、農業者の専業化、兼業化ということの線引きもあるのかもしれない。一定の農業所得をガイドラインとして示して、その上で担い手の認定をすると、こういうことありますから、面積要件ですとか所得要件だとか、そういう面でどうしても担い手に認定を受けられない農業者がただいままでの質問の中でもありましたけれども、名寄市においては30%強の農業

者、あるいは面積でいうと20%強の面積がそうした該当を受けられないと、このような状況下にあるということでもあります。しかし、この個人でクリアできない方についても営農共同というような法人化を目指した取り組みという施策があるわけですが、こちらの方もまたハードルが高いと。非常に厳しい状況にあると。私ども農業者の皆さん方が集まっての説明会等も開いておりますが、細目がなかなか、現在19年度から走るということですから、少なくとも今の段階で詳細のはっきりわかる説明ということがなければ農業者の皆さんにも御理解いただけないということではあるわけですが、残念ながら国はこの時期に及んでもまだ明確なものが出ていないのが実態であります。これは、一つには、私は国の今の政策の絡みで予算が連動しているものについての情報開示というのが弱いなというふうに見ております。そういう意味では、19年度本当に農業者の皆さんがしっかりと理解をいただくように、これから限られた時間でありませけれども、説明責任、そういったものを関係者の協力のもとにしっかりと進めていきたいと、こんなふうに考えておりますし、また農地の流動化で、経済部長からも答弁をしてもらっておりますけれども、産地づくり交付金につきましてはそれぞれの市町村が関係者の皆さんと集まって協議会をつくって決めてきていた経過があります。18年までは旧風連町、旧名寄市の産地づくりの交付金をそれぞれ運用しているという経過があるわけですが、19年度についてはきのうの議員の質問にもありましたけれども、できるだけ協議をする中で一体的な産地づくり交付金という仕組みをつくっていかなければ、同じ自治体の中で農業者の均衡がとれないという問題が出るのではないかと、こんなふうに思っております。それだけにこの産地づくり交付金、この水田農業の関連ではいつまでこの制度が続くのかという見通しもなかなか持てないわけですが、しかし諸外国との生産条件を今の農政の

中で埋める最大の知恵として出てきた品目横断的経営安定対策については、しっかりと制度を利用して、農業者がこの地域で永続的な経営ができるようにと、このことを私どもも心がけていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） その辺もしっかりと詰めて、後で本当に方向がおかしな方にならないように国等含めてやっていただきたいと思っております。

それから、二つ目の農業振興の関係について移らせていただきたいと思っております。これに関しては、私の方も山林関係今までやっていた関係もございまして、農地所有者なのですけれども、もう20年以上5軒の方が、1人は苫小牧の方行っていますけれども、農業委員会等含めて調整、また農振もひっかかっているものですから、その辺の調整もしていると、そういうような関係もございまして、今また大農具、また鳥獣などの被害に遭いながら、そのままほったらかしていると、そういうような土地があるわけございまして、これも先ほどプロジェクトチームをつくって云々ということでございしますので、これも早急にしていきたいのですが、所有者の方から見ればもうだれも担い手も一人もこういうところは来ないから、私どもでおりたのだということですから、植林も希望している方も、この5軒の方皆そういう構想のもとでございしますので、そのうちに農業委員会通じてまた農地の見直し等などで行くと思っておりますので、その辺もお聞きしながら、やはり放棄をされるような土地をつくらない、そういうような政策の中でよろしくお願いを申し上げたいと思っております。これは答弁は要りません。

次に、地産地消の関係でございませけれども、ただいまの答弁の中で直売所の開設、農産加工の取り組みですとか産業まつりや農産物の加工展示即売会、これなどは前からずっと引き続いてきているわけございまして、一定の効果は上げていると私も認識はしております。しかしながら、こ

れから生き延びるためにも、私の考え方ではございますけれども、食料の自給率の向上に向けて、いわゆる国の予算を含めてということを取りざたされているわけですから、国の政策ではなくて、食料の自給率に向けてということで行政と農業者、いわゆるＪＡ、それと食品事業者、また消費者協会等々、食にかかわる関係者等の役割の分担なども掲げまして、協議会的なものを立ち上げながら取り組んでいく考え方はあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 地産地消についてのお尋ねでございました。このことにつきましては、春の段階というふうに記憶しておりますけれども、道を挙げて、あるいは上川支庁を挙げて地産地消に取り組むというようなことで、それぞれの関係機関、団体等で上川支庁段階ではそういった協議会が設定されております。上川北部の部分でもそういった働きかけが上川支庁の方を通じてございました。これにつきましては、またそのうちそういった会合が持たれるというふうに聞いておりますものですから、私どもの名寄市としては上川支庁の方の協議会の構成メンバーにはなってございますが、さらに身近な地産地消というようなことなものですから、上川北部の部分の中でそういった組織を今後つくって、情報交換をしながら、地産地消をさらに高めていくというようなことになっていくのではないかとというふうに受けとめておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） この関係は、去年私もこれ一般質問させていただきました。それは、去年の段階で道の方まで来ていたのですけれども、こういうものというのは結構遅い部門だと思っておりますけれども、やっぱり行政、農協を含めて、今大型店舗や何かもいろいろ、徳田のショッピングセンターや何かもありますから、やはりその辺の

流れを早くしないと、担い手も、今若い人もだんだんふえてきている中でそれも早急な対応をしていただきたい。よろしいでしょうか。

それでは、時間もございますので、いよいよ道路にいきたいと思っておりますけれども、私はこの防じん対策含めて再三ちょっと質問させていただいているところでございまして、この私道の認定は前市長の段階のときになりまして、そして土地を提供しながら、それに対して一定のあれがあれば認定しますよということで、そして除雪含めて道路整備もみんな行われているわけなのです。ちょっとあれですけども、もう十五、六年ぐらいになっていると思うのですけれども、やはりこの中で特に農村に力入れていると言ったらあれかもしれませんけれども、特に農村の関係が多いわけです。そして、奥の方で農地、草地の整備だとかいろいろやられても、道路の改良はしていても舗装はなっていない。または、防じん対策もしていないということも結構あるわけでございます。そんなことで、この私道というのは、農村の形は、名寄だったらそれぞれの隣り合わせや何かで狭いところや何かはある程度何回かはグレーダーかショベルか何か入れてやっているとちょっと私の方でも聞いてはいるのですけれども、農家の方はやはりかなり点々として家を構えているものですから、隣近所の世話になりながら、道路整備、または除雪もしているということも現況も聞いていますけれども、内容は非常に明確でわかるのですけれども、ここにきてやはりこの私道の見直し、その現況に合った見直しをもう一度考えていただきたいと思っておりますし、また合併特例債ではないですけども、何とか特例措置、その事情を見て、これはもうあれだと、やっぱり年寄りも踏まえて、200メートルも上っていくぐだぐだの道を何とかしてあげなければならない、そういう緩和措置とやっぱり現況を的確に判断してしてくれないのかと、そういうような私も考え持っているのですけれども、それは考えどころではなくて

やってもらいたいのです。それをまずちょっとお願いをしたいと思っています。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 私道路の特に農業地域の私道路の市道認定をということのお尋ねでございますけれども、まことに申しわけございません。同じ回答になるわけでございますけれども、建築基準法に基づいて市道認定をさせていただいた。これは、平成7年8月から1年半の期間で市民の皆さんの要望をいただいてということでございますけれども、その建築基準法に基づいて認定をさせていただいたということですので、農業地域は都市計画区域内ではございませんので、本当に難しいというふうに考えております。しかし、今後も除排雪等のいろんな御要望いただいておりますので、できる範囲で要望を受けさせていただきまして、実現可能なことにつきましてはお話させていただきたいと、そんなふうに考えておりますので、ぜひ認定については非常に難しいということの御理解をいただければと、そんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 認定でなくて、その辺のその近くの公共工事や何かやった場合にその砂利だとか土や何かを、近場のところであればそういうところに行ってちょっと、現況も私見てきていますので、その辺も配慮してくれということの意味で今質問させていただきました。

それから、舗装の関係でございますけれども、今総体で446.2キロに対して187の42.1%ということでございますけれども、これは新総合計画の策定これから進むのだろうと思うのですが、今の説明では初めから新総合の策定の中で舗装率を10%に上げることを目標に計画を云々というのでもこれちょっと何かおかしな感じもいたしますけれども、それはそれといたしまして、今187キロですから、これを単純に10%にしますと18キロですから、これが10年で割りま

すと2キロということなのです、単純にいけば。そうしたら、10年間で2キロの舗装ということになりますと、何か市民の皆さんが納得いくのかどうなのか。やっぱり高齢者含めて、また医療関係含めたり、いろいろ考えていくと何かペースが遅いのでないか。旧風連の比較から見て、もう少し計画の数値、これを考えられないのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、私4日の日に通告したのですけれども、そして9月9日に北都新聞の方で、今やられている市民会館の横の2カ所と今言っていましたけれども、アスファルトの合成材を使った舗装をしている。この間見させてもらっているのですけれども、あの形が私も前に一般質問したときには防じんにかわる何か対策はないのかと。一回やれば、防じんだったら3層までやらなければ穴になると、だけれどもそれだけあれやったら不経済だということで、今数値目標でしたらこのアスファルト合材の方が安いような話もされておりました。この絡みだと、やはりちょっとこのものをこれから冬の対策含めて実験とかと試験をやるということなのですけれども、この結果よければ普通の舗装を含めて、防じんもそうだと思うのですけれども、このアスファルト合材も併用してやるのかどうか、この辺の含みと、それと先ほど言いました総合計画策定の中で187キロの部分が10%上げたぐらいで目標にするというのではなくて、やはり策定前なのですから、その辺は皆さんの意向を、一般の人の皆さんの意向を聞きながら、それでせめて10年で2キロという話は、名寄の総体で42.1%の舗装率しかないわけですから、その辺も考えていただきたいと思います。その辺もう一度お願いをいたしまして、答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） まず、舗装率の10%上げることを目標についてでございますけれども、これは現在の財政の状況等から見まして

も非常に難しい数字というふうには思っております。しかし、子どもの方の数値の目標として10%の上昇、率を上げることにつきましてはぜひ努力をしていきたいと、そういう意味での数値の御説明ということでございます。御指摘のとおり総合計画策定前でのこういう数値の表明というのはいかがなものかということもございますけれども、ぜひ達成をしたい、少なくとも達成をしたい子どもの努力の数値ということでお聞き取りいただければと、そんなふうには思っております。なお、これを実現するためには相当の恒常的な、毎年ですけれども、事業費の措置と、それから1.3キロメートル以上の毎年度の舗装化が必要ということを考えているところでございます。

それから、風連地区の比較とのお話もございましたのですが、旧風連町は農業の町として積極的な農業基盤整備事業の導入をされております。その中で旧町道の整備もされてきたということもあったと思いますし、また昭和45年に旧風連町は過疎指定を受けております。これは、過疎債を非常に効率よく活用されていると。これは、95%充当の元利償還金70%交付税措置と。少し逆割りしてみますと67%相当の補助効果ということでございますので、非常に効率のよい起債と。これら総体的に旧風連町は進められました結果として、名寄市との差がこうなったということだというふうには思っております。

なお、市道等の延長につきましては、名寄市は旧風連町の1.5倍ございます。そういう面では名寄市も鋭意努めてきたところですが、数値上にあらわれる割合が非常に少なくなっていると、そういう背景もあろうかというふうには思っております。

それから、防じん処理についてのアスファルト合材の使用についてでございますけれども、私どもは少しでも道路のストックとしての、将来に残るストックとしての道路整備はできないものかということでの検討の結果、アスファルト合材を再

利用しようということでございます。本年一定距離間をやらせていただきましたけれども、冬期間の凍上の状況等も踏まえまして、来年度以降もそう悪くはないと、そういう状況であれば、路線をしっかりと選定をして進めさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長、簡単に。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼申し上げます。先ほど答弁保留させていただきました女性農業経営者の数につきましては、5戸程度ということで受けとめさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

市政執行と法令、条例などの遵守についてを、宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 議長のお許しをいただきましたので、これより先通告いたしましたとおり市政執行と法令、条例等の遵守について質問をいたします。

私は、この18年3月から旧風連町、旧名寄市の合併に伴いまして市議会議員という大きな役割に立って、まだ半年も足らず、6カ月未満にいろんなことがこの議会等で論議をされております。ここで登壇してこれから質問することは、私にとっては大変重苦しく、つらく、残念な質問をすることになると思います。決して過去形の話をしたものではなく、また掘り起こしするものではございませんけれども、ぜひお聞きをいただきたい。

まず、1点目には、この2月28日だと思えました。旧風連町議会議員と旧名寄市議会議員の皆さんが顔合わせをしたのが風連の町でありました。新市の憲法とも言われる条例だとか規則だとか等々を渡されました。非常に残念なことなのですが、その後議員あたりが、プロがやっている仕事に議員がいろいろ質問しますと、二十数件に

も及ぶ訂正が出るという、議会に対する対応について非常にまずかったのではなかったかと思いません。特にその中で資料の2の1という一つの資料がこの条例と一緒にあったわけです。この例規集の作成をするには、漢字の使い方、送り仮名、内閣告示及び株式会社のぎょうせいの法制担当者の指導を受けているとまできちんと書いてあるわけです。条例だとか規則には、住民のために空白を持たさないために鋭意やったということもここに書いています。また、引用する上位の法等については1月段階でチェックとなっている。いろいろここにあたかも私たちに条例を渡すときには、あなたたちはチェックしなくていいのだよ、プロがちゃんとやって、きちんとできているのだからと言わんばかりな資料まで、活字までいただきまして、ところが議会議員、いつの間にか役場の職員になったのかわからないのですけれども、校正係に転じますと二十数件、特にその中の訂正箇所というのは、訂正箇所の理由はあくまでも欠落だとか誤記だとか、非常に単純なことがどんどん出ている現状下がありました。非常に私は残念なことだと思っております。

2点目なのですけれども、これも6月の議会には、地方自治法162条、助役さんの選任につきましても議会の同意を得ず新聞発表になるとか、すべて議会は要らないのだ、執行者が言うものは追認しろというような話がここで出てきています。これも大きな市議会議員になると違うのかなという誤解すら感じました。

第3点目は、3月28日までに施行すべき条例が6月に提案をされるということもありました。単なる失念でした。言葉はいいのですけれども、忘れていたということになるかと思えます。こんなことが私たち議員の前で堂々と論議ができる話になるのかです。

第4点目です。6月の定例議会ですけれども、過疎債についてはスキー場のジャンプ台についてはそこその理由があつてということで、暗にや

み起債の説明が堂々に行われるという現状下で、聞くにも及ばず、私も端の方ですけれども、すぐドアもとに行きたくなるような現状下があったのは事実です。

このことまで話しする必要は私ないなと思うのですけれども、法律を遵守するというのが市役所の方々の考えです。これは、たまたま風連と名寄が結婚して、誕生日を迎えたハッピーバースデーの日です。そのときにプレゼントにおもちがありました。たまたま私にだけ選んだのかどうなのかわかりませんが、中は空洞ある。そして、色粉も後からまぜたような形になっている。これもたまたまあったのかと。多くの方に聞きますと、かたいから投げてしまったとか、そんな話がある。そのことは、加工業者の人が一生懸命やっても手落ちはあったと思うから、私は責める気はないのです。ここで一番責めたいところは、このもちを、私たち北海道いろんなところから来賓としておいでもいただきました。そして、昨日の論議にも、そのときの論議にも必ず日本一のモチの里だと。言わせてみればワールドナンバーワン、世界一のモチどころがたまたま穴があいたりしてもこれも仕方ないかといえば仕方ないかもしれませんが。しかし、私はこの中で異常なことを見つけたのは、この箱の裏にも表にも横にもどこにもいわゆる食品衛生法等で言われる表示法に基づいたものがない。これは、ジュース飲んでも何飲んでも必ず表示法という法律のもとで、それに基づいて賞味期限だとか製造者だとか保管方法だとかというものがすべて書かれたものが今表示法で条件になっているわけです。それが殊さら日本一の、世界一のモチどころでそういうものは無視されて、多分後から料金をもちの人に払った方がいいと思うのですけれども、これが市の担当者がそれにも気づかずやるということについては甚だ私は、農家の人たちが歴史をもってこのモチの米をつくったわけです。食べ物のいわゆる信用を落とすということは非常にまずいことです。農家の人が額に

汗して、手に血のにじむ思いをしてモチ米の里をつくったのがこんな形でつぶされるということは非常に残念です。もう少し私たちは身近な法律というものをみずからもって守らなければならない、そんな感じがしました。

だらだら話ししますけれども、もう一点、これが最後の決め手になるわけですが、たまたま9月1日に議会が終わりまして疲れて帰りました。帰りますと、こういうピンクの紙が来ていました。国民健康保険からのお知らせということです。驚いてしまいました。普通は議会で審議をする、これは9月1日に議決を得たものです。それが帰りましたら、6時にはお知らせになっているのです。たまたま町内会の人に聞きましたら、二、三日前に来たよということなのです。既にそのときは、多分9月1日10時から開会になりまして、市長さんの行政報告からいろいろありまして、たしか10時45分に終わったと私はメモしています。その後いろんなことがあって、この健康保険に関する条例は多分11時15分か20分に議決したものが午後6時にはうちのポストに入っているということです。必ず市長さんは、ここに上がって最後に御審議願いますと言うはずですが、いろんな条例を提案するとき。ところが、御審議する前にやっているという。大したことない議員だから、追認していれば、そういうような行動であるということについて私は、非常に私たちが軽視するというよりも同時に住民に対して条例だとかそういうものについて軽視をしている。議会議員の皆さんここにお並びの方は、住民の方々から貴重な1票をもらってきているわけですが、私たちが無視するということは住民を無視したことにほかならないわけです。このことについて御答弁もらう必要はございません。もう事実あったことですから。

それで、私は壇上での御質問は、このようなことがぼろぼろ出ていて、市民に対してどうやって説明をするのかということ、特に行政執行方針の

中に大きな柱を2本市長さんは立てられました。まちづくりの原点は市民の一体感であるが1点、もう一点目は主役は市民である。市民と行政のパートナーシップによる協働だと、ともに働きたい。非常にフィーリングのいい言葉があって、住民が主役の参画協働まちづくり、これを銘打ったわけです。しかし、いまだかつてその条例たるものは私たちの手元どころか住民の方々は見ることができません。担当者に聞きますと、それはインターネットに載っていますよと。それが本当の住民に対する公開されたものなののでしょうか。ぜひこのことを質問いたしますので、お答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま宮田議員の方から市政執行と法令、条例等の遵守についてそれぞれ各般にわたって御質問いただきましたので、御答弁をさせていただきます。

市政執行に当たりましては、市民が主役のまちづくりを市民と行政の協働で進めていくという基本姿勢のもとに市政執行に当たっております。その基本となるものとして、条例等の法令を遵守した行政運営でなければならないと考えているところであります。したがって、行政運営の実務を担う職員におきましては、地方公務員法第30条にありますように、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことが根本であり、その意味からも常日ごろ法令遵守による職務の執行に努めているところでございます。

御指摘のありました地方公務員として、地方自治法及び地方公務員法並びに関係条例規則等に関する考え方につきましては、私ども宮田議員のただいまおっしゃった内容のとおりと理解をしております。改めまして法令遵守の徹底を期してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただ

きたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 前段でお話ししましたように、私の考えを聞いてぜひとも市長にお答えをいただきたいことがあるのは、まず執行機関の義務ということ、これは市長の義務と読みかえてもいいと思うのですけれども、これはいわゆる議会の議決に基づいて事務だとか法令規則、その他の規制に基づく地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行すると、こういうことになって、条例については議会も出せませし、執行側が住民の意向や何かで出したと。そして、96条では議会はそのことを議決する。この議決するというのは、単なる決め事を決めるというのではなくて、議会の権限なのです。ですから、条例だとかそういうものについては、何ぼ偉くても市長が決めることはできなくて、議会が決めるということになります。当然議会が決まれますと、先ほどの赤紙でないですけれども、3日以内に議長はそのことを決まったよと市長に連絡をするわけです。市長は、20日以内にいわゆる告示行為をしなければならない。これは、地方自治法でも定められているわけです。そういう形の経過を終わった後、この条例というものがだれが一番使うのかということ。これは、市の職員の方も議会も使うわけですが、一番使うのは私は市民だと思う。条例が公布されたその時点から、この条例というのは市民が要望したり、市民の代表者が決めたということになれば、それは市民のものだという理解を私はしております。そういう考えでよろしいですか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治に大変造詣の深い宮田議員からいろいろと御質問をいただいております。私もお話を伺いながら、改めて執行者と議会の関係、あるいは法律と条例の関係等を考えておりました。今自治法の中では、いろいろ

な具体的な自治体が運営をする住民サービス等について法律で規定をし、さらにその規定の運用では自治体が固有の権限を持って条例をします。それは、上位法に違反をしない、そういうことが原則であろうと、こんなふうに思っています。しかし、自治体においてはその自治体のもちろん独自性というのがあるわけですから、運用の面ではいろんな格差が出てくると。今回国民健康保険法にかかわる条例の改正については、上位法である法律改正を具現化するものと、こういうことでありまして、担当者は恐らくこの条例改正、法律の改正を市民の皆さんに少しでも早く理解をしていただこうと、こういうことを含めて9月の広報の配布時に周知を図ったものと、こんなふうに受けとめておりますが、実際に議決の前からそういう作業を進めていて、手順としては御指摘のとおりであったらうと、こんなふうに思っております。これからそうしたことは慎重に対応していかねばならぬなど、こんなふうに思っているところでございます。

なお、自治法の96条では議会が議決をするという列挙してございますが、私どもも運用の中では議会の条例の中で専決という範囲もまたいただいているわけでございます。このことについては御案内のように長の権限において執行して、そのことを後刻議会に報告をしますと、そして承認をいただくと、こういう流れもあるわけでございます。これからの行政の運営については、しっかりとしたそうした宮田議員の御意見等も押さえながら執行に当たっていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 重い話をするわけではないのですけれども、専決処分では市長はできるという話を今されたのですけれども、それは水害だとか災害だとか事故があつて、議会が緊急にできない場合については専決処分というぐあいに私は承知おいているのですけれども、そのことはいいの

ですけれども、もし訂正するなら訂正された方がいいかと思えます。

次に、私は地方公務員法でお話をしたいのは、いわゆる32条には法令を遵守しなさいよと。33条には信用を失墜したらだめだよと。仕事の中で信用を失墜するようなことがあると、市職員全体もそうでしょうし、名寄市全体の信用にかかわるようなことはしてはいけないよというのがこの33条だと思います。さっきのもちのような場合についても非常に信用を失墜する行為でないかなと私は思いますが、これもそちらの方でいろいろ判断されるはずですよ。35条では職務の専念義務ということで、これは何を言っているかという、職員の方は勤務時間職務上注意力のすべてをその職務の遂行に当てると、こうなっているわけです。基本的には間違っただけではないということですよ。全注意力を払ってやるわけですから、何ぼ注意力を払っても間違えることはあります。そのことは私は理解するのですが、たまたま今回学校給食の話で、8月11日に私どもの会派がぜひ学校給食の勉強をしたいということで18年度の名寄市学校給食定期総会の議案をもらいました。最後の方に学校給食の会則というのがあって、それですって見ていきましたら、第14条に本会計の経理の取り扱いについて定めているものがありました。そこには恐ろしくも名寄市財務規則を準用すると書いてある。よくよく調べましたら、財務規則はなく、会計規則はあるのです。このような幽霊の規則を使うというようなこと、これが既に会則や何かで堂々とうたわれて、一般の人方の目にも触れている。もう少し議会だとか、当然このときは議会議員の勉強会といえども議員に示す資料ぐらいは少なくとも会則ぐらい読んでもらわないと、かなりそのとき私も大きな声を出したのは事実でございませぬ。非常に何か議会というのを軽視をしている、ばかにしているというようなことに私はとり、頭の中ではそう考えているのですが、これはこういうことでは

大丈夫なのですか。このままこういう規則だとか、こういうものが使われていくという、いわゆるスタンスの問題なのです。改めるものであればすぐ改めるとか、そういう行為をとらないで、この議会終われば、また宮田も言わないだろうと思うかもしれませんが、私はこの辺はしつこいのです。こういう誤りあったものを即直す、幽霊の規則や何かを使っているということ自体非常に私は当局に対して不信感を抱いているのです。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 教育委員会の関係であったものですから、ちょっと手を挙げるの遅くなりましたけれども、先ほど来から宮田議員の方から法令遵守ということを言われておまして、言われるまでもなくそのことは当然のこととして、遵守するのは公務員として当たり前のことです。しかし、公務員といえども聖人君子ではありませんでして、間違いもありますし、錯覚等もあるというふうに認識はしているところでありますので、そのときには、過ちがあったときには早く改めるということが一番大事でありまして、そのことを素直に認めるといいまいしょうか、過ちを直すということもこれは公務員としてしっかりとやらなければならない部分というふうに認識しておりますし、先ほど来地方公務員法の部分での32条、33条、35条と最も公務員としての義務を課せられる部分の条文でありますけれども、これらについては他市の例をちょっと私も調べてみましたところ、一般的には公務員になったときに初任者研修という形で研修をいたしますし、法の中には宣誓の義務というのも一つ入っておりますから、そこに宣誓をしている状況もあると思えます。最近の例では、公務員法に基づく規準といえますか、規則の規に準ずるということで、本当に基本的なことをそれぞれ自治体の中で設けているところもありますので、一番大事なものは研修という形になりますけれども、なかなか研修も一定

期間の中で初任者研修なり、中級者研修、上級者研修、専門職研修といろいろありますけれども、一番大事なのは職場における日常の中でのそういう研修をしっかりやると。管理職がしっかりしなければならぬ、このように宮田議員の質問を聞いておりまして感じているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 既に前回の6月の議会も含めまして、今回の議会も学校給食ということの問題が非常に出ております。特に名寄地区の学校給食では大変大きな金額が残っている、または未収が多いということは同僚議員から既に何回も質問されております。これは、私もいろんな形でこのことについて勉強させてもらいましたけれども、どうしても解せないということはいわゆる2,600万円の基金が残っている。基金と言ったらいいのですか、前回の議会では積立金と言ってみたり、繰越金と言ってみたり、いろいろあるわけです。そこで、私は今回御答弁は教育長さんから遠慮してもらいました。というのは、9月1日の私の質問のときに、この残余金についてはどうするのかという質問に対して答えた言葉は、何か学校の給食の備品でも買おうかというような答弁であったように私は理解しています。あたかも自分の方のお金の中でやるということは、議会の前で歴然として言われたわけです。そういう形の中で、なかなかこの話が進んでいかない。最終的には三千数百万円というお金というのは、逆に言えば残高で残っているわけです。どうしてもきょうは市長にお伺いしたいのは、もう市長も十分このことはお聞きになっているわけですし、このまま市長が黙ってこれを見過ごすというのは、早く言えば選任をした一つの責務と不作為行為、知っていてそのままにしておくということには私はならないと思う。このお金については、余分に払っているわけですので、ぜひ保護者の方々にお返しするという方法は指導できないものですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 野々村勝議員。

○25番（野々村 勝議員） 今宮田議員の質問の中で、この通告にない議論をしていると思いますので、議長は精査してください。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時03分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

野々村議員より議事進行がありました件につきましては、宮田議員の質問が通告の範囲内でありますので、双方とも了解いたしましたので、再開いたします。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 給食会計の繰越金の取り扱いについてお尋ねがございました。私は、給食費の父母の負担、父兄の負担というものは、そのときの食材の予測をした年度間の推計のもとに給食費を決めて負担をしていただいていると、このように考えておりまして、結果的に従事する職員の努力も含めて決算上剰余金が残ってきたと、こんなふうには押さえております。これは、努力もありましたし、またここ何年間かデフレ傾向と申しましょうか、一般の食材等の価格の変動が余りなかったことによるものだと、こんなふうには思っております。これらの残余金の取り扱いについては、教育長からも答弁をしていただいておりますけれども、給食会の機関の中でしっかりと相談をして決めていただければと、こんなふうには思っているところでございます。

また、給食会の、私は見ておりませんが、決算書等の中で会計処理については名寄市の財務規則適用と、こういう表示があったということがあります。名寄市は、平成17年3月まで財務規則ということで市の会計の取り扱い等については規定をしておりました。その後コンピューターによる会計処理ということが出てまいりまして、財

務規則の改正をしないと対応できないと、こういうことがあります。平成17年4月に財務規則から会計規則というふうに名称を変えて運用しているものでございまして、御理解をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 1点ちょっとわからないことがあるのは、一般常識的に考えても非常に引当金というのですか、これが1億数百万円の売上げに対して25%程度の多いものを引当金にしている。私もこれをずっと見ていましたら、どうしても実際かかったものから最終的に食材や何かで引くと昨年度も260万円ぐらい決算上で黒字というわけにはいかないのですけれども、私も学校給食いろいろ勉強させてもらいましたけれども、よその場合であれば12月ぐらいに仮決算をして、そして2月、3月ぐらいに料金を父母の方に下げるとか、または多少の金額であればひな祭りに何かおいしいもの出そうとかということでもコントロールがきいていますけれども、こういう形の中で私が今最後に申し上げたいのは、少なくとも残余金というのですか、いわゆるこの引当金というのはどうも単式簿記には似合わない言葉なのですけれども、こういうものをこうやって置いておくということは、地方公務員の方が一生懸命仕事するわけです。非常に不明瞭な金というのですか、非常に恐ろしい。たまたま後ろの方では会計規則に準用しているということであるならば、ではこれは少し4月、5月お金足らぬから、それ使うよとかという、そんなこともどんどん出てくることですから、ぜひ私はこういう剰余金については市長の方から教育委員会、またはその会の方に強い指導力をもって、そこで勤めている人間も不安にならないように、そしてひいては多分過剰に出したお父さんやお母さんのためにもお返しをしてあげる。これは、今まで経理事務していれば、その年度の黒字分で返せる、それが本当は公務員の姿でないか。もしあったことは、今まであった

ことはこれは仕方ない。しかし、そこでこういう、私たちもこれ全然わからなかったわけです。たまたま学校給食の問題で勉強していると、こういう問題が出てきた。これは、一番この金の原資というのはだれが出したかということ、お父さんだとかお母さんだとか、そういう方が出してたまったものですから、そういうような強力な指導は市長としてはできるかできないかお尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 給食会計については、目的がはっきりしているわけでありますから、物価の変動等が比較的なくて、幸いにしてという年間200万円、あるいは250万円だったかもしれませんが、剰余金が出たということでありまして、私も会計的な専門の知識は持っておりませんが、これは引当金というよりは毎年度の決算剰余金だというふうに認識をしております。それが年度初めに会費の収入があるまで運用として、多分会計の中での運用をしているのだというふうに認識をしております。会計上は明確になっていると思っております。これらにつきましては、ぜひ今回の議会の中でも熱心な議論をいただいているわけですから、年間の予算の推計の立て方でまた足りないときに追加をいただくということも発生するかもしれません。それだけに若干の目幅というものを予算上見ているのかもしれませんが、適切な運用をしていただくように私からもよく要請させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 答弁に対してまたこちらから逆に質問する形になるのですけれども、少なくともそういう物価が上がった、下がった、そういうために以前のお父さんやお母さんが積み立てたものを使うというのが本当に学校給食法で正しいのかという問題です。その年度、年度、単年度で整理をしていくというのが学校給食法の基本理念だと私は思っているのです。そのためにどこかに預貯金をためておくとかためておかぬとか。

逆に言えば、単純に言えば学校給食法に基づいてこの運営はされていると思うのですけれども、これだけ大幅になってきますと、利益が出たということで国税はもとより地方税の問題もなってきた、そこで働く公務員の人困るような立場にならなければいいのですけれども、後ほどそういう話が出てきて困るような場合にならなければいいのですけれども、そのことも私は心配して、今回公務員の立場を守っていく、そのためにきちんとした姿のものに改めた方がいいのではないかと私の意見に対してもう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 発言の中に利益が出たという表現がありましたけれども、私は利益が出たとは思っていません。実費徴収金で残が出たと、こういうことでありまして、そういう意味では次年度の会計の中で徴収する単価を下げるだとか、そういう調整というのが考えられるのではないかと。たまたま今回は何年間か累積をしているということでもありますから、その扱いについては給食会の中で慎重に議論をしていただければと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） なかなか食い違いが出てくるのですけれども、最後にぜひお願いしたいのは、少なくとも1億円程度のところに売り上げが2億5,000万円というような、いわゆる準備金というのですか、繰越金というのですか、そういうものを蓄えているということは決して地方自治法においても、また学校給食法においても正しいとは私は思われません。今後事故もなく終わればいい、そしてまた単価の改定や何かも指導するような示唆がありましたから、私はあくまでも住民のために大きなお金はその辺に置いておかないで、きちんと住民に返すものだというのは私の信念でございます。これは、行き違いも全然水と油みたいなものですから、これ以上いたしません

けれども、職員が働いている環境をきちんとするというのもトップの仕事だと私は思っていますので、これは答弁は結構です。そういう考え方で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で宮田久議員の質問を終わります。

次に、交流人口拡大の考え方について外2件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、交流人口拡大の考え方から伺います。理想は定住人口がふえれば非常によいことでもありますし、御案内のように全国的に団塊の世代の方たちが多く退職しますので、当名寄市に定住していただければ言うことありませんが、プランですとか誘致に非常に長い時間が必要でありますので、他のまちにおくれることのないような計画を早急に作成することをまず要望しておきます。

そこで、今回は1点目に現在と今後の交流人口拡大についての施策や考えについて具体的にお答えいただきたいと思えます。

2点目に、交流人口拡大によって考えられる地域の活性化については、どのようなものでしょうか。これも簡潔にお答えください。

3点目に、交流人口拡大のためには魅力ある公共施設の利用促進などもあると思いますが、期待している経済効果はどのようなものでしょうか。これも具体的にお答えください。

次に、今年度の教育行政の実施状況について伺います。今回は、教育長に伺いますが、名寄市に適した小中学校の教育環境はどのようなものでしょうか。先月31日に第1回名寄市小中学校適正配置等検討委員会が開かれたと新聞報道で紹介されていました。そのとき教育長は、少子化が進み、教育環境も変化している、どういう教育環境が名寄の子供たちに正しく、ふさわしいか考えていかなければならない、新しい校区や選択制も加える

ことができるかなど提言いただきたいとあいさつと書かれていましたが、名寄市教育委員会としての基本的な教育環境構想があると思いますが、お答えください。

次に、教育行政執行方針でも6点ほど引き続き取り組む課題をおっしゃっていましたが、その中の3点について伺います。一つ目に、特別支援教育導入への準備はどの程度進んでいるのでしょうか。二つ目に、児童生徒の安全確保についてはどのような対策を講じられてきたのでしょうか。三つ目に、名寄市立大学並びに短大とのさまざまな教育活動における連携に対しては具体的に進んでいるのでしょうか。

次に、課題6点の中にもありましたが、高校再編についての教育委員会としての考え方について伺います。職業学科高校を統合し、二つの校舎を一つの学校として活用するキャンパス型高校を道教委に提案し、高校教育推進検討会議の答申にも反映されて、大きな前進であるとも思います。しかし、合併に伴い市内の高校は4校となりましたし、教育行政執行方針でも述べられておりましたが、道教委では1学年3学級以下は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を提示しているとおっしゃいました。そうすると、市内4校のうち3校が再編整備の対象であります。名寄市教育委員会としてのしっかりとした考えや方針を持っていないと、道教委から言われるままになってしまうと思います。そこで、伺いますが、高校再編についての具体的な考えをお知らせいただきたいと思います。

次に、名寄市立総合病院について伺います。市長の行政報告でも述べられておりましたが、上四半期の運営状況については予定患者数金額を上回っているようですが、パーセントで言われておりましたので、実際の数字でお示しいただくことと今年度の経営状況はどのような推移や予想でしょうか。今月末で今年度の上期が終了しますが、予想数値がわかればお答えいただきたいと思います。

2年前から言っておりますが、敷地内全面禁煙は西側の夜間緊急入り口付近の景観が問題でありますし、対策を講じるべきであると考えます。今現在改善策をお考えなのかをお知らせください。

名寄市立総合病院は、北北海道の3次医療圏の地方センター病院という役割と使命を持っています。そこで、伺いますが、名寄市立総合病院としてのビジョンや将来展望についてはどのようなもののでしょうか。具体的にお答えください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の2、今年度の教育行政の実施状況についてお答え申し上げ、次いで大項目1については総務部長、大項目3については市立病院事務部長がお答えいたします。

まず初めに、（1）、名寄市に適した教育環境の考えはどのようなものかについてお答えを申し上げます。名寄市では、御案内のとおり少子化や地域全体の人口減などの影響により児童生徒数が減少するとともに、学校間や学年間の児童数、学級数などにアンバランスが生じております。また、将来的にも地域人口や児童生徒数の減少が予測される中で、現在の小中学校の配置体制がこのまま推移すればアンバランスがさらに拡大し、望ましい教育効果が得られない事態が生じることも懸念されます。児童生徒の良好な教育環境を確保するためには、適正規模で運営される学校が地域にバランスよく配置されていることが望ましいと考えており、本市における小中学校の適正規模、適正配置等のあり方についてその基本的な考え方を検討し、提言をいただくために、学識経験者、学校教育関係者、一般市民13名による名寄市小中学校適正配置等検討委員会を設置し、去る8月31日に第1回検討委員会を開催したところであります。教育委員会といたしましては、この検討委員会の提言を受けた上で、その趣旨及び基本的な考え方を踏まえて教育委員会としての基本的な方針

を定めていきたいと、このように考えております。

次に、(2)、教育委員会で抱えている現在の課題についてお尋ねがございました。初めに、特別支援教育につきましては、平成19年度よりの導入を目指し、その準備を進めてきているところでございます。各学校におきましては、校内委員会を設置し、コーディネーターを指名するとともに、コーディネーター連絡会議を開催するなど、各学校が共通認識のもとに取り組める体制を整えてまいりました。現在各学校における実態調査を行っており、その結果を待って10月には専門家チームを設置し、対象児童生徒の障害の判断や支援のあり方等を検討してまいります。ただいまは、その専門家チームの人選等につきまして準備を進めております。さらに、特別支援教育のスムーズな移行を図るためには教職員の理解が重要となることから、各学校においては校内で事例交流等を含め、研修が行われてきているところであります。例えば名寄南小学校では、8月24日に上川研修センターの出前講座による特別支援教育に関する校内体制及び個別の支援プロセスと題しまして、他校の教員も含めて外部講師による研修を行っております。また、教育委員会としましては、7月12日に各学校のコーディネーター及び管理職を対象として、上川教育局及び名寄市立大学との連携を図りながら講習会を開催いたしました。10月9日にはNPO法人ことばを育てる親の会北海道協議会等との連携のもとに、名寄市において保護者や一般市民を対象に公開講座を予定しておりますが、特別支援教育の先進地域として広く一般の方々に新しい制度の理解を図っていただくよう、上川管内北部8町村に御案内すべくその準備をしているところであります。今後とも各関係機関と連携を図りながら、19年度からの導入に向けてスムーズな移行に努めてまいります。

次に、児童生徒の安全確保について申し上げます。この4月にはロタウイルスなど感染性胃腸炎が連続して集団発生いたしました。これを教訓に

しまして、去る6月26日には名寄保健所など関係機関と連携し、学校はもとより幼稚園、保育所などの管理職を含めた教員等を対象に感染性胃腸炎予防講習会を開催するなど、その未然防止と発生時の適切な対応について学習を深めたところであります。学校環境衛生検査につきましては、名寄市学校薬剤師会に委託して、市内全小中学校において黒板、飲料水の管理、建物のドア、ガラス、グラウンド状況などの安全対策検査、教室の空気検査や照度検査などを順次実施し、適切な措置を講じております。8月には北海道薬剤師会公衆衛生センターに委託し、シックスクールに関する検査を実施いたしました。まだ中間報告の段階ではありますが、一部の学校におきましてホルムアルデヒドが基準値を上回る教室があったことが判明し、直ちに使用禁止といたしましたが、名寄市学校薬剤師会の協力を得て早急に再検査の結果基準値を下回ったため、その使用を再開したところであります。今後とも学校における予防対策や衛生管理の徹底など、環境衛生の保持に努めてまいります。

また、近年全国各地で頻発しております不審者等に対する対策としては、各学校ではそれぞれの実態に応じた危機管理マニュアルや安全マップの充実を図るとともに、安全教育や避難訓練など、その指導に努めているところであります。名寄地区におきましては、地域町内会などと連携して市街地の五つの小学校区単位に安心会議を設置し、それぞれが特色ある活動を展開しておりますが、7月20日には小規模校や中学校の関係者もオブザーバーとして参加を求めると安全安心円卓会議を開催し、名寄警察署の講話やお互いの取り組みについての情報交換などを行いました。夏季休暇の前後にはそれぞれの安心会議が総会などを開催するとともに、近接する中学校の教職員やPTA関係者なども含めたパトロールボランティア養成講習なども実施しております。また、風連地区におきましても地域の実情に応じた取り組みが進

められておりますが、風連中央小学校ではこれまでの学校安全パトロールの取り組みを発展させ、PTAや町内会などの協力をいただきながら、安全安心見守り隊を今月中に、またほかの小学校においても近々中に発足させる運びとなっております。今年度に入り、いわゆる不審者情報などは名寄では激減しており、これら地域が一体となったさまざまな取り組みが一定の成果を上げているものと考えております。今後とも地域の子供は地域全体で守る、これを基本に、地域、学校、関係機関の連携をより一層強化し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに短期大学との連携についてお答え申し上げます。就学指導委員会や特別支援教育推進事業などにおきましては、それぞれ委員や講師などをお願いして専門的見地からの適切な指導、助言等をいただいているところであります。名寄東中学校では校舎が近接していることもあり、総合的な学習の時間などにおいて学生との交流を計画しております。学校給食センターでは、御案内のとおり、本年4月28日に名寄農業高校とともに食に関する高大官連携事業を締結し、生産から消費まで食育の幅広い推進を目的に広い視野からそれぞれの課題解決に向け協力、支援していく取り組みを進めております。そのほかにも去る8月に開催されましたへっちゃLAND 2006において13名の大学生、短期大学生がサブリーダーとして参加するなど、さまざまな社会教育活動において児童生徒と大学生、短期大学生との交流は一層深まっているものと、このように考えております。4大化がスタートして日が浅いこともあり、今後とも大学側との協議を進め、さまざまな教育分野における活動を推進してまいりたいと、このように考えております。

次に、(3)、高校再編についての考え方についてお答え申し上げます。旧名寄市教育委員会におきましては、中学校卒業生数の大幅な減少に伴い、市内高校の再編は避けて通れないとの認識の

もとに検討委員会を立ち上げ、高校のあり方を検討し、道教委に提言してまいりましたが、ただいまの渡辺議員のお話のとおり、道教委が策定しました新たな高校教育に関する指針にも名寄市の提言が盛り込まれるなど大きく前進したものと受けとめております。

さて、御案内のとおり、今回の合併により市内の高校は4校となりました。そのうち3校は1学年3学級以下であり、市内すべての高校の存続は非常に難しいものがあると認識しております。教育委員会といたしましては、高校進学率が98%を超えた現在、中学校卒業生が不安なく進学でき、子供たちの多様化したさまざまなニーズにこたえ、生き生きと教育活動のできる環境の整備、そしてそれを受け入れることのできる間口の確保が大切であると考えております。名寄には大学もあることから、高校と大学が協力、連携を深め、新たな魅力をつくることも全道全国規模からの入学者の確保につながるのではないかとというふうにも考えております。道教委の推計によりますと、3年後、平成21年の名寄市内の中学校卒業生数は234名となります。名寄市内だけで考えますと、40人学級で7間口があれば間に合う勘定となりますが、近隣市町村や他学区からの通学者を考慮すると8間口は必要かと考えております。平成20年度以降の高校配置のあり方を示す道教委の新たな高校教育に関する指針も策定され、今後高校の再編整備は進むと予想されますが、将来を担う子供たちが不安なく生き生きとした活動ができる教育環境の確保をこれからも道教委に発信してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大項目の1点目、交流人口の拡大の考え方についてお答えをさせていただきます。

小項目の1点目の今後の交流人口拡大についての施策や考えについてでございますけれども、名

寄市総合計画において交流人口拡大の一翼を担う施策として魅力ある観光振興を掲げ、ピヤシリヘルシーゾーンや道立広域公園サンピラーパークの施設整備充実を進め、合宿の里づくりに努めてまいりました。また、夏と冬の2大イベントや智恵文ひまわり畑、サンピラー現象など対外的にもNPO法人なよろ観光まちづくり協会と連携してPRを推進しております。また、姉妹都市、友好都市、国際交流事業もその役割に貢献しているものと思います。今後の交流人口拡大施策につきましては、新市建設計画に記載をされました交流活動の推進をベースとして、豊かな自然環境や産業資源、既存施設、市民の力等を活用した多様な分野における地域間交流活動の推進について新総合計画で具体化しなければならないと考えております。

次に、二つ目の交流人口拡大によって考えられる地域活性化についてでございます。交流人口拡大によって考えられる地域の活性化は大きく5点ほどあるのかなというふうに思っております。まず、1点目は、経済効果であります。これは、交流によります宿泊、輸送、観光などの収入増や雇用の創出、拡大などの経済的な効果であります。二つ目は、イメージアップ効果であります。交流拡大とそれに伴う情報発信により、地域の個性、魅力を外部にアピールし、地域のイメージアップができる効果であります。三つ目は、意識改革効果であります。このことは、外部、他地域との交流によりまして地域住民の意識を開放的、積極的に変えたり、視野の拡大、地域のよさの再認識、さらには連帯感の強化などをもたらす効果であります。四つ目は、人材育成ネットワーク効果であります。交流活動や交流事業の実施を通じまして、地域づくりの担い手が育成されるとともに、他地域との人的ネットワークが形成される効果であります。五つ目として、定住促進効果であります。交流の活発化に伴い、他地域からの訪問、滞在、地域住民との触れ合いが重なることにより他地域からの定住を促進できる、これらが地域活性化と

して考えられるものでございます。

次に、3点目の魅力ある公共施設の利用促進による期待、特に期待する経済効果についてお答えをさせていただきます。公共施設は、住民がそこで活発に活動し、地域づくりの核となることが望ましい姿であると考えております。そのため公共施設の事業については、住民参加で多くの議論をいただいた中で進めてきておりますし、今回の新総合計画の中にあっても同様であるとの認識に立っております。公共施設を利用させていただくことが単に使用料収入によるものだけではなく、交流人口の拡大に大きくかかわるものと理解をしております。名寄市におきましては、県民経済計算などに準じた計算方法で算出した総体的経済動向数値は持ち合わせておりませんが、公共施設の利用人数からおおむね概算の積算での経済効果は、スキー場、スポーツセンター、パークゴルフ場などの体育施設、文化センター、北国博物館、福祉センターなどの文化福祉施設、健康の森などの公共施設、合わせまして27施設で65万人の利用から推計いたしまして、おおよそ12億円と見込まれているところでございます。関連します経済効果についての期待は大きいものがありますが、それにも増して人と人が交わる交流の拡大に軸足を置いて対応してまいりたいと考えております。今後道立サンピラーパークの開園などにおいても期待できますし、合併を機会により可能性も広がり、望湖台自然公園などの合宿使用の拡大なども大いに考えられるところでございまして、体育協会とも連携しPRを行い、公共施設を利用した交流人口の拡大について一層推進してまいりますので、御支援をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の3、市立総合病院の今後についてお答えをさせていただきます。

1点目の現在の経営状況についてでございますが、

さきの行政報告では上四半期3カ月間の運営状況を報告したところでありますが、御質問に対しましては4月から7月までの4カ月間における患者数と稼働額の状況について御説明申し上げます。一般科の入院患者数ですが、累計が3万5,072人で、前年実績を3,310人、今年度の目標でも1,685人上回っています。また、精神科の入院患者数につきましては、累計で5,736人となりましたが、前年実績を5,236人、また本年度の目標を761人いずれも下回っています。この結果一般科と精神科を合わせた入院患者数は4万808人で、前年実績では1,926人下回っていますが、今年度の目標は924人上回る結果となっております。

なお、病床利用率では一般科が95.8%で、今年度の目標値を3.8ポイント上回り、精神科は28.5%となりまして、今年度の目標を4.2ポイント下回る状況になっています。

一方、外来患者数ですが、一般科が累計で7万2,958人と前年実績を3,372人、また今年度の目標も2,341人上回っています。また、精神科の外来患者数については、累計が6,748人で前年実績を564人、今年度の目標で565人いずれも下回っています。この結果一般科と精神科を合わせた外来患者数は7万9,706人で、前年実績を2,808人、今年度の目標を1,776人いずれも上回る結果となっております。

次に、稼働額につきましては、一般科と精神科を合計して御説明申し上げます。まず、入院による稼働額の累計は14億2,700万6,000円でありまして、前年実績を7,484万6,000円、また今年度の目標を521万1,000円いずれも上回っています。また、外来の稼働額につきましても累計が5億4,590万6,000円で、前年実績を4,722万7,000円、また今年度の目標を2,226万9,000円ほど上回っています。この結果、入院と外来を合わせた稼働額の累計は19億7,291万2,000円となりまして、前年実

績に比べて1億2,207万3,000円、また今年度の目標に比べましても2,748万円といずれも上回っている状況でございます。

また、予想数値をという御質問でございますが、前年実績に比べて4カ月間で約1億2,200万円増加しているということは、単純計算しますと年間ではその3倍、約3億6,600万円の増加ということになります。まだ4カ月間を過ぎたばかりで、推計の域を出ませんが、今後とも現在の数値で推移するよう努力してまいります。

続きまして、敷地内分煙の考えについてでございますが、平成15年度から施行されました受動喫煙防止法、各自治体で見られるポイ捨て禁止条例、ことし4月から施行された禁煙治療に対する保険の適用や7月からのたばこ税の引き上げ等、社会の動きが喫煙者にとりましては非常に厳しい状況になっているところであります。当院においても敷地内全面禁煙に取り組んで約2年半が経過しますが、御指摘のとおり、入院中の患者さんが屋外で喫煙されているのが見受けられます。確かに屋外での喫煙は好ましい景観とは言えませんが、何よりも病院としては患者さんの健康の増進を図ることを第一に考えての取り組みでありまして、必ずしもすぐに浸透しないと思っておりますが、長い目で見ていただきたく、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

3点目の市立病院の将来展望についてでございますが、現在の医師不足は診療科、地域の偏在はあるものの我が国の医療提供体制が十分でないことも大きな要因と考えられます。北海道では医師の偏在が顕著であり、これを解消するための医学部の地域枠などの施策も効果を発揮するためには10年はかかると言われておりますので、医療施設の再編、医師の集約化は避けられないと思われまます。こうした観点から当院の将来を考えますと、医療の施設の集約化では当院はむしろ周辺医療施設の縮小に伴いかえって増加することが考えられます。また、集約化の結果患者が重症化し、在院

日数の短縮も進められるため、医師と看護師の業務の密度が上がり、医師、あるいは7対1の看護体制をしくための看護師の増員が必要になると推測されます。また、重症患者を現在のように各病棟で分散して管理するのは非効率的で、重大な医療事故にもつながることも考えられますので、集中管理できるICUの施設が必要と考えます。病院の経営状況は必ずしも良好ではありませんが、この2年間の減収の原因は循環器内科と精神科の医師不足によるものであり、改善されれば平成14年度から15年度のレベル、あるいはさらなる収支の改善も見込まれます。いずれにしましても、医療を取り巻く環境は今後も厳しくなることが予想されますので、常に最新の情報をキャッチし、的確に対応していかなければならないと考えております。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 順序が変わってしまうことをお許しいただきたいと思います。

市立病院から伺いますけれども、数年前まで名寄市立総合病院の請求漏れが私の記憶では月平均して300万円ほどあったと思いますけれども、オーダリングシステムの採用ですとかその他の方法で改善されたのでしょうか。どの程度改善されたのか具体的にお答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 数年前には300万円ほどあったというふうに聞いております。ただ、現在は平成14年度にオーダリングシステムが導入されたということで、レントゲンやCTなどの画像診断と血液検査や尿検査等の請求漏れはないというふうに聞いています。現在のところオーダリング化されていない注射や処置など幾つかの項目については請求漏れのないように努めておりますけれども、今後オーダリング化を含めて検討していきたいと。正確な数字はちょっと聞いておりませんが。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） これ改善していくということですから、どのぐらいの請求漏れがあるのかというのはぜひ調べて、ゼロにするのは不可能かもしれないのですけれども、そういう努力をしてもらうように要望しておきます。

大問題だと思うのですけれども、敷地内全面禁煙ですけれども、これイタチごっこのような状況だと今の部長の答弁でも言いましたけれども、患者ですとか喫煙者というのは空き缶を持ってきて裏口前で喫煙する、病院側は空き缶を回収する、この繰り返しなのですが、先日女性患者がパジャマ姿でしゃがんで、手にはたばこの箱を持って喫煙をしていました。余りよい光景ではありませんでしたけれども、さまざまな弊害が考えられると思います。例えばこの地域は半年間が雪ですから、表で吸っていてスリッパか何かで出ていくと思うのです、入院患者というのは。滑って転んでけがをしたりとか、寒いところで喫煙をして体調を崩したり、せつかく病院に入っていて体調を崩したりとか、防火の面でも改善策をとらないと自己責任では済まされないことも考えられるのではないのでしょうか。お答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 救急外来のところが多いのですけれども、確かにパジャマ姿だとか、そういう格好で吸われておられる方いらっしゃいます。私は、議員おっしゃるとおりで防火だとか、それから患者の管理責任も含めて必要性は感じておりますけれども、ただ管理者であります院長は住民の健康を守るという使命がある病院が喫煙を容認することについては難しいということをごさいますして、今後ともできるだけお願いをしていくということで考えております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 聞き取りのときに部長の方から全面禁煙にしたところで後退したとこ

ろはないというふうにおっしゃいましたけれども、そのような前例主義ですとかマイナス志向ではなくて、お見舞いの方や患者さん、さらには医療スタッフにも喜ばれ、ストレスがたまらなく快適なセンター病院ですとか職場環境にすべきと思いますが、お考えをいただきたいと思います。

直接は関係ないかもしれませんが、ここ2年ぐらいの間に医療ミスによる賠償問題が2件ほど出ているのは事実ですから、しっかりとした改善策をとるべきであると思います。また、公になっていないヒヤリハットを含めると2件ではきかないくらいあるのではないのでしょうか。正直にお答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 同じ答弁の繰り返しになって申しわけないのですが、ただ医療ミスというか、事故といいますか、その件につきましては必ずしもたばこが要因というふうには私自身考えておりませんので、今後とも院長の意向でもありますし、現在の院長が敷地内禁煙決定したということでもありまして、管理者であります院長自身がやっぱり撤回できないということでおっしゃってしまして、私自身はそのお言葉を答弁とさせていただきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） ということは、院長がかわれば可能性があるということですか。私は、当市に入ってくるたばこ税というのは旧名寄市のときでも2億1,000万円、今の予定では2億五、六千万円あるわけですから、その一部を使用して敷地外に喫煙所を設置して喫煙者を隔離するべきであると思いますが、その方が他の人とのトラブルが少なくなるのではないのでしょうか。現在の院長が始めたことだから、検討の余地がないということになしに、現在の院長も飲みに出たときにはばんばん吸っていると聞いていますので、見方を変えて前向きに検討してください。これは要望し

ておきます。

次に、交流人口に向けての考えですとか地域の活性化、さらには期待を含め御答弁いただきましたが、例えば7月30日に行われたサマージャンプ大会ですとか12月に行われるジャンプ2連戦がありますが、いまだに公共施設の中で利用料を徴収していないのは私の知っている限りでは市民プールとジャンプ施設だけだと思います。そこで、伺いますが、先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、宿泊の効果というもおっしゃられていました。スキーマ合宿に名寄市内の宿泊施設を利用しているチームや団体がどの程度の数で人数はどれくらいか、さらに名寄市内以外で合宿をしてジャンプ施設を利用しているチームや団体がどれくらいあるのかをお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） スキーマ合宿に伴う人数でございますけれども、名寄観光協会の方で調べた数値でございますけれども、平成15年度は市内宿泊した団体数が37団体、宿泊人数は延べ2,693人、平成16年度は42団体で2,723人、平成17年度は28団体で1,957人となっております。ジャンプ台利用者に限定いたしますと、平成15年度は31チームで延べ2,271名が宿泊しております。16年度は29団体で2,065名、17年度は26団体で1,924名というふうな観光協会の調べた数値がございます。

市外の宿泊関係なのですけれども、正確な資料はございません。この今の数値とジャンプ台の利用した利用者の人数から推計いたしますと、平成15年度はジャンプ台の延べ利用者が3,375名です。このときに市内に宿泊した人数が2,271名ということで、差の1,104名が市外に宿泊しているのかと。同じような算式でいきますと、平成16年度が686名、平成17年度は706名というような推計をしております。チーム数につきましても名寄で泊まったと同じような団体というか、人数で泊まっているというふうに仮定いた

しますと、平成15年度は15チームぐらいなのかなと。平成16年度と17年度につきましては、10チームぐらいなのかなというふうに推計しております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、交流人口の拡大というのは、交流人口の拡大の基本的な目的というのは地域の活性化ですとか経済効果だと思っております。そのためにリピーターの確保ですとか利便性に沿ったインフラ整備など、いろいろな取り組みが考えられます。当然ながらいろいろな施策で結果が伴えば言うことありませんが、現実には難しい問題ですので、小さなことから取り組むべきです。ジャンプ大会当日は、特別に無料でもいいと思いますが、私は名寄市内以外で宿泊をしてジャンプ施設を利用するのに無料ではいけないと思います。当然ながら電気代のみならず人件費もかかっているわけですから、現在の状況としては例えば朝日町ですとか土別で合宿をして、50メートルクラスのジャンプ台で練習をして、大会当日いきなり名寄のジャンプ台を飛ぶことにならないから練習に来るのだと思います。

そこで、提案しますが、交流人口拡大というのには、先ほども申し上げましたけれども、経済効果や地域の活性化が欠かせないと思っております。名寄市内で宿泊をしてジャンプ施設を利用するにはジャンプ利用優待券で割引にするとか無料にしたりしてもいいと思います。名寄市以外の宿泊利用者には1日1人500円から700円など、これが適当な金額かわかりませんが、有料にすべきであると思います。そうすると、名寄市内のホテルですとか旅館並びに地元商店街の利用もふえ、潤うと思います。交流人口拡大をしても地域振興策がなくてはなりません。私は、ピヤシリシャンツェのリフト料金をいただく理由があれば問題はないと思いますが、ぜひ前向きな御

答弁をお願いいたします。これは、今助役をお願いできればと思うのですけれども、経済部長もやっていたので。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 数年来の課題でありまして、ジャンプ台の利用者についての利用料をどういうふうにするかということで、ポピュラーなスポーツ施設でなくてある意味特定の方が使う台でありますので、非常に各市ともそのジャンプ台の利用料の徴収については頭を痛めているのが実態であります。ただ、札幌の大倉だけは観光施設にもなっているということでもありますので、それについてのこの料金徴収もしている実態がございます。名寄市の場合もいろいろ検討したのでありますけれども、どういうふうにしたら一番いいのか、条例でうたって、今おっしゃるような減免措置を適用させたらいいのかどうか、それとあわせて交流人口の抑制になるのか、プラスになるのか、こういうような判断もあると思いますので、御意見を検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） カーリングも始めますけれども、11月11日からやりますけれども、ほかの町では、置戸町なんかもそうですし、妹背牛なんかもそうだと聞きましたけれども、町内に泊まった場合には町民の料金になる、利用料は。町外に泊まると一般料金で高いのだということです。現実問題としてノーマルヒルの70メートル、昔でいう70メートルですよ、を飛ぶのに30メートルですとか50メートルで飛んでいて、大会当日いきなり飛ぶということにならないわけですから、だから地元泊まってもらった人には無料でもいいのではないかと。そのかわり、そうしたら比較するわけですよ。学生にも何ぼか特典、割引をつけて、そういう意味では若年層というか、学生の利用も含められるというような形にするべきだと思いますので、ぜひ前向きに検討していた

だきたいと思います。

次に移ります。教育問題もいろいろと高校再編について伺いたいと思うのですが、昨日の村端議員の質問の中で3校をキャンパス型の高校にならないかとの話がありましたけれども、現実問題としては現在の風連高校が職業学科であれば問題ありませんけれども、普通科を職業学科に変更するには非常に困難だというふうに思います。でも、村端議員の思いは、体を張って道教委と交渉しなさいと言いたかったのだらうと思います。そこで、提案しますけれども、見方を変えて名寄高校と風連高校のキャンパス化で、名寄農業高校と光凌高校のキャンパス化を交渉してみたいかかでしょう。教育長に申し上げますけれども、本当に体を張って道教委に言わなければいかぬと思うのです。そうすれば、名寄市の4校を2校にするということになりますから、キャンパス化で校舎自体は残るということになりますから、ぜひそれはそういうふうな形で要望しておきたいと思います。間違いなく体を張って、きちっと道教委と真っ向から勝負していただきたいと思います。

それで、ただ現状を考えると、合併後名寄市にとって高校再編というのは非常に厳しい逆風が吹いてきていると感じています。旧上川第5学区のときもそうでしたが、近隣の町村の首長ですとか教育長は、高校問題を地域振興に結びつけておりますし、議論の中にはこの地域に住む子供たちの良好な教育環境をどうすべきかが抜けております。名寄市を客観的に見ると、大正9年設立で八十数年の歴史を重ねた恵陵高校を数年前に工業高校と統合させました。市長の思いは複雑だったと察しておりますが、風連選出の議員の方も理解していると思いますが、大きなくくりで新生名寄市を考えると、はっきり申し上げてこれから市立として風連高校が残る可能性が極めて少ないというふうに思います。そのほかには私も数人の市民から飲んだ席で言われておりますが、風連地区の駅前再開発事業には絶対反対だ、賛成した議員には裏判

押しってもらうからなというものです。財政状況もありますし、この辺の話すれば理解していただけると思うのですが、全部が全部要求は通らないわけですから、一つのまちと見た場合には私の考えでは風連高校は普通科2間口ですし、存続させるには無理があるのかなというふうに思っています。ただし、先ほど教育長に言った道教委との交渉についてはいろんな方法を考えて、体を張って協議していただきたいと思っています。ですから、高校はあきらめるので、市街地再開発事業と道の駅名寄はぜひ前向きに取り組むべきであると思いますが、私はそういうふうに思っていますけれども、最後に市長の御見解をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 教育のありようについてお話がありましたけれども、絡めて中心市街地等の話と関連をしたお尋ねでございますが、私は高等学校のこうした少子化時代が続く中で中学生がどういった高等教育を受けたいかと、このことが最後の決め手になるのではないかと、こんなふうに思っております。義務教育の場合にはそこに生活をしている子供がいる限り学校はどうしても残していくと、こういうスタンスでありますけれども、高等教育、高校以上になりましたはその地域の皆さんが残るか残さないかという考え方もありますけれども、現在は道立高校ということでもありますから、道の基準というものがかなり優先をします。私は、去年の選挙の前段にいろんな市民の皆さんの声がありました。市立高校で残せないのか、こういうことでありました。私は、平成11年に恵陵高校をどのように展開をさせるかということでは市民の皆さんに検討委員会というのをつくっていただきましたけれども、究極は名寄に幾ら高校があればいいのかと、こういう視点でゼロからの議論をしてほしいと、こういうお願いをさせていただきました。結果として、当時の恵陵高校は女子の高校ということもありまして、父兄の

中には男女共学というような希望もあったりして、工業高校と合体をさせた現光凌になったわけですが、私はそういう意味では市立高校を持つことの意義というのも非常に体験的に持っておりますし、1間口の高校に本当に魅力をつける市立高校にするというのは相当な努力をしないと、これは中学生に受け入れられないのではないかと、こんなふうに思っております。そうした意味ではしっかりと、特に風連地区の中学生の皆さん方のニーズというものを踏まえた上での高校の再編について議論をしていきたいものだと、こんなふうに思っているところでございます。

また、近隣の自治体の首長さん、教育長さんともに地域振興の面でも高校の存置について議論をされております。極端な例は、御存じの方もいるかもしれませんが、名寄市内に高校は一つもつからない方法がいいのではないかと、こういう提言をされる教育長もおりました。結局名寄の中学生が全部周辺の高校に通えば円満にこの地域はおさまるのだという、こういう議論展開でありましたけれども、私はこの議論は中学生には受け入れられない議論だというふうに思っておりました。それだけに今回の高校については、私どもも今まで長年の歴史を積み重ねてきている風連高校については、父兄の皆様ももちろんでありますけれども、これから中学生になる方も含めての気持ちをしつかり踏まえた中での再編ということにぜひまとめていきたいものだと、こんなふうに考えております。

名寄高校のキャンパス校としての設置がどうかというのは、私も教育長とこの考え方等についても話をしている経過がありますけれども、なかなかハードルは高いと、こんなふうにも受けとめておりますけれども、しかし教育長にさらに、私も含めてですが、道教委とこれらの地域事情についてしっかりと情報発信していきたい、このように思っています。

○議長（田中之繁議員） 以上で渡辺正尚議員の

質問を終わります。

農業振興計画樹立に当たって外1件を、黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 議長より御指名いただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、1番目に、農業振興計画の樹立に当たって。名寄市の農業は、合併により農家戸数935戸、耕地面積は1万470ヘクタール、特にモチの作付面積は2,780と、皆さんから言われていますように日本一となりました。アスパラについては北海道一、農業は名実ともに基幹産業として関連企業とともに地域経済を支える重要な役割を果たしていると思っております。しかし、農業を取り巻く国内外の環境は厳しさを増している状況です。農業者は、安全で安心のできる農畜産物をできるだけ安定的に消費者、市民に供給し、景観、水や環境を保全し、地域社会を守ってきましたが、最近の石油の高騰によるコスト高、価格低迷など経営の収支は年々悪化をしております。明年からは新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、品目横断的経営安定対策が始まり、認定農業者に限定された政策が実施されます。このことは、大きな農政の転換であり、今後地域として取り組まなければならない多くの課題が含まれています。そんな状況の中で、新市の農業振興計画を樹立することになりますが、市の農政としてどのような認識を持っているのか伺います。まず、総体的に現状分析と課題をどのようにとらえているのか伺います。

次に、具体的項目について。一つ、農業支援センターについて。以前私もこのことにつきましては担い手研修センターとして質問をいたしました。答弁といたしましては、JA、行政の合併を控え、風連町の農業振興センターとの整合性の観点から中断をしているというふうに考えております。今後の方針を伺いたいというふうに思います。

二つ目に、農地流動化対策ですが、急激な集積

を望むものではありませんが、若い経営者は地域の農地を引き受けざるを得ない状況で、資金対応を含め、安定経営を継続するための対策が必要と思われるのですが、どのようなお考えか伺います。

三つ目に、担い手対策。この問題も前の対策と関連がありますが、将来とも地域農業の担い手としてハード、ソフトの両面の政策が必要だというふうに考えますが、考え方を伺いたいと思います。

四つ目に、小規模経営者への対策。品目横断的経営安定対策により6.8ヘクタール以下への政策は今後問題になるというふうに思われます。集落営農組織もハードルが高く困難で、経営展開の幅が限られます。特に高齢経営者は厳しい状況と思われませんが、認識を伺いたいというふうに思います。

次に、大きい項目の中心市街地活性化について伺います。名寄市の中心市街地活性化については、名寄地区と風連地区に分けて伺います。名寄は、駅前から4条通に向けて中心街が形成され、商業、医療、教育、文化、行政とともにコンパクトで美しいまち並みの機能性がありました。しかし、モータリゼーションの進行により都市機能は郊外に拡大し、中心街の空洞化が深刻な問題です。そこで、国も中心市街地のにぎわいを取り戻すために、それぞれの議員から質問ありましたようにまちづくり3法改正がさきの国会で成立をいたしました。これは、中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、市街地に公共公益施設を誘導し、だれもが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを目指すものです。改正では暮らしにぎわい再生事業、中心市街地共同住宅供給事業など新たな補助事業を創設し、市町村の計画を集中的に支援することと明記されています。そこで、中心市街地活性化基本計画の見直しについて伺います。現在市には平成12年に作成された中心市街地活性化基本計画とTMO構想があります。その実効性などの評価をどのように認識されているのか伺います。さらに、合併により手のついていない事業、年数の経過により見

直しの必要がある計画などがあると考えます。特に空き地、空き店舗が目立ち、中心市街地の空洞化を際立たせていると感じます。今回の改正にあるまちなか居住等の新規事業を取り入れた基本計画の見直しについて伺います。

2番目に、風連地区の市街地再開発事業について伺います。この事業は、風連町からの継続計画であります。道の駅と並んで南の玄関口として新名寄市の顔となる重要な事業だというふうに認識をしております。事業主体が民間ということもありますが、その情報に接する機会が余りにも少ないというふうに思います。市民にも理解していただく意味を込めて伺いたいというふうに思います。まず、現状と今後のスケジュール、事業の概算と補助の内容、行政の取り組む事業内容等についてわかりやすく答弁を求めて、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま黒井議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目と2点目の（1）につきましては私の方から、（2）につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

初めに、農業振興計画樹立に当たってのうちの現状分析と課題について以下順次お答えをしたいと思います。当市の農業は、豊かな自然と土地資源やすぐれた人材を生かした大規模で生産性の高い専業経営により、食料の安定供給や農地環境保全などの面で大きな役割を果たすとともに地域社会、経済を支える基幹産業として発展してまいりました。しかし、担い手の減少や高齢化、食に対する安全、安心の高まり、さらにはWTO農業交渉における国際規律の強化など、農業を取り巻く情勢は大きく変わってまいりました。これらの実情を背景に、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、経営所得安定対策が導入されますが、農業・農村振興計画の策定に当たっては

これらの情勢認識を的確にとらえるため、農業者の現状と営農意欲を把握するための市内農家全戸にわたってのアンケート調査を実施しており、現状分析と課題を洗い出し、地域の合意形成に基づいた計画を作成してまいります。

担い手研修センター構想につきましては、御質問のとおりJA、行政の合併を控え、先送りしてきた経過があります。農業担い手研修センターにつきましては、担い手の研修だけにとどまることなく、既存の農家の支援対策を含む機能を付加した施設が望ましいとのJAとの共通の理解があります。また、現在の農業振興センターにどのように付加していくのか管理運営上の課題もあります。新市建設計画には農業担い手支援センターの整備を盛り込んでおりますが、今後総合計画や農業・農村振興計画の中で議論するとともに、農業振興センター、管理運営のパートナーでありますJA道北なよろと協議検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、農地流動化に対する支援についてのお尋ねでございます。高齢化に伴う担い手不足などの厳しい農業情勢の中、農地流動化の実績につきましては農地法3条を除く農業経営基盤促進法に基づく所有権移転等は、旧風連町は平成16年度で売買37件、賃貸46件、平成17年度にあつては売買23件、賃貸29件、旧名寄市、平成16年度売買にあつては25件、賃貸49件、17年度では売買16件、賃貸59件となっております。また、産地づくり対策において平成16年度から18年度において旧風連町では賃貸の貸し手、借り手それぞれ反3,000円、旧名寄市では売買の出し手4,000円、受け手2万円を助成しているところであり、農地流動化に一定の役割を担ってきたところであります。平成19年度より新たな産地づくり対策が展開されますことから、これまでの3年間の実績を踏まえ、助成措置の継続を図ることにより農地の流動化が促進されると考えられますので、今後新対策の中

で助成内容について関係機関と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、WTOをめぐる国際規律の強化や来年から導入される品目横断的経営安定対策等、農業施策が大きく変化する中で農地の流動化については大きな課題でもあります。担い手対策ともども表裏一体の問題であり、農業生産の組織化や農業生産法人組織の設立、またすぐれた担い手を育成することが農地流動化の活性化を図る上で最も大切なことであると考えております。

3点目、担い手対策についてでございますが、農家戸数の減少や高齢化が加速する中で新規就農者数は伸び悩み、過去10年で113人、平成18年度で見ると農家戸数935戸に対して新規就農者は8名と、農家戸数を維持するために必要な就農者数の25%程度の充足率にとどまっております。農業農村の活力を維持向上させるためにも担い手の育成、確保が最重要課題と考えており、農家子弟はもちろんUターン、新規参入、農業生産法人の育成を含めた多様な担い手の育成、確保が必要と考えております。担い手対策につきましては、一つ目にはみずから創意工夫を生かして自主的、主体的な営農が展開できるよう高度な知識、技術及び経営管理能力を備えた人材を育成する研修制度の確立、二つ目には農家子弟や新規参入の円滑な経営継承等、道農業担い手育成センターと連携し、研修体制の整備、就農に係る金融面の支援を行うほか新規就農者等に関する条例に基づく支援、三つ目には労働条件の体系化などが可能となる農業生産法人化に対する支援、四つ目には女性の視点を生かしたグループ活動やボランティア活動などの社会参加による地域活性化の取り組みに対する支援、五つ目にはこれらのほか農地集積に対する支援や高収益作物等新規作物導入等に対する支援、これらの対策が必要と考えており、農業・農村振興計画策定の中で協議してまいりたいと考えているところでございます。

4点目、小規模経営の対策についてでございますが、本対策は対象が認定農業者及び集落営農組織の担い手ではありますが、集落営農組織の場合は規約の作成、経理の一元化、地域の農用地の3分の2以上を集積すること、四つ目には主たる従業者の農業所得目標480万円以上、五つ目には農業生産法人化計画のハードルの高い五つの要件があり、これまで生産者や農業団体との協議の中では該当になる組織はなく、難しいと考えております。経営規模要件に満たない対象作物作付農家は141戸で、農家の実態を分析すると65歳以上が67戸、65歳未満が74戸で、うち農業後継者がいる農家は10戸未満でございます。また、経営面積が5ヘクタール未満の農家は92戸となっており、兼業農家が多く占めているところでございます。対象作物の過去実績の保有の小麦、大豆の作付農家は60戸、110ヘクタールとなっております。当市は、特例により面積要件は6.8ヘクタールとなりましたので、対象農家を認定農家にすべく指導しているところでございますが、規模が要件に満たない農家につきましては農家の意向を確認しながら、一つ目には農地流動化による農地の集積、二つ目には作業受委託による面積の算入、三つ目には所得特例による認定などの手法で交付金の対象となるようJA、農業委員会、農政事務所と相談し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、中心市街地活性化の中での1点目でございますが、中心市街地活性化の基本計画の見直しのうち、一つ目に空き店舗の対策について、二つ目にはコンパクトシティーの取り組みについて順次お答えを申し上げたいと思います。

名寄市の中心市街地活性化基本計画は、平成12年に策定され、TMO構想とともに推進してまいりました。基本方針に基づき、構想具現化の目標として5年以内に事業着手する事業と中長期に対応する事業の構想でまちづくりの目標を定めて行ってきたところでございます。短期に対応する

8事業のうち6事業が実施済みとなっております。テナントミックス管理計画事業、高齢者宅配事業は未実施となっております。さらに、このほかに中長期事業として3・6ビル再開発事業、ネーミングミュージアム、ビジターセンター、物産センター設置事業、保健健康施設運営事業などがあります。しかしながら、まちづくり3法の改正と新たな事業の展開には、活性化基本計画の見直しと同時に基本計画を踏まえ議論する活性化協議会の立ち上げが必要となりますので、法の改正趣旨を踏まえ、新たな協議会の枠組みの動きについても商工会議所、商店街振興組合など関係団体とともに対応してまいりたいと考えているところでございます。

駅前空き地、空き店舗対策についての土地開発公社所有地は、新しい総合計画づくりの中で議論してまいりますが、にぎわいを取り戻す核となるのはやはり駅前であります。駅前ににぎわいができ、歩ける範囲に買い物をする場所や医療サービスなどが整い、寄り添って生きていけるコンパクトなスタイルが熱望されているところでございます。空き店舗対策につきましては、これまで家賃、改装費などの補助、さらには情報発信のためのデータベース化などについて取り組んでまいりました。一定の成果が出ておりますが、一層中小企業振興審議会などにおいても議論をしてまいります。また、商店街のコンパクト化につきましても今後見直される基本計画づくりの核となる新しい活性化協議会の中において議論をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 風連市街地再開発事業につきまして3点にわたりまして御質問いただいております。初めに、現状と今後のスケジュールでございます。この事業は、関係地権者の同意を得て行う事業でございます。地権者の同意が確定しますと、地権者にとって共同討議の組織

であります準備会の設立となります。ここでは権利者間の調整、地区ではどのような権利変換計画が望ましいのか、またどのような運営形態が考えられるのか、そのための資金の調達の方法はどうかなどの地権者の意見を集約をいたしまして、具体的な計画を作成いたします。それに基づきまして、平成19年度は知事に対して事業の施行認可申請に必要な事業計画の作成に着手をいたします。認可申請、知事の認可を受けまして、引き続き権利変換計画の作成、地盤調査、実施設計の作成等に着手をいたします。平成20年度は、知事に権利変換の認可申請、知事の認可を受け、地権者への補償、建築物の解体除去、それから建築工事に着手となり、平成22年度の完成を目指しているものでございます。この間必要に応じて所管の常任委員会、議員協議会や議会に御報告をさせていただき、協議をさせていただきながら取り進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

2点目でございます。事業費の概算と補助の内容についてでございます。当地区の事業は、地元地権者の再開発への意欲によりまして民間が事業施行者となりまして、国、市の支援を受けて行う事業でございまして、地区内の敷地を共同化し、高度利用することにより再開発ビルや駐車場等の整備を行い、利便性の高い良質な住環境の市街地に再生する、そのような事業でございまして、事業費につきましましては、再開発ビルの床を地権者に従前の建物、土地等の資産評価に見合う床に置きかえ、交付をさせていただき、新たに生み出された床の処分などによりまして事業費を賄い、収支の均衡を図って進める、そのような事業でございまして、事業費のうち国、市の支援及び事業施行者のその負担割合につきましましては、国からのまちづくり交付金による支援でございまして、約28%、そして市からの支援約50%、さらに事業施行者の負担約22%とそれぞれ試算をしているところでございます。特に市の負担につきましましては、合

併特例債の活用などによりまして負担の軽減に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

なお、事業費につきましましては、合併前の本年3月に旧風連町が国土交通省へまちづくり交付金の交付申請を提出しておりますけれども、その都市再生整備計画におきましては約26億円としておりますが、現在地権者と話し合いを進めており、結果によりましては区域の面積、計画の内容等に変更が予想されまして、これに伴い事業費も変更されるというものでございます。今事業費を算出するためにそれぞれ精査をしているところでございます。

3点目の行政として取り組む事業の内容についての御質問でございます。本事業は、中心市街地に公益公共施設と商店街が一体となった複合施設や駐車場等を整備することによりまして、中心市街地に人が集まり、にぎわいのある商店街や地域の交流の場となるコミュニティーの形成を図り、コンパクトなまちづくりを目指しているものでございます。行政で取り組む公共の施設といたしましては、一つとして老朽化し、通院に不便な木の構造となっております診療所を交通機関や駐車場の整ったこの事業区域内に整備を検討しているものでございます。二つといたしましては、高齢者の介護予防、機能訓練等、健康維持のための事業が行え得る施設を診療所に併設する、そのことも検討いたしております。三つ目といたしましては、市街地中心部に住民の交流活動拠点施設として多目的ホール、研修室、会議室等を有する複合的な機能を持った地域交流センターの整備につきまして検討をしております。四つといたしまして、市街商店街の利便性、集客性の向上を図るために公共駐車場等の整備も検討しているところでございます。そして、五つ目といたしまして、共同住宅を事業区域内、またはその隣接地に整備をいたしまして、まちなか居住を検討しているものでございます。

なお、各施設の規模、内容につきましては、庁内関係部署と協議し、検討をしているところでございます。

以上、3点につきましてはの御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきました。まず、1番目の農業振興計画の樹立に当たってから再質問をさせていただきたいというふうに思います。

評価といいますか、その対策についてはアンケート、私の家にも回ってまいりましたけれども、きめ細かなアンケートで、きちっと集約できればいいなというふうに思っています。それで、項目に分けて、余り時間もないので、端的に伺い、端的な答弁をいただきたいというふうに思います。支援センターですけれども、風連の振興センターと統合をしながら、整備を図ると。さきの新聞にも運営委員会、運営協議会ですか、等を設けながら、今後の方針を検討、内容を検討するというようなことありました。前回経済常任委員会で振興センターも視察させていただきました。それぞれ機能はあるわけですけれども、一つは水稻試験地は今旧名寄市の水稻試験地があると思うのですけれども、これらもそのときにいずれ統合するのだと、それだけの敷地はあるのだというふうな話を伺いましたけれども、農協も合併はしておりますけれども、モチの生産組合等もまだ組織統合されていませぬので、あそこの職員等につきましては蔬菜、あるいは特用作物等についてはエキスパートにいるというふうに私も認識はしていますけれども、水稻試験地については普及センターを中心としてそれぞれのモチ部会、生産組合が担当しながらやっているというふうなことで、その振興センターが、あるいはその内容がきちっと方向性出るまであそこの名寄市の水稻試験地についてはもう少し併合しないで置いていただきたいなど。うちのモチ組合の生産者等も少しそういう要望を

いただいています。旧名寄のモチ生産30年以上の歴史があるわけですけれども、やっぱりあそこでいろんな試験をし、あそこのデータを利用しながら、今のガイドライン等の上位にランクされるまで成長してきたというふうに認識もありますので、そこら辺御配慮願いたいというふうに思いますので、その考え方について1点伺います。

それから、支援センターでいわゆる新規就農に当たる研修生の宿泊施設について併設できるのかわからないのか。前から私はそういった新規就農に対する研修宿泊施設はあった方がいいのではないかと。あるいは、後継者といいますか、農家の子弟等もそこで何か研修するときには利用できますので、できるだけ大きな構想でなくてもいいですから、4人とか5人のワンルームでそういうものができればいいなというふうに思いますので、そこら辺の見通しについても伺いたいというふうに思います。

それから、2番目ですけれども、これ植松議員からも質問があったわけですけれども、今の産地づくりの支援では風連と名寄若干違いますけれども、名寄は引き受け手に2万円という政策があります。これ非常に有効な対策であったなというふうに私も感じております。土地面積を見ますと、機械あるいは設備の再投資がありますので、そういうふうに2万円でもやはりそれらの再設備に利用できたというふうなことがありますので、新しい産地づくりもできるわけですけれども、これらについても継続、あるいは風連地区と統合してやれるような状況であればやっていただきたいなというふうに思います。確かに中名寄で60ヘクタール以上の面積が出るというのは聞いていますし、かなりまとまってきているようですけれども、やっぱりこの対策が気になっているようで、年度内にとりか、まとまれば大丈夫だと思っておりますけれども、いろんな関係で新年度、平成19年度になると果たして60ヘクタールで2万円といったら120万円もの金がどうなるのだということも

ありますので、ぜひとも対策を継続していただきたいというふうに思いますので、お考えを伺いたいと思います。

それから、担い手対策ですけれども、これも非常に難しい問題といたしますか、直接頑張れよということで支援金を配るわけにもいきませんので、これはいろいろ長い目で考えていかなければならぬと思います。そこで、研修制度の確立というふうにもおっしゃっていただきましたので、我々は新規就農の研修生を受け入れて、2年間勉強させて、一人前にさせる事業もやっています、道の担い手センターの関係で。その逆バージョンといたしますか、いわゆる農業後継者を地方に送り出して中長期の研修をさせて、新しい発想をもってこれからの名寄の農業をどうするかという考え方を持っていただくのがいいのではないかと。我々みたいにある程度とうが立ってくると、そういう発想なかなかできなくなってきた、風連の農業者もいますけれども、特産館の今の事業展開はそういう研修制度に数名の仲間で行ったことをヒントにして、我々で加工して売ろうというような、そういうような発想が生まれてきたというふうに聞いていますので、これからの若い人たちもそういう発想を持っていただくためにはやはり外に出して勉強させるというのが大事でないかと思っておりますので、ここは予算を惜しまないで予算つけていただいて、年に3人でも5人でも、100万円かかっても150万円かかってもいいからやっていただきたいというふうに思いますので、その考え方を伺いたいと思います。

それから、4番目の小規模経営者に対する、これも木戸口議員からありましたけれども、やっぱりこれはもう受委託制度をきちっと確立する、あるいは振興センターに集約できるのであればいいのですけれども、コントラ制度を拡充をしながら、そういう人たちをやっていくと。今の品目横断の支援を受けられないということであれば、受委託の中で、110ヘクタールぐらいあります、関係

があるというふうに聞いたのですけれども、それを一まとめにして大きな面積にしてやればいいのです。集落営農の組織づくりというのは本当にハードルが高くて、今段階では非常に厳しいと思います。先ほど言いましたように担い手が研修をして、地域まとめて、おらが引き受けるというような、そういう若いリーダーが出てくれば可能性はありますけれども、今の段階はちょっと難しいというふうに思いますので、私はそんなふうな考えをしていますので、何点か質問事項ありましたので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員）　ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員）　小室助役。

○助役（小室勝治君）　ただいま黒井議員より5点ほどにわたっての御質問あったわけでございますが、一つ目には現在名寄市の実施しております水稲試験地、緑丘にある試験地のことかと思っておりますが、これらについてもことし春から順次いろいろな計画を立てながら、運営をどこでやっていくのかという話し合いを今までやった経過がございます。その中で、旧風連にありました農業振興センターが担うべきでないかというようなことで、一括した中で今現在水稲試験地を実施しているところでございます。これらについては、名寄の要望がかなり強いというお話も聞いておりますから、さらに話し合いを進めながら、そしてまた農協なり、モチ生産組合がある程度の時期になれば一本化する方向で今進んでいるというお話も聞いておりますから、それらと連動しながら、試験地のあり方について考えてまいりたいなど、このように考えておりますから、今すぐなくするとかそういう状況ではございませんので、話し合いを進めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、振興センターの中に研修施設、そし

てまた宿泊含めたそういった施設を合併できないかというような話もございます。先ほど経済部長よりお話があったとおり、今検討している最中と、そしてまた今高等学校の再編もいろいろこれから将来に向けてどのような方向性が出てくるのかという問題もありますから、それらも含めた考えの中で、果たしてあそこにあるのがいいのか、例えば名寄農業高等学校の施設を利用しながら、本当にこれから新規就農される方のきちとした勉強をさせる場として使えるものかどうかというような提案をしているというお話を聞いておりますから、それらと相まって検討してまいりたいなと、このように思っているところでございます。

それから、地域づくり交付金の関係でございまして、その中でそれぞれ貸し手、借り手に風連は3,000円ということに進んできておりますし、また名寄は2万円と、それから4,000円だったかな、ということで若干違います。これは、始まる前に名寄市ともどういう方向性でいくという一つの話し合いをしながらいった経過がありますが、それぞれの農業形態が若干違うというようなことも含めて、産地づくりについては同じような項目があるわけですが、お金の配分が違うというようなことで今まで進んできているわけです。御指摘のとおり、これからどんどんこういう話が予想されるような時期でありますから、この辺も含めてこの交付金がそれらに対して非常に影響力があるのだということであれば、これはやはり地域農業を守るために地域の農業者の皆さんの御理解を得ながら、こういう施策を残してまいりたいなと、このように考えておりますから、来年から始まる新たな地域づくり交付金の関係についても内容を含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、担い手の研修であります。逆にほかの地域に出て、新しい農業を勉強してはどうだと。これは、非常に最近にない新しい発想で、提言であります。御存じのとおり風連で農業を営ん

でいる今有望視されている青年たちは、そういうところに行って2年なり3年研修してきたと。そして、また風連に戻ってきたときに新しいものを持ってきたという経過がございますし、風連でお花を大規模にやっている方も、これも道内の農業者の方に3年ほど研修に行って、そしてノウハウを学んできたというようなこともありますから、これからの特に子弟の研修に当たっては、こういうものを含めて検討してまいりたいと思います。それと、海外の研修のことや何かもありますから、そういったものをあわせながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、小規模の農業者に対する考え方でございますが、議員御指摘のとおりコントラクターを取り入れて、それをまとめた形でやる方法はどうかという御意見でございます。これらの内容についてもこれから詰めてまいりたいなというふうに思っておりますから、今度支庁協議等もございまして、そういった協議段階でこれがオーケーなのかどうかというものも含めてあろうかと思しますので、これらの話題についてもしっかり受けとめて、これからの検討をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） ありがとうございます。支援センターの宿泊施設等については、農業高校の話も出ましたけれども、あれはいろいろ農業高校を残すいろんな模索の中で一つそういうアイデアもどうかということで、必ずしもそれがベターな判断ではなかったというふうに私も思っていますので、これもまた未知数だというふうに思います。できれば農業高校問題というか、高校の存続問題出ていますけれども、キャンパス型でもいいけれども、名農のあの姿はそのまま残していただくような、そういう考え方私は持っていますので、宿泊施設は別途農業サイドで考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願

いします。

研修制度等については、何とか考えていただきたいなど。やっぱり今本当に大規模になって、そのうち法人経営、個人経営はやっていますけれども、法人格を別に持って、それらの集合体でいろんな事業を展開するというような若い人たちも出てきていますので、そういうノウハウをやっぱりきちっとそれなりの実績を持っているところに勉強に行ったらいいのではないかと。海外の物見遊山で行ってもちょっとあれだということで、国内のそういう対策、あるいは新しい作物に対する研修でもよろしいと思うのですけれども、そういう研修、ぜひとも新しい振興計画の中で入れていただきたいというふうに思いますので、要望しておきたいというふうに思います。

それで、次に2番目の中心市街地の活性化についてですけれども、基本計画の見直しは協議会を立てて見直し、あるいは新しく立てるというようなことで栗栖議員への答弁がありましたので、大体了解をいたしました。ただ、行政が中心となってやる事業も大事ですけれども、やっぱりそこに営んでいる事業者の人たちがどうこの中心街を変えていくかということできちっとした認識を持っていたいただきたいというふうに私は思います。農業問題ではアンケートをとって意識調査をしていますというけれども、やっぱり意識調査も、やっているのかどうかわかりませんが、必要でないかなというふうに私は思います。

今名寄に市立の大学できましたので、これから生徒毎年ふえてくるわけですけれども、その人たちの消費行動はどうなっているのか、それらを中心街に呼べないのかということもきちっと研究をする必要があるのではないかなというふうに思います。試算的にどの程度見込めるのか後で伺いたいというふうに思います。

それから、これは私の思いですけれども、日本一のモチ米になったり、あるいは全道一のアスパラになったりということで、一部やっておられま

すけれども、やっぱり農業との連携をしたそういう拡大、消費の拡大ですとか、そういったものを取り入れてはどうかなというような考えをしています。

それから、空き地も結構目立つわけですがけれども、やっぱり駐車場問題は郊外型と違って出てくると思うのですけれども、駐車場にして金を取るのではなくて、駐車場を利用していただく人には振興券を配ったらいいのではないですか。その振興券でその店から買い物してくださいと。うちの駐車場、金やるから使ってくれというようなものですけれども、やっぱりそういうような発想の転換をしていったらいいのではないかなと思います。また、今福祉ですとか介護という問題もありますけれども、買い物していただく福祉、介護を受けられるようなポイントカードを配るとか、そういうふうに常にその地域の人と対話できる、大型店ではできないやり方、対話はなかなか大型店ではできませんから、やっぱり買い物をして楽しい人間関係が構築できるような、そういうまちづくりをしていただきたいなと思います。

そこで、2点ほど聞きたいのですけれども、12年たった活性化計画の中では駅前のバスターミナルを中心とした複合施設というのが重要なポイントで、そこに何とかネーミングミュージアムですとかそんなものを入れるのかなんとかとありますけれども、これできなかった理由は何なのか、これ現状分析しているのか、やる気がなかったのか、それでもいいと思うのです。できなかったのはやる気がなかったからと、それでもいいと思うのですけれども、それをきちっと現状分析して次の活性化計画立てるときにできないものはできないというふうにやらなかったら、栗栖議員も言っていましたけれども、夢物語ではだめだというふうに思いますので、そこら辺ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それから、高齢者に対する宅配事業も未実施ということでもありますけれども、これはなぜできな

かったのか、何が障害になったのか伺いたと思います。まず、この二、三点伺います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 私の方からお答えさせていただきます。

まず、前段ありました提言、三つほどありました。名寄大学の学生の消費行動のリサーチはされているか、あわせて大学生が来たときに商業サイドから働きかけをしているかどうかということも含めてなのですけれども、これはまだ私どもも調査をしておりませんけれども、少なくとも行政ベースでは消費行動のリサーチはしておりません。非常に大切だということは認識しながらもしておりません。御提言をいただきまして、この辺についてもぜひ検討していきたいと思っています。また、農と連携した商品が最近随分開発をされてきていると。例えばお菓子屋さんでプリンが今北海道といいますか、本州で非常に名寄のプリンということで有名になっているということでありまして、あるいはアスパラの粉末を使った商品開発、これはまだ粉末の方をしっかりとつくっていかうということで今やっていますけれども、試作品づくりは結構行われているということでありまして、なかなかそれが商業と結びつかないということがありまして、今までもお母さんたちがつくったニンジンピクルスだとか、あるいはみそだとか、こういったものが商業サイドとなかなか結びつかないということが少しありまして、どんな原因だったのかということも調べなければならぬと。これもまた1点目のリサーチと同じように、まだまだ追跡調査など不十分だなど。さらに、三つ目に御提言、本当に駐車場の利用を発想を変えると、あるいは福祉ポイントカードにするだとかというのは本当にソフト事業ですし、すぐにでも取り組めそうな事業でありますから、これも商店街の持っている駐車場でありますけれども、それに対する利用促進は行政でも無関心ではないというふうに思いますから、そういう御提言に基づいて具体的

な協議をしていく場が必要だというふうに思っています。本当に前半3点は大変いい御提言をいただいたなというふうに思っています。感謝申し上げます。

駅前との関係でありますけれども、まずバスターミナルが点在しているので、旅行する方にとって非常に不便だという御意見がありましたが、どうしてもこれは必要なものであります。したがって、バスターミナルをつくっていかうと。そして、名寄の規模であると大きなバスターミナルでなくてもいいわけありますから、発着便数も少ないですし、非常にコンパクトなものをつくっていかうと。ただ、それにしてもバスターミナルだけでは非常におもしろくないという表現は悪いですが、もう一つ不満足だということがありまして、文化施設をつくるか商業施設を併設するかと、こういうことでいろいろ探りをいたしました。文化施設は、先ほどお話があった名前博物館という構想もありましたけれども、これは本当に構想の範囲内で、どうしても実現性に結びつけないということになってしましまして、商業施設をとということで随分お話をさせていただきましたし、つい最近まで私の方にも駅前を利用した商業展開というお話がございました。その際に、まだまだはつきりした話でございませんでしたけれども、私の方からバスターミナルも含めて考えていただけますかということ、それは考えられますというところまでいっているのですけれども、しかし実現性までは至っていないということでありまして、これはバスターミナルだけをやるということでは非常に無理があるものですから、今言ったようにあその開発をそれこそ栗栖議員から提言があったランドデザインをどうするかというのを改めてそこで考えて、バスターミナルもその中に取り組みしていくような方式をしなければならぬというふうに思っています。バスは、今は道北バスと名士バスとJRバスと3社であります。この調整もまたJRに少し打診したのでありますけれども、非常

に難しさがありますけれども、しかし実現不可能ではないなというふうに思っているところであります。

宅配事業につきましては、率直に言いましてきっかけがなかったといいますか、もう一回このお題目には上がりましたけれども、具体的に何をどうするかというものは出ない。大型店で今宅配事業を盛んにやっておりましたので、そちらの方が中心になってしまったと、生鮮食料品なんかは。ただ、部分的に宅配サービスをやっていますけれども、そのシステムとして、商店街がシステムとして宅配サービスまでまだやっていないということでありまして、これは配達する商品の関連性の難しさがあるのではないかというふうに思っております。一つパンならパン、あるいは洗濯物なら洗濯物というようなことではなくて、それを商店街が少し歯抜けになってきましたので、商品構成が非常に難しくなってきたというところもあるのかなというふうに思っています。もう一つは、生鮮食品がほとんど大型店に集中してしまったということなどもあって、宅配事業はなかなか踏み切れなかったのかなと思います。個店でやっていることは間違いありませんけれども、それをぜひ商店街としてできないかという問題提起をしているところでもありますから、これもまた一緒に協議をしていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） ありがとうございます。やっぱりこれはやる気だというふうに思います。先ほども言いましたけれども、やっぱり地域の仲間というか、そういう意識をきちっと持ってやるのが行政サービスのやりやすさが出てくるのではないかと思います。活性化計画見直しに当たっては、当然協議会を立ち上げてやっていただくと思うのですが、行政のリーダーシップ、先導型というのも大事ですけれども、その地域に住んでいる、営業している人たちの気持ちを一つ

にできるような、夢物語ではだめですけれども、やっぱりそれはやっていかなければならぬというふうに思います。それが今できそうなのが風連だというふうに思います。風連の方は民間型の再開発をやるということで、なかなか全員がまとまっていけないというふうに私も伺っているのですけれども、余り時間もありませんので、何点か伺いたいというふうに思います。

私がちょっと聞き取りの中で説明受けたのと若干違うのは、補助区分というか、それが行政が50%、市の支援が50%とあるのですけれども、私は国が3割、市が3割、受益者3割というふうに端的に聞いていたのですけれども、市の支援が50%ということは26億円の半分を出さなければならぬのかなと、行政が出さなければならぬのかなというふうにとらえてしまうので、こちら辺ちょっと説明をしていただきたいなというふうに思います。

市が行う事業はいろいろ何点か挙げているわけですが、これを本当に必要なのかという判断基準、合併協議でも余りそこら辺はしていなかったような、いわゆる合併の中ではそれぞれの中心街の活性化を図っていこうというだけで、駅前再開発、あるいは今のまちづくり3法の改正前でしたから、そういう話は余り出ていない。ただそういう形だけで終わっていると思うのですけれども、そういう市として行われる事業の必要性の判断基準は、根拠はだれが考えるのか。あるいは、総計の中で一つ一つ項目を挙げて協議をしていくようになると思うのですけれども、どこのセクションで、部会でやるのか、医療問題やら都市計画の問題やらいろいろ出てくると思うので、それを分散してやるのか。それから、まちなか居住の中では風連の公共住宅のマスタープランとの整合性も当然出てくるので、こちら辺も大きな作業といえますか、複雑な作業絡み合っていると思いますので、この辺若干聞きたいというふうに思います。

それから、大きな事業投資して、合併特例債も使ってやるのですけれども、事業によるいわゆる受益者負担があると思うのですけれども、それは個々なのか、一つの期成会は今できているのだと思うのですけれども、一人一人なのか、管理運営というか、受益者組合ができるのかどうかわかりませんけれども。最終的に賃貸マンションですとか、そういうものを売って原資としてやるというような説明だったのですけれども、それがうまくいかなかったときに最終的にはその人、それはいろいろあって栗栖議員もなかなか大変だと、借金するのが大変だという話なのですけれども、最終的にはその人たちが責任を持って、いわゆるそういうものに、賃貸のマンションですとかそういうものについては市は債務保証しないのだろうなというふうに私は認識をしているのですけれども、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

あと、聞くだけ聞いて答弁は時間過ぎてもいいのではないかと思いますので、済みません。合併の中での協議は非常に大ざっぱな協議ということで、どんなような経過が、これ風連の事業というのはわかっていますけれども、我々名寄側はわからなかったもので、どういう協議で今の経緯に至っているのか、後の方でいいですから、余り重要なことではないので、先に聞いたことを答弁させていただいて、今聞いたことは時間があれば答弁いただきたいなと思いますので、お願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 当初説明をさせていただいた中では3分の1ずつの負担区分が基本となるということでの話をさせていただいた経過があるのですけれども、これは事業費がすべて国のいわゆる交付金事業の対象になる場合の基本的な骨格になります。いろいろ内容を精査をいたしますと、すべてが本事業のまちづくり交付金の対象のようにはないということですので、結果的に数値を算出してみると先ほどの

ような割合になるということでございます。

それから、今後の検討、今総合計画策定中でございますけれども、どこで議論をするのかということでございますけれども、専門部会では都市基盤整備部会で議論をさせていただいて、その後取り進めいろいろあろうかと思しますので、総務部会にも御相談させていただきながら、いわゆる新名寄市の全体のプロジェクトになるように合意をさせていただくような手順を総合計画策定の過程でつくらせていただきたいと思います。専門部会だけの協議では不十分だというふうに考えておりますので、総務部会とも十分協議しながら進めさせていただければ、そんなふうに思っております。

それから、受益者の負担でございます。これは、基本的には個人が支払うということになります。ただ、理論的には権利変換方式と申しまして、従前の価値を評価をしたものを新しい施設の中で置きかえるということでございますので、そんなに多くはならないと思いますけれども、現在のところは先ほどの比率ということになります。

それから、合併の協議の過程でどのような議論があったかということでございますけれども、少し経過を含めてお答えをさせていただきたいと思います。旧風連町では早くから市街地の整備、活性化に向けた検討会等が発足されまして、取り組んできたところでございます。平成16年10月には関係者によりますまちづくり期成会を発足いたしまして、意向調査など事業の実現に向けた積極的な活動を始めております。このような機運の中でございまして、昨年17年11月に再開発のための準備に向けた再開発促進期成会が発足されて、活動が進められております。旧風連町では所管の常任委員会、議会等に諮りながら、国土交通省の事業を導入するために国、道に要望してきたという経過でございます。合併前の市長、助役の間の協議の中で新市の事業として引き続き取り組む、そのようなことで協議をしてきたところでございます。そして、合併後の6月の第1回定例

会でございますけれども、新市の市政執行方針におきまして風連地区の市街地再開発事業を新市の事業として取り組んでいくと、そのような所信を申し上げさせていただいたところでございます。

なお、去る7月28日に開催をお願いいたしました建設常任委員会でも事業計画の概要、進捗の状況、今後のスケジュールなど、概略ではございましたけれども、報告をさせていただき、協議をお願いした、そんなところでございます。簡単な経過も含めた合併協議会等の議論の経過でございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 5時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 東 千 春

署名議員 村 端 利 克

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年9月15日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について(総務文教常任委員会報告)
日程第4 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書
意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書
意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書
意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書
意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書
意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書
日程第5 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣について
日程第7 委員の派遣報告
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

- 意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書
意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書
意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書
意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書
意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書
日程第5 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣について
日程第7 委員の派遣報告
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(35名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について(総務文教常任委員会報告)
日程第4 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書

14番	渡	辺	宏	治	議員	福祉事務所長	中	西	薰	君
15番	田	中	好	望	議員	上下水道室長	関	下	富士	夫君
16番	野	本	征	清	議員	教 育 長	藤	原		忠君
17番	佐	藤		勝	議員	教 育 部 長	今			裕君
18番	谷	内		司	議員	市立総合病院長	佐	藤	健	一君
20番	熊	谷	吉	正	議員	市立総合病院長				
21番	渡	辺	吉	正	議員	市立大局学長	中	尾	裕	二君
22番	栗	栖	賢	一	議員	市立大局学長				
23番	東		千	春	議員	監 査 委 員	森	山	良	悦君
24番	宗	片	浩	子	議員					
25番	野	々村		勝	議員					
26番	中	野	秀	敏	議員					
28番	村	端	利	克	議員					
29番	川	村	正	彦	議員					
30番	福	光	哲	夫	議員					
31番	斉	藤		晃	議員					
32番	武	田	利	昭	議員					
34番	三	宅	幹	夫	議員					
35番	小	野寺	一	知	議員					
36番	大	久保	光	義	議員					

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	伊	藤	矩	康
書 記	間	所		勝
書 記	久	保		敏
書 記	佐	藤	葉	子
書 記	開	発	恵	美

1. 説明員

市 長	島	多	慶	志	君
助 役	今	尚		文	君
助 役	小	室	勝	治	君
総務部長	石	王	和	行	君
生活福祉部長	山	内		豊	君
経済部長	手	間		剛	君
建設水道部長	松	尾		薫	君

○副議長（堀江英一議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（堀江英一議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 木戸口 真 議員

21番 渡 辺 正 尚 議員

を指名いたします。

○副議長（堀江英一議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

行財政改革について外1件を、中野秀敏議員。

○26番（中野秀敏議員） おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきますと思います。大項目で2点を質問したいと思っております。

初めに、行財政改革についてであります。時代は人口減少時代に突入し、高齢化社会と移り変わる中で、どこの自治体においても財政基盤の弱体化が危惧されております。その中で、高度多様化する住民ニーズに対応できる能力を備えた効率的な体制整備、確立をすることが求められております。市長の執行方針では、行政みずからが担う役割を明確化していくことが求められていることから、新しい視点に立ち、不断に行財政改革に取り組み、従来の体制を刷新していくことが必要であると述べられております。また、先般の行政報告において新行財政改革推進計画を12月を目途に作成するとのこととしております。健全な行財政運営なくして新市の総合計画の実効性はないと私自身も思っているところでございます。そこで、1点目、今回策定の行財政改革推進計画においてどのような数値目標を定めるのかお伺いをしたいと思います。

2点目、市長は、このほど将来を見据えた財政

健全化を図ることがねらいとし、職員組合へ3年間の期限つき7%削減案を提示したことがマスコミ報道されております。行財政改革における人件費の削減は重要課題であります、削減案の根拠についてお伺いをいたします。

3点目に、行財政改革の中で旧風連町行財政改革検討委員会における答申、また合併協の中での事業団への運営に移行することになっている風連特別養護老人ホームの民間委託への取り組み状況についてをお伺いをいたします。

4点目に、行財政改革において市民の理解、また痛みも伴うものであります、新行財政改革における補助金、また負担金の削減の見直しをどのように図るのかお伺いをいたします。

次に、大きな項目での2番目、地域自治区についてお伺いをいたします。合併協議では、旧風連地域に市町村の合併特例に関する法律により合併特例区を設けることとし、旧名寄区域には合併後地域自治法による地域自治区を設置することとしております。地域にできることは地域の視点に立ち、地域と行政との新しい役割分担を担う上で旧名寄地域での地域自治区の今後の取り組み日程をお伺いをいたしたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま中野議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問をいただきました。最初に、1点目の行財政改革についてお答えをさせていただきます。小項目の数値目標の設定についてでございます。

本市の行財政改革は、今まで国からの指導によることなく主体的かつ積極的に取り組んでまいりました。しかし、平成17年3月末に総務省から各地方自治体においてより積極的な行財政改革をさらに推進するための助言として、具体的な取り組みを示しました集中改革プランを策定し、公表することなどを内容とする地方公共団体における

行政改革の推進のための新たな指針が示されたところであります。この集中改革プランは、一つには事務事業の再編整理、廃止統合であります。二つ目は、民間委託等への推進であります。三つ目は、定員管理の適正化であります。四つ目は、手当の総点検を初めとする給与の適正化であります。五つ目といたしまして第三セクターの見直し、六つ目といたしまして経費節減等の財政効果などについて改革の具体的内容を明記し、可能な限り目標の数値化やわかりやすい指標を用いて、どのような取り組みをいつまでにどのように実施するかを具体的に記載していくものであります。今回策定いたします新名寄市行財政改革推進計画では、集中改革プランも含めて策定することといたしており、個別課題等については実施年次を明記するとともに、必要な数値についても設定をしまいたいと考えております。

次に、給与削減の根拠についてでございます。今回の職員給与削減の提案につきましては、平成17年度の決算見込みにおいて実質単年度収支が2億5,700万円の赤字となり、これまで行っておりました基金への積み戻しができず、今後基金に頼る財政運営ができないこと、また病院会計で平成16年度以降毎年約4億円の赤字が発生していること、さらに合併により地方交付税の算定がえの措置はありますけれども、19年度から実施予定の新型交付税を初めとする第2期三位一体改革により交付税の制度自体の先行きが不透明なことによる財政硬直化を回避するために、これら要因のおおむね2分の1程度を職員給与の削減により協力をお願いしようとするものでございまして、現在鋭意交渉を進めております。今後作成してまいります行財政改革推進計画の中では、健全な財政運営のために定員管理として退職者の補充数等中長期的な視点に立った数値目標を持って財政の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の風連特別養護老人ホームの民間委託の取り組み状況についてであります。しらか

ばハイツは、旧風連町の施設として昭和63年4月1日、定員50床で開設し、平成4年4月1日、30床を増床し、合計80床とほかにショートステイ10床で現在に至っております。旧風連町におきましては、厳しい財政状況から平成14年12月の風連町行財政改革検討委員会答申で行政の守備範囲の見直しを図ることとし、その第1番目の項目として特別養護老人ホームの民営化を早急に進めるべきであるとされたところであります。また、平成15年11月の庁内プロジェクトチームによる行財政改革検討会議報告においても特別養護老人ホームの移管、委託が特記事項として掲げられ、さらに翌平成16年度に合併の判断材料として風連町民に示された風連町単独の場合の財政推計では、經常経費の見直し項目で重点的に取り組む課題として掲げられた経緯がございます。議員も合併協議会の委員として御協議をいただいたところでありますが、この基本項目検討小委員会では直営、または事業団委託に伴う運営形態の違いが直接入所者が受ける介護サービスの内容に大きな差は出るものではない、職員については合併時に新市に引き継がれるものであるけれども、合併協定の中ではしらかばハイツの経営は社会福祉事業団等に移行する等方向を明確にした上で関係する職員や団体と必要な協議、調整を行うこととされたところであります。このような経緯を踏まえて、新市としても行政組織、体制のスリム化を初めとしてさらなる行財政改革の必要が叫ばれており、新市発足と同時に風連庁舎に地域課題特命担当参事を配置し、具体的に移行のための検討、調整を行っております。現在の状況は、課題の洗い出しや内部協議のスケジュール、その他必要な資料の作成を精力的に行っているところであります。

次に、4点目の補助金、負担金等の見直しについてでございます。補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益活動を行う団体、市民活動を活性化するなど、市・町の

施策を展開する上で長い間重要な役割を担ってきておりました。補助金見直しに当たりましては、単純に縮減や廃止を目的とするのではなく、市民の意識高揚と参画の中で公平性、透明性、公益性が確保され、市民の利益に役立つ活動を支援する仕組みが必要であります。しかし、長期継続の補助金の中には一般論として時の経過とともに補助金の目的が希薄になったり、効果が疑問視されるものも出てくるものと言われております。これまでも旧市町においては一定の基準を設け、見直しを図ってきております。新市で策定をいたします新行財政改革推進計画の改革の柱の大きな一つに健全な財政運営がありまして、その中で補助金、負担金の見直しをしていくことになっておりまして、一定のガイドラインを策定し、計画の中で見直しを図ってまいりたいと考えているところであります。

また、負担金の見直しについては、名寄市が加入しております各種協議会や団体などについて具体的に必要性を検討し、脱会も視野に入れた加入の意義を検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな項目の2点目の地域自治区についてであります。今後の取り組みと日程についてお答えをさせていただきます。合併協議では、旧風連町区域に市町村の合併の特例に関する法律による合併特例区を設置することとし、旧名寄市区域には合併後地方自治法による地域自治区を設置するといたしております。現在は、旧風連町区域には合併特例区が設置されておりますが、旧名寄市区域では合併後に小学校区単位を基本とした地域自治区を設置することとなっております。この構想を進めるに当たり現在内部で検討している状況であります。現在も地域では数多くの組織がさまざまな活動を行っておりますが、地域の担い手として大きな役割を果たしているのは旧名寄市区域にくまなく組織されている町内会であります。地域自治区の構想は、町内会が現在果たしている役割と重複する部分もあることから、その必要性

が理解されにくい部分もあるところであります。このようなことを踏まえまして、本年度は町内会を初め地域のために活動する組織と話し合いを行うことを中心として、重複のない地域自治組織の設置に理解を得たいと考えております。そして、19年度以降は、地域コミュニティーの基本単位となる区割りの設定や地域自治区を主導する地域協議会の設置など、設置準備の話し合いを進めていくとともに事業の具体的な検討を行うなどいたしまして、平成20年度中に制度化、これは条例化を目指して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、2番目で質問をいたしました地域自治区の部分について再質問をさせていただきたいと思っております。答弁にありますように非常にそれぞれ町内会活動を活発にやっているということで、中には地域自治区を設置することが屋上屋になるのではないかということで、本当に今までの地域のコミュニティーがかえって地域自治区によってコミュニティーがなくなってしまうというような状況が起きるといようなことも考えられないわけではないわけでございますけれども、事情は私そんなに詳しい方ではございませんけれども、自治法の地域自治区の部分では202条の4項の中で、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意思を反映させつつ、これを処理するために条例でその地域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるというふうになっているわけでございますけれども、この自治法にあるように市町村長の権限をどの部分を分掌させるのかということをはっきりとさせていくことが本当にその地域でこういった活動ができるのだというメリットがあるという部分に、それをはっきりさせることが重要だというふうに私自身考え

るところでございませうけれども、どのような権限を分掌させていくのかという部分について再度御質問をさせていただきたいと思ひます。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今中野議員がおっしゃるよう、この地域自治組織、地域自治区の設置に当たりましては、先ほども申し上げたようにこれまでの単位町内会でしっかりと冠婚葬祭を初め自治活動が実施をされておまして、さらに町内会連合会という組織がありまして、一定程度の高い評価の中でそれぞれ日常活動を取り組んでいただいております、一昨年これらについて地域懇談会においても合併に伴いまして地域自治組織を設置をするということで、そのことを懇談会、または町内会連合会の役員会、町内会長さん方にもお話をさせていただいておりますけれども、なかなかすんなりと、屋上屋になる組織なのか、行政の下請になるような組織なのかというふうなことの御意見等もありまして、かなり理解をしていただくには難しい部分もありますけれども、先ほども答弁させていただいたようにことし、来年にかけてそういうふうな組織、または取り組みの状況についてしっかりと検討の協議に入っていきたいということでありまして、余り大上段に構えて、今自治法の中にある事務分掌等々ありますけれども、一定の条例を整理する中でそれぞれ検討の中で取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても今考えている地域自治区というのは、市民がまちづくりに参加をしているという実感ができるそんな組織を実は考えておまして、その小学校区単位で取り組める事業について、その地域の皆さんがみずから考えていただいて、みずから行動していただける、そんなことで、行政の押しつけにならないような地域の自主性、主体性を重んじたそんな組織の中で行政と住民が協働でまちづくりを進めるような、そ

んな仕組みを実は考えていきたいというふうに思っております。ですから、小学校区単位に、7小学校区になるというふうに予定をしておりますけれども、七つそれぞれで同じことを実施をするというのではなくて、その一つの自治区の中でそれぞれ特色ある自治活動なりを実施をしていただけるようなことの協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） すぐにはどういった権限をとる部分は非常に難しいものがあるなというふうに考えるところでございますけれども、平成20年度中に条例化を目指したいということでございますけれども、先日の総務文教常任委員会の中でも自治基本条例についても20年度という状況になっておりますけれども、その辺の自治基本条例と地域自治区といった部分での整合性という部分については、やはり自治基本条例があって、一定の市民の義務、権利といったものをうたいながら、地域自治区というような形をつくり上げていくという形が望ましいのではないかなというふうに思うところでございますけれども、その自治基本条例と地域自治区の整合性についてはどのように考えられておられるのかお伺いをしたいと思います。

あわせて旧名寄市、2万7,000余りの非常に旧風連町から比べると多い人口なわけでございますけれども、町内会の未加入者について現在どれくらいおられるのか、つかんでおられればお伺いをいたしたいと思ひます。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 自治基本条例と自治区の整合性についての御質問でありますけれども、自治基本条例につきましては主権が市民であること、さらにまた行政の参加の仕組みなどを定めるものでありまして、つまり市民が主権であることを明確に定めるものと認識をしております、自

治体の憲法と言われるものというふうに認識をしております。その条例に住民の権利や行政、議会の役割を明確にしまして、まちづくりへの市民参加の方法等基本的なルールを定める総合的な条例というふうに認識をしております。市長、町長が交代をしても、この理念や基本的条例は継続されていくというふうな条例ということで認識をしております。また一方、地域自治区は、地方分権下のもとで自治体は自己決定、自己責任の自立が求められているところでありまして、市民と行政の連携した、協働したまちづくりが望まれておりまして、先ほどお話ししたようにそれらの仕組みが一つの地域自治区ととらえているところであります。いずれにいたしましても、地域を一番知っている地域の方々がみずからの課題、みずからが担える地域自治組織を支える仕組みづくりを、市民がまちづくりにまた参加している実感をできる仕組みを組織として今考えているのが地域自治区であります。いずれにいたしましても、市民が主役の参加と協働のまちづくりでありまして、どちらも切り離すことのできない関係にあるというふうに思っております。この二つについては今年度、来年度においてしっかりとした取り組みをしていかなければならないと、このように考えているところであります。

それと、町内会、旧名寄地域の未加入の状況ということでお答えをさせていただきます。資料は、ちょっと古くて申しわけございません、平成16年度の数字で申し上げたいと思います。旧名寄市における世帯は1万1,386世帯でありまして、そのうち1,582世帯、13.9%が町内会で未加入ということになってございまして、そのほとんどがマンションに住まわれている世帯と推測しているところであります。町内会は任意の団体でございまして、加入が強制されるものではございません。しかし、町内会活動は、住みよい地域づくりのためにさまざまところで多くの活動を行っております。言いかえますと、未加入者もこうし

た町内会の活動の恩恵を受けていることとなります。こうしたことから、広報なよろ等で快適な市民生活を送ってもらうために町内会に加入することを勧めております。また、町内会連合会でも町内会活動の充実発展を図るため加入を勧めるパンフレットを作成し、加入を促進しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 今町内会の未加入の状況について報告があったわけですがけれども、非常に多いなというふうな感じを受けたところでございますけれども、今田舎でも都会と変わらないような事故、子供たちが非常に悲しい目に遭うような事故も起きているわけでございますけれども、まさに地域自治、そういったものを通じながら、一昨日も一般質問にありましたけれども、安全、安心なまちづくりをするということがやっぱり理事者側の使命でもあるというふうに考えているところでございまして、今後についてはこの未加入の取り組みをさらに徹底した中で、本当にすばらしい地域自治区をそれぞれの校区の中でつくり上げていただきたいというふうに望むところでございます。地域自治区の方は以上で終わらせていただきまして、行財政改革の方について何点かお伺いをいたしたいと思えます。

初めに、数値目標の設定でありますけれども、定数管理の適正化については、集中改革プランでは平成22年4月1日の削減率を4.6%以上を視野に入れて行いなさいというようなことが言われているのですけれども、本市の合併推計では退職者1けたの場合は7割補充、2けたにおいては6割補充と。そして、合併後10年間で79人の削減予定というようなことで合併推計の中では言われていたところでございますけれども、それと4.7%という改革プランとの整合性についてお伺いをいたしたいと思えます。

また、目標数値ということでございまして、経

常収支比率、あるいは人件費比率の数値目標を設定する考えがあるのかなのか、まずその2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 集中改革プランで示されました削減率4.6%につきましては、地方公共団体の過去5年間、これは平成11年から平成16年の総定員純減数の状況であります。名寄市がつくります新行財政改革推進計画における定員管理の適正化につきましては、事務事業の整理ですとか組織の合理化、さらには積極的な民間委託等の推進などさまざまな手法を活用することとしておりまして、また職員の定員の部分につきましては、今後退職されますいわゆる団塊の世代の大量退職によります組織機構のあり方など、十分検討しながら定員管理計画を作成する予定になっておりまして、また過去の純減数4.6%や合併協議におきます1けた退職、2けた退職の数値でありますけれども、これは新市建設計画におきます財政シミュレーションの一つということで、これも一つの考えの中で今後定員適正化の部分についてはしっかりと協議をしながら取り組んでいきたいと、このように思っているところでございます。

次に、経常収支比率、人件費比率の数値目標を設定する考えはあるのかということでもありますけれども、今回の行財政改革の大きな柱というのは、地方分権下における自主自立の行政運営と健全な財政の確立というのが大きな2本の柱になってくるということでございまして、この財政の健全化の中にひとつ経常収支比率、人件費比率など総体的な経常経費の収支比率について目標年次や数値について設定していこうと、このように考えておりまして、これについては新市の総合計画の中でも財政の部分での整合性を図りながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えておりまして、今後過大な借金を後世代に残さないためにもしっかりとした目標数値を定めていきたいと、このように考えております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 数値目標の部分についてもうちちょっとお伺いをしたいのですけれども、答弁の中で第三セクターの見直しという部分も入っているわけでございますけれども、名寄振興公社、また望湖台振興公社、株式会社ふうれん、公営企業を抜かして第三セクターが三つあるわけでございますけれども、見直しの部分についての基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。

また、行財政改革の実施状況というのは、きめ細かに市民にやはり情報提供をしながら公表すべきというふうに考えるところでございますけれども、その市民への公表の仕方についてどのようにお考えかについてお伺いをしたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 第三セクターの関係でございますけれども、これも総務省が示しました集中改革プランの中の一つでございまして、その中では第三セクターにつきましては統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進すべしと、このようなことで集中改革プランの中では示されているところであります。具体的にということでの御質問でございますけれども、それぞれ名寄市は第三セクターを持っておりますけれども、これらに対する出資の目的、また現在の業務内容、さらに市が関与している必要性について検証を行ってまいりたいというふうに考えておりまして、特に経営状況が深刻になってくる状況なり、それらの判断が出た場合には統廃合も含めた整理合理化も視野に入れて考えていく必要があるのかなと、このように思っているところでございます。

次に、行財政改革の定期的な市民に対する公表についての御質問でございますけれども、計画ができて上がりますのがおおむね12月ということで今考えているところでありますけれども、できた新計画についてもホームページとか広報紙を通じましてまず公表をしていきたいというふうに思っておりますし、また18年度から23年度までの

実施計画期間でありますけれども、それぞれの年度における推進事項の実施状況につきましても同じような形でホームページですとか広報等に掲載をさせていただいて、市民の皆さんに定期的な公表をしていきたい、このように思っております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 2点目の職員給与7%の削減案の根拠についてということで御答弁をいただいたところでございますけれども、17年度の単年度収支の赤字、また病院会計というようなことでございますけれども、これは現在も鋭意交渉をしているという状況でございますので、交渉を見守りたいといいますか、どのようになるかというか、成立することを願いながら、私自身としては見守っていきたく思うところでございますけれども、ほぼ10億円余りのこの答弁によりますと金額になるわけですが、職員給与のほかに財源が足りないというような状況の中を平成19年度予算に向けてはこの赤字削減についてどのように取り組む考えかをちょっとお聞かせをいただきたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、それらの要因に伴う財政の健全化に向けて、職員の方にはおおむね2分の1程度の御協力を今お願いをしているところであります。残り2分の1をどうするのかというふうな御質問かというふうに受けとめさせていただきました。それにつきましては、全体の事業費の調整の中で見直しを図っていく部分も出てきますでしょうし、また市民の皆さんの受益と負担のあり方についても、これまでも旧名寄市においては一定のガイドラインを定める中で御協力をいただいている部分がございますけれども、そのようなことで職員の半分と、残りは事業費調整なり、それら事業費負担、補助金の見直し等も含めまして全体調整の中で一定の新年度予算に向けての取り組みをしていかなければならないのかな

と、このように考えているところでございます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 次に、3点目の特養についてお伺いをしたいと思います。

特養については、本当に非常に多くの職員を抱えた職場ということで、今後の協議もなかなか大変な部分もあると思うのですが、現状に当たって、移管するに当たっての当面の課題についてをお知らせをいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 現在の取り組み状況につきましては、今お話をさせていただいたところでございまして、課題の一番大きな部分につきましては、何といたってもそこで働いている職員の処遇といいたいまいしょうか、それが一番だろうというふうに思っております。現在生活相談員、介護員などを含めまして、32人の正職員と同数の臨時職員が勤務をしているという状況にございます。これら身分の変更ですとか給与体系の変更に伴う部分では、事前協議を行うための資料を現在収集をしているところでございまして、現時点では必要と思われる協議が始まっておりませんので、これから移行スケジュール等を明らかにしながら、その課題の解決に向けての取り組みを鋭意進めていきたい。今スタートしたというばかりでございますので、課題は職員の身分の部分だと思います。さらにまた、施設に入所している部分でのサービスを低下させない、そんなことも大きな課題の一つかなというふうに思っております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 職員の身分のことについてが大きな課題ということでございますけれども、この部分については合併によっていろんな部分でそういった移管する部分ですとか、統合をする部分ということできのうの一般質問の中にもいろいろな問題点が出ているわけございまして、事前のその職員との協議についてはやはり担当課長もしくは部長に任せるばかりでなくて、これは

やっぱりしっかりと理事者が職員と向かい合いながら十分な協議が必要だというふうに考えるところでございますけれども、その部分についての御答弁を伺いたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 特養の移管につきましては、8月10日に1回きちっと打ち合わせをスタートさせただけでございます。状況は今総務部長の方から話があったところであります。その中でも、担当課長あるいは施設長の方々がそれぞれ職員の皆さんに説明するというだけでなく、私ども理事者がきちんと最初の説明と中間と最後という締めくくりはつけなければならないというふうに考えておきまして、その時期はもう少したってからきちんと説明したいというふうに思っているところでございます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 非常に前向きな答弁をいただきましたので、後からいろいろな問題が起きるといふようなことのないようにしっかりと職員側との協議をお願いをしたいと思います。

次に、補助金、負担金の部分についてお伺いをしたいと思うのですが、当然行財政改革というふうになりますと各種団体、あるいは負担金の削減というものをしなければならぬというふうに思うところがございますけれども、各種団体の補助金という部分では旧風連町でも削減をしながら行った経緯があるわけですが、急に予算編成時期に何%削減するというふうに言われても、なかなか各種団体、補助金を当てにしながら運営をしているという状況の中で、削減に当たっては早い時期から、また段階的に削減をするというふうなことで、一気に大きな数字を削減するのではなくて、3年もしくは5年というふうな形の中で段階を持った削減をするというふうなことで協議を進めるということが望ましいというふうに考えるところでございますけれども、その部分についての御答弁をいただきたいと思います。

また、負担金の部分については、いろいろと精査をしながら、脱退すべきものは脱退をしていきたいというような答弁でございますけれども、この道北地域においても各種協議会がございます、負担金も数多く多額な金額を納めているというふうな部分もあるわけなのですけれども、やはりこの道北沿線の協議会のものについては余りけちらず、やはり道北地区の中核都市名寄としての腹を見せながら、そういった部分についてはしっかりと出すものは出すというふうな腹を持って取り組んでいただきたいと思うところでございますけれども、その部分についての御答弁をいただきたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今中野議員御質問のとおりだというふうに私も認識しておりますけれども、これまで旧名寄市の部分でございますけれども、かつては一律10%削減というふうなことで補助金の見直しをしたこともございます。その後一律というのは不適切な部分もあるということで、見直しの基準の設定をさせていただきました。何項目かにわたっての見直し基準の設定をさせていただきました。さらにまた、事務事業評価が導入されたことによる事務事業評価に伴うその中に補助金の見直しも組み入れていったという部分がございます、さらにまた外部評価を導入する中で見直しを図っていくということも現実実施をしております。さらにまた、総合計画のローリングの中で、一定程度そのこともローリングの中に入れて見直しを図って、さらに予算査定の中で最終的に見直しをしていくというふうないろいろな手法でこれまで、旧風連町でも旧名寄市でも大体同じような見直しを図ってきているというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても補助金を出している効果というのを十分精査する中でしっかりと見直しを図っていく、また補助金を出している団体の皆さんともしっかりと協議をする中で見直しを図っていかねばならないということで考えておきまして、補助金そ

のものは非常に行政でやる部分を補助団体がやっていただけるというメリットもあるわけですから、それらを十分勘案しながら、段階的にといいたしうか、一律一気にということではなしに、それぞれの一つの先ほども話をさせていただきましたガイドラインを決めまして、それに沿った形で見直しを図っていくことが必要かなと、このように思っております。

それと、負担金の部分の協議会、地域協議会、大きな部分では上川総合開発期成会と上川北部市町村の大きな部分で協議会に加入をして、広域的な行政を進める上では非常に大事な協議会等々がたくさんありまして、それらに加入をしているわけでありまして、それらについてはしっかりと加入すべきものは加入して、その中で中核都市としてのリーダーシップもしっかりと発揮をしていくということは当然やっていかなければならないということでありまして、それらについてはしっかりと対応していきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 行革という部分では、新市の総合計画もこれから策定をしていくわけですが、行革の推進計画につきましては12月を目途に策定をするというような形で行政報告を受けているところでございますけれども、総合計画は当然財政がついて回って、そこでどんな計画を立て、どの程度の財源の中でやれるのかという部分が議論にもなると思うのですが、そういった部分を考えますと行財政改革の策定が12月という部分では非常に期間的にもないのですが、総計と同時進行という部分ではちょっと総計を議論する上においては行革の部分は一歩進んだ形の中で公表というか、策定をしていくべきだというふうに考えるところでございますけれども、その部分についての御答弁をいただきたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに今議員おっしゃるとおり、決して総合計画に合わせるというこ

とではなしに、一歩進んでこの計画をつくるべきではなかったのかという御質問でございますけれども、私もそれについては御指摘のとおりだなというふうに思っております、もう少し早い取り組みが必要だったというふうには感じているところであります。しかし、旧風連町においては平成15年度から21年度までの計画を持っておりまして、名寄市においては15年度から19年度までのそれぞれの行財政計画を策定をしております、今回策定いたします計画につきましてはそれら積み残し分をしっかりと新計画に盛り込んだ中で、さらにまた新たなものを付加していくという計画づくりを今考えているところでございます。総合計画に先んじてそれがあれば、なお総合計画なりの整合性がとれたということはありませんけれども、いずれにいたしましても六つの専門部会が設置をされておりまして、それらの専門部会の中では所管をする担当の方から今進んでいる行革、これから取り組まなければならない行革の部分についてはしっかりと課題の整理をさせていただいて、そこで反映をするようなことで総合計画の中にもしっかりと整合性のとれる財政計画とあわせて取り組んでいきたいということで考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 質問の最後になりますけれども、健全な財政運営というのが島市政に課せられた非常に大きな課題だというふうに私は考えるところでございますけれども、一昨日の新聞報道の中には実質公債比率の状況が19%というような報道もされております。3万2,000の市民にとりましては、今後の総合計画策定の中で合併をしたのだから特例債もあるだろう、あるいは合併の振興基金もあるだろうというふうな、公共施設等では76億円、また合併振興基金では11億7,000万円といったそういった金額公表されているわけございまして、市民にとっては特

例債もあるのだから、いろんなことできるだろうという思いもあるわけですが、現状の会計を見ますと今年度においても8億3,400万円の基金の取り崩し、これがどの程度積み戻しができるかという部分もあるわけですが、建設計画の中では22億円を投資的事業として金額を計上しながら、財政推計をしているわけですが、現在の状況を見ると今後非常に厳しい状況でないかなというふうには、この22億円という部分が相当行財政改革を行いながらでないとこれだけの金額を生み出すということは大変なことだと思っております。そこはしっかりと島市長の思いを市民の中に伝えていかなければならぬという部分だと思っております。行財政改革への健全な財政運営の取り組みについて今後どのように考え、また実行していくかという部分で最後に島市長の答弁をいただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総合計画の策定、そして並行して行財政改革の策定作業を進めているわけですが、最近夕張市の財政再建計画策定をめぐって、地方自治体の体力も含めていろいろな報道に接しております。先日も公債比率等の上川支庁管内の自治体の数値が報道されておりました。御案内のことかと存じますが、税金等を含めて交付税も削減が続いておまして、分母が小さくなっております。しかし、過去に事業を起こした起債の償還というのは動かないわけですから、この分母が小さくなることによって比率が高まるという現象が続いているわけですが、そういう環境下であって、いかに住民の要望を総合計画の中にしっかりと取り込んでいくかということにつきましては相当の決断が要るわけですが、このことにつきましては総合計画の策定審議会の皆さんにも財政状況等、あるいは行財政改革の進め方等も並行して情報開示をする中で

理解をいただく中での計画をまとめていきたいと、こんなふうを考えております。とりわけ職員団体に今示しております給与の問題、あるいは職員の定員管理の問題、このことは大きな行財政改革の柱になるというふうには考えております。このことがきちっと整理をつけることによって、また総合計画の事業のまちづくりの大きな財源充当と、こういうふうにつながってくるわけですが、苦しい、厳しい決断をしながら、取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○副議長（堀江英一議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

続いて、市の財政事情について外3件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名がありましたので、通告順に従い順次御質問を申し上げます。

1点目は、名寄市の財政事情にかかわってであります。平成18年3月27日、風連町と名寄市が合併し、新しい名寄市が誕生しました。このため17年度は旧風連町、旧名寄市ともことし3月26日までの打ち切り決算、同27日から31日までの決算となりますが、まず17年度の決算概要についてお知らせをください。

次に、総務省は、8月末、平成19年度総務省所管予算概算要求の概要をまとめました。今回の概算要求は、国の概算要求基準である経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、構造改革と経済財政の中期展望2005年度改定などを前提とした仮置き計数ではありますが、それによりますと名寄市の財政運営に大きな影響を与える地方交付税は、景気回復で地方税金も増加が見込めるとして平成18年度に比べ出口ベースで2.5%、3,972億円減の1兆5,101億円となっておりますが、19年度地方財政計画総額は前年度と同じ8兆2,000億円となっております。あくまでも総務省としての概算要求であり、確定したものではありませんが、市として同省の要求に対

する見解及び同方針で試算した場合名寄市の交付税の状況についてお知らせください。

さらに、平成16年度から本格的にスタートした三位一体改革について報道機関が平成の大合併が一段落したことし5月から6月にかけて行った調査によりますと、全国の市町村の91%が自治体の存続に不安を感じていることが明らかになりました。三位一体改革は、言うまでもなく国と地方公共団体に関する行財政システムに関する三つの改革、すなわち国庫補助負担金の廃止、縮減、税財源の移譲、そして地方交付税の一体的な見直しであります。平成の大合併では全国にあった3,200の自治体が1,820まで縮小しました。調査の対象には当然ながら新しく誕生した自治体首長も少なくないはずですが、その9割を超える首長が将来不安を抱えているのは驚きであります。その不安を感じる理由は、地方交付税減で財政運営が厳しくなる、高齢化が進み、財政を圧迫、少子高齢化や若者流出で人口減少が進むの順でありましたが、市長はこの三位一体改革についてどう評価し、名寄市の将来を展望したときにどういう思いをはせているのかお知らせをいただきたいと思えます。

最後に、市立総合病院の経営安定対策についてお伺いします。市立総合病院については、平成16年度に循環器呼吸器内科医師の不足などにより4億71万円の赤字、17年度においても見込みで3億8,994万4,000円の赤字と2年連続の赤字経営となりました。しかしながら、昨日の答弁でも4月から4カ月間で患者数、金額とも当初予定で上回っているとされました。今後においても経営安定に向けて関係者が一丸となって取り組まれることを期待するとともに、経営安定対策を含め、さらなる今後の見通しについてお知らせをいただきたいと思えます。また、現段階における精神科の固定医師についての見通しもあわせてお知らせください。

2点目は、消費者を守る取り組みについてお伺

いします。近年訪問販売、催眠商法、架空請求、おれおれ詐欺と悪徳商法がはびこり、消費者、特に年金生活の高齢者が被害に遭う事件が全道、全国的に多発傾向にあります。これは、名寄市とて例外ではありません。まず、17年度における被害苦情相談件数及び対策についての考え方をお示しください。

消費者とは決して限られた人ではありません。事業主以外はすべて消費者であり、事業主とて他業種においては消費者であります。つまり全名寄市民が消費者であり、悪徳商法の被害に遭わないためにも全市民的な取り組みが必要と考えます。近隣の町では、最近高額布団を六十数組買わされたという被害がありました。発見したのはこの家を訪問していたホームヘルパーで、居間の隣の部屋に数枚の真新しい布団を見つけ、家族に問うたところ2階にさらに数十枚の布団を見つけたそうです。この布団は1組数十万円というもので、その後役場職員が業者と折衝しましたが、残念ながらクーリングオフ期間が経過したこともあって、一部代金は返還されましたが、大きな被害を受ける結果となります。私は、行政と消費者センター、市民相談、消費者団体の連携が十二分とは言えないまでも一定図られていると認識しておりますが、さらに多くの民間団体にも連携の輪を広げ、名寄市から悪徳商法を廃絶し、市民生活を守る取り組みが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

また、士別市では、例えば催眠商法業者が市内で営業を開始した際、市民への情報提供として防災無線、新聞記事、広報掲載などに加え、エンドレステープで催眠商法、点検商法の手口やクーリングオフの啓発を広報車2台で6日間実施したり、ごみ収集車にスピーカーなどを取り付け、ごみ収集の際には同様のテープを流して被害の未然防止に努めています。名寄市でも名寄地区は住宅街がある全路線をごみ収集車が走っていますし、風連地区でもステーションのある主要道路を走っておりますので、同様の実施を検討すべきと考えます

が、所見をお伺いします。

3点目は、夏のイベントの評価についてであります。市長は、行政報告の中でことしで27回目を迎えたなよろのおどりについて34団体1,762人の参加があり、各団体あんどんも加わって、盛り上がり彩りを添えましたと述べました。また、28回目を迎えた産業まつりについても盛り上がりを見せましたと報告しました。しかし、一方ではなよろのおどりについて踊る市民も減り、観客も少ない、参加者が高齢化しており、町内会として参加が難しくなった、休憩時間がない踊りは疲れるだけなどと否定的な声が多いのも事実です。その意味から、今後のあり方についてアンケート調査をもとに実行委員会で協議するとしていますが、改めて評価についてお伺いします。また、産業まつりについても名寄の産業を広く市民に紹介し、地場製品のよさ、地産地消の普及、農業農村の理解を深めるという目的上大きな意味のあるイベントで、市民も楽しく参加していることは高く評価されますが、一方では去年は車で混雑し、ことしは帰りの道がわかりづらかった、下川町のうどん祭り、士別市の技能士の集い産業フェアと同日開催で、調整してほしかったという声も聞かれました。改めて評価についてお伺いします。

私は、特に産業まつりについては多くの市民の皆さんが楽しみにしているイベントであり、多くの来場者があることから、無料バスなど行きやすい対応もとられています。気軽に足を運べるという意味合いからすれば大学公園の有効活用を検討してはどうかと考えます。街区公園では約2ヘクタールを有していますし、休日実施となれば名寄大学、東中学校、海洋センタープールの各公共施設駐車場を有効活用すれば一定の駐車場も確保できます。お考えをお伺いします。

最後に、社会教育施設の将来像についてお伺いします。文化センターの大ホールの建設は、第3次名寄市総合計画の中で建設構想が浮上した課題であり、市民の中では約20年間の悲願と言って

も過言ではありません。その意味では、平成17年度から21年度までの名寄市過疎地域自立促進計画に盛り込まれ、19年度、1,000万円、20年度、6,000万円、そして21年度、30億円の事業費が計上されたことを歓迎している市民も少なくないとは思いますが、過去教育委員会内部でも積極的に検討を進めてきた課題であり、今回の計画を盛り込むに当たっての検討経過をお示しをいただきたいと思います。また、木原天文台については、昨年12月旧名寄市議会で各派から新設すべきという意見が示されましたが、本計画では19年度に増設、整備事業として1,570万円の計上にとどまっていますが、教育委員会内部の検討経過をお伺いします。

加えて文化大ホールについては、私は合併特例債は活用できても、将来の財政事情、多額になることが予想される年間維持費を考えると、建設ありきではなく、美深町のCOM100、士別市朝日町のサンライズホール、さらには旭川市や札幌市の文化施設で実施されるイベントに無料バスで鑑賞できる試みも検討すべきと考えますが、教育長の所見をお伺いし、この場からの質問といたします。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きい項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目の市の財政事情についての1点目、2点目、3点目につきましては私の方から、4点目につきましては市立病院事務部長から、さらに大きい項目の消費者を守る取り組みについては生活福祉部長から、3点目の夏のイベントの評価については経済部長から、4点目の社会教育施設の将来像については教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の市の財政事情についての17年度決算見込みについてお答えをさせていただきます。本年3月27日の合併に伴い、旧市町における打ち切り決算の状況については、4月10日の

第1回臨時会でも説明させていただいておりますが、一般会計及び特別会計では国、道支出金及び市債が年度末の出納整理期間に収納される金額が大きいことから、介護保険特別会計の保険事業勘定を除いて赤字決算となったところでございます。旧名寄市の一般会計では28億555万367円、特別会計では7億9,750万4,431円、旧風連町の一般会計は4億6,823万912円、特別会計では2億4,701万2,447円の赤字になり、介護特別会計の保険勘定はそれぞれ310万7,882円、1,741万4,732円の黒字となりました。これら旧市町の一般会計の赤字の処理は、平成17年度新名寄市の一般会計暫定予算の諸支出金の旧市町借入金返済金で補てんし、各特別会計の赤字処理は一般会計を経て同様に補てんし、介護特別会計の保険事業勘定の黒字は平成17年度新名寄市の同会計暫定予算の諸収入の旧市町剰余金で受け入れいたしました。また、平成17年度新名寄市の一般会計は、歳入66億328万691円に対し歳出64億1,425万1,976円で、収支は1億8,902万8,715円の黒字となりました。しかし、翌年度繰越明許一般財源、旧市町の前年度収支及び財政調整基金の影響を除いた実質単年度収支では2億5,721万1,000円の赤字となりました。特別会計は、国保保険勘定で7,045万4,956円、国保直診勘定では172万3,156円、介護保険勘定で1億3,047万1,441円の黒字となりましたが、これ以外の特別会計は一般会計との繰り出し、繰り入れによる調整で収支が一致したところでございます。

次に、2点目の平成19年度総務省所管予算概算要求に対する見解についてお答えをさせていただきます。平成19年度地方財政収支の8月仮試算概算要求時につきましては、年末の地方財政対策の公表を前に地方財政計画の規模及び地方交付税の出口ベースの数値が公表され、地方自治体の翌年度予算編成の一定の目安になっていると考えております。その内容は、地財計画規模では前年

度と同額の83兆2,000億円、地方交付税の出口ベースでは前年度比2.5%減の15兆5,101億円で、景気回復に伴い地方税等が伸びることにより地方交付税、臨時財政対策債が減額される試算になっております。地方一般財源総額は、前年度と同額の58兆7,000億円見込んでおりますので、18年度で検証しますと国が説明をする安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額は確保されることとなります。

本市の地方交付税の伸び等は、全国の伸びと連動していないこともありまして、地方交付税の翌年度の見通し等は歳入歳出一体改革の決定、各種交付金の伸び等の詳細な見込みが地財対策時に公表されるために、その時点にならなければわからないのが現状であります。地方交付税の予算見積みにつきましては、収入額は予算要求額及び決算見込みを把握いたしまして、需要額は密度補正、交付税算入される事業費補正のデータを調査して、国の制度改正の影響も加味して予算要求時、これは12月1日、また地財対策の公表時、12月20日、財政課長内簡時、1月20日、さらに単位費用公表時が2月7日とそれぞれ4回試算をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の三位一体改革の評価についてでございます。三位一体改革の成果は、国庫補助負担金改革4.7兆円、税源移譲は所得税から住民税への3兆円、地方交付税改革は臨時財政対策債を含めて5.1兆円の減額と閣議に17年12月27日に口頭報告されているところであります。三位一体改革の評価につきましては、地方交付税が予想以上に削減され、自治体の財政運営はかえって厳しくなり、大都市の大幅な税収の伸びが地域間格差を拡大させ、財政力の二極化が進みました。補助金削減の財源対策が一般財源化で地方交付税にしわ寄せされ、地方財政の硬直化が一層進みました。一方、国、地方が抱える巨額の長期債務の解消、財政健全化は喫緊の課題であり、少子高齢化が急速に進む中で年金、医療など持続可能な各

種福祉政策をどのように担保できるか、現世代と後世代の世代間の公平性のバランスを保ちながら、制度設計を示して国民の不安を払拭しなければなりません。平成19年度から三位一体改革は第2期に入りますが、国は微妙に歳出歳入一体改革と表現し、地方分権に寄与する部分が抜けているように感じております。地方六団体が新地方分権構想検討委員会を立ち上げましたので、国の関与を少なくする地方共有税、財源不足解消のため法定率の引き下げ等、地方分権が促進されるよう連携してまいりたいと考えております。厳しい財政状況の中で、名寄と風連は合併を選択いたしました。合併支援と人も含めた地域資源を最大限に活用し、地域における支え合いと行政の役割をともに決定し、住民と協働で新名寄市のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の1の（4）、市立総合病院の経営安定対策についてお答えを申し上げます。

平成16、17年度は、循環器内科と精神科の両診療科医師がそれぞれ年度途中から不在、あるいは減員になるという要因により赤字経営となったところですが。このようなことから、18年度の病院運営方針では例年にも増して経費の縮小と収入の増大を柱とする経営改善を重要課題の一つとしております。特に収入につきましては、平成17年度に比べ2億円の増加を図ろうとするものであります。4月から7月までの4カ月を経過したわけですが、この間の運営状況につきましては4カ月間で前年実績に比べて約1億2,200万円、また今年度の予定額と比べまして約2,700万円上回っており、ほぼ順調に推移している状況にあると言えます。まだ4カ月が過ぎたばかりですが、現在の数値で推移していくよう努力してまいります。

精神科の固定医師につきましては、昨年より北

海道及び各関係機関と連携を図り、道内3医育大学に対して派遣の要請をしてまいりましたが、大学自体が医師不足の状況にあり、現在のところ確固たるめどは立っておりません。去る8月21日に旭川市におきまして道の保健福祉課、上川保健福祉事務所、旭川市保健所、名寄保健所及び当院による上川北部圏域における精神医療確保に関する検討会議が開催され、今後の方向と医師確保に向けた具体策について協議をしたところであります。医師確保に対する結論は出ませんでした。旭川一稚内間の道北における精神科医療の確保は重要課題と考え、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めていくこととし、引き続き道内3医育大学などへ派遣の要請をしていくことを確認したところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、消費者を守る取り組みについてお答えをいたします。

初めに、悪徳商法の被害状況及び対策についてと行政、民間団体との連携強化についてあわせてお答えをいたします。近年消費者取引に関するルールを悪用する形で、架空請求、不当請求、振り込め詐欺、催眠商法等さまざまな消費者トラブルが発生しており、消費者を取り巻く環境は複雑化、多様化し、手口も巧妙になり、トラブルも急増しております。高齢者、弱者ばかりでなく、若年層にも波及してきているのが実態と認識しているところでございます。名寄市における平成17年度の消費者相談件数は392件と前年度633件より減少傾向となりました。相談内容はさまざま、消費者センターでは適切に、また的確に対応しているところですが、内容によっては消費者センターでの対応が難しい事案も見受けられることから、弁護士への依頼を進める対応をとるなど、市民のニーズにこたえ得る体制を目指しております。また、今後も悪徳業者による手口がますます巧妙になると判断されるため、被害の未然防止と救済に

対応するため各関係機関や消費者団体等との連携を密にするとともに、消費者の必要とする情報の提供や啓発活動の充実に努めてまいります。

次に、ごみ収集車を活用した啓発活動の充実についてお答えをいたします。市のごみ収集車の実態でございますけれども、名寄地区では3地区に分けておりまして、A地区が3台で週4日、B地区が3台で週4日、農村部が1台で週3日、風連地区では2台で週2日、合計9台が土曜、日曜を除く週2回から4回巡回しております。また、9台のうち4台を市から貸与していますが、残り5台は委託先業者の所有となります。また、過去のごみ収集車での広報活動は、昭和47年ころまではチャイムを鳴らし、収集車が来たことをお知らせしておりましたけれども、住民からの苦情、うるさい、それからごみの後出し、それから運転手の耳鳴り等の理由から中止した経緯がございます。今回御提言いただいた収集車を利用しての広報は、新聞、広報紙等の目からの情報とあわせ、耳からの情報提供という意味でも有効な手段と考えております。過去の経緯を踏まえながら、市の行事予定、選挙等のお知らせ等広範囲に利用されることから、放送設備の設置など検討していきたいと思っておりますし、委託業者とも協議していきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 夏のイベントの評価について私の方からお答えを申し上げたいと存じます。

1点目、なよろのおどりや産業まつりの評価についてでございます。なよろのおどりは、昭和53年にピヤシリまつりの千人踊りとしてスタートし、名寄の夏を飾るイベントとして定着してまいりました。参加人数も回を追うごとにふえてまいりましたが、平成元年の第10回をピークに減少が続いております。今回の第27回なよろのおどりは、新名寄市誕生を祝って開催されたところで、

実行委員、商店街、ボランティアの皆さんの御協力により盛り上げていただいたところで、夏の一夜を楽しむ大きなイベントとして評価しているところでございます。しかし、議員御指摘のように少子高齢化、時代の移り変わりの中で、このままでよいのかというような問われ方もしているのも事実でございます。実行委員会では今月6日に検討委員会を開催いたしました。そこでは、一つ目には27回のおどりの総括、二つ目には今後の方向性、三つ目には夏のイベント全体での役割、四つ目にはほかのイベントとの整合性などを議論いたしましたということで承っております。今後旧名寄市の全町内会とこれまで参加された団体職場に対してのアンケート調査を実施するというふうに伺っております。その結果を踏まえ、方向性を見出そうとしているところであります。

次に、第28回となりました産業まつりは、会場をなよろ健康の森へ移して3回目となります。ことしは、合併してモチ米作付日本一にちなみ、巨大石うすによるもちつきのイベントなどに約9,000人の来場者と2,000台に及ぶ車両の往来がございました。田園地帯にあるなよろ健康の森特設会場での開催は、農業まつりの色彩を醸し出す地産地消や長時間滞在型のイベントとして定着してきたと考えております。交通アクセスや駐車場確保の問題は、渋滞解消と交通安全の関係から名寄市日進町内会を初め、関係者及び来場者の理解と協力をいただいていると考えております。

また、近隣市町村との同種イベントの同日開催につきましては、一定程度道北観光連盟等でも把握できますが、なかなか難しい面が多いところでございます。私たち担当といたしましても近隣市町村のイベントは気になるところで、勉強させていただきたい気持ちは十分にありますが、この冬2月のイベントにつきましてもそれぞれ時期をずらして実施しようということで協議は持ち上がりましたが、残念ながら不調に終わっております。地域において定めた時期が譲れない状況も

あるようですので、御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の大学公園の有効活用の可能性についてのお尋ねでございます。大学公園での産業まつり開催をとの提案でございますが、産業まつりは物産販売展示などのほかにトラクター展示、牧草ロール転がし、トラクター馬車あるいはミニ動物園など農業青年が考え出した多くの催しがございます。そのことがイベントを盛り立てる大きな力になっておりますし、発想を育てていく支援も大切なことであろうというふうに思っているところでございます。大学公園の使用につきましては、健康の森会場に比べて狭隘であることなどから、期待に沿えないものと判断をいたしてございます。面積的な要因や駐車場などを考慮した中でほかのイベント、既に夏場においては地域でのイベント、冬にはスノーランタンフェスティバルなどの実績等があるようでございます。それらの対応が可能と思われるので、今後大学公園を活用したイベントについて機会をとらえて市民の皆さんに理解を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（堀江英一議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 大きな項目4の社会教育施設の将来像についてお答えいたします。

初めに、教育委員会内部での文化大ホール、木原天文台建設の検討経過はについてお答えいたします。文化センター大ホールにつきましては、昭和58年8月に名寄市民文化センターがオープンしてから建設が待たれる事業であり、教育委員会はもとより社会教育委員や公民館運営審議会などに御意見をいただいたり、青年会議所や文化協会では早期実現を願って基金造成事業などの活動を行ってきたところでございます。第3次名寄市総合計画でも3大事業の一つに挙げられ、第4次総合計画でも引き継がれてまいりました。名寄市過疎地域自立促進計画には旧名寄市の後期事業とし

て、また新市建設計画にも盛り込まれ、引き続き登載されているものでございます。文化センター大ホールの建設構想が打ち出されてから23年、教育委員会担当部局でも長きにわたって建設について意見を交わし、また多くの市民の皆様の御意見もいただいていたところでございます。時間の経過や社会の変化により、文化センター大ホール建設の論議も変化してきているかと思われまので、新しい総合計画策定審議会の専門部会に諮り、委員の御意見を賜りながら、文化大ホール建設の時期などについて検討し、判断してまいりたい、そのように考えております。

次に、木原天文台についてでございます。木原天文台は、国内でも有数の恵まれた自然条件の中で活動し、多くの情報を世界に向けて発信しておりますが、施設の老朽化と狭隘の中での活動には限界もあることから、天文台の改築は市民の大きな願いとなり、また昨年12月、北海道大学との相互協力協定が交わされ、大学院との研究や学習の交流が図られたこともあり、その機運の盛り上がりも広がりを見せているところは御案内のとおりでございます。道立公園敷地内に天文台スペースとして用地は確保したものの、天文台の国、道への誘致に向けた働きかけは昨今の国、道の財政状況を勘案しますと大変難しく、建設は困難との状況で現在に至っております。現在他県で建設されている天文台では、規模も大きく、約17億円とも言われておりまして、このことから施設整備の規模縮小を考えても建設費は約10億円とも推測され、名寄市単独での建設は厳しい状況と判断しておりますが、何とか新総合計画において位置づけをしたい、そのように考えております。

平成19年度の整備計画は、施設の老朽化による外壁補修と利用者の増加に伴う収容スペースの確保であり、プレハブで補完的に整備しようとするもので、恒久的なものとは考えておりませんが、新市総合計画での天文台建設の位置づけによりましては検討し直す必要もあると考えておりますの

で、御理解を賜りたいと思います。

次に、広域連携の必要性についてでございます。社会教育施設の広域連携につきましては、大変必要なことと認識しております。圏域の社会教育主事会では北の花だよりとして社会教育施設の行事案内を各市町村の広報に年3回掲載しておりますし、名寄市独自事業としては芸術文化鑑賞バスツアーを実施しております。この事業は、名寄市近郊のみならず旭川、札幌などで行われているすぐれた美術展や演劇を鑑賞するツアーで、参加料は入館料や昼食、保険などの実費で行われ、定員を上回る応募があるなど大変好評なものとなっております。今後もいろいろな情報を積極的に収集し、広域連携の拡大を図り、多くの市民の方々にすぐれた芸術文化に触れていただく機会をつくっていききたい、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問の方をしていききたいと思います。

いずれにしても、財政事情を考えたとき、これからも含めて厳しい状況になるのは明らかでありますけれども、そこで一つお聞きしたいのですけれども、風連町と名寄市の合併に伴う新市建設計画の中で自立する住民自治、地域自治の確立という項目の中で財政対策で自主財源の確保という言葉が入っておりますけれども、これはどういうふうにイメージされているのかをまずお答えをいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 自主財源の確保についての御質問でありますけれども、大変自主財源の確保につきましては少子高齢化の中で市税の伸びを大きく見込めるというよりもむしろ見込めないような状況にあるのかなというふうに考えております。また、使用料等についての見直しにつき

ましてもこれまで一定の受益と負担の中で、大きな部分ではごみの有料化等に取り組んできておりまして、そんな形の中では量的な確保は難しい状況にあるのかなというふうに考えておりますし、また市税につきましては税源移譲の関係で所得税から住民税へのフラット化に伴います、総体では変わらないわけでありませうけれども、住民にとってみれば非常に大きな重税感を感じるような19年度以降の市税の状況になるのかなというふうに考えていまして、いずれにいたしましても行政のシステムの効率化、さらには税の仕組み等しっかりと住民の皆さんにもPRをしていかなければならないなというふうに考えておりまして、現在税制改正に伴う部分での内容等については税務担当の方でも住民の皆さんに内容等についての広報をしていくと、そんなような予定になっているところでありまして、大変自主財源の確保は厳しいものがあるのかなと、このように思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 一方、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の行財政の状況の中では、合併効果を最大限発揮し得る行財政の運営という文字があります。これについては、どういうイメージをお持ちになっておりますか。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 合併をした理由の中に大変厳しい財政状況があるということでございますけれども、合併したことによりまして合併算定がえによる交付税の一定期間の財政の措置があります。しかし、これとて10年間、さらには5年間ということで、15年間の一定程度の財源が一定額確保されるというふうなことでございまして、それ以降につきましては交付税の新型交付税に移行していくという状況で、これまた大変厳しい状況にありますけれども、その間における財政支援、合併特例債等、また過疎債、有利な過疎債等を有効に活用する中で、その期間の中で一定程度新名寄市の方向といたしましうか、行財政の部

分についてはしっかりとした行財政、さらには市民の皆さんと協働による部分での構築をどうしていくかということで、その一定期間猶予を与えられているのが現在の合併に伴う部分での財政運営かなというふうに思っております、また合併に伴いまして一定期間は職員数が管理部門等では一時期整理ができないと言ったら語弊がありますけれども、一定期間の中ではこれから職員数の適正化を初めとする部分ではスリム化がしていけるかなというふうに思っておりますし、また両市町でこれまで取り組んでいた各種事業、それぞれ重複する事業もあると思います。それらの重複事業の部分をどのように整理をしていくか、そんなことを見直しをしっかりとしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、さらにまた特例債等を活用する中で公共施設の建てかえですとか新設など、社会資本の整備のおくれている部分についても取り組みをしていかなければならないと思いますし、地域活性化につながる事業の実施に向けて事業の厳選をしていく、そんなことが必要になってくるということでイメージとしては描いております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁いただいたように自主財源の確保というのは、税収の収入もそうでありますけれども、非常に厳しい。もう既に17年度、皆さんおわかりだと思いますけれども、17年度の市税の収納率を見ますと、市道民税が99.104%、これは全道1位、固定資産税は98.362%と全道2位、軽自動車税は98.421%と全道5位、総合では全道2位の高い収納率、職員の皆さんの頑張りが非常に出ていますけれども、そういう意味では実際、フラット化はあります。フラット化によってどうしても3段階にいくときも含めて収納率を高めていく努力も必要でありますけれども、ある意味で自主財源というのは非常に厳しいものが出てくるのではないかと思います。

一方、例えば事務事業の見直しをして経費節減を図る、これは当然むだを省く財政の効率化を図るという意味では当然恒常的にやっていかなければならないことだとは思いますが、余りこれをやると底が見えない、今の国の第2次の三位一体改革や何かも含めて先行きが見えない中では余りここに重きを置く、経常経費の節減に重きを置くのではなくて、やはりここは厳しい言い方、総合計画を策定している今の段階、また景気浮揚対策、いろいろな部分を考えればなかなか言い切れないのかもしれませんが、やっぱり事業を厳選していくというふうにシフトを、重きを変えていくということが姿勢的には必要だとは思いますが、その点についての御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 行財政改革の中での職員の適正管理ということで、職員のスリム化ということでの項目も挙げておりますけれども、職員を余り多く削減をするということになると、むしろ住民サービスの低下につながるだとか、そういう部分も危惧されるところでありますから、行政のサービスの部分と職員数という部分はしっかりと考えた中での定員適正化計画をつくらなければならぬというふうに思っておりますし、また民間委託の部分についても項目の一つでこれは民間にできることは民間に任せるというふうな形の中でこれまでも進めてきておりますけれども、この辺についても民間委託に伴う経費の節減、削減等をする、施設の維持管理等についての部分だとかサービスの部分についても危惧される部分があるのかなというふうに思っておりますが、今佐藤議員がおっしゃったように、これからの時代厳しい財政状況の中で事業をどう厳選するのかと、それと行政がどこまで行うのがサービスなのか。すべて行政がサービスをする時代は終わりました。行政と住民の皆さんがどこまでサービスといいましょうか、住民がどこまで、行政はどこまでとい

うふうな形のこれからの行政運営が求められているということでございまして、まさしく協働によるまちづくりという部分がこれからの大きな部分でないかというふうに思っておりますし、そういう部分では地域自治、地域分権といいたいでしょうか、自治をどう高めていくかということも非常に大事なことだろうと思っておりますし、職員の意識改革とあわせて住民の意識改革もする必要のある時代に入ったと、このように考えております。

いずれにしても、地域は地域で抱えている課題は地域で解決ができないか、または行政がどこまでそこを支援ができるか、協働によるまちづくりがどうできるかということをしつかりと考えるなければならない部分でありますし、またそれには情報を共有することが最も大事でありますし、市民参加をする協働のまちづくりと、こんなことでこれからの行財政運営は基本になってくるのかなと思っておりますのでございます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 市長も市長就任時期からこの財政については身の丈に合った運営というのをよく口にしております。まさに今その身の丈が国の制度の改正でどんどん、どんどん小さくなるという言い方はあれかもしれませんが、低くなっているんで、余り合併特例債や何かがあるからということで背伸びをせずに、しっかりと身の丈に合った財政運営を求めておきたいと思っております。

時間の関係もありますので、次に市立病院の関係でありますけれども、18年、今までの段階としては前年に比べて、また当初計画に比べて上回っているということでありますけれども、具体的に18年度今までやってきたのはどういう方針、どういう取り組みをされてきたのかというのを御紹介いただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 非常に順調に推移をしているという状況にありまして、

このことは今各大学で進められている医師のセンター化、集約化というのですか、そのことによってうちの病院が伸びてきているという要因もあると思います。ただ、16年度、17年度で約4億円ということで赤字が出ました。そのことの縮減につきましては、つぶさな精査は今現在しておりませんけれども、18年度の予算の策定に当たっての考え方として、これは院長が示した内容でございます。ちょっとお話をさせていただきます。

収入につきましては、入院につきましては在院日数の縮減ということを図って単価のアップ、患者さん1人当たりの単価のアップを図ると。それから、外来患者さんにつきましても単価のアップを医師の努力によって図りたいということで、一応9,000万円ほどの増収を見込んでおります。それから、費用の縮小につきましては、これは残念なことではあるのですけれども、精神科病棟が本年の1月から1病棟になったということで、看護師さんを一般病棟に異動したということで、その分の補充は必要なくなったということで、人件費の縮減ということで1億6,000万円ほど、それから時間外手当の縮減ということで、努力目標ではあるのですけれども、20%ほど削減をしたいということで、これは職員の努力ということも含めて、労働環境の整備も含めてあると思っておりますけれども、2,400万円ほど、それからふえる部分もあるのですけれども、定期昇給だとか、研修医今11名ほどおります。その方への給与なんかもお支払いするというのでふえていくのですけれども、この部分で約9,000万円ほどの縮減と。それから、これも努力目標でありますけれども、診療材料の10%のカットということで7,000万円ほど、それからその他経費、これもどんどん縮減をしておりますして、固定給経費が85%、残り15%の部分なのですけれども、何とか5,000万円ほど削減をしたい、縮減をしたいということで、合計差し引き4億円ほど縮減をしたいということで考えておりまして、特に7月までの収益

につきましては、きのうも説明をさせていただきましたけれども、一般科につきましては外来、それから入院含めてそれぞれ3,300人ほど伸びております。特に収益につきましても一般科については2億円ほど伸びておりまして、精神科の部分では前年比落ち込んでおりますけれども、これから水ものでありますけれども、何とか努力をしていきたいということで、赤字が出ないように努力をしていきたいと、そんなふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それと、精神科の医師の確保の関係ですけれども、タイムリミットが近づいてきて、確保のめどが立っていないということでもありますけれども、この前やった旭川での会議や何かを含めると、ある意味では可能性が出てきたという認識でいいのか、まだまだそういう状況にはないということなのかお答えをいただきたいと思えます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 6月の定例会でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、今の段階でも非常に厳しいという状況にあります。それで、3医科大学へ院長の方で毎月のように教授にお会いしに行っている状況があります。ただ、総論では旭川以北稚内まで精神科がないということで、必要性の認識はしていただいているのですけれども、各論に入りますと、さてだれをそこに派遣するのだということになりますと行き詰まってしまっているというような現状です。6月の段階で私の方から9月か10月がリミットというお話をさせていただいたのですけれども、8月21日の道を含めた協議の中では9月、10月はちょっと無理ということで、少し先送りをしたということではないのですけれども、年内には何とかめどをつけたいという方向で確認しておりまして、この後それぞれつてを頼って、連携はもちろんとりますけれども、それぞれ道内、それから旭川市の保健所なり、あるいは上川の保

健所なりで独自に探ってみようということと考えております。もちろん当院としても大学含めてもう少しグローバルに、民間病院も含めて医師確保に当たっていききたいと、そんなふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） ぜひこの問題は御家族の皆さん、あるいは職員の皆さんも含めてであります。非常に心配している課題であります。タイムリミット、年内にめどをつけたいということではありますが、ぜひこれからも積極的な努力をお願いをしておきたいと思えます。

今佐藤事務部長から答弁があったように、市立病院については院長が率先して、職員の皆さんも協力して一定程度今年度においてはいい状況になっている。私も市立病院についてはこれからは、来年4月、士別の市立病院の小児科の問題もありますし、新たな市立病院の局面を迎えていると思うのですけれども、そういう意味からすれば2年間の約4億円、4億円、8億円の赤字も一定程度解消できるめども立ってくるでしょうし、そういう意味では企業会計ではありますけれども、市の財政支援をさらに検討すべきというふうに考えます。それはなぜかということ、東洋経済新報社が毎年実施している住みよさランキング、名寄は2006年度は全国176位、全道で4位にランクされておりますけれども、この位置に高めているのは一つは、大きな意味でありますけれども、安心度が高いと。その安心度を高めているのは病院の病床数、ある意味では病院がしっかり頑張っていることがこの住みよさランキングを高めているということに通じるのではないかと思いますけれども、同病院への財政支援を含め、お考えがあればお聞きしたいのと、時間がありませんので、再質問だけ次していきますけれども、消費者を守る関係においてもある意味ではネットワーク化が、ごみ収集はそれでありまして、一つは関係機関による、行政、消費者団体なり、警察が加わっ

た悪徳商法の防止のネットワークというのをひとつつくる必要性があるのではないか。全道では既にもう20カ所ぐらいでこれがつくられております。当然ながら、いざこういうときにはネットワークの中で協議して対応するということがあります。もう一つは、これをさらに拡大して、消費者を守る条例というまで発展させるべきだと思いますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいのと、もう一つは道北観光連盟でいろんなイベント、ホームページも起こしておりますけれども、これは会長が市長でありますけれども、もうちょっとリーダーシップを発揮して、いろいろなネックがあるでしょうけれども、交流人口の連携の意味も含めて道北観光連盟の中でイベントの調整というのを図るべきだと思いますけれども、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 消費者の関係で2点ほど御質問がございました。市民と、あるいは関係機関とのネットワーク化ということで、もっと関係を強めた方がいいということでもあります。全道にも20カ所あるということもございますので、私どももやっていないということではなくて、もっと連携を強めるという意味では全道のそういった事例も見守りながら、どういうふうなことが名寄市の中でできるか、それらについて検討していきたいというふうに思いますし、また消費者条例についてもそれらの点を含めてどう具現化をしていくのか、その辺も検討していきたいというふうに思います。

○副議長（堀江英一議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 市立病院の関係について、特に明年以降の見通しと位置づけでありますけれども、議員おっしゃるように住みよさランキングの中での安心度が高いというのは、やはり福祉施設の関係と市立病院が非常に大きいというふうに感じているところであります。以降の財政の見通しにつきましては、今私ども交付税収入プラス5、

000万円ということの基本にして病院に繰り出しをしております。その5,000万円の部分を各種要因によりましてどうするかというのが判断になるだろうというふうに思っております。以降の財政運営、一つには先ほど佐藤部長から話がありました企業内の努力と、これはやっぱり欠かせないというふうに思っています。したがって、その動向、そしてまたその結果を見ながら、今言いましたルール分をどう調整していくかということになってくるというふうに思っております。

もう一つ、時間がありませんから、私の方からですけれども、道北観光連盟の連携であります。これは、幌加内町も含めた昔は2市8町1村、数は二つ減りましたけれども、その連盟で市長が会長をしておりますけれども、その中におけるイベントの調整というのは実は非常に難しいものがあります。先ほど話出ましたけれども、各市町村で独自で決めて、イベントめぐりのスタンプラリーなんかをやらないかというような話をして、それはアイデアとか規模の大きさというところに集中してしまうのではないかという議論だとか、そういうようなことがありますし、総じてこの地区のイベントは主に地域の住民が中心になって楽しむということに重きを置いているイベントがゆえに、外来者が、観光客が主流でイベントをやるといのは非常に少ないという点からも日程調整というのは非常に難しさがあるなというふうに考えておりますけれども、なお合併前の名寄、風連の関係のように共同で実施をしていくと、共同でPRをしていくと、こういうようなところからも取り組んでいく必要があるのではないかと。道北観光連盟では既に共同でのPR活動なんかやっておりますけれども、もう少し詰めていきたいというふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大雨による旭ヶ丘地区の道路などの冠水対策について外2件を、斉藤晃議員。

○31番（斉藤 晃議員） それでは、通告してあります第1点目の大雨による旭ヶ丘地区の道路などの冠水対策についてから質問をいたします。

今年、春の天候不順は一部あったものの大変暑い、雨の少ない夏でありました。ところが、7月18日、19日の短期日の大雨でこの旭ヶ丘地区では道路や車庫、さらにはJRから土地を借りて野菜栽培などを行っている土地などが冠水をしてしまいまして、急遽ポンプアップ対策をとったところでもあります。さらに、8月4日の50ミリを超える雨でしょうか、この一時的な雨でもまたもや道路の冠水、そしてポンプの稼働と、こういうことになったわけでもあります。もともとこの地区は、大雨が出るとこのような状況があったわけでもありますけれども、おおむね150ミリを超える、こういうふうなときに道路冠水などの被害が出たわけでもあります。こういう中で、地区住民ともども市要請の中、やはり豊栄川の上流のこの地区の改善は豊栄川の改修整備が必要と、こういうことになりまして、市から道河川への昇格、そして北海道による事業として進められてきたわけでもあります。その事業の一環として、皆様方も御承知のとおり、40号線にかかっていた陸橋、これが今なくなりまして、片方が通行で、報道を見ますと橋の名前も決まると、こういうふうに進んでいるわけでもあります。しかし、それら工事と同時に全面改修ができるまで上流の旭ヶ丘地区に被害が起きないようにと、こういうことで北海道によります工事も進められたわけでありまして、少しくは安心と、こういうふうにしていただいていた地区住民にとりましては、これぐらいの雨で、以前よりも少ない雨で道路冠水等が起きるのはなぜなのか、

こういう不安や心配があるわけでありましてけれども、まずなぜ起きるのか、そしてその対策は、また事業を施行していただいた北海道の見解などについてもどのように考えているのかあわせてお答えいただきたいと思っております。

第2点目に、国民健康保険税の引き下げについてであります。市長の行政報告の中で、国民健康保険税の賦課状況における応能応益割の比率が応益割で55.12%になり、今年度中に55%以内になるよう税改正を提案したいと述べられたわけでもあります。確かに軽減対策として7割、5割、2割軽減のためには賦課割合を50・50に応能応益をしなければならない実情があるわけでもあります。さらに、報告のようにこの軽減世帯が実に43.3%も対象になっているだけに国の方針を行っていかねばならない、こういう実情を理解するわけでもあります。また一方、補正予算の中で国保会計の基金から大学への貸し付けを行ってありました2億円のうち1億円が戻されたわけでありまして、基金額は4億円を超えるというふうに理解するわけでもあります。しかし、市民には今年度の国の増税路線によりまして、負担が雪だるま式にふえている、こういう状況があるわけでもあります。特に今年6月に市民税の納付書をもらった人たち、昨年に比べて4倍から5倍、中には10倍になったと、こういう負担増への市民の率直な怒りの声もあるわけでもあります。特に老人ほど年金控除などがなくなりましたから、その分国保加入者などへの影響もあるわけでもあります。まず、市民のこのような市民税の負担増の額はどのように押さえているのか、納税義務者がふえておりますが、その数などをひとつお知らせをいただきたいと思っております。

このような中で、国保税の平準化が必要というふうに言われておりますけれども、どれぐらいの額が必要なのかお知らせいただきたいと思っております。

しかし、前段申し上げましたような市民の負担増のときだからこそ、この4億円に上る基金の活

用で国保税を逆に引き上げるのではなく引き下げを検討する、このことを求めたいと思うわけでありませけれども、見解を伺いたいと思います。

次に、まちづくりと福祉についてお尋ねをいたします。現在新名寄市総合計画づくりが進められております。この計画の策定に当たっては、合併協議会でつくられました新市建設計画、それに加えて市民の多様なニーズを反映した計画の策定をとしているわけでありまして、限られた時間とはいえ、多くの市民意見の反映をぜひ求めるものであります。私もまちづくりに欠かせない柱として、一つには基幹産業、農業の振興をどう進めるか、特に戦後農政の転換と言われる品目横断的経営対策では、その農業が安心して営農ができなくなる、そういう問題があるだけに、規模が小さくても営農意欲のある農業者支援対策、しっかりと盛り込むことなどが必要と考えるわけでありませ。

もう一つの柱であります福祉の位置づけであります。また、道北の中核都市としての役割を果たし、文字どおり新市建設計画の表題にも出ておりますけれども、住んでいてよかったと思えるまちづくりを市民とともに考えるわけでありませ。新市建設計画のアンケートの第1位が人に優しい保健、医療、福祉の充実した健康福祉のまちとなっております。人口が減少する中で、確かに交流人口の増加、さらには退職者移住なども考えられるわけでありませけれども、やはりこの福祉を生かした市民協働の中でこそ定住人口も確実にふえると思えるわけでありませ。一例ではありますけれども、清峰園をユニット型にして新しく改築し、デイサービスの拡充なども行う中で新たな雇用もふえまして、伺いますと約120人の人たちが働いているわけでありませ。今名寄市では大学が新たに4年制大学として出発し、地域とも積極的にかかわっていくとしているだけに、福祉のまちづくりに協力してもらい、また住民要望にこたえた各種の福祉施設などの設置や誘致を進めることによって雇用の拡大など定住人口がふ

えると思えるわけでありませ。

また、この道北各市町には福祉関連施設、特に知的障害者の人たちのかかわる施設が多くあるわけでありませ。まず、それらの施設数、定員、働く人たちの数などをお知らせいただきたいと思ひませ。その多くの施設と名寄市が連携、協議を行い、道北全体が食のまち、農業のまち、環境を大事にするまちと同時に福祉に取り組んでいる地域と位置づけるような、そういう将来展望をこの総合計画の中に反映することが必要ではなかろうかと考えるわけでありませけれども、見解を伺いたいと思ひませ。

次に、精神科医問題についてお尋ねをいたしまひませ。今議会に名寄市立病院の精神科並びに同科の病棟の継続願ひについての嘆願書を私どもは受け取ったところでありませ。まさに関係者のこの願ひは、文面を読むまでもなく当然でありまして、精神科の医師確保と病棟の継続は絶対に必要でありませ。特に今申し上げましたように上川北部地域には知的障害者にかかわる施設が美深から剣淵まで多くあるだけに、精神科の存続、医師確保にはこの道北地域に北海道としても責任を持って対応するように強く求める大義があると思ひませ。そのような視点からも精神科医の確保、病棟の継続、求めていく必要があろうと思ひませけれども、見解を伺いたいと思ひませ。

今市立病院では、医師確保に当たって従来とは違ひ病院長の話では病院で医師を育てる時代になってきたと、こういう苦しい状況も話されているわけでありませ。それは、御案内のように研修医制度によって変わったわけでありませ。やはり安定した医師確保のためには、問題があるとはいひこの研修制度を受け入れていく体制、特に研修医に対して育てていく上で一定の時間のかかる精神科などの研修医を受け入れていく、そしてそのためには場合によっては必要な支援制度も設けていく、こういうふうなことも考えながら、長期的

な医師確保、これを考えていく必要があるのではなからうかと思うわけでありませけれども、見解を伺いたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま大きく3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長から、3点目のうち1点目、2点目につきましては福祉事務所長から、そして3点目につきましては病院事務部長からのそれぞれの御答弁になりますので、よろしくお願ひいたします。

初めの大雨によります旭ヶ丘地区の道路等の冠水の対策につきましてお答えを申し上げます。毎年の融雪時期や9月、10月の雨の多い時期には、旭ヶ丘の皆さんに大変御迷惑をおかけをしているところでございます。以前より少ない雨でも冠水するとの御指摘もありますけれども、基本的には豊栄川の本流の水位が上がるのが原因と考えておりますので、以前に比べてそれほどの大きな変化はないものと考えているところでございます。しかし、流入する側で名寄公園のパークゴルフ場の造成によりまして芝生の面積が多くなったことや、また名寄農業高等学校の南側の畑も排水区域に入るようになったため、JR沿いの排水溝の水量が増加していることは確かでございます。

豊栄川は、平成15年度から平成23年度までの計画で河川改修が行われておりますが、北海道の財政状況などから1年から2年ぐらいのおくれが出るとも聞いているところでございますので、旭ヶ丘地区から下流の早期の完成を北海道へさらに強く要望していくとともに、当面降雨時のパトロールや樋門の操作、ポンプによる排水作業を迅速に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、国民

健康保険税の引き下げについてお答えをいたします。

国の税制改正によりまして、老年者控除の廃止、公的年金の控除引き下げ、65歳以上の方に対する非課税措置の廃止など、平成17年の税制改正による平成18年度分の個人市民税の影響額について課税状況調べの数値でお知らせいたします。全体での課税人員数は、17年度で1万3,201人、18年度では1万4,070人となり、869人の増となっております。税額では、17年度、9億1,996万円、18年度では9億6,344万円となり、4,348万円の増となっております。老年者控除の適用を受けていた方は、平成17年度、784人となっております。課税人員の869人の増の大部分は、65歳以上の方に対する非課税措置の廃止に伴うものと判断しているところであります。課税対象となる公的年金等の雑所得は、平成17年度は7億6,400万円、平成18年度では18億4,600万円となり、10億8,200万円の伸びとなりました。課税状況調べでは正確な税額の算定はされておられませんので、御理解をお願いいたします。

さて、国民健康保険税についてであります。平成18年度の当初賦課で、基礎賦課分及び介護賦課分を合わせて約7億円を超える金額が調定されました。しかしながら、所得に係る所得割及び資産税に係る資産割と世帯に係る平等割及び被保険者ごとの均等割の総額バランスが崩れ、応能応益割合が法定割合の55%を若干超える結果となりました。御質問の応益割の引き下げということでありますが、平等割と均等割の合わせた額を指しておりますので、応益割5%引き下げを試算いたしますと基礎算定額で約7,300万円、調定額で5,000万円の減少となります。この引き下げの財源に国民健康保険支払準備基金を充当する場合、平成18年度既に予算化しております収支の調整財源の充当額8,200万円にこの減少額5,000万円を加えた1億3,200万円が今後も毎年充当

すべき額と予想され、平成18年3月末の基金現在高4億2,460万円を約3年で費消することとなり、その後は不足分を税率改正によって補っていく必要がございます。もともと基金は、通常予定している医療費の支出がさまざまな要因で予定額を超えた場合に充当すべき財源として保持しているものであります。今回の合併により世帯数、被保険者数が増加した現在、2億円から3億円程度の保持は国保財政の破綻を避けるためにも必要な財源でございます。

国保税について低所得者に対する軽減は、今年度の当初賦課で3,279世帯に適用され、軽減の総額は1億3,300万円程度であります。しかしながら、現在の税率は応能応益割合のバランスを崩しておりまして、この状況が2年間継続された場合、現行の低所得者に対する2割、5割、7割軽減の適用が不可能となり、2割軽減はなく、5割軽減が4割軽減へ、7割軽減が6割軽減と割合が減少するために、低所得者の負担がさらにふえることとなります。このことは、収納率の悪化などへつながることが懸念されますので、この軽減適用を維持していくためにも応能応益バランスを保てる税率の変更に御理解を賜りたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目3番目、まちづくりと福祉について御質問をいただきましたけれども、私の方からはそのうちの（1）と（2）について御答弁をさせていただきます。

最初に、総合計画策定では福祉を柱の一つにとの御質問でございます。申すまでもなく新市の総合計画は、新市建設計画を下敷きにして施策の項目や主要事業をより具体的に定めていくこととなります。さきに議決をいただいた過疎地域自立促進市町村計画や新市建設計画の中で関連する項目として挙がっておりますのは、社会福祉法人がケアハウスを建設する場合の建設費補助事業であり

ますとか、障害者福祉の充実を図るための障害者福祉関連施設の整備確保といったものとなります。今後協議を進めていくこととなりますが、議員も触れられておりましたが、道北の中核都市としての使命、保健福祉学部を有する名寄市立大学という大きな資源、地方センター病院としての名寄市立総合病院を有する本市の優位性を生かし、また大学を実践的に利活用する意味からも機会をとらえ、資源を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

また、市の事業として行うものにつきましては、関係する委員会や団体、市の中長期的な財政運営と調整を図りながら、総合的かつ的確に対処してまいりたいと考えております。ただし、最近の厚生労働省につきましては、施設入所から在宅へと誘導する施策を展開しておりますし、北海道につきましても厳しい財政状況がございます。見通しは必ずしもよいとは言えない状況でございます。現在名寄市といたしましてこれといってお答えできる具体的な事業名や計画を持ち合わせておりませんが、市民の声に耳を傾け、開かれております総合計画策定審議会や保健福祉医療推進協議会での審議経過を注目してまいりたいと思います。

なお、市立大学の協力につきましては、去る9月6日に第1回目となります総合計画策定審議会を開催したところでございますが、特別委員として5人の教員の方々にそれぞれ専門的立場から御参加をいただいているところでございます。

次に、道北市町村の福祉施設の現状と名寄市の役割について御質問がございました。福祉施設は、各福祉法に基づくため直営、民営を問わず经营主体、施設構造、定員、基準配置職員数等について国と協議をしなければ開設できないことになっております。上川北部管内の福祉施設の状況でございますが、平成18年度当初の状況で御説明を申し上げます。なお、職員数につきましては、臨時職員等の資料がなく正職員のみ数字とさせていただきます。

最初に、知的障害者の更生施設でございますが、剣淵町から美深町まで5市町に五つの施設がございまして、合計270人の定員となっております。ここに働く職員数につきましては134人。二つ目に、知的障害者授産施設でございますが、剣淵町と美深町に二つの施設がございまして、定員100人に46人の職員の方々が就労されております。ほかに美深養護高等学校がございまして、こちらにつきましては現在112人が在籍し、103人の正職員の方が就労されております。次に、老人ホームでございますけれども、和寒から中川まで7市町に10の施設がございまして、総定員は668人となっております。職員数の合計は258人となっております。ケアハウスにつきましては、風連区域と美深町にそれぞれ1施設ずつございまして、100人の定員で13人の職員の方が現在就労されております。総計では、この地域では20の施設に1,250名の定員を持っておりまして、554人の方が就労されているところでございます。

続きまして、施設における協議会などの組織についてお答えをさせていただきます。それぞれの協議会につきましては、研修等を通じまして一定の役割を果たしているところでございます。そのうち知的障害者関係につきましては、全道組織として北海道知的障害者福祉協会が設置されており、その下部組織としてブロックごとに支部がございまして、上川北部管内では7施設が加入しており、支部としての活動状況をお聞きいたしますと、支援費制度以降福祉情勢が大きく変化していることから、情報交換等は大変重要になってきておりますが、各施設の独自性が強く、活発なる連携までは余り図られていないということでございます。本年10月からは障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行を進めていく必要から課題も多く、これからは施設同士のネットワーク化を図り、密接な情報交換が重要であると考えております。

さらに、福祉地域への考え方でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたが、上川北部管内には福祉施設が20カ所設置され、それぞれ運営方針に沿って地域での重要な役割を果たしております。今後ますます少子高齢化が進行していくことから、要援護者も増大するものと見込まれ、各自治体の福祉施策の展開と効率的なサービス提供体制が大きな課題になってくるものと思われまます。名寄市においては、本年4月に保健福祉大学の大学が開学して、教育方針の一つに地域社会の発展に寄与するとしていることから、それぞれの分野において大学と自治体との連携を進め、協働の保健福祉行政を進めていく必要があると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな3の（3）、精神科の役割と医師確保についてと研修医制度への対応についてお答えを申し上げます。

平成15年1月末には市立土別総合病院が精神科病棟を閉鎖したことにより、上川北部地域はもとより南宗谷までもの広い範囲にわたって地域の精神科医療を当院が担ってきたところであります。しかしながら、既に御承知のとおり昨年7月からの固定医師の減員によりまして、患者さんの転院や病棟の統合を行うなど、診療を受けられる患者さんや支える家族の方々に大きな不安と負担をおかけしているところです。医師の確保につきましては、1年以上経過しておりますが、まだめどは立っていない状況であります。今後につきましては、旭川一稚内間の道北における精神科医療の確保は重要課題と考えておりますので、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めてまいります。

また、平成16年度から始まりました医師の臨床研修制度により大学の医局自体に医師がいない状況でありまして、これまでのように大学に医師

の確保を依存することができなくなっております。6月の市政執行方針の中でも述べましたが、当院は臨床研修指定病院となっており、研修生を受け入れておりますので、今後も一層臨床研修プログラムを充実させ、当院独自の医師確保につながるように努めてまいります。

なお、御指摘のありました研修生に対する優遇措置に関しましては、今後院内で研究させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ答弁いただきました。まず、旭ヶ丘地区の大雨の関係からお尋ねしますが、一つは豊栄川の改修ということで、一番上流でありますこの地区に土現としては一つの樋門を一定の費用をかけて対応しまして、そのときに地域住民への説明では相当これで解消されるはずと、こういう説明もあったわけでありまして、しかし、住民の皆さん方もどうもこの設計のあり方がいかかと。すなわち、上流から水が流れてくる方向に向かって、先ほど答弁がありましたパークゴルフ場の方から流れてくる雨水などが上流へ向かって放出されると、こういうような設計になっているわけです。そういうふうなこともあって、道の方としてこのような経過をどういうふうに考えているのかという疑問が率直にあるわけでありまして、この点、道にそういう費用かけてもらったのだけれども、こういう結果だという問題提起をしながら、道の見解も伺い、必要な対応を求めることが大事でないかと思っておりますけれども、その点はどうだったのか。

また、もう一つは、その樋門からパークゴルフ場に向かった上流のこの宗谷線沿い側には非常に浅くなったといえますか、草あるいは木など生えておりまして、非常に景観上もよろしくない状況になっております。そういう面ではここの河川の草木の削除など、一部やっていただくことあるのですけれども、もう少しきれいにして、水の流れ

をよくしていく、こういうふうなことも必要でないかと思っておりますけれども、これらについてはどうなのかお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） しらかば団地の道路等の冠水を少しでも少なくするという目的で、御指摘の樋門の設置を北海道の方でしていただきました。構造的に市とも協議をさせていただきましたけれども、きっと議員がおっしゃるようなこととなりますよということで、市の方も随分意見を言わせていただいたのですけれども、結果的には北海道の意向でそのまま現場へ設置されたという経過でございます。まことに不本意ではございますけれども、結果といたしまして降雨時期には大きな効果は生まれていないというのが実情でございます。

北海道との協議につきましてはそういう経過でございますけれども、樋門の管理につきましては降雨の初期の対応、対策が非常に重要であるというふうに考えております。開閉用のかぎを土現から名寄市に預かっておりました。そこで、いろいろ御指摘もあったわけでございますけれども、去る7月、8月の、特に7月19日の降雨でございますけれども、道路が冠水をしたということで、市がかぎを保管をしているということで、直ちに現場への対応ができなかった部分がございます。樋門の洪水時の対応につきましては市内の業者をお願いをしているわけでございます。業者の方は、非常に現場等を確認しながら、早く対応していただけたということでございまして、かぎはこれから市が保管をするということではなく、業者の方にも持っていただくと、そういうことにさせていただきました。これによりまして樋門の開閉を含めた一体的な洪水対応が少し早く可能になるのではないかと、そのようにも考えているところでございます。

それから、豊栄川、JR沿いにもあるわけでございますけれども、沿っているわけでございます

けれども、今までは年2回ほど草刈りのお願いをしてまいりました。ことしはまだ2回しっかりとされていない状況ですけれども、非常に草木の茂る状況によって流れを阻害しているという状況もありますので、もう一度現場をよく見まして、旭川土木現業所美深出張所に要請をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ひとつ対応する建設部の皆さん方も施行する道と見解が違っていたなと、こういうふうに理解もし、地域住民の人たちにしてみればせっかくやった事業がいかがかと、こういうふうな声があるわけでありまして、私やっぱり率直にそういう結果、住民の声を土現にも伝えて、そういう願いが生かされる対応、再度検討が必要でないのかということ強く求めていただきたいと、こういうふうに思うわけでありますけれども、その点はどうか。

それから、もう一つは、この樋門から上流の間なのですけれども、これを豊栄川ではないから、豊栄川の支流なるのですか、パークゴルフ場へ行く間は。ここの間の宗谷線沿いの草木の問題なのですけれども、これなどはやはり市が独自でやらなければならないのでしょうか、それとも土現でやってくれるのか。これを少し、こういう雨が降っている、あるいはそういうふうなときだけに関心を持っているものですから、それはどういうふうになっているのかお答えいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 平成14年4月1日に道管理の河川に昇格をいただきました。延長は2.7キロメートルであったと思っておりますけれども、名寄高等学校の前の18線の横断溝まで管理河川になっております、指定区間がそのようになっております。したがって、昨年まではJR沿いの豊栄川につきましても道の予算で草刈りを

していただいております。本年はまだ十分ではないということですが、そのようにやっていただいた経過があります。現場をよく見ながら、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、樋門の状況でございます。先ほど申し上げましたような状況でございますけれども、地域の皆さんの意見も含めて、土現の方に市の意見とあわせて申し述べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ぜひそれをお願いしたいと思います。

ただ、もう一つ、部長の答弁では、この豊栄川南側なのですけれども、18線までは豊栄川なのですが、その鉄道のところの樋門がある今度北側なのです。ちょうどパークゴルフ場おりて、北側通じて豊栄川に流れ込むその間が市の小河川になっていると思うので、この点の草刈りもあわせてお願いしたいということを要望しておきたいと思いません。

次に、国保税の問題でありますけれども、一つは名寄市の賦課状況ではこういう応益応能、50・50できておったわけでありましてけれども、今年こういうふうに賦課が変化した要因はなぜなのか、その点からまずお答えいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 先ほど申しましたように、国の税制改正によって老年者の控除の廃止だとか公的年金の控除引き下げ、非課税措置の廃止ということで、そうした影響が出ているということでもあります。国保税につきましては、そうした影響も含めて今軽減状況が2割、5割、7割という状況でございますけれども、2割軽減の世帯に影響があったのではないかなというふうに思っております。2割軽減の世帯では、平成17年

度では723世帯、平成18年度で337世帯ということで、386の世帯が減となっておりますので、その部分が影響を受けているというふうに思っております。均等割、世帯割が5万1,000円ということでございますので、それらの2割軽減がなくなると1万200円程度が増税感になるのかなというふうに思っております。そういった意味で、国保税に関する影響についてはそういうふうなことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 本当に答弁がありましたように、この6月に切符をもらった多くの人たちがどうなっているのだと、こういうふうな話、他の議員の皆さん方も聞いたと思うのですが、やっぱりそういうふうなときだからこそ、軽減を確保していく上での応能応益、フィフティ・フィフティにしていく努力はこれ当然であります。ただ、市長の行政報告では5.5.1.2でしたか、こういうふうな答弁でありまして、その1.2%分、部長答弁では5%行くと7,300万円ほどというふうな内容なのですけれども、これをぎりぎり1.2%、そういうような範囲で行っていくなれば7,300万円も要らないのではないのかと、こういうふうに思うわけでありまして、そういう点では基金4億何がしを活用することによって、こういう負担増のときだからこそ負担を上げないで住民の健康を守っていく国保税を維持していくのだと、こういうスタンスがとれないか、再度お尋ねいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 5%の引き下げということで先ほど試算をいたしましたことについてお答えをさせていただきました。現在5.5.1.2%ということで、0.12ポイント上回っているということでございます。応能応益割合が45から55という範囲になっているわけですし、これが55を超えると先ほど申しました2割、5割、

7割の軽減がなくなるということでありまして。本年度5.5.1.2%ということで、これから2年連続55%を超えるとこの軽減がなくなってくるということでございまして、今おっしゃられたように55%ぎりぎりかどうかというふうに提案を受けましたけれども、この55%以内ぎりぎりで行きますと、そのときの算定で予想をしてもそれを超えた場合2年連続この55%を超えるということになりまして、この軽減がなくなってしまうということがありまして、ちょっと綱渡り状況が出てくるということでございます。そうした意味では国保会計の安定的な運営を図るという意味の中では5%というふうに試算を出しましたけれども、今後あらゆる試算データを出しまして、国保の運営審議会の中でそれらのデータを提出しながら、この税の改正について審議させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） こういうふうなときだからこそ、住民の願い、思いを受けとめて、ぜひ大きな5%の引き下げというのではなくて、そういうふうな場合によっては1年単位でということもあり得る、そういうふうなことも視野に入れた引き下げの可能性について努力されることを強く要請しておきたいと思っております。

次に、福祉のまちづくりの問題にかかわってありますけれども、新市建設計画の中での基本方向、あるいは施策の体系などなどが出ているわけでありまして、この言葉どおり優しさと助け合いで幸せを実感できるまちづくり、あるいは住んでいてよかったと思えるまちと、こういうふうなことであるわけでありまして、本当にこういう思いを生かしていくのには福祉に対しての力強い手だてが大事だと、こういうふうに思うわけでありまして。既にこれらの各種の計画につきましては、高齢者保健福祉医療計画ですとか、あるいは障害者福祉計画、さらには子育て支援計画とさまざまな

分野でこれらの問題についての対応が出ているわけでありませう。そういう点で、私は安心、安全なまち、やはりその土台にこの福祉というのがしっかり生きていくと、そういうふうなことから過去に福祉のまちづくり条例というのを立ち上げてはどうかと、こういうような問題提起もしたわけでありませう。確かに北海道にあります道の福祉の条例などを見ますと、バリアフリーなど、あるいは公共施設のそういう問題だとか、建築へのバリアフリーなどへの対応が触れてはいるのですけれども、そうではなくて文字どおり安心、安全なまち、それを生かしていくのだと、こういうことをしっかり据えた福祉のまち、そしてそれを保障するまちづくり条例をつくってはどうかと、こういうふう考えるわけでありませう。

特に今回大学が保健福祉学部と、こういうふうなことで打ち出しております。また、学長自身も地域と一体となった大学と、こういうようなことも明確にしているわけでありませう。私どもこの大学が本当にこの地域で根づいて、安定した学生を確保していく、そのことがこの道北地域でのまちづくりでの大きな役割が果たせるようになっていく必要があると思うわけでありませう。そのためには学生を安定的に確保する上での特徴をしっかりと打ち出していく必要があるのではないかと、こういうふうにも考えておりませう。保健福祉学部の具体的な内容が福祉の条例のあるまちですとか、あるいは一緒になってつくり上げていく福祉ですとか、そういうふうなのを訴えられるような、こういうことになっていくことは市民にとっても、そしてまたこの大学が安定した学生を確保する上でも非常に一体となった内容になるのではないかと、こういうふう考えるわけでありませうけれども、いかがお考えでしょうか。見解をひとつ伺いたいと思ひませう。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 福祉の行政に携わる者といたしまし、今議員から御意見いた

きましたとおりでというふう思っております。今現在総合計画の中でこの福祉の問題をどのように織り込んでいけるのか、また平成20年度からは向こう10年間の障害者福祉計画を策定することになっておりませう。その中で明年度はその計画づくりのためのいろいろな作業をすることになってまいります。そういった中で、障害者の皆さんの御意見を伺いながら、また高橋議員でしたでしょうか、新バリアフリー法のことについての障害者が住みよいまちづくり等々についても御質問いただいたところでございますけれども、大学という大きな資源を活用しながら、協調をとって、今後の福祉行政を進めてまいりたいと考えているところでございませう。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 担当としては、それぞれの分野での保健医療福祉計画ですとか、今また新たに障害者福祉計画と、こういうふうないろいろな分野があるわけでありませう。そういうふうなのをやはりトータル的に見たまちづくり、福祉を生かすまちづくりというのをぜひ総合計画の中に打ち立てていく必要があるのではないかと、こういうふう私考えるわけでありませう。そういうふうなことがこの大学とも一体となった福祉を大きく立ち上げていく、こういうふうなろうかと思ひませう。

特に後段質問いたしましたこの道北地域のいろいろな施設、今答弁ありましたように20施設で1,250名の人たちを収容しており、554人、正職員だけといいますから、おおむね臨職の方も入れますと倍近い人が働いていると、こういうふうなことになるわけでありませう。そういうふうな中で特に障害者として本当に本人も、あるいはまた親も大変な知的障害者の方たちを育てていく、あるいは支援をしていく、そういう面での高等養護学校ですとか、また名寄でいいますと丘の学園ですとかあるわけでありませうけれども、そういうふうなところも一緒に、この地域がそういう障害者たちと一緒に住んでいくまちなのだと。

そこに出てくるのがやはり安心、安全、思いやり、こういうふうなことが一体となっていくようなまちに、これを大学などのいろいろな先生方の意見なども、あるいは各団体の人たちの意見なども取り入れながら、総合計画に名寄市、そしてこの道北一帯の福祉のそういうふうなイメージを盛り込むことが大事でないかと。特に人口減の問題で定住者をどうふやすかと、こういうふうないろんな意見ありますけれども、しかしやはりこのまちに住んでいる人たちが主体的に住んでいてよかったと思えるようにする上での大事な内容だというふうに考えますので、この総合計画に当たってトップの市長の見解伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 住民の皆さんが安全、安心で、しかも生き生きと暮らす、このことが総合計画の持つ大きな柱と、斉藤議員の御意見、同感でございます。大学が幸いにして保健福祉の専門分野、人材を育てる学科が立ち上がったわけでございます。これらの先生方にも私どもが持ついろいろな計画の助言者として、あるいは総合計画にも特別委員として入っていただいております、その機能を十分に生かした総合計画、まちづくりにしていきたいものだと、こんなふうに思っているところでございます。とりわけ道北地方におけるこれからの地域の状況を展望いたしますと、やはり少子高齢化の進行というものが一つには現実の問題としてありますが、一方日本の食料基地、この自給率を高めるということを考えますと、日本列島の中でどこがその余力を持っているのかと、こういうことを考えますと、これからの気象状況の変化もあるかもしれませんが、まさに北海道がその日本の自給率を担う大きな基地になるわけでございます。それだけに住みよい地域をつくるということを大きな柱に立てながら、大学の持つ能力というものを遺憾なく発揮して、この地域に人材を出していくと、そのことがこの地域の発展に

つながるものと、こんなふうに思っております。今回の10年間の名寄市の総合計画の中にもそうした趣旨を十分に生かしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） 10年という一つのスパンではありますけれども、そういうふうな中に10年後を展望した表題にあるような本当に住んでいてよかったと言えるまち、安心、安全なまち、こういうふうなのがぜひ総合計画の中で盛り込まれるよう求めておきたいと思えます。

最後に、精神科医の対応でありますけれども、先ほどの答弁では先の見通しがないと、非常に厳しい内容でありましたけれども、やはりこの地域が道北地域として非常に大きな施設を抱えている。そういう人たちにも安心を与える上でも精神科医の獲得、あるいは病棟の継続というのはやはり大義があると、そういう視点から強く北海道なり、関係大学に要請をしていくと、こういうふうなことは本当に大事だと思うのです。ただ一般にぜひ来てくれというのではなくて、一緒にこの地域の知的障害者のそういうふうな大きな施設生かしていく、こういうような大義も思い切って打ち出していくと、こういうようなことが大事でないかと思うのですけれども、その点はどうか。

それから、もう一つは、小児科の問題が話題になっておりまして、士別のが全部名寄に集中されると。そのときに心配なのは、スペースがあるのかと。小児科、医師もふえるなどなどでいろんなスペースの問題も含めた名寄市としての、市立病院としての対応があらうかと思えますが、それらについてはどうなったか、どういうふうに考えているのかもあわせてお答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 精神科の関係でございますけれども、現在も入院患者さん55名、それから外来も70人、80人、90

人、多いときは100人超えるぐらい参ります。院長自身もこの名寄市立病院から精神科はなくさないという視点でおりますし、頻回に大学にも出向いております。この後も道なりと連携をとりながら、先ほども答弁させていただきましたけれども、それぞれつてを頼って探すということで考えておまして、年内をめどに確保をしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、小児科は、新聞等でも報道されましたけれども、現在小児科医当院には4名おります。士別の病院には3名おまして、19年4月から7名体制になると。士別市立病院にはいなくなるということなのですけれども、対応としては、新聞にも書かれておりましたけれども、24時間365日ということでございまして、当然医師が2名当直体制になりますから当直室も必要と。それから、現在研修医含めて医師55名おります。開院当時は33名ということで、今現在の人数を想定していないスペースになっておまして、ですから医局の増築も必要と。それから、24時間365日ということになれば、コメディカルの部分も当直体制になるのではないかとということで、この方々の当直室も必要ということになっております。それで、行政報告でも申し上げましたけれども、院長自身は重症患者につきましては各病棟でそれぞれの科目のところで診察をしているということでありまして、一極集中で集中的に重症患者を治療するという観点からICU10床程度増築をしたいということで考えておまして、この今申し上げましたことが大きな改築の箇所というふうに考えておまして、今後どのような方法が考えられるのか、設計会社含めて建築の方とも協議をしてみたいと、そんなふうに思っています。ですから、小児科の24時間365日の救急対応につきましては、診察室もない、当直室もないというような状況で19年4月には無理な状況がありますけれども、3月までにはいつからやるのか、どんな方法でやるとか検討してみたいと、そ

んなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 以上で齊藤晃議員の質問を終わります。

児童公園の善良管理について外1件を、山口祐司議員。

○6番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、児童公園の善良管理につきまして質問をさせていただきます。現在名寄市内には数多くの児童公園が設置されておりますが、すべてとは申しませんが、かなり荒れた状態になっている公園も見受けられます。名寄地区、風連地区において何カ所の児童公園が設置されているのか、また維持管理はどのような形で行われているのかをお聞かせください。

近年少子化に伴い、公園で遊ぶ子供たちの姿がめっきり少なくなったように思いますが、公園は子供たちだけのものではなく、地域住民全体の憩いの場でなければならないと私は考えております。そこで、市として使用地及び物件の風致の保持にどう対処しているのかをお伺いいたします。

次に、遊具の保守点検についてですが、一定期間での保守点検は当然行われていることとは思いますが、どのように実施されているのかをお聞かせください。

また、公園の維持管理について周辺住民及び利用者の声を把握するなどの職員による巡回を行っているのかも聞かせたいと思います。

2点目に、農村の生活習慣病について質問をさせていただきます。本年度より厚生労働省が3カ年で農村の生活習慣病調査を全国規模で実施、分析するとしていますが、今年度名寄市はその対象になっているのかお尋ねをいたします。その対象外であっても今までの生活習慣病の実態について名寄地区、風連地区のデータがあればお示しをいただきたいと思います。

また、そのデータに基づき、医療費の抑制も踏

まえた中での生活習慣病の予防活動に対する考え方もお示し願いたいと思います。

次に、農村地区でも食材の偏りが見られるとの厚生労働省の見解があるようでございますが、実際夏場の農繁期と冬場の農閑期とでは活動量が違い、食生活の問題や体重の変動など、健康の度合いも違ってくるのではないかと考えますが、そのような課題に対し健康づくり対策をどのように考え、対応していくのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま大きく2点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は福祉事務所長からそれぞれ御答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

1点目の児童公園の善良管理についてでございますが、初めに児童公園の現状と管理の状況についてお答えを申し上げます。名寄市の児童公園を含む都市計画公園につきましては、名寄地区で25カ所、風連地区で5カ所が設置されておりますが、いずれも造成から長い年月を経過していることから、構築物や遊具につきましても損傷が目立ち始め、一部の公園では景観上も好ましくない状況になっております。これらの公園の維持管理につきましては、清掃や草刈りなどの業務委託を行っているほか、児童公園につきましては市から町内会に若干の補修資材を提供させていただきながら、管理をお願いしているところでございます。

次に、2点目の使用地及び物件の風致の保持についてお答えを申し上げます。児童公園は、名寄地区に25カ所、風連地区には5カ所それぞれあります。児童公園は、少し前まではブランコ、滑り台、砂場が公園の三種の神器と言われてまして、必ず整備の中に組み入れなければならないものでございました。そのうち高齢化が進みましてゲートボールが盛んになりますと、老朽化した遊具が外されまして、その後パークゴルフが人気となり

まして、そのゲートボール場としての利用も少なくなり、非常に風致上もよくない状態の児童公園が多くなってきております。新総合計画の中では、再整備が必要な公園について再点検と住民の皆さんの意見を組み入れるような計画づくりをしていきたいと考えているところでございます。

3点目の遊具の保守点検と補修についてお答えを申し上げます。遊具の保守点検につきましては、例年春の融雪後に点検マニュアルに基づきながら一斉に実施をしておりますが、経年により劣化による損傷が多く見られる状況にあります。これらの軽易なものにつきましては、随時補修を行っておりますけれども、補修不可能なものにつきましては使用の禁止をさせていただく等の措置も施すとともに、予算状況を見ながら撤去をしていく方向で考えているものでございます。

4点目の利用者の声を把握するための職員による巡回についてのお尋ねでございますが、公園の維持管理に当たりましては、利用者の声を反映していくことも大切なことと考えておまして、維持管理業務を委託をしております業者や管理をお願いしている町内会を通じて把握を行っているところでございますが、さらに今後は保守点検等を含めて年に数回程度利用状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目の2番目、農村の生活習慣病についてお答えを申し上げます。

3点にわたりまして御質問をいただきましたが、まず第1点目の全国規模で実施されている農村の生活習慣病調査についてお答えを申し上げます。高齢化や食生活の欧米化により、都市部と同様農村部においても生活習慣病の増加が懸念されてきております。このことを踏まえ、厚生労働省は本年度から3カ年計画で農村部を対象とした生活習慣病の実態調査を全国規模で行っております。今

回の調査においては、北海道は対象地域として該当になっていないため、名寄市での実態調査は行われておりません。

名寄市の生活習慣病の実態は、平成16年度の死亡統計を見ますと、がん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病など生活習慣病の占める割合は名寄地区57.8%、風連地区59.7%と全国、全道同様全体の約6割を占めております。また、生活習慣病の1次予防及び早期発見、早期治療を目的といたしまして実施しております基本健康診査の結果、平成17年度においては名寄地区のデータでは総コレステロール値異常47%、血圧値異常23%、肥満22.8%、血糖値異常17.2%、風連地区のデータでは総コレステロール値異常47.1%、血圧値異常49.5%、肥満28.2%、血糖値異常11.1%と高脂血症、高血圧、糖尿病を中心とした生活習慣病及びその予備軍が多く発見されております。体に自覚症状のない段階からの適切な生活習慣が生活習慣病予防の観点から大変重要であり、今年度から健診結果を経年的に管理し、受診者が日ごろからの生活習慣をデータとして振り返りができるよう、健康管理システムの導入を図っております。さらに、新たな取り組みとして国保レセプトをもとに医療費分析を行い、名寄市における健康課題を明確にするとともに予防可能な生活習慣病対策を重点的に推進し、医療費抑制に向けた効果的な対策を図ってまいります。

次に、国の調査を踏まえ、市内の予防活動のベースにする考えについてお尋ねがございました。生活習慣病の予防対策は、健康を維持し、高齢になっても介護状態に陥らないように、自分のことは自分でできるなど生活の質を維持していく上で重要な課題となってきます。また、平成17年12月、医療制度改革大綱が示され、医療費抑制に向けた生活習慣病予防対策が柱として掲げられ、さらに予防重視の健康づくりが求められてきております。現在名寄市における生活習慣病予防対策としましては、生活習慣病予備軍を中心とした1

次予防を重点に事業の展開を進めてきております。具体的には35歳以上を対象に基本健康診査を実施し、その健診結果をもとに結果説明会、健診事後健康教室などを開催してきております。その中では、健診結果データをもとにその数値が何をあらわしているかを客観的にとらえ、自覚症状がなくても検査値から体の中でどのようなことが起きているのかを単に生活習慣病の一般的な知識ではなく、血管の変化を通して自分の体の状態を知ることの大切さをポイントに、自分に合った生活の改善点を見つけ、工夫した生活ができるよう支援対策に力を入れて取り組んできております。

さらに、日本内科学会の調査結果から、働き盛りの年代層の男性2人に1人が内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームであることが明らかになり、生活習慣病予備軍に対する動機づけの支援の重要性が提唱されました。そのことを踏まえ、名寄、風連地区の中では健康相談、健康教室を開催し、早期から生活改善指導に取り組んでおります。今後も健康の保持増進、さらには増大する医療費を抑制する意味からも提唱されております内臓脂肪症候群の予防と改善を基本に、生活習慣病予防活動を推進してまいります。

3点目でございますが、食材の偏りについて市の保健推進の立場からどのようにとらえているのかということでございますが、生活習慣病は国民病とも言われ、生活様式の変化に伴い運動不足や食生活の偏り、喫煙、ストレスなど長年の生活習慣が影響を及ぼし、発症すると言われております。健康診査後の結果説明会においてアンケートによる生活習慣実態調査を8月に実施してきております。風連地区における生活習慣の実態として、農業の方48名、農業以外の方50名を職業別に特徴的な部分を比較いたしましたところ、1日の活動量において農業の方は1日の大半を軽作業も含め仕事をしており、室内程度の動きと答えた方につきましてはわずか4%でございました。これに対し農業以外の方は、室内程度の動きと答えた人

が29%と全体の3割を占め、農繁期の調査ということもあり、1日の活動量に大きな差が見られました。このほか間食のとり方として、農業の方は農作業の間に甘い菓子パンなどを毎日食べると答えた方は36%、週3日程度食べると答えた方は48%と全体の8割以上の方が農作業の合間に手軽にとれ、保存のきく甘いものをとる習慣がうかがえたところでございます。さらに、ジュース類など甘い飲み物のとり方についても同じような傾向が見られました。また、保健活動の中では、農業の方の生活背景として冬場においては活動量が減っても甘いもの間食や食事量が変わりづらい、夏、冬の体重が5から7キロ増減するなど多くの声が聞かれています。このような実態から、風連地区においては農閑期を中心に地区の健康づくりリーダーである食生活改善推進員や保健推進員の協力を得て、活動量に見合った食事の量や間食のとり方など、食生活改善に向けた教室を開催してきているところでございます。

また、農村地域に共通する課題を踏まえ、農村地域における食生活の実態を把握することを目的とし、現在名寄保健所管内の栄養士と名寄大学の共同で研究が進められているところでもございます。運動習慣や食生活の偏り等は、長い年月の中で身につき、また生活習慣病は初期の段階では特徴だった自覚症状もなく、生活改善に向けた動機づけが難しいのが現状でございます。これらを踏まえ、平成19年度より農業の方の加入率の高い国保加入者を中心に国保ヘルスアップ事業を展開し、特に冬季間課題とされている運動不足を解消し、食生活改善に向けて効果的な事業を計画しております。今後も地域資源を活用しながら、住民の方々々と力を合わせ、自分の健康は自分で守ることを目標に、支援できる環境づくりも含め市民の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただいたわけでございますけれども、最初に児童公園のことについて再質問をさせていただきたいと思っております。

御答弁の中に遊具の補修不可能なものにつきましては、予算状況を見ながら撤去していく考えというふうに御答弁されていたわけでございますけれども、その撤去された後の対応というのはどのようにされるおつもりなのか。それから、非常に公園が荒れてきているということで、鉄でできた遊具も多いと思うわけでございますけれども、撤去された後その公園をそのまま維持されていくのか、それとも減らしていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 公園の設置後の状況でございますけれども、公園の利用が比較的進んでいる公園と状況変化によりまして利用の少ない状況の公園がございます。そして、遊具等の経年の劣化によりまして危険な状況につきましては撤去させていただくと、あるいは使用の禁止をさせていただくということなのですけれども、撤去後にその公園をどういうふうに維持するかというのは、町内会を含めまして地域の皆さんと御相談をさせていただきたいと思っております。なくすということは、都市計画上の手续がございまして、基本的には非常に難しいというふうに思っております。したがって、公園は維持し続けなければいけないということでもありますので、どのような形態で維持するかということの課題になってくるというふうに思っておりますので、いろいろと御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 都市計画上なくすということはないということでございまして、一安心というような部分もあるわけでございますけれども

も、最近遊具から落下してけがをした子供がいるということをお聞きしているわけですが、子供ですから、けがは当然遊んでいてあることとは思うわけですが、そのように不幸にして事故に遭ったという場合にどのようにして対応されているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 名寄地区の公園でございますけれども、今年の6月にお話のような遊具による転落事故がございました。1カ月ほど通院をしていただくというような状況でございました。まだ名寄市とそのけがをされた御両親も含めて整理がされておりませんので、終わりました段階では議会にも御報告をするということになりますけれども、市の方で一定の必要額についてはお支払いをするということ、治療費等をお支払いをするということになると思います。

また、その遊具のその後の取り扱いですが、やはり一斉に春に、マニュアルがあるのですが、マニュアルに沿って点検をしておりますけれども、点検ができ切れない部分があるということでもございました。つまり鉄が、例えばブランコであれば鉄が長年すり合うことによって摩耗するというような状況による今回は事故でございましたけれども、そのような場合につきましても完全に一つ一つ見るができなかったことによる結果的には事故ということになったわけでございます。市の方は、今後はしっかりした管理体制をとっていきたいと思っておりますし、事故を起こしたその遊具につきましてはすぐ取り外して、一部補修が可能な部分につきましては補修をしたと、そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 保守点検と申しますが、どうしても大人の目線といいますか、今回埼玉県のふじみ野市でしたか、プールの排水の事故も痛ましい事故があったわけでございますけれども、やはり大人の目線で見ているとそのことが見えて

こない。やはり本当に2歳、3歳ぐらいの目線とまた違うのです。大きさも違いますし、大人にすると思いがけない事故が起きてしまうということでございますので、本当にそういう部分ではなお一層の注意というか、そういう部分が必要かなというふうに思います。

それから、先ほど遊具を外した後、そのあたりは殺風景になって、景観的にも多分寂しい部分になるのではないかなというふうに思うわけなのですが、そこに新しい遊具をつけると確かに予算もかかりますし、大変だとは思いますが、そういう部分に樹木を植えるとか、そういうことというのは、樹木植えるにしてもお金はかかりますけれども、やはり先ほども言いましたように子供だけの公園ではありませんので、大人も子供もそこへ行って憩えるといいですか、和める環境づくりというものがこれから必要になってくるのではないかなというふうに思います。何カ所か公園を名寄も見ましたし、風連も見せていただいたわけなのですが、やはり木陰がない。ことしのように暑い年ですと、子供、孫が遊んでいても大人はもうそこについていけないと、暑くて。子供は遊ぶことに一生懸命ですから、いいですが、ただ、そういうときに目を離さないで見るために木陰が少しでもあれば、ベンチがあれば、やっぱりそういうところで目を離さないで見ていただけるのではないかと。それから、大人同士でも木陰があればそこでお話をする時間もとれるでしょうし、穏やかな時間を過ごせるのではないかなというふうに思います。そういう部分で、もし樹木などを植えられて、そういうものが可能であればやっていただきたいなというふうに思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 名寄地区でございますけれども、山口議員御指摘と全く同じ事例がございまして、公園の利用が今まで進んでいな

かった公園だったのですが、地域の皆さんの御意見等をいただきながら木を植えまして、そしてベンチを更新をいたしまして、そのような形での憩いの場としての再生をするというような事例が1件ございました。これからの利用形態の中では、御指摘のような利用の進め方が数多くあるというふうに思っております。現在までも公園の愛護の取り組みもいただいているのです、たくさん。それは、地域の皆さん、町内会の皆さんにいただいております。ほんのわずかなのですけれども、名寄地区、風連地区合わせまして本年度の予算で82万円ほど計上させていただいております。そういう関係もございまして、地域の皆さんと十分御相談をさせていただきながら、御提言を受けとめさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。合併協議の場におきましても、とりわけ新市の建設計画の中で子育て支援推進項目でも子供たちの安全な遊び場の確保及び子育て環境の整備についてもうたっております。なお一層のこの30カ所の児童公園を有効に活用して、これらの精神といいますか、そういうものをさらに生かしていくべきではないかなというふうに思います。公園のことにつきましては、この辺にさせていただきたいと思えます。

続きまして、生活習慣病のことについて何点かお聞きをしたいと思えます。大変詳しく御答弁をいただきまして、再質問の部分がちょっとないぐらいに答弁をいただきました。本当に勉強させていただきました。ありがとうございます。今回このように答弁いただいたのですけれども、基本健康診査の受診率について教えていただければと思えますので、よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 基本健康診査の

受診状況でございますけれども、御承知のとおり平成17年度までにつきましては、名寄地区につきましては40歳以上、風連地区につきましては35歳以上の方々について御利用をいただいております。平成18年度合併に伴いまして35歳という年齢を統一した中で行っております。

受診状況でございますけれども、風連地区におきましてはおよそ対象者につきましては1,800名ほど、平成16年度の受診者につきましては898人で、50.9%の方が受診をいただいたところでございます。なお、さらに平成17年度につきましては861人、48.7%の受診でございました。名寄地域におきましては、4,165人ほどの対象数でございまして、平成16年度の受診数につきましては1,204名で28.9%、さらに17年度におきましては1,222名の受診者で29.4%と、こういう受診状況でございました。この数字の中で、実は個人の方々が人間ドックを別に受診をされている方がいらっしゃるという方も、16年度風連地区につきましては84件の方、さらに17年度につきましては79件の方がそれぞれ個人で人間・脳ドック等を受診されていると、こういうふうに押さえております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 受診率についてお聞きしたわけですが、かなり前の新聞になるわけなのですが、人口3万人から20万人の市ですけれども、その中で基本受診率が50%を超える市町村というのは、医療費にしましても入院の日数にしましても統計的にかなりその差が50%を境に出てくるというような記事を1度読んだことがあるわけなのですが、やはり名寄市におきましてもこの基本健診の受診率十分に上げていただいて、医療費の抑制という部分も考えられるのではないかなというふうに思っております。

す。

それから、いろいろと答弁の中で御苦労されている部分が本当にちらちらと見えてくるわけなのですけれども、限られたスタッフ体制の中でやはり一生懸命に取り組んでおられると思います。今回は、名寄商工会議所との連携という部分もありましたし、名寄大学、それから名寄保健所管内の栄養士さんとも共同研究をされているということをお聞きします。生活習慣病といいますのは、個人個人の問題ではありますけれども、やはりこのようにいろいろな関係団体と手を組むことによって、生活習慣病が少しでも抑えられるのではないかなというふうに思っております。なお一層の協力体制を進めていただければなというふうに思うわけですけれども、その辺のところを今後どのように対応されるかお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 風連地域におかれましては、従前からこの健康診査につきまして受診率を上げる大きな努力をなさっていたというふうに認識をしております。名寄市につきましても受診率につきましては全体的に対象年齢がこういう状況でございます。先ほど申し上げましたとおり30%を切っている状況でございます。今後も保健福祉活動の中で、予防につきましては重要な使命と考えておまして、お話にもありましたとおり各種職域団体等にも働きかけて、大学等も協力をいただきながら、予防活動に努めてまいりたいというふうに思っております。お話がありましたとおり、この予防を行うことが医療費を抑制するものというふうに私どもも認識しておりますので、またいろんな面で御協力いただければというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 今回名寄市と風連町が3月に合併したわけですけれども、その合併前に市町村合併に関するアンケート調査というのがとられているわけでございますけれども、風連町、

名寄市が合併をしたら、どのようなまちななればよいですかというアンケートでありました。その中において、結果としまして人に優しい保健、医療、福祉の充実した健康福祉のまちということで、これが52%という高いパーセントを示しているわけですけれども、これはほかを大きく引き離すほどの結果なのですけれども、最後に全体的にこういう結果で、今後名寄市としてこのアンケートに対しましてでもそうですし、市長の全体を通しての福祉のまちという部分で所見をいただければと思いますけれども、これを最後にしたいと思っておりますけれども。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先ほどの佐藤議員も発言にありましたように、東洋経済新報社が毎年同じようなデータを公表しているのですが、住みよさランキングというのがございます。その中で、名寄の特徴として高いポイントを稼いでいるのは何かといいますと、福祉医療の充実が大きなポイントを稼いでおります。これは、歴史的にも医療機関が集中しているということがあって、このことがまた場合によっては健診率を、名寄市民はいつでも病院にかかれるというような気持ちも含めて健診のときに都合がつかないだとかということも低下が続いているのかなと、こんなふうにも思っております。しかし、医師会等の協力をいただいて、健康教室ということを市立病院も含めて継続的にやっただいておまして、それらの会場には市民の皆さんが大変多く参加をしているということでもありますから、気持ちの上での健診というのも相当意識は高まってきているなど、こんなふうにも思っております。

地方自治体の果たす役割というのは、住民の福祉の向上と、こういうことでありまして、現在では健康年齢と申しましょうか、このことをいかに高めるかと、このことが大きなテーマとなっております。そうした意味では先ほど来の一部の総合病院としての機能が十分に果たせれないというよ

うな今は状況下にありますがけれども、私も名寄保健所管内の保健医療福祉協議会の会長職もさせていただいておまして、これらのことにつきましてはただ単に名寄市だけということではなく、この圏域挙げてネットワークを充実させていくことでこの地域が住みよい地域になると、こういうことを目指してこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

障害者福祉について外1件を、熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 休憩をいただけるかと思いましたが引き続きということで、通告順に従って順次質問を申し上げたいと思います。

ここにおられる各議員も恐らく日ごろから市民の声を拾うために市民相談活動なんかをやっておられると思いますが、私もいろいろ工夫を凝らしながら取り組んでいる一人でもございます。特にこの間国の諸制度の改悪が続きまして、想定はしていたものの大変厳しい批判や生活上悲痛なまでの訴えが多く聞こえてきます。特徴的な例を挙げれば、先ほどのやりとりではございませんけれども、税制改正に伴う所得税や住民税、国保税が上がったとか、あるいは介護保険の利用料が上がったとか、税改正に伴い収入はふえていないけれども、所得が上がったように見えるために、わずか3万円超えたために従前もらえていた児童扶養手当が40万円ぐらいもえなくなったとか、大変厳しい声が聞こえております。この中でも特にきょう私これから取り上げます拙速過ぎて評判の大変悪い障害者自立支援法の施行に伴う障害者や家族、当事者への影響はより深刻さが増すものというふうに聞いております。なぜこれまでに数年の中で格差拡大や痛みだけが残ってきたのか。それは、もう聞かずとも十分皆さんもおわかりかと思えます。退陣間際の方が置き土産として格差拡大と痛み、そして外遊三昧でそれぞれ退陣をされるわけなのですけれども、それを支えてきた皆さん

も大変大きな責任もあるのではないかと思います。しかし、地方交付税削減に苦しむ自治体も私たち地方議員も現実的に当面この現実を直視をしながら、市民とともに改善に取り組んでいかなければならない立場にありますので、以下具体的に質問を申し上げたいと思います。

障害者福祉についてであります。名寄市障害者福祉計画改訂版、平成で言いますと17年から19年の計画がございまして、これが今新しく策定をしなければならぬ状況にあります。この改訂版の進捗について、特に未実施の課題について答弁を求めたいと思います。

障害者自立支援法の影響と今後の課題についてであります。障害者自立支援法施行に伴う名寄市の障害者、家族、事業者等への影響とその対応、対策について答弁を求めたいと思います。

名寄市障害福祉計画、現在策定中のもので、仮称ということと呼んでおられるようではありますが、この取り組みについて、策定に向けた現状と今後の取り組み及び障害者、家族、事業者等の意見反映をどのように取り込んでいかれようとしているのかお答えをいただきたいと思えます。

二つ目に、今後のまちづくりについてありますが、財政力の弱い市町村同士が幾ら合併しても、段階的には行政改革などの効率的な効果は上がってはいくのですが、財政力は上がる状況にはないことは皆さんも十分御案内のとおりだと思います。また、合併特例債、交付金等については一時的なカンフル剤であるということも言うまでもないと思えます。私たち議員も、すべてがそうではないでしょうけれども、地域の代表、団体の代表という利害を超えた政策や公益性を優先する役割に純化する時代に入っているのではないかと考えます。もはやすべての問題を行政がすべて抱え込むことはできないというふうにはよく言われておりますが、それだけにまた合併とともによりきめ細かな単位でみずからのことはみずから決め、実行していくという住民自治の本旨に近づけてい

くことも必要だというふうに考えております。以下4点ほど質問を申し上げます。

一つは、コミュニティーと自治の結合についてであります。合併により広域化すればするほど逆に狭域、狭くという地域です、狭域、例えば今理事者が言われているのは小学校単位というようなことも想定をされているようではありますが、コミュニティーの確立と自治の決定単位の保障が必要になってくるというふうに考えておりますが、この提言についてどう考えているかお知らせをいただきたいと思っております。

自治区の機能と位置づけについてであります。自治体の中に自治区という決定単位を設けるということは、本来私も議会との関係が問題になってきますけれども、議会の附属機関としての性格を持ちながら、行政と対等な関係と監視機能を持つ必要もあるのではないかと思います。最終的には本来議会が決定をしていくことになると思っておりますが、基本的な考え方についてお知らせをいただきたいと思っております。

地域内分権の具体化に向けてであります。既に合併後の新組織に地域振興課地域自治係を組織しているわけではありますが、住民に地域自治権をゆだねていくための試みについて具体的な検討もあろうかと思いますので、答弁を求めたいと思っております。

最後になりますが、心の合併の醸成についてであります。具体的な取り組みについて、日ごろから幹部の皆さんは心の合併についてまぐら言葉のように使っておりますけれども、基本的な考え方についてお聞かせをいただきたいというふうに考えます。

以上でこの場における質問を終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きく2点にわたって御質問をいただきました。1点目の障害者福祉につきましては私から、2点目の今後の

まちづくりにつきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、名寄市障害者福祉計画改訂版についてお答えをさせていただきます。名寄市におきます障害福祉の推進につきましては、平成10年10月に策定をいたしました名寄市障害者福祉計画に基づき実施してまいりましたが、一つには精神保健福祉業務の一部が北海道から市町村に移管された、二つには身体障害者福祉サービス、知的障害者福祉サービスが措置から支援費制度に移行したなどの福祉情勢の変化に伴い平成16年度に見直しを行い、改訂版としたものでございます。見直しのポイントといたしましては、一つには前年度までの実績を踏まえて19年度までの事業計画目標指数を定めた、二つには計画に基づく各種事業の実施状況が把握できないとの意見から事業計画の進捗一覧表を作成した、三つには計画書の中で見直しを必要とした項目を修正したなどでございます。

事業計画の進捗状況について申し上げますと、第1の啓発広報から第7のスポーツ、レクリエーション、文化までの項に登載しております事業数は98で、そのうち平成18年4月現在で実施している事業数は92となっており、進捗率は93.9%となっております。全体的には継続事業が多くを占めておりますが、障害者自立支援法の施行により、障害に対して市民の理解を深める市民啓発や身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する福祉サービスはますます充実を図らなければならないと考えております。

一方、計画に登載しながら実施できていない主な事業としては、一つに就労の支援、就労の場の確保でございます。多くの障害者が働く場を求めている中で、障害に応じた職場を確保することが自立への道につながるものと考え、名寄公共職業安定所と近隣市町村、施設関係者等と連絡会議を持ち、就労の場の開発に努めておりますが、依然として厳しい雇用状況でございます。二つ目には、

福祉のまちづくり要綱、仮称でございますけれども、この制定がございます。障害のある人が地域で自立した生活を送り、社会参加をしていくためには、建築物、道路、公園等の整備と移動交通手段の確保が大変重要であると認識をしております。障害者のみならず名寄市民全体に対しての住みよいまちづくりを考えますと早急に取り組むべきでございますが、国、道の公共施設、民間企業、交通機関等対象範囲が広く、このことから課題も多く、制定にまで至っていないのが現状でございます。平成19年度は、名寄市の障害福祉施策の基本であります現計画改訂版を第2期として作成する年度でありますので、新市としてどのような福祉のまちづくりが望ましいのか協議をしております。

次に、障害者自立支援法の影響と今後の課題についてお答えをさせていただきます。障害者自立支援法は、障害の種別にかかわらず福祉サービスを利用する仕組みを一元化するため、本年4月1日から段階的に施行となり、10月1日から本格実施となります。新法では制度の安定化を図る方策として、サービスの費用をみんなで支え合うという観点で利用料の1割負担を導入し、国、自治体、利用者の費用負担を明確にいたしました。従来の支援費制度での利用者負担は、国が定めた費用徴収基準表により利用者の年金等の収入に応じて支援費用の一部を負担するという応能負担方式でありましたが、自立支援法ではサービスの利用量と所得に応じて1割を負担する方式となりました。具体的な例で申し上げますと、市民税非課税者がホームヘルプサービスを月10時間利用して、事業費4万円とした場合、支援費制度では負担額はゼロでかかりませんでしたけれども、自立支援法では負担額4,000円、1割負担となったところでございます。また、施設利用者では支援費用の一部を負担しておりましたけれども、自立支援法では食費と光熱費も負担することになりますので、国の減免措置はあるものの平均すると4,00

0円前後の増額となります。自立支援法の施行による影響につきましては、ただいま申し上げましたとおり生活保護世帯以外は新たな利用料の負担と増額が発生することになります。障害者施設は、すべて自立支援法による新サービス体系に移行しなければなりません、介護給付サービス事業の選択や職員体制の見直し等が必要になるため、法的には5年間の猶予期間がございます。その間は、施設運営に影響は少ないものと判断をしております。

続きまして、その対策について申し上げます。ただいま述べましたように在宅サービス、施設サービスの利用者は1割の利用料を負担することとなりましたけれども、国では利用者の多くが障害年金収入のみか、あるいは低額な稼働収入であるとの考えから、このような低収入世帯に対しては負担増とならないよう軽減策を講じております。軽減策の一つには、定率負担の上限設定があり、一つには生活保護世帯につきましてはゼロ、それから市民税非課税世帯で本人収入80万円以下の低所得者1の区分につきましては上限額1万5,000円、市民税非課税世帯の低所得2のものにつきましては2万4,600円、一般につきましては3万7,200円の上限設定をしております。軽減策の二つ目には、食費、光熱費の実費負担に対して低所得者には軽減する方法も講じられております。ほかにも期間が限定されてはおりますが、社会福祉法人が負担の軽減を実施した場合は公費による補助制度もあり、低所得者世帯にはさまざまな軽減策が講じられております。さらに、国では3年後において制度の見直しを実施することから、利用料についても再度検討するものと考えているところであります。

次に、仮称ではございますけれども、名寄市障害福祉計画についてお答えをさせていただきます。障害者自立支援法の実施に当たりましては、本法に基づいた障害福祉計画を市町村が新たに定めることとしており、計画に盛り込む事項として国が

示しているのは、一つには各年度における障害福祉サービス、または相談支援種類ごとの必要量の見込み、二つといたしましてサービスの種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策、三つ目で地域生活支援事業の実施に関する事項、四つ目ですが、その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供に関し必要な事項となっております。また、本計画は、ただいま述べました内容を3年ごとに見直しすることとし、第1期計画は本年度中に策定を終了しなければなりません。名寄市においては、本年7月24日に名寄市保健医療福祉推進協議会を開催し、本計画の策定について協議をしたところ、障害者部会を設置して審議すべきとの決定がございました。本計画は、3障害に関することから、部会委員につきましては身体障害者、知的障害者、精神障害者及び福祉団体からの代表による7名構成として、去る8月29日に第1回目の会議を開催しているところでございます。今後は、部会の中で原案を作成してまいります、最終的には明年3月に開催する名寄市保健医療福祉推進協議会での審議で計画が決定となります。

続きまして、障害者等の意見反映について申し上げます。本計画は、現計画改訂版の項目に沿って福祉サービスをどう具体的に進めるかを記載するもので、現計画改訂版の実施計画としての位置づけとなり、今後は二つの計画に基づいて障害福祉施策を推進することとなります。本計画の策定に当たり、障害者や関係者等からの意見を広く取り入れ、計画に反映させることが基本であると考えているところでございますけれども、今回の策定につきましては構成する部会委員からの意見を最大限取り入れる形で原案を作成してまいりたいと考えております。

なお、平成19年度におきましては、名寄市の障害福祉施策の基本でございます現計画改訂版を第2期として策定する年度となりますので、この中で障害を持つ方々や関係団体等の御意見をいた

だきながら、状況を把握し、計画の基本にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から大きな項目の2点目、今後のまちづくりについて1点目のコミュニティと自治の結合についてお答えをさせていただきます。

市町村合併による行政区域の拡大、広域化は、少子高齢化が進む中住民の声が行政に届きづらくなるのではないかとといったことが懸念されます。名寄市は、このような懸念への対応と自立したまちづくりを進めるために、旧名寄市区域において小学校区単位を基本とした地域自治区を設置することといたしております。地域自治区は、地域の住民の意向を十分に把握、集約し、市政に反映させる機能のほかに、市民が地域の活動を通してまちづくりに参加していることを実感できる仕組みを持つ機能であります。つまり地域みずから自主性を発揮していただき、地域の課題を認識したり、掘り起こすなどの作業をしてもらい、住んでよかったと思えるまちを目指して、一つには地域で解決できるもの、二つ目に地域と行政が協力、連携していくもの、三つに行政で行うなどを決定し、実行していただくことが地域自治区の大きな役割と考えております。それには公共性がありまして、地域のコミュニティをはぐくむための事業については、そのルールや財源の裏づけなどを決めて行わなければなりません。今後は、構想を具体的にしながらそのような制度についても十分検討してまいりたいと考えております。

二つ目の自治区の機能と位置づけについてであります。旧名寄市区域の地域自治組織は、住民自治の強化や市民と行政との協働の推進などを目的とする組織と考えております。具体的には旧名寄市区域の小学校区を基本に地域自治区として分けて、地域自治区内に住む市民で構成される附属機関である地域協議会の意見を聞きながら、地域内

のまちづくりを進めるものであります。地域協議会は、議会の議決のように地方自治体の意思を拘束する決定権を有するものではございません。つまり地域で自主的に決定したことを自主的に実施したり、意見を述べたりするものであり、議会の議決とは性質が異なるものと考えております。したがって、議会が有する地方自治体の意思を決定していく議事機関としての性質を超えるものではありませんので、議会との関係が問題になることは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。市としては、地域からの意見に対し活動の自主性を尊重しつつ適切処置し、協力、支援する立場で地域のまちづくりにかかわり、住民が主役の参画と協働のまちづくりを目指したいと考えております。

なお、議会においては、市としての処置や地域の自主的活動を支援する施策について審議、議決していただくことにより、議会自身が適正な地域活動の実現に積極的にかかわるものと考えております。

三つ目の地域内分権の具体化に向けてでございます。新名寄市は、住民自治を進めるために新しいまちづくりのための自治体運営の基本となる自治基本条例の策定や住民自治の主体の一つとなる地域自治組織を導入するため、新組織として地域振興課地域自治係を設けたところであります。新市のまちづくりの一つである市民が主役のまちづくりを進めるに当たり、住民自治の担い手である町内会の活動に対し、その活動の保障や活性化を促す支援を継続するとともに、単位町内会を超えた区域において市民がまちづくりに主体的に参加できる仕組みを地域自治区構想として示しております。その構想を具体化するためには、地域の活動団体、市民皆さんと十分協議した中で地域自治区を設置をし、事業計画を策定してからの実行となると考えております。地域自治区設置に向けた一つのモデル案として、住みよい地域づくりを目指した地域計画を地域住民が主役となつてつくる

取り組みについて検討しております。具体的には地域の特性の認識、地域の目指す姿、地域課題の整理とその対応手法を柱とし、その実行に際し必要な分権、さらには財源保障のあり方について地域と協議検討を進めていきたいと考えております。

4点目の心の合併の醸成についてであります。本年3月27日の合併から5カ月余が経過をいたしました。ことしは合併の初年度であることから、とにかく早いうちに旧風連町と旧名寄市の一体感の醸成ができるようにと、市長は週2回風連庁舎での業務執行などに努めてきております。この間合併記念式典、各種行事やイベントを通じ親近感が深められ、着実に市民の一体感が盛り上がりつつあると感じているところであります。一方、合併は難しい点もありまして、全部が全部一気にうまくいくわけではありません。中には各種団体の統合についてこれまでの組織体制や運営方法等に相違があったためうまく統合できない例もありますけれども、全体として見たとき順調に進んでいると思っております。今後におきましても合併協議会の調整方針に基づき、関係する皆さんの御協力をいただき、丁寧の一つずつ解きほぐしながら、整理統合に努めてまいりたいと考えております。

また、市民との協働のまちづくりを実現するための指針となります総合計画の策定に当たりましては、計画づくりの段階から市民の皆さんに参画をいただくため、市民アンケートの実施や地域懇談会を開催してきており、市民の率直な声が伺えるものと思っております。また、去る9月6日には総合計画の諮問機関として公募者16名を含む100名の委員で構成する総合計画策定審議会を設置いたしました。12月上旬をめどに審議会としての答申をいただく予定となっております。当然のことでございますけれども、議員の皆様方にも素案や原案がまとまった段階でそれぞれ御審議をいただくことになっておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。今後とも市民の皆さんが合併してよかったと実感できるまちづくり

に努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 障害者福祉についてお答えをいただきましたけれども、少し一般的な答弁にとどまっていますので、具体的に名寄市内の事業所、施設、あるいは障害者、家族などの声を拾って、具体的に御質問をさせていただきたいと思うのですが、例えば改正に伴いまして小規模作業所等への影響とその対策についてなのですが、小規模作業所などについては地域生活支援事業、これは市町村事業になるわけですが、この中の地域活動支援センターを選ぶか、個別給付事業、どちらかを選択するのですけれども、今の小規模の関係でいくと3タイプほど想定をされていまして、特に10名未満の事業所等の関係については、暫定的な経過措置はあるものの実際には非常に大きな変化を余儀なくされるのかなという感じがしておりまして、具体的には名寄の状況を当てはめた上で、今まで運営補助などについて幾ら補助をされておりまして、新法の中ではどのようなことに変化をするのかまずお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域生活支援センター事業につきましては、知的障害者福祉費の中でそれぞれ扶助費として持っている部分等がございまして、障害者地域共同作業所の支援事業ですとか、知的障害者の支援ですとかいうことで予算化しております。その中で、名寄市としては659万円ほど予算措置をしている部分がございます。それから、地域支援センター事業につきましては、今御紹介がありましたように国を対象とする事業に10月1日から移行することになっておりまして、現実的にはここでは道北福祉会につきましては既にこちらの事業の方に移行したということで、前回協議が調っております。もう一点、陽だまりでございまして、陽だまりにつき

ましては今手続をしている最中というふう聞いております。現状基本としては600万円という国の事業に移行した場合と、そのほかに加算の事業を行った場合については150万円の事業があります。それから、このまま移行しない場合につきましては、事業所の人数等々によって非常に大きく減額されるというふうに予測をしております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今名寄の知的あるいは精神の関係の事業所関係で、地域生活支援センターの方は法の要件にはまるということで、支援についてはそう現状と変わらないという認識でよろしいのか。あるいは、もう一つの方の陽だまりの関係については、資格要件、NPO資格の手続をされているようなのですが、それが得られるとすれば従前どおりの支援が受けられるという認識でよろしいのかどうか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現実的に申し上げますと、本年度予算で先ほどの地域生活支援事業につきましては659万円の予算措置が実はされておりますが、10月1日の自立支援法施行に伴いますので、このうち半額については既に事業所の方に予算措置、支出がなされているというふうに考えております。それで、これが10月1日からどのようになるかということでございますが、議員今御質問にもございましたとおり、この陽だまりの部分がNPO法人の事業指定を受けましたときには、最初に申しあげました国の施策が2分の1、それから北海道がその半分、市町村がまた半分と4分の3の補助がございまして、600万円というのが年額の補助基準になりますので、このうち300万円が措置されるのかなと。さらに、加算基準、150万円までの支援の部分がありますから、こちらの部分のうち事業をどの程度取り組むのかというふうになるかと思っておりますけれども、この部分についても同じ4分の3の支援が受けられるものと思っております。現在陽だまりに

つきましては、北海道と市の半分ずつの補助の基準の中で補助が行われておりますので、もしNPO法人の資格を取れませんか補助基準が271万円というふうに押さえております。10月1日から6カ月の補助額になりますので、135万5,000円という基準になります。都合今年度の予算措置から約200万円、194万5,000円ほどNPO法人にいけない場合については減額になる形になると押さえております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） いろいろ担当といわゆる事業所と連携をとりながら、それぞれ手続の関係も御指導いただいているようなのですが、一層そういう面では資格要件をしっかりとれるような形の行政支援も能動的にぜひ対応を求めているのですが、仮にNPO資格を取れないということになった場合に、現行8名ほど通所されているのですが、暫定的な対応も含めて執行側としての判断について聞いておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私がお答えできる範囲と申しましょうか、陽だまりができましたときに市の単独補助で、この施設につきましては市の単独補助で始まったというふうに聞いておまして、その後あとの支援に基づきまして支援額が増額されていった経緯があるというふうに理解をしております。道の支援措置が広がったときには、それに伴って2分の1ずつの補助ということでございまして、市の額についても一緒に増額になった経緯がございます。したがって、今回の部分で制度が変わっていく部分になりますので、ここで国の基準に乗らないで北海道の今までの部分でいきますと先ほど言った額に下がってしまいますので、一時的にはこの額に下がるものというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 機械的な答弁をすればそのような答えになるのでしょうかけれど

も、今回の法の欠陥でもあります特にこの小規模事業所への対応についてできるだけ早く国の方で、施行と同時に改正という動きはもう既に全国の中で声が上がっているようなのですが、結果的に資格要件が得られないときの運営が非常に困難になる状況が目に見えておまして、現実も実際に働いている方、いわゆる職員の方の毎月の賃金が後払い、後払いというような状態になっていたり、あるいは個人的にそれぞれ努力の中で支出をしたりという現状ございまして、そのことについては改めてまた関係者等の状況を聞いていただきながら、暫定的にでも検討を求めていると思っております。当面はぜひ担当の方でも積極的に資格要件のクリアについて御指導なり助言を、来たら教えるということではなくて積極的な姿勢を求めていると思っております。そのことについてはどうですか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私どもも今持っている情報といたしましては、このような小規模の事業所が道内にも70カ所以上あるというふうに聞いておまして、それぞれが非常に困っているというふうな情報でございます。この部分につきましては、まだ北海道も明確にどうするかという考え方を明らかに実はしておりません。しかしながら、NPO法人化ができれば従前の補助の部分を確保できるというふうに思っておりますので、ぜひNPO法人化に向けて私どももお手伝いができるものについてはさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） それにしても暫定的な経過措置の範疇にとどまるわけなのですが、いろいろ今言いましたように全道で70カ所ぐらいがそういうことで非常にこれから不安な状態にあるということで、いろいろ知恵を絞りながら、1カ所でだめなら広域的に20人を超えるとか、そういう方法もいろいろ考えながら、関係者も努力

をしたりなんかしていますけれども、実際に北海道、道北の段階で、札幌周辺と違いましたたくさんそういうネットを組んで法の網をくぐる、あるいは個別支援事業に移管をするということが最終的には一番結構なことだと思いますけれども、ぜひ当面しっかり見守っていきながら、支援も含めて、非常に困難なときにはまた新たな対応を求めていきたいというふうに考えております。助役、市長には改めてまた後ほどその辺についてもお聞きをしたいと思えます。

それから次に、仮称でございます福祉計画の策定についてお答えがあったのは、改訂版の見直し、あるいは当面19、20、今年度じゅうにつくって、平成で言えば19、20、それから21、22、23と、そういうところで目標の数値の設定もされていくのですが、今回の関係については、関係者7名それぞれ熟知をされた有識者ではあると思うのですが、やっぱり制度、法は単なる改訂版をつくったときのように一時的な見直しではなくて、支援費制度の関係もそのときありましたけれども、大きな大転換になっているという不安感を受けとめる意味でいくと、時間も担当レベルではないのでしょうかけれども、何日も何時間も何十時間も費やしてヒアリングをしたりということではないのではないかと思いますので、利用者や事業者、家族、現場レベルの声も吸い上げる機会をちゃんと設けるべきではないかと思っていますので、改めて聞きたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在御質問がありました障害福祉計画につきましては、先ほども申し上げましたようにさきに17年3月に定めております障害者福祉計画の改訂版の実施計画として位置づけられております。実は、先ほどの繰り返しになりますけれども、19年度におきまして向こう10年間の障害者福祉計画を策定することになりまして、そちらの中では多くの意見を求めながら、向こう10年間のしっかりした計画をつ

くってまいりたいというふうに考えておきまして、このたびの障害福祉計画につきましてはあくまでも改訂版の上での内容に基づいてその実施内容、サービスの量ですとか質について定めていくものというふうに認識しております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今のお答えは、あえてそこまでしなくてもいいということなのか、実際に時間が足りないのかということと端的にお尋ねいたしますが、どうでしょう。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 端的に答えろということでございますので、実質的には時間が非常に足りないものということとございまして、現実的に17、18、19の3カ年の部分について合併に伴いまして18、19の分を定めていくというふうに理解をしております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 介護保険のときにもいろいろ課題はありながらもスタートをして、いろいろ手直しも含めて出てきているのですが、国の発想はいわゆる財源を、非常に財政が悪くて、支出を削減をしていくということを前提にして介護保険についてもこの自立支援法も出てきていますから、当然関係者、家族、利用者、事業所にとっては非常に厳しい内容になっていることはお答えの中でも一部あったと思うのです。そういう意味合いから、将来に非常に不安感を持っていると、10年間の話しすればまた10年間の計画の中で、そこで調査や意向を聞いていただかなければならないのですが、そういう法ができた背景、拙速状況などについて和らげるためにもやっぱりわずかな時間でもヒアリングや意向動向をしっかりとつかむことの努力は行政として、温かい福祉を目指すのであれば金のかかることでなくて、担当者はいろいろせっぱ詰まって大変な状況を私も聞いておきまして理解はいきますけれども、役所は自分のための仕事をやるわけではないです。市民のために

仕事をするわけでございまして、そこは少し超えてでもしっかり対応を求めたいと思うのですが、作成に関する基本的な事項で、あえて私所管の厚生労働省の課長会議の資料のことをこうなっているからこうせいというふうにはあくまでも市町村事業ですから言いませんけれども、その中でもしっかり障害者のニーズ、これことしの3月1日ですけれども、意見の反映のためにいろんな措置をとりなさいと。ヒアリングやらアンケートやらニーズの調査などということで、これは10年全般のこと、あるいは当面のことも含めて私は認識しているものですから、そういう厚労省の課長会議の中ですらしっかりその辺については、恐らく野党の皆さんから求められながら、こういうふうになってきたと思うのですけれども、十分この辺の意図も酌み取って、改めて答弁求めたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 1点だけ訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度計画を立てて19、20の計画となりますので、訂正をさせていただきます。

今お話がありましたように、私どもも障害を持つ方々の意見をどのように聴取していくか、それからそれらの関係する団体の方々の部分につきましてもさまざまな障害、それから家庭環境等々、男女の別とかいろいろございましてけれども、最大限にどのような形で御意見をいただけるかぜひ研究しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 大変忙しい時期ではあるかと思っておりますけれども、ぜひいろいろ工夫をして、対応をお願いをしておきたいと思っております。

それと、法律の改正に伴って、市町村事業との関連もあって地域自立支援協議会というものを立ち上げることが義務づけられているのではないかとと思うのですが、それらについての役割や設置見

通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の協議会の部分につきましては、広域化も含めて今後検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 動き始めて、若干他の市町村の動きからすると、同じ国や道の情報のもとに作業を始めてはいるのでしょうかけれども、既にいろいろ具体的に進んでいる話も聞くものですから、大変忙しいのでしょうかけれども、しっかり法に基づきながら役割、あるいは設置見通しも含めて早急に固めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、同じ項目でいきますが、先般も初日の日にやりとりがあったようなのですが、数値目標、最終的には23年までに国の状況や国の基本指針3点を受けながら、北海道としてどうかという話がやりとりがありまして、施設入所している人で地域に出ていっていただく方、北海道では14%、1,700人、それから精神科に入っている方は1,718人全員が北海道では地域に出ていただくこと。あるいは、福祉施設から一般就労については6倍で366人。それぞれこれ名寄に直してこれからニーズも把握して、具体的な数値目標として持っていかなければならないのですが、これらについても当然ニーズの確認は北海道的に全道案分をしてこの数字におさめるという可能性もないわけではないのではないかというふうに思っておりまして、かなり地域に応じて数字は変わっていくものというふうに考えておりまして、この数字の設定のあり方についても当然のごとくニーズの把握のために事業所や利用者、家族の意向調査なども必要になってくるのではないかとと思っております、その辺についての基本的な考え方をお知らせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 具体的な数字の

設定につきましては、今部会等も開かれておりますけれども、上川支庁との調整もまた必要になってくるわけでございます。議員御指摘のとおり、それぞれの該当する方の意見も聴取しながら、数値の把握については十分協議を重ねて、慎重に審議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 先ほど改訂版の未実施の施策事業の中で就労の関係についても大変困難だということについて私も現状認識もしていませんし、なかなかこういう御時世で、障害者を受け入れていただく状況については民間レベルでも非常に厳しいという現実がありまして、進捗がしっかりいっていないということの責めはいたしませんけれども、若干話横にそれですけれども、この間もやりとりがあったとおり、そうすると行政の周辺にかかわるお仕事などについては非常に可能性が高いという認識でありまして、既に名寄公園の関係だとかいろいろやられている実績もございまして、指定管理者制度の導入に当たってかなりの公共施設がこれから一定の時間の中で民間へ委託、協定によって出していくという可能性がございまして、そういうことが進むにつれて、そういうところに吸収をすることが非常に困難になっていく状況が逆にまた出てくるのかなという感じがしてありまして、その辺についての認識について改めて聞いておきたいのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 前段の方の障害者の方々の雇用について現状名寄市につきましてはクリアしているというふうな認識をしておりますけれども、それらの職が指定管理者等に移ることによって減っていくのではないかというような今御意見でございまして、私どもといたしましては、ぜひ指定管理者の方々につきましては障害者の方を積極的に雇用していただけるように働きかけをしてまいりたいというふうにご考えてお

ります。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 働きかけはもちろんしていただかなければならないのですが、これから指定管理者制度の事業者を選定をする段階においては、協定の中にそういうことも具体的に盛り込んでいくことについてもあわせて検討されていかなければならないと思うのですが、どなたでも結構ですけれども、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 指定管理者のときに、今お話がありましたとおり、その職種あるいは施設その他によって、場合によっては仕様の中にそれを織り込むということが考えられますので、どの職種、どの施設とは言い切れませんが、考え方としては一応持っておきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 具体的によろしくお願いをしたいと思います。

自立支援法の影響と問題点の方に移行したいと思うのですが、今回は特に施設、丘の上さんや道北センターさんやいろいろございまして、事業所、施設の側は今までは月単位での利用料というか、負担料をもらっていましたが、これからは日割りになるということで、その影響について名寄の施設を想定した場合に、先ほど経過措置5年があるので、そう大きな影響は出ないのではないかという言い方もありましたけれども、5年単位ということばかりでなくて、5年間の間でも影響は出るでしょうし、それ以降ももちろん法の新たな改正でもない限り、利用者にとってみればいわゆる月22日だとすれば行かない日もあったりなんかして、それでも今までは1カ月分払わなければならぬということで矛盾はあったのですけれども、それは功罪いろいろあるのですけれども、日割りにすることによって今度施設運営

の影響もまた大きく出てくるのかなという感じがしていますけれども、どのように押さえていますか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現実に申しあげまして、食費等が日割りになってきたり、利用料等が今回日割りになって1割負担という部分で事業所がどのような影響を受けるかについては、今現在情報を持っておりませんので、今後事業所等の御意見を伺いながら、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今回の法律改正、現実に今の時点では受けとめて、自治体も利用者もそれぞれ苦悩しながら法の中での動きしかできないわけでありまして、もう既に施行当時から国会の中では与党、野党問わずに改正の動きが出ておりまして、非常に評価できることについてももちろんあるのですけれども、トータルとして大変よくないということございまして、そういう見地からして、現実に法施行まだ6カ月、そして実質的には10月1日ですから、これから2週間後からスタートするということですが、認定の方について既に審査会を設けられてありますけれども、これも介護保険の導入と似ておりまして、身体の方を重きをした認定の評価になっているようございまして、実際には本当に自分がどのような状態にあるのかという問題だとか、認識ができない場合の想定というのは、全国でもまれですが、市町村独自で認定区分の中に加えながら、正しい評価ができるように動いていることもあるのですけれども、スタートしたばかりでしょうけれども、どのような現状なのか教えていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 障害程度区分の認定審査会につきましては、委員の方々に就任をいただきましたときから議員御指摘のような御意

見がそれぞれの中でありまして、現状では非常に個々の審査について時間を長くかけて、実態把握に努めているところでございます。私どももできるだけ情報を提供しながら、認定区分の審査につきましては慎重をお願いしているというような状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 審査に当たる方の責任は全くございませんので、市町村独自でもしっかりした、介護保険の場合でも後になっていわゆる痴呆の関係についてしっかり認定の段階で見ていただくようなことで少し動きが出てきましたけれども、当然このことについても、やっぱり比較的軽く審査結果が出るという話が随分全国の中で情報がございまして、支援のあり方としても非常に不安が残るということもございまして。ぜひその辺については、状況把握はこれからでございましょうけれども、しっかり市町村独自の可能性についても検討を求めておきたいと思います。ここは答弁を求めるところですけれども、時間がございませんので、ぜひ市町村独自の特徴もあらわしていただきたいと思います。

自立支援法の関係で、今やりとりの中だけでも何点かなかなかよくないなという感じがして、早急に影響調査というか、名寄市は名寄市として当然障害者や家族や事業所の立場で自治体の声を改善するために上げていただくことは当然かと思うのですが、市長のお立場で市長会等、評価するものは評価を私もしますけれども、かなりのところでやっぱり厳しい現場での声を聞くものですから、影響調査をもとにしながら、象徴的に言われるのは応益応能の問題の負担増だとか区分認定の問題だとか、先ほどの通所の地域生活支援事業の関係なんかいろいろございまして、市長の立場からぜひ現場の声を反映をしていただくような動きについて答弁をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 福祉行政の中で特にこの障害者福祉、あるいは介護保険制度も含めて制度がまだまだ未熟と申しましょうか、制度としての安定性がないというふうに思っております。しかし、法律が動いているわけでございまして、この障害者の認定審査も名寄市が中心になっての共同設置ということになりました。そういう意味では、この圏域にお住まいの障害者の皆さん方にそうした公平性、あるいはしっかりとしたネットワークのもとで施策が均一に図られていくように、こういうことに心がけていきたいと思っておりますし、また全道的あるいは全国的に制度改革、今御指摘のような話がございまして。そういう中ではこれからもできた制度が3年に1度見直すといえますか、そういう仕組みはできておりますけれども、しっかりと現地の声を把握をしながら、制度改革等について働きかけをしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） ぜひお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、総務部長も次の答弁待っているのではないかと思いますので、あれですが、時間がございません。先ほど中野議員とのやりとりの中でも経過がございましてけれども、予定では平成でいくと20年に条例化をしてということで、相当時間があるのですが、正式なものができるまで、要するに条例をつくるためにやるわけがございませんので、やっぱりいかに経験を積むのかと、住民自治の本旨に基づいて。ですから、来年度でも早々にやっぱり一定のモデル地区引き受けてくれるようなところがあれば、経験をjして、失敗をして、反省をして、また新たなものをつくるという経験がないと、恐らく条例を成文化する上でも形式的なものになってくるのかなという感じがしてございまして、岩見沢市もいろいろ苦勞しながら2年前に地域参画事業、市民参画事業でしたか、300万円予算をつけて、モデル地区指定

して、道路の穴あいたところの補修だとか公園だとかごみのステーションの管理だとか、さまざまな取り組みをしながら、また歩んでもいる経過もございまして、全国の先進例は幾つもございまして。条例をつくるまでではなくて、つくる過程の中でやっぱりモデル事業を経験をしてみることも一つの大事な要素かなというふうに考えてございまして……もう終わったのですね、ピーと鳴っていないのですね、まだ。ぜひ答弁をする時間は、答弁したいようですので、お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、答弁というよりも、考え方は熊谷議員もおっしゃっているとおり、私も言っているとおり、私は説明が下手なものですから、十分伝わっていない部分があるかと思っておりますけれども、この考えについては一致するところあるのだろうと、このように思っております。それで、下手な答弁よりも一つ参考になる、私として非常に参考になる例がありますので、短い文でありますから、読み上げさせていただきます。

いつも手帳に挟んでいるものでありますけれども、神奈川県海老名市の市長でありますけれども、内野優さんという市長であります。読ませていただきますけれども、高度経済成長期以降推進されてきた何でもやる行政は地域の力も奪ってきたのではないかと考えております。それが低成長時代の現在、自治体財政を圧迫し、自治体全体の成長も阻害したのではないかと考えています。そこで、行政としてやるべきことはしっかりやりながら、地域でできることは積極的にやっていただき、協働してよりよいまちを築いていくとともに、地域ごとのきめ細かな行政展開のためにもある程度の行政事業を初め将来的には一定の予算も含めて地域に任せるといいうゆる地域分権を進めていかなければならないと考えています。例えば以前は市全体で実施をしていた防災訓練だとか、敬老会なども各自治会単位で行うなど、各地域が主

体の形態とすることで地域のコミュニケーションや連携を高めつつ、地域の強化を図っていけると。今後もこれは国の地方分権と基本的に同じ意味を持つ地域分権を進めていって、真に活力ある海老名市をつくっていくことが今望まれていると、このように書いてある。まさしくそのとおりだと思います。それを具現化するためにいろいろとまた言われておりましたようなことを模索検討させていただきますので、また御指導いただければと、このように思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

15時55分まで休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時55分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新市の花、木、鳥の選定に伴う保護などについて外3件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきに通告した順に4点について質問をさせていただきます。

1点目は、新名寄市の象徴でもあります鳥、花、木が市民の公募により選定委員会で決定がされました。行政報告にもありましたが、市の鳥はアカゲラであり、市の花はオオバナノエンレイソウ、市の木はシラカバということが決定をいたしましたけれども、新市にふさわしいものとして選定されたわけでありますから、今後どのようにして市民に、あるいはそれぞれの町村も含めてアピールをしていくのか。また、オオバナノエンレイソウの保護やアカゲラの保護等々についてどのように考えているかについて。

市の木であるシラカバでいいますと、名寄市には植林地はありませんが、しかし風連には多くその木が存在をしております。市内の路線でいいますと、豊栄通に植樹はされておりましたが、現在

は数本しか残っていないのが現状であります。行政としての今後の考え方、計画があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

2点目は、専門職についてであります。名寄市過疎地域自立促進市町村計画の中で、地域文化の振興の対策の中で文化財専門職の増員配置がうたわれておりますが、文化財だけでなく、樹木、動植物等の専門職の配置も必要と考えています。特に近年外来種による在来種の減少の問題や希少種の問題が大きなこととなっているわけであります。文化財の保護保全は必要ですし、児童生徒の歴史等を学ぶ上で重要で、学校と連携して取り組む必要性は十分あります。文化財だけでなく、名寄地方における樹木、動植物等の今日までの分布変化と歴史と自然環境の大切さも教育の一環として進めることも必要と考えますが、行政としてこのような専門職配置についての考え方をお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、廃棄物にかかわる問題です。廃棄物は、現在減量化の推進をしておりますが、分別、資源化についてさらに一層進めなければならない、そういうふうに考えています。旧名寄市においては、風連におくれて紙マークの紙製包装が4月より追加され、資源化が進められ、最終処分場の減量となっていると思います。一般廃棄物最終処分場の扱いは、風連との合併により搬入方法が4月より風連は家庭ごみ、名寄は事業系と搬入箇所を指定をいたしました。しかし3カ月を経過した7月より家庭ごみの搬入箇所については名寄、風連のどちらでも搬入できるようになり、その扱いは個人にゆだねられました。行政報告では、混雑と交通事故の問題等々で変更との報告があり、私は内容は分別の問題が大きかったと聞いております。言葉は悪いのでありますが、旧名寄市民の分別の悪さにあったことは大きな要因ではなかったかと私は思っているところであります。近年厳しい生活環境にあつて、少しでも支出がかからないことを心がける家庭が多くなっていること、料

金の安い風連への搬入が多くなったことも要因の一つではないかというふうに私は思っています。法ができて11年になります。大きくは2回の法改正があり、今日にきているわけではありますが、承知のように容器包装リサイクル法が本年6月改正となり、15日に公布がされました。2度の改正を経、その内容は最終処分場とリサイクルの問題と私は思っています。政府は、再生使用、リサイクル、再利用、リユース、発生の抑制、リデュースの一層の推進を図ることを求めています、行政としての市民、業者への今後の指導についてどのように進めようとしているのか、また進めているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

4点目は、過疎地域自立促進計画の中で、公園の設備点検と再整備、トイレの設置がうたわれておりますし、除排雪についても体制の強化がうたわれております。この計画は、平成21年までですから、本年を入れても4年しかありません。そこで、公園の設備点検と再整備、トイレの設置、除排雪体制の強化についての具体的な計画をお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま竹中議員の方から大きい項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目については教育部長から、3点目につきましては生活福祉部長から、4点目につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

1点目の新市の花、木、鳥の選定に伴う保護並びにアピール等についてでございます。一括して答弁をさせていただきます。新市の花にはオオバナノエンレイソウ、木はシラカバ、鳥はアカゲラを制定させていただきました。オオバナノエンレイソウについては、数多く自生しておりますが、

特に名寄地区では砺波が丘公園、風連地区では望湖台忠烈布湖畔に群生しております。今後市民へのアピールは、開花時期にホームページや広報等で紹介するなどして広めさせていただきたいと考えております。また、その際には花そのものや群生地環境保護についても広報してまいりたいと思っております。また、花、木、鳥を市民の皆さんに広く知っていただくために、市で発行する印刷物等には積極的に取り入れ、PRに努めてまいりたいと考えております。

シラカバについて植林地や街路樹の御質問もございました。現在市では10月に予定をしております合併記念の森の植樹の際に市の木としてシラカバを植林する予定であります。ただ、街路樹については、シラカバは成長が早く、景観を整える期間が短くて済む長所もありますが、木そのものの寿命が短く、結実した種子が一斉に飛沫して美観を損ねる、また近年シラカバ花粉のアレルギー症の方もふえているなどの理由により、基本的には街路樹としての植樹には適していないと判断しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、専門職の配置についての（1）、文化財専門職の配置の時期は、（2）、その他の専門職の配置の考え方はについてあわせて答弁させていただきます。

地域文化の振興におきまして、地域の自然と歴史を知るための文化財の活用は大切なことと認識しております。合併に伴い、名寄市は2件の国指定文化財と4件の市指定文化財がありますが、これらの活用にとどまらず、広く歴史と自然にわたり調査を広げていかなければなりません。また、議員も指摘のとおり、自然界における在来の希少種と外来種に代表される環境教育もさまざまな場面で充実させなければならない課題でございます。環境教育につきましては、学校教育との連携を視

野に入れたものとして、博物館の開設以来小中学生を対象としたウイークエンド事業の自然観察クラブを実施しております。この事業には市内の自然観察指導員会の協力を得まして、主に夏期間に6回、延べ保護者を含め約200名前後の参加を得ております。現在文化財につきましては、北国博物館の業務の中で学芸員が担当しておりますが、専門分野が限られていることもあり、自然分野については十分な対応ができていないのが現状でございます。対応の不十分な自然分野につきましては、市内の自然団体のほか北海道大学の研究員、厚生労働省の薬用植物研究センターなどの専門家の方々の協力、指導を受けながら、対応しております。多方面の分野にわたる文化財の専門職を配置、増員することは、現在の市の職員採用計画からは難しい状況でございます。今後は、市内の広範な世代と人材の中で協力をいただける方の発掘を進めつつ、自然分野にも対応できる体制を目指していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、廃棄物の分別強化についてお答えいたします。

初めに、6月公布となった法律と当市の減量計画についてお答えをいたします。容器包装リサイクル法についてでございますが、一般廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行い、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることを目的としまして、平成7年6月に制定されたものでございます。また、5年ごとに見直しを行うとされておりまして、一昨年より見直しの作業が行われ、さきの国会において改正となり、平成19年4月1日より施行となったものでございます。

今回の改正の主な点は、消費者、市町村、事業者の役割分担の明確化と市町村が行う収集、こん包、保管の負担軽減及びリサイクル、リユース、

リデュースの3R運動の推進、とりわけ排出抑制、発生抑制の強化でございます。具体的には消費者は、容器包装廃棄物の分別、洗浄、汚れの除去の一層の徹底、自治体は住民に対し周知、また異物が入ったものの収集はせず、分別排出の必要性の説明、事業者は容器包装の軽量化等、発生抑制の自主的な取り組み、とりわけレジ袋については一定量以上利用するスーパーやコンビニなど、小売業者に対し削減策の取り組み状況の報告を義務づけし、削減努力が不十分な事業者は名前を公表することとなっております。市町村の負担軽減については、制度がまだできておりませんが、特定事業者が抛出した再商品化費用の余剰金の一部が市町村に支払われるということになってございます。平成13年に策定した名寄市だけのごみ処理基本計画であります。市の減量計画では平成17年度の埋め立てごみ予定量6,840トンに対し実績では6,049トン、率にして11.6%の減、リサイクル率は予定19%に対し18.2%となっております。埋め立てごみの減量に比へまして、リサイクル率が低いのは分別がまだ不十分と思われるので、今後とも分別徹底の周知を図り、減量化に取り組んでまいります。

搬入埋め立てごみについては、一般家庭ごみは風連処分場、事業系ごみは内淵処分場と指定し、ことし4月より受け入れてきましたが、3カ月を経過した時点で風連処分場に想定以上の搬入量、搬入件数がございました。行政報告で申し上げたとおり、交通事故の回避、待ち時間の解消、ごみの量の分散等を考え、料金の違いはございますが、利用者の選択により両処分場での受け入れにさせていただきまして、実施後2カ月が経過しまして、引っ越しなど移動の落ちつきもあり、かなり解消されたというふうに思っております。

また、分別が悪いとの御指摘がありますが、確かに搬出されたごみの中には資源となるものが混在しているのも事実でございました。一部の市民とは思いますが、分別が面倒だから埋め立てにす

るという考えの方もいらっしゃいます。今後とも資源の有効活用、埋立処分場の延命のため分別の徹底をお願いしてまいります。

次に、市民、事業者への指導についてお答えをいたします。リサイクルについては、国の各種リサイクル法に合わせ取り組んでおりますので、全市的に浸透してきていると思っておりますが、今回改正された容器包装リサイクル法に見られるとおり、汚れがひどく、再商品化に適さないものや分別の不徹底で異物の混入が見られる等、改善指導すべきところもあると思っております。これらに対しては、広報、チラシ等を利用した市民周知をなお図ってまいりたいと思っております。リデュース、発生の抑制は、3R運動の中でも一番大切な運動と認識をしております。市としましても生ごみの堆肥化容器助成、段ボールコンポストの普及、また名寄消費者協会と連携したノーレジ袋マイバッグ持参運動等、ごみの発生抑制に努めているところでございます。事業者の方に対しましても同様の趣旨から分別の徹底、容器包装の抑制、食品残渣物の減量など協力依頼をしております。

いずれにいたしましても、3R運動はごみの減量化、資源の有効活用など循環型社会を構築していく上では重要な運動であることと認識をしておりますので、今後とも啓発活動に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 過疎計画の具体化につきましてお答えを申し上げます。

初めに、除排雪の体制の強化についてでございます。名寄市の除排雪事業につきましては、合併によりまして当面はそれぞれの地区におきまして別方式で行うことになったところではありますが、名寄地区におきましては緊急時、災害時にそれぞれ対応できること、また児童生徒の通学路が確保されていることなどを基本方針としておりまして、生活道路の排雪につきましても1回の実施として

いるところであります。しかし、積雪や民家からの雪出しなどによりまして、交差点の見通しが悪化している状況となっておりますので、交通安全の対策として危険な状況となっている箇所につきましては、交差点内の角切り排雪を行っていく計画としていただいております。

さらに、除排雪機械の整備計画につきましては、近年名寄市除排雪指定業者におきましても除排雪事業に主眼を置いて、機械の整備充実が図られておりますので、今後はこれらを活用していく方向で考えているところでございます。

次に、2点目でございます。公園設備の再点検、再整備とトイレの設置についての御質問でございます。名寄地区には街区公園が25カ所あります。そのうち供用が24カ所でございますが、風連地区には5カ所あります。いずれも整備してから年数が経過しておりますので、危険な遊具を取り外したり、使用停止をしたり等の点検管理を行っているところでございます。トイレにつきましては、名寄地区は供用している24の公園のうち簡易、管理棟併用も合わせまして17カ所の公園に設置をしております。また、風連地区におきましては、児童公園にトイレ設置はなされていない状況でございます。新総合計画の策定の中では、再整備が必要な公園の再点検とトイレにつきましても地域要望や必要性などを考慮した上で計画づくりをしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ただいま答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。質問が前後するかもしれませんが、お許しを願いたいというふうに思います。

市の花等々の問題についてはおおむねわかりましたけれども、実はオオバナノエンレイソウ、昔は名寄の市内にも若干自生をしております、砺波が丘あるいは風連行かなくてもそれぞれ見られ

たわけですが、年々なくなっていくという、そういう状況が、オオバナノエンレイソウだけではありませんが、そういう状況にここ数年あるのだらうと思うのです。そういう意味でいくと、群生している箇所保護というのは今後どのようにしていくのかまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほどもお答えをさせていただいたところでございますけれども、市民への市の花、木、鳥などのPRも含めて、その時点での保護の部分での周知もしていきたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、オオバナノエンレイソウは非常に種子から花になるまでに時間がかかるということで、各家庭に植える方もおられるみたいでありますけれども、かなりの年月がかかるということでありまして、今回市の木、花の選定に当たりましても、基本的にはこの地域に自生をしているということが一つの視点の中に入っておりまして、シラカバもそうでありますけれども、オオバナノエンレイソウも自然の中に自生しているその姿が一番美しいということでのPRとあわせて保護についてもPRしていきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） エンレイソウの関係は、種からとるには長年かかるということで、それは私も承知をしておりますが、中身的にエンレイソウ群生地が踏み荒らされるということのないように市もその辺の徹底もお願いをしたいというふうに思っています。

シラカバであります。先ほど若干質問の中で豊栄通、実は数年前にあれやったのがもうほとんどありません。答弁の中にありましたように確かに大きくなるのが早くて、倒れるのも早い。おまけにシラカバは適期時期というか、剪定時期を誤ると枯れるのも早いし、実は大きく剪定をするとこれも枯れるという、そういう木でもありまして、

私は植樹桧に植樹する木ではないなど、それはそれとおりでと思いますので、ただ名寄を若干くると回りますと学校だとかということで結構、どういう理由で植樹をしたかわかりませんが、植樹をされています。先ほど答弁の中でシラカバアレルギー、花粉症ということで話がありましたけれども、今現状学校だとか、あるいは公共施設の中でシラカバありますけれども、その対応を今後どういうふうに考えているかまずちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） シラカバにつきましても名寄地方に広く自生をしております。選定委員会の中で聞いた話でありますけれども、森の貴公子と言われるぐらい美しい木であるというようなことが選定の理由の中にも入っていたところであります。御質問にありました植樹桧等の街路樹には適さないと、そのことはそれとおりでというふうに御答弁させていただきました。

それで、シラカバの花粉のアレルギー症ということでの御質問でありますけれども、このことにつきまして教育委員会関係、学校関係について確認したところでは、現在そのようなシラカバ花粉症にある児童生徒はいないということでもありますけれども、一つ風連と合併に伴って旧名寄市庁舎の方に勤務していた職員が風連庁舎に今回異動で勤務する状況の中で、四、五名シラカバ花粉症のアレルギーではないかと、鼻水鼻詰まりといいたいでしょうか、そんなようなことが実は報告があったところでもありますけれども、因果関係、しっかりとした関係ではありませんけれども、そんな報告が1点ありました。

それと、もう一点、8月の下旬でありましたけれども、市民の方から市長あてに文書で投書がございまして、新市の木の選定に当たってシラカバを選定したということを広報で知りました。しかし、シラカバというのはシラカバ花粉とアレルギーと果物との因果関係があって、非常に危険な

部分があるというようなことで、学術的に聖路加病院の耳鼻咽喉科の先生の文献、論文をもとにしてそのような投書といたしましょうか、御意見があったことを報告させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） シラカバの植樹については、自然木の中でということですから、特に私は植樹を進めるということではなくて、後半の花粉症の問題が大きかったものですから、それについてお聞きをしたかったわけで、それは理解をいたしました。

次に、文化財専門職の扱いとその他の専門職の扱い、先ほど答弁いただいた中で職員の配置はできないということでありました。私もそれは承知をしておりますけれども、承知をしているという意味はつくるなという意味ではないのですが、中身的に既にそれぞれ第一線を退いた方でそれに詳しいような方等々含めてかなりいることは事実だというふうに私思っています。それで、答弁の中でもありましたけれども、そういうところは学校と連携をとりながら今もやっているということですが、名寄の動植物の歴史というか、そういうのも2年前に、3年前でしたっけ、できた名寄市史の中にも一部歴史が載っているのですが、非常に見づらいことも事実でありまして、そういうのをもう少し写真等々でというふうに私はした方がいいのかなと。

実は、皆さんも知ってのとおりタンポポが、セイヨウタンポポに実は在来種侵されているという状況であります。今。あのタンポポをいうと、実は外来種の方が単で発芽してふえていけるけれども、在来種は多く受精をしないと生きていけないという、そういう種類だそうでありまして、そういうところから見ると、私は余りタンポポ好きではないのですが、そういう在来種と外来種の扱いも含めてありますから、そういうところの勉強も私は子供たちと一緒にする必要のあるのだろうと思うのです。たしか先月だったと思いますが、道

新に湧別のある学校の池の話が載っていました。それは、実はもう池がどぶ臭くて、壊そうかということであったのだそうではありますが、ある研究員の方に頼んだら、実は希少種でトゲウオ科の魚がそこに住んでいたということで、町ぐるみでその池を直したという話がありましたけれども、そういうことも専門家がいることによってできるだろうというふうに思いますから、そんなところについては職員でなくてもいいですから、専門家をより一層求めて、学校との連携、新名寄の歴史を生徒に教えるということが重要だろうと思いますので、その辺については早急に専門職を求めておきたいと思います。

次に、容器包装法の関係、ごみの問題であります。ちょっと聞きたいのは料金の体系が風連と名寄が違ふと。これによってどう規制をしても風連に搬入をすることが量的にどうしても多くなるのだらうと、私はそういうふうに思っているのですが、この料金の統一化というのはどのぐらいに考えているのかちょっとお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） これは、町内会長、それから行政区長との懇談会の中でもその問題について出されました。それで、名寄処分場と風連の処分場の料金体系がかなり違うということで、今後どうなるのだということでお話がされました。これについては、早急に解決をしなければならぬ問題だというふうに思っておりますし、現在廃棄物等の協議会がございますので、その中でどのような料金体系がいいのか、それらについて今の現状、風連処分場に入っている現状、そして名寄処分場に入っている現状、そういったものをかんがみながら、どういった料金体系がいいのか、その辺で協議していただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） このままでいきますと、風連の最終処分場は計画より早く満杯に恐らくな

るのだらうと思うのです。第2期工事やって、土地があるそうでありますから、第2期工事やったにしても、埋め立てする場所だけでなく、水を扱うモーターポンプ、ポンプですか、ポンプの問題も含めて考えると相当な額になるのかなというふうに思うわけです。そこで、一定の料金を統一化をすることによって、わざわざ遠い風連まで行くよりも、統一化をしたことによって名寄に、内淵にごみを廃棄ができるという形にした方が私はよりいいのかなというふうに思っていますが、その時期も今部長のお話ですとすぐにはならないような状況でありますから、早急にその辺の扱いについて進めてもらいたいというふうに思います。

そこで、もう一つ、発生抑制の問題が一番私も重要だろうというふうに思っています。3Rの目標の中で政府は5%削減というふうに言っているようではありますが、今後業者あるいは団体の啓蒙を含めてどのようにもう少し強めていくのかということが一番やっぱり重要だろうと思うのです。きょうも実は昼弁当をとって食べたのですが、弁当箱でなくて廃棄物の容器だったということもあるのでありますが、そういうところも含めてどのような指導を進めていくのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 今言われましたとおり、まだそうした容器のリサイクル、あるいは発生抑制というのが十分にされていないというのが現状でないかなというふうに思います。しかしながら、ノーレジ袋マイバッグ等の運動を通して消費者にも徐々に広がっておりますし、また市内の大型店においてもレジ袋を渡さない、あるいは利用されない方については出さないという、そんなことで対応されております。こうしたことで、それぞれの大型店、あるいは業者の中で努力をしていただいておりますけれども、行政としてもやっぱりそうした連携といいますか、そうした業者との協議といいますか、お願いをする場、そうい

ったものもやっぱり設けていかなければならないのかなというふうに思っております。それについても現場の方でそうした対応について今指示をしておりますし、そうしたことをすぐ実行できないかもしれませんが、なるべく早くそうしたことで連携がとれればなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 精いっぱい啓蒙をお願いをせざるを得ないというふうに思います。

実は、初めのときに名寄の市民、分別の方法が悪いというふうに話しました。この8月にその他プラスチックのところに実は行ったのでありますが、これが半端でありませんでした。暑いということもあったのですが、ハエがすごく飛んでいるのです。においがすごいのです。なぜかと聞くと、事業系のプラが多いのだというふうに聞きましたけれども、洗っていない。汚い。袋の中にウジがわいている、そういう状況だそうであります、聞くところによりますと。私は、8月に2回行きましたが、それは全然直らないという状況を聞いて、唖然としたのでありますが、最終処分場よりまだにおいがひどいと、きついというような状況でした。そこに働いている方はなれっこになったのかもしれませんが、私が行ったときには非常ににおったという、そういう状況であります。ですから、もう少しこれは一般市民、先ほど事業所とも言いましたけれども、一般の市民も含めてもう少し分別のあり方や洗浄のあり方も含めてきちっとやっぱり啓蒙、啓発をしていかなければいけないのではないのかというふうに思っていますが、その辺どうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 御指摘のとおりでございます、それは本当に早急に進めていかなければならないことだというふうに思っています。8月のその廃プラスチックの汚れについてという部分で報告受けていませんでしたので、ちょっと状況についてつかんでおりませんが、

そうしたような状況、現場での状況もすぐこちらの方に上げてもらいまして対応できるような、そして市民に啓蒙ができるような、そんなような対応を図ってまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） そのことで精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問に移らせていただきたいと思いますが、先ほど松尾部長の方から除排雪の問題について、あるいは公園の点検、整備、トイレの設置の問題で答弁をいただきました。除排雪の問題について今冬風連と名寄地区それぞれ今までどおりの取り扱いをするということですが、風連と名寄の違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 名寄市につきましては、作業はすべて民間にお願いすると、民間委託方式ということでございます。風連地区につきましては、JR宗谷線より西側、市街地でございますけれども、その部分で直営で行っていると、そういう違いでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 名寄は民間で、風連はJRより西地区は直営ということですが、これはただ単にそれだけの違いなのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 一部御意見をいただく中では除排雪の、言葉語弊ありますけれども、レベルの違いもあると、そういうことでお話を伺っていますけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（松尾 薫君） いや、結果として、回数も違いますし、結果として除排雪のレベルが違っていると、そういう御指摘をいただいているのもあります。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） レベルも回数も違うと、非常に問題が大きいのではないのかと私は思うわけでありまして。名寄に住む住民も風連に住む住民も名寄市民であります。同じように私はサービスを受けることが当たり前だというふうに思っています。除雪にしても、先ほどのようなごみの問題でもそうですが、サービスを同じようなレベルで受けるのが市民だと、私はそういうふうに思っていますから、これは非常に大きな問題だというふうに思っています。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議の経過を話した方がわかりやすいというふうに思っておりますので、先ほどのごみの体制の問題もそうなのでありますけれども、やはりどうしても一致をしない部分は一定程度様子を見ようということに相なりました。ごみのことでいいますと、ごみは収集の方法がまず違います。名寄の場合は、事業系と一般家庭系とはっきり分けて収集していますから、それぞれやりやすい。風連の場合は、ほぼ家庭系のごみとして扱っていると、そういうことで、処分場の料金の統一をしようと思ったら、そこからまず入らなければならないということがありまして、当時料金統一に至りませんでした。実態を突き合わせしたのでありますけれども、やはり事業系のごみは事業者の努力で、事業者が自分で集めて処分をするということに風連の場合になっておりませんでしたので、しかし分別だけは非常に進んで、名寄よりもはるかに進んでいるということでありました。その辺が非常に難しさがあって、一定程度料金統一にまで、収集の方法も含めて料金統一まで時間をかけようと、こういう経過でありますので、その内容についてひとつ御理解をいただきたい。

さらに、今お話がありました除雪の問題でありますけれども、除雪の体制も実施する体制も違い

ありますけれども、内容も除雪の回数であるとか排雪の回数であるとかそれぞれ違っておりました。したがって、それを統一するという事は非常に一遍にはいかないということでもありますので、除雪のレベルの問題は当面今までやってきた除雪のレベルの問題でいきたいと思います。ただ、体制、直営でやるのか民間でやるのかというのは、これは執行権の範囲内にありますから、執行の中でいろんな努力をして、効率的にやっていきたいと思います。こういうふう結論づけたところでもあります。そのときに盛んに言われておりましたサービスは高い方に合わせて、負担は低い方に合わせ、これは非常にやりやすいわけにありますけれども、しかしそれだけではできないと。それだけでは持ちこたえない。特に除雪の場合は顕著であります。排雪回数を多くすれば多いほど、風連の排雪回数を多くすると名寄の排雪回数を多くするのは非常に財政的には困難ということになりますので、この辺については少し時間をかけながら着手をしていこうと。おっしゃるように同じ市民でありながら、二つのサービスがあるのはいかがかと。一国二制度ということを一時的に中国はやりましたけれども、ややそれに近い形で一国二制度でしばらくやっていかなかったらならないのではないかと、この辺が折り合いでありました。したがって、これからはその一国二制度を一国一制度にしていくためにどうお互いに理解をし合っていくかということに相なってくるというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 合併協議の中身は承知をして話をしているのでありまして、サービスのレベルが違えば、それがやっぱり今後市民がどのような形で行政に言ってくるのか、あるいはそれぞれ議員に話をしてくるのかということも大きな問題に私はなってくるのかなというふうに思っています。冬期の問題でいきますと、交通対策だけでなく、安全問題だけでなく快適な生活を送る上で重要な問題だというふうに思っていますし、

冬の防災対策というか、そういうところも実は重要な問題だろうというふうには思っていますし、もう一つは夏場のバリアフリーはよく言われるのでありますが、では冬場のバリアフリーって何なのだろうかと、そんなところも私は若干頭の中によぎりまして、では風連と名寄の差はどんな差があるのだろうか、私そういうふうに思ったものですから、今回の質問をさせていただきました。中身的にいつになるのかというよりも、今冬はだめなら来冬がいいのかどうか、その辺の扱いについても一度答弁をもらいます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 少し時間はかかるということですから、来年すぐレベルを同じにするということは非常に難しいというふうに思っております。これは、本当に住民の生活に直接かわることですので、お互いこの折り合いがつくといいですか、合意を得るまで時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 何ぼやっても押し問答で全然進まないようでありますから、この問題はまた次回のときに再度やりたいというふうに思います。

先ほど渡辺議員が公園の問題で話をしましたが、私は余り触れないでおきたいと思うのですが、公園の設備点検、再整備というところでいくと、一定程度先ほど渡辺議員の中で答弁がされておりましたけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○3番（竹中憲之議員） 失礼しました、山口議員。

それで、一つは、聞きたかったのは25公園のうち17カ所のトイレがあるということですが、昨年第3定で佐藤議員の質問で浅江島の東側にトイレ欲しいという話の中身でありました。浅江島の東側のトイレの扱い、これも実はこの中にトイレの設置というところでひっかかるもので

すから、来年度できるかどうか含めてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 浅江島公園の東側へのトイレの設置につきましては、かねてから要望をいただいているところでございます。平成19年度、来年度に、管理棟横にポンプ室があるのですけれども、そのポンプ室を活用して新たに、非常にシンプルではございますけれども、男女共用のトイレの設置をできるように今検討させていただいております。19年度実現できますように進めていければと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） トイレの関係はわかりました。わかりましたが、公園の設備点検、再整備の問題で、実はそれぞれの児童公園等々含めてトイレを設置をしていく、あるいはいろんな設備をすることによって冬期の管理の問題等々含めて出てくるのであります。特に遊具あたりは冬期の管理が非常に大変だという、浅江島あたりの遊具も非常に大変な秋になって、春になってということで、出したり入れたりということでもありますけれども、その辺の管理の扱いについてそれぞれの町内会に任せっきりのかどうなのかちょっとそこら辺お聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 町内会にお願いをしている部分は非常に多いわけですが、町内会と御相談をさせていただいて、市の方で越冬用に撤去する方がいいと、そういう場合につきましてはそのようにさせていただいておりますが、基本的には地域の皆さんに見ていただいているという状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 地域の皆さんにお願いをするということですが、先ほど答弁の中で事故があってという、遊具で事故があってという話がありました。これは、春、秋に直轄でやる

かどうかは別にして行政の方でそれぞれ取り外し、取り付けをやるとしたら、そのとき点検もできるはずなのです。そういうことをやっぱりきちっとやっていった方が私はいいというふうに思っていますが、その辺の見解についてお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 御指摘の内容、そのとおりだと思いますので、検討させていただきたいと思いますが、毎春一斉に一定の点検マニュアルというのがございまして、そのマニュアルに従って公営住宅の中にある公園施設も含めまして点検をしているということでございます。点検をして、要修理の箇所につきましては修理をしていると、そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） あと何点かありますが、余り時間を使うと後の人にまたいろんな中身が出るのかなというふうに思います。

ただ、何点か求めた扱いについてそれぞれ行政の中で議論をさせていただいて、来春から、新年度からやれるものについてはやっていただくということで求めて、私の発言を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員） 総合計画における地域振興、地方分権の施策を外2件を、佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問をいたします。21人登壇中の21人目ということで、職員の方、それから理事者の皆さん、傍聴席の皆さん、それから報道関係の皆さん並びに同僚議員の皆さんも大変お疲れのところとは思いますが、いましばらくの辛抱をお願い申し上げます。

初めに、新名寄市総合計画は、風連町・名寄市

合併協議会が策定した新市建設計画をもとに今後10年間、平成19年度から28年度のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために策定するもので、市民と行政が共通の課題認識と目標を持ち、地域が一体となって取り組んでいくための行動指針となるものであります。コンセプトは、協働のまちづくりであり、少子高齢化の進行、地方分権の進展、そして厳しい財政運営などの状況下において、市民と行政とがよきパートナーとして目指すべきまちの形を模索し、ともに構築していく作業を実践するものであります。住んでいてよかったと思えるまちをつくるため、住民が主役の参画と協働、そして住民自治、地域自治の確立を求めて、今まさにその歩みを始めんとしているところであります。8月21日から総合計画を考える地域懇談会が始まって、12会場中7会場が終了し、9月6日には市民100人で構成される総合計画策定審議会も12月の答申に向けて始動したところであります。庁内策定委員会もそれに先立ち動いており、全市全庁総合計画一色の感ではあります。しかし、改めて総合計画策定スケジュールを眺めてみると、例えば策定審議会の諮問から答申までの期間が3カ月足らずと余りにも短い、早過ぎるのであります。新しい名寄市の今後10年間にもわたる夢を語る時間がわずか90日、2,160時間しか許されていないのであります。拙速とは決して言いませんが、このことを的確に言いあらわす言葉を私は探しあぐねているところであり、

さらに、疑問と矛盾と抱かざるを得ないところがあります。市民と行政のパートナーシップでそれぞれの地域の特徴を生かしたまちづくりをうたいながら、コミュニティーの育成や支援を強めると書き込みながら、ネットワークの形成と表現しながら、市民と行政が心を合わせた協働のまちづくりとまでも言うておいて、今現在まで存在し、着実に実を結びつつあった取り組みが既に欠落しているのであります。地域のことはまず地域で集

まって、固まって話し合う、地域の夢と課題をとことん語り合う、そしてその地域を知って、汗と知恵とを絞る職員がいる。そこには市民と行政以前の人と人との熱い関係がしっかり根づいているのであります。そんなことの集大成がまずは新しいまちの勇気に満ちた力強い総合計画になる、私はそう確信をするものであります。過去の知恵に習う知恵、現在の情熱を持ち続ける情熱、そして未来に夢を膨らます勇氣、この三位一体の取り組みをまずは地域から始める。手間暇かけてなのであります。当局の見解を求めるものであります。

次に、風連一般廃棄物最終処分場の管理状況についてお伺いをいたします。同処分場は、平成11年に工事費約7億5,000万円で建設、翌平成12年度から26年度までの15年間の使用期間で供用を開始し、現在に至っているものであります。合併を境に処分量が急増し、一時は目標年度まで使用が危ぶまれたほどでありましたが、その後7月から再びほぼもとの穏やかなラインをたどっているようであります。しかし、現在も一歩現場に足を踏み込みますと、ストーブ、車のバンパー、洗濯機など指定物以外の混入が目に見え込んでくるのであります。市民として当然の義務が甚だ残念ながら果たされていないことに暗うつとなる思いを抱くのは私一人ではありません。ルール違反を許さない現場での毅然とした管理指導者の配置を強く求めるものであります。

さらに、処分地周辺は三方が農地であり、春先の強風時にはビニール類の飛散が甚だしく、このことを事前に防止する意味においても現場への人員配置を定めるべきであります。

三つ目として、風連中学校改築に係る今後のスケジュールについてお伺いをいたします。風連中学校は、昭和39年4月11日深夜、突然燃え上がった炎に包まれ、防火壁と集合円筒のみを残して無残にも焼け落ちたのであります。当時3年生になったばかりの私たちは、風連小学校体育館にベニヤ板で仕切った教室で、落ちてくるハトの

ふんに悩まされながら、隣の教室から伝わってくる騒音にいら立ちながら、授業を受けた記憶が今でもまざまざとよみがえってくるのであります。その間町関係者の不眠不休、東奔西走の努力と町民の皆様の献身的な協力、そして町内外の多くの善意に支えられて、突貫工事で校舎の再建は進められ、6カ月後の11月、初雪の降る中自分たちのいすを持って、鼻につんとくるペンキの香りにも心をときめかせながら、真新しい校舎に入ったときの感動感激は、喜びは42年が経過をした今でも忘れることができません。

設計から完成まで6カ月という超短期間の校舎建設でありながら、現在に至るまで都度の補修を重ね、あるいは歴代の先生方、生徒の皆さんの努力に助けられながら、今でも驚くほど清潔に管理されており、このことは驚嘆に値すると言っても過言ではありません。しかしながら、42年間にわたる厳しい北国の風雪は着実に校舎をむしばみ、耐震性も含め劣化の度を増していることは紛れもない事実であります。そのような経過も含めて、風連町・名寄市合併協議会の協議事項においても最優先課題として位置づけし、18年着工、21年完成のスケジュールが上程されてきたところでもあります。その後、6月の予算委員会において学校施設整備に対する国の負担金補助金制度の改正、耐震化事業を含む施設整備計画の義務化などによりおくれが出るとの説明を受けているところでもあります。改めて風連中学校校舎改築事業着手のおくれにかかわるその後の経過、耐震化事業を含めた施設整備計画の内容、同計画策定作業の進捗状況、そして改築に向けた今後のスケジュールの提示を求めるものであります。

風連中学校の改築と合わせて、風連町学校校舎建設等検討委員会専門部会から風夢プロジェクトとして小中連携教育の推進が答申されていますが、この答申をどのように受けとめているのか。また、その後の取り組みはどうなっているのかお伺いをいたします。さらには、この答申では小中連携教

育の推進のため、小中学校の校舎を隣接して建設するよう提言をしているところでもありますが、これについてはどのように検討されているのかについてもお答えをください。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きな項目で3点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては生活福祉部長より、3点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の総合計画における地域振興、地域分権の施策をの中で、小項目の1点目、ポスト地域協議会について、2点目の地域担当スタッフ制についてあわせてお答えをさせていただきます。旧風連町では、第3次総合計画を策定するに当たって、地域が活発になることによってまちが活性化されるとの考えから、全町を12ブロックに区分して、それぞれの地域に地域協議会を組織し、総合計画の基礎となる地域づくり計画書を策定してきました。今名寄市では、平成19年度からスタートする総合計画の策定作業を進めておりますが、旧風連町で行ったような地域協議会を設置しての計画書づくりではなく、市民と行政が共通の課題意識と目標を持ち、地域が一体となった取り組みをするために地域懇談会、職域団体等懇談会、さらには市民からの意見、提言を募集しながら、市民と行政の協働を基本とした手法で計画づくりを進める考えで、既に地域懇談会の開催を実施しているところでもあります。

御質問の風連地区で行ってございました地域協議会、地域担当スタッフ制につきましては、合併を機に新たな総合計画がつくられることから、本年1月に協議会の代表の方にお集まりを願って協議した結果、解散することで協議が調っておりますが、地域担当スタッフ制については今まで地域とかわって来たこともありまして、急に廃止する

ことになりますと地域活動に支障を来すことになりましますので、ことしは職員の協力を得ながら、地域の要望にこたえてきたところでありま。新市における将来に向けての地域づくりのための新しい組織をどのようにするかは今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、風連地区最終処分場の管理のあり方についてお答えをいたします。

指定物以外の混入に対する対応と人員を含めた管理強化をとということで御質問がございました。風連最終処分場は、平成12年に供用開始、平成26年までの15年間埋め立てをする計画でございます。処分場の管理運営については、受け付け、現金の取り扱いを市の嘱託職員1名が行っており、処分場内の整地等の他業務につきましては民間事業者へ委託となっております。また、前年度の処分場の埋め立て量は、計画では年1,700トン程度見込んでおりましたが、実績では年400トン程度とかなり下回った搬入量となっております。本年4月以降、名寄地区の一般家庭系埋め立てごみの受け入れにより、4月から8月ころまでの搬入量は360トンとなりました。これは、昨年同期と比較しまして1.8倍、4月、6月では2.3倍となっております。また、7月から搬入を風連、内淵両処分場で受け入れたため、現在はかなり少なくなってきたと思ひますが、今後の推移を見守っていきたくと思ひております。

御提言の人員を配置しての管理指導についてということでございます。現委託業務の中では難しいと思ひますが、当面毎月1回開場する第4日曜日には職員を含め人員を配置していきたくと思ひております。

飛散防止対策につきましては、毎日覆土が原則と考えますが、状況に応じて重機による転圧、

整地で対応したいと考えております。また、万が一飛散した場合は、速やかな回収に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目3の風連中学校改築に係る今後のスケジュールについてお答えいたします。

初めに、耐震化率等施設整備計画についてお答えいたします。御案内のとおり、国の三位一体改革に基づく義務教育費国庫負担制度の改正に伴い、学校施設整備に対する国の負担金補助金制度が改正されました。学校施設の耐震化事業の推進を重点とする安心・安全な学校づくり交付金制度が新設され、本年度からは学校改築改修事業を含め耐震化事業を柱とする市町村施設整備計画を作成しなければ国の財政支援措置を受けられないことになりました。また、この計画策定の前提といたしまして、昭和56年以前に建築されたすべての学校施設の耐震診断の実施が求められております。名寄市には耐震診断の対象である校舎、体育館などが12校38棟ございまして、その実施費用が多額となることから、道教委の助言を受け、まず本年度耐震化優先度調査を実施し、これを受けてさらに現在名寄市小中学校適正配置等検討委員会で検討いただいている小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方及び今後の方向性などについての提言を踏まえながら、平成19年度に名寄市小中学校施設整備計画を策定したいと考えております。

施設整備計画は、まず耐震化優先度調査の結果を踏まえ、耐震診断をせず耐力度調査を実施し、改築を計画する学校施設と耐震診断を行い改修補強を計画する学校施設に振り分け、これをもとに小中学校適正配置計画及び他の公共施設の耐震化計画や市の財政計画などとの調整を図りながら、学校施設ごとに耐震診断や耐力度調査の実施予定年次、改修、補強、改築などの事業手法及び実施

予定年次、さらに市の学校施設全体の耐震化整備目標及び事後評価に関する事項などを盛り込むこととなります。

風連中学校につきましては、平成10年に耐力度調査を実施しておりますので、その結果を本年度実施します耐震化優先度調査に反映させ、来年度策定する施設整備計画の中で位置づけを明確にした上で改築事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についてお答えいたします。ただいまお話のございました風夢プロジェクトは、教育現場のすぐれた実践的な取り組みから生まれたもので、名寄市との合併を好機として新名寄市民としての自覚と現在ある風連校のよさをさらに伸ばし、夢あふれる学校を実現する学校教育総合計画でございます。例えば風連地区5校の小中連携した教育目標の設定、風連中央小での6年生への主要4教科の教科担任制、交通安全と声かけ運動、小中連携の地域清掃活動、農業体験学習、小中高校の生徒指導担当者による風連地区生徒指導委員会の開催、日進小中学校での中学校教員による小学校授業への乗り入れなどは今年度から実施されております。また、2学期以降の取り組みとして、風連中への体験入学、風連中教員による小学校での出前授業、風連4小学校の交流学习などが計画されております。小中連携教育の推進のための校舎の隣接地建設の提言につきましては、一定期間の実践を経て、その成果や課題を見きわめることが大切であると考えております。また、将来的な学校統合の可能性なども視野に、全市的な小中学校配置計画の中で検討していただくことも必要であると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今それぞれ御答弁をいただきました。何点かについて改めて質問させていただきます。

初めに、総合計画の関係なのですが、合併前の

風連町には今答弁の中にもありましたとおり地域協議会、それから行政側としては地域担当スタッフがそれぞれ張りついておりまして、総合計画策定の段階から相互がお互いに地域の問題、課題を掘り出して、まとめて、そしてその集大成を総合計画にのせたというようにいきさつがあるものですから、当時はまだ地域分権だとか、それから協働だとかいう今はやりの言葉はなかった時代ではなかったかと思いますが、そういう取り組みが既になされておったわけです。

それで、私たちがそこで学んだことは、やはり先ほど私が申し上げましたとおり地域のことは地域の市民が一番よく知っているということで、そして通り一遍の接触ではなくて、事あるごとにやはり担当の職員の方がいろいろ相談に乗ってくれたり、アドバイスをいただいたりという形が結果いい地域づくりに貢献してきたというふうにも思うものですから、新しい総合計画の中でもぜひ必ずその仕組みを取り入れるべきという考え方からあえて提言をさせていただいているわけですが、先日100人の市民の皆さんで構成されています総合計画の策定審議会を傍聴させていただきましたが、そのときの磯田元副知事の講演でもありましたが、やはり地域の思いを拾い集めることがまちづくりにつながるのだよというような講演の内容があったかと思いますが、まさにそのよき実践例が名前はともかくとして地域協議会であり、担当スタッフ制度であったなど、我が意を得たりという思いで講演を聞いていたわけですが、これは先ほど来議論があったとおり、これから地域自治区の設置も検討されていく状況の中で、名寄地区、風連地区同時に用意ドンということには当然いけないわけでありまして、それはまだら模様で結構だというふうに思うわけですが、ただその基本的な考え方だけはしっかりと組み込んでおくべきだと。そして、いつでも体制ができた時点でそのシステムに乗っかっていくというふうな段取りが必要だというふうに思います。

質問の中では、あえて地域スタッフとか地域協議会という書き方はしなかったのですが、それは従前の名前等にはとらわれるべきではなくて、全くまた新しい発想でいくべきだということで、あえて質問の中では使わなかったわけですが、具体的にはそういった旧風連町で行っていた仕組みがあります。その仕組みを何としても入れたいと。これから先ほど申し上げましたとおり100人で構成される審議会の中でもる検討されていくので、ちょっと僭越かなというふうには思いましたが、あえて質問として取り上げさせていただいたわけですが、その辺の過去風連町が取り組んできたこの手の仕組みの実績も含めて、行政側から見た評価と申しましようか、そういったものもあるでしょうし、それからそれをもとに今後はこうあるべきだというふうな思いも多分あるかと思えますので、そのあたりの事情に一番詳しい小室助役の方から御答弁をいただければ、ぜひ私は基本的な考えを入れるべきだというふうに思うものですから、その点について今のお話も含めての改めでの御答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 御指名を受けまして大変ありがとうございます。今御質問がありました風連で行われたまちづくりの総合計画のつくり方、これについては風連のお方は御存じかなと、このように思うわけですが、第3次総合計画作成段階で職員をブロック分けしまして、そしてそれぞれの地域に入って、地域の課題、問題、そして解決の方法、地域がやる仕事、行政がやる仕事、また共同でやる仕事と、こういったものを洗い出しながら、各行政班を中心にしながら、4日程度かかって1班回った経過がございます。その結果、地域ごとの冊子ができ上がってきたということの経過、これは前期でございます。そういう経過をもとにしてきたと。それが後期に引き継がれ、後期においてはスタッフの入れかえ等もありません、若干薄れてきた傾向にあったわけござ

いますが、非常に職員にとっては地域においていろいろな課題が、自分の仕事以外の話がどんどん出てくる、そういったものをわかる範囲の中で答えながら、そしてわからない部分はさらに持ち帰り、担当者の方と打ち合わせしながら、地域におろしながら進んできた、こういう思い入れがあるわけでございます。そうした中から、地域が活性化するためには当面何をすべきかというようなことで、それぞれの地域が話題を出していただきながら、そして今残っているのが地域の祭典とあわせて地域の行事としてそれぞれビールパーティーやったり、演芸会やったり、それから郷土芸能の発表会やったりというようなことで、今現在15年ぐらいになるわけですが、続いてくると、そういう経過がございます。非常にそういう面では風連町という一つの中でやってきたものですから、地域がある程度大きくなかったせい、そういう面ではやりやすかったのかなというふうな思いをしているわけでございます。

ただ、これから向かっていく自治区の体制でございますが、小学校区をベースにしながら考えていくと。風連も同じような形で小学校をもとにしてそういった割り振りをした経緯がございます。これが今も残っているそれぞれの下多寄地域とか日進地域とか、そういう形で残っているわけでございますけれども、いずれにしても名寄の大所帯の中の人口でございますから、本当にそういう形でできるのかということ、非常に困難性があるのではないかと感じておりますし、また職員もその時点では本当に一生懸命やったなというふうに思いますし、またそのことが本当にどうだったのかなということ、地域ごとに格差が出てきたと。ある地域は一生懸命職員も一緒になってやったけれども、ある地域ではただ職員がイベントの手伝いだけに使われたというようなことから、非常に職員同士の格差がございまして、不満もあったというふうなこともございます。今それぞれ新しいまちづくりをつくるわけでございますから、

この辺の反省も踏まえ、そしてまたいいものは残していくという私なりの考えは持っておりますから、風連のスタッフ制はなくなっても、職員がそういうことで協力できる体制がこれからできるかどうかという問題についてもこれから職員と話し合いをしながら、組織的でなく、ボランティア的な活動の中でそういった組織を目指していきたいなど、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 御指名はなかったのですがありますけれども、今風連さんの大変いい事例を聞かせていただきまして、実は反省材料としてお話しすることがこれからこの制度を考えていく上でいいだろうと思ひまして、名寄市でも実は総合計画策定のとき16のブロックに分けて、職員を配置して、地域担当制を取り入れました。総合計画の議論をその場でいただきまして、職員がそれぞれの地域でそれぞれの課題なり、あるいは全市民的な課題なりを議論したというところで総合計画はまとめ上げたのでありますけれども、その後の地域と職員との関係がどうも機能的にうまく回らない。今風連さんでも多少温度差があったと言いましたけれども、名寄市の場合も温度差がありまして、どうしてもうまく機能しなかったということがあります。総合計画をつくるまでは機能したのでありますけれども、それ以降はどうしてもうまく仕組みが回らないということで少し歯ざりしりをしたことを覚えているのでありますけれども、そこでちょっとスタイルを変えまして、職員と地域との結び、あるいは職場の結びどうするかということで出前講座を実施いたしました。これは、ちょっとスタイルは違うのでありますけれども、職員と地域、職場がどういうふうに接点を持てるかということを考えて、出前講座をテーマごとに、建設テーマなら建設部の職員が行く、年金なら年金の担当職員が行くということで、10人以上のグループでやっていただいたという経緯がございまして、どちらかというと名寄市の場

合はひょっとしたら失敗例かもしれませんので、この辺は今小室助役からありましたとおりで成功した例、失敗した例をあわせまして、今後職員と地域との関係をどう仕組みづくっていくかといういいテーマになるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 小室助役らしからぬ弱気な答弁が戻ってきたので、ちょっと心細くなったわけですが、私はその地区、その地域によって格差が出るというのは当然のことだというふうに思うのです。ですから、何もかにも右も左もすべて均一にいくなんていうのは夢のまた夢でありますから、まず考え方として格差が出ることは当たり前なのだ。では、その弱い部分をまたどういうふうに手当していくかということがそこが行政の力ですから、ですから私が言うのは行政というのは協働という言葉でも表現されるとおり、決して私たちはおんぶにだっこを求めているものではなくて、やはりお互いがつかず離れずの関係でいくのが一番よろしいというふうに思っているものですから、そういうでここが出ることを決して恐れないというふうに進んでいただきたい。

ことし風連地区で言えば各田舎神社祭りが終わって、イベントにも今お話しのとおりこの制度がなくなったということでかつての担当職員の方が有休をとって来てくれました。そこになって私たちが初めて大変ありがたかったことなのだというふうに思ったわけですが、ただしイベントの手間として私たちが考えていたのでは決してなくて、そこでやはりいろんな交流が生まれてきて、信頼関係が生まれてくるのです。ですから、言ってみれば例えば小室さんがその地区の担当でしたら、小室さんが総合窓口なのです、東風連担当の。だから、福祉の問題であり、教育の問題であり、とりあえず小室さんにちょっと言ってみようや、相談してみようやというようなことになる

わけですから、この問題はあの窓口、この問題はこっこの窓口ということではなくて、やはりそこはさっきも言ったとおり人対人の信頼関係をしっかりと築くことが一番しっかりしたまちづくりにつながるわけですから、これは何をさておいても抜かすわけにはいかないということで、今助役の方でも力強いまたメッセージもいただきましたので、大いに今後の議論に期待をしたいところであります。

それから、そのときやはり審議会のときに配られた基本構想の、未定稿であります、事務局からというのがありまして、その中にもしっかりと、ちょっと読み上げますが、住民活動は地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりにとっては欠かせないものであり、住民力の結集や住民と行政との協働体制の確立が求められます。その具体的なツール、道具が今お話ししましたとおり私はやはりかつての、名前はどうでもいいのですけれども、地域協議会あるいは地域担当スタッフだというふうに思います。名寄地区でも幸いに経験をされているということでもありますので、経験はよき教科書、先生になりますので、それを生かして、さらに新たな飛躍を挑戦するべきだというふうに思います。

最後、この問題についての私の総括は、継続は力なりであります。やはり続けることが力になると。失敗を乗り越えて、あるいは成果をしっかりと抱き締めて次のステップに進むというのが私は本当に血の通ったまちのあり方、これは大きい小さい関係ないのです。よく言われるとおり、風連でできたけれども、名寄ではできないというふうな言われ方をよくするわけですが、今もそんなニュアンスはあったわけですが、私は逆だと思っております。名寄でできることが風連でできないということはあるかもしれませんが、風連でできて名寄ができないはずないというのが私の基本的な考え方でもありますので、先入観にとらわれない、先ほどお話あった除雪なんかもそうで

すけれども、先入観にとらわれないと。規模が大きいからといったってただか3万ですから。そうですよ。これが30万とか、旭川とか、札幌の190万都市になったら話はちょっと変わってくるかもしれませんが、言ってみればただか5,000人、3万人の世界ですから、ほとんど市内の皆さん顔見知りですから、その辺はまだまだ可能性があるというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次の二つ目の問題にいきます。この最終処分場、風連に限ってですが、7億5,000万円、私算数が余り得意ではないのですが、15年間で割り返したら1年間の償却が5,000万円ですね。これは、非常にわかりやすい理屈なのです。この間も処分場行って見てきました。今多分、私のお目です。余り当てにはなりません、15年間の7年間経過しているのですけれども、まだ4分の1ぐらいなのです。ですから、あと8年残っているわけですが、多分今のペースでいけば、先ほど御答弁の中にも数字ありまして、1,700が400ということになっていますので、まだまだ長もちすると。例えばこれ30年間使ったとしたら、1年間の償却費は2,500万円まで落ちるわけです。これほどの行財政改革はないわけですから、ですからその辺も市民の皆さんによく理解していただくと。であれば、1年間に2,500万円節約できるとなると、1人の委託でも直営でも職員置いたって、これは極めて安いコストだというふうに思うのです。ですから、あえて最低1人の、今の状況では現場の管理監督はできませんから、ですからこれは安いものだ。100万円かけたって、200万円かけたって、2,500万円年間節約していけるのであれば安いものだというふうにあります。

それから、もう一つ、人員配置を置くべきだというのは、先ほど申し上げましたとおり周辺が農地でありますから、これは私も答弁を見て、山内部長も少し考え方が、もう少しびりっとしてほ

しいなというふうに先ほどの竹中さんの質問に対する答弁も聞いて思ったのですが、どうもまなじり決してというふうな思いが伝わってこないのです。ごみの問題というのは、釈迦に説法ですから余り言いませんが、やはり腹くくってやらなければできないのです。これは、担当部長ですから一番よく御存じだと思います。答弁にもありましたとおり、例えばごみのビニール類の飛散があったときは速やかに対処します。これあってはいけないのです。これは、ことしの春かなりあったということ踏まえて、あえて申し上げているわけですが、出たからそれにイタチごっこのように後追いでやると。これは事と場合によりますけれども、この飛散を防ぐということはそれほど技術的にもコスト的にも難しい問題ではないというふうに思うものですから、本当にそこにきちっと監督指導者がいれば、逐一ごみを投げる部分については指導できるわけです。ですから、毎日泥をかぶせるわけにいかないから、重機で押すと。これは、当然飛散となってあらわれるわけです。その後で手間暇かけてごみをとって歩くと。これ絶対全部はとり切れませんから。ですから、一番効果的なのは火元の栓を閉めるというのが火事でも、それからごみでも一番効果的で、コストがかからないということですから、ぜひ風連の処分場については監督指導者を置くべきだと。一部第4日曜日には職員を配置するということなのですが、今すぐといっても難しいのは理解していますから、ぜひ新年度等においてはそういった形がとられることを希望いたしますが、どうでしょうか、部長。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） いろいろ手厳しいお言葉いただきましたけれども、私もまなじりを決めていないわけではございません。名寄の処分場におきましても、先ほど風連の処分場の方にストーブや車のバンパー等があるということでありました。年度当初見に行ったときには、自転車あるいは鉄くず、そういったものが敷地の中にち

ゃんと処分地として置いてあったということで、そういったような分離はされていたというふうに思っております。ただ、名寄での処分場につきましては、そうしたものも一括処分の中に入っていくということで、私風連の処分場見たときに非常にいい分別をしているなというふうに思いました。それで、鉄くずや、あるいはそういった自転車類、そうしたものを埋めることによって減量にならないということでございますので、そうしたものについての減量対策は図らなければならないというふうに思っております。それで、これの対策につきましては、市内の古物商さん、そういったところとの連携といいますか、受け入れてくれるかどうか、そんなことも十分に考えていかなければならないと思いますし、風連でのそういった処分をどういうふうに行っているのかということも参考にしながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

また、今管理運営の部分での人員ということで、ゴールデンウィークのときには私も家庭系ごみを持っていきましたけれども、本当に車が道路にはみ出て、そして待ち時間、搬入する人、それから搬出する人という部分がぶつかって、非常に混雑をしていたということがございます。それで、その当時は非常にごみも風連の処分場の方に持っていかれたというふうに思っております。これは、名寄地区では月曜日から土曜日までということで、サラリーマンの多い地区でありましたから、土曜日に持ち込む量が名寄では多かったのではないかと、この風連と名寄に分かれた場合の第4日曜日だけということがありまして、そこにまた集中してきたということだというふうに思っております。そういった意味では、先ほど申しましたように毎月1回開場する第4日曜日が今のところ多いという判断の中で、そこに職員を配置して、管理監督していきたいなというふうに思っています。

今後の推移によってどういうふうな状況になる

かわかりませんが、これらのこともかんがみながら実施をしていきたいと思ひますし、先ほどのビニールの問題についてもやっぱり分別の問題、あるいはその整地の問題だとかありますので、それらもあわせて考えていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） まずは、試行してみてということで理解をさせていただきました。

現場を見て思ふのは、例えばソファーですとか、これは捨てていいものなのですから、いわゆる粗大ごみですね。それから、木の剪定木の捨てられたものがあるわけですから、これが結構スペースとるわけですから、例えば粉砕機ですとか、ソファー、それからたんすの類であればそれこそ即重機で、これ重なってしまったらつぶれませんので、即重機でつぶしていくというようにことをすれば、かなりまた違うと思ひますので、分別を進める傍ら、処分場の中の処分もしっかりしていくということで、であればやはり当然そこには重機のオペレーターも含めてそういう監督指導者を置かざるを得ないという状況に私は来春からはなるといふふうに期待を持って見ております。

それから、3点目であります。私もなかなか法律も理解できませんし、今回の答弁もいただいて、いろいろ考えてみたのですが、なかなか理解できないのですが、例えば56年以前の建物についてはすべて調査が必要だよということはわかるのですが、風連中学校は耐力度調査も終わっているということで、全部の全市的な調査がまず前提だというのはわかるのですけれども、やはり必ず全市的な調査を行わないと単独ではここは耐力度調査も終わっているし、当然もうすぐかかるわけですから、耐力度調査は必要なくてということではなくて、やはり必ず全市的な調査が必要なのでしょうか、どうでしょうか。その1点だけちょっと。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 耐力度調査は、結果的にはすべての学校で耐震とか耐力度調査は必要となります。ただ、先ほども言ったようにこれを一度にやると多額のお金がかかるということで、これは文科省の方もよくわかっておりまして、それはできない事情がわかりますよということで、優先度調査ということをやります。これは、該当校でコアをくりぬいて、コンクリートの劣化度などとか、それから外見上見てどの程度劣化しているかと、古くなっているとか、そういうような調査を行うのですけれども、これは簡易的なものでありまして、1校当たり20万円程度でできるというようなことで、それをやることによって学校の優先順位を決めるということになります。順位を決めても、例えばこれから3年計画で、最初に19年度はここをやりましょうと。そうしたら、耐震診断なり、耐力度調査をそのやっていないところについてはやらぬとだめです。3年間の計画で学校改修改築するときは、必ず耐震診断なり、耐力度調査を行うと。その3年後の計画期間を過ぎて、また次の期間に入ったときには、またそこでも耐力度調査なり、耐震診断をやって、施設整備を順次に進めていくというような中身です。ですから、こういうふうになったのは耐震診断がなかなか全国的に進まない、北海道、名寄もそうなのですから、これをどうやって進めるかということで、今までのやり方ではまずいということで、耐震診断をやらぬところについては設備の改築改修なりをそのものを認めませんですよということだと思ふのです。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） わかりました。そうすると、耐震診断は必ずしなければいけないという義務づけですね。わかりました。

それで、19年に全市的な学校のその施設整備計画を策定するというので、その流れの中で当然その中、これが19年に計画ができ上がると風

連中学校の改築年次も明記されてくるということで理解してよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほど耐震診断とおっしゃいましたけれども、正確には耐震診断か耐力度調査ということですか。

それから、19年度には当然どここの学校をするかというような形では出てくると思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 先ほどもお話ししましたとおり、突貫工事で当時の資料を見ますと約1億円の建設費が見込まれたのです。それが突然燃えてしまったものですから、保険金の2,000万円ほどしか原資がないということで、そんな中で沿線の、当然当時の名寄市の皆さんにもお世話になったと思うのですが、沿線の市町村の方からの寄附だとか町内外のそういった善意が100万円ほどにもなったと。ですから、これは今の貨幣価値からいうと何千万円にも値する金額かなというふうに思って、本当にありがたかったこと、当時の私たちはそんなことは知らなかったのですが、そんな中で1年、当初の予定だと2年かかるものが1年ででき上がったと。三輪町長の時代の出来事だったのですが、本当に当時の三輪町長以下、それから建設業者様も含めて、私はちょうど3年生で、昔話をしているわけではないのですが、土曜日だったのです。そうです、土曜日だったのです。土日を挟んで、15日から授業が再開されたのです。ですから、当時私たちの中学校は700人ほどおりましたから、700のいすを2日間で用意をして、東風連小学校、旭小学校、それから下多寄小学校に各学年ごとに分かれて、私たちは3年生ということで中央小学校の体育館に1カ所で勉強させてもらったわけですが、そんな本当に大変な御苦勞の中で今の校舎ができ上がったと。しかしながら、傷みもきているのも事実でありますから、そのところ風連の地区の皆さん

は大変心配もしているところで、うちの学校はいつできるのだというふうに、いろんな今お話をいただいた、説明をいただいた部分はあるのですけれども、いつごろというふうな年次は今の時点ではまだ言えないですか。どうですか。18年が21年に完成するというのは、どういうふうに私たち考えたらいいかわかりやすく説明していただければ。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども申し上げましたけれども、優先度調査は今年度行います。ですから、そこで学校ごとのものはわかると思います。それとまた、ことし検討委員会を設置しております、学校のあり方を検討していただいています。それと抱き合わせでできた時点で計画をつくっていくということになりますので、単純に古い年数からいくかといったら、それはそうとは限らないかわかりませんが、その結果によっては。ですから、これでいきますと19年度に施設計画の策定ですから、順調にいても恐らく20年度以降になるのかなというような感じはしております。ただ、財政計画がありますので、それとも絡んできますので、早くても20年度以降というぐらいにしか今の時点ではちょっと私の方からは申し上げられません。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 早くても20年以降となると、29年も20年ですから非常に心配になるわけですが、そういう受けとめ方ではなくて、今御説明のとおり、御答弁のとおり、それぞれ定められた、義務づけられた調査を経て、前向きに極めて計画にのっとった形でやるというふうに私は受けとめさせていただいておりますので、それが大きく、今お話しのとおり古い順からやるわけではないということに若干の不安要素は正直持ったのですが、それに余りこだわらない方がよろしいのですね。わかりました。今部長も大きくうなずいてくれておりますので、私は部長を

全面的に信頼をしておりますので、教育長も含めて、そここのところは本当にお互い情報をやりとりしながら、しっかりといい校舎建設に向けて、またいい環境の中で子供たちに学んでいただくということで前向きに進んでいければというふうに思います。

それから、時間も残り少なくなってきたわけですが、皆さんも早く終わればいいのになと思っっているかもしれませんが、この風夢プロジェクトという、こういった冊子が風連町の本当に終わる間際だったのですが、でき上がりました。ごらんになった方もいらっしゃると思うのですが、これ冊子的には非常に薄いわけですが、本当に風連の教育の情熱がこの1冊に凝縮されているというふうに言ってもよろしいかというふうに思います。私は持っていますし、風連の教育委員会の部分に行けば多分あるかなと思いますので、議員の皆さんもぜひ、これは無料ですから、読んでいただいて、これが私は決してベストだとは思いません。ただ、一つの実績として、よく学ぶ子供たちがいて、そして情熱のある先生方がいて、そして……

(何事か呼ぶ者あり)

○17番(佐藤 勝議員) いやいや、それはまた別なのですけども。

連携のすばらしさと、連携というのは保育所も入っているのです、小中のみならず。これは、部長もよく御存じだと思うのですが、そのあたりについてのお答えがなかったわけですが、やはり小学校から中学校に行くときにはいろんな意味でカルチャーショックがあると。同じように保育所、幼稚園から小学校に行くときはやはりカルチャーショックがある。それをいかに和らげるかというのが一つのスムーズな教育の連続になっていくかというふうに思うのですが、そのあたりについては幼と小の部分についてはいかがでしょうか。答弁には出てこなかったものですから、お伺いをいたします。手短でよろしいです。

○議長(田中之繁議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) ただいま小中の連携教育ということについての御質問がございましたが、旧名寄市でも随分議論した経過の中ではやはり幼稚園から大学までの接続がしっかりとできるかどうかという、これは大きな問題でございます。そういう意味で、風夢プロジェクトの中には幼稚園から恐らく高校まで視野に入れたそういう連携教育も含まれているのではないかということで、大変すぐれたプロジェクトだと、こんなふうに考えております。

ここではひとつ小中という形で取り上げますと二つのパターンがございまして、小中の連携教育、これが先ほど部長の申し上げたああいう内容でございます。もう一つは、校舎をともにして、ともに学ぶという、こういう一貫教育というのがございます。これは、まだ北海道では例がございません。それから、連携教育はそれぞれの形で取り組まれているということでありますので、この風夢プロジェクトの提言も私たちはしっかり踏まえながら今後考えてまいりたいと、こう思っております。

○議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

○17番(佐藤 勝議員) 秒読みに入りましたけれども、今教育長の方からお話ありましたとおり、最後に聞こうと思っていたのですが、校舎の同一敷地内の建設という部分があるのですが、これについては一定の御答弁をいただいているわけですが、これ以上の踏み込んだ部分というのはないのでしょうか。教育長に最後にお聞きをして、私の質問を終わります。

○議長(田中之繁議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) それにつきましては、部長の答弁にもございましたが、今後の風連中央小学校と風連中学校の連携のあり方の成果とか、これは似たような地域では智恵文も小学校、中学校連携教育を進めております。そういう成果をまず一つは確かめるということも大切でございます。

そういう中で、今立ち上げました適正配置、こういう検討委員会の中にも御議論をいただこうと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時46分

再開 午後 5時50分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第3 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、熊谷吉正委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 議長から指名をいただきましたけれども、正確さを期すために用意したものを読み上げて、報告にさせていただきます。

今第2回定例会におきまして当委員会に付託をされました付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会は、9月11日に開催し、総務部長を初め担当職員の出席を願い、慎重に審査を行ったところであります。

本条例の制定につきましては、8月21日に開催されました議員協議会の場で担当者より詳細に説明を受けておりましたので、早速審査に入りました。

各委員から出されました主な質疑では、旧名寄市の市技スキーは合併によりどう取り扱うのかに対しては、新たな条例整備を含めた中で市技スキーの取り扱いについて議論していく。第3条中には「積極的に」の文言が4回、第4条中には「提言等を行います」の文言が3回使われているが、

美しい文章表現上整理されてはに対しては、従前の条例では「積極的に」の表現は1カ所で、検討委員会内での議論から織り込まれた。ホワイトマスターの称号は、旧該当者から通算となるのか、また文化賞、文化奨励賞のように掲示してはどうかに対しては、基本的には通算していくと考えている。ホワイトマスターの称は今まで37個人、団体に贈っており、構想の段階であるが、北国博物館に名前等を書いたものをつくっていききたい。また、市民にわかりやすい場所で贈ることも考えていききたい。市の責務を明らかにしている第2条で、従前の「利雪・親雪計画」から「庁内組織を設置し」と変わったが、庁内組織のイメージはどう考えているのかに対しては、克雪を含めて設置要綱を作成し、さまざまな提言、意見に対してこたえていける組織をつくりたいなどなど質疑が交わされたところであります。

さらに、各委員から字句や文章表現の整合性について修正すべきとの意見も出され、検討の結果、次のような修正案が出され、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

修正箇所を申し上げます。第2条第1項3号中「着る」を「過ごす」に改め、同項第7号中「生かした」、この生かしたは生活の生です、を「活かした」に改める、この活かしたは活動の活です。

第3条中「事項に取り組みます」を「項目について積極的に取り組みます」に改め、同条第1号中「積極的に除・排雪に協力」を「除・排雪に協力」に改め、同条第4号中「利用した、北国」を「利用した北国」に改め、同条第6号中「積極的に参加」を「参加」に改め、同条7号中「創意工夫するとともに積極的に参加」を「創意工夫し、参加」に改め、同条第8号中「積極的に進めます」を「進めます」に改める。

第4条中「次に掲げる事項に取り組みます」を「次の項目の提言等に取り組みます」に改め、同条第1号及び第2号中「推進にかかわる提言等を

行います」を「推進に関すること」に改め、同条第3号中「事項に関わる提言等を行います」を「事項に関すること」に改める。

なお、委員会としての条例の修正案をお手元に配付しておりますので、参考をお願いをしたいと思います。

以上を申し上げまして、今第2回定例会で付託されました付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定についての委員会における審査の経過と結果の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 委員会の修正案について1点だけお伺いをしますけれども、第3条の4号、「冬の環境を活かし、豊かな地場産物を利用した、北国の食文化づくりをすすめます」と。なぜ「利用した北国」に点を取ってつないでいったのか、そこら辺の経緯についてお伺いをしたいというように思います。私読んでいる段階では、点があった方が読みやすいのかなというような気がするものですから、お伺いしただけですので、そこら辺のいきさつについてお話しいただければありがたいと思いますが。

○議長（田中之繁議員） 熊谷委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 「利用した、北国」のところについて「利用した北国」に接続をしたのは、委員の方から文章上「利用した北国」という続いている文言になっているという指摘がありまして、妥当という判断をして、そういう結論になっております。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） 別にこだわるわけではございませんけれども、修正案の方が点を取っているということは、「利用した北国」という言葉をつないだということになるわけですし、「地場産物を利用した、北国の食文化」というこ

とを考えたときには点があった方がいいのかなというふうに理解したのですが、委員会でそういう議論があって、こういう方向にしたというのでしたら、私は別に異論はございません。

○議長（田中之繁議員） 熊谷委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 私どもの委員にも造詣の深い委員がございまして、「豊かな地場産物を利用した北国の食文化づくりをすすめます」というのは一つの文章として妥当だろうということで、全委員がそのとおりということで結論づけております。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第2定付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時57分

再開 午後 5時58分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第4 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書、意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書、意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書、意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書、意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書、意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、

委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

経済常任委員会、川村正彦委員長。

○経済常任委員長（川村正彦議員） 経済常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

委員会は、7月18日から20日までの3日間の日程で、深川市、夕張郡長沼町、樺戸郡浦臼町、赤平市を行政視察してまいりました。

深川市役所では、地場産品の米PRを中心とした道の駅の運営状況についてをテーマに視察を行

いました。道の駅ライスランドふかがわは、国道12号線と国道233号線が交差し、高速道路の深川インターの入り口にあり、同一の敷地内にはガソリンスタンドとコンビニが併設されていることで相乗効果があり、平成15年度にオープンし、3年目の本年7月に300万人の入館者を達成しております。

道の駅として必ず設置が必要なものとして、公衆トイレ、公衆電話、駐車場があり、24時間供用できなければなりません。駐車場は当初80台分を予定しておりましたが、現状では130台分に拡張してきております。敷地内には情報コーナー、特産品販売コーナーのほかにお米のコーナーがあり、そこでは精米体験ができる設備があり、1回200円でもみすり等を経て白米になるまでの過程が見学でき、でき上がった2.4合の米を持ち帰ることができます。

管理運営につきましては、指定管理者である株式会社深川振興公社に委託し、費用負担の高い部分は直営で行い、採算はとれているとのことでした。

また、道の駅をつくるに当たって考慮すべき点としては、施設の暑さ対策や駐車場面積、商品のアイテム数などを考えるべきであり、物産及び加工品販売はコンセプトを逸脱しない範囲で協議し、販売は個人農家でなくJAが行い、端境期にはほかの物産を販売してでも閉鎖しないようにしているとのことでした。また、雇用についてもパートを含め約30名を超えているとのこと、来年11月にオープン予定の当市風連地区道の駅の参考になりましたし、名寄道の駅の建設に当たっては独自の魅力づくりを目指して十分な協議が必要であると感じました。

次に、夕張郡長沼町にあります道立中央農業試験場においては、クリーン農業に対する取り組み状況についてをテーマに視察を行いました。本年5月に食品中に残留する農薬等の規格基準がポジティブリスト制度に移行したことにより、これま

でのクリーン農業に対する考え方や農薬の使用についてどのような影響などがあるかについて説明を受けました。

総合防除科では、農薬が多用されている病害虫に対し総合的な視点から薬剤防除だけに頼らず、物理的、耕種的、生物的防除などの手法を開発、改良する試験研究を行っており、試験展示圃にはメロン、アスパラの害虫に対して天敵による生物学的防除法を実践している状況を見学してまいりました。現時点では一部で実用化されておりますが、コスト面や防除方法の確立面から一般の普及までには問題が残っております。しかし、消費者ニーズ等を考えると、近い段階で一般でも作物により実用普及されていく可能性があると感じました。

さらに、樺戸郡浦臼町にある農業生産法人有限会社神内ファーム21は、名寄市農業振興センター等と連携をとりながら、アスパラパウダー等の試験研究を行っておりますが、そこでは生産、加工、販売、一貫体制の新しいビジネス形態の創出と新規就農者独立支援機構の確立について視察を行いました。

視察の冒頭、この施設の創設者であります神内会長からの講話を受けた後、この施設の概要等について説明を受けました。これまでに500億円の設備投資をし、農場面積は600ヘクタールであり、そのほかに長万部に200ヘクタールの農地を取得する予定であります。経営内容としては、冬でも温室野菜を作付して、収益性の高い南方系の果実等を栽培しております。牧場では黒毛和牛の大規模な繁殖を始め、1万頭の和牛を目指しております。また、新規就農者の独立支援活動として夢見塾という塾を開き、新規就農を目指す家族に対して3年間の実習で独立して生活できるように一貫したサポートを行っており、研修期間でも夫に対しては月に20万円から25万円、妻は15万円から18万円と、これは最低月額35万円を保障しているようでございますが、などの支援

をしており、現在は1期生の15家族だけではありませんが、将来的には4期60家族までを考えているとのことございまして、最終的には30戸を一つのコミュニティとしていく考えであるということで計画を進めているということございまして。

規模や条件の違いがあっても、名寄市におきましても新規就農者に対する方策等を検討する必要があると感じてまいりました。

さらに、赤平市にある株式会社赤平花卉園芸振興公社では、高収益性作物の栽培状況についてをテーマに視察を行いました。施設においてコチョウランの実生とメリクロン苗の栽培過程を見学してまいりました。

コチョウランは、種子を殺菌して、フラスコの寒天培地の中に育てる実生苗と頂点分裂組織、メリステムと栄養体、クローンとの合成でつくられたメリクロン苗による2通りの栽培方法があります。メリクロン苗は、ウイルスや植物病原菌が除去された健全な植物が得られ、遺伝的形質が均一であることから、高品質ですぐれた親の形質を持った同一の花をつくるのが可能であるとのことでございます。これまでも名寄市の農業振興センターにおいてタイセツサクラや食用ユリ等の茎頂点培養による組織培養で一定の実績を上げておりますが、今後においても花卉や食用ユリ等の茎頂点培養による組織培養を積極的に取り組む中で、安全、安心な苗の供給と農業所得の向上を目指すことが必要であります。

最後に、今回の視察経過を踏まえまして、風連地区に建設が予定されております道の駅について委員会として議論を進めてまいりました。委員会としての考えとしては、モチ米などの明確なコンセプトを持って既存の道の駅とは違う憩い集う場としての空間でありたいと考えております。既設の駐車場スペースの不足が懸念されることや大型車の出入りがスムーズにできる駐車位置の設定、27線市道からの交通アクセス等の検討が必要で

あります。また、緑地帯、木陰等の周辺景観への配慮から、パークゴルフ場を併設することの可能性や隣接する既存施設との連携も視野に入れながら、地場産品の物販施設は夏、冬の需要に対応できる施設設計を工夫していく等の課題がございます。さらには、トイレ施設につきましては、シャワートイレの導入や女性トイレの十分な数の確保などについても将来を見据えた配慮をしていく中で、新生名寄市のシンボルとしての個性的な道の駅を目指すべきであると考えております。

以上を申し上げまして、経済常任委員会の行政視察報告といたします。ありがとうございました。
○議長（田中之繁議員） 次に、建設常任委員会、野々村勝委員長。

○建設常任委員長（野々村 勝議員） 建設常任委員会の行政視察報告について御指名がございましたので、ただいまより報告いたします。

委員会は、松尾建設水道部長、関下上下水道室長の同行をいただき、6月28日から3日間の日程でニセコ町と砂川市を視察研修してまいりました。

初日、ニセコ町役場でニセコビュープラザ直売会の小原会長と直売会唯一の職員である岩崎様から直売会の運営状況について説明を受けたところです。平成9年度にニセコ町の観光案内を目的に道の駅ニセコビュープラザが建設されましたが、当時の逢坂町長からニセコ町の農産物に付加価値をつけて販売してはどうかという提案があり、その年に休憩用の木のいすの上で5軒の会員による無人直売場が始まり、翌年には20軒となり、会員の頑張りにより人気スポットとなり、43の直売ブースと2軒のショップが出店し、基本的なショップブース以外は無人販売でした。そのため商品と売上金の誤差が大きくなり、販売員の中には入金漏れが20%から50%も出てくるようになったそうです。平成10年度から組織化し、現在は役員12名と会員60戸のテイクアウトコーナー5戸となり、65軒のショップコーナーを運営

しており、入会者の決定、お客様の対応などについて決まりをつくり、運営して、お客様の対応として会員による当番制をしき、このことにより商品の説明ができることで多くのファンが定着しているとのことでした。年々人気が増す中、お客様と生産者の情報交換とニーズの掌握が年間800品種の需要となる大きな要因となったそうです。平成14年8月よりバーコードによるPOSのシステムを導入し、無人販売時に起きていた商品と代金の不一致が解消され、平成17年度9月より商品補充集荷システム、これだすシステムを導入し、平成17年度の売り上げは2億3,500万円を計上したとの説明を受けたところです。

次の日は、名寄市の市街地再開発担当熊谷参事と長内主幹とも合流をし、砂川市を視察してまいりました。テーマは、市街地再開発事業と行政のかかわりについてであります。

砂川市の市街地再開発事業は、平成7年に市街地総合再生基本計画が作成され、平成10年に準備会が設立し、平成13年6月に事業が完了しております。当時の担当者でありました現在商工観光課の田伏課長と飯沢係長から説明を受けることができました。当事業は、砂川駅の南側中心市街地に位置し、交差点を中心とした十字街の一角に面しており、大型店のAコープや専門店が立地していた古くから近隣市町から買い物ができる市街地商業地として発展し、にぎわいととも活気のある中心市街地を形成した重要な地区であり、その後近隣炭産地の閉山や関連企業の撤退、大型店の合理化等に伴い、人口の減少、車社会が到来し、高齢化社会の問題、産業活力の停滞等で商店街の空洞化が余儀なくされ、さらに農協マーケットが郊外へ移転の話が持ち上がったことから、市民から市街地再開発の声が上がったそうです。施行地区面積が約0.9ヘクタール、権利者が9名で、個人施行で行われ、主要な用途は商業施設としてスーパー、JAを含む他が7,049平方メートル、駐車場が80台分で2,088平方メートル、総事

業費は15億7,000万円で、そのうち補助金が国が2億8,000万円、道が1億4,000万円、市が1億4,000万円であったことなどの説明を受けました。

また、質問に対し地権者との交渉にはコンサルタント会社が行い、個人施行が主であることから、市は支援する立場をとったとのこと、市は補助金のほかに駐車場整備に2億円を負担したこと、補助金の申請は市が行い、市の歳入に入れること、冬期間の駐車場の除排雪に市から50万円を補助していることなど説明があり、その後再生した施設を視察し、魅力ある商業拠点として地元の豊富な食材、日用品がそろい、JAの金融店舗に美容院、菓子店、食堂、薬局等の専門店が配置され、物を買うだけでなく、お年寄りと小さなお子様がくつろげる場所等を考慮した店舗づくりと事故防止のため駐車場を広くとり、ゆったりとした建物店舗であると感じました。

今回の視察では多くのことを学んでまいりましたが、これらについては今後の議会活動に生かしてまいりたいと思っておりますし、中身の濃い研修だったことを御報告し、建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で今期定例会に付

託されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 6時18分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副 議 長 堀 江 英 一

署名議員 木 戸 口 真

署名議員 渡 辺 正 尚

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成18年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	猿 谷 繁 明 (P 67)	1. 食品加工流通団地について (1) 団地の現状は (2) 集合住宅に対する対応 2. 都市計画用途地域について (1) 市内用途地域の見直し (2) 準工業地域を「特別用途地区」に 3. 指定管理者制度について (1) 指定管理者制度の本来の目的は (2) 指定管理者制度の展望 (3) 参入しやすい情報の提供について
2	岩 木 正 文 (P 74)	1. 冬のスポーツで交流人口の増加を (1) 名寄を日本のジャンプの拠点に (2) カーリング場の利用促進について (3) スペシャルオリンピックスへの協力について 2. 認定こども園について (1) 認定こども園制度についての考え方 (2) 道の認定基準についての名寄市の考え方 (3) 幼稚園型への取り組みに対しての協力について (4) 保育所型の名寄市の考え方 3. 学校給食について (1) 給食費の定義 (2) 学校給食会のあり方と次年度引当金について (3) 食育を踏まえた献立について
3	高 橋 伸 典 (P 84)	1. 障がい者に住みよいまちづくり (1) 審査会の協議の状況は (2) 基本指針に則して、サービスの数値目標は (3) 障がい種別ごとのグループホームの状況は

		<p>(4) 福祉施設から一般就労に移行への年度別数値目標は</p> <p>2. 「新バリアフリー法」について</p> <p>(1) 移動等円滑化への基準適合の対応は</p> <p>(2) 基本構想策定協議会の設置は</p> <p>3. ごみ焼却施設の解体について</p> <p>(1) 名寄地区・風連地区の築年数と保存状況は</p> <p>(2) ダイオキシン問題への対応について</p> <p>(3) 解体への検討は</p>
4	東 千 春 (P 93)	<p>1. 道の駅建設について</p> <p>(1) 当初からの議論経過と目的やコンセプトについて</p> <p>(2) 計画の進め方とその進捗状況について</p> <p>(3) 施設の計画内容について</p> <p>(4) 隣接する民間企業との関係について</p> <p>(5) 農産物の販売計画と農家との連携について</p> <p>2. 名寄市立大学の充実と振興について</p> <p>(1) 2箇所ある図書室の課題について</p> <p>(2) 図書室職員の配置について</p> <p>(3) 大学図書館の望ましい将来像は</p> <p>(4) 名寄市立図書館との合築も含めた将来展望は</p> <p>(5) 部活動に対応した整備について</p>
5	村 端 利 克 (P 103)	<p>1. 風連高等学校の存続について</p> <p>(1) 6月定例議会後の経過について</p> <p>(2) 存続に対し、今後の見直しについて</p> <p>(3) 今後の運動方針について</p> <p>2. 風連東地区の運動広場見直しについて</p> <p>(1) ゲートボール場付近の排水路の整備について</p> <p>(2) ゲートボール場の廃止と整備について</p> <p>(3) 18ホールのパークゴルフ場の新設について</p> <p>(4) グラウンドゴルフ場の見直しについて</p> <p>(5) 子どもと老人の憩いの場としての整備について</p> <p>3. 風連市街と東地区の連絡道路について</p> <p>(1) 旧風連町議会での質問に対するその後の経過について</p> <p>(2) 保線橋の整備問題について</p> <p>(3) 住民に優しい道路整備について</p>

		(4) 駅ホームの活用について
6	木戸口 真 (P 1 1 2)	<p>1. 名寄市農業振興策について</p> <p>(1) 「名寄市農業・農村振興審議会」「名寄市農業振興対策協議会」の取り組みとあり方について</p> <p>(2) 防衛施設周辺整備事業（農業用施設設置助成事業）の経過と目的、今後の考え方について</p> <p>2. 安心・安全のまちづくりについて</p> <p>(1) 住宅用火災警報器等の設置について</p> <p>ア 名寄市営住宅等の対応について</p> <p>イ 高齢者、低所得者等の福祉的な対策は</p> <p>(2) 名寄市災害弱者緊急通報装置の設置について</p> <p>ア 風連地区の端末機の更新は</p>
7	谷内 司 (P 1 2 2)	<p>1. 教育委員会のあり方について</p> <p>(1) 教育行政執行方針の内容協議は</p> <p>(2) 教育委員会において給食センターの統合について協議されたか</p> <p>(3) 給食費について</p> <p>(4) 合併後5ヵ月が過ぎたが、合併協定が守られているか</p>
8	駒津喜一 (P 1 3 9)	<p>1. 商工業の振興について</p> <p>(1) 改正まちづくり三法について</p> <p>(2) 住宅地域に小規模商業施設の誘致について</p> <p>(3) 建設業のソフトランディングについて</p> <p>2. 福祉事業について</p> <p>(1) 合併による福祉電話について</p>
9	宗片浩子 (P 1 4 6)	<p>1. 道の駅について</p> <p>(1) 道の駅に壁画による案内看板の設置を</p> <p>(2) 交通安全を促す看板の設置を</p> <p>2. 男女共同参画社会について</p> <p>(1) 男女共同参画推進計画について</p> <p>(2) 名寄市における男女共同参画社会の推進・行動計画の取り組みについて</p>

10	栗栖賢一 (P154)	1. まちづくり三法の改正による新しい課題について (1) 中心市街地活性化計画の見直しとその推進について (2) 住宅マスタープランとまち中居住について (3) 駅前市有地の利活用について
11	植松正一 (P163)	1. 名寄市の農業施策の取り組みについて (1) 品目横断的経営安定対策の支援内容について (2) 農業振興に係る整備計画の変更、見直し等の進捗状況について (3) 地場産品の地産・地消の推進計画の策定について 2. 道路計画の見直しについて (1) 名寄地区の私道対策について (2) 市道の防塵対策について (3) 風連地区は舗装工事完了、名寄地区における今後の対応・対策について
12	宮田久 (P173)	1. 市政執行と法令・条例等の遵守について (1) 平成18年度市政執行方針について (2) 地方自治法第138条の2及び第96条等について (3) 地方公務員法第32条、第33条、第35条等について (4) 上記の項目に関連する法令及び条例規則等について
13	渡辺正尚 (P180)	1. 交流人口拡大の考え方について (1) 今後の交流人口の拡大についての施策や考えは (2) 交流人口拡大によって考えられる地域の活性化は (3) 魅力ある公共施設の利用推進による期待は 2. 今年度の教育行政の実施状況について (1) 名寄市に適した教育環境の考えはどのようなものか (2) 教育委員会で抱えている現在の課題は (3) 高校再編についての考え方について 3. 市立総合病院の今後について (1) 現在の経営状況についてはどのようなものか (2) 敷地内分煙の考えについて (3) 市立病院の将来展望について
14	黒井徹 (P190)	1. 農業振興計画樹立にあたって (1) 農業支援センターについて

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 農地流動化に対する支援について (3) 担い手対策 (4) 小規模経営への対策 <p>2. 中心市街地活性化について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化基本計画の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ア 空き店舗の対策について イ コンパクトシティーの取り組みは (2) 風連市街地再開発事業について <ul style="list-style-type: none"> ア 現状と今後のスケジュール イ 事業費の概算と補助内容について ウ 行政として取り組む事業内容について
15	中野秀敏 (P205)	<p>1. 行財政改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 数値目標の設定について (2) 職員給与7%削減案の根拠について (3) 風連特別養護老人ホームの民間委託の取り組み状況 (4) 補助金負担金等の見直しについて <p>2. 地域自治区について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域自治区設置の今後の取り組み日程について
16	佐藤靖 (P214)	<p>1. 市の財政事情について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成17年度決算見込みについて (2) 平成19年度総務省所管予算概算要求に対する見解 (3) 三位一体改革の評価について (4) 市立総合病院の経営安定対策について <p>2. 消費者を守る取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 悪徳商法の被害状況及び対策について (2) 行政、民間団体の連携強化を (3) ごみ収集車を活用した啓発活動の実施を <p>3. 夏のイベントの評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) なよろのおどりや産業まつりの評価は (2) 大学公園の有効活用の可能性について <p>4. 社会教育施設の将来像について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会内部での文化大ホール、木原天文台建設の検討経過 (2) 広域連携の必要性について

17	齊藤 晃 (P226)	1. 大雨による旭ヶ丘地区の道路等の冠水対策について 2. 国民健康保険税の引き下げについて 3. まちづくりと福祉について (1) 総合計画策定では、福祉を柱の1つに必要ではないか (2) 道北各市町の福祉施設の現状と名寄市の役割と連携について (3) 精神科の役割と医師確保について、研修医制度への対応について
18	山口 祐司 (P236)	1. 児童公園の善良管理について (1) 児童公園の現況と管理状況は (2) 使用地及び物件の風致の保持は (3) 遊具の保守点検と補修は (4) 利用者の声を把握するための職員による巡回は 2. 農村の生活習慣病について (1) 全国規模で実施される農村の生活習慣病調査について (2) 国の調査状況も踏まえて、市内の予防活動のベースにする考えは (3) 食材の偏りについて、市の保健推進の立場からどうとらえているか
19	熊谷 吉正 (P243)	1. 障がい者福祉について (1) 名寄市障がい者福祉計画（改訂版）進捗について (2) 障がい者自立支援法の影響と今後の課題について (3) 名寄市障がい福祉計画（仮称）の取り組みについて 2. 今後のまちづくりについて (1) コミュニティーと自治の結合について (2) 自治区の機能、位置づけについて (3) 地域内分権の具体化に向けて (4) 心の合併の醸成について
20	竹中 憲之 (P255)	1. 新市の花・木・鳥の選定に伴う保護等について (1) 市花の保護等は (2) 市木の植樹の計画は 2. 専門職の配置について (1) 文化財専門職の増員配置の時期は (2) その他の専門職の配置の考え方は 3. 廃棄物の分別強化について (1) 本年6月公布となった法律と当市の減量計画は

		<p>(2) 市民、事業者への指導は</p> <p>4. 過疎地域自立促進市町村計画の具体化について</p> <p>(1) 除排雪体制の強化について</p> <p>(2) 公園設備の再点検、再整備とトイレの設置について</p>
21	佐藤 勝 (P264)	<p>1. 総合計画における地域振興、地域分権の施策を</p> <p>(1) ポスト地域協議会について</p> <p>(2) 地域担当スタッフ制について</p> <p>2. 風連地区最終処分場管理のあり方について</p> <p>(1) 指定物以外の混入に対する対応と、人員を含めた管理強化を</p> <p>3. 風連中学校改築に係る今後のスケジュールについて</p> <p>(1) 耐震化率等「施設整備計画」</p> <p>ア 目標</p> <p>イ 必要な整備内容</p> <p>ウ 計画期間</p> <p>(2) 小中一貫教育について</p>

第 2 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 1 8 年 9 月 1 日～平成 1 8 年 9 月 1 5 日 1 5 日 間
本会議時間数 2 4 時間 0 7 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
議 案 第 1 号	名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について	18. 9. 1	総務文教常任委員会 付託
		18. 9. 15	修 正 可 決
議 案 第 2 号	名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	18. 9. 1	原 案 可 決
議 案 第 3 号	名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 4 号	名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 5 号	名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 6 号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	"	"
議 案 第 7 号	名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 8 号	名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 9 号	名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について	"	"

議案第10号	専決処分した事件の承認について	18. 9. 1	承認
議案第11号	名寄市過疎地域自立促進市町村計画について	〃	原案可決
議案第12号	市道路線の廃止について	〃	〃
議案第13号	市道路線の認定について	〃	〃
議案第14号	指定管理者の指定について	〃	〃
議案第15号	専決処分した事件の承認について	〃	承認
議案第16号	平成18年度名寄市一般会計補正予算	〃	原案可決
議案第17号	平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第18号	平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第19号	平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第20号	平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第21号	平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	〃	〃
議案第22号	平成18年度名寄市病院事業会計補正予算	〃	〃
意見書案第1号	季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書	18. 9. 15	〃
意見書案第2号	集配局の廃止再編計画に反対する意見書	〃	〃

意見書案第3号	ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書	18. 9. 15	原 案 可 決
意見書案第4号	療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書	”	”
意見書案第5号	各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書	”	”
意見書案第6号	品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書	”	”
報告第1号	専決処分した事件の報告について	18. 9. 1	報 告 済
報告第2号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第3号	例月現金出納検査報告について	18. 9. 15	”
	委員の派遣について	”	派 遣 決 定
	委員の派遣報告	”	報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定